

平成24年 宮崎県定例県議会会議録
9 月

平成24年 9 月 7 日開会

平成24年10月12日閉会

平成24年9月宮崎県定例県議会会議録 目次

9月7日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
宮原義久議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第11号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5
1. 議員発議案送付の通知	8
1. 議員発議案第1号及び第2号追加上程	8
1. 討 論	8
前屋敷恵美議員（議員発議案第1号に反対）	8
1. 議員発議案第1号採決	9
1. 議員発議案第2号採決	9

自9月8日（土曜日）

至9月11日（火曜日） 休 会

9月12日（水曜日）

1. 出席議員	13
1. 地方自治法第121条による出席者	13
1. 議案第12号から第23号まで追加上程	14
1. 知事提案理由説明	14
1. 代表質問	14

丸山裕次郎議員質問（自由民主党） 14

- ・知事の政治姿勢について
- ・教育委員会制度について
- ・公社等改革について
- ・予算編成・社会保障と税の一体改革について
- ・市町村合併について
- ・歯科保健推進について
- ・林業行政について
- ・エコクリーンプラザみやざきについて

- ・ 企業立地について
- ・ 畜産行政について
- ・ 土木行政について
- ・ 電気事業について
- ・ 特別支援教育の推進について
- ・ 暴力団排除条例について
- ・ 地域活性化について
- ・ 広域行政機構について
- ・ 障がい者対策について
- ・ 葉たばこ振興について
- ・ 小水力発電について

宮原義久議員質問（自由民主党） ----- 44

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ みやざき感謝プロジェクトについて
- ・ 財政改革について
- ・ 防災対策について
- ・ 教育問題について
- ・ 水資源保全対策について
- ・ 生活排水対策について
- ・ 医療・福祉・介護問題について
- ・ 県立病院について
- ・ 入札制度について
- ・ 中小企業振興について
- ・ 県土整備について

9月13日（木曜日）

1. 出席議員 -----	75
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	75
1. 代表質問 -----	76

西村 賢議員質問（新みやざき） ----- 76

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 宮崎県の経済対策・産業活性化について
- ・ 医療・福祉について
- ・ 教育行政について
- ・ 自殺対策について
- ・ 警察行政について

新見昌安議員質問（公明党宮崎県議団）	101
・知事の政治姿勢について	
・防災・減災への取り組みについて	
・高齢者対策について	
・消費者教育について	
・環境対策について	
・動物愛護について	
・教育行政について	
・警察行政について	
鳥飼謙二議員質問（社会民主党宮崎県議団）	120
・知事の政治姿勢について	
・道州制と九州広域行政機構について	
・教育問題について	
・福祉問題について	
・地域医療体制について	
・農業問題について	
・みやざき臨海公園について	
9月14日（金曜日）	
1. 出席議員	147
1. 地方自治法第121条による出席者	147
1. 一般質問	148
後藤哲朗議員質問	148
・知事の政治姿勢について	
・安全安心なまちづくりについて	
・コンビニエンスストアとの連携強化について	
・中山間地域対策について	
・企業立地の推進について	
・水産業の振興について	
・家庭教育について	
・道路交通環境の整備について	
右松隆央議員質問	160
・知事の政治姿勢について	
・みやざき東アジア経済交流戦略について	
・記紀編さん1300年記念事業について	
・防災都市づくりについて	

・水資源保全対策について	
河野哲也議員質問 -----	173
・社会保障と税の一体改革について	
・子育て・家庭教育支援について	
・防災・減災ニューディールについて	
・農業・水産業振興について	
・教育問題について	
岩下斌彦議員質問 -----	184
・観光政策について	
・地域創造支援事業について	
・教育行政について	
・農業政策について	
・漁港整備について	
・道路整備等について	
・こども政策等について	
自 9 月 15 日（土曜日）	
休 会	
至 9 月 17 日（月曜日）	
9 月 18 日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	199
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	199
1. 一般質問 -----	200
徳重忠夫議員質問 -----	200
・知事の政治姿勢について	
・シーガイアの経済効果について	
・就農給付金の後継者対策について	
・都城志布志道路について	
・都城霧島公園線の整備について	
・小中学校のいじめについて	
清山知憲議員質問 -----	210
・知事の政治姿勢について	
・物流戦略について	
・青少年健全育成について	
・県立病院の救急医療について	
・がん対策について	
・職業教育について	

十屋幸平議員質問	228
・知事の政治姿勢について	
・災害対策について	
・福祉行政について	
・教育行政について	
・警察行政について	
函師博規議員質問	241
・精神障がい者に関する医療福祉の実態と展望について	
・救急力拡充について	
9月19日（水曜日）	
1. 出席議員	255
1. 地方自治法第121条による出席者	255
1. 一般質問	256
星原透議員質問	256
・知事の政治姿勢について	
・商工会について	
・新たな成長産業への取り組みについて	
・社会資本整備の状況について	
・カジノ合法化について	
蓬原正三議員質問	268
・知事の政治姿勢について	
・地域の要望について	
・タンDEM自転車について	
・農業について	
・再生エネルギーについて	
太田清海議員質問	281
・教育行政について	
・地方財政について	
・地域医療について	
・福祉保健行政について	
・急速充電施設の確保について	
・獣医師の確保について	
・教育機関におけるバス利用について	
・障がい児教育について	
・防災マニュアルについて	

田口雄二議員質問	296
・知事の政治姿勢について	
・医療福祉行政について	
・教育行政について	
・交通網の整備について	
・商工観光行政について	
1. 議案に対する質疑	311
前屋敷恵美議員	311
1. 議案第12号から第23号まで採決	314
1. 議案第1号から第11号まで及び請願委員会付託	314
自9月20日（木曜日）	
常任委員会	
至9月21日（金曜日）	
自9月22日（土曜日）	
休 会	
至9月23日（日曜日）	
9月24日（月曜日） 常任委員会	
9月25日（火曜日） 特別委員会	
9月26日（水曜日） 休 会	
9月27日（木曜日）	
1. 出席議員	317
1. 地方自治法第121条による出席者	317
1. 常任委員長審査結果報告	318
黒木正一総務政策常任委員長	318
高橋 透厚生常任委員長	320
山下博三商工建設常任委員長	321
松村悟郎環境農林水産常任委員長	323
西村 賢文教警察企業常任委員長	325
1. 討 論	327
前屋敷恵美議員（議案第10号及び第11号に反対、請願第20号採択に反対）	327
1. 議案第2号採決	328
1. 議員発議案送付の通知	328
1. 議員発議案第3号追加上程	328
1. 議員発議案第3号提案理由説明	329
山下博三議員	329
1. 議員発議案第3号採決	329
1. 知事発言	330

1. 議案第10号採決	330
1. 議案第11号採決	330
1. 議案第1号及び第3号から第9号まで採決	331
1. 請願第20号採決	331
1. 請願第23号採決	331
1. 請願第21号及び第22号採決	331
1. 閉会中の継続調査案件採決	331
1. 議員発議案送付の通知	331
1. 議員発議案第4号から第12号まで追加上程	332
1. 討 論	333
前屋敷恵美議員（議員発議案第8号に反対）	333
1. 議員発議案第8号採決	333
1. 議員発議案第4号から第7号まで、第9号及び第10号採決	333
1. 議員発議案第11号提案理由説明	333
松村悟郎議員	334
1. 質 疑	334
高橋 透議員	334
1. 討 論	337
太田清海議員（議員発議案第11号に反対）	337
横田照夫議員（議員発議案第11号に賛成）	338
前屋敷恵美議員（議員発議案第11号に反対）	339
1. 議員発議案第11号採決	340
1. 議員発議案第12号提案理由説明	340
中野一則議員	340
1. 討 論	341
前屋敷恵美議員（議員発議案第12号に反対）	341
1. 議員発議案第12号採決	342
1. 議案第24号から第28号まで上程	342
1. 知事提案理由説明	342
自9月28日（金曜日）	
休 会	
至10月1日（月曜日）	
10月2日（火曜日）	
1. 出席議員	347
1. 地方自治法第121条による出席者	347
1. 議案第24号から第28号までに対する質疑	348

前屋敷恵美議員 -----	348
1. 議員発議案送付の通知 -----	352
1. 議員発議案第13号上程、採決 -----	353
1. 議案第24号から第28号まで決算特別委員会付託 -----	353
1. 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果） -----	353
自10月3日（水曜日）	
至10月4日（木曜日）	
自10月5日（金曜日）	
至10月9日（火曜日）	
10月10日（水曜日）	決算特別委員会
10月11日（木曜日）	休 会
10月12日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	357
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	357
1. 議会運営委員会委員の辞任許可 -----	358
1. 議会運営委員会委員の選任 -----	358
1. 決算特別委員長審査結果報告 -----	358
中野一則決算特別委員長 -----	358
1. 討 論 -----	361
前屋敷恵美議員（議案第24号に反対） -----	361
有岡浩一議員（議案第24号に反対） -----	363
1. 議案第24号採決 -----	365
1. 議案第25号から第28号まで採決 -----	365
1. 議員発議案送付の通知 -----	365
1. 議員発議案第14号追加上程、採決 -----	365
1. 閉 会 -----	366
<hr/>	
1. 資 料 -----	367
平成24年9月定例県議会日程 -----	369
議案送付文書 -----	371
代表質問時間割 -----	374
一般質問時間割 -----	375
議案・請願委員会審査結果表 -----	376
閉会中の継続調査申出一覧 -----	378
決算議案委員会審査結果表 -----	379

1. 決算特別委員会各分科会主査報告	381
1. 議案議決件名一覧表	391
1. 意見書、決議文、その他	395
島根県・竹島の我が国の領有権の確認と対韓国外交の早期正常化を求める 意見書	397
香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書	398
宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算の執行に 係る附帯決議	399
「森林・林業再生プラン」に係る具体的施策の推進を求める意見書	400
不活化ポリオワクチン導入に伴う費用の助成を求める意見書	401
「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求め る意見書	402
自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める 意見書	403
オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致に向けた決議	404
第12回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣	405
宮崎県最低賃金改正についての意見書	406
「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書	407
自衛隊定員の増員を求める意見書	408
決算特別委員会の設置について	409
九州各県議会議長会 九州・沖縄未来創造会議広域行政懇話会幹事会への 議員の派遣	410
1. 請願一覧表	411
1. 議事経過	425

9月7日（金）

平成 24 年 9 月 7 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 6 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 7 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 8 番 | 岩 下 斌 彦 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 15 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 16 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 17 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 18 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |
| 25 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 34 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 35 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 中 野 一 則 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-----------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 章 |
| 公 安 委 員 長 | 山 崎 殖 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 達 也 |
| 人 事 委 員 長 | 村 社 秀 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 稔 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 詔 藏 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 開 会

○外山三博議長 これより平成24年9月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員39名、全員でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○外山三博議長 会議録署名議員に、山下博三議員、高橋透議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○外山三博議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。御報告いたします。

去る8月31日に閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成24年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計11件、その内訳は、補正予算4件、条例3件、予算・条例以外4件であります。このほか4件の報告があります。また、さらに人事案件及び決算議案が追加提案される予定であります。

これらの提出議案の内容を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、会期については、本日から10月12日までの36日間とすることに決定をいたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9月12日から2日間の日程で代表質問、14日から3日間の日程で一般質問を

行います。代表質問につきましては、質問人数を5名とし、質問順序及び時間は、自由民主党120分以内、新みやざき55分以内、公明党45分以内、社会民主党45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を合計12名以内とし、質問順序は、11日が締め切りとなっております通告書の提出を待つて決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。

一般質問終了後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。9月20日から24日までの間で各常任委員会を開催していただき、27日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

その後、10月2日に、普通会計及び公営企業会計決算議案の審査のため、決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することとしております。決算特別委員会は10月2日から10月10日までの間に開催していただき、10月12日の最終日に、付託された議案の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いをいたしまして、以上で当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○外山三博議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委

員長の報告のとおり、本日より10月12日までの36日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第11号まで上程

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第11号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。平成24年9月定例県議会の開会に当たりまして、まず冒頭に、御報告とおわびを申し上げます。

去る9月1日、教育委員会事務局職員が酒気帯び運転により逮捕されるという事案が発生しました。教育委員会におきましては、現在、職員の不祥事防止やコンプライアンス推進のため、組織を挙げて懸命に取り組んでいるところであり、特に飲酒運転については、従来からその撲滅に向けて強い覚悟で取り組んできていたにもかかわらず、このような事案が引き起こされたことにつきまして、私としましても深刻に受けとめているところであります。県議会を初め県民の皆様へ、心よりおわびを申し上げます。

今回の件を改めて県全体の問題としてとらえ、引き続き、職員の綱紀の保持の徹底を図

り、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

では、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、県政に関しまして3点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、口蹄疫からの再生・復興についてであります。

去る8月27日で口蹄疫終息宣言から2年が経過しました。この2年の間、県では、「口蹄疫からの再生・復興方針」に基づき、緊急的な対応を行うとともに、中長期的な課題にも確実に対応するため、工程表を策定し、スピード感を持って取り組みを進めてきたところであります。引き続き、被害を受けた方々にしっかりと寄り添いながら、終息宣言から2年の節目を契機として、「忘れない そして 前へ」を合い言葉に、再生・復興の新しいステージに向かって、より力強く前進することが重要であると考えております。

このため、先日、農業科学公園内の農業科学館にオープンした口蹄疫メモリアルセンターを活用し、口蹄疫に関する情報発信や資料等の保存・展示に努めてまいりますとともに、畜産が将来にわたり本県の基幹産業として継続的に繁栄していくために、本県畜産の新生に向けた取り組みを加速化させてまいりたいと考えております。

また、10月には、和牛のオリンピックと言われる第10回全国和牛能力共進会が長崎県で開催されます。口蹄疫からの再生のあかしともなる前人未踏の日本一連覇を目指し、代表となられた農家の方々はもちろんのこと、県を初め関係者一同、心を一つにして全力を尽くしてまいり所存であります。

2点目は、東日本大震災に伴う災害廃棄物の

広域処理についてであります。

8月7日に、国において「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」が策定され、環境大臣から通知がありました。この通知の中で、被災地における処理や受け入れ自治体での処理の進展などにより、可燃物については、新たな受け入れ先との調整は行わないとの方針が示されたところです。一方、不燃物については、今後調整を行うこととされておりますが、これまでの市町村との議論や最終処分場の施設寿命に対する影響の大きさなどから、さきに県が市町村にたたき台として示した「宮崎県における災害廃棄物の広域処理に関するガイドライン」においては、可燃物のみを対象としたところがあります。このため、これまで県と市町村が一体となって進めてきた広域処理の受け入れに関する検討を終えることとしたところでありませ

す。口蹄疫や鳥インフルエンザ等の発生に際し、東北地方を含む全国から大きな支援をいただいた本県としましては、これまでも市町村や県民の皆様、関係団体等とも連携し、被災地支援に取り組んできたところであります。災害廃棄物についても、できる限りの協力をしたいとの思いで真摯に検討してまいりました。特に、本年3月に内閣総理大臣からの要請があり、また県議会での全会一致での決議を受けまして、市町村長との意見交換、国の説明会の開催、被災地及び受け入れ自治体の現地調査、専門家による説明会の開催など、受け入れ主体である市町村の理解を深めるための場の提供に努めてきたところであり、さらには、国の基準よりも厳しい独自基準の検討を進め、そのたたき台の提示を行うなど、広域処理の受け入れに向けて、市町村や県民の皆様との理解を得るための議論を深め

てまいりました。結果的に受け入れには至りませんでした。これまで本県で進めてきた検討や取り組みについては、被災地の皆様にも御理解をいただけるものと考えているところであります。

なお、県では、被災地での災害廃棄物関連業務を支援するため、全国に先駆け、8月1日から宮城県に職員1名を派遣しております。今後とも引き続き、被災地の復旧・復興のために、県議会はもとより、市町村や県民の皆様、関係団体等と連携しながら、被災地のニーズを踏まえ、さまざまな形で、できる限り息の長い支援を継続してまいりたいと考えております。

3点目は、南海トラフ巨大地震による被害想定等についてであります。

昨年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、最大クラスの被害が予想される南海トラフの巨大地震についての検討が、内閣府において進められ、その結果が8月29日に公表されたところであります。この中で、本県に関しまして、最悪の想定では、建物全壊等が県内で約8万3,000棟、死者数約4万2,000人となる結果となっております。危機感を新たにしたところであります。一方、今回の報告の中で、この最大クラスの地震・津波については、発生頻度が極めて低いものであり、過度に心配すべきではないこと、また、耐震化率の向上や避難対策を講じていくことにより、これらの被害を確実に減らすことができるということが記載されております。

昨年の東日本大震災での教訓から、このような大規模な津波に対しては、住民等への迅速な情報提供と適切な避難先の確保、さらに、自衛隊や警察、消防など防災関係機関が救援救助活動を円滑に行える環境づくりが大変重要であると、改めて認識したところであります。県民の

皆様の生命・財産・安全を守ることは、行政に課せられた最も重要な役割・使命でありますので、国や市町村、関係機関と十分に連携しながら、引き続き、自然災害を初めとする危機事象に対する備えを、冷静かつ着実にしっかりと進めてまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。補正額は、一般会計57億3,285万3,000円、特別会計7,380万8,000円であります。このうち、一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金9,768万8,000円、国庫支出金16億4,443万2,000円、財産収入35万円、寄附金70万円、繰入金9億2,734万5,000円、繰越金23億837万6,000円、諸収入2億196万2,000円、県債5億5,200万円です。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,785億6,285万3,000円となります。

以下、その主なものについて御説明いたします。

まず、木材価格対策についてであります。本年2月から木材価格が急激に下落し、6月には過去最低水準の価格となりましたことから、庁内に木材価格対策特命チームを設置し、その対応について協議検討してまいりました。その中で、国、県、関係団体等が一体となって、出材の調整、木材利用の拡大、林家等への経営安定化支援に取り組んでいくこととしたところであります。これまでも既に、当面の緊急的な対策としまして、国や民間に対し自主的な出材抑制を依頼するとともに、公共施設等での利用拡大等を図っているところであります。これらの取り組みに加え、今回の補正予算におきましては、出材の調整対策としまして、自主的な出材抑制に取り組む民間事業者を支援するため、森

林整備事業の拡大により林業作業員の雇用確保を図ることとし、また、木材利用の拡大対策としまして、県外事務所の木質化等を行うとともに、県産材を活用した木造住宅づくりを一層推進することとし、さらに、林家等経営安定化支援としまして、原木出荷調整を行う素材生産者の経営を支援するため、必要な資金の融資枠の拡大を行うこととしております。

次に、地域経済活性化・雇用対策についてありますが、停滞している県内経済や厳しい雇用情勢を踏まえ、約13億円の公共事業の追加措置や緊急雇用対策の拡大措置を講じるとともに、古事記編さん1300年にちなんだ神話ゆかりの周遊バスツアーの充実等や、再生可能エネルギー等導入推進のための基金を活用した太陽光パネル等の設置の助成、また、肉用牛肥育農家の経営安定化を図るための損失補てん積立金への助成等を行うこととしております。

次に、子育て支援対策等についてありますが、保育所の施設整備や認定こども園への移行を予定する私立幼稚園等の耐震化に対する助成などを行うこととしております。

さらに、その他の対策としまして、獣医師の確保を図るため、県の獣医師職員を志望する学生への修学資金の拡大を行うこととしております。

次に、予算関係以外の議案について御説明いたします。

議案第5号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するための特殊作業手当の新設等、所要の改正を行うものであります。

議案第6号「宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、施設

開設準備経費助成特別対策事業の実施期限が平成24年度末までに延長されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第9号「損害賠償の額の決定について」は、県有自動車による公務上の事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

このほか、議案第7号「宮崎県災害対策本部条例の一部を改正する条例」外4件であります。説明は省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

平成24年9月7日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

島根県・竹島の我が国の領有権の確認と対韓国外交の早期正常化を求める意見書

議員発議案第2号

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書

◎ 議員発議案第1号及び第2号追加上程

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号及び第2号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。ただいま提案されました議員発議案に対する討論を行います。

議員発議案第1号「島根県・竹島の我が国の領有権の確認と対韓国外交の早期正常化を求める意見書(案)」について、反対の立場から討論いたします。

今回の竹島や尖閣諸島の問題など領土問題は、どのような問題でも歴史的事実と国際法上の道理にのっとり、冷静な外交交渉で解決を図ることが大事です。竹島問題をめぐって、日本

共産党は1977年に見解を発表し、日本が竹島の領有を主張することには歴史的根拠があり、我が党は、歴史的にも国際法的にも日本の領土であることを主張してきました。ただ同時に、竹島を日本の領土に編入した1905年という時期と、日本が韓国を植民地化していた時期とが重なっているという問題があり、韓国の外交権が奪われていた時期であったということがあります。日本政府として、その事実は認めて、韓国側の主張もしっかり考慮する必要があります。韓国の国民のほとんどが、戦前の日本による植民地支配の最初が竹島だと思っていると言われています。ですから、冷静な話し合いの場をつくるためには、植民地支配への反省をきちんと行うことが不可欠です。その土台の上で、歴史的な事実と国際道理に立った話し合いで領土問題の解決を図ることが必要です。日韓の間に冷静に話し合うための外交的土台を築く必要があり、感情的な対応で緊張をエスカレートさせるようなことは、双方が自制すべきです。

しかし、本意見書案は、韓国大統領の竹島上陸を非難するにとどまらず、「竹島の不法占拠を一刻も早く停止することを求める」として、政府に対して、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとることを求めています。ここには、冷静な外交交渉による解決の立場が全く欠落していると思います。全体として緊張を激化させるものであると言えます。

今やるべきことは、日中間であれ、日韓間であれ、領土問題をめぐっては、双方の政府に冷静な対応、外交的話し合いでの解決こそ求めるべきです。隣国との領土問題での感情的対立をあおり、緊張を激化させるような意見書を上げるべきではないと考えます。そうでなければ、

本意見書案が最後に求めている「対韓国外交の早期正常化を図る」ことにもつながらないのではないのでしょうか。

こうした立場から、本意見書案に同意できないことを申し上げ、私の討論といたします。以上です。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第2号採決

○外山三博議長 次に、議員発議案第2号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす8日から11日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、12日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時26分散会

9月12日（水）

平成 24 年 9 月 12 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 6 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 7 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 8 番 | 岩 下 斌 彦 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 15 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 16 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 17 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 18 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |
| 25 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 34 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 35 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 中 野 一 則 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 達 也 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 内 戸 保 博 秋 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 稔 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 幸 徳 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 昭 藏 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 一 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 議案第12号から第23号まで追加上程

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第12号から第23号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案第12号から第23号について御説明申し上げます。

まず、議案第12号は、公安委員会委員佐藤勇夫氏が平成24年10月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同じく佐藤勇夫氏を任命いたしたく、警察法第39条第1項の規定により、県議会の同意を求めます。

次に、議案第13号及び第14号は、教育委員会委員柏田芳徳氏及び池上武博氏が平成24年10月8日をもって任期満了となりますので、その後任委員として山崎里都子氏及び島原俊英氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めます。

また、議案第15号から第23号は、公害審査会委員渡邊紘光氏ほか8名の委員が平成24年10

月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として洲崎達也氏ほか8名を任命いたしたく、公害紛争処理法第16条第1項の規定により、県議会の同意を求めます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

◎ 代表質問

○外山三博議長 それでは、ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、自由民主党、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。きょうは、私と午後から宮原議員が自由民主党を代表して質問するということでありまして、大変ありがたいことに、自由民主党県連の女性部、平部長ほか役員の皆さんが傍聴に来ていただいています。ありがとうございます。私にとりましては、お姉様みたいな方々であり、非常に心強く思っている次第でありますので、元気よくやっていきたいというふうに思っております。

ことは、4年に一度開催されるスポーツの祭典オリンピックがロンドンで開催されました。本県出身の松田丈志選手を初め、多くの選手が日本の代表として参加しました。松田丈志選手は、御承知のとおり、今回のロンドンオリンピックの200メートルバタフライにおいて銅メダル、さらに男子400メートルメドレーリレーで日本男子史上初の銀メダルを獲得しました。松田丈志選手は昨日、県民栄誉特別賞を受賞され

ました。この場をかりまして、改めてお祝い申し上げます。皆様方も選手のすばらしい活躍を見て、夢と希望と感動をいただいたのではないかと思います。改めて松田丈志選手を初め、日本選手団の皆様にご感謝申し上げます。メダルをとった選手のインタビューを聞いてみますと、「このメダルをとれたのは多くの皆さんのおかげです。皆様とともに喜びたい」といったコメントでありました。私も、オリンピック選手のような気持ちでこの場に立っております。これまで支えていただいた皆様、また自由民主党会派の皆様にご感謝し、宮崎県勢が発展し、県民の皆様と喜べるような代表質問にしたいと思っております。知事初め執行部の皆さんには、県民に夢と希望と感動を与えるような答弁を期待して、通告に従い代表質問を行います。

なお、近年、一問一答方式の質問が多くなっており、知事だけが壇上で答弁しておりますので、今回は多くの部長方にも壇上から答弁していただきたいと思っておりますので、分割方式で行います。元気よく明快な答弁を期待しております。

それでは初めに、知事の政治姿勢について伺います。

県のホームページ、知事室へようこそ「こんにちは。河野です」の知事の挨拶にある「みやざき元気プロジェクト」について伺います。この「みやざき元気プロジェクト」は、長引く景気低迷に加え、口蹄疫、新燃岳、東日本大震災の影響により厳しい経済状況が続いていることから、県内の景気回復、将来を見据えた産業づくり、これからの時代に必要な経済システムづくりなどを行うことで、254事業、1,078億円を投じるということですが、これまであった事業を体系化しただけに見えます。

そこで、「みやざき元気プロジェクト」の具体的な取り組みや成果、あるいはどういう形で宮崎の元気を伸ばそうとしているのかをお伺いいたします。

次に、同じく挨拶にある「広い意味での地産地消」について伺います。挨拶文によると、産業振興を図る観点から、農林水産物や県産品、地域資源等を含めた広い意味ということですが、かけ声としてはよく聞きますが、具体的な取り組みが見えない。県としてどのように進めようとしているのか、お伺いいたします。

次に、記紀編さん1300年記念事業について伺います。知事はこの話題になると、「ことは岩戸開きの年にし、本県の再生・復興に手応えが感じられる光を取り戻したい」とよく言われます。しかし、県民にはぼやっとしか伝わっておらず、記紀編さん1300年については、県民への知名度がまだまだ低迷しております。さらに、県外の友人、知人に、古事記編さん1300年のことを聞いても、全くと言っていいほど知らないのが現状だと思います。されど、県内には、古事記、日本書紀にゆかりの史跡等が多く存在しており、宝の持ち腐れ状態になっております。このような貴重な宝を生かしたり、新たに成立した11月1日の「古典の日」等の活用も含めて、今後どのように情報発信するのか、お伺いいたします。

次に、教育委員会制度について伺います。

現在の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条で、「都道府県は教育委員会を置く」とあり、教育委員会は自治体に必置となっているため、首長が勝手に教育委員会をなくすことができないこととなっております。しか

し、昨年10月の大津のいじめ問題を契機に、学校現場と自治体の教育行政を所管する教育委員会のあり方について議論が始まり、大津市長は、「教育行政は教育委員会が権限を持っており、首長は予算等をつけるしかかわることができない」と強調し、今回の問題では、「事件に関する情報が市教委側から十分得られなかった」と発言しております。このようなことを受け、現在の教育委員会制度は、責任の所在のあり方など問題が多いため、選挙で選任された首長が直接、教育行政を運営できるようにすべきとか、選択制にすべきといった検討が他県でも行われておりますが、このことについて知事の見解をお伺いいたします。またあわせて、知事に選任され、議会の承認を得られた教育委員長に、現在の教育委員会制度についての見解をお伺いいたします。

次に、公社等改革について総務部長にお伺いいたします。

新宮崎県公社等改革指針は、平成22年度から24年度の3カ年で対象法人等の統廃合等により1割削減し、45法人から40法人に5減することや、対象法人への県職員派遣数を1割削減し、102名から90名に12名削減すること、さらには県財政支出額を20億円程度削減し、130億円から110億円にするといった数値目標を立てられております。ことしはその最終年度であります。状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

次に、予算編成並びに社会保障と税の一体改革についてお伺いいたします。

政府は、2020年までの成長戦略「日本再生戦略」の実現に向け、エネルギー・環境、農林漁業、健康の3つの分野に予算を重点配分し、一方で公共事業費の1割カットなど歳出削減を続

け、国債費を除く歳出の大枠は今年度と同じく71兆円以下とする来年度概算要求基準を8月17日に閣議決定しております。なお、公共事業については、防災・減災対策へ重点化を図ることにもなっております。

一方、我が国の景気動向は、原子力発電所事故による電力供給制限や原油高の影響などにより、設備投資の抑制や産業の空洞化が始まり、さらに急速な円高に加え、国内経済のデフレ状況が続いており、先行きが全く不透明な状況であります。本県では、国全体の景気低迷に加え、口蹄疫、新燃岳等の影響で景気がさらに停滞しており、県内経済の活性化は喫緊の課題であります。まずはデフレ経済から脱却するためにも、昭和初期の犬養内閣の高橋是清氏が行ったような積極的な財政出動策が必要だと考えております。本県のみでのデフレ対策は限界があるとは認識しておりますが、現在の厳しい地域経済状況や国の概算要求を踏まえ、本県の来年度予算編成についての知事の基本的な考え方をお伺いいたします。

本年度の通常国会で大きな話題になった社会保障と税の一体改革関連法案が先月、可決成立しました。ここでは具体的な改正内容等には触れませんが、この関連法案は、世界に誇るべき我が国の社会保障制度を持続可能なものにしていくため、今後、社会保障給付費が大幅にふえていく見通しの中で安定的な財源を確保するために、消費税を社会保障目的税としたと理解しております。また、今後、社会保障制度改革国民会議で具体的な使い道の議論が進むということですが、社会保障と税の一体改革に対する知事の評価をお伺いいたします。

次に、市町村合併について総務部長にお伺いいたします。

本県でも、44市町村だったのが、国、県の合併推進策により26市町村になりました。合併した住民、特に旧町村の方々から、本当に合併してよかったのだろうかとの意見を伺います。合併してのスケールメリット等はすぐに効果が出ないとは理解しておりますが、県として合併を推進した立場からも平成の市町村合併をどのように評価しているのか、お伺いいたします。

次に、歯科保健推進について福祉保健部長にお伺いいたします。

歯科保健のデータによると、12歳児の虫歯本数は全国ワースト2位、「8020」達成者率も全国の38%に対し宮崎は25%と、全国平均に比べ、まだまだ差が大きい状況です。議員発議により「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」が制定されたが、歯の健康に対する県民運動がまだまだ必要だと考えております。そこで、条例制定を受け、県では現在どのような取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

次に、林業行政についてお伺いいたします。

本県は、杉素材生産量日本一が21年続いている林業県であります。しかし、現在の木材の需要供給バランスの崩壊、及び円高・ユーロ安の影響などによる過去最低水準の原木価格に対処するため、県では木材価格対策特命チームを編成し、さまざまな活動、調査を行っているところでありますが、これまでの活動状況と今後の取り組みについて、林業行政に精通している副知事にお伺いいたします。またあわせて、今議会に提案している木材価格対策補正予算のねらいとその効果についてお伺いいたします。

次に、公社等改革でも気になっている、環境整備公社が運営しているエコクリーンプラザみやぎきについて、環境森林部長にお伺いいたします。

環境整備公社は、平成7年前後の産業廃棄物が不法に投棄される事案や、本県での管理型最終処分場の確保、さらに市町村ごとに行っていた一般廃棄物処理の広域化などに対応するため、平成7年3月31日に設立し、エコクリーンプラザみやぎきは平成17年11月に本格的に操業を開始しております。しかしながら、供用当初から浸出水調整池に漏水があり使用してはいけなかったのに使用され、地域住民に説明が行われなかったまま、平成20年4月に新聞報道で初めて公になりました。その後、さまざまな対策が行われたようですが、裁判が行われるなど非常に不快な事案だと思っております。まず、これまで県が環境整備公社に支出した経費はどれくらいなのか、お伺いいたします。

次に、企業立地について商工観光労働部長にお伺いいたします。

県内の雇用状況は、数年前のリーマンショックによる世界全体の景気低迷からは少しずつ回復傾向にあるものの、ハローワークの求人状況を見てもまだまだ厳しい環境が続いております。県としても雇用対策には全力で取り組んでいると思いますが、今年度、現時点の企業立地状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

次に、畜産行政についてお伺いいたします。

ことしは、5年に一度開催される全国和牛能力共進会が10月に長崎で開催されます。前回の鳥取大会では、グランドチャンピオンを含む9部門中7部門において首席、いわゆる日本一の称号をとることができました。このことは畜産農家を初め、関係団体の努力のたまものであろうと思っております。これまでも何回か質問があったことですが、全国和牛能力共進会の連覇に向けた取り組み状況と決意について、知事に

お伺いいたします。

あわせて、全国和牛能力共進会の成果を宮崎牛の有利販売にどのように生かすかが重要だと考えております。これまでの実績と今後の展開について、農政水産部長にお伺いいたします。

次に、土木行政について県土整備部長にお伺いいたします。

これまでも入札制度改革について議会でも多くの議論がなされ、知事に対し、建設関連団体等からの要望も踏まえ、指名競争入札の復活などを要望してきました。しかし、なかなか抜本的な入札制度改革が行われない状況を踏まえ、今般、自由民主党会派において入札制度改革プロジェクトチームを立ち上げました。ちなみに、私が座長を務めております。建設業界を初め、多くの団体と意見交換を行ってまいりました。そこで、平成19年度より総合評価を含む入札制度が目まぐるしく改革されましたが、これまでの入札制度改革の検証及び総括をお伺いいたします。

次に、電気事業について企業局長にお伺いいたします。

東京都は、PPS（特定規模電気事業者）の台頭など、電気事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで東京電力と随意契約を結んでいたのを、来年度から競争入札を導入する方針を固めました。本県もこれまで九州電力と随意契約をしておりますが、今後の売電契約はどのようにしていくのか、お伺いいたします。

次に、特別支援教育の推進について教育長にお伺いいたします。

特別支援教育が注目され、大変ありがたいことに、県としても、小林市東方に都城きりしま支援学校の分校、さらには小林高校に高等部を設置するなどしてもらい、大変感謝しております。

す。しかし、現場で頑張っている方と話すと、市町村での格差があり、なぜ同じ子供なのにといった悲鳴めいた現場の声を聞くことがまだまだあります。これまでも、できるだけ早く適切に支援を行うことが重要だとは理解しておりましたが、うまくいっていないのが実態であろうということを改めて認識しております。施設だけでできても、そこに携わる教員等の資質、さらに親支援の充実、そして市町村保健師等との連携が重要です。しかし、親が行政に行き相談すると、支援を受けるためには診断書が必要と言われ、親は大きな壁にぶち当たったり、1歳児健診や3歳児健診のときに、保健師が親に、障がいがあるのではないかとなかなか言いづらい状況がある等の課題が山積しております。そこで、障がいのある子供の早期発見から支援までには、特別支援学校と保健・福祉等の関係機関との連携をさらに充実を図ることが重要であると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、暴力団排除条例について警察本部長にお伺いいたします。

この条例は、暴力団の排除を推進して県民の安全で平穏な生活を確保することを目的に、昨年8月に施行され、1年が過ぎました。他県では、公共工事や公共施設の利用など、あらゆる事務事業の過程で暴力団の排除を徹底する目的で新たな要綱を制定し、警察への照会手続を効果的に行うため、排除対象者の範囲を暴力団と密接な交流がある者まで拡大することを検討しております。そこで、本県の条例の推進状況などについてお伺いいたします。

壇上からの最後の質問として、エコパークとジオパークについてお伺いいたします。

ことし7月11日に、綾町でのこれまでの自然と人間の共生する地域振興が評価され、世界的

機関のユネスコにより、綾町がエコパークに認定されました。この認定を綾町だけのチャンスにするのではなく、県全体の地域活性化や観光につなげるべきだと考えております。そこで、今回のエコパーク登録の意義、効果をどのように捉えているのか、県としての登録後の支援の実績と今後の方針を、森林行政、地域振興に詳しい副知事にお伺いいたします。

次に、霧島ジオパークについてお伺いいたします。霧島ジオパークは平成22年9月14日に日本ジオパークに認定され、平成25年度に世界ジオパーク申請を目標に、環霧島（宮崎・鹿児島両県）の関係市町が連携して取り組んでおります。霧島ジオパーク推進連絡協議会より、ジオパーク総合観光案内板の設置など、ジオパークに関する県内外への情報発信に一層積極的に取り組むことなどの要望が届いていると思っておりますが、どのように支援されるのか、総合政策部長にお伺いし、壇上からの質問を終わります。

なお、以下の質問につきましては、質問者席から行わせていただきます。（拍手）〔降壇〕
○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、「みやざき元気プロジェクト」についてであります。これは昨年8月に立ち上げたものでございますが、当時のことを思い出していただきますと、東日本大震災が発生をしてまだ半年もたたない状況で、我々は「みやざき感謝プロジェクト」という名のもとに懸命に被災地の支援に取り組んでおったところでございます。一方、我が県もさまざまな災害が続き、経済が疲弊をして、当初予算、6月補正、9月補正、合わせて1,122億円の経済対策を打ってきたところでございますが、それを確認するとともに、改めて今後とも経済の回復に努めていかな

くてはならない、そのメッセージを県の内外に発信したい、そのような思いで立ち上げたものでございます。

3つの柱を掲げてございまして、1つには、停滞した経済の活性化に取り組もうということで、口蹄疫復興財団のファンド事業を活用した売り出し、プレミアム商品券発行等による地域の消費拡大の支援、さらには新事業・新分野進出支援などの中小企業の経営強化、あるいは当初予算における地域経済活性化・防災対策特別枠による公共事業の実施などを進めてきたところでございます。

2つ目には、本県経済を牽引する核となる産業の育成を図り、将来を見据えた産業づくりを進めていきたいということで、本県の強みである1次産業を生かしたフードビジネスの展開や、豊かな自然環境をベースにした新エネルギー分野の事業創出、あるいは医療機器産業の集積を生かした拠点づくりに取り組んでいるところでございます。

3つ目として、地域経済循環システムによる県内における需要の喚起ということで、広い意味での地産地消、100万泊県民運動などを進めておるということでございます。

このような取り組みを通しまして、本県の活力の源泉となる産業・雇用の基盤を固めて、元気をつくり出してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

次に、「広い意味での地産地消」についてでございます。この運動は、「知る、使う、広げる」というコンセプトのもとに、県産品や地域資源といった宮崎の宝を再発見し、みずから愛用、体験をしながら、その魅力を県民総力戦で発信していこうとするものでありまして、「みやざき元気！“地産地消”推進県民会議」を設

立しまして、官民一体となった県民運動をスタートさせたところでございます。

具体的な取り組みとしましては、まずはこの運動に対する認知度を上げていこうということで、ホームページやパンフレットなどによりまして、県民運動の理念の紹介やイベント情報などの一体的な発信を行うこととしております。また、県民が楽しみながらこの運動に参加する仕掛けとしまして、秋口には「ディスカバー宮崎」をキーワードといたしまして、記紀編さん1300年記念事業と連携する形で大型キャンペーンの展開を計画しておるところでございます。民間団体におきまして、この運動の展開に沿った形で、例えば商工会などが地元産品を扱うアンテナショップを設置していただいたり、フェアや物産展を開催したりという動きが広がりつつあるところでございます。息の長い取り組みで、長い目で県民の意識づけを図っていくことが大変重要であろうかというふうに考えておりますので、100万泊県民運動、さらには「中山間地域をみんなで支える県民運動」などと連動させながら、本県経済の活性化に結びつけてまいりたい、そのように考えております。

次に、記紀編さん1300年記念事業についてであります。全国的に古事記への注目が集まる中で、本県にとっては千載一遇のチャンスであろうということで情報発信に努めておるところでございます。さまざまな関連イベント、また記紀ゆかりの史跡などをめぐる観光ツアーが実施されるなど、これも徐々にではありますが、動きが活発化しておるところでございます。県民の皆様のご関心も高まりつつあるというふうに感じております。この9月から11月にかけては、特に盛り上がりを考えておまして、県内でさまざまなイベント、例えば「古事記ゆかり

のご当地グルメまつり」を初めとして、県内各地で開催される関連イベントを一体的にPRすることとしておりますし、県外におきましては、ゆかりの奈良県、島根県の両知事との首都圏におけるシンポジウムや、東京の高島屋物産展でのPR、そして今、島根で行われております「神話博しまね」へのブースの出展、さらには福岡市中心部、それから九州国立博物館でのPRイベントなども予定しておるところでございます。また、この取り組みの集大成としまして、日本書紀の編さん1300年に当たる平成32年には、「国民文化祭」の本県への誘致、開催というものを視野に入れて、今後とも進めてまいりたいというふうに考えておりますし、御意見にありました「古典の日」——これはことし11月1日からということになりますが——に積極的に取り組んでおられる京都市長さんとも先日意見交換をさせていただいたところでございますが、これも本県にとっての追い風というふうに考えまして、「神話のふるさとみやざき」を積極的にPRする、連携を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、教育委員会制度のあり方についてであります。教育委員会制度は、そもそも教育の政治的中立性や継続性、安定性を確保するという観点から設けられているということでございまして、その考え方は大変重要なものというふうに、独立の執行機関としての位置づけと考えておるところでございます。現在、広く地域住民の意向を反映させるという観点から、教育の専門家のみならず、PTAの代表のようなさまざまな職業、年齢の複数の委員による合議体に諮られ、学校現場の視察など積極的に取り組みを進められておるところでございます。私自身も、学校現場の様子を肌身で感じたいという思

いから、学校訪問を行ったり、または中学生、高校生を相手に授業を行うというような取り組みをしておるところでございます。そういった実感から、おかげさまで本県の教育は、さまざまな課題、修正すべき課題等いろいろございますが、現在、知・徳・体、それぞれに取り組みが進んでいると考えておるところでございます。知事と教育委員会がそれぞれの役割を十分果たしながら、しっかりと連携協力をして進めていくことが大事であるというような認識でございます。

次に、来年度予算の編成についてであります。厳しい財政状況の中で、基金の取り崩しに頼らない、将来にわたって健全性が確保される財政構造への転換に向けた取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。一方で、先ほど元気プロジェクトでも御説明しましたような県内経済の活性化は、喫緊の課題であるというふうに考えておりました。今年度の予算でも取り組んだところでございますが、地域医療や緊急的な防災対策などの安全・安心を確保する取り組み、さらには東九州自動車道を初めとする社会基盤の整備など、重点的に取り組むべき課題が数多くございます。国の概算要求組み替え基準につきましては、公共事業関係費やその他の裁量的経費について対前年度比90%以内とした上で、特定の分野について重点的な要求を認めるということでございますが、こうした国の予算編成でありますとか、地方財政対策の動向を踏まえながら、議員御指摘のとおり、本県の経済というものをしっかり見据えた上で、優先度の高い事業は積極的に取り組んでいく、そのような姿勢で臨んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、社会保障と税の一体改革に対する評価

についてであります。8月10日に関連法案が成立したところであります。私もかねてから、避けては通れない検討課題であるというふうに申し上げてきたところでございます。消費税の増税法案が成立したということは、社会保障の安定財源の確保や財政健全化の観点から一定の評価をしておるところでございますが、その実施に当たりましては、地域経済の状況を十分考慮するとともに、低所得者に配慮した対策を講じる必要があると考えておるところでございます。また、社会保障制度改革の具体的な中身につきましては、今後、国に設置される「社会保障制度改革国民会議」において、公的年金、医療・介護、少子化対策等について審議が行われることになっておりまして、現時点では制度改革の全容が明らかになっていないところでございます。県としましては、今後とも、こうした国の動向、議論を注視するとともに、厳しい財政状況や少子高齢化の進展といった本県の実情が十分反映され、真に持続可能な社会保障制度の実現が図られるよう、全国知事会などを通じて国に訴えてまいりたいと考えております。

最後に、全国和牛能力共進会についてでございます。第10回の全国和牛能力共進会に向け、平成21年には推進協議会を設置しまして、何としても連覇をなし遂げたいという意気込みで、「もう一度奪え日本一」を合い言葉に、県内関係者が一丸となって、候補牛の選定と、さまざまな巡回指導を進めてきたところでございます。本年8月23日、27日には、県の代表牛28頭が決定したところでございます。私も27日に小林市の会場に出向きまして、選考会の様子を見せていただいたところでございます。出品された牛、特に代表となった牛は本当にすばらしいなというふうな思いをいたしました。この共進

会に向けての農家の方々、それから関係者の方の本当に熱い思い、牛に対する愛情、連覇への強い意気込みがひしひしと伝わってまいりまして、心強く感じたところでございます。代表に選ばれた方々につきましては、本大会に向けて現在、最終調整をされているということでございまして、この仕上げの段階が大変重要であるというふうに考えております。県といたしましても、宮崎牛ブランドのさらなる躍進はもとより、口蹄疫の際の全国からの支援に対するお礼と、本県畜産の新生に向けた復興を全国に発信するためにも、何としてでも再び栄光の座を勝ち取る、そのような決意で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○副知事（牧元幸司君）〔登壇〕 お答えをいたします。

木材価格対策特命チームの活動状況と今後の取り組みについてでございます。ことしに入りまして、木材価格が急激に下落したことから、県では6月に木材価格対策特命チームを庁内に設置いたしまして、価格下落の原因分析を行うとともに、林業関係団体等との意見交換を行いながら、短期的、中長期的な観点から必要な対策の検討を行ってきたところでございます。特命チームでは、当面の緊急的な対策といたしまして、国有林を初め、関係団体に対し、立木伐採や販売時期の先送りなど出材調整の取り組みを要請いたしましたほか、公共建築物等木材利用促進法に基づく方針未策定の市町村に対し、早期策定の働きかけを行ったところでございます。また、県公共工事において、各部局でさらに木材の利用拡大を進めることといたしまして、市町村に対しても、同様の取り組みをお願いしたところでございます。これらの取り組み

に加え、今回の補正予算におきましては、特命チームが中心となり取りまとめた出材の調整等、当面必要な対策を事業化したものでございます。今後さらに、原木の需給安定を図るための新たな組織づくりや、官民一体となった県産材の地産地消に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今回の補正予算における木材価格対策についてでございます。今般の木材価格の下落は、円高に伴う外材輸入の増大、依然として低水準にある住宅着工に加えまして、需要を上回る原木供給が続き、需給バランスが崩れたことが大きな要因と考えられます。このため、今回の補正予算では、需給バランスの立て直しを図ることを主なねらいといたしまして、当面必要な対策をお願いしているところでございます。まず、出材調整に関しましては、森林組合等における自主的な生産調整を支援するため、下刈りの2回刈りを補助対象として拡大いたしまして、素材生産に携わる作業員の雇用の場の確保を図ることとしております。また、木材利用拡大につきましては、乾燥柱材の提供等による県産材活用住宅の建設促進のほか、県外事務所の木質化、メディアの活用による県産材のPRを行うとともに、林家等への経営安定対策支援といたしまして、原木の出荷調整に必要な資金の融資枠の拡大を図ることとしております。県といたしましては、関係団体における出材調整など自主的な対策や、今回の補正予算の対策に加え、官民一体となって中長期的な対策を推進することによりまして、木材価格の回復や県産材の需要拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、綾エコパークについてでございます。綾町を中心といたします地域は、国内最大規模

の照葉樹林を守り続けながら、有機農業の推進やエコツーリズム、環境教育などを進められており、全国で見ても、自然と人間の共生に配慮した先進的な地域づくりを実践されているものと考えております。この地域が今回、ユネスコエコパークとして登録されましたことは、綾町を初め、地域の関係者が一体となって長年にわたり取り組んでこられました成果であり、大変誇らしい快挙であると認識しておりますとともに、綾町を中心とする地域の活性化に大きく寄与するものと考えているところでございます。現在、県におきましては、綾ユネスコエコパークの中心的な取り組みである「綾の照葉樹林プロジェクト」に参画をいたしまして、学術的にも貴重な照葉樹林の保護、復元に取り組むとともに、綾ユネスコエコパークの普及啓発フォーラム開催等につきまして、支援を行っているところでございます。今回の登録は、本県の観光振興など幅広い分野への波及効果が期待されるものでございますので、県といたしましても、綾町を初めとする地元市町村と十分な連携を図りながら、積極的に支援、協力してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○総合政策部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

霧島ジオパークについてであります。県ではこれまで、霧島の自然をわかりやすく紹介した解説板の設置や、ジオパークの見どころをめぐるツアーのコースづくり等、世界ジオパーク認定に必要な事業に対し支援を行っており、今年度も引き続き、これらの取り組みを支援しております。また、県観光情報サイト「旬ナビ」に霧島ジオパークを紹介するページを開設するなど、情報発信にも努めているところでございます。

日、霧島ジオパーク推進連絡協議会から、新たに総合案内看板等の整備や一層の情報発信について要望がございました。鹿児島県とも連携し、地域づくり等の補助事業の活用や、さまざまな機会を捉えての情報発信を通じまして、世界ジオパークの認定に向けて、さらに支援、協力してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○総務部長（四本 孝君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、公社等改革の進捗状況についてであります。現行の新公社等改革指針における数値目標の現在の進捗状況ではありますが、まず県職員の派遣者数につきましては、12人の削減目標に対して22人の削減となっております。次に、県財政支出につきましては、20億円の削減目標に対して約18億6,000万円の削減となっております。ただし、財政支出縮減額のうち約3億6,000万円につきましては、派遣職員の人件費を県からの直接支給に切りかえたものによりますので、実質的には約15億円の縮減となっております。対象法人数につきましては、5法人の削減目標に対して2法人の廃止、1法人の新設、4法人において人的・財政的関与が県が定めた基準を下回っている状況にありますことから、差し引きでは5法人の減となっております。今後引き続き、目標達成に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成の合併についてであります。平成の合併は、地方分権の推進、生活圏の広域化、厳しい財政状況など、市町村を取り巻く環境が大きく変化する中で、行政サービスの維持・向上を図るための自主的な取り組みとして行われ、県としても支援をしてまいったところであります。合併市町の住民からは、これまで、

「消防署の支所が設置されて安心できる」「保育所の選択の幅が広がった」などの御意見があります一方、「役場が遠くなり、周辺部が寂れていく」、あるいは「住民の声が届きにくくなった」などの多様な意見が寄せられているところでもあります。合併市町においては、現在、将来を見据えた地域づくりを進めておりますが、まだ緒についたばかりでもありますので、県としては、現在実施している市町村や自治会、商工会等へのアンケート調査でのさまざまな御意見等を十分踏まえた上で、合併市町に対し適切な助言を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（土持正弘君）〔登壇〕 お答えいたします。

「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」を受けての県の取り組みについてであります。この推進条例においては、歯・口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画を定めるものとされておりまして、平成23年度に県内22地区の県民を対象にした県民健康・栄養調査を行うとともに、宮崎県歯科保健推進協議会を設置いたしまして、関係機関の代表や公募委員などから幅広く御意見を伺い、計画案を策定し、このほど本議会に上程させていただいております。また、平成24年度新規事業として「8020運動推進強化事業」を立ち上げ、妊産婦を対象とした健康教育や、事業所を対象とした歯科健診・指導、県民向け講演会の実施など、総合的に歯科保健対策に取り組んでいるところであります。歯・口腔の健康は全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしておりますので、今議会に上程中の宮崎県歯科保健推進計画（案）に基づきまして、今後とも、関係機関と連携を図りながら、積極的に歯科保健対策を推進してまいりた

いと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（堀野 誠君）〔登壇〕 お答えいたします。

環境整備公社に支出した経費についてであります。県がこれまでに支出しました経費のうち、補助金等の主なものは、施設の周辺環境整備のための基金への出捐金15億円、運営費補助金約9億7,600万円など、合計で約28億6,200万円であります。また、貸付金につきましては、浸出水調整池補強工事のための貸付金や運営費貸付金など、本年度当初の残高は約12億1,200万円となっております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（米原隆夫君）〔登壇〕

お答えいたします。

企業立地の状況についてであります。今年度につきましては、現時点で9件を立地企業として認定し、うち県外からの新規立地が3件となっております。業種の内訳といたしましては、製造業が7件、情報サービス業が2件で、立地に伴う最終雇用予定者数は220人となっております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（岡村 巖君）〔登壇〕 お答えいたします。

全共の成果を生かした宮崎牛の有利販売についてでございます。本県は、前回の鳥取全共で9部門中7部門での首席獲得や、内閣総理大臣賞2部門受賞などの成績をおさめることができました。その実績を生かし、日本一の宮崎牛として、知事のトップセールスや経済連・ミヤチクによる販売促進など、県下一丸となったPRに努めました結果、知名度は確実に上がっております。例えば、平成19年と比較しますと、宮崎牛取扱指定店は約130店舗増加し、現

在、約430店舗となっております。また、経済専門誌が行いますブランド牛肉ランキングでは、平成20年に6位であったものが平成24年は2位となっております。今後とも、宮崎牛の知名度、ブランド力のさらなる向上を図るとともに、有利販売や子牛市場の活性化につながるよう、総合的な販売対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（濱田良和君）〔登壇〕 答えさせていただきます。

入札制度改革の検証と総括についてであります。入札制度につきましては、平成19年度から一般競争入札の拡大など抜本的な改革に取り組んできたところでございまして、公正、透明で競争性の高い制度が構築されてきたものと考えております。しかしながら、建設投資の大幅な減少や景気の低迷等により、建設産業を取り巻く環境が大変厳しい状況にあることも十分認識しております。このため、改革と並行しまして、制度の検証と見直しに努め、最低制限価格の引き上げや、総合評価落札方式における本県独自の地域企業育成型の創設とその適用範囲の拡大、さらに本年度からは土木一式工事につきまして地域要件を細分化するなど、地元の建設業者が受注しやすい環境づくりに取り組んできたところでございます。入札制度につきましては、これまでの改革を踏まえつつ、今後とも幅広く御意見を伺いながら、必要な見直しに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○企業局長（濱砂公一君）〔登壇〕 答えさせていただきます。

九州電力への売電契約についてでございます。水力発電は降水量に影響されやすく、また

投資回収に相当長期の期間を要することなどから、健全な経営を維持していくためには、長期かつ安定的な売電収入の確保が極めて重要でございます。このため、企業局におきましては、九州電力との間で長期の受給契約を締結いたしますとともに、基本料金と従量料金から成る二部料金制を採用し、これで売電しております。そのことによって収入の安定を図っているところでございます。一方で、現在、国におきまして、さまざまな電力制度改革が検討されております。そのような中で、お話にありました東京都のような動きも出てきているところでございます。私ども企業局といたしましては、売電契約につきましては、健全経営を確保しながら、地域に安定的に電力を供給するという地方公営企業としての役割と責任を果たすことを基本といたしまして、本県における電力事情や制度改革の動向等を総合的に勘案しながら、適切に判断してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。〔降壇〕

○教育委員長（近藤好子君）〔登壇〕 答えさせていただきます。

教育委員会制度についてであります。現在、教育委員会制度につきまして、形骸化等の問題が指摘されていることは承知しておりますが、本県教育委員会について申しますと、法律、経済、心理等、さまざまな職業の委員で構成されており、定例会等におきましても、それぞれの見地から活発に意見が出され、十分な議論をしているものと考えております。また、教育委員会として研さんを積むため、各委員から提案されたテーマに沿っての勉強会や、学校現場の視察等に積極的に取り組んでいるところです。さらに、知事、副知事や公安委員との意見交換を実施するとともに、市町村教育委員会委員や教職

員との意見交換を実施し、問題意識の共有化や連携強化に努めているところであります。今後とも、子ども教育委員が高い使命感を持ってその責任を果たし、教育行政のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えいたします。

障がいのある子供の早期からの支援についてであります。子供の障がいによる学習上、生活上の困難を軽減し、豊かな成長を支援するためには、できるだけ早い段階での気づきと適切な支援の開始が重要であると考えております。このため、特別支援学校を地域における特別支援教育推進のセンターとして位置づけ、特別支援教育コーディネーターを中心に、就学前の子供や保護者、幼稚園等からの教育相談に応じるとともに、保健や福祉等の関係機関と連携しながら、支援や助言等に努めているところでございます。また、関係機関が情報を共有し、連携して支援を行うために、子供一人一人の成長や障がいの状態、それまでの支援の内容等を継続して記録できる「相談支援ファイル」を開発し、その活用に関する研究を行ってまいりました。今後とも、特別支援学校の相談機能を高めていくとともに、連携をさらに進めるための手だてである「相談支援ファイル」の全県的な普及を図るなどの取り組みにより、障がいのある子供への早期からの支援の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○警察本部長（加藤達也君）〔登壇〕 お答えいたします。

暴力団排除条例の推進状況等についてであります。昨年8月の宮崎県暴力団排除条例の施行

に合わせ、県知事部局や教育委員会等では、暴力団排除の必要性のある175の事務事業の要綱等に暴力団排除条項が盛り込まれ、既に運用されているところであります。また、県内の全市町村におきましても、本年3月までに暴力団排除条例が施行されたことから、警察では、各市町村担当者を対象に研修会等を開催し、県と同様に事務事業の要綱等に暴力団排除条項を盛り込んでいただくようお願いしているところであります。その結果、県や各市町村等から、排除条例等に基づく警察への暴力団員等該当性の照会件数は本年8月末現在で5万6,949件に上っており、去年同期と比べますと3万4,592件の増加となっております。さらに、民間企業や各種団体に対しても、契約書面や規約に暴力団排除条項を盛り込むよう要請し、これまで、ゴルフ場やホテル・旅館業を初めとした各種の組合・団体が暴力団排除宣言を実施したり、地域の夏祭りから暴力団が排除されるなど、民間企業や地域においても暴力団排除の機運が高まっているところです。一方、警察におきましても、あらゆる法令を駆使して徹底した暴力団取り締まりを進めているところであり、昨年10月には飲食店経営者らが、長年、暴力団組員に用心棒料を支払っていた事案について、暴排条例に基づき、利益供与排除の勧告を行ったところであります。今後とも、官民一体となった暴力団排除活動を推進していきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 まず先に、知事に御要望させていただこうと思います。来年度の予算編成の基本的な考えの答弁の最後で、県が抱えるさまざまな課題に適切に対応した優先度の高い事業について積極的に取り組んでいく必要があると考えているというふうに答弁いただきまし

た。本当に県政の大きな課題があると思っておりますけれども、先日も自民党会派中で要望等をさせていただきました。積極的な財政出動をすることによって、まずは景気の回復をお願いしたいというふうに思っています。そのためには、ことし掲げていただきました——防災対策等の50億円という県単の特別枠の予算もつくっていきましました。ぜひ、このような積極体制をまずしていただくことを要望させていただこうと思ひます。

改めて再質問に移ります。記紀編さん1300年のことについてであります、多くの観光団体が非常に期待しております。しかし、先ほど言いましたとおり、この事業については、全国的には知名度が低い状況であるというふうに思っておりますので、ある程度、中期的な視野をもつての予算措置や、民間の広告代理店等を活用することが必要ではないかと考えておりますので、知事の見解をお伺いたします。またあわせて、この編さん事業を推進するに当たりましては、県の関係団体であります観光コンベンション協会をどのように生かしていくのかを、知事にお伺いしたいというふうに思ひます。

○知事(河野俊嗣君) 古事記編さん1300年、ことしから取り組んでおるところでございますが、この秋口のイベントに向けて徐々に盛り上げていきたい、またさらには、日本書紀編さん1300年に当たる平成32年までの9年間を見据えて、御指摘のように中期的に、腰を据えて取り組んでいくことが大変重要であろうというふうに思ひます。観光、教育・文化、地域づくり、幅広い分野で計画的、継続的な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、その取り組みを進める上では、例えば

平成21年度からは「恋旅」というものがスタートしておりますが、これは神話というものを愛とか恋という一つの別の切り口で事業として展開しておるわけでございまして、こういったものを、例えば民間旅行会社、航空会社、JR各社とタイアップした旅行商品の造成、またキャンペーンというようなことで展開していく——大変重要なことであろうというふうに思っております。民間企業とも連携をしながら、国内外からの誘客を図ってまいりたい、そのように考えております。

観光コンベンション協会でございます。これは、行政や民間事業者と連携を図りながら、民間の観光事業者が主体となって設立した団体でありまして、専門性、ノウハウ、各種のネットワーク、機動力を生かすことができる組織であります。これまで培われてきたそういう強みというものを生かして、今後とも、この協会と一体となって取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、記紀編さん1300年を機に、大いに観光振興に取り組んでいただきたいと思ひます。また、その振興を図るためには、まず現在の古事記なり日本書紀の1300年について、県内外の知名度調査をしっかりと行うことを要望しておきます。その知名度調査を行って、戦略的にどのようなイベントを行ったら本当に宮崎の活性化になるのかということでありましますので、まず知名度調査を先に行っていただきたいと思ひます。

次に、古事記の一節に、亡くなったオオゲツヒメの体から、稲、小豆、麦、大豆、アワなどが出現したと。その出現したことによって、古代人の食生活を支える五穀が誕生したと言われております。この五穀等は、健康にいい食材で

あり、健康志向の方々に非常に注目されております。本県は、古事記なり日本書紀に由来する多くの史跡、伝説があふれた地であります。そのため、宮崎は古代食にふさわしい地とも言えるのではないかと考えております。そこで、私のほうから提言でありますけれども、記紀編さん1300年の9年間の取り組みの中で、五穀等を生かした宮崎ならではの古代食産業の構築に取り組んではどうかと思いますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 大変興味深い提案というふうに承ったところでございます。先ほど、愛や恋を切り口にした「恋旅」という話を申し上げましたが、本県が誇る農林水産業の強みを生かすという観点からも、古代食に注目した展開、またこの秋口には「古事記ゆかりのご当地グルメまつり」を行うように、やはり食というものの集客力、これもあるわけでございます。今、一部でそういう古代食を生かした取り組みも進められておりますが、今後とも、どのような展開が中長期的に考えられるか、一つの問題意識として受けとめて考えてまいりたいというふうに考えています。

○丸山裕次郎議員 宮崎でなぜ記紀編さんが盛り上がらないかというのは、一つの理由として——島根県は既に「しまね博」とかやっておりますけれども、ここは出雲大社というようなシンボリックなものがあるのに対して、本県はいろいろな神話・伝説があるものの、シンボリックなものがないからだと考えております。しかし、シンボリックなものの一つとして、西都原古墳群の中心である男狭穂塚・女狭穂塚があります。我が会派の松村議員が昨年11月議会で男狭穂塚・女狭穂塚の環境整備について質問しておりますが、知事は松村議員の質問に対し、宮内庁に

対し環境整備の働きかけを行っていききたいと答弁しております。どのような要望を行ったのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) まず、今御指摘のように、島根の取り組みが、出雲大社という圧倒的な存在感を生かして、そのすぐそばで「しまね博」を、ヤマタノオロチなど、そういったものを前面に押し出してやっているわけでございますが、本県は県内各地にいろいろな要素があるというのが逆の意味で強みではないかというふうな思いがいたしております。

その中の一つのポイントとなるのが、今御指摘のありました西都原古墳群でございまして、男狭穂塚・女狭穂塚については、8月に宮内庁を訪問いたしまして、宮内庁長官及び陵墓を管理する書陵部長に対し、これまで地中探査などを行ってまいりましたが、その協力に対するお礼を申し上げるとともに、樹木伐採など、さらなる環境整備をお願いしてきたところであります。基本的には、静安と尊厳の保持が最も重要だということで、陵墓への立ち入りや調査、樹木の伐採については非常に慎重な、難しいという状況があったわけでございますが、今、書陵部長さんが元の宮崎市の助役でございまして、本県の状況、また現地の状況もよく御存じでありました。今後とも御協力をいただくということで、今年度、男狭穂塚・女狭穂塚の西側部分の小径木の伐採や下草刈りなどの整備が実施されるということになったわけでございまして、県による周辺部の環境整備を進めるとともに、引き続き、記紀編さん1300年記念事業というものとも絡めて、宮内庁のほうに樹木の伐採等についての働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 今、答弁がありましたとお

り、宮内庁のほうにも宮崎市に来ていらっしゃる方がいらっしゃるのであれば、引き続き粘り強く協議を進めていただきたいというふうに思っております。

また、西都原古墳群について、県議会の中に観光振興議員連盟というのがあり、議長が会長をしていただいているんですが、その役員会の中で、西都原は世界遺産登録を目指すべきではという議論が上がっているようであります。国内で世界遺産登録に向けて活動しているのは、仁徳天皇陵があり、その地元である堺市等は平成18年に有識者会議を設置し、さまざまな課題の検討を行った結果、平成22年11月には世界遺産暫定リストに追加されております。やり方次第では西都原古墳群も可能ではないかと考えております。そこで、知事がリーダーシップをとって、西都原古墳群の世界遺産登録に向けた取り組みをしてはいかがかと考えておりますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の世界遺産は、これまで日本では法隆寺でありますとか、白川郷、厳島神社、さまざまな著名なところが文化遺産として指定されておるわけでございますが、西都原古墳群の持つ歴史的な価値や魅力などが世界的にこういう形で認められるということになりますと、なお一層の保護が図られるとともに、本県の経済や地域振興にも大きく寄与するのではないかとというふうに考えられるところでございます。ただ一方で、世界遺産の登録のためには、顕著な普遍的価値が求められるなど、数多くの厳しい審査基準を満たす必要があるということでございます。世界遺産の登録の可能性というのも十分視野に入れながら、今後とも、県としてこの古墳群の調査研究というものを進めてまいりたい、そのように考えており

ます。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいと思います。知事がリーダーシップをとって行っていただいて、もし仮に西都原が世界遺産の暫定リストに載れば、宮崎に来れば世界遺産に行けるよ、またエコパークもあるよ、ジオパークもあるよというようなことで、非常に連動がうまくできるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ売り込みをしっかりとやっていただきたいと思います。

そして、古事記編さんを考えたときに——一つのをなし遂げるためには、よく言われるとおり、若者、ばか者、よそ者という3つの者が必要と言われております。私、いろいろ協議していきまして、いい人しかいないと。若者、ばか者、よそ者、それぞれをうまく利用していただいて——特に我々議会はいろんな発言をします。ばか者、そうなのかもしれません。そういう意見も聞いていただき、また県外からのいろんな意見も聞いていただいて、古事記編さんについてはしっかりと取り組んでいただきたいことをまず要望したいと思います。

次に、教育委員会制度について再質問を行います。地方教育行政法が平成19年に一部改正され、スポーツ及び文化に関する事務を知事部局が所管することができるようになり、実際にスポーツ及び文化行政を、知事部局が事務を所管する県があります。本県においても、一体的メリットを最大限に生かすために、行政改革の観点からも知事部局へ移管する検討はできないのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 現在の取り組みであります。知事部局におきまして、スポーツイベントやキャンプなどの誘致による地域経済の活性化、また文化の面では、県立芸術劇場等を活

用した文化の振興などを行っておるところであります。教育委員会におきましては、学校現場と密接に結びついた中で、スポーツの競技力向上や指導者の養成、文化財の保護・継承などに努めるということで、連携・協力をしながら、スポーツ・文化の振興に取り組んでいるという状況でございます。現時点でたちまちそれを移管するというようなアイデアを、私が今持っているところではございませんが、御指摘のように、一部の県でそういう事例もありますので、そういったところもしっかり研究をしながら、よりよきスポーツ振興、文化振興というものを考えてまいりたい、そのように考えております。

○丸山裕次郎議員 今、知事のほうから答弁がありましたとおり、既に統合している県がありますので、先進地の実態調査を早急に行っていたら、メリット、デメリットをしっかりと調査してもらって、必要であれば統合も含めた検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、エコクリーンプラザみやぎきについて再質問を、環境森林部長にいたします。先ほど部長のほうから答弁がありましたとおり、運営費補助金9億7,000万円余、また環境整備の出捐金が15億円余、合わせて28億6,000万円以上となっており、また問題になっております浸出水調整池補強工事のほうにも運営費貸付金など12億円以上支出しております、合わせて40億円以上出ている計算になります。また、つくった当初の長期借入れのほうも見てみますと、10億円以上がまだ残っており、県の状況が本当に心配だなというふうにも思っているところでもあります。

また、壇上からも話をしましたが、浸出水調整池の事案があり、環境整備公社が原告となっ

ている損害賠償請求の訴訟があつていると思っておりますけれども、その状況についてお伺いいたします。

○環境森林部長(堀野 誠君) 環境整備公社は、平成22年4月に、浸出水調整池及び塩化物処理システムに係る設計・施工業者に対し、15億8,000万円余の損害賠償を求める訴訟を提起し、これまでに16回の審理手続が行われております。なお、被告側は全面的に争う姿勢を示しており、公社の弁護団からは、争点が専門的かつ多岐にわたるため、一審判決まででも今後おおむね2年程度はかかるのではないかとの見解が示されております。

○丸山裕次郎議員 かなりまだ時間を要するようでありますけれども、注視していきたいと思っております。

また、先ほど言いましたとおり、まだ長期借入れも非常にあるということです。この操業自体は平成17年から始まっているんですけれども、近年の諸問題、先ほど言いました浸出水問題、また産業廃棄物を取り巻く環境が変化したということで、環境整備公社の産業廃棄物処理事業の収支が非常に心配でありますけれども、どうなっているのかお伺いいたします。

○環境森林部長(堀野 誠君) 産業廃棄物処理事業の収支状況についてであります。開業当初は、処理手数料などの事業収入が施設の運転経費などの事業支出を上回り、事業収支は黒字でありました。しかしながら、収入は20年度以降年々減少し、加えて19年度から施設整備資金として金融機関などからの借入金の本格的な償還が始まったことから、それ以降、収入が支出を下回り、22年度から運転資金が不足しております。このため、県としましては、公社の安定的な運営を支援するため、単年度の貸し付け

として22年度に8,000万円、23年度に1億6,000万円、24年度に2億8,000万円の運営費貸し付けを行ったところであります。

○丸山裕次郎議員 県からの貸付金が雪だるま方式のように8,000万円から1億6,000万円、また2億8,000万円とふえてきており、非常に心配であります。この状況は、民間事業者であれば倒産寸前ではないのかなというふうに思っておりますけれども、産業廃棄物処理事業の収支改善にはどのように取り組んでいくのか、改めてお伺いいたします。

○環境森林部長(堀野 誠君) 公社におきましては、産業廃棄物処理事業の収支改善のためのさまざまな取り組みを行っているところであります。具体的には、新規顧客獲得に向けた企業訪問や、電話・ダイレクトメールによる営業活動の強化などを行いまして、現時点で本年度の収入は昨年同時期を上回っております。また、経費削減の面からも、施設のより効率的な稼働や運転経費の見直しなどに積極的に取り組んでおります。県としましては、公社の収支改善のため、このような取り組みを公社と一体となって進めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 いろいろ改善をしたと言われますが、赤字が続いていくのだろう、極めて厳しい状況だろうと思います。先ほど言いましたとおり、民間事業者であれば倒産寸前の状況でありますので、このように県が関与していることで、また多額の運営費補助、貸付金ということで、多額の県税、血税を投入することに私は非常に疑問を感じております。産業廃棄物処理事業からの撤退を含めた抜本的な改革が必要ではないかと私は感じておりますので、早急な検討もお願いしたいというふうに思っています。15年の契約とかいろいろあって、すぐすぐ

には難しいというふうに思っておりますけれども、抜本的な改革をお願いしたいと思います。

今、環境整備公社の改革については話をしましたけれども、このほか、全体の公社等の改革につきましては、先ほど総務部長より答弁がありました。県からの財政支出削減目標の20億円に対して15億円ですけれども、先ほど言いましたとおり、実は社会福祉事業団に、この15億円のうち8億円毎年貸し付けていたお金があると。それを差引くと7億円しか削減できていないのではないかと考えておまして、まだまだ改革が必要だと思っております。また、法人数も実質2つしか削減できておりません。厳しい県財政が続く中で、新たな公社等改革の必要性があるんじゃないかと考えておりますが、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 公社等の改革は、本県は昭和60年に策定をしました行政改革大綱以来取り組んできておまして、平成16年の公社等改革指針、さらには平成22年度に策定した現行の新指針に基づいて取り組みを進めてまいったところで、一定の成果を上げてきたところでございますが、引き続き、公社等改革は、御指摘のように、厳しい目で不断の点検に努めていく必要があるかというふうに考えております。現行指針の推進期間が今年度までであります。今年度中に新たな指針を定めまして、これまで同様にしっかりと取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、公社等改革もしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、社会保障と税の一体改革についてお伺いいたします。

社会保障と税の一体改革では、消費税を5%から10%に引き上げ、年金、子ども・子育て、

医療、介護などの充実をうたっております。消費税増税分をどのような分野にどのように充当するかによって、社会保障制度が大きく変わるのであると考えております。そこで、社会保障と税の一体改革に伴う消費税の引き上げなどによる本県財政への影響と、引き上げ後の税収等について今後どのように活用しようとしているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この改革に伴いまして、消費税及び地方消費税の税率が合わせて5%引き上げられた場合の地方への配分でありませんが、地方消費税分が1.2%、消費税のうち地方交付税の原資となる分が0.34%とされております。本県への影響につきましては、今後、国において検討される新たな消費税制度の内容や、引き上げ分の交付税の算定方法などにより異なっておりまいますが、県の歳入については、一定程度増加するのではないかと見込んでおるところでございます。引き上げ分の地方消費税及び地方交付税につきましては、地方単独事業を含む医療や介護、少子化に対処するための経費に充てるという大きな方針は定まっておるところでございますが、今後の社会保障制度の全体像がまだ定まっていない現時点において、具体的な用途を特定するというところまでは困難ですが、いずれも地方における社会保障の安定財源の確保を図るために活用していくことと考えると考えております。

○丸山裕次郎議員 答弁がありましたとおり、今回の消費税5%増税のうち地方への配分は、地方消費税分が1.2%、消費税のうち地方交付税の原資となる分が0.34%であります。なぜ交付税措置という形にしたか聞いてみますと、偏在性が小さいと言われる地方消費税分であっても、経済力の強弱の格差が懸念されるというこ

とで、このような状況になっております。特に、経済力の弱い本県のような地域を救済するための措置と言えらると思っております。どのような事業が交付税の算定基礎になるのかが大きなポイントになると思っております。そこで、地方交付税原資が増加する分がどのように措置されるかが重要となります。本県が必要とする地方交付税の確保に向けてどう取り組むのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 地方消費税率が引き上げられた後も、引き続き大きな財政力の格差というものが、都市部と地方にはあるわけございまして、地方交付税の財源保障機能等の充実強化を引き続き図っていくことは大変重要であろうと。その際に、新たに地方交付税の算定基礎に加えられます地方単独分の社会保障関係費が適切に基準財政需要額に算入されるということが、最も重要になるというふうに考えております。今後とも、全国知事会などとも連携を図りながら、さまざまな機会を捉えまして、国に対し働きかけを行い、本県の実態に即した交付税措置が図られるような積極的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、経済力が低い上に少子高齢化が進んでいる本県の実情に合うような交付税の算定になることを、本県と同じような県と連携して国に強く働きかけていただくようお願いしておきます。なお、一括交付金のように九州最下位にならないように強く活動していくことを要望しておきたいと思っております。

次に、広域行政機構について知事にお伺いいたします。

九州北部豪雨の影響を受けた後、九州各県の議員と会う機会があり、被害を受ける前は、国の出先機関の受け皿として九州広域行政機構に

賛成だったと。しかし、今回の事案を受けまして、やっぱり国の出先機関の人的、また技術的重要性を痛感したという話を聞くことができました。また、私は、宮崎県議会を代表して広域行政懇話会に参加した際、宮崎県議会以外は広域行政機構に結構参加かな、傾いているのかなと感じておりましたけれども、他の県でも、知事会が余りにも先行し過ぎて市町村は困惑しているの、きめ細やかな説明が必要だという意見がありました。広域行政機構に関する関連法案はいつかは多分出ません。しかしながら、この時期だからこそ、市町村と知事が直接会って、知事が何を考えているのか、どう考えているのかを伝えるべきだと考えておりますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私としましては、県内において、今回の出先機関改革に対する懸念の声が強いということを真摯に受けとめまして、これまでも県・市町村連携推進会議を初め、さまざまな機会を捉えて、市町村長などに対しまして、改革の趣旨や制度化の動向の説明、また意見交換に努めてきたところでございます。政府が目指しておりました通常国会への法案提出が見送られ、その行方や制度の全体像は不透明な状況にあるところでございます。今後とも、議論の動向を注視するとともに、改革を進めるに当たっては、県議会や市町村などの理解を得ることが何よりも重要であるというふうに考えておりますので、議論の進捗に応じまして、十分な情報提供や意向の把握に努めながら——大事なことは、宮崎県として宮崎県の思いなり宮崎県の考え方を届ける、それを制度の中に具体化してもらおうということとございまして——県知事としての主張、判断をしてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、歯科保健推進について福祉保健部長に再質問させていただきます。答弁がありましたとおり、今議会に、条例制定を受けまして、宮崎県歯科保健推進計画（案）を議案として上程していただきました。そこで、この計画のねらいと、今後、具体的にどのように取り組むのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） この推進計画（案）でございますけれども、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ライフステージなどの特徴や課題に対応した対策を実施することなどを基本方針といたしております。具体的には、乳幼児期、学齢期においては、虫歯予防のためのフッ化物応用の推進、成人期では定期的な歯科健診受診の推進、高齢期では施設や在宅などにおける口腔ケアの推進、障がい児・者においては、診療に困難性が伴いますことから、協力歯科医の養成などに力を入れていきたいというふうに考えております。県といたしましては、今後とも、関係機関と連携しながら、歯科保健対策に的確に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、推進をよろしくお願いいたします。

次に、障がい者対策について、改めて福祉保健部長にお伺いいたします。近年の社会情勢の変化に対応するため、障がい者に対する法律並びに各種制度が変わろうとしております。まずは来月10月に、家庭や施設などで障がい者への虐待行為を発見した人に市町村への通報を義務づける障害者虐待防止法の施行が迫っておりますけれども、同法の施行に向けた取り組みにつ

いてお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 現在、県では、いわゆる障害者虐待防止法の施行に向けまして、市町村や関係機関等と連携しながら、体制整備や関係職員の研修等に取り組んでいるところでございます。去る9月3日には、福祉・医療分野を初め、教育、労働、人権擁護など幅広い関係機関で構成されます「宮崎県障がい者虐待防止・権利擁護連絡会議」を開催いたしまして、相互の連携強化に向けての意見交換を行いました。また、8月末に、市町村や相談支援事業所の相談窓口職員、及び障害福祉サービス事業所の従事者や管理者に対しまして、障がい者虐待に係る理解を深めるための共通研修を実施いたしましたほか、引き続き、それぞれの役割や責務に応じた実践的な演習形式の研修を実施することといたしております。今後、制度の周知や広報に努めますとともに、法施行後は県障害福祉課に障害者権利擁護センターを置き、各市町村に設置されます障害者虐待防止センターと連携を図りながら、障がい者虐待の未然防止や早期発見、虐待を受けた障がい者への支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、この制度が速やかに問題ないように施行されるようお願いしたいと思います。

次に、障害者自立支援法が障害者総合支援法に来年4月に改正されますが、一部の障がい者団体からは、看板をかけただけという批判があります。今回、障害者総合支援法に改正されますけれども、今回の改正ポイントと今後の対応について、改めて福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 障害者自立支援法にかわり制定されました、いわゆる障害者

総合支援法でございますが、この法律による新たな障害保健福祉施策の主なポイントが3点ございます。1つ目に、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えること、2つ目に、障がいの特性に応じて必要なサービスが適切に提供されるよう、障がいの程度ではなく支援の必要度を示すものとして、「障害程度区分」の名称を「障害支援区分」に改めること、3つ目に、重度訪問介護の対象者の拡大や、ケアホームのグループホームへの一元化などによりまして、地域で生活する障がい者に対する支援が拡充されることとございます。

なお、それぞれの具体的内容は、今後、政令で定められることとされておりますので、国の動向を十分注視しながら、市町村や事業者など関係機関と連携いたしまして、新制度に円滑に移行できるよう努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 今答弁がありましたとおり、障がい者の範囲に難病患者等も加えるということとあります。具体的に難病患者にとってどのように変わるのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 現行の障害者自立支援法に規定しております障がい者の範囲は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に限られておりましたけれども、障害者総合支援法では、これに加えて、政令で定める難病等により障がいがある者を追加することとされております。これにより、疾病によって一定の障がいがあるながらも、症状が変動しやすいことから身体障害者手帳が取得できずに、これまで支援の対象外となり、制度の谷間にあると言われていた難病患者の皆さんなどに対しまして、障がい福祉サービスを提供できることとなります。現在、国において新たに対象となる者

の範囲等について検討がなされているところでございますが、今回の法改正は難病患者等の福祉の充実に向けた大きな一歩であると、評価をしているところでございます。

○丸山裕次郎議員 国の省令、政令ができていくことがなかなかまだ見えてこないということでありまして、移行に関しては適切にお願いしたいというふうに思います。

障がい者対策の最後の質問として、障がい幼児保育事業費補助制度についてお伺いいたします。近年、幼稚園では、重度の子供だけでなく軽度発達障がい児の受け入れも増加傾向にあり、その対応に大変苦慮しております。障がいを持つ子供たちに十分な配慮を行うことは、ライフステージに応じた支援に大きな意味を持つと考えております。私立幼稚園へ給付している障がい幼児保育事業費補助金の補助単価については、国の基準の最低額で、九州各県の中でも低い額であると伺っておりますけれども、改善を図るべきだと考えますが、福祉保健部長の見解をお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 幼稚園における障がい幼児の受け入れに対する支援につきましては、近年、対象幼児数が増加傾向にある中で、的確な予算の確保に努めてきたところでございます。御指摘のありました国庫補助事業の補助単価につきましては、福岡県、鹿児島県、沖縄県などと同様に国の基準の下限額となっていることから、私立幼稚園関係者との意見交換の場などでも、いろんな要望をいただいているところでありまして、県といたしましては、障がい幼児対策は大変重要な施策であると考えておりますので、厳しい財政状況の中、引き続き、当該事業の予算の確保に努めるとともに、先般成立をいたしました子ども・子育て関連3法を

踏まえた、幼稚園などへの給付制度の見直しにおいて、障がいのある子供たちが円滑に就園できるような支援制度の充実について、国へ要望してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 今の補助金制度についてでありますけれども、調べてみましたら、宮崎県が1人当たり39万2,000円に対して、佐賀県が78万4,000円と倍でありますので、なぜ佐賀県はすごいのかといつも感じる場所でもあります。そういうことを踏まえて、いろんな調査なり、また国のほうにも、同じ子供たちが健やかに育つような形の制度をしっかりとつくっていただくことを強く要望していただくことを、お願いしたいというふうに思います。

次に、企業立地について再質問を、商工観光労働部長にいたします。前回の県の総合長期計画における企業立地による最終雇用予定者数は、101社4,949名になってはいますが、実際の雇用者数はどうなっているのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 前回の総合計画期間でございます平成19年度から22年度の立地件数は、お話にございましたとおり、101件で、立地に伴う最終の雇用予定者数は4,949名となっております、これに対して、昨年末時点で既に3,825人が雇用されております。多くの場合、企業は数年をかけて段階的に雇用を拡大されますので、県といたしましては、引き続き、早期に雇用を拡大していただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 今、答弁のありましたとおり、4,949人に対し、既に3,825人雇用されているところでありまして、引き続き雇用の拡大につなげていただきたいということで、絶対達成してほしいと思っております。フォローアップ活

動が重要と思いますけれども、どのような活動を行っているのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 立地企業へのフォローアップにつきましては、4名の専任職員を配置するとともに、市町村や県外事務所、総務商工センター等と連携をいたしまして、立地企業の県内事業所はもとより、県外の本社や親会社などを訪問しているところであります。昨年度で申し上げますと、302の事業所を訪問いたしまして、人材確保や取引拡大等の各種の要望、相談に対して、関係機関と連携して対応したところであります。今後とも、立地企業のフォローアップに取り組み、雇用の確保・拡大はもとより、立地企業の地元定着と事業の拡大につなげてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、予定者数よりも多くなるような形で、フォローアップをしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

知事のほうに、企業誘致に関して最後の質問をさせていただこうと思います。今回のアクションプランでは、100件、5,000人の雇用創出をする目標ということでもありますけれども、達成するための意気込みを含めて、企業立地に対する知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 長引く景気の低迷とか円高の影響とか、企業立地をめぐる環境は大変厳しゅうございますが、地域経済の振興、雇用の確保に大変効果が大きい企業立地を、今御指摘がありましたような高い目標を掲げて頑張っていこうと、全庁一体となって企業立地推進本部を立ち上げて進めておるところでございます。特に今後は、成長が期待される新エネルギー関連産業や、東九州メディカルバレー構想に基づく医療機器関連産業、また本県の特性を生かした食品関連産業、多くの雇用が期待できる

コールセンターなどの情報サービス産業、これらを重点産業として位置づけて、9月からは企業立地促進補助金を拡充するなど、戦略的な展開をしているところでございます。先日も、あるコールセンターを運営している社長さんから、宮崎の県民性というものがあるコールセンターに非常に向いているという高い評価をいただいたところであります。これは一つの例ではございますが、本県にはさまざまな自然環境も含めた強みがありますので、それを積極的にアピールしながら、私みずから企業を訪問するとともに、市町村とも連携をしながら、目標達成に向けて全力で頑張っていきたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 企業立地は非常に大きな効果があると思っておりますので、ぜひ全力を挙げて頑張ってくださいと思います。

次に、林業行政について環境森林部長に再質問をいたします。過去最低だった原木価格は、6,900円から現在は約8,000円程度まで回復したということでもありますけれども、昨年比ではまだ1,000円程度安い状況であります。いずれにせよ、需要拡大が今後も重要だと考えております。そこで、県内の需要拡大に資する「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく市町村方針の策定状況と、市町村への支援についてまずお伺いいたします。またあわせて、製材品の7割が県外出荷されますので、県外の住宅メーカーへの売り込みや共同出荷を進める県外対策が必要だと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 市町村方針につきましては、現在、22市町村が策定を終え、残りの4市町も本年度中に策定の見込みであります。県といたしましては、引き続き、市町村

に対して、木造公共施設整備への支援や、木材利用事例の情報提供を行うこととしております。また、木材利用技術センターでは、三股町弓道場などへの構造設計等の技術支援を行っているところであります。このような取り組みを通しまして、公共建築物の木造化、木質化をより一層進め、県民に広く木のよさを理解していただき、県産材の需要拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、県外対策につきましては、「チームみやぎきすぎ」が中心となり、官民一体となって県外の住宅メーカー等への売り込みを行うとともに、営業や設計担当者等を本県に招待し、県産材の品質と供給力を実感していただいております。これらの取り組みによりまして、住宅メーカーの中には、外材から県産材に仕様変更した事例も出てきております。さらに、輸送コストの低減等を図るため、製材工場等によるモデル的な共同出荷の取り組みを支援しているところであります。県としましては、今後とも、県外における県産材の需要拡大に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 答弁の中にもありましたけれども、いろいろ聞いてみると、住宅メーカーといいますのは関西圏の住宅メーカーということで、県産材に仕様を変えていただいた非常にありがたい企業だと思っておりますので、しっかりとフォローアップしてもらって、関西等の大消費地でのさらなる需要拡大を強く要望しておきます。

また、県の長期計画を見ますと、杉粗生産量は現在約140万立方メートルでありますけれども、平成32年にはこれを190万立方メートルにする計画となっております。膨大な生産量になることが見込まれておりまして、需要が増加し

なければ、相対的にまた原木価格が下落するのではないかと非常に心配しております。そこで、今後、生産される素材をどう活用するのか、お伺いします。

またあわせて、今般、再生可能エネルギー法施行で非常に注目を浴びております木質バイオマスにも積極的に取り組むべきではないかと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

○環境森林部長(堀野 誠君) 平成23年度からスタートした県の第7次森林・林業長期計画では、平成32年の素材生産量の目標を190万立方メートルとしております。その用途としましては、製材用材が150万立方メートル、パルプ・チップ用材、木質バイオマスがそれぞれ15万立方メートル、合板用材が10万立方メートルであります。この目標を達成するためには、木材加工流通体制の整備や木材の需要拡大などに、より一層取り組む必要があると考えております。このうち木質バイオマスにつきましては、本年7月に固定価格買い取り制度がスタートしたことから、林地残材等の利活用が大いに期待されるところであります。このため、「森林整備加速化・林業再生事業」等を活用し、バイオマス施設の整備を支援するとともに、林地残材の効率的な収集などに取り組み、木質バイオマスのなお一層の利用拡大に努めることとしております。

○丸山裕次郎議員 平成32年目標では190万立方メートルでありますので、生産した原木が下落しないように、需要拡大をぜひ推進していただくようお願いしたいと思います。

次に、福島原発事故以来、従来のシイタケ原木の供給基地であった福島県等では放射能汚染の関係で原木が供給できない状況になっていて、全国で原木が足りないという状況を聞いて

おります。宮崎県は豊富な原木を有しておりますので、原木を供給することで林業振興も図れるんじゃないかと考えておりますけれども、見解をお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 国の調査によりますと、原発事故の影響により平成24年5月末現在で、全国でコナラ約254万本、クヌギ約40万本が不足しております。その一方で、供給可能量は、本県のクヌギ・コナラ原木約1万8,000本を含め、全国で約21万本にとどまっております。このため現在、国は、各都道府県に対しまして供給可能量の掘り起こしを要請するとともに、全国に、本県の1名を含む14名のコーディネーターを配置し、原木の伐採適期である11月ごろを目途に、規格や品質などの需要側ニーズとの調整を進め、需要供給のマッチングを図ろうとしております。県といたしましては、伐採等にかかる労働力の確保等の課題がありますが、関係団体等と連携しながら、供給可能量の掘り起こしや原木供給に取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 この事業への取り組みは、コーディネーターがどういう働きをしていくのが重要だと思っておりますので、しっかりとしたコーディネートをしていただくようお願いしたいと思います。

次に、畜産行政について農政水産部長に再質問を行います。10月に行われる全国和牛能力共進会では、本県を代表する牛が連覇することを改めて期待しております。2連覇に向けてすばらしい代表牛ができたのも、これまでの優良雌牛保留対策の大きな成果のたまものではないかと考えております。しかし、「優秀繁殖雌牛地域内確保対策事業」が今年度で終了するということですが、ぜひ継続してほしいという畜産農

家の強い要望があります。そこで、引き続き、優秀な雌牛の県内保留対策が重要だと思われませんが、今後の考え方についてお伺いいたします。またあわせて、ことし1月から5月までの競りによる雌牛保留対策の実績をお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 優秀な雌牛を県内に保留することは、肉用牛の改良を進める上でも、また子牛市場の価値を高める上でも非常に重要であると認識しております。本年1月から3月までは、子牛市場への出荷頭数の平準化対策の一環として、優秀な繁殖雌牛の地域内確保対策に係る事業の要件を緩和するなど、集中的に雌牛の保留を図ったこともあり、1月から5月末までで、県内に約1,500頭の雌牛が保留されたところでございます。今後とも、市町村や関係団体等と連携を図りながら、優秀な雌牛の県内保留に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 何かまだ物足りないものを感じております。先ほど言いましたとおり、優良な雌牛を残すことが本県の和牛の振興にとって大きな根幹だと思っておりますので、優良な雌牛保留対策については、再構築をぜひ強く要望しておきたいと思っております。

次に、牛肉の消費拡大について農政水産部長にお伺いいたします。牛肉の消費量として1年間に1人当たりが消費する量を調べたところ、BSEが発生する前は約7.5キロあったようでありまして、BSEが発生した後に急落し、さらにリーマンショックの景気低迷等によりまして5.5キロまで減少しております。多少は持ち直しているのですが、厳しい状況だと思っております。このことが枝肉価格の低迷が続いている要因だろうと思っております。畜産県と

して広い意味での地産地消、消費拡大策が必要だと考えております。そこで、今後の消費拡大策に向けての対策をお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 牛肉の消費につきましては、長引く景気低迷、また福島第一原子力発電所の事故、食中毒に起因する生食レバーの販売禁止などによりまして、全国的に低迷が続いております。県といたしましても、このような厳しい状況の中で少しでも県産牛肉の消費拡大を図ることが重要と考えており、口蹄疫復興財団が農業団体の協力を得て発行するプレミアム牛肉商品券の取り組みを推進することとしております。現在、本県畜産を取り巻く厳しい環境に対応するため、新たな展開に向けた畜産新生の検討を進めているところでありますが、その中でも販売力の強化は大きな柱の一つとして検討しているところであり、今後も、関係団体とも連携して、効果的な消費拡大対策や新たな販路の開拓を推進してまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ちなみに、平成21年から23年の都道府県県庁所在地別の1世帯当たりの牛肉消費量を調べたところ、宮崎市は全国で24位でした。もう少し上になってほしいなど。和牛日本一の称号にふさわしい牛肉の消費県になるように、消費拡大策について期待をしておきたいと思っております。

次に、口蹄疫埋却地についてお伺いいたします。口蹄疫の蔓延防止のため、約30万頭の家畜を埋却するために約97.5ヘクタールの農地等が使用されました。発生当時は埋却地の確保が大きな問題でありましたけれども、口蹄疫が終息し、来年で3年を迎えることとなります。家畜が埋められた土地の再生ができて、本当の意味の口蹄疫からの復興だと考えております。そこ

で、口蹄疫埋却地の再生について、県としてどのように対応するのか、お伺いいたします。またあわせて、県農業振興公社保有の埋却地についてどのように売り渡しを進めていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 平成22年の口蹄疫においては、多くの優良農地を埋却地として利用したところであり、その再生活用は、真の意味での再生・復興や地域農業基盤の維持強化を図る上で、また今後の防疫体制強化のためにも大変重要な課題であります。これまで県としては、本年4月に庁内に連絡会議を、6月には西都・児湯地域において地域会議を設置し、再生方法や推進スケジュール等について検討を行うとともに、国に対して埋却地の再生整備に係る予算の確保を強く要請してきたところであり、農林水産省による平成25年度予算の概算要求において、埋却地の再生整備に対する支援が盛り込まれたところであります。今後も、必要な予算が確実に措置されるよう、引き続き国に強く要望してまいりますとともに、各市町や関係団体の協力を得ながら、埋却地の現状や農家の意向等を十分踏まえまして、平成25年度からの円滑な再生整備が図られるよう努めてまいります。

次に、県農業振興公社保有の埋却地についてでございますが、公社が保有する埋却地につきましては、口蹄疫発生の際、迅速に防疫作業を進めるため、国の農地保有合理化事業を活用して、8つの市町で52カ所、38.9ヘクタールについて約2億5,000万円で買い取ったものであります。これらの埋却地の売却に向けては、年内には、県、市町村、公社等の関係機関・団体で構成する売り渡し協議会を設置し、担い手情報の共有化やあっせん活動などを開始したいと考え

ております。また、県としても本年度から、埋却地とその周辺農地を集積する農地の出し手・受け手に対して、10アール当たり2万5,000円を支援することとしており、国の規模拡大加算などとあわせて積極的に活用し、早期の売り渡しに努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 口蹄疫からの復興は、先ほど言いましたとおり、この農地が全て戻ったときが本当の復興だと思っております。なお、気になりますのは、やはり公社が保有している土地であります。10年間は無利子ということですが、これが10年過ぎると——もう約2年ちょっと過ぎましたので、7年前後には有利子になっていくことになると、公社等の経営を圧迫すると思っておりますので、公社等の土地についても売り渡しが進むように努力をお願いしたいと思います。

次に、葉たばこ振興についてお伺いいたします。

かつて日本一を誇っていた本県の葉たばこ生産は、近年の天候不良等で生産が激減し続けており、昨年の廃作奨励制度により土地利用型の葉たばこ耕作はことしからは約半分になり、窮地に陥っております。そこで、県はどのように葉たばこ振興を行っていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 葉たばこにつきましては、重要な土地利用型品目として位置づけているところでございます。しかしながら、近年、気象の影響や病害の発生等により、収量、品質の低下が見られ、耕作者の生産意欲の減退が懸念されるところであります。このため県では、耕作組合が実施する土づくりのための展示圃の設置や、土壌消毒機の導入、耕作者技術研修会の開催等について支援するとともに、

日本たばこ産業株式会社に対し、各種助成事業による継続的な支援や、重要病害に対する抵抗性品種の早期育成等を要望するなど、包括的な対策を講じているところでございます。今後とも、関係機関・団体と連携を図りながら、耕作者が希望を持てるよう、農家経営の安定と一層の生産振興に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 土地利用型の農業でありますので、ぜひ支援をお願いしたいと思います。

また、たばこ耕作を含めてなんですけれども、その前に、国においては本年、「がん対策推進基本計画」の策定、及び「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の改正が行われております。たばこ耕作組合、飲食業生活衛生同業組合等から、県がん対策推進計画等の改定に当たっては、喫煙者率の削減や飲食店等における受動喫煙の機会減少の数値目標を設定しないこと、公的施設や民間施設(職場、飲食店等)での受動喫煙防止対策を検討する際には、特に中小零細企業の事業者に配慮し、一律かつ過度な規制をしないことの要望があっておりますけれども、本要望に対する知事の見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) がん対策推進計画は、国の計画などを基本としつつ、県の条例の趣旨を踏まえて改定するというところでございますが、具体的な作業に当たっては、有識者で構成される協議会から意見を聴取するとともに、パブリックコメントも実施して、県民の皆様からの御意見も踏まえて行いたいと考えております。喫煙率、また飲食店等における受動喫煙割合の数値目標につきましては、そういう幅広い御意見などを参考にしながら検討したいということで考えておりますが、受動喫煙防止対

策につきましては、中小零細な規模の事業者の実情というものも考慮いたしまして、一律的な規制を行うというようなどころまでは考えていないところでございます。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、バランスを考えてお願いしたいというふうに思います。

次に、土木行政、特に入札制度改革について県土整備部長にお伺いいたします。

これまでの行財政改革による公共工事の縮減、さらには急速な入札制度の変更で、建設業を取り巻く状況は大変厳しくなっております。業者数のみならず、従業員数、重機類が大きく減少していることが推測され、いざ災害が発生したときに本当に対応できるか心配であります。災害が起きた場合、災害対応空白地帯をつくらないためにも、県としての建設業者健全育成及び建設関連団体の健全育成が必要だと思っておりますけれども、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 県内建設業者の経営環境が大変厳しい状況にある中で、地域の建設業者には、台風や豪雨などといった災害時における緊急対応など、重要な役割があると認識しております。このため、本県独自の地域企業育成型を創設するなど、地元の建設業者が受注しやすい環境づくりに努めているところであります。また、県と災害対応に係る協定を締結している団体がございますが、こうした団体に所属する業者を総合評価落札方式において評価するなど、建設関連団体の育成にも取り組んでいるところであります。県といたしましては、今後とも、地域に貢献する建設業者が伸びていける環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 災害復旧など急を要する工

事や、特に地域性を要する工事については、災害等が発生した場合に地域に精通した地元業者を確保するとともに、地元企業がない災害対応空白地帯を発生させないためにも、また若手技術者等の新規技術者の育成が難しくなっており、今後の技術者育成のためにも、指名競争入札の復活が業界の強い要望であります。試行を含めて、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 建設業の役割は、今、部長の答弁にもあったとおりでございまして、健全に発展することは大変重要であるというふうに考えております。こうした重要な役割というものをしっかり考慮した上で、入札制度につきましては、これまで、公正、透明で競争性の高い制度ということを目指しながら改革を進めてきたところでございまして、その経緯を踏まえつつ、基本的には一般競争入札の枠組みの中で、今後とも幅広く意見を伺いながら、必要な見直しに努めてまいりたい、そのように考えております。

○丸山裕次郎議員 県としては、できる限り、一般競争入札であっても地域要件をいろいろ入れることによって、より指名に近い形の入札に改善したことは理解しておりますけれども、先ほどから述べておりますとおり、今の入札制度では若手技術者が育ちにくい状況であります。今の技術者を見ますと、高齢化がかなり進んでいます。ひょっとしたら5年もしないうちに実績のある技術者がいなくなる可能性があると思っております。また、災害が発生したときに、建設業のみならず、団体の協力体制が脆弱になりつつありますので、非常に心配しております。例えば、農政水産部では農業の健全育成を主眼に置いておりますけれども、県土整備部においても建設業の健全育成を主眼に置いた入

札制度が図られるように、強く要望したいと思
います。

建設関連の中でも測量について再度質問させ
ていただこうと思います。測量は、安全な県土
をつくり守っていく上での基礎であります。し
かし、入札制度改革による落札額の低下のみの
過当競争により品質低下が懸念されます。品質
を確保する観点からも、最低制限価格を一般工
事と同様に90%にすべきではないかと考えてお
りますけれども、県土整備部長にお伺いたしま
す。

○県土整備部長（濱田良和君） 最低制限価格
につきましては、建設産業を取り巻く経営環境
が厳しい状況にあることや、公共工事の品質を
確保する観点から、これまで段階的な引き上げ
を行ってきておりまして、現在は経済・雇用対
策として時限的に、建設工事は予定価格のおお
むね90%、測量設計業務等の建設関連業務はお
おむね80～85%としております。この最低制限
価格の水準の差につきましては、建設工事の場
合、直接的な経費として、人件費のほか、建設
資材費や機械経費が含まれておりまして、その
占める割合が大きいことによるものでございま
す。

○丸山裕次郎議員 建設業が苦しい状況に陥っ
ているのは、基本的には事業量が減っているた
めだというふうに思っておりまして、事業量を
確保できれば改善できるというふうに思ってお
ります。今年度の補助事業についても、県の予
算と国の内示差が生じております。昨年の例を
見ますと、43億円、差がありまして、国庫が23
億円、県費が20億円、2月定例県議会で減額の
補正予算でありました。このままでは今年度も
2月議会で大幅な減額補正になってしまって、
県内の建設業に大きな悪影響を及ぼすと思っ

ております。そこで、県の景気・経済状況を踏ま
え、補助公共の予算を県単事業に振りかえるべ
きだと考えておりますけれども、知事に見解を
お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 貴重な公共事業予算の
確保は、今御指摘のありましたようなインフラ
整備、また県内経済への影響ということを考え
ると大変重要であります。本県では、県単事業
というものを2年連続で厳しい財政状況の中で
何とか伸ばしていく、プラスにする最大限の努
力をしたところですが、国の公共事業予算は、
一般会計ベースで8.1%の減と、大変厳しい状況
にございます。補助公共事業の内示差につきま
しては、その縮小に向けて、引き続き、国に対
し必要な働きかけを行うとともに、今後、国の
補正予算の動きなどいろいろな動向があります
ので、それを見きわめながら適切に対処してま
いりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 適切な予算が執行できるよ
うにお願いしたいというふうに思っておりま
す。

次に、特別支援教育について再質問を行いま
す。先ほど、関係機関との連携を図るために、
「相談支援ファイル」の全県的な普及を図りな
がら、障がいのある子供たちの早期からの支援
には関係機関とのさらなる連携が必要である
との、教育長の見解を伺ったところであります
けれども、福祉保健部長はどのように考えてい
るのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 障がいのある
子供が可能性を伸ばし、その持てる力を十分に
発揮できるようにするためには、心身の発達
が著しい乳幼児期から一日も早く専門的指導を
行うなど、適切な支援を行うことが重要であると
認識しております。このため県では、児童相談

所を初め、県内13カ所に設置しました「そうだんサポートセンター」などの支援機関において、医療や保健、福祉、教育等のさまざまな相談に対応いたしますとともに、専門機関への的確なつなぎなど、それぞれの子供の特性に応じた適切な支援に努めているところであります。学齢期における支援に向けた特別支援学校との連携を初め、関係機関や市町村との連携は、適切な支援を行う上で極めて重要なものと考えておりますので、今後、さらに連携を深めながら、早期からの支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 次に、特別支援学校高等部の生徒が卒業した後の進路も重要だと思っております。移行が速やかにいくためには、労働、福祉等の関係機関と連携した取り組みのさらなる充実を図ることが必要だと思っておりますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 特別支援学校高等部生徒の進路につきましては、本人の適性や能力を可能な限り生かして適切な進路選択ができるよう、企業や福祉・労働等の関係機関と連携しながら、支援を行うことが大変重要であると考えております。このため、特別支援学校5校に6名の相談員を配置し、障害者就業・生活支援センターや企業や福祉施設等との連携を強化しながら、進路相談や職場開拓など在学中の支援、進路先の訪問などの卒業後の支援の充実に努めているところであります。このような取り組みにより、高等部卒業生の就労につきましては、平成23年度の就職率が過去最高の21.2%となったところであります。今後とも、関係機関とのさらなる連携により、在学中から卒業後まで継続した支援の一層の充実を図り、生徒がより豊かな人生を歩むことができるよう努めてま

いりたいと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ、適切な支援をお願いしたいと思っております。

最後の項目として、小水力発電についてお伺いいたします。

本県は全国より降水量が多く、高低差があるという地域特性を生かして、これまで企業局、九州電力が水力発電を行ってまいりました。今般、固定価格買い取り制度での買い取り価格が25円2銭から35円7銭になったことで売電価格が上がったので、可能性が高くなったと感じております。そこで、固定価格買い取り制度スタートを機に小水力発電に積極的に取り組むべきと考えておりますが、企業局長の考えをお伺いいたします。

○企業局長(濱砂公一君) 企業局におきましては、本県の恵まれた水資源を活用するために小水力発電に積極的に取り組んでおりまして、現在は、綾北ダムの河川維持放流水を活用した発電、あるいは治水ダムでは初めてとなります日南ダムにおける発電の導入に向けて、必要な調査や関係機関との協議を進めております。また、市町村等が計画する農業用水を利用した小水力発電につきましても、関係部局と連携し、技術面での支援を行っているところでございます。今後とも、このような取り組みを通じまして、県内の小水力発電を積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

○丸山裕次郎議員 我が会派の文教警察企業部会では鹿児島県に行きまして、鹿児島県の取り組みを聞いております。非常に積極的に取り組んでおります。宮崎県は先ほど言いました地域特性があります。知事も今回、新エネルギーのビジョンをつくるということですが、しっかりとしたビジョンをつくっていただい

て、宮崎県はやはり水力県だということも主張していただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、自由民主党、宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) お疲れさまです。傍聴席の方々には、私の質問まで残っていただきまして本当にありがとうございます。

それでは、会派を代表して2番目の代表質問をさせていただきます。国政の現状は、民主党代表選挙、そして自由民主党総裁選挙一色となっております。TPPの問題、尖閣諸島、竹島の領土問題、東日本大震災復興問題、南海トラフ巨大地震に対する防災対策などなど、解決しなければならない問題が山積をしております。一日も早く政治を安定化させ、諸問題の早期解決、取り組みに努めていただきたいというふうに思っております。本県におきましても、多くの問題を抱えており、自民党会派で質問項目として出されたものを中心に質問をさせていただきますので、前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢として、市町村長との関係について伺います。県と26市町村が一体となるのが宮崎県の発展につながると思います。地方分権が進んだとはいえ、県は多くの事務権限や予算を握っているわけであり、

市町村では、国県道、多くの河川の維持管理、農業分野、保健の分野などは、市町村という垣根の中で、県としての役割の部分を担当しておられます。そこで最も重要となるのが市町村長との連携となりますが、各種自治体の行政課題については、陳情要望活動として知事室へ足を運ばれていますが、各自治体の首長との関係をどのようにされているのか伺います。

次に、県職員と知事との関係について伺います。県職員とのコミュニケーションについては、これまでランチミーティングという言葉がよく出てまいります。現在も取り組まれているのか。昨年は県職員との運動会も開催され、積極的にやっという姿勢は見られますが、県職員との関係をどのように図っておられるのか、現状と今後について伺います。

次に、県内の各種団体との関係について伺います。知事の選挙時の政治理念として、「クリーンで開かれたみやざき」の中に、県民の皆様との「対話」を、きめ細かに密に行う「開かれた県政」の実現がうたわれております。そこでお伺いしますが、県内にはさまざまな団体があり、自民党におきましても、各種団体との意見交換や意見要望を伺う機会が多数あります。そうした団体の意見を聞きますと、全てが業界の利権であったり、その団体に優遇を求めるものばかりではなく、県政運営上、重要な意見も多く発言をされております。県としても、直接意見を聞かれることが望ましいと考えます。主要な大きな団体が意見交換を県とされていることは存じております。しかし一方では、県に対して意見を言う機会がないという声も耳にいたします。意見交換などを申し入れた場合の対応も含めて現状をお聞かせくだ

さい。

以上で壇上の質問を終わり、後は質問者席からさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、市町村長との関係についてであります。私は、「対話と協働」の推進、また市町村を重視するということを県政の柱として位置づけておりまして、市町村と円滑なパートナーシップの関係を構築していくことは、大変重要であると考えております。このため、知事就任直後、昨年2月には、県と市町村が対等な立場で協議を行う宮崎県・市町村連携推進会議——いわば協議の場であります——を国における国と地方の協議の場に先駆けて設置いたしまして、これまで、口蹄疫や新燃岳災害、鳥インフルエンザに係る危機管理、地方分権改革、災害廃棄物の広域処理などの重要課題につきまして、直接、市町村長の皆様と意見交換を行ってきたところであります。また、県内には、それぞれの地域が抱える課題がありますことから、県内を6つのブロックに分け、ブロックごとに市町村長と懇親の場を持ちながら、膝詰めでざくばらんに意見交換を行う円卓トークを実施しておりまして、さまざまな御意見や御要望を伺っているところであります。実際にこのような円卓トークで出された提案の中から実現した取り組みというものもあるわけでありまして、こうしたさまざまな機会を通じて、市町村長からいただきました御意見や御要望について真摯に受けとめながら、できる限り県の施策に生かすよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員との関係についてであります。行政の現場で実務を担っておりますのは職員です

ので、ふだんから意思疎通を図りまして、私の考えをしっかりと伝える一方、職員の意見や考えを酌み取るということは、大変重要であるというふうに考えております。したがって、例えば、県庁内のLANの中、職員ポータルサイトで「知事の窓」というようなメッセージを送ることのできるサイトがあるわけでありまして、そのメッセージで全職員に呼びかけるなど、取り組みをしております。また、御質問の職員とのランチミーティングは、私が県内を出張する際とかに、いろんな職場を訪ね、昼食をとりながらざくばらんに意見交換を行うものでありまして、昨年度は5回、今年度もこれまでに2回実施したところであります。また、職員家族運動会はことしも行うこととしておりますが、参加者を教育委員会などにも広げるとともに、先日、庁内で県職員同士の交流をより促進していこうという若手のグループ、アイデア出しのグループが発足したところでございますが、運動会に向けてまた新たな企画に取り組む動きがあるなど、内容充実に期待しているところであります。こういったところを初め、知事室での協議の際、また公私を問わず各種行事で顔を合わせたときの意見交換を含め、さまざまな機会を捉えて、職員とのコミュニケーションを図っているところでございまして、引き続き、私のほうからも積極的にアプローチをしてまいりたいと考えております。

最後に、県内の各種団体との関係についてあります。県民の皆様との対話を進めるためには、はがきやメールなどで広く御意見をいただく「県民の声」というシステムでありますとか、私が直接地域へ出向いて、県政や地域の課題について意見交換を行う「知事とのふれあいフォーラム」などを実施しているところであり

ます。さらに、各種団体の皆様が県への要望や表敬訪問などで知事室を訪問された際、各地で開催される行事に出席した際などには、できるだけ直接、御意見や御要望、御提言を伺うよう努めているところであります。例えば、知事室には、商工・農政・福祉・教育など幅広い分野からおいでいただいておりますが、これらの団体は、必ずしもそれぞれの業界を代表するような大きな団体ばかりではなく、さまざまな組織・グループでありまして、希望があれば、日程調整、時間には限りがあるわけですが、可能な限り対応するようにしておるところであります。また、政治家としての私の会合、例えば県政報告会などに参加される方々から御意見を伺ったり、さらにはフェイスブックやツイッターなどのソーシャルメディアを使った情報交換なども大切にしているところでございます。今後とも、幅広い皆様から御意見をいただける機会を持ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○宮原義久議員 それぞれ答弁をありがとうございました。知事の政治姿勢として、市町村長、県職員、各種団体との意見交換ということでお伺いしたところです。先ほど述べたように、知事の政治理念というのは、県民の皆様との「対話」を、きめ細やかに密に行う「開かれた県政」の実現ということですので、十分努力はされているということはお伺いできたところでありますが、まずは信頼関係だというふうに思っております。特に各種団体の方々は、先ほど言いましたように、予算、許可、そのほか権限を持つ県に対しては、なかなか本音を言えない、遠慮をされている部分があるようでもありますから、知事は聞かれても、各部局の皆さんも含めて、その体制をしっかりとつ

いていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、100万泊県民運動についてお伺いたします。知事の選挙時の公約でもあります100万泊県民運動の一環として、「宮崎を知ろう！100万泊県内観光活性化事業」3,300万円が平成24年度予算で計上されております。広域観光連携推進のための専門家派遣事業であったり、県内旅行商品開発促進事業等に取り組むとされております。口蹄疫発生以来、冷え切っている県内経済状況、観光客の入りも大変厳しい状況となっております。この事業は、そうした状況を打開するものとして期待をするものでありますが、具体的な取り組みとその効果について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 「宮崎を知ろう！100万泊県民運動」であります。県民一人一人が県内観光や地域の交流活動・イベントに参加することにより「ふるさと宮崎」を再発見する、いわば「ディスカバー宮崎」、そのような機会をつくり、地域振興や経済の活性化を図ろうとするものでありまして、広い意味での地産地消にもつながるものと考えております。より多くの方々に県内各地に出かけていただく、その呼び水にするというような観点から、地域と地元旅行業者との連携、さらには市町村の枠を超えた広域連携を図る「宮崎を知ろう！100万泊県内観光活性化事業」におきまして、県内を回る旅行商品の開発を促進する「ゆっ旅大賞コンクール」などを実施するとともに、県民の方々に対し、さまざまな観光地やイベントなどの旬な情報を発信しているということでございます。ことは、古事記編さん1300年の関連事業を積極的に展開するということとも相まって、県民の

県内観光に対する関心は相当高まっていると感じておりますので、じわじわとこれを広げながら、今後とも、官民一体となって県内観光の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。この100万泊の観光事業が実りある形で、宮崎県にもたらす経済効果があるような形でないと意味がないと思いますので、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

次に、「みやざき感謝プロジェクト」についてお伺いいたします。

本県で発生した口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火などの災害に対して、多くの方々より支援をいただいたことに感謝する意味から、東日本大震災の被災者の方々への恩返しとして、県では「みやざき感謝プロジェクト」を立ち上げられ、県内の官民一体となって支援を進められてきました。被災者の受け入れ、県・市町村職員の派遣、基金の受け付けなど、さまざまな支援において、官民一体とした取り組みがなされたことは、大変評価すべきであったとも思いますし、かかわっていただいた多くの県民の皆様は心より感謝を申し上げるところでもあります。こうした支援は、全国の各都道府県でも同様の支援がなされていると考えますし、もちろん各県との連携も重要と考えますが、多くの災害が発生した本県としては、他県と違う踏み込んだ取り組みがあったのかを含め、これまでの取り組み状況と今後の進め方について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 「みやざき感謝プロジェクト」につきましては、震災支援のための基金を設置し——これは全国的にも例の少ない取り組みだというふうに考えておりますが——

県内の企業や県民の皆様からの貴重な寄附も財源の一部としながら、基本的なスタンスとしては、現地のニーズに合ったものを、市町村等関係団体が連携しながら、息の長いという基本的な考え方に基づく支援に取り組んでまいりました。具体的には、職員の派遣や救援物資の輸送、ボランティアの派遣、本県の農林水産品を活用した支援などを実施してきているところですが、中でも、気仙沼における本県カツオ船の水揚げ再開による復興支援については、従来からの地域間のつながりやきずなに根差した本県ならではの取り組みであるというふうに考えております。さらに、今年度は、市町村やNPOも基金事業の対象としまして、支援の主体や内容にも広がりが出ています。また、今の時々刻々変化しつつある現地のニーズに対応した取り組みというものを進めているところでございます。また、現時点で県職員を14人ほど被災地に派遣しておりますが、現地に行った職員の報告を県庁のホームページに載せるなど、県民の皆さんへの現地の情報提供、フィードバックなどにも取り組んでおります。被災地の本格的な復興までには相当の期間を要しますので、その時々々の現地のニーズを十分に踏まえながら、さまざまな形で本県らしい支援に、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、震災瓦れき受け入れ問題についてお伺いいたします。東日本大震災により発生した災害廃棄物は、岩手県、宮城県、福島県の沿岸37市町村で1,811万トンになっております。福島県の瓦れきについては、国が処理することとなっておりますが、岩手県、宮城県の瓦れきについては、被災地以外の自治体に広域処理への協力要請がなされております。被災地では、瓦れきの処理施設が大幅に不足してい

ること、被災地以外での広域処理を推進することが必要となっており、国より再三の要請がなされていることを受けて、本県議会として、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の発生に際し、全国から多大な支援を受けたことを改めて認識し、被災地の復旧・復興に率先して最大限の協力を行うべきであるという観点から、知事が、科学的な知見に基づく放射能の影響の検証がなされ、安全性が確認されたものを受け入れる姿勢を明らかにするとともに、県内市町村長との意見交換を十分に行い、受け入れの検討に向けた市町村への働きかけを強く求める決議がなされました。知事として、どのような取り組みをなされたのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 災害廃棄物の広域処理につきまして、本年3月22日に県議会において全会一致で決議が行われましたことは、大変重く、真摯に受けとめたところであります。災害廃棄物は一般廃棄物であり、その受け入れについては、一義的には処理施設を有する市町村の判断でありますので、私としましては、そういった施設を設置するに当たっての長年の経緯、また地域住民の意見などを踏まえた市町村の判断を大切にしていきたい、尊重したいと考えたところでございます。このような考えに立ちまして、2回にわたり市町村長との意見交換を行いましたほか、国の担当者や専門家による説明会の開催、さらには被災地及び受け入れ自治体の現地調査など、市町村の理解を深めるための場の提供、また議論に努めてきたところがあります。また、国の基準よりも厳しい受け入れのための独自基準につきまして、市町村と議論するためのたたき台の提示を行ったところでもあります。このほか、実施した意見交換や説明会、現地調査などの結果につきましては、県

庁ホームページで詳細に情報提供を行うなど、さまざまな取り組み、働きかけを行ってきたところでもあります。

○宮原義久議員 それでは次に、県では、東日本大震災で発生した瓦れきを被災地以外で受け入れる広域処理の検討終了を8月10日に発表されています。国より協力要請から検討終了まで、県内市町村長の皆さんと、先ほど答弁がありましたように、意見交換ほか努力されてきたようではありますが、協力要請というのはどういった形でやられたのか。これが公開であったのか、非公開でもやられたのか。知事の県のリーダーシップを問う声も聞かれるわけですが、知事はどのように考えておられますか。

○知事（河野俊嗣君） 災害廃棄物の広域処理については、本年3月に開催されました私と市町村長との最初の意見交換の場において、被災地の復旧・復興のために何とか協力できないかという共通した思いを、まずは確認したところあります。その受け入れに際しましては、県民や施設周辺の住民の皆様様の御理解を得る必要があるということから、意見交換、説明会、また現地調査につきましては、基本的に公開で実施し、その内容を、先ほど申しましたようなホームページなどで詳細に提供するなど、明らかにしてきたところでもあります。それに加えて、私自身、市町村長にさまざまな会合、場面で個別にお会いする機会もございますので、そういう機会に意見交換をし、情報交換、また働きかけにも努めてきたところでございます。お尋ねのありました県のリーダーシップについての厳しい御指摘については、私も真摯に受けとめておるところでございますが、私としましては、国からの要請や県議会の決議というものを真摯に受けとめ、これまで構築された市町村

と地域住民の信頼関係にも十分配慮しながら、丁寧に議論を進めていく必要があると判断したところでございます。そのような中、広域処理について市町村の理解と議論を深めていくため、先ほども答弁しましたように、現地調査や専門家による説明会等の提案、国の基準よりも厳しい受け入れの県独自の基準の検討を進め、そのたたき台の提示を行うなど、県としましては、全国の他県の取り組みを見てみても、それ以上に積極的な働きかけをし、市町村とともに考え、何とかできないかという方策を探る、そのような議論というもの、検討というものをリードしてきたと考えておるところでございます。

○宮原義久議員 ありがとうございます。3点ほどこの件について質問させていただいたんですが、知事は、3月5日に東日本大震災の発生から1年を迎えるに当たりということで、コメントを出されております。「現地に思いを寄せつつ、その時々ニーズに応じた支援を継続してまいりたいと考えております。本県でも、日向灘地震や東南海・南海地震といった大きな災害をもたらす可能性の高い地震やそれに伴う津波が想定されています」と述べられております。その時々ニーズと言われていますが、被災地で一番困られたのが瓦れきの処理でありました。瓦れき受け入れに対する県議会の議決は、知事のリーダーシップを求めたものでもありまして、知事の腹構えを持ってほしかったという思いがあります。瓦れき受け入れに対する意見交換も全て公開という形になっておりますが、重要な案件については、非公開であったり、または、市町村にこちら側からお願いする立場ですので、お会いした折ではなくて、市町村に出向くなどの対応も必要ではなかったのか

なというふうに思っております。この世の中、公開の場で本音の意見はなかなか出ないというのが現状であると思っておりますので、今後の知事の強いリーダーシップを望みたいというふうに思います。通告しておりませんが、決意をお願いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘は真摯に受けとめたいというふうに思います。今言いましたように、全て来られるのを待っていたというわけではなしに、こちらから上がりまして意見交換したという機会もございますし、今後とも、今の御指摘を踏まえて、しっかりと市町村との関係というものを考えて、またリーダーシップというものと向かい合っていきたい、取り組んでいきたいというふうに考えています。

○宮原義久議員 ありがとうございます。強い決意というふうに思っておりますが、九州各県の知事さんを見ても、全部、中央から来られた知事さんは、河野知事よりも大体先輩という形になります。年齢も一番知事が若いんだというふうに思っております。東九州道もやっと思鼻がつくような状況でありますし、そういった、今後、道州制が入ってくるのかなということも考えられますが、やはり宮崎県としては、河野知事を先頭にやっていくわけですから、知事の力強いリーダーシップと、そして頼れる知事になってほしいなというのがありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、財政改革についてお伺ひいたします。

現在、第三期財政改革推進計画に基づき、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し、財源確保を徹底的に推進するとされております。収支の改善の取り組みとしては、徹底した人件費や事務事業の見直

し、投資的経費の縮減・重点化により、財源の確保を図っておられますが、平成24年度の事務事業の見直しにより総額36億円の削減、平成23年度で54億円の削減、平成22年度で86億円の削減と、県単独補助金を中心に削減しているとなっております。今後も事務事業は当然見直される対象となると思いますし、投資的経費の縮減・重点化につきましても、新直轄、維持管理費を除き、前年度比マイナス5%の範囲内においてとなっております。さらに、施設の新規着工は、必要性、緊急性の高いものを除きまして、凍結となっております。毎年、前年度比で削減されている状況の財政改革であります。現在の財政改革の進捗状況と今後の見通しについて、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（四本 孝君） 本県の極めて厳しい財政状況に対応いたしますため、昨年の6月に第三期の財政改革推進計画を策定し、歳入・歳出両面からの徹底した見直しを進めているところであり、平成24年度の当初予算編成におきましては、計画策定時の中期財政見通しで見込んでおりました251億円の収支不足額について、184億円までその圧縮を図ったところであります。また、県債発行額の抑制により、臨時財政対策債などを除く実質的な県債残高につきましては、当初予算編成時点では、平成24年度末に5,992億円まで減少する見込みとなったところであります。しかしながら、依然として多額の基金取り崩しに頼る財政運営を余儀なくされているところであり、持続可能な財政基盤の確立に向け、今後とも、県庁全体で財政改革の取り組みを着実に推進してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、改革というのは、削るばかりが改革ではないというふうに思っており

ます。例を挙げますと、一昨年の口蹄疫発生の折に、本県農業産出額のウエートの高い畜産を守らなければ本県の農業は壊滅するとして、数々の手だてを打たれました。財源の確保につきましても、相当な努力をされたようであります。緊急性のある項目ということで、増額予算を編成することも改革ではないかなと考えます。今回、補正予算で、木材価格の低迷に対する対策として、先ほど丸山議員から質問がありましたが、予算を編成していただいたことについては感謝するものでありますけれども、杉生産日本一の本県の森林・林業を守る、そういう考えの予算組みであれば、大幅にその部分についての増額の予算をつける改革があつてよかつたんじゃないかなと思います。木材価格を例として挙げましたが、緊急対策として、めり張りのある予算組みを望みたいと思います。知事のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） 今、部長が答弁しましたような財政改革の取り組みについては、今後とも進めていく必要がございますが、御指摘のとおり、緊急的な課題についての積極的な対応、これも重要でございます。今年度の当初予算におきましては、停滞している地域経済の活性化や、東日本大震災等を踏まえた防災対策等に対応するというところで、地域経済活性化・防災対策特別枠を設けるなど、緊急的な課題への重点的な予算措置を講じたところでございます。今回の補正予算案としてお願いしております木材価格対策等につきましても、同様な考え方のもとに緊急的な対応を図ったところでございまして、引き続き、施策の集中化・重点化、選択と集中という考え方のもとに、真に必要な施策に積極的な対応が図れるような適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 財政改革につきましては、先ほど部長からあったように、着実に進めていくということを今後も頑張っていくということであり、重点化についても、そういう方向でやっていきたいという考えはお聞かせいただいたところでありますが、ちょうど部長の答弁の中に、公共事業が5%ずつでしたか、減額していくというような話もあったかなというふうに思います。公共事業を毎年5%ずつカットしていくと、8年すると7割を切ってしまうということになるようでありますから、予算の重点化という部分についても、十分配慮していただきたいというふうにも思いますし、木材の置かれている現状は今、口蹄疫にかかったような状況かなというふうに思っております。そういうことを考えると、やはり口蹄疫と同じような状況の緊張感を持った対策を打っていただきたいというふうに思っておりますので、要望にかえておきたいと思っております。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

国の2つの有識者会議が8月29日に発表した南海トラフ巨大地震の被害想定が出されました。内容は、マグニチュード9.1で震度7が静岡県から本県までの10県151市区町村となっております。今回の巨大地震の発生により、最悪の場合、津波で23万人、倒壊建物で8万2,000人、火災などで1万1,000人の合計32万3,000人が死亡、238万6,000棟が津波被害、火災などにより全壊焼失すると想定されております。発生した場合の本県の被害想定は、死者数で全国5位の4万2,000人、脱出困難者1万7,000人、全壊建物8万3,000棟、浸水面積で130平方キロメートルとなっております。巨大地震の発生があれば、長い海岸に面しているわけであり、被害はそれなりに想像できますが、想像を

絶するものとなったというふうに思っております。まずは、今回発表された宮崎県の被害想定についてどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 南海トラフ巨大地震の被害想定につきましては、非常に大きなインパクトを持って深刻に受けとめたところであります。一方で、今回想定されましたものは、その発生頻度が極めて低く、過度に心配すべきではないということも言われておりますので、冷静に受けとめつつ、県民の生命・身体の安全確保を最優先に、必要な対策を講じていく必要があるかと考えております。具体的には、建物の耐震化の推進、迅速かつ円滑な津波からの避難、広域的な受援機能の強化、地震・津波に強いまちづくりなど、さまざまな対策を、ハード・ソフトも組み合わせ、また短期・中期・長期でできること、こういったことを総合的、計画的に進めてまいりたいと考えております。また、対策の実効性を確保するためには、国・県・市町村や関係機関の連携、また住民・地域も含めた自助・共助・公助の取り組みというものが、今後ますます重要になってくると考えております。したがって、先般、内閣府が設置した南海トラフ巨大地震対策協議会の九州ブロック会議において、本県は幹事県として主導的な役割を果たすこととしておりますし、県内市町村との協力体制を強化する、さらには防災に関する県民との協働のさらなる推進などに努めながら、できることから着実に対策を進めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、防災拠点施設の整備についてお伺いいたします。現在は、県庁1号館に災害発生時の災害対策本部が置かれております。県庁1号館の耐震性等の調査結果は、築

後50年が経過し、震度6以上の大地震が発生した場合、ひび割れ等により、災害対策本部として使用が困難な状況となるとの調査結果となっているようであります。防災拠点施設整備調査検討委員会では、さまざまな観点から検討を進められ、来年3月までに、施設の設置場所や機能、規模について方針をまとめるとされております。施設の設置場所や機能、規模内容等につきましては、検討委員会の報告によって進められると考えていますが、あす発生するかもしれない状況であります。発生してからの整備では意味をなさないと考えますし、考えるより行動という状況であるとも考えますが、いつまでに防災拠点施設の整備を済ませたいと県は考えておられるのか。重要なポイントでありますから、明快な答弁を総務部長にお願いいたします。

○総務部長（四本 孝君） 本県の災害応急活動の中核となる防災拠点施設の整備につきましては、現在、専門のコンサルタントに調査を委託するとともに、専門家を含む検討委員会において、御意見をいただきながら検討を行っているところであります。このような中、内閣府から、施設整備の検討に必要な南海トラフの巨大地震による被害想定等が公表されました。これによると、県庁域は浸水しないということでありましたが、今後、県では、さらに詳細な検討を行うということにしておりますので、この影響も念頭に置きながら、施設整備の基本方針について、年度末までの取りまとめを目指して取り組んでまいりたいと考えております。現時点では、具体的な整備のスケジュールをお示しできませんけれども、御質問にありましたように、防災拠点施設はできるだけ早期に整備する必要がありますので、検討委員会で専門的な

見地から御意見をいただくとともに、県議会を初め県民の皆様の御意見も十分お聞きしながら、慎重に検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○宮原義久議員 次に、BCPについてお伺いいたします。非常時に行政機能が失われた場合の優先業務の手順などを定めた業務継続計画（BCP）を、九州では初めて、全国でも、さまざまな危機事象を対象としたものとして、2番目に作成されております。この計画は、大地震だけでなく、鳥インフルエンザなどの感染症や家畜伝染病、武力攻撃など、あらゆる被害を想定して作成されており、素早い取り組みは大変評価すべきものであると思います。感染症や家畜伝染病等については、防災拠点施設の整備がなくても対応は可能と考えますが、大地震となりますと、BCPの拠点となる防災拠点施設の整備は極めて重要な位置づけとなります。そうしたことから、早期の整備を図る必要があると考えます。他県に先駆けて策定されたBCPが絵に描いた餅になってはならないと考えますが、県庁職員全体が内容をよく理解し、いかなる災害が発生しようとも業務が遂行できるようにするために、具体的にどのように進めようと考えていらっしゃるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 本庁版BCP（業務継続計画）につきましては、全庁的に相当の議論を重ねながら合意形成を図ってまいりました。その過程を通じまして、職員の理解はある程度進んだと考えておりますが、改めて職員への周知徹底を図っているところでございます。今後、平常時の備えを段階的に進めるとともに、毎年度必要な研修や訓練、また検証や見直しを行いながら、計画内容の向上を図っ

ていくこととしております。また、対象範囲につきましても、知事部局以外にも順次拡大するとともに、出先機関でも、県内7つの地方連絡協議会や県外事務所ごとに地域版BCPを策定することとしております。さらに、市町村や企業にも策定を呼びかけまして、大規模災害時に備えた県内の体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、後方支援拠点施設についてお伺いいたします。先月、常任委員会の調査として、後方支援拠点施設を確保されている岩手県遠野市を訪問し、遠野市総合防災センターを中心とした後方支援拠点施設のあり方について、遠野市長より説明を受けたところであります。この地域は、過去の歴史から大地震・津波は発生するとの想定から、後方支援拠点施設の整備を県にも協力を呼びかけておられたようですが、震災発生前は県の御理解は得られなかったようであります。今回の震災が発生する以前の平成19年に、三陸地域地震災害後方支援拠点施設の早期確保を図ることを目的に、推進協議会を9市町村で立ち上げられ、訓練もされておりました。海岸市町村と内陸の盛岡市を結ぶ交通の要衝でもあり、遠野市を中心に半径50キロ、防災ヘリで15分で周辺をカバーできる状況にあったようであります。拠点となる場所は、通常は、遠野運動公園の多目的広場、陸上競技場、野球場として使用されていますが、災害時には臨時ヘリポートとして活用でき、大型ヘリコプター10機、中小ヘリコプターで約30機の離発着が可能となっております。今回の大震災時にも、自衛隊、警察、消防、医療を初め、初動時に集結した人員が3,500人以上とお伺いしておりますが、遠野市を拠点に活動されております。今回の迅速な支援は「遠野モデル」

と言われ、全国各地から防災担当者が研修をされているようであります。本県としても、県北・県央・県南に、後方支援の拠点となる施設の確保は不可欠と考えますが、どのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘の岩手県遠野市の事例につきましては、本県の置かれている状況を勘案しますと、私もその必要性というものを痛感し、副知事を現地に派遣するなど、具体的な調査を行ったところであります。その結果、新たな施設を整備したということではありませんで、既存の公園を有効活用しているということ、それから、万一に備えて、平常時から参集訓練などを行っていたことなどの報告を受けております。こういった調査結果を踏まえ、本県でも、交通アクセスが良好であること、広範な面積が確保できること、自然災害で被災する可能性が少ないことなどを要件といたしまして、市町村の総合運動公園など県内の候補地をリストアップし、現在、具体的な調整を始めている段階であります。今後、該当する市町村の御理解もいただきながら、年度内には協定を締結するなどして、後方支援拠点というものを県内にバランスよく複数箇所決定してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、災害弱者対策についてお伺いいたします。現在、東日本大震災を受けて、県内各地におきまして、避難訓練等が多数開催されているようであります。いざ災害となりますと、障がいを持たれている方、高齢者の命をいかに守るかが課題となってまいります。高齢化が急速に進み、地域に若者がいないような現状で、避難を円滑に進めていかなければなりません。震災が発生する時間帯においても、その対策は大きく異なると考えられますが、障

がい者、高齢者の避難対策を県としてはどのように考えておられますか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 東日本大震災のような大規模な災害が発生した場合、障がい者や寝たきりなど的高齢者は、大きな被害を受けたり、犠牲者となる可能性が高くなってまいります。基本的には、災害時のこうした要援護者の避難計画については、市町村が策定することとされておりすけれども、県では昨年度、東日本大震災で被災された障がい者の方や現地で支援活動に当たられた方などを招いて、災害時の対策等についての研修会を県内各地で開催し、その成果や障がい者団体の意見も踏まえ、「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」を作成いたしました。このマニュアルは、災害に備えた事前の準備と災害が起こった場合にとるべき行動について、障がいの種別ごとにまとめたものでありまして、障がい者や支援者を初め、市町村や施設の職員など、幅広く活用していただきたいと考えております。今後とも、市町村を初め、災害時に要援護者の避難拠点ともなる社会福祉施設、これらと十分連携を図りながら、障がい者、高齢者の防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 それぞれこの項目につきまして御答弁をいただきました。南海トラフ巨大地震の想定では、最悪の場合、大変な被害が発生します。県の防災の中核となる防災拠点施設の検討結果が3月末にまとめれば、なるべく早く具体的整備のスケジュールを示され、そして速やかに整備を図られることを要望しておきたいというふうに思っております。さらに、九州で一番最初に作成されましたBCPにつきましても、いざというときの防災拠点施設がなければ、業務継続はなかなか厳しいというふうに考

えております。後方支援拠点につきましては、年度内に県内のバランスを考えて整備を図られるということのようでありますから、頑張っていたきたいというふうに思っております。市町村との連携を密にとっていただきますよう要望もしておきたいと思っております。また、障がい者、高齢者の避難対策については、南海トラフ巨大地震の被害想定が現実とならなければいいんですけれども、早急な対策を望んでおきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

まず、いじめ問題についてお伺いいたします。本県の平成23年度のいじめの認知件数は、本県の公立小学校・中学校・高等学校・支援学校を合わせて104件となっております。平成18年度が664件でありますから、大きく減少していることとなります。全国の状況も、平成18年に12万4,898件から平成23年度に7万231件と、大幅な減少となっております。これを児童生徒1,000人当たりの発生件数で見ますと、本県は0.9、全国は5.0となり、本県ではいじめの大変少ない状況となっております。しかし、滋賀県大津市の中学2年生がいじめを受けて自殺した問題が大きく取り上げられまして、大津市側は、いじめと自殺の因果関係が不明ということでありましたが、因果関係について調査をされている状況となっております。全国において、いじめが原因で自殺に追い込まれた事例も発生しているのが現状であります。本県西都市でも、7月8日に男子高校生が川に入れさせられ、川の中に男子高校生の頭を押しつけるなどして溺れさせ、暴力行為法違反で逮捕されたとの事件も発生しております。確かに、先生方や保護者が把握している数としては減少しているのかもしれない

んが、いじめの中身が命にかかわる状況となっております。県教育委員会としては、いじめの問題をどのように考えておられるのか。さらに、いじめ解決に向けての取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） いじめは、人の尊厳を傷つける卑劣な行為であり、人として絶対に許されないことであります。いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題だ、そういう強い意識を持って常に最善を尽くしていくことが、まず何より大切なことと考えております。いじめ問題の解消に向け、相談体制の充実を図る観点から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置を行うとともに、児童生徒が悩んでいるときにいつでも相談できるよう「ふれあいコール」などの電話相談窓口を設置し、県内の全児童生徒に周知を図っているところであります。また、ネット上のいじめ問題を解決するために、目安箱サイトを開設し、情報収集などに努めているところであります。今後とも、各市町村教育委員会や関係機関とも十分連携を図りながら、いじめの未然防止や早期解消に向け、各学校への指導に積極的に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

次に、いじめと不登校の関係についてお伺いいたします。不登校になったきっかけの一つとして、いじめ等との関連性も考えられますが、その現状について把握できているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 文部科学省の調査によりますと、本県の公立学校における平成23年度の不登校の児童生徒数は、小学校113名、中学校822名、高等学校308名であります。不登校に

なったきっかけといたしましては、無気力や不安など情緒的混乱という本人にかかわることが最も多く、いじめがきっかけとなっているものは、小学校が1名、中学校が10名、高等学校が1名であります。今後とも、不登校を出さない学校づくりや不登校の児童生徒が学校に復帰できるように、各市町村教育委員会とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

次に、宮崎県育英資金についてお伺いいたします。この奨学金は、将来の有能な人材を育成するため、向上心に富み、すぐれた素質を有しながら、経済的理由により修学が困難な学生または生徒に貸与されるものであります。奨学金は、その返還金が次世代の奨学金の資金となることから、回収率が下がると将来的に資金不足となり、奨学金を貸与することができなくなるおそれがあります。現在、現年度分の回収も厳しい状況であり、過年度分となると回収はさらに厳しいと伺っております。奨学金を貸与するに当たって連帯保証人2人が必要で、第一連帯保証人は父または母、第二連帯保証人は、所得を有し、父または母と生計を別にする者となっております。そこで、奨学金を申し込む時点での親と生徒本人の返還に関する認識不足も問題であります。第二連帯保証人に対する督促の現状と回収率向上に向けての具体的な県の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 宮崎県育英資金貸与事業は、日本学生支援機構が実施していた高等学校等奨学金事業が、平成17年度入学者分から都道府県に移管されたことにより、返還者も年々増加しており、それに伴って滞納者も増加している状況でございます。このため、専任職員

を本年度から増員し、本人や第一連帯保証人である親に対して催告を行うとともに、長期滞納者など償還が進まない者に対しましては、第二連帯保証人に対しましても催告を強化しているところであります。このほか、滞納の未然防止のため、申請の段階から本人や保護者への返還に対する意識づけを徹底する取り組みを行うとともに、返還時の負担を軽減するため、平成25年度から現行の貸与額より低い額も選択できるような制度の改正を図ったところであります。返還金の回収率向上のため、法的措置等も含めて、今後とも必要な取り組みを行っていく所存であります。

○宮原義久議員 次に、学校事務職員の人事異動についてお伺いします。平成11年より学校事務職員の採用がなくなり、学校事務職員は、知事部局より異動されることとなっているようであります。異動を受けた知事部局職員以外は教師ということから、教育委員会の人事となります。しかし、児童生徒にとっては、事務職員であっても学校では先生となると思います。学校こそ将来を担う子供を教育する最も重要な場所であると思います。将来を担う子供の教育現場は最も重要な場所であることを考えれば、ルールを守れない職員の異動はあってはならないと考えるところであります。学校現場における苦情を含めた受け付けも、事務職員がまず受け付けることとなるようでありますし、学校現場を知らない職員の異動は、職員にとっては重いものがあると推察できます。異動される職員は、体力的・精神的にも強い人材の異動でなくてはならないと思います。まずは、県職員全体のコンプライアンスについてどのように考えられるのか。また、知事部局から教育委員会への異動選定のあり方についての考え方を、知事にお聞

かせいただきます。

○知事（河野俊嗣君） まず、このたび、県職員が酒気帯び運転により逮捕されたことにつきまして、改めて、県議会及び県民の皆様へ深くおわびを申し上げます。今回の件を、教育委員会のことのみならず、県職員全体の問題として深刻に受けとめまして、引き続き、コンプライアンスの徹底と職員の綱紀の保持の徹底を図りまして、県民の皆様への信頼回復に努めてまいりたいと考えております。現在、知事部局からは、213名が県立学校や市町村立学校に出向しております。そして、80名が教育委員会事務局などに出向しておるところではありますが、御指摘にありましたとおり、学校現場や教育委員会事務局というものは、心豊かで未来を切り開く人材を育む大変重要な分野の職場であり、知事部局からの出向職員の配置の際には、そうした観点を十分に考慮する必要があるかと考えております。そのため、業務上必要とされる能力や経験、本人の希望、さらには人材育成の面も含めて、教育委員会と協議をしながら、人事交流を行っているところですが、今後とも、緊密な連携を図りながら、適材適所というふうに申しますが、適材の配置に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、教育長が教育現場の不祥事防止及びコンプライアンスの推進に努力されて頑張っておられることは、頭の下がる思いであります。厳しい現状をどのように考えておられるのか。さらに、今後どのように取り組みを進められるお考えか、教育長にお伺いしたいと思っております。

○教育長（飛田 洋君） 7月に県立学校教諭による酒気帯び運転が起こって間もないときに、再び県教育委員会事務局職員が酒気帯び運

転により現行犯逮捕されるという事案が発生しましたことは、県民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、心より深くおわびを申し上げます。6月の議長からの申し入れを受け、強い危機感を持って、不祥事防止及びコンプライアンスの推進の取り組みを進めてきているところではありますが、それでもなお、受けとめていない職員がおりましたことは、まことに残念でなりません。重く受けとめているところであります。県教育委員会といたしましては、引き続き、市町村教育委員会等と一体となった取り組みを進めるとともに、今回、各学校が設置したコンプライアンス推進委員会をしっかりと機能させるなど、組織を挙げて、実効性のある不祥事防止対策を今後とも粘り強く講じていくことを決意いたしております。加えまして、一人一人の教職員に誇りと自覚を一層高めさせ、本県教育の向上に全力で取り組んでいくことによりまして、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。教育問題として、さまざまに取り上げさせていただいて、答弁もいただいたところではありますが、いじめ問題については、文部科学省の調査によりますと、2011年度に小中高などが把握したいじめは7万231件、前年比で9.5%減少ということで、ここ数年、毎年減少という結果のようであります。しかし、いじめが原因と見られる自殺が毎日報道されております。西都で発生した事件も述べましたが、昨日、報道で流されましたけれども、宮崎市内の中学生が修学旅行先でいじめた様子を動画サイトに投稿していたようであります。いじめ等により転校もできる体制とも教育委員会からはお伺いしておりますが、いじめられた子供が「いじめを受けている」と

言うことにより、さらに強いいじめに遭うのではないかと考えますと、申し出ることはかなり厳しいと思います。さらに、児童生徒の不登校につきましても、1,243名の不登校は大変な数であると思います。他県と比較してという姿勢でなく、不登校ゼロが当たり前という考えであります。学校は、友達と会える、遊べる場として楽しい場所のはずが、行きたくない、友達関係がうまくいかないということは、いじめとの関係を疑い、改善を図るべきとも考えます。県内からいじめによる犠牲者が出ないように、しっかりとした対応を教育委員会には望みたいと思います。そのほか、教職員のコンプライアンス、不祥事の再発防止につきましても、最大限の努力を望みたいと思います。育英資金の回収につきましては、連帯保証人もついていますので、しっかりとした連絡をとっていただかないと、後から連絡をされると、「早く言っていたければよかったのに」というような話もよく聞きますので、十分な対応を含めてよろしくお願ひしたいと思います。

次に、地下水の水資源対策についてお伺いたします。

近年、外国資本による森林買収や地下水を利用した産業が、全国各地において盛んに展開されていると聞きます。本県においても、水を活用する企業が進出している状況があります。世界的にも、地球温暖化の影響から砂漠化が進み、世界の穀倉地帯においても干ばつが続いており、穀物の生産量も世界的問題となっております。全て水が関係する問題であります。日本、特に我が県は水に恵まれており、水に対する認識が希薄になっております。そうした点を心配し、本年度、県議会において水資源保全対策特別委員会を設置し、水資源の保全に関する

所要の調査活動をすることを目的とされております。県内においても、小林市で水資源に関する条例が制定されております。県として、水資源の保全に対してどのような考えを持っておられるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 本県は、豊かな森林を背景として、全国的に見ても水資源が豊富であります。地下水等の水資源は、一旦失われますと、その再生には長い年月を要することから、地下水の適切な保全を図ることは重要であるというふうに認識しております。このため、昨年9月に策定いたしました宮崎県中山間地域振興計画において、豊かな水資源を保全するため、市町村と連携しながら、持続可能な地下水の保全に努めることとしておりまして、今後とも、水資源の適切な保全と活用を図ってまいりたいと考えております。また、現在、国会において議員立法での発議が検討されております。地下水を含む水資源に係る基本法案であります「水循環基本法案」の状況など、国の動向についても注視してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

次に、外国資本における森林売買に関する県の考えを、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 外国資本による森林の売買については、県内では確認されておりませんが、国の調査によりますと、北海道等で売買事例が確認されております。森林が水源涵養を含めた多面的機能を発揮するためには、適切に整備・保全される必要があることから、県としましては、外国資本等による森林売買について、森林法に基づく届け出制度等により情報収集に努めるとともに、国に対して、そ

の監視や情報の共有化を強化するよう要望しているところであります。今後とも、市町村と連携して、適切な森林整備・保全が図られるよう、森林所有者の把握や指導に努めるとともに、保安林制度や林地開発許可制度等の適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。外国資本による買収はないということですから、今後もしっかりとした監視を続けていただきますよう、よろしくお祈りしたいと思います。

次に、生活排水対策についてお伺いいたします。

本県では、宮崎県生活排水対策総合計画、平成6年2月に第1次計画が策定され、平成19年に第2次計画改定で、平成26年まで河川等の浄化の推進等を図られる計画となっております。その目標値として、平成26年度までに78.1%に引き上げ、浄化槽では23.0%の目標を設定されております。公共下水、合併浄化槽、農業集落排水施設等の計画の達成状況はどうなっているのかお伺いいたします。さらに、計画を策定された時期と現在では、社会的・経済的・財政的を含めて大きく変動しておると思います。本県では、中山間地域が多く、財政基盤も弱く、人口の高齢化も急速に進んでおります。これらの状況や東日本大震災等の大規模な地震災害の教訓からも、生活排水処理施設として、浄化槽は大きな役割を担っております。災害時の避難施設への整備や浄化槽の特徴である下水道並みの処理能力、建設時間が短い、建設維持管理コストが安いなど、23.0%の目標にこだわらず、次期計画では積極的な導入策を講ずるべきと考えますが、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 平成23年度末の生活排水処理率は、全体が26年度の計画目

標78.1%に対しまして71.6%であります。個別に見ますと、公共下水道が目標49.9%に対して47.2%、合併処理浄化槽が目標23.0%に対して20.5%、農業集落排水施設等が目標5.2%に対して3.9%であります。次期計画での浄化槽の整備につきましては、現計画は平成26年度までの期間となっておりますので、まずは現計画の目標達成に向け、努力してまいりたいと考えております。また、次期計画の策定に当たりましては、現計画の達成状況を踏まえめるとともに、生活排水対策の主体である市町村と十分協議を行いながら、数値目標や整備の推進方策について検討してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換促進についてお伺いいたします。この問題については、たびたび議会でも取り上げられておりますが、本県に設置されている浄化槽15万基のうち、6割の9万基がトイレの排水のみを処理する単独処理浄化槽となっております。しかし、平成12年の浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設ができなくなっております。しかし、転換については努力義務となっており、なかなか進んでおらないのが現状であります。進まない理由としては、転換時の整備費の個人負担や単独・合併の区別がわからない、過疎化の進行から将来への投資意欲など、さまざまな問題があります。河川を初めとする水質汚濁は、家庭からの未処理生活雑排水が大きな原因となっております。豊かな自然環境、きれいな水、空気を中心とした環境立県を目指す本県としては、放置しておけない問題であると思います。埼玉県においては、「川の国埼玉」を標榜して、平成37年までに生活排水処理率100%の目標を立てて、県独自の浄化槽補助制度や金融機関とも連携した「合併処理浄化槽

転換応援ローン」といった融資制度も設け、官民一体となった取り組みがなされておるのが現状であります。6月議会において、転換促進について部長より答弁がありましたが、本県で転換を促進させる独自の補助制度もないわけがあります。他県におくれをとらない積極的な取り組みが重要と考えますが、知事はどのようにお考えでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 合併処理浄化槽は、生活排水対策を推進する上で、公共下水道と並んで大変重要なものと考えております。このため県では、大変厳しい財政状況の中ではあるんですが、浄化槽整備事業によりまして、合併処理浄化槽への転換や新設を支援しているところであります。これらの取り組みによりまして、この10年間では、全体の生活排水処理率が24ポイント、うち合併処理浄化槽については7ポイント上昇したところであります。御提案の新たな取り組みにつきましては、現行制度の効果や他県の制度なども検証しながら研究してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。検証しながら研究をしてみたいということですから、十分に研究していただいて取り組んでいただきますようお願いしておきたいと思っております。

次に、保守点検、清掃、法定検査から成る一括契約制度についてお伺いいたします。この制度は、浄化槽法第11条の法定検査を高めていく上で効果的であると思われれます。一括契約制度の重要性については、県としても十分認識しておられるようであり、県、宮崎市、環境科学協会、浄化槽協会との協議を進めるとの方向性も伺っております。その中で、一括契約システムのモデル地域の指定も考えておられるようであ

りますが、現在の進捗状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 一括契約は、浄化槽管理者が、保守点検、清掃、法定検査について、各業者と個別に契約を結ぶのではなく、まとめて契約するもので、浄化槽のより適正な維持管理が図られるものと考えております。モデル地域の指定につきましては、一括契約を導入する上で有効な方法と考えますことから、現在、宮崎県環境科学協会や浄化槽協会に提案を行っているところであります。今後とも、関係者ととも課題等を整理し、議論を前に進めていきたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。十分協議をしていただいて、いい方向に持っていっていただきますよう、よろしくお伺いいたします。

次に、本県の医療対策についてお伺いいたします。

日本は世界に例を見ないスピードで高齢化が進んでおりますが、高齢者は慢性的な病気を持った方が多く、また、幾つもの病気を抱えている方がたくさんおられます。そうした中で、特に田舎に住んでいらっしゃる方は、病気ごとにあちこちの専門の病院に通わなければならず、これは高齢者にとっても大変な負担で、結果的に医療費の増加を招いてしまうことにもなっていると思います。このため、国の「専門医の在り方に関する検討会」において、高齢化に伴い、患者を総合的に診察できる、いわゆる総合医の必要性が検討されているとお聞きしております。このような中、本県の医療状況は、昨年、県と宮崎大学、県医師会などによる宮崎県地域医療支援機構の取り組みが開始され、また、今年度の臨床研修医数が過去最高に

なるなど、将来に向けて明るい兆しが見えつつあります。しかしながら、依然として医師の半数以上が県央部に集中しており、特に高齢化の著しい中山間地域においては、医師不足の改善というのは、なかなか難しいのではないかと考えます。そこで、知事にお伺いいたします。地域医療の充実のためには、一定の専門分野にとられることなく、幅広く診察と治療を行える総合医の確保が大変重要になってくると思いますが、この点について、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、高齢化の進展に伴いまして、患者を総合的に診察できる医師のニーズが今後も増大することが見込まれております。今お話がありました国の「専門医の在り方に関する検討会」におきましても、複数の臓器別専門医による個別診療よりも、総合的な診療能力を有する医師、いわゆる総合医による診療が適切な場合があるとして、そのあり方についての検討が進められているところであります。また、その中では、総合医は、地域の医療、介護、保健などのさまざまな分野も含めた「地域を診る医師」としての役割も期待されているところであります。本県では、地理的な条件や生活環境などから、十分な医師を確保することが困難な中山間地域を多く抱えておりまして、今後の地域医療の維持・充実のためには、専門医とともに総合医を養成・確保し、県内各地域へのバランスある配置や相互の連携を進めることが重要であると考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

次に、総合医を確保するために、具体的にはどのような対策を考えられているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 現在、地域医療を担う総合医としましては、自治医科大学卒業の医師が県内各地で活躍していただいております。医師不足や今後の医療ニーズに適切に対応していくためには、新たな総合医確保の仕組みづくりが必要であると考えております。このため、宮崎大学と県では、「地域総合医育成サテライトセンター」、これは仮称であります、そのようなセンターを、来年4月をめどとして県立日南病院内に設置しまして、宮崎大学医学部から指導医を派遣し、医師免許取得後3～4年程度の若手医師を、地域医療を担う総合医として育成していくこととしております。県立日南病院は、大学にも近く、1次から2次にわたる幅広い診療を行っているため、総合医を育てる環境として適しております、このサテライトセンターで育成された医師を、地域医療支援機構の調整によりまして、県内各地の公立病院や診療所などに配置していくことを想定しております。県といたしましては、このサテライトセンターが円滑に機能しまして、本県の地域医療の維持・充実に寄与するものとなるよう、宮崎大学を初めとする関係機関と十分な連携を図ってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

次に、関連しまして、看護師の確保についてお伺いいたします。地域医療を維持・充実させていくためには、医師の確保と同時に、その医師を支える看護師が必要であります。県内の医療機関では、現状でも看護師の確保に随分苦労されていると聞いているところでございますが、本県における看護師の充足状況とその養成・確保のための県の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） まず、看護師

の充足状況でございます。平成22年12月31日現在の業務従事者数は1万9,083人でありまして、平成22年に県が策定した「看護職員需給見通し」に基づく必要数に対する割合、これは常勤換算後でございますけれども、96.7%となっております。次に、看護師の養成につきましては、県内では20校の養成施設等から毎年1,000人前後の看護師等が卒業しており、県としましては、民間の施設に対し、教育の充実を図る観点から、運営費等の支援を行っているところでございます。次に、看護師の確保対策でございますけれども、看護師等修学資金の貸与による県内への就職促進のほか、離職防止に向けた対策といたしまして、新人看護職員研修事業や病院内保育所運営費補助事業などを進めております。さらに、離職した看護師の再就業支援のため、看護力再開講習会を開催いたしまして、職場への円滑な復帰を支援しているところでございます。また引き続き、本県の看護師の養成・確保に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。それぞれ御答弁をいただきましたが、医師確保、看護師確保について、西諸地域におきましても、公立病院の医師不足であったり医療現場における看護師不足が大変深刻な状況となっております。医師確保については、新しい取り組みがなされるようでありまして、看護師の養成・確保に取り組むとの姿勢でもありますので、県内の医師確保、看護師確保につながりますよう、しっかりとした対応をお願いしておきたいというふうに思っております。

次に、福祉人材の確保についてお伺いいたします。県民だれもが住みなれた地域に住み、尊厳のある自立した生活を送ることは、共通の願

いであると思います。現状を見ますと、本県における要介護認定者数は、平成22年度には5万人を超え、昨年度末で5万3,000人余となっております。また、身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者などの何らかの福祉的な支援を必要としている方も増加している状況であります。このような状況を踏まえ、利用者ニーズに合った質の高い福祉サービスを確保し、将来にわたって安定した福祉人材の供給体制を整備することは、喫緊の課題であるとも考えております。ここで最も大きな課題は、福祉サービスの担い手となる人材の確保となります。福祉関連職業の有効求人倍率は、本県において平成23年度に1.44となるなど、その確保が厳しくなりつつあります。そこで、福祉介護人材確保のために、県としてはどのような対策を講じられているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御指摘のとおり、高齢化等の進行によりまして、介護サービスに対する需要の増加が見込まれる中、将来の福祉・介護分野を担う人材の確保は、大変重要な課題と認識いたしております。このため、県におきましては、人材確保を図りますため、福祉人材無料職業紹介事業を福祉人材センターにおいて実施し、平成23年度は3,174件の求人・求職相談があったところであります。このほか、ハローワークなどとの共催による就職面談会や職場体験学習事業などを実施いたしまして、福祉の職場への就業促進を図っておるところでございます。また、従事者の資質向上を図りますために、社会福祉研修センター事業により、福祉・介護事業所の職員等を対象に66コースの研修を実施し、延べ8,830人が受講したところでございます。今後とも、ハローワーク等関係機関とも十分連携を図りながら、引き続き人材の確

保を図ってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、県立病院経営改革についてお伺いいたします。県立病院は、中核病院として県民の命を守る中心的な役割を担っております。しかし、経営環境は非常に厳しい状況であることから、平成23年から25年までの期間で、第二期宮崎県病院事業中期経営計画を第一期に引き続き策定され、改革を進められています。3病院の収支状況を見せていただきますと、計画目標に対して決算の状況は、宮崎病院は、改革の努力もあり黒字決算を維持できているものの、延岡病院、日南病院については、努力されているものの厳しい決算の状況となっております。これまでの改革で、収支改善を含めて図られる改革はやられたと思いますが、中期経営計画の取り組み状況について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） まず、経営面でございますが、計画の初年度である平成23年度の決算見込みは、約2億2,000万円の赤字となりましたが、計画より約2億5,000万円、赤字幅の圧縮が図られたところでございます。これは、診療報酬確保や経費節減のためのさまざまな取り組みとともに、職員のコスト意識や経営参画意識の向上が図られたことによるものであると考えております。また、医療提供の面では、病院運営の根幹であります医療スタッフの確保のため、大学への医師派遣の働きかけや看護師採用試験の見直しなどに全力で取り組んでいるところでございます。このほか、防災や救急医療の機能充実を図るため、各病院における非常用電源設備や延岡病院における救命救急センターの整備なども進めております。病院局といたしましては、今後とも、職員一丸となって中期計画の着実な推進を図ってまいりたいと考えており

ます。

○宮原義久議員 次に、県立病院における臨床研修医の採用・受け入れ状況についてお伺いいたします。県立病院を本拠地として2年間研修をされる基幹型に、平成24年度は9名が採用されています。ここ数年の状況では、最大の人数となっております。また、1カ月から1年間で本拠地を大学病院に置きながらの協力型につきましても、平成24年度は平成22年度に次ぐ状況で、年換算で16.7人となっております。研修医の採用は、医師確保の上からも大変重要であり、平成24年度の研修医の確保が例年より多かったことをどのように分析されているのか。さらに、延岡・日南病院の研修医の確保が厳しい状況となっております。今後の取り組みについてもお聞かせ願いたいと思います。

○病院局長（渡邊亮一君） 平成24年度の新たな研修医9名の出身大学を見ますと、平成23年度にいなかった宮崎大学医学部の卒業生が3名入っております。それがふえた直接的な要因となっております。それで、この9名をどう見るかでございますが、近年の推移ではふえているわけでございますけれども、平成16年度は9名でございました。また、平成24年度の募集段階での定数は18名でございまして、研修医がまだまだ少ないのが実態でございます。今後とも、研修医確保のため、東京など都市圏で行われています病院説明会への積極的参加や、医学生を対象とした病院見学ツアーの実施等によりまして、県立病院における臨床研修の魅力をPRしてまいりたいと考えております。また、延岡・日南病院におきましては、来年度から宮大附属病院を協力型研修病院に指定しまして、大学病院でも研修を受けることができるようにするなど、研修プログラムの充実にも取り組んで

まいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。

次に、県立延岡病院救命救急センター整備についてお伺いします。県立延岡病院の救命救急センターは、県北地域の第2次・第3次救急医療体制の中心の施設であります。手狭になったとして、平成23年度、基本・実施計画を立てられ、平成24年4月に着工され、本年度末の完成が予定をされております。鉄筋コンクリート3階建てで、一般、感染症の診察室、CT室などの整備と、屋上にヘリポートを備えたものとなっております。この施設が、県北における救急患者の期待にこたえられる施設となることと、震災等の発生時にその機能が十分に発揮できるものとなることを願いたいと思っております。そこでお伺いします。南海トラフ巨大地震における津波や病院周辺の河川であります大瀬川の堤防の決壊による浸水も考えられるわけですが、そうした事態であっても病院機能が停止することがあってはならないと思っております。非常用電源などは浸水があっても対応できる建築物となっているのか、お伺いします。さらに、延岡病院側にも浸水に対する対策はなされているのか、お伺いいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） さきの東日本大震災の事例でもありますように、建築物は浸水に対して非常に脆弱でございまして、水の浸入を防御する技術は一般に確立されておられません。このため、現在建設中の新救命救急センターでは、万一1階部分が浸水で使用できなくなることを想定して、3階に専用の非常用発電機を配置し、必要な電源を確保することとしております。また、2階部分には、大量の救急患者を受け入れることが可能なホールを整備しまして、浸水時にも必要な救急・災害医療機能の確保が

図られるよう努めているところでございます。
また、延岡病院本体でございますけれども、平成7年の改築時に、あらかじめ浸水被害を想定して、非常用発電機を8階に配置するとともに、今回、新救命救急センターの屋上にヘリポートが整備されますので、浸水などの災害時の入院患者や必要な物資の搬入・搬出が確保され、必要最低限の医療機能は維持できるものと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。十分な対策がとられているということですので、安心していただくところであります。

次に、入札問題についてお伺いいたします。

入札制度改革につきましては、自民党会派としては、かねてより要望しております3,000万円未満は指名競争入札に戻し、地域バランスを考えた業者の育成を図られることを望みたいと考えます。なぜ指名競争入札に戻せないのか。他県では、一定の金額までが指名競争入札となっていますが、何か問題があるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 入札制度につきましては、入札談合事件により失われた県民の県政に対する信頼を回復する必要性がありましたことから、公正・透明で競争性の高い一般競争入札に移行してきたところであります。また、改革と並行して、制度の検証と見直しに努め、本年度からは、土木一式工事において地域要件を細分化するなど、地元の建設業者が受注しやすい環境づくりに取り組んでいるところであります。入札制度につきましては、これまでの改革と経緯を踏まえつつ、基本的には、一般競争入札の枠組みの中で、今後とも幅広く御意見を伺いながら、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、建設業法施行規則の一部が改正されまして、建設業における社会保険の加入促進の強化が義務づけられたようであり、業界の現状は、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業が多数存続し、そうしたことから、技能者の身分保障や若年者の建設産業離れを引き起こしていると言われております。今後は、建設業の許可・各種審査でも、評価の厳格化を図るとされておるようであり、こうした改革をすることで、建設産業の持続的な発展が図られ、必要な人材の確保と事業者間の公平で健全な競争環境の構築を図ることが必要であるとされておるようであり、この一部改正は、5年をめぐりに、企業単位では許可業者の100%、労働者単位では、製造業相当の加入状況を目指すと言われておるようであり、県内の建設産業は、大変厳しい経営状況であります。労働者のことを考えるといい環境整備となりますが、企業側にとっては負担増となります。5年をめぐりとされておるので、金融円滑化法の期限も切れるなどの経済状況を勘案しての緩やかな改革でなければ、建設業界の今後はないと考えますが、県土整備部長のお考えをお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 建設業法施行規則の改正等に伴いまして、社会保険の未加入問題への対策としまして、本年7月から、経営事項審査において未加入企業に対する減点幅が拡大され、また、11月からは、建設業の許可申請時に加入状況を記載した書面の提出や、施工体制台帳について、元請業者及び下請業者の加入状況の記載が必要となります。県におきましては、これらの状況を確認し、社会保険の加入義務がありながら加入していない建設業者に対

しては、建設業法に基づく指導などの対応を行うこととしておりますが、その対応に当たっては、国において改正予定の監督処分基準や新たに作成されるマニュアルを基本にしたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、県の委託工事である道路パトロール、舗装補修、河川メンテナンス等の委託工事については、受注しても赤字になるということをお聞きしております。そのため、実際は受注希望者がいないのが現状とも聞きますし、業務を受けることで評価点がつくことから、低入札となる傾向があり、最低制限価格が設定されたようであります。最低制限価格周辺で落札したとしても赤字の状況とも聞きますし、評価点加算により委託業務を業界へ押しつけているようにも見てとれますが、現状と今後のあり方についてお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 道路パトロール、河川緊急メンテナンス及び舗装路面応急補修工事につきましては、通常の委託業務や工事と異なっており、簡易な維持補修工事に加えて、災害等の緊急時に迅速に対応できる体制が求められるものでありまして、地域の安全を確保する上で不可欠なものでございます。このため、その受注実績を地域への貢献として評価しているところでございます。なお、これらの業務につきましても、実態を考慮した適切な予定価格の設定に努めており、また、平均落札率を見ますと、他の委託業務や工事に比べて高くなっていることから、適正な価格で落札されているものと考えております。総合評価落札方式のあり方につきましても、今後とも幅広く御意見を伺いながら、必要な見直しや改善に取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、総合評価落札方式の企

業の地域貢献度の中で、障がい者の雇用、そして消防団加入により評価されております。障がい者の雇用の確保、消防団員に対する評価として、一定の評価はいたしますが、現状を業界のほうにお聞きしますと、従業員の中で事故や病気によって障がいを持つ方がいらっしゃった場合、評価されることになるわけでありまして。さらに、消防団員が評価となることで、消防団に加入させたくても、今度は逆に消防団の定数があって加入ができないなどの不公平感があるともお聞きしているところであります。障がい者雇用、消防団の加入は、入札制度の総合評価落札方式の地域貢献項目にはなじまないとも考えますが、県土整備部長のお考えをお聞かせください。さらに、今後、この点についての改革の余地があるのかもお聞かせいただきたいと思います。

○県土整備部長（濱田良和君） 消防団員や障がい者の雇用につきましては、これまで、関係団体等からの御意見や、国や他県の事例等を参考にしながら、企業の地域社会貢献度において評価をしているところでございます。そのうち、障がい者の雇用につきましては、障害者雇用促進法で雇用促進が求められておりますことから、企業の社会的責任として評価を行っております。また、消防団員につきましては、地域の安全で安心な暮らしの確保に大変重要な役割を果たしていることを踏まえまして、同様に評価をしているところでございます。こういった評価項目につきましては、これまでも適宜見直しを行ってきたところでございますが、今後とも、適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、県発注工事において、地域ブロック区分内における発注が行われてお

ります。地域要件は設定されていますけれども、地域によっては、業者数が多く発注件数が少ない地域、逆に業者数が少なく発注件数が多い地域ということも考えられます。全て県内統一の平準とまではいかないということは理解しますが、過去の発注件数とランク別企業数から見れば分析はできると考えます。どういった考えをもとに地域要件を設定されたのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 県内建設業者の経営環境が大変厳しい状況にある中、地域の建設業者には、地域の社会資本の維持管理や災害時における緊急対応など、重要な役割があると認識しております。このため県では、競争性の確保を前提に、地域における建設業者の育成に配慮し、工事の種類と予定価格に応じまして地域要件を設定しておりまして、本年4月に見直しを行ったところでございます。地域要件の設定に当たりましては、過去の工事の発注実績と受注実績のある業者数をもとに、地域間のバランスを考慮しているところでございます。県といたしましては、地域の建設業者の重要な役割を踏まえ、今後とも、制度の検証と必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。入札について、それぞれ質問をさせていただいたところであります。また、それぞれ答弁をいただきましたが、公共事業予算が大きく減少する中で、災害等で最も頼りになるのが建設業と言われております。しかし、建設業の現状は、仕事を受注できるかできないかわからない中での経営を強いられているのが現状でありまして、金融機関から信頼がない業界と言われております。お金を貸してもらえないという状況があるというふうに聞きます。しっかりとし

た仕事を受注できるかできないかわからないところには、金融機関はお金を貸さないということになっているようでありまして。そういったことを考えますと、建設業は厳しい状況ではありますが、建設産業の担っている役割は、あらゆる面から考えて、雇用の場も含めて重要でありますので、業界の声もしっかりと聞いていただいて、先ほどから必要な改革はされるということでありまして、業界の育成も含めまして、しっかりとした改革に取り組んでいただきますようお願いしておきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

次に、中小企業金融対策についてお伺いいたします。厳しい経済金融情勢において、特に厳しい状況にある中小・零細企業の事業主を中心に、借り手の方々を支援するために、平成21年11月に金融円滑化法が成立、平成23年3月に期間延長が可決され、さらに平成24年3月に1年間に限り延長となり、平成25年3月31日まで延長されました。企業の債務について、返済条件の変更要請に応える努力義務を金融機関に課す法律であり、貸し出し条件変更の措置が打ち切られる懸念があり、厳しい経済状況は改善されている状況でもなく、現在さらに深刻な状況となっております。今後、企業は利払い困難になったり、債務の返済ができなくなるなどの影響から、来年3月末から中小企業の倒産が多発するのではと心配されているところでありますが、県として、県内の経済状況をどのように見ておられるのか。さらに、金融円滑化法の期限が切れた後の対策をどのように考えておられるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 宮崎財務事務所がまとめた直近の経済情勢報告によりまして、県内経済は緩やかに持ち直しているとき

れておりますが、先行きについては、円高等の不透明な要因もあることから、中小企業を取り巻く経営環境は、依然として厳しいものがあると受けとめております。このような中、中小企業金融円滑化法により条件変更を受けた企業の中には、経営改善計画の策定等がおこなわれているケースもあることから、国においては、金融機関にコンサルティング機能の一層の発揮を求めるなどの取り組みを進めております。県におきましても、同法終了後の対応について、昨年来、国や関係団体、金融機関等と意見交換を行ってきたところですが、本年3月には、全国的にも先駆けとなるような、金融支援と経営支援を一体的に推進するための商工3団体と地元金融機関との連携協力協定が、知事立ち会いのもと締結されました。また、7月には、個別企業ごとに具体的な支援を行う「みやざき経営アシスト」、いわゆる支援会議でございますが、これも設立されたところであります。県といたしましては、このような動きを踏まえながら、今後とも、中小企業等経営基盤強化支援事業や県融資制度を活用した支援を初め、中小企業再生支援協議会との連携強化等について検討を進め、円滑化法終了を見据えたセーフティーネット構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。県としては、金融円滑化法終了後の対応についての意見交換等もされ、そして商工3団体や地元金融機関との連携を図るという答弁でありました。金融円滑化法の期限が切れる3月末以降のセーフティーネット構築をしっかりと整えていただきまして、倒産防止に努めていただきますよう、お願いしておきたいというふうに思っております。

次に、「宮崎県中小企業振興条例（仮称）」についてお伺いいたします。知事の政策提案において、基本政策2の「産業・雇用」づくりの中で、地域経済や雇用を支える中小企業の競争力・経営力の強化を図るための施策や県・事業者の責務を定める「宮崎県中小企業振興条例（仮称）」を制定するとされております。中小企業金融対策としての金融円滑化法の期限も残りわずかの状況であります。知事の考えておられる「宮崎県中小企業振興条例（仮称）」が、宮崎県内の中小企業の振興につながり、金融面を含めて健全な企業として成長する方向性を示すものとなることを望みたいと思います。知事が制定される「中小企業振興条例（仮称）」の検討状況について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 中小企業は県内の企業の大部分を占めておられて、本県経済の発展や雇用の確保に大変大きな役割を果たしています。そのような観点から、選挙のときに掲げました政策提案の中に「中小企業振興条例」というものを掲げたところでありまして、総合計画のアクションプランの中にも盛り込んだところであります。この条例の制定に当たりましては、本県の中小企業が置かれた現状や課題などを的確に踏まえた上で、中小企業の振興に関し、県や市町村、関係機関・団体の役割や責務などを定める必要がありますので、これまで他県の状況なども参考にしながら、商工団体などの意見交換を実施するなど検討を進めてきたところであります。今後、条例の骨子などについて議会に御報告させていただいた後に、パブリックコメントを経まして、今年度中に条例案を提案させていただきたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、国県道の整備状況につ

いてお伺いいたします。県内の国道の県管理区間は、実延長で880.6キロメートル、改良延長は667.1キロメートル、改良率75.7%、県内県道は、実延長で2,019.8キロメートル、改良延長で1,173.9キロメートル、改良率は58.1%となっており、九州各県の中でも低い整備状況であります。県内の国県道未整備部分の多くが中山間地域であり、豪雨や台風による集落の孤立化などの被害を軽減し、速やかに復旧・復興を図るためには、緊急輸送道路を初めとする道路網の整備は必要不可欠であります。しかしながら、本年度の道路関係予算は、前年度に比べ大幅に減少しております。本県の道路整備におくれが生じるのではないかと心配するものであります。このような状況の中、現在の国県道の整備状況及び今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 本県の国県道の整備につきましては、県土の約8割を山間部が占め、さらに、東西に流れる大きな河川により、地域が分断されるなど厳しい地形条件となっていることもございまして、改良率については、ただいま議員御指摘のとおり状況となっております。道路は、県民生活の向上や地域の活性化、発展のために必要不可欠な社会資本であり、また、災害時には救助・救援活動や復興支援など命の道ともなりますことから、その整備を着実に推進することは大変重要であると認識しております。しかしながら、道路関係予算は非常に厳しい状況にございますので、県といたしましては、必要な道路整備を計画的に推進するため、道路予算の確保と、おこなっている地方への重点配分が図られるよう、引き続き、関係団体とも連携を図りながら、国等へ強く要望してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、橋梁の延命策に伴う耐用年数や耐震についてお伺いいたします。県内橋梁の架設後の経過年数を見ますと、架設後50年以上が8%、40年から49年が21%、30年から39年が25%、30年以上の経過の比率が54%となっております。今後10年経過しますと、30年以上の比率は70%となります。さらに10年経過しますと、87%となるようであります。本県の多くの橋梁は、高度成長時代に建設したものが多く、高齢化が進行することから、県では橋梁の長寿命化に取り組んでおられますが、架橋年数や耐震の観点から問題がないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 橋梁の維持管理でございますが、平成22年度に橋梁の長寿命化修繕計画を策定いたしまして、定期的な点検と適切な診断・補修を行うことにより、安全性の確保に努めているところでございます。また、架設年度の古いものの中には、耐震対策が十分でないものもございまして、緊急輸送道路を中心に対策を実施しているところでございます。橋梁は、道路施設の中でも特に重要な構造物でございますので、今後とも、長寿命化修繕計画に基づき、適切な維持管理を実施するとともに、耐震対策を確実にを行い、安全・安心な交通の確保に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、宮崎県道路公社有料道路についてお伺いいたします。まずは、一ツ葉有料道路については、総事業費174億4,500万円をかけて、北線が昭和49年に供用開始、南線は昭和56年に供用開始で、料金徴収期間が平成32年2月28日までとなっております。この道路は、国道10号、国道220号のバイパスとして、市内道路の交通混雑の解消と、宮崎新港、宮崎

空港とも連結して、地域開発、観光開発を大いに推進するとして整備をされたものであります。現在の利用状況、料金収入の状況と利用率向上について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 一ツ葉有料道路の交通量につきましては、平成22年6月から23年6月に行われた高速道路無料化社会実験等の影響もあり、大きく減少しておりましたが、実験終了後の昨年7月からことし6月までの1年間では、北線及び南線の合計で、交通量が約531万1,000台、料金収入が約9億4,000万円となっております。交通量及び料金収入とも、実験前の水準までは回復していないものの、対前年比で約6%の増加となっております。特に直近6カ月の利用状況は、前年同期比で約10%の伸びでございまして、回復傾向にあるものと考えております。道路公社におきましては、回数券の委託販売所の増設や沿線企業への訪問による利用拡大に取り組んでいるところであり、県といたしましても、引き続き公社と連携して、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、小倉ヶ浜有料道路の無料化の見通しについてお伺いいたします。小倉ヶ浜有料道路につきましては、総事業費11億円をかけて、昭和59年3月30日に供用開始となっております。この道路は、日向・延岡地区新産業都市における都市計画道路網の整備促進のために、塩見川の河口に、橋梁部分を中心に有料道路として施工されております。東九州高速自動車道が平成28年度までに大分まで整備も図られることとなり、高速道の開通による効果を十分に発揮させるためには、開通に合わせたインターチェンジと幹線道路を連結させるアク

セス道路の整備は不可欠と考えます。特に、東九州の物流の拠点であり、県内最大の貿易港である細島港の利用促進を図るためには、平成25年度の東九州自動車道日向一都農間の開通に合わせた国道327号日向バイパスの完成、並びに地元から要望の強かった小倉ヶ浜有料道路の無料化による日向インターチェンジから細島港へのアクセス機能の向上が必要であるとも考えられます。ついては、アクセス道路の整備状況と、来年5月に料金徴収期限を迎えます小倉ヶ浜有料道路の今後について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 日向インターチェンジへのアクセス道路として整備を進めております国道327号日向バイパスにつきましては、平成25年度の東九州自動車道の開通までに完成供用させるために、県道土々呂日向線から国道10号間の工事を計画的に現在進めているところであります。次に、小倉ヶ浜有料道路につきましては、東九州の物流拠点である細島港の利用促進や道路利用者の利便性の向上を図る観点から、無料化の効果は極めて大きいということ、また、これまで地元の皆様から繰り返し要望をいただいたことを踏まえまして、来年5月の料金徴収期限をもって無料化するとの決断をしたところであります。今後は、県議会の議決をいただいた上で、国への認可申請を行ってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 無料化ということですから、地域経済に大きく貢献されることを望みたいというふうに思っております。

次に、県の沿道修景美化についてお伺いいたします。本県では、宮崎県沿道修景美化条例が昭和44年4月1日より施行されています。目的として、「県内の沿道において、すぐれた自然

景観及び樹木、その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽を行うことによって、沿道の修景を図り、もって郷土の美化を推進することを目的とする」となっております。全国に先駆けて沿道修景美化に力を入れ、それが観光宮崎をつくり上げ、今日に至っております。しかし、沿道は1年に1回の手入れはされるものの、植栽された樹木は伸び放題、カヤは樹木の中に入り込み、見るも無残な状況、沿道の草も伸び放題、ガードレールにカズラが巻きついて始末であります。道路を車両が通行さえすればよいという考えであれば問題はないと思いますが、観光面から見れば、宮崎県は環境がよい、きれいだ、また訪れたいと思えないのではないかというふうに考えております。知事、県内を回られた折、こうした状況はごらんになっているというふうに思いますが、どのような感想をお持ちでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 長年にわたる沿道の修景美化に対する取り組みということで、他県と比べますと、宮崎らしい潤いと安らぎのある道路環境を創出し、本県の観光振興にも貢献しているというふうに考えておるところでございますが、厳しい財政状況の中で、維持管理コストが増加し、かつてのようなきめ細かい対応というものが困難になっている状況、議員御指摘のような状況も一部では見受けられるというふうに考えております。沿道の風景は、本県にとって重要な観光資源であるという認識のもとに、この条例の精神を大切にしまして、限られた予算の中ではありますが、何とか工夫を凝らし、また、沿道の皆様の御協力、御理解も得ながら、今後とも、沿道の修景美化に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、行財政改革にも取り組

んでいる状況からすれば、沿道修景美化に多額の予算をかけにくいとも考えられますが、沿道修景美化に対するこれまでの県の予算の状況と今後の予算確保について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 沿道修景美化推進対策費は、最近10年間では、年間約7億円程度となっております。一定の額は確保している状況でございます。しかしながら、沿道修景地区につきましては、そのほとんどが設置から30年以上経過しており、樹木の高齢化、高木化によりまして、維持管理に必要な費用は増加する傾向にございます。このため、草花の調達方法の見直しや、毎年植えかえが必要な一年草から多年草への切りかえを行うなど、植栽のあり方の見直しを進めた上で、沿道修景の質を維持するため、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 防災関連としての高速道路整備についてお伺いします。道路網の骨格をなす高速道路の整備については、平成28年度までに大分から宮崎までの区間の開通が示されたところであります。宮崎県におきましては、長年の悲願が達成することとなります。さらに、東九州道の日南より南側の整備、九州横断自動車道の早期整備も図らなければなりません。東日本大震災で多くの人命が救われたのも、高い位置にある高速道路が重要な役割を果たしました。さらに、救援物資の輸送や早期復旧の面からも、高速道路の役割は非常に大きかったと言えます。南海トラフ巨大地震の被害想定では、想像を絶する被害が本県でも発生することが想定されております。県としては、平成28年度を待つ姿勢でなく、さらなる早期完成を図る必要があるとも考えますが、県内高速自動車道全体の

整備についての知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 東九州自動車道及び九州中央自動車道は、南海トラフ巨大地震や日向灘地震の発生というものが想定される中で、救援物資や救急医療の搬送路として大きな役割が期待されております。まさに命の道であるというふうに考えております。喫緊の課題であり、私としましては、今後とも、東九州道の大分一宮崎間の平成26年度までの前倒し供用など、事業中区間の一日も早い完成や、未事業化区間の早期事業化につきまして、あらゆる機会を捉えて、国や関係機関に強く訴えてまいります。先日も国交省に要望に行ったところでございます。具体的には、先月、両路線の建設促進地方大会を開催して、大分、熊本など各県の知事と密に連携を図り、国などに働きかけることを改めて確認したところであります。この秋に予定されている国への要望活動におきましては、私自身が出向き、地方大会での熱意、本県における高速道路の必要性というものを、防災の観点も十分に絡めながら、強く訴えてまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 次に、防災関連として、港湾の整備についてお伺いいたします。津波が押し寄せた場合、頼りになるのが防波堤であると、これまで考えられていましたが、東日本大震災において、絶対壊れないと言われ、30年の年月と1,200億円の巨費をかけて建設された釜石港のスーパー堤防も、今回の津波の影響はとめることができなかつたようであります。今回の災害の教訓から、東日本大震災後において、港湾整備のあり方は変化しているのか、県土整備部長にお聞かせ願います。

○県土整備部長(濱田良和君) 現在、国にお

きまして、港湾における地震・津波対策について見直しを行っており、本年7月に国土交通省交通政策審議会におきまして、その方向性が示されたところでございます。内容につきましては、防波堤が津波に対し一定の減災効果を発揮したことが確認されたことから、倒壊しにくい粘り強い構造とすることや、陸上部に防潮堤を設置し、港湾背後地への浸水を防止するなどの必要性がうたわれております。今後、国において、地震・津波に対する新しい基準が示されると聞いておりますので、県といたしましても、その結果を踏まえ、現地の状況も勘案しながら、必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 河川改修であったり海外展開の施策、そして新規学卒者問題、農業問題、野生鳥獣被害の問題、15問ほど、あと通告が残っておりましたが、時間切れであります。ここに書いてあることは、大体どういうことを言いたいのかはわかっておられると思いますので、それぞれ努力していただきますようお願い申し上げます。全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時56分散会

9月13日（木）

平成 24 年 9 月 13 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷 中 の 会) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 6 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 7 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 8 番 | 岩 下 斌 彦 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 15 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 16 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 17 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 18 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |
| 25 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 34 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 35 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 中 野 一 則 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 達 也 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 内 戸 保 博 秋 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 稔 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 詔 藏 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 代表質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名、全員でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、新みやざき、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。新みやざき代表、日向市選出の西村賢でございます。この未熟者を代表にさせていただきまして、年に1回、代表質問に立てること、本当に新みやざきメンバーにはお礼申し上げます。そして、きょうは日向市からも傍聴に来ていただいております。本当にありがとうございます。

それでは、元気よく代表質問をさせていただきます。執行部の皆様方の明快な答弁のほう、よろしく願いをいたします。

まず、震災瓦れき処理について知事に質問をいたします。今議会の冒頭、知事の提案理由説明の中にもありましたが、本県は、東日本大震災の震災瓦れきを受け入れることがありませんでした。結果的にそうなったことに対しまして、ほかの議員からもありましたとおり、非常に残念な思いがあります。そして、結果的に時間切れを初めから待っていたのではないかという疑問も生まれました。一連の市町村とのやりとりの中で知事のほうから積極的な働きかけがあったのか、正直なところ、感じられませんでした。また、逆に、本県は受け入れないというような知事からのメッセージもなかったように感じます。初めから受け入れる気のない中途半端な議論が繰り返されてしまったのではないで

しょうか。災害廃棄物の広域処理を受け入れなかった理由について、知事に伺います。また、今後の被災地支援に向けての知事の思いについて、伺いをいたします。

次に、行財政改革について質問いたします。行財政改革は、時代変化に行政サービスをしっかりと合わせていくことであり、絶えず創意工夫、改革をしていかなければなりません。本県も昨年6月に「みやざき行財政改革プラン」を策定し、それに基づく行財政改革を行っていると思います。そのもととなりました知事マニフェストには、「できる限り早期に収支不足の圧縮と県債残高の減少等に取り組み、基金取り崩しに頼らない持続可能な財政構造への転換を図る」とあります。みやざき行財政改革プランの現在の進捗状況と改革に対する知事の思いをお伺いいたします。

それでは、以下、質問者席より質問をいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

まず、災害廃棄物の広域処理と今後の被災地支援についてであります。県では、口蹄疫などの発生に際して、全国から温かい御支援をいただいた感謝の思いで被災地支援に取り組み、災害廃棄物の広域処理につきましても、何とか協力ができないかとの思いを持って、受け入れ主体である市町村の理解を深めるため、これまでも御説明をしましたようなさまざまな取り組みに努めてきたところでありますが、受け入れると判断した市町村はない状況でありました。

このような中、8月7日に国から災害廃棄物の処理工程表が示され、その中で、被災地における処理や受け入れ自治体での処理の進展などにより、本県で受け入れ対象として検討してい

た可燃物については、新たな受け入れ先との調整は行わないとされましたことから、広域処理の受け入れに関する検討を終えることとしたところであります。なお、8月1日から全国に先駆けて、この廃棄物処理を現地で支援するというので、職員を1名、宮城県に派遣をしたところであります。

一方、被災地支援全般につきましては、いち早く「みやぎ感謝プロジェクト」として立ち上げ、職員やボランティアの派遣、救援物資の輸送、被災者の皆様との交流など、さまざまな事業に取り組んでまいりました。これらは、県内の企業や県民の皆様からの貴重な寄附も財源としました基金を設置して実施しているものでありまして、私は、このような県民の思いも込めて宮崎からの熱い感謝の心を届けてきたところであります。被災地の本格的な復興までにはまだまだ相当の期間を要するものと考えられます。特に今、現地におきましては、復興を現場で担う市町村の職員の不足ということが言われておりまして、先日も、宮城県知事から直接、電話で要請を受けたところでございますが、さらなる人員の派遣要請を受けておるところでございます。市町村と一緒にしながら、これにも対応してまいりたいというふうに考えております。今後とも、現地のニーズを十分に踏まえながら、それらに沿った本県らしい支援を継続してまいりたいと考えております。

次に、行財政改革についてであります。現在、本県におきましては、昨年6月に策定したみやぎ行財政改革プランに基づき、行財政改革に取り組んでいるところであります。このプランの進捗状況であります。まず、行政改革につきましては、行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直しや適正な定員管理に取

り組むとともに、県民ニーズの把握や県民等との連携など、いわゆる県民目線による行政サービスの提供を積極的に推進しているところであります。一方、財政改革につきましても、退職手当の減少分などを除き、約11億円の人件費の削減を図ったほか、投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直しなどによりまして、平成24年度の当初予算編成時におきましては、中期財政見通しでの251億円という収支不足額を184億円まで圧縮するなど、着実に取り組んでいるところであります。今後とも、限られた予算や人材を効果的、効率的に活用しながら、持続可能な行財政基盤の確立を目指すとともに、県民が真に求める行政サービスの提供ができるよう、しっかりと行財政改革を進めてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○西村 賢議員 震災瓦れきの処理につきましては、知事の思いというものはわかりましたけれども、知事、及び執行部からも東北の現状というものを視察に行かれた方もたくさんいらっしゃると思います。また、県議会からもそれぞれの会派、個人で東北に行って、この瓦れきをどうにかしないと絶対にあしたがないと思ったということで、全会一致で知事に対して申し上げてきたところであります。さらにもっと言えば、県内の各市町村それぞれの議会からも多くの方が視察に行ったということも聞いております。また、その中で、それぞれの市町村でなぜにもう一步踏み出した判断ができなかったのか、そこも非常に残念であると思いますし、そこは心は知事と同じであります。やはりこれからの被災地支援、まだまだ続きますので、ぜひこれからも宮崎県がしっかりと市町村をまとめ上げて一緒になって支援していくように、お願

いをしていきたいと思えます。

次に、行財政改革プランにおいては、答弁いただきました中に、県民目線による行政サービスということがありました。まさしく今、財政が厳しい状況の中で、県民からのこうしてくれ、ああしてくれということを受けておっは、当然改革というものは進みません。特に財政が厳しいときに、どれをより分けてしっかりと県民ニーズを酌み取るかということは、非常に難しいことであると思えますし、また、その中で改革をしていくということは非常に難しい。ニーズがどんどん増していく中で、どの事業をしっかりと選んでいくかという作業というのは難しい。その中で、この改革プランによって先に人を切らなければいけないとか、先に事業を切らなければいけないということになってしまっは、これは逆の状況になってしまっと思えます。特に、今回、知事も広報戦略室を使って、しっかりと県民には、ぜひ、自分たちができることはやっってくださいということを申し上げていただきたいと思えます。これは全部県に対してではないんですけれども、公務員の給料は高過ぎるとか、仕事は余りしていないとか、数が多過ぎるとか、そういうクレームというものは私たちの耳にもたくさん入ります。確かに、公務員給与でありますとか人数の適正化というものは、いろんな方によって意見が分かれるところでありまっけれども、知事の掲げる「県民との協働」というものは、しっかりと県民に、自分たちのことはやっってくださいと言っていくことが必要だと思えます。

そこで、私がかねてからこの代表質問でも、「知事、しっかりと事業仕分けをやっってください」と。知事は、その答弁の中では消極的な意見でありまっけれども、しっかりと民間に

やっていただく部分はやっていただくということで、やはり行政のスリム化ということを目標にしないと、行財政改革は進んでいかないのではないかと私は思えます。知事に再度、民間へのアウトソーシングに対しまっして所見をお伺いしたいと思えます。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、財政状況が大変厳しい中で、行政だけでさまざまな公的なサービスを提供することは非常に難しいという——きめ細かな対応ですね——状況になっておるところでありまっして、民間との協働、アウトソーシングは、大変重要な課題だということ認識しております。そこで、みやざき行財政改革プランにおきまっしても、そういう方向性を掲げまっして、例えば、公の施設を民間事業者等に管理していただく指定管理者制度、これも活用しておるところでございます。また、先日、宮崎駅前の「KITEN」に、「みやざき県民協働支援センター」というものを立ち上げたところでありまっますが、これは運営自体もNPOに委ねながら、民間、いろんな企業、行政が連携する場を支援していく組織と場をつくったわけでございます。そのような取り組みなどを進めながら、より一層、民間の活力、さらにはアウトソーシングというものを進めてまいりたい、そのように考えておるところでありまっす。

○西村 賢議員 ありがとうございます。さらに、今、県内でもNPOほかいろんな民間団体が活動を活発化しております。今現在、県内には379のNPO法人があるとのことですが、その中には、子育て支援を得意とする団体であったり、障がい者支援を得意とする団体であったり、それぞれが長い時間をかけてしっかりと活動を定着化させてきたものがあると思えます。

非常にそれはそれでありがたいことでもありますし、これからその団体がしっかりといろいろな事業に参加していくということで、県の事業負担というものが少しずつ軽くなっていくのではないかと私は思っておりますが、このような団体というのは、活動資金というものが非常に乏しい状況にあります。そのような団体も、昔は、行政のいろいろな補助金というものがありましたけれども、今は、NPO団体等にしても、自分たちでやっていただくということが基本になっていると思います。そこで、宮崎県内における寄附文化の醸成について総合政策部長にお伺いをしたいと思います。例えば口蹄疫とか東日本の震災でありますとか、そのような大きな災害に対しては、義援金というものがスピーディーに、そして、かなり大きな額が集まるようになってきました。これも一つは、どうしてもそのような被災地域を一刻も早く助けたいという県民の思いというものがあったと思います。また、税金と違いまして、寄附というのはそれぞれの懐から出すわけですから、その人たちの経済状況に応じて非常に出しやすいという一面もあると私は思います。宮崎県民がそのようなNPO団体等に平素から、ふだんから寄附行為をしていけるような社会づくりといえますか、醸成にどのようにして県は取り組むのかをお伺いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 地域や社会のニーズに応え、協働による公共的なサービスの供給の担い手となりますNPOが、自立的、持続的に活動していくためには、安定した財政基盤を持つということが重要であります。今お話にありましたように、残念ながら、NPOの多くは活動資金が不足しておりまして、その資金源の一つであります寄附金につきましても、収

入全体に占める割合も2%程度ということで大変低い状況にあります。このため、県では、ホームページにNPOの団体情報を掲載しまして、支援したい団体や事業に対して、インターネット上で気軽に寄附できるシステムを構築しますとともに、県民からの寄附を促進するための講座や、テレビ、ラジオ、新聞等での啓発を実施しているところであります。今後、ますます複雑・多様化する県民ニーズに的確に対応していくためには、NPOが公共的なサービスの提供主体として自立して、積極的に活動していくことが不可欠であるというふうに考えております。引き続き、寄附文化の醸成に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、本県のICT活用の導入についてお伺いをいたします。ICTといいますと、昔はITと言っておりました。いろいろなIT技術の活用であります。現在は、2～3年前には想像もつかなかったようなスマートフォンやタブレット端末の普及というものが非常に著しくなっておりますし、その技術の進化というものは、まさに高齢者から小さなお子さんまで使えるような進化を遂げております。例えば宮崎県におきましても、取り扱う文書というものは紙の媒体が非常に多いような気がしておりますが、印刷物や出版物に頼らず、電子メディアに変えていく、ICTを取り込んでいくということも行政改革には重要ではないかと私は思います。それで、先月、佐賀県議会のほうに視察に行かせていただきました。佐賀県議会は議員全員がアイパッドを持っておりまして、そのアイパッドに向けて、議会事務局が必要な書類であったり会合の中身であったりというものを送りまして、それを全員が全員使いこなしているという状況を聞きました。非常にすばら

しいなと思いましたが、それを使い始めたのが、実は長老議員からということでありまして、非常に新しい動きだなと思って感動しました。実際、年間50万円ぐらいのファクスの使用料を減らしたり、また、それにつきっきりになる職員の負担軽減というものに大きくつながっているという話を聞いてまいりました。それは議会の例でありましたけれども、しっかりと行政内部にも使えていけるのではないかなと思われました。まず、ペーパーレスの観点も含めまして、本県のICT活用について部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 県におきましては、ICTの進展を踏まえまして、これまでもさまざまな業務の情報システム化を推進するとともに、職員間の情報のやりとりや共有は、できるだけペーパーを使わずに電子的に行うよう、全職員が電子メールや電子掲示板等が活用できるネットワークの整備等に取り組んできたところであります。ICTの活用は、効率的な行政運営を図る上で今後とも重要でありますので、本年3月に策定いたしました宮崎県電子行政推進指針に基づき、これまで各システムごとに整備してきましたサーバーの統合や、クラウドサービスの利用等を図る情報システムの全体最適化を推進するとともに、電子会議室やタブレット端末の活用など、ペーパーレス化につながる取り組みについても進めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。ぜひ先進地域になるようお願いをしたいと思います。

続きまして、厳しい経済情勢が続く中で、本県におけるさまざまな分野の産業の状況、産業活性化について質問を行いたいと思います。

今、地方経済も、世界経済や日本経済の流れとつながっており、みずからの努力だけでどうにかなるというわけではないでしょうが、本県の経済や産業の活性化を考える上で、本県の強みは何なのかを再認識し、その分野を強化していくことで経済成長を遂げていかななくてはならないと思っております。具体的に宮崎県の強みを考えてみますと、やはり本県のポテンシャルであります豊富な自然、そして温暖な気候であります。産業で言えば、農業や観光の分野が大きくそれにかかわってまいりますが、そのことを踏まえまして、現在の状況について質問を行ってまいります。

まず、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」、いわゆる「中小企業金融円滑化法（モラトリアム法）」であります。中小企業や住宅ローンの金銭債務の支払いについて、返済困窮者が希望すれば一定期間猶予する、2009年に成立した法律であります。当初2011年の3月までの時限立法が昨年末に再延長され、2013年の3月まで延長されております。この円滑化法によりまして助かっている企業等がありますが、県内にはどれぐらいの企業がこの申請を行っているのかをお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 九州財務局が宮崎県分としてまとめた調査結果によりまずと、円滑化法が施行されました平成21年12月から平成24年3月までの条件変更の申し込みは、延べ1万5,436件で、このうち条件変更が実行された件数は——これは1企業が複数回利用されている場合もありますが——延べで1万4,493件であります。また、中小企業からの申し込みに対して条件変更が実行された割合は、みずから取り下げられた場合を除きまして98.0

%となっております。

○西村 賢議員 次に、雇用調整助成金についてお伺いをいたします。雇用調整助成金は、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練、または出向させた場合に、手当もしくは賃金等の一部を助成する制度であります。経営悪化した企業が一定期間雇用を延長して失業を食いとめる効果はありますし、企業においても人材を一時的に確保することができるのではないかと思います。本県における雇用調整助成金の申請の状況はどのようになっているかを部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 中小企業緊急雇用安定助成金を含めた雇用調整助成金の申請には、その前提として休業等実施計画の届け出が必要となりますが、その届け出事業所及び対象者の延べ数は、厚生労働省によりますと、平成23年度は、全国で58万8,779事業所で1,304万2,527人、本県で見ますと、1,553事業所で3万9,363人となっております。また、24年度は、7月末現在でございますが、全国で13万6,866事業所で258万4,621人、本県で見ますと、485事業所で1万3,453人となっております。

○西村 賢議員 今、金融円滑化法と雇用調整助成金の数字の話を伺いました。この2つは、今、日本経済が厳しい中で、倒産件数、また失業者を数字上減らす上でも非常に大きな効果があったと思いますし、実際これで生活が助かっている、経営が助かっているところも多いかと思えます。しかし、これは全てではありませんけれども、不良債権が塩漬けされ、先延ばしされ、企業内のいわゆる隠れ失業者というものがふえたという一面もあります。税金を使った問題の先送りでもありますが、中長期的な経済政

策として、また、雇用を本当に永続的に維持する上においては、有効ではないように私は感じております。これらの政策が期限切れとなった場合、また、なくなってしまった場合にどうなるのか。現に金融円滑化法は、再延長の末に来年3月にて期限が切れます。これらのいわゆる突っかい棒のような政策が外れる前に経済を活性化し、また、ソフトランディングさせていく必要がありますが、現在の経済の情勢ではとても間に合わない気がしますし、また、消費税増税によって——これからの消費税増税ですから、どうなるかわかりませんが——景気が後退してしまう可能性も大いにあります。これは本県だけでなく全国規模の問題であります。先ほどの答弁で、円滑化法の適用が1万4,000件でありますとか、雇用調整助成金の対象者が1万3,000人でありますとか、本県の状況を聞きますと、本当にこれは早く手を打たなければならぬと思えますが、この状況を踏まえた雇用確保につきましてどのように県は取り組んでいくのか、部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 雇用確保は、極めて重要な課題であると考えているところでございます。特に、中小企業金融円滑化法により条件変更を受けました企業の中には、経営改善等への取り組みがおくれているケースもございすことから、国や関係機関と連携して対応を進めているところでございます。具体的には、国においては、金融機関にコンサルティング機能の一層の発揮を求めるなどの取り組みを進めており、また、県におきましても、経営支援等に係る関係機関の連携強化を促すとともに、中小企業等経営基盤強化支援事業や県融資制度を活用した支援等について検討を進めるなど、今後とも、同法終了を見据えたセーフティ

ーネット構築に努めてまいりたいと考えております。

また、雇用調整助成金につきましては、本県においても、リーマンショックや口蹄疫の影響などにより、多くの事業所が制度を活用しており、雇用の維持において大きな役割を果たしているところであることから、引き続き、宮崎労働局と連携しながら、助成金の周知などに取り組んでまいりたいと考えております。県といたしましては、県内の厳しい雇用情勢を踏まえ、労働相談体制の充実等も図りながら、今後とも雇用の維持確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、セーフティーネットの話も出ましたけれども、これは宮崎だけの問題でもありませんし、行政だけが手を打たなければならないという問題でもないと思います。しかし、私は、これは来年の3月の期限切れというものが非常に怖い状況にあると思いますし、そもそも宮崎県の経済力というのは非常に脆弱な部分もございます。これは来年の3月になったときにどうなるのか、本当に真剣にスピードを上げて対応していかななくてはならないと思いますが、ここは知事、どうお考えになりますか、伺ってよろしいでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 今言いましたように、大変大きな効果があるいろんな対策が講じられてきて、それが期限を迎えるということでございますので、今、部長も答弁しましたような、関係機関とも連携をしながら、よくよく経済の状況、また、それぞれの企業の対応状況というものを見きわめた上で、しっかりとした対応、施策というものを打っていく必要がある、そのように認識をしております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。これ

は宮崎県だけでどうにかできる問題ではないと思いますが、しっかりとこの対策、そして、雇用の確保というものに取り組んでいただきたいと思っております。

次に、ベンチャー企業の支援についてお伺いをいたします。時代によって成長する産業というものは変わりますし、実際、IT革命による通信技術の進化、また、経済のグローバル化によって、市場経済の人口の変化というものが産業構造に大きな影響を与えております。一部の有識者には、国内からの産業流出で、この5年間で180万人もの雇用が減っていると指摘される方もいらっしゃいます。新たな産業を県内で誕生させ、また育てていく上で、ベンチャー企業や新事業に取り組む企業の支援は、今の日本にとっても必要なことであります。本県の取り組みを部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 本県経済の成長・活性化を図り、雇用を確保していくためには、ベンチャー企業を初め、新事業に取り組む企業を育成することが重要であると考えております。このため、県におきましては、総合相談窓口を設置するとともに、低料金の貸しオフィス提供やベンチャーファンドからの投資、経営革新計画に取り組む企業への指導・助言、農商工連携等による新製品開発や販路開拓への助成、設備資金・運転資金への低利融資など、さまざまな支援を行っているところであります。このような取り組みによりまして、最近の事例で申し上げますと、ここ数年の間に、ネットショッピングサイトの構築サービスによって、当初2人であった従業員が80人を超えるまでに成長したIT企業、中小企業にとって障壁の高い航空機産業分野に参入し、旅客機関連部品の受注を伸ばしている精密機械関連企

業、また、大手メーカーと共同で熱を遮り、温度の上昇を抑えるいわゆる遮熱塗料を開発して、畜産施設や生コン車向けに販路を拡大している建築関連企業などが出てきているところがございます。

○西村 賢議員 本県にもさまざまな成功例があるということで、それは非常にありがたい限りでありますけれども、やはりベンチャー企業というものの、また新事業に進出していくというのは、資金難であったり、販路等への課題があると思います。そのような企業を今後ともしっかりと支援していただきたいと思えます。

次に、農業の分野についてお伺いをいたします。現在、TPP交渉参加については、国内でも賛否が大きく分かれているところではありますが、たとえ交渉参加しなくても、FTAやEPA、そしてASEANと、諸外国との貿易交渉はそれぞれに進んでいくと思えます。先日、農林水産省に伺い、3課の担当者とレクチャーと意見交換を行ってまいりました。日本もかつては、世界貿易上の障壁をなくし、貿易の自由化や多角的貿易を促進するために行われた通商交渉であるウルグアイ・ラウンド交渉——これは昭和61年から平成7年までありましたが——に参加をいたしました。交渉参加時は、中曽根内閣から交渉開始し、細川護熙内閣時代に締結をされました。その農業分野の交渉において実際に自由化が進み、ミニマムアクセス米の導入ほか不必要なものも受け入れることになってしまいました。その導入の際にも、国は、国内農業の貿易自由化対策を強化するために、ウルグアイ・ラウンド対策費として予算を計上し、基盤整備などの施策を6年間で6兆円もの予算をかけて行われてきたことは、記憶にもあるところではないでしょうか。通常の農林水産省の事業

にプラスして行われたウルグアイ・ラウンド対策でありますので、検証も難しい部分はあるかもしれませんが、6兆円のうちの約半分を基盤整備に使うなど、その施策の予算措置について農林水産省でもさまざまな検証が行われていました。本県においても1,091億円もの予算が使われ、それによって基盤整備が進んだことはあるでしょうが、農業の自由化に対する強化につながったのか、ウルグアイ・ラウンド対策による本県での対策効果をどのように検証しているのかを、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(岡山 巖君) 本県におけるウルグアイ・ラウンド対策、いわゆるUR関連対策につきましては、平成7年度から12年度の6年間、公共事業を含めると13年度までの7年間に、事業費ベースで1,091億円の関連対策に取り組んでおります。対策の内容は、圃場の大区画化や農道整備などの公共事業から、畜産における繁殖牛リース畜舎や養豚一貫生産施設の整備、耕種における集出荷施設や共同育苗施設、ハウスの整備まで多岐にわたりますが、関連予算の集中的な投下により、時宜を得た速やかな整備・効果の発現が可能となるなど、本県農業経営の効率化や生産構造の改革に一定の成果があったものと認識しております。

○西村 賢議員 この対策費、今、UR対策費と申し上げましたが、このUR対策費が、当時、公共事業でありますとか箱物偏重であったということから、農家の方々からも、この対策で助かったのは農家ではなくて建設業じゃないかというような不満もありました。また、地域の道路をなぜ農道として農業の予算でつくらなければならないのかといったような不満もありました。これは縦割りの弊害であったかと思いますが、やはり、その当時しかできなかった農

業対策ができたことも事実であります。そのあたりは、農林水産省の御出身であります牧元副知事は詳しいと思いますので、副知事に所見をお伺いしたいと思います。

○副知事(牧元幸司君) ウルグアイ・ラウンド対策につきましては、ウルグアイ・ラウンド農業合意の影響を極力緩和するとともに、農業・農村を持続的に発展させるということを目的にいたしまして、農業構造の改革、農村地域の活性化のための事業を進めたものでございます。その効果についてでございますが、今、御指摘がございましたように、その対策が公共事業偏重だったというような御指摘もあるところでございますけれども、全国的に見てみると、圃場の大区画化、あるいは農業用排水路の整備、こういった基盤整備などが着実に進展をしたことによりまして、担い手への農地集積あるいは経営の規模拡大といったようなものを進める素地が固められるとともに、地域の活性化といったようなものにも一定程度貢献をしたのではないかというふうに考えているところでございます。本県におきましても、全国に比べるとおくれておりました圃場整備などを進めつつ、基幹品目である畜産、施設園芸の競争力強化に短期・集中的に取り組んだということございまして、現在の農業生産の基盤を形成することにも貢献したのではないかというふうに認識しております。

○西村 賢議員 今、所見をいただきましてありがとうございます。本県におけるUR対策というものは、非常に効果的な部分がたくさんあったとのことですが、農政水産部長に再度、本県における具体的な成功例と申しますか、実績につきましてお伺いをいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) UR対策期間

中に、畜産につきましては、生産性が大きく向上したことにより、子牛の出荷頭数では約6万8,000頭から8%ふえ、また、豚の出荷頭数でも約131万頭から5.8%増加しております。また、園芸部門でも、マンゴーの栽培面積が2.1倍、完熟キンカンの栽培面積が1.8倍になるなど、新たなブランド品目の生産の基盤強化が進んでおります。このほかにも、農業生産法人が51社増加し、また、3ヘクタール以上の経営規模を有する農家の割合も、6.3%から1.7ポイント増加し8%となるなど、担い手の多様化、規模拡大が進展したところでございます。

○西村 賢議員 今の部長の答弁、ありがとうございます。県内では、農地集積でありますとか、強い産地づくりというもの成功してきている。その礎になったものがこのUR対策であったという分析だと思いますが、今の話を聞きますと、今、本県の農業を支えているマンゴー等のような高級フルーツであったり、また、牛や豚というような畜産物であったということがわかりました。県外と、そして国外と勝負できる環境が本県にはあるというふうに認識をさせていただきました。

そんな中で、UR対策にひっかからなかった農家、また、ひっかからなかった地域、まだまだ圃場整備ができなかった地域でありますとか、農道整備が間に合わなかった地域というのが県内にたくさん取り残されております。その地域への対策を、今後とも農政水産部長にはお願いを申し上げていきたいと思っております。

さらに農業活性化の質問を続けさせていただきますが、宮崎県の強みである農産品というのは、先ほど申し上げたとおり、本県の貿易品になるわけです。県外に出せば県外からの外貨を獲得できるわけですが、先日は、香港

やマカオなどで人気の高い宮崎牛が、今度はアメリカ向けに出発式を行ったという報道もありました。国内外から求められる農産物をたくさんつくって売り込んでいくということは非常に重要でありますし、強い産地、そして産品をつくっていくために必要なものは何か。農業のグローバル化が進む中で、本県の農畜産物の輸出促進対策が重要な取り組みとなってきております。さらにスピードを上げていかなければならないと思いますが、県はどう取り組んでいくのかを部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 高品質で安全・安心な日本産農畜産物のニーズが世界的に高まる中、本県産の農畜産物の輸出は、大変重要な取り組みであると認識しております。このため、これまで築き上げた生産基盤を生かし、輸出に果敢に挑戦する産地づくりを目指して、県といたしましては、本年度から、産地と輸出商社、輸送業者による連携の強化、県内の港から直接輸出するモデル事例の創出、輸出相手国の残留農薬基準等に対応したマニュアルの作成、また、輸出実務に精通した人材の育成など、より実践的な取り組みを行っております。本県農業にとって、グローバル化の進展は難しい課題でもございますけれども、農畜産物の輸出は、ピンチをチャンスに変えることができる有力な取り組みとして積極的に推進してまいります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。部長の思いというものを理解させていただきました。今後は、これからどのくらいの期間で、またどのくらいの予算をかけて事業化していくのか、実際そのターゲットとなる商材は何なのか、地域はどこなのか、目標をしっかりと立てて続けていただきたいと思っております。

次に移ります。本県にとって、農業再生の中

で、口蹄疫被害からの復興というものが必要であります。県内埋却地の再生について質問をしたいと思っております。先日も、我が会派所属の民主党の県議の方々が国のほうに要望を行っていただきまして、埋却地対策というものが一歩前進したというふうに報告をいただきました。このことにつきまして、現在の状況と復興策について農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県内268カ所、97.5ヘクタールの埋却地の多くでは、石れきの表出等が見られ、再利用するには一定の整備が必要な状況にあります。県としましては、真の意味での再生・復興や地域農業基盤の維持・強化を図る上で、また、今後の防疫体制強化のためにも、埋却地の再生整備は大変重要な課題と考え、国に対して予算の確保を強く要請し、平成25年度予算の概算要求において、再生整備に対する支援が盛り込まれたところでございます。今後も、必要な予算が確実に措置されますよう、国に強く要請してまいりますとともに、各市町の協力を得て、埋却地の現状や農家の意向などを十分踏まえながら、平成25年度からの円滑な再生整備が図られるよう、一生懸命努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 先日、会派で、美郷町西郷区にあります林業試験センターにある鳥獣被害対策支援センターにて意見交換を行ってまいりました。最新の防衛策についてレクチャーもいただきましたが、これまで我々の聞いてきたことと非常に印象が異なっております。今までは、被害を起こす鳥獣は、山の中に食べ物が無くなったから人里におりてきた、もしくは、電気柵を張っておけば怖くて近づかないだろう、そう思っておりましたが、実際に、山の中に食べ物がないというよりも、より簡単に餌がとれ

る人里に来たというような感じでありまして、もはや人間は怖くなくなったということではないかと思えます。取りつげが進んでいる電気柵においても、逆にあそこにはおいしい食べ物があるんだということを知らせているようなものだということを教えていただきました。しっかりと鳥獣の特徴に合った対策を講じないと逆効果になるということも教わってまいりましたが、今の本県の被害状況、また対策についてお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 平成23年度の農作物の被害額は、市町村から3億5,300万円余との報告を受けておりますが、このほかにも、生産意欲の減退など、金額にあらわれない被害も大きいと認識しております。このため、県では、平成22年度から鳥獣被害対策緊急プロジェクトを立ち上げ、被害防止、捕獲、生息環境の3本の対策を有機的に連携させる総合的な鳥獣被害対策に取り組んでおります。例えば、これまで優先されてきた防護柵の設置などの単発的な対策のみではなく、集落にある餌場や人なれ等の要因を地域全体で取り除くことが重要であります。このような考え方を地域住民が理解し、実践していただくため、平成23年度までに設置した19のモデル集落で成功事例を創出し、他地域に波及させてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、県産材の利用促進についてお伺いをいたします。この議会でも、木材価格の低迷に対して策を講じる事業が幾つか紹介されておりますが、やはり永久的に利用拡大していくために、前回、新みやぎきの代表質問で田口議員からありました木製ビニールハウス、木製園芸ハウスの導入に向けての検討はどうなっているのかを伺います。

また、新たに設置されるガードレールを木製のガードレールに、車両の進入禁止を示すボラードを木製ボラードにするなど、既に製品化、実用化されているものを普及・拡大できないのか、あわせて環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 木造園芸ハウスにつきましては、ことし3月に、庁内の関係部局や団体から成る「園芸ハウスへの木材利用推進検討会」を設置し、現地調査や検討を行っているところであります。その中で、屋根、柱に使用する木材の影による作物への影響や建築コスト低減などが課題とされたため、10月から既設の木造園芸ハウスでの温度、湿度、照度の計測や収量調査を行うとともに、低コスト化の方策等について検討を進めることとしております。また、公共工事における木材利用につきましては、庁内に設置した「グリーン公共事業推進部会」において、道路工事に利用する仮設防護柵など、県産材の利用を促進してきたところであります。木製ガードレールや木製ボラードについては、利用実績はあるものの、コストや維持管理の問題などがあることから、普及が進みにくい現状にありますが、今後、県産材の利用を促進する上から、部会の中でこれらの活用に向けて議論を深めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今、答弁いただきました木製園芸ハウスの活用が広がれば、本県の施設園芸の状況を見ますと、かなり多くの需要が生まれるような気がします。もちろん供給体制は既にあるわけですから、しっかりとその普及ができるような仕組みをつくっていただきたいと思えます。また、ガードレール、ボラードにつきましては、まずは、県の顔となるような観光地等

に利用していくのが一番ではないかと思いません。御承知のとおり、木製ボラードは日向市駅の前にありまして、周りの景観と溶け込んでおり、安全性もありますし、非常に雰囲氣的にもいいものであります。もう見られているとは思いますが、ぜひ有効活用について今後とも検討を進めていくようお願いしたいと思います。

次に、県は、地産地消の推進に向けまして、県民を巻き込んだ県民運動化を目指して、「みやざき元気！“地産地消”県民運動」に取り組んでおります。その取り組みについて、県の狙いとその施策について、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） この県民運動は、県内産の農林水産物の消費拡大、県産材の利用、県産品の購入、さらには企業活動における原材料の県内調達など、幅広い分野における地産地消を展開することによりまして、県内での生産と消費の拡大を通じて県内経済の活性化につなげようとするものであります。そのためには、この県民運動の趣旨を県民一人一人に賛同いただき、行動に移してもらえるように、全県的な展開を図ることが重要となりますことから、官民による「みやざき元気！“地産地消”推進県民会議」を立ち上げまして、本年度は、県民運動に対する認知度向上に力を入れることとしております。具体的には、ホームページやパンフレット等によるPRのほか、記紀編さん1300年記念事業や地産地消に関連しますイベントが10月から11月にかけて集中する機会を捉えまして、主要イベントを掲載しましたガイドブックを作成し、この中で、農産物販売所、中山間地域をめぐるスタンプラリーを計画するな

ど、楽しみながら県民運動に参加し、関心を高めていただくことができるよう工夫や仕掛けを行い、県民運動の機運を高めていきたいというふうに考えております。

○西村 賢議員 ぜひ県民の注目が集まるように、しっかりと盛り上げていただきたいと思えます。

次に、観光の分野についてお伺いをいたします。今月の全日空（ANA）の機内誌「翼の王国」9月号をごらんになったでしょうか。先日、私も井上議員にいただいて読んだところがありますけれども、本県の中山間地であります五ヶ瀬、日之影、椎葉、諸塚、綾などの森林や山間地の魅力が紹介されております。この広大な自然こそ、今、全国に胸を張れる本県の宝だと思います。観光は、そのときのブームによって影響を受ける部分が非常に多いかと思えますが、人為的なもしくは人工的なイベントを行うことも非常に重要だと思います。よそにはない、まねができない、まさに宮崎オンリーワンをつくり上げていくことが重要だと思います。地域の強みを生かして、観光客のニーズに対応した観光地づくりが必要だと思いますが、本県の観光地づくりについて商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 本県には、先ほど議員の御質問にもありましたような、森林や山を初めとする豊かな自然、地域の人々によって守り引き継がれてきた文化など、ふるさとや癒やしを感じさせる地域資源が県内各地に多数存在しております。最近では、このような地域独特の生活や文化を体験する観光ニーズが高まっておりますことから、本県においては、その土地ならではの食、農業、祭りなどを、地元の方々と触れ合いながらゆったり楽し

む旅を「ゆっ旅宮崎」として展開し、資源の掘り起こしや磨き上げに対する支援や、情報発信などを行っているところであります。また、本年度は、新たな取り組みとしまして、このような地域資源を活用した体験・滞在型旅行商品の開発を促進するため、「ゆっ旅大賞コンクール」を実施し、地元旅行者から応募のあった37の企画のうち、諸塚村のやま学校や耳川流域の木造建築——これは先ほど議員のほうから御紹介のありました日向市駅とか入っておりますが——をめぐるとツアーなど、8企画を大賞として選定し、支援を行うこととしております。このほか、マリンスポーツを楽しむ「波旅」や、恋や愛にちなんだスポットをめぐると「恋旅」、神話の魅力に触れる「日向神話旅」など、地域の強みを生かした取り組みを進めているところであり、今後とも、市町村等と連携しながら、魅力ある観光地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 続けさせていただきます。一昨年に開通した九州新幹線、その開通効果が本県にどのような影響を及ぼし、また、これまでの本県の対策がどのような効果を生んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 新幹線の開通による本県への影響につきましては、熊本県や鹿児島県のような効果は見られなかったところではありますが、昨年来、destinationキャンペーンを初め、JRグループと南九州の3県で数々のキャンペーン等を実施してきており、このような中、ことしの主要ホテル・旅館宿泊者数の動向を見ますと、口蹄疫発生以前の平成21年と比べても、これをやや超える水準で推移しております。また、JR九州によりますと、九州新幹線の全線開通後は、在来線の宮

崎駅、都城駅等でも開通前より実績を伸ばしており、新八代駅と本県を高速バスで結ぶ「B&Sみやざき」の利用状況も改善しているとのことであり、宿泊施設や旅行会社等の関係者にお聞きしますと、新幹線利用者がふえていると伺っております。なお、本年3月に終了しました「九州新幹線観光バスルート実証実験事業」につきましては、新幹線からの第2次アクセス対策として実施したものでございますが、ふるさと雇用再生特別基金を活用し、熊本駅と延岡駅、宮崎市と鹿児島中央駅を結ぶ2つのルートで運行いたしました。期待したほどの効果を得ることはできませんでした。県としましては、これらの状況を踏まえながら、今後とも、新幹線を活用した南九州3県一体となったプロモーションや、旅行会社への旅行商品造成支援などに取り組み、本県への観光誘客に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今の話にもありましたけれども、バスルートの実証実験がうまくいかなかったということ、それは当然いろんな事業を打っていくわけですから、うまくいかないケースもあると思います。この失敗を次にしっかりとつなげていくような対策、また新たな事業を開発していただきたいと思ひますし、観光というのは、お金をかけたから観光客がいっぱい来るというわけでもないと思ひます。しっかりとした観光地づくり、特に宮崎県の、先ほど申し上げたような自然をふんだんに生かしたような旅というもの、また、癒やしの空間というものをつくり上げていただきたいと思ひております。

次に、本県にとって観光の中でも今重要なのが、海外からの観光客であります。今、日向細島港を初め、油津港にも海外からの大型客船が入りまして、一度に1,000人、2,000人といった

多くの観光客が宮崎県内にも入ってきているところであります。その中で、これは政治的な課題でありますけれども、尖閣の問題でありますとか、竹島の問題等によって、日中間また日韓間の関係がこじれているというような政治的な分野での衝突がありますが、これが観光分野に、もしくは人との交流にどのような影響を与えているのか、余り報道される機関はありません。そこで、実際、日中また日韓などの関係悪化による影響が本県にあるのか、観光として観光客が減るなどの状況はないのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 本県観光への影響につきましては、8月下旬から9月にかけて3回ほど、現地を含む旅行会社や県内宿泊施設等に聞き取りを行いました。現時点では特段の影響は出ていないと伺っております。韓国からの国際定期便につきましても、8月の外国人利用者の落ち込みは見られず、また、本年度に予定されている中国からのクルーズ船の寄港も今のところ変更はないと伺っております。本県観光への影響につきましては、引き続き、関係者からの聞き取りを行うなど、動向を注視してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

次に、物流対策についてお伺いをいたします。まず、細島港について、新しいガントリークレーンの設置も終わりました。徐々に重点港湾としての顔ができてきています。これまでなかなか整備の進まなかった細島港が、重点港湾に選定され、また、本県物流の海の玄関として、東九州の海の玄関として、これから高速道路の開通と相まって、本県長距離輸送などに効果を発揮していただきたいと思います。その細島港の有効活用につきまして、整

備、利用拡大に向けた今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 細島港につきましては、本県経済の発展を牽引する重要な基盤でありまして、外国貿易を含む東九州の物流拠点として、ガントリークレーンを増設したほか、現在、平成26年度完成を目標に大型岸壁の整備を行っております。また、沖防波堤につきましても、平成32年度完成を目標としまして整備を進めるなど、国と連携を図りながら、港湾施設のさらなる充実に努めているところであります。また、来年度には、東九州自動車道延岡一宮崎間が全線開通となる見込みであり、これまで以上に細島港を利用しやすい環境が整ってまいりますので、地元自治体や港湾利用者と一体となりまして、港湾セミナーの開催や企業訪問を行うなど、県内外への一層のポートセールスに努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 実際、港湾の整備予算というものが集中して今、細島港に来る。宮崎県を一本化して細島港を重点港湾として活用していく。このようなハード、そしてまたソフトの整備に、しっかりと今後とも県は取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、さらに物流の効率化につきまして、高速道路の整備が進んでおりますが、その中でも、門川、国富、都城の山之口など、地域によってはスマートインターの設置に向けての動きが見られます。物流の効率性を考える上で有効ではないかと思っておりますが、地元負担などさまざまな問題もあります。それぞれ設置が検討されている地域によっての進捗の状況、見通しについて、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） スマートイン

ターチェンジの整備に当たりましては、地元自治体が、国、県、市町村、高速道路株式会社等から成る地区協議会を設立し、採算性等の検証を行った上で、国に対し、連結許可申請を行うこととなります。県内におきましては、現在3カ所で、市や町が主体となり、関係機関による勉強会を開催しているところでありまして、インターチェンジの位置や構造、採算性など、地区協議会設立に向け、最終的な検討を行っているところであります。スマートインターチェンジは、地域振興や利用者の利便性向上に大きく寄与しますことから、県といたしましては、市や町と連携を図りながら、早期の事業化に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。ぜひ地域のニーズをしっかりと酌み取って協力をしていただきたいと思います。

次に、県内の有料道路の無料化の現状についてお伺いをいたします。一ツ葉有料道路、また小倉ヶ浜有料道路の無料化について、見通しを伺います。

○県土整備部長（濱田良和君） 一ツ葉有料道路につきましては、平成32年2月末が現計画の料金徴収期限となっております。その後、無料化することとしております。また、小倉ヶ浜有料道路につきましては、昨日、知事が表明しましたとおり、来年5月の料金徴収期限をもって無料化する方針といたしました。今後は、県議会の議決をいただいた上で、国への認可申請を行うなど、無料化に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。細島港が非常に便利になることも踏まえまして、東九州道からのアクセスのためにネックになって

おりました小倉ヶ浜道路の無料化というものは、非常に地元にとっても、また、県内の港湾利用者にとってもありがたいことではないかと思えます。また、そのほかにも、県内では、国道10号延岡土々呂地区の渋滞混雑というものが問題となっておりまして、前回、県議会からも、ぜひあそこの東九州道の一部無料化していただけないかという意見書も出されております。それにつきましては、県当局も国に対してしっかりと声を上げていただきたいと、お願いを申し上げておきます。

次に、再生可能エネルギーの振興策についてお伺いをいたします。東日本大震災による原発事故から、原発政策の見直し、さらに再生エネルギーの普及拡大を政府が打ち出しました。太陽光の発電で1キロワットの買い取り価格が42円という価格も設定されました。もちろん、これは最終的には消費者にも負担となりますから、全てが喜んでいいわけでもありませんが、国民の多くが脱原発依存を望んでいる現状であり、必要な振興策ではないかと思えます。これを宮崎県に置きかえると、私は大きなチャンスであると思えます。全国的に見ても、豊富な太陽の光、豊富な森林資源や畜産などの産業によって、バイオマスエネルギーに転換可能なものがたくさんございます。また、もともと宮崎県内には原子力発電所を設置していなかった、水力発電所が多いなど、再生可能エネルギー先進地域・発展地域として大化けしていくことも可能ではないかと思えます。これはぜひとも県外に広く呼びかけて、産業誘致を行っていけば、年間で100億円以上もの設備の資本投下が起こり得るのではないかと思います。そして、パネルメーカー、販売店、電気設備業、建設業、またはその原料を調達する業者など、さまざま

な波及効果も大きいと思います。固定価格買い取り制度を我が県のビジネスチャンスと捉え、再生可能エネルギーの先進地づくりに取り組んではどうかと思いますが、環境森林部長の御所見をいただきます。

○環境森林部長（堀野 誠君） 固定価格買い取り制度は、再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定の期間、一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務づけるものであります。今後、この制度により、再生可能エネルギーの導入が一層加速されるものと考えております。再生可能エネルギーの導入は、低炭素社会の実現に加えまして、地域経済の活性化や雇用の促進などの効果が期待されるものであります。このため、県としましては、現在見直しを行っております新エネルギービジョンの中で、基本的方向性の一つとして「地域振興への貢献」を位置づけ、本県の豊富な地域資源を活用した再生可能エネルギーの一層の導入を促進することで、環境・エネルギーの先進地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ちょっと質問をいたします。今の部長の答弁で、宮崎県を先進地にしなければならないということはわかるんですけども、先ほど申し上げたとおり、具体的に、県外の人にも訴え、もちろん県内の方にも訴えて、ぜひこれをチャンスとして産業活性化につなげていきたいという目標があるために、いろんなところで太陽光発電でありますとかバイオマス発電を活性化していただきたいと思っております。知事におかれては、例えば広報戦略でそれを訴えていきたいとか、県外に行ったときには、ぜひ宮崎県にというようなことを言っていただきたいと思いますが、買い取り制度に関する知事の御所見をいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 確かに今、議論があったように、消費者の負担になってくるところはあるわけでありましたが、エネルギーをめぐるさまざまな問題がある中で、本県ならではの貢献ができる分野、また、いろんな波及効果もあるというふうに考えられますので、今、部長が答弁をされましたように、本県としての貢献を積極的にできるような形で、今、御指摘がありましたように、私みずからもいろんな形で働きかけをしてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 これは蛇足かもしれませんが、例えば土地が余っていて、起業意欲とか事業意欲がない方で、それだったら土地を提供していいよという方と県外企業とのマッチングをするとか、また、県内外からそういう提供があったときにつないでいくということもできれば、非常に大きいのではないかと思います。それが適地かどうかというのは専門家による判断というのが必要かもしれませんが、1メガとか2メガで数億円の事業でありますので、本当に大きなチャンスではないかなと思っております。

次に、電気に関連しまして企業局にお伺いをいたします。現在、九州地域での原発再稼働が始まらない中で、九州電力の業績悪化の報道から、株の配当が減ったとの話があります。企業局が保有する九州電力の株の配当の下落によりまして、本県への収入はどうなっているのか、また、その配当が減ることによって本県の事業への影響はないのかを、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（瀧砂公一君） 企業局におきましては、現在、約380万株の九電株を保有しておりまして、昨年度までは、このところ1株当たり年間60円、合計で2億2,800万円余りの配当収入

を得ております。しかし、今年度は、九州電力の収益悪化によりまして、先日報道がありましたが、中間配当が見送られる見通しであるために、年間では1株当たり20円、7,600万円余りの配当収入となる見込みであります。したがって、配当収入自体を見てみますと相当な減収となりますけれども、発電による収入自体はこれまで順調に確保できておりますことなどから、現段階では直ちに大きな影響はないというふうに考えております。しかしながら、次年度以降の配当につきましてもまだ不透明でありますので、今後一層、効率的な発電による収入の確保あるいは経費の節減に努めていくことが大変重要だというふうに考えております。

○西村 賢議員 実際1年間で1億5,000万円余り減るということ、そしてまた、これが来年度以降も不透明であるということ。また、例えば降雨の状況を見ましても、企業局の発電事業というものは降雨量に大きく影響するものであります。ことしは非常に雨が多かったりということではよかったかもしれませんが、来年どうなるかわからない。企業局も、今、答弁がありましたとおり、経営に対してしっかりと気を配っていただきたいと思っております。

さらに企業局長にお伺いをいたしますが、今、政府の発送電分離など、これまでの売電の方法など、電力をめぐる状況が変わろうとしております。長い間、1地域1電力会社で守られてきましたが、今回の原発事故の影響で、東京電力に対してさまざまな問題が浮き彫りにされ、指摘をされてきております。今、国において電力制度改革が進められていく中で、企業局にとってはどのような影響があるのかをお伺いいたします。

○企業局長(濱砂公一君) 現在、国において

議論されている電力制度改革でありますけれども、主として、長期供給義務あるいは総括原価による料金決定方式を定めております、いわゆる卸供給制度の見直し、それから、2つ目に、電力自由化の範囲を、現在50キロワット以上ということでありまして、これを一般家庭まで拡大する、いわゆる小売の全面自由化、3つ目に、発電部門と送配電部門、現在これは9つの電力会社がほぼ独占しておりますけれども、これを分離することなどが検討されております。これらの改革が実施されますと、私ども水力発電といたしましては、投資回収に相当長期の期間を要すること、また、先ほどお話がありましたけれども、降水量に影響されやすいというような特性がありますので、長期にわたる適切な価格での売電、あるいは渇水時の安定的な収入の確保などの観点から、経営への影響が危惧されるところでございます。私どもといたしましては、国における制度改革の動向を注視するとともに、今後一層、健全経営の確保を図りまして、本来の私どもの使命である、地域に安定的に電力を供給するという地方公営企業としての役割と責任を果たすことを基本といたしまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○西村 賢議員 これまでのやりとりを踏まえまして、知事に再度質問いたしますが、宮崎県の強みを生かす、産業を育成するという観点から、先ほど、農業、観光、再生可能エネルギーについて質問をさせていただきました。ぜひその分野には力を入れていただきたいと思いますが、知事のトップセールスにおける現状をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) この再生可能エネルギーの推進なりということに関して、具体的に

トップセールスを行っておったわけではございませんが、今いろいろ御議論がありましたように、本県としては、この再生可能エネルギーに積極的に取り組んでまいりたい。また、ソーラーフロンティア構想を掲げて進めてきたところでございます。機会を捉えてこのような取り組みを私自身も進めてまいりたい、また、取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○西村 賢議員 知事は、今トップセールスの話もありましたけれども、県内外に対して本県の魅力をPRし、また発信していくために、広報戦略室というものをつくりまして、広報戦略というものに挑んでいると思っておりますが、知事の考える広報戦略とはどういうものかをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) トップセールスの話から申し上げますと、まず、トップセールスといいますと、どうしても前知事のイメージがあるわけでありましたが、全国ネットのテレビで発信をしていく、これは非常に特殊なパターンでありまして、一般的なもので言いますと、県を代表する立場である知事というものが、企業なり団体のトップに直接売り込むことができるというメリット、また、県の看板を背負って消費者に対して強くアピールすることができる、そのようなメリットがあるというふうな認識をしております。

広報戦略ということでございますが、前知事のと時の状況を見ますと、かつてない発信力を手にしたばかりに、県職員も県民全体も、何か前知事一人に頼ってしまったような部分があるのではないかというのが、一方で反省としてあります。そこで強く感じたことは2つありまして、特定の個人なり特定の組織、決まり切った広報担当の組織だけが広報を担うのではなく、

職員一人一人、また、県民一人一人が広報マンのマインドを持って取り組んでいくことが大事ではないかということが1点。それから、もう1つは、型にはまった広報なり広聴なりをやっても効果は薄いのではないかと。もっともっと、いろんなアイデアなり、さまざまなメディア——例えば今であれば、フェイスブックとかツイッターとか、ソーシャルメディアもあるわけでありまして。そういったものを活用しながら新しい取り組みをしていくこと、これが効果があるのではないかとことを考え、広報戦略室などを設けて、職員の広報・広聴に関する研修を行う、それから、新たな広報活動に取り組んでおるところでございます。

また、トップセールスに関して言うと、新たな取り組みとして、最近、「波旅宮崎」をプロモーションしようということで、私みずからサーフィンをやりました——まだ3回しかやったことがないんですが——こういう初体験の人間でもこのようなことをやればできるんだというように映像で撮りまして、インターネットで発信してみたいということを考えております。今のはサーフィンですけれども、今度、五ヶ瀬のスキー場でスキーをやった映像をやると、「サーフ&スノー知事」ということで売り出せないかということで、これは知事として売りたいというよりも、それだけ多様な魅力が宮崎にあるということトップが姿としてあらわすことができるのではないかと、そのようなアイデアもあるところでございます。

いずれにいたしましても、そのようないろんなアイデアなりいろんな手段を通じて効果的に発信していくこと、宮崎というものを認知してもらうこと、好感度を持ってもらうこと、そのような意識で今後とも広報戦略に取り組んでま

いりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。知事がサーフィンに挑戦される、また、今度はスキーに挑戦される。こういうものは見ているほうも非常に楽しいのではないかと思いますし、それこそ、新たな広報戦略に挑むという姿勢のあらわれではないかと期待をしております。

これは、またさらに少し蛇足になりますけれども、前回の議会で、我が会派の渡辺議員のほうから、記者会見時は立ってやられたらどうかという指摘があったんですが、今、記者会見のときに立ってやられているのでしょうか。どうなんでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 現在は座ってやらせていただいております。前回の渡辺議員の御指摘は——今の記者会見のあり方は座ったままでのやりとりをやっておるわけですが、けれども——もっともっと県からの情報発信というものに力点を置くべきではないか、時間を短く限ってでもやるべきではないかというようなことであったところであります。その提言を受けて、今、発信に関しましては、項目数もやり方も工夫をしながらふやしておるところでございますが、やりとりの時間に関しては、従来どおり1時間をめどにやらせていただいておりますので、じっくり座った形での記者会見をやっております。今後、いろんな形、またいろんな御意見をいただきながら、どういうやり方がいいのかというのはさらに見直しなり工夫をしていきたい、そのように考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

次に、本県の医療・福祉についてお伺いいたします。

今、消費税増税についてありましたけれども、動き始めました。御承知のことです。

が、税と社会保障の一体改革、その大きな要因となったものは、医療費を初めとする福祉に係る予算の増であります。少子高齢化が進む中で、医療、介護、年金等、それぞれが大きなウエートを占めるようになってまいりました。国民が必要な医療を受けるということは重要なことではありますが、このままでは国家財政も非常に厳しくなっております。しかし、一般県民にとりまして、国家財政でありますとか、何十兆円の話をしていただいても、なかなかぴんとこない部分があると思います。まず、本県における医療費の増加はどのような状況にあるのかを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 厚生労働省が平成21年度から公表しております都道府県単位の概算医療費でありますけれども、本県における医療費は、平成21年度3,519億円、平成22年度は前年度より3.5%、124億円増加いたしました。平成23年度は、前年度より2.4%、89億円増加いたしました。3,732億円となっております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。本県でも100億円規模で医療費の伸びがあるという現実を、しっかりと県民にも周知していく必要があると思いますが、その医療費の伸びを抑制する一つの対策でありますジェネリック医薬品の利用促進が言われております。いまだにジェネリック医薬品の使用に抵抗がある人もあるかもしれませんが、ジェネリック医薬品を使用することで、患者個人の負担も軽減され、また、医療費全体の抑制にもつながるものではないかと思っております。しかし、全国的な報道を見ますと、まだまだ普及も進んでいないように思っています。現在の県内の状況と使用拡大に向けての取り組みについてお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県のジェネリック医薬品の全医薬品に対する使用割合でございますが、平成23年度で25.6%となっております。全国平均の23.3%よりも2.3ポイント上回っているところでございます。ジェネリック医薬品の普及は、患者の経済的負担の軽減や、医療保険財政の改善に資するものでありますことから、県では、医療関係者や消費者団体等をメンバーといたします「宮崎県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」を設置し、シンポジウムの開催や啓発資料の作成など、各種事業に取り組んでいるところでございます。県といたしましては、このような取り組みによりまして、今後とも、ジェネリック医薬品の使用促進に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 続いて、生活保護についてお伺いします。セーフティーネットである生活保護制度によって生活保護受給者というものはしっかりと守らなければなりません。生活保護費の総支給額が3.7兆円、また、生活保護者が全国で200万人を超え、現在、大きな社会問題化しております。その中でも、不正受給を初めとする生活保護制度の悪用が取り沙汰されておまして、病院など医療機関においては、医療扶助の窓口負担がないために、過剰診療や薬品の過剰投与が行われ、転売目的等で不正に薬品が処方される例や、不正請求した医療機関が指定取り消しになるなどの、生活保護制度を悪用した事例が、県外であります。発生をしております。本県ではその受診行動をどのように把握し、防止策、指導がなされているかをお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 生活保護受給者の医療機関への受診につきましては、医療扶助運営要領に基づいた適正な受診が行われる必

要がございます。不適切な受診行動を未然防止・早期発見するために、各福祉事務所におきましては、レセプト等を点検いたしまして、同一傷病で複数の医療機関に受診し、同一薬を重複して処方されている者がいないかとか、同一傷病で15日以上受診している月が3カ月以上続いている頻回受診者がいないかなどを確認しているところでございます。さらに、主治医との面接、嘱託医との協議によりまして、必要な診療の程度を確認し、医療扶助の適正な運営に努めているところでございます。なお、受給者に対しましては、訪問面接等を通じまして、症状に応じた適正な受診指導・助言に努めているところでございます。県といたしましては、引き続き、各福祉事務所に対しまして、レセプト点検等による確認の徹底を指導してまいりたいと思っております。

○西村 賢議員 次に、医師確保についてお伺いをいたします。県内の医師の数だけでは、人口当たりの平均では全国平均を超えておりますが、県内でも医師の偏在というものが問題となっております。また、最も大きな課題としては、医師の平均年齢がかなり高くなっていることが挙げられます。医師が高齢になってまで現役で診療に当たっていただくということには非常に敬意を表しますが、若手の医師確保を急がなければならない状況にあります。現在の若手医師の現状について、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 厚生労働省が2年に1回実施している「医師、歯科医師、薬剤師調査」の平成12年と平成22年の医師数を比較いたしますと、本県の医師総数は、2,440人から2,653人と増加をしている一方で、御指摘のありました若手医師、20歳代の医師で、216人か

ら135人へと約4割の減少、30歳代の医師は、690人から503人へと約3割の減少となっているところでございます。また、平成22年の医師の年代別構成比を全国と比較いたしますと、20歳代は、本県が5.1%であるのに対し全国は9.0%、30歳代は、本県19.0%に対し全国22.6%となっております。本県においては、御指摘のとおり若手医師が少ないという状況でございます。

○西村 賢議員 今、現状をお伺いいたしました。若手医師を確保する対策は非常に難しいと思いますが、今、県の取り組みにおいてどのようなものがあるのか、その状況を部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 若手医師の育成・確保対策につきましては、まず、医師修学資金貸与制度により、現在、僻地医療や小児科、産科などを目指す82名の医学生への支援を行っております。また、臨床研修医の確保につきまして、今年度、これまで最高の58名となりましたが、現在、宮崎大学を初めとする関係機関・団体において、より魅力的な研修プログラムの作成や指導医の養成に取り組んでいただいております。県といたしましても、県内外の医学生に本県の臨床研修環境の魅力等を積極的に発信しているところでございます。さらに、地域医療支援機構によりまして、臨床研修を終了した若手医師等の育成と定着を図るために、学会への出席や専門医の取得に係る費用の助成を行うとともに、来年4月から、県立日南病院に宮崎大学地域総合医育成サテライトセンター（仮称）を設置いたしまして、総合医の育成にも取り組むこととしております。若手医師は、将来にわたる本県の医療提供体制

の維持・充実に大変重要でございますので、引き続き、その育成・確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。若手医師の確保は非常に難しい問題だとは思いますが、一歩一歩取り組んでいただきたいと思います。

次に、本県の教育行政についてお伺いいたします。

滋賀県大津のいじめ自殺問題以降、全国的にいじめの問題が噴き出し、教育委員会、教師、家庭のあり方など、それぞれに問題、課題が広がっております。それでも胸が痛む子供たちの自殺の報道はなかなかやみません。いじめの問題は根絶していかねばなりません。県内の状況は、昨日の新聞にもありましたが、公立学校におけるいじめの件数が104件と、全国に比べてもかなり低い比率となっております。しかし、本当にそれが正しい数字なのか、見つからないものが多数あるのではないかと懸念をいたします。どのようにしてそのいじめの数を集約したのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 先日の文部科学省の発表資料にあるいじめの認知件数についてであります。いじめは、まず、どの学校にも、どの生徒にも起こるという危機感を持って対応することが最も大切だと思っております。この調査につきましては、公立学校におきまして、年間を通して児童生徒のアンケート調査や教育相談を行うとともに、教職員が日ごろから細かな観察を行うことによって、いじめの把握に努めております。このようにして把握したいじめの件数につきましては、市町村立学校では、通常は年度末に市町村教育委員会を通して県教育委員会に、また、県立学校におきましては、直接、県

教育委員会に報告することとなっております。県教育委員会では、それらを集約いたしまして、文部科学省に6月初めまでに報告し、それがこのたび公表されたということになっております。

○西村 賢議員 先生方も現場では一生懸命に指導に当たり、また、その調査に関しても、しっかりと協力をいただいているとは思いますが、まさに、学校、家庭、地域が一緒になって対策に取り組んでいかなければ、撲滅というのはなかなか難しい問題であると思いますし、数が少ないからといって安心できるものでもないと思います。その中で、文部科学省から、いじめ問題に対する対策方針、「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」というものが示されております。この中身を全て見たわけではないですが、報道等で見ると、これでいじめをなくすることができるのか、減らすことができるのかと、疑問に思う部分もございました。県は、この対策方針についてどのように感じているのか、今後のいじめ問題等への対策について教育長の所感をお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 文部科学省から発表されました総合的な取組方針において、いじめ問題に関しましては、具体的な取組として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置拡充が取り上げられておりましたが、相談体制の充実等は、いじめ問題への対応として重要なことであると思いますので、今後、このことについては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。また、学校、家庭、地域が一丸となって子供の命を守ること等についても示されておりました。いじめ問題におきましては、日ごろから、児童生徒一人一人をしっかりと見詰めること、教職員と児

童生徒の信頼関係を築くこと、さらには保護者や地域との連携、信頼を図っていくことが極めて重要であると考えております。これらのことに十分留意しながら、児童生徒の規範意識や道徳心を養うことができるよう、地道な取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 これは会派内でもいろいろ議論をさせていただいたんですけども、今、答弁にありました、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置が、いじめが起こった場合に、確かにその相談先でありますとか、いじめの後の精神的なよりどころになるということは非常にわかるんですけども、果たして、その人たちが前面に出ることによって、逆に教師と児童生徒との信頼関係がどうなのかとか、どんどん外部から人が教育現場に入ってきて、じゃ、その現場はどうなるのかといった逆の心配もありました。そのあたりも会派で議論するんですけども、やはり、教師と児童生徒の信頼関係をもう一回つくっていく。当然、それには保護者も参加していただき、地域も参加していただくことが、今の答弁のとおり、重要なことであると思います。しっかりと教育長を先頭に、各学校機関においてそれがなされるように期待をしております。

続きまして、教職員不祥事問題等もございましたが、これはこれまでも聞いておりますので……。

今、質問しましたいじめの問題、また、本県における教職員等の不祥事の問題等々、今、教育委員会に対しても厳しい目が注がれております。やはりここでしっかりと教育委員会が頑張っていかなければなりません、教育委員会は、教育の政治的中立性をしっかりと担保して

いかなければならないという大前提があります。これは県だけではなく市町村にも言えることですが、教育委員会制度が形骸化し、十分な機能を果たしていない、もしくは責任体制が不明確である、また、小規模市町村では、改革を推進するに当たり、体制が不十分であるなどの指摘が全国ではあるようです。非常に教育長には答えづらいと思いますが、県の教育委員会には人事権があります。そして、市町村の教育委員会には服務監督権があります。そのように権限が分かれている現体制を初めとして、本県の——県全体ですね、市町村も含めた——教育委員会制度について、教育長の所見をお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 議員が御指摘のとおり、県教育委員会と市町村教育委員会は、それぞれが主体的に独立して教育行政に取り組むものでありますが、教職員の人事異動など広域的な観点が必要な事務について、いわゆる人事に関しては県が行うということになっております。これまでもそれぞれ、県は県、市町村は市町村のお互いの責任を果たすために連携・協力しながら、さまざまな課題への対応に当たってきたところですが、1つの例で申し上げますと、今回相次いだ教職員の不祥事を受けて、県教育委員会と市町村教育委員会が合同でコンプライアンス推進協議会を立ち上げるなどし、それぞれが責任を果たしていくとともに、一人一人の職員に指導が徹底するような取り組みを検討しているところであります。私といたしましては、未来ある子供たちの教育のために、市町村教育委員会が責任を果たし、県教育委員会が責任を果たし、その連携を強化し、教育行政の推進にしっかり努めていくべきだと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございました。今の県と市町村の教育委員会の連携という部分はわかりました。これはしっかりと互いに協力して、一つの問題に対しても県も市も協力してやっていけるような体制づくりというものに今後とも期待したいと思います。また、各教育委員会には民間からも委員が入っております。県のほうは近藤委員長も入っておりますけれども、しっかりとその人たちと意見交換されていきますように、これも期待をしたいところであります。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、自殺対策についてお伺いをいたします。

全国的に自殺者が減らない状況にありまして、本県でも全国ワースト4位の状況であり、これは本県にとって大きな社会問題であります。その中で国も自殺対策大綱を発表しました。これまでの対策、そしてまた、この大綱を受けて本県の対策はどうなっていくのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 先月、閣議決定のありました自殺総合対策大綱では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すということになっておりまして、地域レベルの実践的な取り組みへの転換や、若年層向けの対策、自殺未遂者等の対策を充実することなどが掲げられているところでございます。県では、平成21年に策定いたしました宮崎県自殺対策行動計画が今年度、最終年度となっております。今回の国の大綱を踏まえながら、新たな行動計画の策定を進めていくことといたしております。自殺対策を一層推進していくためには、よりきめ細かく地域の実情に合った取り組みが重要でありますので、市町村の行動計画策

定や、民間団体等による地域のきずなづくりなどの地域に密着した取り組みを重点施策として、新たな行動計画に盛り込んでまいりたいと考えております。今後とも、市町村や民間団体と連携を図りながら、自殺のない地域社会づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○西村 賢議員 今、自殺対策、県のほうもしっかりと対策をなされてきておりますが、なかなか数字上で見るだけでは、対策というものがなされているのか。なされてはいるけれども、効果がなかなか上がらない状況があります。やはり自殺というのは、複数の要因がいろいろ絡み合って起こっているものでもあります。実際に、行政がいろんな方針を出して食い止められるものがどこにあるのかといったところを考えますと、やはり最終的な相談に乗る、いわゆる心のよりどころ的なものが一時的にあるのかなど。

それ以外になりますと、もっと早い段階から、そのようにならないようにしむけていくということが一つ重要ではないかと思っております。実際に県が対策を打ちましても、その対象となる方の家庭、もしくは会社などに踏み込んでいくということは、なかなか難しい問題であると思うのですが、例えば学校機関、教育機関においては、ある程度知識として与えることで防げるものがあるのではないかと思っております。今、例えば借金などの経済的理由によって生活が追い込まれていく、もしくは自転車操業的に借金を繰り返して生活している方もいらっしゃると思いますが、せめて自殺に追い込まれる前に、お金に関する知識をしっかりと与えていくことも重要ではないかと思っております。現在は、非常に金銭教育への取り組み等が進んでいるとの話も聞きます。一昔前は、マネー教育をするこ

とはどうなのかという話もありましたけれども、現在の学校教育現場における金融教育、金銭教育への取り組み状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) クレジットカードが普及したり、手軽にお金が借りられるという環境の中であって、そういうトラブルの発生を未然に防ぐために金融教育を充実させることは、非常に大切だと思っております。現在、小・中・高等学校のどの学校段階においても、消費生活に関する教育に取り組んでおり、特に高等学校の家庭科、地歴公民科——特に公民科でございますが——においては、全ての生徒が、悪質商法やインターネットによる架空請求などへの対処法、多重債務に至る過程、その怖さなど、具体的な事例を通して学んでいるところであります。さらに、県立学校においては、県消費生活センターによる悪質商法巡回パネル展や出前講座を開催し、金銭トラブルに巻き込まれないための具体的な方法や、相談窓口に関する情報の周知に努めているところであります。

○西村 賢議員 そのような金銭教育というのは、本当に実社会に出たときに非常に生きてくる授業ではないかと思えますし、これからも普及に努めていただきたいと思います。しっかりその時代時代に合った——例えばインターネット詐欺のようなものは、今の子供たちには当たり前になってきていると思えますが、さらに進化した詐欺であったり、金銭トラブルというものが起こり得ないとも思えません。ぜひそのときの最新の状況で授業をしていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、警察行政についてお伺いをいたします。

今、ほとんどの国民が携帯電話やパソコンを

持つ時代となりました。その中でも、IT技術を悪用したサイバー犯罪の巧妙化というものもなされておりますが、匿名性が高く、全国各地、場合によっては海外からも仕掛けられるために、取り締まりが難しい部分があると思えます。現在のサイバー犯罪の検挙数、また、匿名性、広域性への対応はどのようになっているのか、警察本部長にお伺いをいたします。

○警察本部長（加藤達也君） サイバー犯罪の検挙につきましては、本年7月末現在11件で、昨年同期と比較して20件減少をしております。主な検挙事例は、詐欺が2件、わいせつ物公然陳列が3件、脅迫が2件、児童福祉法違反が1件などです。

サイバー犯罪の匿名性、広域性に対応するため、警察では、インターネットホットラインセンターを運用し、広く国民からインターネット上の違法、有害情報を受け付けております。インターネットホットラインセンターに通報された情報のうち、地域性の判明しているものは、管轄する都道府県警察に通報される仕組みになっております。地域性の判明していない情報につきましては、警視庁で発信地を割り出して、管轄する都道府県警察に通報する全国協働捜査方式により対応しております。本年検挙した事件のうち、インターネットホットラインセンターからの通報によるものが1件、全国協働捜査方式によるものが2件で、いずれもわいせつ物公然陳列であります。今後も、サイバー犯罪の取り締まりを強化するとともに、被害防止を図るためのさまざまな対策を推進してまいり所存であります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。今、国際的なハッカー組織「アノニマス」という団体があるそうですが、これが日本のみならず世

界にハッカー行為というか、テロ行為を起こしておりまして——そもそも何の団体かわかりませんが——政府もしくは政党のホームページ等を狙った動きもあると聞きました。サイバーテロの脅威に警察庁また防衛省も本格的に動き出したという報道もありましたが、本県においては、7月に県庁ホームページに大量の書き込み事案が発生したということがありました。本県の行政機関等に、ほかにサイバー攻撃等の被害が起こっていないのかを、本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（加藤達也君） 御質問の事案につきましては、ホームページへの接続が困難になるなどの被害は生じていないと承知をしております。また、このほかに、サイバー攻撃により行政機関が被害を受けたという事案は、これまでに把握しておりません。しかしながら、今後も、当県の行政機関や企業に対するサイバー攻撃が予想されることから、関係機関と連携をとりながら各種対策を講じてまいります。

○西村 賢議員 非常に警察の努力もありまして、匿名性を悪用した攻撃でありますとか、先ほどのメールの事件等も踏まえて、非常に効果が上がってきていると思います。これはしっかりと警察のほうもアピールしていただいて、匿名性を悪用したものは通用しないということをPRしていただきたいと思えます。

最後になりますが、今、本県において、交通事故を初めとする高齢者が巻き込まれている死亡事故、もしくは人身事故が多発しております。加害者、被害者問わずに非常に残念なことではありますが、中山間地を多く抱え、かわりとなる交通機関の少ない本県において、高齢者であろうとも自動車免許を返納しては生活に支障を来すということは多いと思えます。現在の

高齢者の免許の返納状況、また、できる限り高齢者が長く安全運転をしていくための県の取り組みについてお伺いをいたします。

○警察本部長（加藤達也君） 県内における65歳以上の高齢運転者の免許人口は、過去10年間で約1.4倍の15万4,511人に、高齢運転者の交通事故も約2.2倍の2,035件に、それぞれ増加しております。警察といたしましては、高齢運転者の交通事故を防止するため、平成20年4月から、加齢による身体機能の低下により運転に不安を感じる高齢者の方には、運転免許証の返納を促しており、その結果、昨年は1,041人の方が返納されております。

次に、高齢運転者の交通安全対策につきましては、運転免許更新時等における講習のほか、高齢者宅へ直接出向いての交通安全指導を実施しております。また、ハンドル、アクセル、ブレーキ等の運転操作の的確性が診断できる自動車運転シミュレーターを活用した交通安全教育が効果的でありますことから、交通安全教育車「セーフティ・フェニックス号」を県内各地に巡回させ、高齢運転者が加齢に伴う身体機能の変化を実際に体験できる、実践型の交通安全教育を推進しているところであります。

○西村 賢議員 以上で新みやぎきの代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時に再開いたします。休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

次は、公明党宮崎県議団、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕（拍手） きょうは9月13日、特にことしの9月13日は、私たち公明党議員にとって大変意義深い日となりました。昭和37年9月13日、公明党の前身である公明政治連盟の第1回全国大会が開催をされました。その席上、創立者である創価学会の池田大作当時会長から、「大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆のために戦い、大衆の中に入りきって、大衆の中に死んでいく」との大衆直結精神が示されたところであります。きょうはその日から50年の節目であります。この精神は、2年後の昭和39年11月17日の公明党結成に際し、「大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいく」という党永遠の立党精神に集約されたところであります。この「大衆とともに」は、日本の混迷を打破する重要な政治原理であります。私たち3名の県議団は、この精神をしっかり受け継ぎ、県民の心が届く県政のさらなる推進に打って出る決意を固めたところであります。

それでは、公明党宮崎県議団を代表し、通告に従い順次、代表質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長及び警察本部長に答弁をお願いいたします。

初めに、知事の政治姿勢について、単刀直入に2点伺いたいと思います。

まず、社会保障と税の一体改革の3党合意に対する知事の率直な思いをお聞かせください。

2点目に、社会保障と税の一体改革関連8法案成立までの一連の混乱について、どのような思いを抱いていたのか。また、成立によって、県政トップとして何を期待するのか伺いたいと思います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、社会保障と税の一体改革の3党合意についてであります。3党合意は、さきの国会会期における社会保障と税の一体改革関連法案の早期成立に向けまして、民主、自民、公明の与野党3党が歩み寄り、議論を重ねた成果であります。私がかねてから、「避けては通れない検討課題だ」と申し上げておりました消費税の増税法案を初めとする関連法案の成立に向けて、大きな役割を果たしたと考えておるところであります。また、この3党合意には、消費税の増税に伴う低所得者対策や、年金、医療・介護、少子化対策についての考え方、さらには、社会保障制度改革について審議する社会保障制度改革国民会議の設置などが盛り込まれておりまして、今後の社会保障と税の一体改革の基本的な方向性が示されているものと評価しているところであります。

次に、社会保障と税の一体改革関連法案についてであります。この関連法案につきましては、消費税増税をめぐる内閣不信任決議案が提出されるなど、法案の成立が一時、不透明となった状況もあるわけであります。せっかく回り始めた重い歯車がこれからどうなるのかという不安もありましたし、強い関心を持って、この法案の行方というものを見守っていたところであります。今回、関連法案としまして、消費税増税関連2法案を含め、社会保障制度改革推進法案、子ども・子育て関連3法案及び年金関連2法案の計8法案が成立をしたところですが、消費増税に係る低所得者対策や医療・介護、少子化対策など社会保障分野の詳細な制

度設計については、今後設置をされます社会保障制度改革国民会議の審議に委ねられているということでもあります。国と地方の双方で議論が尽くされて、地方の実情が十分繁栄され、真に持続可能な社会保障制度の実現が図られるよう期待するとともに、県としましては全国知事会などを通じて国に訴えてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 ありがとうございます。

引き続き、知事に伺っていきたいと思います。東日本大震災に伴う災害廃棄物の広域処理についてであります。これについては、今議会開会日冒頭の知事提案説明の中で、7ページのうち2ページ近くの紙面を割いて思いをつづられておりましたし、この2日間、代表質問に対する答弁でも経過を語られております。理解するところですが、やはりどうしても心に残るもやもや感といいますか、今はどうすることもできない状況であります。3月22日の「災害廃棄物の受け入れ処理を求める決議」は、県議会で全会一致でありました。あれは一体何だったんだろうかと、この気持ちをなかなか払拭することはできません。しかし、検討終了という結論が出てしまった以上、いつまでもこれを引きずるわけにはいきません。気持ちを入れかえて、支援に向け、新たな気持ちで進まなければなりません。今後、被災地支援に向けて、具体的にどういった取り組みをしていこうとされているのか、伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 被災地支援については、これまでも、さまざまな形で御支援をいただいたことへの感謝の思いで、みやぎ感謝プロジェクトとして各種の事業に取り組んできたところでございます。その中で今年度は、県内の市町村やNPOとも連携をしまして、被災地

との相互交流で、夏休みに子供たちを招いたり、またこちらから現地に行って支援をしたりというふうな取り組みもございましたし、被災地における現地の地域コミュニティの再生支援事業、それから、若者の自立支援などにも新たに取り組んでいるところであります。現地のニーズというものをよく把握しているNPO等の活動団体の提言を踏まえた事業などにも取り組んでおるところでございまして、支援の主体や内容にも広がりが出ておるものと考えておるところでございまして、被災地の本格的な復興にはまだまだ相当の期間を要するので、午前中も申し上げましたが、特に復興の現場を担う市町村職員の人員の不足に対する人的な支援を、これからも県、市町村一体となって続けることが大事だと考えております。現地のニーズを踏まえて、関係団体と連携をして息の長い支援に、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

被災地支援の、ささやかですけれども具体的な形の一つとして、宮城県の石巻を舞台にした映画「エクレールお菓子放浪記」の上映運動が今、全国的に広がっております。この映画は、第2次世界大戦下の日本を舞台にして、天涯孤独の少年が多くの人たちに支えられながらたくましく生きる姿を描いた物語というふれ込みであります。実はこの映画は、宮城県を中心とした地元企業15社が共同制作した、そして行政、県民、企業挙げて撮影をサポートして3年の歳月をかけて完成したと。昨年3月10日に東京で完成披露試写会が開催されて、全国上映に向け順調な滑り出しをしたかに見えたその翌日、大震災が起こったわけでありまして。メインロケ

地となった石巻市には大津波が押し寄せ、エキストラとして出演した多くの県民も犠牲になられた。そして、スクリーンに映し出されていた美しい町並みも破壊、すばらしい風景も流されてしまった。これによって東北での先行上映はもちろん中止になった。全国上映も見直されようとしたそのときに、口コミで映画のことを知った各地の市民が主体となって、公共施設などでの草の根の上映会が始まったというふうに聞いております。この動きが全国に広まって、各県に上映推進委員会が立ち上がり、映画を通して復興支援の輪が広がっております。おくれをとった本県、大分県、鹿児島県においても取り組みが始まりまして、マスコミでは取り上げられなかったようではありますが、本県では今月5日に推進委員会が発足して、知事はその名誉会長に就任をされております。今後は県内各市町村に実行委員会が立ち上がってくるわけですが、上映運動が本格的になってくることを大いに期待しているところであります。本県における上映運動に向けた名誉会長としての知事の思いを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） この映画を広く普及していこうということで、上映推進委員会が先日立ち上がって、その後に試写会もあったわけですが、残念ながら、私は仕事の関係でそれを見ることができなかったわけですが、以前、宮城県に勤務した経験があり、石巻も脳裏に焼きついているところであります。それがどのように映画に映し出されているのか、大変関心があるところでありますし、また、当時の同僚の方が今、現地で社会福祉協議会の役員をされており、その方から、「ぜひ宮崎県でもいろんな形での支援をお願いしたい」という直接の要望もいただいたところであります。そ

うというような個人的な思いもございますし、今、御指摘がありましたような被災地支援という観点もございますので、県内各地での上映実行委員会の立ち上げだとか広報活動を積極的に推進し、県を挙げて被災地復興に取り組む気持ちを新たに一つの取り組みとしてまいりたい、そのように考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。私も2度ほど、ゼネラルプロデューサーの鳥居さんとお会いしました。本当に熱い思いを語られたところでもあります。先ほどおっしゃったように、入場料の一部が被災地支援に回っていきますので、ぜひとも力強く推進していただくようお願いをしておきます。

次に、防災・減災の取り組みについて、何点か伺っていきたいと思います。

まずは、防災上の観点からの自治体クラウドについてであります。去年も取り上げたところでありますけれども、情報システムへの投資負担の軽減に加えて、地震や津波などで庁舎が被害を受けても外部サーバーを通して業務が可能になる災害への強さも期待される、クラウド化への動きが一段と進展していると思っております。昨年質問以降、まずは県としての自治体クラウドへの取り組みはどのようなものか。あわせて、県内の市町村における自治体クラウドへの取り組み状況はどのようなものか、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 自治体クラウドは、業務の効率化やコストの削減を指すものでありますが、堅牢なデータセンター内にシステムやデータを保管することから、防災対策としても大きな効果がございます。県の業務につきましては、クラウドサービスが市町村ほど提供されていない状況にあるために、クラウド

化は一部にとどまっておりますが、主要なシステムのサーバー等をデータセンターに保管することで、災害時への対応を図っているところでございます。市町村のシステムにつきましても、現在、延岡市を初め県内7市町が、住民情報や税業務などの基幹システムをクラウドサービスに移行しております。また、その他の多くの市町村でも、今回の大震災を教訓としまして将来的な移行を検討するなど、クラウド化の動きは県内にも徐々に広がりつつあります。県といたしましては、今後とも市町村システムの一層のクラウド化を促進しますとともに、今年度に県のICT部門での業務継続計画を策定するなど、災害に強い情報システム環境の構築に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 次に、防災訓練に関して伺いたいと思います。今月5日、大阪府では、南海トラフ地震とそれに伴う津波を想定して、府内にいる人の携帯電話に、登録がなくても一斉に緊急速報メールを送る「大阪880万人訓練」というものを実施されたようでありまして。これはマスコミで取り上げられたとおりでありますけれども、350万台の携帯電話にメールが届いたと。これは意識づけとしてかなり有効な訓練であると思っております。そのほかにも、「シェイクアウト」を導入した自治体もかなりの数に上ったようであります。このシェイクアウトというのは、米国で普及した市民参加型の一斉震災訓練ということで、日本の学校の防災訓練が起源らしいということです。米国から逆輸入されたような形でありますけれども、一般公募の参加者が指定された日時に一斉に同じ行動をする。職場や家庭などそのときに居合わせた場所で、身を伏せ、頭を守り、揺れがおさまるまで動かな

いという単純な安全行動をとるのが、唯一の決まり事となっているようであります。ことしは北海道や千葉市、東京都千代田区、千葉県の市川市などでも実施をされております。多くの住民が訓練に参加して、それを契機に防災意識の啓発が図られるという意味で、これも有効な訓練であると思います。そこで伺いますけれども、自治会や諸団体、企業など特定の人を対象とした防災訓練をさらに発展させて、メールでの情報発信などに軸を置いた訓練、あるいはシェイクアウトなど、より多くの県民が一斉に参加しての訓練を今後やっていくべきじゃないかと考えますが、危機管理統括監に見解を伺いたいと思います。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 東日本大震災の被災状況を踏まえますと、大規模な地震・津波に対しては、何よりも迅速、的確な避難が不可欠でありまして、そのためには、住民への情報伝達のあり方が非常に重要な課題であると考えております。住民への情報伝達は、一義的には市町村の責務となっており、現在、防災行政無線によるスピーカーや戸別受信機での伝達、テレビやラジオでの放送、防災メールなど、さまざまな手段が講じられたところであり、南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、今後、市町村との協議会を年内には設置する予定にしておりますので、情報伝達手段の充実とか住民への訓練のあり方等についても、議員から御指摘がありましたシェイクアウト訓練も含め、全国の情報も共有しながら議論を重ねていきたいと考えております。

○新見昌安議員 同じく、危機管理統括監に伺います。8月末の南海トラフ巨大地震被害想定報道後、「避難放棄者」という言葉が新聞紙上にあるのを見ました。すなわち、「逃げても

どうせ助からないと諦める人々」とのことですけれども、内閣府が、発生確率は極めて低く、対策をとれば被害を減らせるとして、冷静に受けとめるように強調はしておりますけれども、「死者想定 最悪32万人」「本県死者最大4万2,000人」などといった数字が新聞紙上に大きく踊れば、高齢者の皆さんの中にはそういった諦めの気持ちも生まれてしまう、これは無理からぬことだと思います。しかし、憂慮すべきことでもあります。そういった方々に対してどのように対応するのか、津波からの避難啓発にどのように取り組んでいくのか伺います。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 先般、国が公表しました南海トラフ巨大地震の想定では、例えば高知県で、最短3分で津波が到着し、最大津波高が34メートルに達するという内容もございますことから、議員の御指摘がありましたように、津波避難を諦める住民が出てくるのが、国においても懸念されているところでございます。この想定内容を公表するに当たりまして、国では、最大クラスの津波はそもそも発生頻度が極めて低いものであり、現実にはそれよりも小さい津波が発生する可能性が高いこと、よって、「強い揺れが起きたら逃げる」ということを一人一人がしっかりと認識していただきたいと強調しているところでございます。県といたしましては、国の想定結果を踏まえまして、津波の到達時間や高さ、浸水区域の範囲などについて、今後詳細な検討を行うこととしております。その上で、検討結果を県民にわかりやすく伝えるとともに、津波避難に対する啓発について、市町村とも連携しながら鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。

次に、福祉避難所について伺います。これは

「高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所」というふうに定義がされているわけですが、本県の指定状況は、私の手持ち資料では、ことし5月末現在で5市5町で25施設となっております。この数が多いか少ないかということになるわけですが、県内9市14町3村という市町村数からいえば、やや少ないのではないかと思います。未設置の市町村に対して、設置推進を働きかけるべきであるというふうに考えますが、福祉保健部長の見解を伺います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 福祉避難所につきましては、あらかじめ指定しておくことにより、高齢者や障がい者などの災害時要援護者への迅速な対応が可能となることから、県といたしましては、平成27年度までに全市町村での指定、整備を目標としておるところでございます。福祉避難所の指定状況につきましては、未指定の市町村に働きかけを行いまして、本年度、新たに3市町の9施設が指定をされ、現在は6市6町で33施設となっております。また本年度から、新たに福祉避難所を指定した市町村に対しまして、支援物資の備蓄や備品の整備等に対する助成を始めたところでございます。今後一層、福祉避難所の指定を推進してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 災害弱者に光を当てた取り組み、よろしく願いをしておきたいと思います。

次に移りたいと思います。おくれればながら、私も先日、県の危機管理課が主催した防災士養成研修を受講いたしました。大坪次長を初め職員の皆さんには、その際お世話になり、あ

りがとうございました。来年の2月に資格試験があります。頑張っ合格して、来年の4月には晴れて防災士認証状をいただきたいと思っております。受講生の顔ぶれを見てみますと、消防団の制服を着た女性も何人か見受けられましたし、比較的年齢の高い受講者も多数見受けられました。地域の自主防災組織リーダーとなって活躍する方々がこの中から生まれてくることを期待しつつも、どうしても、年齢構成から見て後継者の育成にも力を注ぐべきじゃないかというふう実感したところでありました。若手、特に高校生を対象とした地域防災リーダーの養成に取り組んでいってはどうかと考えるところでもありますけれども、教育長の見解を伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 将来を担う高校生には、体験活動等を通して、防災に関する意識を高めさせることはもとより、災害時の支援者としての役割を自覚させることなど、地域防災リーダーとしての素地を育成することが重要だと考えております。そのようなことから県教育委員会では、県内全ての県立学校の代表生徒を宮城県に派遣し、仮設住宅への訪問やボランティア活動等を行うこととしております。また、その活動の様子や成果を、新聞部等に所属する生徒が記録集としてまとめ、県内全ての県立学校生へ伝えることといたしております。このような体験活動や体験したことを伝え合ったりする活動等を通しまして、地域社会に貢献することの大切さを実感させながら、防災など地域を支える人材育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 次に、学校の耐震化のうち、非構造部材の耐震化対策について伺いたいと思います。東日本大震災の発生後、児童生徒等の

安全確保とともに避難所ともなる学校の耐震化については、県立学校においては、平成27年度末までの完了を目標としていた耐震化計画を2年前倒しして、平成25年度末までの完了を目指すなど対策は進んでおりますけれども、先日報道された情報によりますと、全国の公立小中学校3万395校のうち、校舎や体育館の天井や照明器具といった非構造部材の耐震対策を終えているのは、4月1日現在で全体の32.0%に当たる9,730校にとどまることが、今月4日、文部科学省の調査でわかったとありました。本県においては、382校のうち31.9%の122校だったということで、ほぼ全国と同じような結果になっているようであります。実施率0%も14市町村ということで、建物本体の耐震対策を優先してきたため対策がおくれたということも、費用のことを考えると理解できないわけではありませんけれども、東日本大震災で天井が崩落した学校の体育館の写真などを見るにつけ、児童生徒を守るためにも、建物本体の耐震化とあわせて、非構造部材についても耐震化を図ることが重要じゃないかと思えます。県の教育委員会として今後、市町村教育委員会に対しどのように働きかけをされていくのか、同じく教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 市町村立小中学校の天井材や照明器具等の非構造部材につきましては、市町村教育委員会におきまして、安全性の確保に向けた取り組みが現在なされているところであります。県教育委員会といたしましては、点検の実施や落下防止策が推進されるよう、これまでも市町村教育委員会へ、国の補助制度等の紹介などを行ってきたところあります。引き続き、担当者会議や研修会などあらゆる機会を通じ、非構造部材の耐震化に向けて働

きかけをしてまいりたいと思えます。

○新見昌安議員 防災・減災の取り組みに関して、最後の質問になります。先般、宮崎空港近辺に居住されている方から要望を受けました。その方の自宅の近くには、宮崎東病院、赤江まつばら支援学校、特別養護老人ホームみやざき荘があるそうですが、大地震発生後に津波が押し寄せてきた場合、病人や老人、体の悪い子供が大勢いるような施設は大変だ、移転できないかというようなものでした。自分のことはさておいて災害弱者のことを先に考える。感動もしましたが、確かにグーグルマップで見ると一目瞭然であります。ゴルフ場を抜けると松林、そしてすぐに海岸線であります。先般の南海トラフ巨大地震の被害想定で示された津波の浸水分布図では、暖色で表示されておりました。そこで伺いますが、宮崎東病院あるいはみやざき荘は設置者が県ではないので、ここでは触れずに別の機会に取り上げるとして、津波被害時に避難援助を必要とする児童生徒が在籍する赤江まつばら支援学校など、沿岸部につくられている県立の特別支援学校における津波対策の現状を、同じく教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 沿岸部にある特別支援学校の津波対策につきましては、東日本大震災以降、それぞれの学校の状況に応じた防災計画の見直し、それから、これまでと違った形など工夫した避難訓練の実施などにより、迅速な避難ができるような取り組みを進めているところあります。施設等につきましても、現地調査、それから避難訓練の実施状況を踏まえて、児童生徒が安全に避難できるように、例えば赤江がそうなんですが、階段吹き抜け部分に転落防止のために壁をつくる、あるいは外部階段の設置をするなど、必要に応じてできる整備を

行ってきたところであります。今後も、学校や関係部局と連携を図りながら、より安全な避難経路や避難場所の整備に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 いち早く対応していただいておりますことが、よくわかりました。ありがとうございます。

次に、高齢者対策について何点か伺っていきたいと思います。

最近、風力発電投資を装った詐欺で延岡の女性が2,820万円をだまし取られた事件が報道されていきました。記事を読む限りでは、どうしてだまされるかなとも思うところではありますが、だまされ始めた時期が、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートした直後の7月上旬であり、女性に対して気の毒とは思いますが、時代を敏感にキャッチし先取りして新たな手口を考える詐欺師の悪知恵にも感心したりもしました。このような事件には、金額の多寡で大きく報道されないものもあるかと思えます。そこで、振り込め詐欺などの発生状況はどうなっているのか。また、振り込め詐欺が減少しない原因は何だと思われるか、警察本部長に伺いたいと思います。

○警察本部長（加藤達也君） 振り込め詐欺等の現状であります。本年8月末現在の認知件数は、オレオレ詐欺などの振り込め詐欺と、金融商品等の取引を装った詐欺などのいわゆる振り込め類似詐欺を合計しますと、23件、被害額9,582万円であり、昨年同期と比較すると、15件、被害額にして9,205万円の増加となっております。また、検挙件数につきましては、振り込め詐欺等48件、26名を検挙し、昨年同期比13件、15名の増加となっております。

これらの振り込め詐欺等が減少しない要因と

しましては、従来の振り込め詐欺の手口に加えまして、近年、利殖目的の金融商品取引を装った新たな手口が増加するなど、その犯行手口の悪質・巧妙化が挙げられます。例えば、未公開株やファンドへの投資等を装った詐欺の犯行では、高額の配当をうたったパンフレットを送りつけた上で、犯人グループが交互に電話をかけ言葉巧みに勧誘し、信用した被害者の自宅に直接、現金を受け取りに来るといったように、いわゆる劇場型の手口がふえております。警察では、このような新たな手口に対する相談受理体制の強化や初動検挙体制の確立を図っているほか、従来型の通帳詐欺や携帯電話詐欺等の助長犯の検挙を強力に推進しているところであります。また、高齢者等に対する防犯広報や金融機関と連携した水際対策等の被害防止対策につきましても、引き続き強化してまいります。

○新見昌安議員 延岡の事件は、配当金の金利が5～9%ということで、最近ではあり得ない高配当を売りにしていますので、まさしく今、答弁にあったとおりにじゃないかと思えます。最近の高齢者は、振り込め詐欺に関してさまざまな場面で啓発を受けております。それなりの知識は得ていると考えるわけですがけれども、それでも被害は減少しない。そういった自分が得た知識を確実に自分のものとするために、他県の警察署では65歳以上の高齢者を対象に、「振り込め詐欺防止検定」なるものを実施して、受検者に最近の手口や予防策を解説して注意を促す取り組みをしているところもあります。そのような手法も研究していただければと思います。

次に、昨年の11月議会でも質問をしたところですが、サービス付き高齢者向け住宅について伺います。この制度の内容については改めて述べませんが、県においては、高齢者が住

みなれた地域で生活を続けられるよう、昨年度に策定された宮崎県住生活基本計画において、サービス付き住宅の登録戸数を平成32年度までの10年間で1,000戸とする目標値を定められています。そこで伺いますが、サービス付き高齢者向け住宅の登録件数は現在どのような状況か。また、目標達成に向けてどのような取り組みを進めておられるのか。以上、県土整備部長、よろしくをお願いします。

○県土整備部長（濱田良和君） この住宅の登録申請につきましては、県と中核市である宮崎市で受け付けることになっておりまして、現在、県で4件の282戸、市で1件の9戸、合計5件の291戸が登録されております。県といたしましては、これまで、民間事業者や市町村担当者に対して説明会を実施するとともに、県のホームページでも情報提供を行ってきたところがございます。今後、この住宅の供給促進をより一層図るため、さらなる制度の周知に努めるとともに、民間事業者の皆様方の御理解と御協力をいただきながら、目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 次に、24時間巡回サービス、正式には「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」というそうですけれども、この件について伺いたいと思います。このサービスは、これまで全国平均で1日1回弱だった訪問介護を、必要に応じて日中、夜間を通じて看護師やヘルパーが複数回訪問することにより、要介護者が住みなれた自宅で暮らし続けられるようにするのが目的であります。これは本年4月からスタートしているわけですが、残念なことに実施率は低迷しております。全国で本県を含めた6県においては、全ての市町村において実施計画がないようであります。せっかくの理

想的なサービスも、十分に活用されなければ画餅であります。本県における今後の見通しについて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、必要な看護師や訪問介護員を確保し、定められた報酬、いわゆる定額で採算がとれるかどうかなど、事業化に向けましてはさまざまな課題がありますことから、現在のところ県内で実施している事業者はいない状況でございます。しかしながら、このサービスは、介護と看護の一体的な提供を行うものとして、医療・看護ニーズの高い方への対応も期待でき、今後の実施について検討している市町村もございますので、これら市町村や参入しようとする事業者の取り組みを、県といたしましても支援をしてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 忍び寄る超高齢社会を見据えれば、在宅介護・看護を充実させていく、本当に大事なポイントの一つであります。そのためにこのサービスの成否が鍵を握っているのは間違いありません。県としては今後、前向きに支援していかれるよう要望しておきます。

次に、消費者教育について伺っていきます。

先般、消費者教育推進法が成立をいたしました。一般消費者を狙って年々悪質化、巧妙化した、いわゆる悪質商法が蔓延してきております。被害の防止とともに消費者の自立支援を目的として、合理的に行動する知識と能力を養う教育を、幅広い年代、場所で行うことを目指しています。先ほど高齢者対策の中で、振り込め詐欺について取り上げたところですが、この振り込め詐欺のうち、オレオレ詐欺の被害者は、確かに60歳以上の高齢者が9割を占めているという統計がありますが、同じ統計による

と、架空請求詐欺の被害者は30歳以下が4割近くに上るなど、全世代で被害を受けているところでもあります。若いときからの消費者教育が必要ではないかと考えます。そこで、先ほどの西村議員の質問とも重複するところがありますが、学校現場における消費者教育について伺っていききたいと思います。

まず、授業として消費者教育にどのように取り組んでいるのか、その現状と課題について。

2点目に、授業以外における消費者教育への取り組みはどのようにしているのか。

3点目に、教職員に対しての消費者教育はどのように行っているのか、どんな研修を行っているのか。

4点目に、消費者教育推進法の成立を受け、従来以上の消費者教育が求められてきますが、今後どのように取り組んでいかれるのか。以上4点について教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） まず、学校における消費者教育につきましては、小・中・高等学校の家庭科や社会科等において行っておりまして、例えば家庭科においては、小学校で、身近な物の選び方や金銭の使い方、中学校で、消費者の基本的な権利と責任、高等学校で、生涯を見通した生活設計と家計の管理など、児童生徒の発達の段階に応じて学習をいたしております。社会の急激な変化に伴い消費生活も多様化し、契約や販売方法も日々変化する中で、消費者教育を充実させるためには、常に新しい情報を教職員が集め続けることが必要でありまして、その変化に対応し続けながら指導していくことは、なかなか難しいと考えているところでもあります。

それから、授業以外の消費者教育の取り組みにつきましては、県消費生活センターの出前講

座を中学生、高校生に対して行っておりまして、昨年度は6,000人を超える生徒が受講しております。また、県金融広報委員会による卒業直前の高校3年生を対象とした金融講座や、県司法書士会による「高校生のための消費者講座」を実施するなど、多くの学校で関係機関と連携した学習に取り組んでいるところでもあります。

教職員の研修につきましては、昨年度、県教育研修センターで、消費者教育のあり方について講座を実施したところでもあります。今年度は、高校の地歴・公民科の教員を対象とした研修で、新しい学習指導要領において消費者教育が強化されたことの説明を行うとともに、高校の家庭科教員を対象とした研修を計画し、消費者教育推進法の趣旨等の説明や教材、実践例の紹介などを行い、実践的指導力の育成を図ることとしております。

法の成立を受けてのことですが、消費者教育は、消費生活に関する知識を得るだけでなく、適切な行動に結びつける実践的な能力を育むことが重要であります。そのために学校教育においては、教職員の指導力の向上を図るとともに、消費生活センターを初めとする関係機関との連携を強化しながら、児童生徒が学んだ知識を実生活の中で生かせるような効果的な消費者教育の推進に努めてまいりたいと考えているところです。以上であります。

○新見昌安議員 ありがとうございます。学んだ知識を実生活に生かす、本当に大事な観点ではないかと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

次に、高齢者対策ともかかわりがありますけれども、高齢者などへの啓発、教育の現状はどうなっているのか。あわせて、民生委員や介護福祉士等高齢者に接する機会の多い人たちに対

してはどのように啓発をしているのか、総合政策部長に伺いたいと思います。

○総合政策部長（稲用博美君） 県では、消費者被害の未然防止を図るために、高齢者はもとより、民生委員や介護ヘルパーなどの方々に對し、出前講座やセミナー等による啓発に積極的に取り組んでいるところであります。このうち出前講座は、消費生活センターの職員が直接、地域や職場に出向いて行うものでありまして、平成23年度は、高齢者向けの講座を118回、3,131人に対して、また、民生委員等の関係者向けの講座を16回、582人に対して実施したところであります。消費者被害はますます複雑多様化し、手口も悪質化する傾向にありますので、今後とも高齢者等に対し、的確かつ効果的な啓発を行ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 法では、民生委員や介護福祉士等への研修を義務づけるというふうになっておりますので、ぜひ取り組み強化をしていただきたいと思います。

最後に、消費者教育推進法の成立を受けて、知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） これまで消費者基本法に基づきまして消費者教育が推進されてきたところでありますが、消費者教育の一層の充実強化を図るということから、このたび消費者教育推進法が成立したということでございます。消費者教育についての定義を、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育と啓発活動」と明確に定めまして、幼児期から高齢期までの各段階に応じて、学校、家庭、地域、職場などさまざまな場で適切かつ体系的に行われることとされているところでございます。先ほどの県警本部長の答弁で、その実態、またいろんな手口を、大変危機感を持って受け

とめたところでございますが、この法律の制定による取り組みにより、消費者被害に遭わない賢い消費者の育成が図られるのではないかと、大変期待をしておるところでございます。県といたしましても、これまで消費生活センターでさまざまな啓発——アリとアリ地獄というキャラクターを使いながらわかりやすくアピールする、いろんな取り組みをしておりましたが、この法律の施行後に策定される国の基本方針などを踏まえ、消費者教育推進計画の策定、さらにはさまざまな一層の啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

次に、環境対策について伺っていきます。

今月4日の宮崎日日新聞に、「旧都井岬観光ホテルの競売中止 PCB 地下保管要因か」との記事が掲載をされておりました。PCB（ポリ塩化ビフェニル）については、昭和47年の生産・使用の中止などの行政指導を経て、昭和50年に製造・輸入が原則禁止されておりますけれども、改めて、最終的な処分に至るまでには長い年月が必要であるということを知ったところでございます。そこで、このPCBに関して2点伺いたいと思います。

まず1点目、最近、LED照明機器が急速に普及しておりますけれども、それに伴って蛍光灯安定器の廃棄もふえていくと聞いております。PCBを使用した蛍光灯安定器について、県内における保管届け出の状況はどのように推移をしているのか。あわせて、全国的には分解あるいは解体が行われているとも仄聞するところでもありますけれども、本県において不適正な保管が行われていないか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 昭和47年8月以前に製造されました業務用の蛍光灯器具の安定器にはPCBが含まれているものがあります。平成13年に制定されました「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づきまして、PCB廃棄物の保管事業者は、適正に保管し、その状況等について毎年、県などに届け出ることとされております。安定器については、平成13年度は県全体で90事業者、約3万7,000個が保管されておりましたが、安定器の処理が開始された平成22年度には、73事業者、約1万8,000個と大きく減少しております。県といたしましては、毎年、全ての保管場所への立ち入りを行い、保管状況を確認し、適正保管について指導しているところであります。なお、平成22年度に安定器の分解事例が1件ありましたが、調査の結果、PCBの漏れなどの問題はありませんでした。

○新見昌安議員 2点目ですけれども、東日本大震災の被災地においては、保管されていたPCB廃棄物のうち、トランスが41台、コンデンサ159台が保管場所がない、すなわち流失していたそうであります。そこで、東日本大震災後、県においてはPCB廃棄物の保管状況を再確認したのかどうか、同じく環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（堀野 誠君） PCB廃棄物については、安定器のほかにも、平成22年度で高圧トランスが約110台、高圧コンデンサが約340台保管されております。本県では毎年、全ての保管場所への立ち入りを行い、保管状況を確認しているところであります。東日本大震災ではPCB廃棄物が流失した事例も聞いておりますので、そのようなことにも留意しながら、今後とも適正保管について指導、啓発に努めて

まいりたいと考えております。

○新見昌安議員 保管状況については問題なかったというふうに受けとめました。安心いたしました。

次に、動物愛護について伺います。

質問冒頭、映画の話をしました。今度も映画から入ります。知事は、地元宮崎を舞台にした映画「ひまわりと子犬の7日間」を支援する会の、これまた名誉会長に就任されました。これはマスコミで報道されたとおりであります。主演は宮崎南高校出身の堺雅人さん、共演者の一人は、某テレビドラマで妖艶な花魁役が適役だった中谷美紀さんだそうですけれども、宮崎の動物保護管理所に保護された母犬が子犬を必死に守る姿に心を打たれた職員が、殺処分から守ろうとする物語であります。ところで、この映画に挿入されているかどうかは、まだ見ていないのでわかりませんが、数年前、この「ひまわり」と名づけられた母犬を歌った、まさしく「ひまわり」という曲がつけられました。この曲は、宮崎に拠点を置くある会社の社長が作曲され、宮原彩という歌唱力抜群の歌手が歌っています。これは宮崎ではなかったと思うんですが、「誰も知らない泣ける歌」というテレビ番組でも取り上げられるほどの名曲でありました。これは紹介をしておきます。

この映画は、来年3月に全国公開されることになっております。これについてもヒットすることを願っておりますし、動物を愛する心が醸成される一つのきっかけになればと思っております。また、折しも、改正動物愛護管理法が先月の29日に参議院本会議で成立をいたしました。この第35条第4項には、「殺処分がなくなることを目指して」というふうに明記されております。この点は高く評価するところでありま

す。そこでまず、知事は動物愛護についてどのように考えておられるのか、見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今、紹介のありました「ひまわりと子犬の7日間」という映画でございます。お話のように、宮崎で実際に起こった実話をもとにということでありまして、命としっかり向き合っていくかという、家族のきずななどいろんなものが描かれる映画であると伺っておるところでございます。私はこの映画が、口蹄疫が発生をして、経済動物とはいえ、家族同然のきずなを持って大切に育ててきた30万頭という命を奪わざるを得なかった、あの大変な経験、思いをした宮崎から生まれたということに、大変意義があるのではないかと考えております。このような映画を多くの県民の皆様にも鑑賞していただくことにより、改めて命の大切さ、動物とのきずなを大切に、また感謝の念を持って接するという心、まさにそういう動物愛護の心を高める契機にもすることができればと、大いに期待をしておるところでございます。

○新見昌安議員 知事の思い、よくわかりました。ありがとうございます。

次に、犬・猫の引き取り及び犬の捕獲、犬・猫の譲渡及び犬の返還についてはどういう状況か、最近の傾向はどうなっているか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 平成23年度の宮崎県全体の犬の捕獲頭数が1,471頭、引き取り頭数が732頭で、合計2,203頭でございます。そのうち返還が500頭、譲渡が680頭となっております。一方、猫につきましては、引き取り頭数が2,410頭で、そのうち265頭を譲渡しております。ここ数年における犬の捕獲・引き取り頭数

は減少いたしておりまして、返還・譲渡数は増加をしております。また、猫につきましても、引き取り頭数は減少し、譲渡数は増加をしております。これは平成20年度から実施しております「命の架け橋」犬ねこの譲渡推進サポート事業などの効果によるものと考えております。

○新見昌安議員 譲渡推進サポート事業の効果に加え、ひまわりの家のスタッフの皆さんの御尽力のたまものでもあるというふうに思います。

ところで、平成20年に策定された県の動物愛護管理推進計画によりますと、現在の動物保護管理所は、「元来、「狂犬病予防法」及び「宮崎県犬取締条例」で捕獲抑留した犬を管理する施設であり、動物愛護の観点からみると不備な部分が多いのが現状です」、このようにあります。また、総論の「計画の位置づけと性格」における記述の中で、なお書きとして次のようにあります。「なお、中核市である宮崎市は、その権限に基づき独自に動物愛護管理業務を実施していますが、この計画を実施するにあたっては、県と宮崎市とが連携をとりながら計画に基づく施策を実施し、県全体として一体性を持った施策を推進していきます」、このような記述であります。本年6月の宮崎市議会において、我が党の議員がセンター設置について質問をしております。また、宮崎市の県に対する提案・要望書にも、本年もセンターの施設整備の推進について要望が上がっております。県としても、県都宮崎市と連携をとりながら、動物愛護センターを、もうそろそろ腹を決めて設置してもいいのではないかと考えておりますが、知事の前向きな答弁をぜひともお願いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） この動物愛護センターは、動物愛護行政の中核施設ということで、現

在26の都府県において設置をされている、犬、猫の適正譲渡を初め、しつけ、負傷動物の治療など、各種の動物愛護事業における総合的な取り組みがなされる施設でございます。今月には、「動物愛護及び管理に関する法律」の一部が改正をされて、都道府県等におきましても、犬や猫について殺処分がなくなることを目指して譲渡努力をするよう明記されたという状況もでございます。動物愛護行政をより一層推進するため、この動物愛護センターは大変有効な施設であると考えておりますので、今、御指摘がありました中核市である宮崎市の取り組み、しっかりと連携を図りながらそのあり方について検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。最後の「検討してまいりたい」という表現でもわかりましたが、前向きに取り組もうという知事の強い決意がかいま見えました。よろしく願いをしておきます。

次は、教育行政についてであります。

まず、ひきこもりについて伺いたいと思います。この問題については、県議会でも何回か取り上げられております。ひきこもりへの対策が重要であるという認識は共通していると思っております。まず、県としてひきこもりの状況をどのように認識しているのか。また、どのように対応しているのか。これは知事の見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 近年問題となっておりますひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子供や若者の問題は、大変深刻になってきている、放置できない重要な問題であると認識をしております。県におきましては、ことし8月に、福祉、雇用、教育などさまざまな分野の支援機関・団体が連携した

支援を行うために、「宮崎県子ども・若者支援地域協議会」の組織を設置したところであります。また、来月1日には、さまざまな相談を受け付けまして必要な情報の提供や助言を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関に誘導を行う総合的な相談窓口としまして、「宮崎県子ども・若者総合相談センター」を開設することとしております。このような組織を立ち上げ、またセンターを立ち上げ、施設を立ち上げということではしっかりとサポートしていきたい。これからの宮崎を担う子供や若者が、夢や希望を抱いて心身ともに健やかに成長していけるよう、関係機関と連携を図りながら、この問題についても前向きにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ありがとうございます。

厚生労働省が平成21年に創設した「ひきこもり対策推進事業」というものがありますが、これによりますと、ひきこもりに特化した第1次相談窓口の機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を、各都道府県、政令指定都市に整備するというふうにあります。このセンターは、引きこもり状態にある本人や家族が、地域の中でまずどこに相談したらいいのかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的として、そこに配置される「ひきこもり支援コーディネーター」を中心に、電話、来所、訪問などによる相談に応じるとともに、保健所や医療機関、地域若者サポートステーションなどの地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策に関する情報を広く提供する役割を担うというふうにありました。この設置状況を見てみますと、本年6月29日現在で、都道府県で21府県、九州では福岡、大分、鹿児島の3県が設置済みでありま

す。このほかにも政令指定都市を合わせると、36あったと思います。この件については本年3月、設置推進についての各自治体向けの担当課長会議で、厚生労働省から情報発信が行われたとも聞いております。このようなひきこもりに特化した「ひきこもり地域支援センター」を、本県でも設置すべきではないかと考えますが、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県では従来から、精神保健福祉センターや保健所において、精神疾患を患った方を中心に、ひきこもりの本人やその家族にする相談等を実施しているところでございます。また、平成23年度からは新たに、精神保健福祉センターにおいて思春期精神保健診療相談を開始し、医療的な対応が必要な方への支援の充実を図ったところでございます。さらに、ひきこもりを含めさまざまな困難を抱えた子供、若者に関する総合的な相談窓口といたしまして、来月、ただいま知事が申し上げました、子ども・若者総合相談センターを開設することにしております。これは、議員がおっしゃいました国の要綱ではなくて、法律に基づくセンターを優先したという考えであります。このため、このひきこもり対策につきましては、精神保健福祉センターや子ども・若者総合相談センターなど、関係機関が連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 答弁にありました、来月開設予定の子ども・若者総合相談センターは、さまざまな相談を一元的にワンストップで受けられるメリットがあると思います。反面、支援ネットワークの概要図を見る限り、いろんな機関がたくさんあって複雑じゃないか、相談内容によっては、たらい回しにされるケースも発生す

るのではないかと。これについてはまだ開設前なので、これが杞憂に終わればいいわけですが、その点、ひきこもりに特化したセンターで、ひきこもり専門のコーディネーターが集中的に対応する、そのメリットは大きいものがあるんじゃないかと思います。検討をお願いしたいと思います。

ところで、今回、ひきこもりや不登校について調べる中で初めて、中卒の認定試験があるということを知りました。本県における23年度の中卒認定試験の状況はどうだったか、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 中学校卒業程度認定試験は法律で決まっております、病弱などやむを得ない理由によって、保護者が就学をさせる義務を猶予または免除された子供などについて、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格いたしましたら高等学校の受験資格が与えられることになっております。本県での受験状況は、過去5年間を見ますと、今おっしゃったように23年度だけ受験があっているんですが、23年度に2名の方が受験をなさっております。

○新見昌安議員 同様に、平成17年にスタートした高卒認定試験がありますが、この受験状況はどうだったか、同じく教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 高等学校卒業程度認定試験は、法律の規定によって、高等学校を卒業していないなどのため大学等の受験資格がない人に対して、高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験であります。合格者には大学、短大、専門学校の受験資格が与えられます。また、高等学校卒業と同等以上の学力があるものとして認定され、就職、資格試験などにも活用することができます。本試験

は、年に2回、8月と11月に文部科学省が主催で実施されており、本県でも実施会場があるんですが、本県におきましては、この制度が導入された平成17年度以降、毎回100名程度の方が受験しておられます。

○新見昌安議員 大学入学資格検定、いわゆる大検はよく知られているところでありましてけれども、高卒認定試験は、スタートからさほどたっていないこともあって、余りこの存在が知られていないのではないかと思います。どのように知らしめているのか、これも教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 高等学校卒業程度認定試験の周知についてであります。まず、文部科学省において、ホームページ等で広報されております。県教育委員会といたしましては、テレビの広報番組で、次回の試験について紹介することを予定しております。また、年度当初に、文部科学省が作成する受験案内とパンフレットを各高等学校に配付するとともに、高卒認定試験を含めたさまざまな進路の選択肢を紹介した資料を作成して、県立学校長会等で説明して、適切な対応や必要な人に情報提供を行うよう指導しているところであります。これらのことを踏まえ各高等学校では、進路相談を行う際などに必要な生徒に対して制度について紹介しているところであります。今後とも、このような方法で周知に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしく願いしておきます。

引き続き、教育問題であります。昨日も宮原議員が取り上げておられましたが、医師不足、看護師不足ともに深刻であります。今年度の「みやぎきの提案・要望」を見てみると、医師

確保対策としてさまざまな取り組みを展開しておられますが、その中で、「危機的な状況」と表現されている地域医療について、その現実を中高生にどのように教えておられるのか、教える場面があるのか、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 中学生や高校生が医療を学ぶ機会といたしましては、県教育委員会が実施しております「科学夢チャレンジ事業」の取り組みの中に、宮崎大学と連携して医療分野を学ぶ講座を設けております。その講座では、宮崎大学医学部におきまして、ドクターヘリの内部装置を見学したり、最先端の医療機器を操作しての救命模擬体験を行ったりいたしております。また、県立の高校や中学校では、大学教授や医師・看護師を招いて、医療現場の実情や仕事のやりがいなどについて話を聞く機会を設けております。さらに、地域の病院等と連携して、先端医療の現場の見学、あるいは実際に手術着をまとして、医療体験活動を行っている学校もございます。本県の地域医療を担う人材を育成することは極めて大切だと認識しておりまして、今後とも力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 今の答弁にあったように、県の教育委員会では、中高生などに医療や工業、農業などの職業を体験させる「科学夢チャレンジ事業」を実施されておりますけれども、医師や看護師の将来の確保のために、高校よりも早い段階、すなわち、将来、医師や看護師になることを夢見ている中学生を対象に、医療に特化した事業を別途展開してはどうかと考えますが、これについては福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 医療分野の職業体験でございますけれども、県では、医師を

目指す県内の高校生を対象として、平成18年度から宮崎大学医学部と連携いたしまして、医学部教授による講義や医学生とのディスカッションなどを内容とする宮崎大学医学部講座を実施し、平成23年度は167名の参加をいただいております。また、看護師に関心を持つ高校生に対しましては、県内の病院、施設等において、足浴や洗髪、食事介助など、実際に看護を体験する機会を提供する「ふれあい看護体験」を実施しております。平成23年度は567名の参加をいただいているところでございます。御質問のありました、中学生を対象とした事業については実施しておりませんが、今後、中高生等を対象とした事業全体のあり方について、教育委員会や宮崎大学医学部とも協議しながら、検討を行ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 教育行政の最後に、いじめ問題について伺いたいと思います。おととい文部科学省から、平成23年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果が公表されたところであります。その内容については、既に新聞でもかなり詳しく報道されておりますし、代表質問等でも出てきておりますので、ここでは重ねて触れませんが、中学校の不登校生徒数が、残念ながら前年度より32人増加しているほかは、いじめを初めとしてその他の問題行動についても、前年度より人数は減少しているようであります。しかしながら、大津市の中2自殺事件以来、文部科学省の「24時間いじめ相談ダイヤル」への相談が急増しているとの報道も、先般耳にしたところであります。そこで、「24時間いじめ相談ダイヤル」など、いじめに関する電話相談件数はどのような状況か。また、その相談体制はどうなっているのか、教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 電話相談につきましては、平日の午前8時半から午後9時までは、県教育研修センターに「ふれあいコール」を設置しており、平成23年度の相談件数につきましては1,170件で、そのうちいじめに関するものは延べ32件でありました。また、NPO法人へ委託しております専用電話の相談件数は230件で、そのうちいじめに関するものは、昨年度は延べ8件でありました。相談体制につきましては、今年度は毎週土曜日と日曜日の午前9時から午後9時まで開設しているところであります。午後9時以降につきましては、中央児童相談所や県警本部の協力を得ながら、24時間相談できる体制をとっております。これらのことを含めまして、本県における主な電話相談機関についてはカードにして、全県下の小中高の児童生徒に配付し周知しているところであります。

○新見昌安議員 大津事件以降についても確認したところ、まだそんなに相談件数はふえていないということで、安心はしているところであります。また、この体制については、しっかりこれからもやっていっていただきたいと思っております。

いじめ問題と向き合うには、いじめの本質を見抜く感性を養うことも大事じゃないかと思っております。これは一朝一夕にはなかなかできません。それぞれの学校においては、いじめに対する蓄積されたノウハウなどもあって、それについてはきちっと継承されているとは思いますが、経験の乏しい若い教員に対してどのような指導が行われているのか、同じく教育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 経験の浅い、例えば新任教師に対しましては、各学校におきまして、子供たちと向き合う実際の場面の中で、管

理職や経験豊富な教職員が、いじめはもとよりさまざまな問題に的確に対応できるよう、場面場面で具体的な指導を行っております。さらに、県教育委員会におきましては、初任者のための研修資料という初任者の手引をつくっているんですが、その中にいじめについての基礎的な知識や対応の仕方を載せて、そのことを周知しておりますとともに、市町村教育委員会とも連携しながら、望ましい集団づくりやいじめ問題への対応のあり方などについて研修を行い、資質の向上を図っているところであります。

○新見昌安議員 いじめ問題については、つまるところ、「いじめる側が100%悪い」という意識を全ての子供たちが育むように指導することが肝要であります。その取り組みについて教育長に伺いたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 現在、各学校におきましては、「いじめはいかなる理由があろうと人の尊厳を侵す卑劣な行為である」という認識を全ての教職員が強く持ちながら、全教育活動を通じて、「いじめは絶対に許されない行為である」という指導の徹底を図っているところであります。例えば、道徳の時間、学級活動の時間、ロングホームルームの時間などにおいて、具体的な事例などを取り上げながら、いじめは、ひきょうで恥ずべき行為であり、決して許されないという指導を丁寧に行っております。あわせて、いじめが発生した場合には、いじめた子供に対して毅然とした対応を行うとともに、変容が認められるまで粘り強く指導を行っているところであります。

○新見昌安議員 くれぐれもよろしく願いをしておきます。

最後に、警察行政について何点か伺っていきたいと思います。

報道によりますと、県内における覚せい剤取締法違反容疑による摘発が、最悪ペースで急増しているということでありました。これまでも数々の対策が講じられてきたにもかかわらず、一向にその成果が見えない、これは残念なことであります。県内における薬物事犯の検挙件数等について、警察本部長に伺いたいと思います。

○警察本部長（加藤達也君） 県内におきましては、本年8月末現在で、覚醒剤事犯が64件、48人、大麻事犯が8件、7人の合計72件、55人を検挙しております。対前年同期比では、覚醒剤事犯が10件、13人の増加、大麻事犯が5件、3人の減少で、覚醒剤事犯につきましては、検挙件数、人員いずれも過去5年間で最高となっております。特徴としましては、例年、暴力団関係者が全体の約半数を占めているのに対し、本年は約25%であり、暴力団関係者以外の無職者や会社員等がふえております。警察としましては、今後とも、薬物事犯の取り締まりを徹底するとともに、関係機関との連携を図りながら、薬物乱用の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 一方で、麻薬に似た幻覚症状を引き起こすにもかかわらず、規制するのが難しい、結果、薬物乱用につながりかねない、いわゆる脱法ハーブが若者を中心に広まっており、都市部においては吸引による事故が多発するなど、社会問題ともなっております。これらは店頭のみならず、インターネットを利用して販売されているという実態があります。本県における状況はどうなっているのか。これは福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 脱法ハーブは、麻薬や大麻などの規制薬物に似せてつくら

れた物質が含まれていながら、法律上規制されていないことを理由に、合法ハーブなどと称して販売をされております。県では本年6月に入りまして、合法ハーブとしてハーブやお香を販売している業者を1店舗確認しており、脱法ハーブ商品の販売自粛を要請しているところでございます。全国的にインターネットを利用した販売業者が多数ありますことから、県内における購入状況の把握は困難であります。脱法ハーブは、乱用者の健康に影響を及ぼすおそれがあるだけではなく、より強い快感や多幸感を求め、麻薬や覚醒剤などの薬物乱用の契機となることが懸念されており、また、全国的には乱用者による交通事故も発生をしております。このため県といたしましては、関係機関・団体と十分な連携を図りながら継続的な監視指導を行うとともに、薬物乱用防止教室の開催などの啓発活動に努めまして、脱法ハーブを含む薬物乱用の防止を図ってまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 薬物乱用を防止する特効薬はなかなかないと思います。それぞれの答弁にありましたように、お互いしっかり連携をとっていただきながら、啓発を初め地道に取り組んでいっていただきたいと思います。また、国に訴えるべきはしっかり訴えて、規制の強化などにも取り組んでいただきたいと思います。

最後に、警察本部長に伺います。昨年9月議会において、警察署、交番、駐在所等におけるAEDの設置状況を伺ったところであります。結果、警察本部や県下13の警察署に合わせて20台は設置してあるけれども、172の交番等施設への設置はゼロということでありました。一度に全施設設置は予算的には難しいかもしれませんが、できるところから設置を進めていくべきではないかと、去年訴えたところであります。交

番・駐在所へのAED設置に向けた取り組み状況を確認させていただきたいと思います。

○警察本部長(加藤達也君) AEDにつきましては、警察本部、各警察署などに合計20台を設置しておりますが、交番・駐在所には設置しておりません。市街地を管轄する交番・駐在所は、周辺の学校、病院、福祉施設などに相当数のAEDが設置されておりますので、その必要性は比較的低いのではないかと思います。一方、山間部を管轄する駐在所については、周辺にAEDを設置した学校、病院などが少ないところもあることから、県などの関係機関と協議をしてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 先ほど述べたように、今回、防災士養成研修を受講しましたがけれども、当然のごとくAEDを使用しての研修も行われたところであります。日本全国、救急救命研修などでは今は必ず使うものであります。確かに導入当初は珍しい機械であったAEDでありますけれども、今は誰でも知っている、誰でも使えるものになっております。しかも人の命を救える機械であります。一般人が使える人の命を救う機械はめったにないと思います。公的な施設には大抵設置してあります。交番・駐在所は公的施設だと思っております。田舎の町で人が倒れたときに、駐在さんのところに行けばAEDがある、これがどれだけ地域の方々の安心感につながるでしょうか。交番・駐在所は地域の、特に田舎においては安全・安心の拠点であります。ぜひこの点に思いをいたして、設置に向けて前向きに取り組んでいただきたいと強く要望いたします。この点については、財政課長、総務部長、よろしく願いをいたします。

以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 ここで休憩をいたします。

午後2時20分休憩

午後2時40分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、社会民主党宮崎県議団、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) 代表質問の最後でございます。社民党県議団を代表しましてお尋ねしたいというふうに思います。再三墜落事故を起こし、その危険性が指摘されている米新型輸送機オスプレイの沖縄県宜野湾市普天間飛行場配備に反対する県民大会が先日開かれました。県議会各党派や県商工会連合会などで作る実行委員会が開催したもので、10万人の県民が参加したと報道されています。その会場で、作家の佐藤優さんは、「今回の大会は、本土の沖縄に対する構造的差別を告発している点がこれまでと違う。差別している側がそれに気づいていないのが問題だ」と語っています。配備をされれば、延岡市など本県北部での低空訓練が行われ、県民も危険にさらされることが予想されます。なぜ日本政府はこれほどまでに米国に対して屈辱的とも言える対応をとるのでしょうか。ところで、最近、元外務省国際情報局長、そして防衛大学校教授をしておられた孫崎享さんが、戦後67年間の日米関係を敗戦直後から分析した「戦後史の正体」という本が発刊されました。ジャーナリストの岡留安則氏は、「講和条約締結時には、米国は日本から「我々が望むだけの軍隊を、望む場所に、望む期間だけ駐留させる権利」を勝ち取ったのである。外交的に言えば、吉田茂に代表される米国追従の流れがこのときに形づくられ、重光葵や芦田均

などの対米自主派が切り捨てられていく。その最後の首相が政権交代をなし遂げた鳩山由紀夫氏である」と語っています。眼前の事象に目を奪われるのではなく、背景をしっかりと見抜き、先見性を持った政治を展開することが今、求められているのではないのでしょうか。それでは、通告に従い順次質問してまいります。壇上で4問質問いたします。

第1に、知事の政治姿勢についてであります。

暑かった夏が終わろうとしています。九州電力は計画停電もあり得るとしていましたが、県民や事業者の節電等の協力もあり、そのような事態は発生せず、危機的状態もありませんでした。原発の再稼働がなくても電力は足りることが実証されたのであります。そして、再び9月11日を迎えました。東日本大震災、原発震災発生後1年6カ月を経過したにもかかわらず、事業所が再開できなかつたり、ふるさとに帰れなかつたりする人々が、復興にもがき苦しむ姿が先日も報道されていました。今、原発震災を想定外とした政府の対応に、国民の不満は最高潮に達しています。このような中で、とりわけ3・11以降、知事は県政の最高責任者として、国や他県の動向を見守るという発想を転換し、県民の命と暮らしを守るために、県政の最先端に立ち、リーダーシップを持って行動することが求められています。大飯原発の再稼働について、6月議会での私の質問に対して、「野田首相が総合的に考慮の上、判断したものであり、今後、国民の安全確保を最優先に、国民的な議論とともに国の動向を十分に注視する」と答えられておりますが、このような姿勢こそ改められるべきではないかと思うのであります。そこで、新エネルギービジョンについてでありま

す。新エネルギービジョンについては、新エネルギーのみではなく、天然ガス発電等も含めた総合エネルギー計画とすべきではないかと指摘したところですが、現在の進捗・検討状況についてお尋ねいたします。

次に、道州制と九州広域行政機構についてであります。

2008年5月、九州経済連合会や九州知事会で構成する九州地域戦略会議は、「国は外交や防衛などに限定し、教育や福祉など内政全般は道州、市町村が主体となる」とし、「高速道路の路線指定や維持・補修事業や学習指導要領は九州が作り、教育課程は市町村が作る」など、詳細な役割分担まで踏み込んだ九州モデルを発表しました。また、2010年10月、九州知事会は、国の出先機関の原則廃止の受け皿として、九州広域行政機構の設立を目指すことで合意し、今日に至っています。知事はこれまでの答弁で、道州制については、「国民生活に大きな影響を及ぼすものであるが、国民的議論は進んでいない。しかしながら、地方分権を進める有効な選択肢の一つである」と答弁され、また、九州広域行政機構については、「道州制とは切り離して検討を進めるもので、財源の確保や各県間の利害調整などの懸念が解消されることが大前提であり、本県に軸足を置いて判断する」と答弁しておられます。道州制や機構が導入されると、道路や鉄道などのインフラ整備が極端におくれている本県の現状が放置されるのではないかと大変心配しています。このような中で、昨日、地方交付税制度の廃止や消費税の地方税化、最終的には道州制を目指すとして、維新八策を掲げた日本維新の会が発足しました。私は、地方を切り捨てて、大都市中心の繁栄を図るものとして、大変大きな危惧を

抱いておりますが、維新八策についての知事の見解をお尋ねします。

次に、教育問題についてお尋ねします。

子供がみずから命を絶つ事件が後を絶ちません。大津市のいじめ自殺事件に見られるように、学校におけるいじめなどが大きな社会問題となっています。また、不登校、教師や児童生徒に対する暴力事件などを見ると、学校が子供たちにとって安全な場所ではなくなっているのではないかと大変危惧されます。一連の質問をするに当たって、宮崎市内の数校の中学校や関係機関でお話をお聞きしました。ある校長先生は、「私は日付を抜いた辞表を準備しています。きょうは体罰についての研修を予定しています」と話しておられました。また、提出物が多く、自己評価や学校評価制度などにより、子供と向き合う時間が少なくなっているのではないのでしょうか。平成17年が最後となった県教委の教職員の勤務に関するアンケート調査によると、「授業や児童生徒と接すること以外の業務が多く、教職員のほぼ8割が忙しいと感じている」とされています。これでは本末転倒ではないのでしょうか。学校現場での必死の取り組みの一方、教師も追い込まれているのではないのでしょうか。このような中、本県では教職員の不祥事が相次ぎ、県教委は、懲戒処分者の氏名・学校名の公表基準を免職から停職6カ月以上とするようですが、その考え方について、教育長にお尋ねします。

壇上での最後に、生活保護についてでございます。芸能人の母親が生活保護を受給しているのは、不正受給なのではないかと週刊誌が取り上げ、国会でも議論されたことで、生活保護に対する社会的関心が高まっています。勤労者の4割に迫る非正規社員、景気の低迷による派遣

社員の首切りなどもあり、生活保護の被保護世帯は150万世帯を超え、被保護者数は210万人と急増しています。本県においても、平成23年度厚労省速報値で、保護世帯数1万2,655世帯、保護費総額267億6,889万円、保護率15.04パーミルとなっています。小宮山厚生労働大臣は国会で、「経済的余裕がある受給者の親族には保護費の返還を求める」「扶養できない場合は、扶養が困難な理由を証明する義務を課す。親族が扶養を果たすような仕組みを検討する」などと答弁しておられますが、生活保護を受給することに対するプレッシャーが強くなっているようであり、最後のセーフティーネットとして適切に機能しなくなるのではないかと懸念されるのですが、現状をどのように認識しておられるのか、知事にお尋ねします。

以上、壇上から質問をいたします。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、新エネルギービジョンについてであります。現在、見直しを進めております新エネルギービジョンについては、「環境・新エネルギー先進地づくり」の実現に向けまして、太陽光やバイオマスなど、本県の豊富な地域資源を活用した新エネルギーの導入促進を図る指針として策定しているものであります。進捗状況につきましては、これまで学識経験者などから構成される「宮崎県新エネルギービジョン策定検討委員会」を2回開催しまして、骨子の検討などを行ってきたところであります。今後は、国が策定します予定のエネルギー基本計画を踏まえるとともに、市町村との意見交換やパブリックコメントなどを行いながら、新たなビジョンを策定することとしておるところでございます。

次に、維新八策についてであります。維新八策の具体的な内容について、全て網羅的に、また詳細に検討しているわけではございませんが、例えば、地方交付税の廃止と消費税の地方税化というものが掲げられております。これについて考えますと、例えば、地方消費税につきましても、比較的偏在性の小さい税ではありますが、その税収は都市部と地方で大きな差があります。単に消費税の全額が地方消費税となつたとしても、税率で調整をし切れるほどの格差ではない、必ず格差が残る、財政力格差は大きなものがある。それを、今まで財源の不均衡を調整して財源を保障しておりました地方交付税を廃止した上で、どのような形でその機能というものを、調整機能、財源保障機能というものを担保するのか、そこをしっかりと制度構築することが重要ではないかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、維新八策とは別にしまして、ここ10年の国政の動きを見ますと、いろいろな形の閉塞感の中で、さまざまな制度の改革なり見直しを求める動きというものが、いろいろな形であらわれてきたというふうに思っております。もちろん改革する、それにチャレンジすることは大事なことです。その改革をして制度を変えた上で、それを国民福祉の向上につなげていくんだと。今、交付税と消費税の話で申し上げましたが、その変えた結果、実際に国民福祉の向上に結びつけていく、そのような制度設計なり議論、また実践というものが大変重要じゃないかと、そのように受けとめておるところでございます。

最後に、生活保護の状況についてであります。生活保護制度は、生活に困窮する全ての国民に対しまして、健康で文化的な最低限度の生

活を保障する制度でありまして、我が国の社会保障制度における最終的なセーフティーネットとして、大変重要な役割を果たしております。本県における生活保護世帯につきましては、平成20年度から受給者が急増しております。リーマンショック等による経済低迷、景気低迷の影響を大変受けておるところでございまして、厳しい雇用経済情勢、長引く景気の低迷などの影響が出ておるところでございます。県としましては、基本的な考え方として、「保護を受けるべき人が受け、保護を受けてはならない人は受けない」、この考え方を堅持いたしまして、生活保護の適正実施を図るとともに、就労支援に努め、生活保護世帯の自立に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えいたします。

懲戒処分等の公表基準についてであります。県議会等からの御意見や他県の状況等を踏まえ、不祥事を抑止し、県民への説明責任を果たせるよう、見直しの検討を行っているところであります。見直しの方向性といたしましては、氏名・学校名の公表について、従来の免職に加えて公表を拡大するかどうかを検討することを考えております。また、学校の所在について、現在7つの地域による公表としておりますが、市町村教育委員会の責任を明確にする上から、さらに細かな区分での公表へ変更するかどうかの検討等を考えております。以上であります。

〔降壇〕

○鳥飼謙二議員 それぞれお答えをいただき、ありがとうございました。

まず、知事の政治姿勢についての再質問であります。

私が指摘したように、その範囲を出ないのかなというふうに思います。いろんな制限といいますか、あるのは承知しておりますけれども、そこを一步踏み出すことが、知事の政治姿勢としては求められているのではないかと。原発に対する姿勢も、今、国の方向性は脱原発依存ということで、2030年代にゼロにしようというような動きになってきています。ですから、こういう動きを先見性を持って発信していくということに、いろんな意味で知事のリーダーシップが求められているんじゃないかということで、ほかの各議員からもいろんな問題で出たというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っています。今回のそういう新エネルギービジョンということであれば、やはり私としては、総合エネルギー政策としての主体性を持ったものをつくっていくべきではないかというふうに思っているんですけれども、それについて、再度お答えをいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） エネルギー全般を視野に入れながら、総合エネルギー政策をとる御提言であります。そのような問題意識を持って、さまざまなデータも収集しながら議論することは、大変重要なことであるというふうには考えておるところでございしますが、例えば、九州のエネルギー需給につきましては、九州全域で調整されております。また、九州を越える広域から電力の融通もされているという状況でございまして、エネルギー需給に関する本県独自のエリアに限った計画というのは大変難しいのではないかと考えております。国の「エネルギー政策基本法」におきましても、国がエネルギー需給に関する責務を有し、地方公共団体は、国に準じて、その区域の実情に応じた施策を行うべきというふうなこともご

ございますので、しっかりとそういう役割分担を踏まえた上で——ただ、御指摘の趣旨も踏まえながら、総合的な観点の検討というのも一方では必要だというふうに考えておるところでございますが——しっかりと新エネルギービジョンの策定をしまいたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 困難性は認めつつも、それに近づける努力をぜひお願いしたいと思います。

それから、副知事2人制につきましては、次回に回したいというふうに思っていますので、よろしく願い申し上げます。

次に、道州制と九州広域行政機構について再質問をいたします。

その中で、今いろいろお尋ねしましたけれども、消費税率が2014年、2015年に、8%、10%というふうに引き上げられるわけですけれども、本県財政への影響はどのようになっていくのか。また、消費税収入のみで社会保障費用を捻出すべきでないし、また捻出することも困難ではないかと思っておりますので、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 整理して答弁しますと、今回の消費税率等の引き上げ分5%のうち、地方への配分が、地方消費税分1.2%、消費税のうち交付税の原資となる分が0.34%ということでございます。本県への影響につきましては、新たな消費税制度の内容が国において検討されるわけでございますし、引き上げ分の交付税の算定方法などにより異なってまいりますが、一定程度、県の歳入が増加するという方向であります。一方で、本県の社会保障関係費につきましては、今年度当初予算では、一般財源ベースで626億円となっております。今後とも、毎年度、数十億円単位で増加する見通しとなっておりますのでございます。今回の税率引

き上げに伴いまして、消費税及び引き上げ分の地方消費税は社会保障財源化されることとなっており、また一方で、社会保障制度改革の内容につきましては、国民会議において幅広い議論がなされるということでございますが、今申し上げましたような、本県においてもふえ続ける社会保障関係費に対応していくためには、所得、消費、資産を含めた税制全体としての再分配機能のあり方について検討していく必要があるかというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 宮崎税務署管内といえますか、宮崎県内で収入される国税は、確認しましたら、1,818億円ということのようです。県に対する交付税が1,800億円ぐらいですから、市町村に対する交付税が1,600億円か1,500億円、ちょっとアバウトですけれども。そういうことになりますと、維新八策に掲げる地方交付税を廃止し消費税を地方税化する——消費税が493億、ですから県内では500億ということになっているようでございます。そうすると、宮崎県は、県内の市町村を含めて成り立っていかないという状況がございますので、これは深刻な問題だと。やはり日本維新の会が一定程度、発言権を増してくるだろうということが予測されておりますが、地方切り捨てが再度スタートするんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味では、ぜひ、この問題点というもの県としても発信していく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、その対応もよろしく願い申し上げたいと思っております。

それから、先ほど言われた本県に対する消費税収の引き上げについては、微々たるものということで理解してよろしいのでしょうか。答弁は要りませんが、何ぼということをおつ

しやらなかったもので、消費税増税をした場合、そんなふうに理解をしているんですけども、質疑があったら、次、答弁するときにお答えください。

それから、本県で、消費税で社会保障経費約600億を捻出するとすれば、30%以上が必要になってくるというふうになるわけですね。ですから、消費税引き上げに対する評価、知事は肯定的に評価しておられるんですけども、本県の知事としての評価をお聞きしたいと思いません。

○知事（河野俊嗣君） 先ほども答弁しましたように、本県における社会保障関係費も毎年度、数十億円単位で増加する、国政全般でも何千億という、ちょっと正確な数字は今忘れましたが、大変な財政需要となって膨れ上がるわけでございます。そういう意味では、持続可能な財政、そして安定的な社会保障制度というものを維持していくためには、避けては通れない問題ではないかというふうに考えております。一方で、低所得者に対する配慮、または現下の低迷する経済への影響というものは、しっかりと見きわめる必要があるというふうに考えておるところでございます。

○鳥飼謙二議員 確かに国の財政は厳しいんですよね。ですから、消費税が1989年に導入されて、それ以降、消費税収は230兆円程度だというふうに思うんですけども、その間に免除された法人税等は205兆円程度になっていて、実際、肩がわりをしていると。当然、国税三税の中で、消費税が上がってきた、その分、所得税、そして法人税を半減してきた、結果、40兆円程度の三税の収入になっているわけですから、当然そうなるわけなんですよね。ですから、やはりそこを戻していかないと、国家の収入は変わ

らないといえますか、大変な状況は変わらないわけなんですから、そこはしっかり押さえておいていただきたいというふうに思っています。

次に、中小企業においてなんですけれども、これは引き上げ分が転嫁できないということが再三言われてまいりました。本県では中小企業が多いわけなんですけれども、倒産が増加するのではないかというふうに懸念しておるんですが、本県経済への影響をどのように考えておられるのかお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） 口蹄疫などの相次ぐ災害などで疲弊した経済の回復を図っている、その道半ばにある本県にとりまして、今日のデフレ不況下での消費税の増税というものは、家計への負担増による個人消費の落ち込みですとか企業活動の停滞など、経済への影響ということも懸念されるところでございます。また、中小・零細企業が、製品の納入価格に増税分の価格を上乗せする、いわゆる価格転嫁が円滑に行われないことなどにより、中小企業などの収益が悪化する事態を招くということも——いろんなことが心配もされるところでございます。したがって、消費税の増税というものは、経済状況の好転が実施の条件となっておりますので、その実施に当たっては、今後、国におきまして、本県のような地方の経済状況を十分考慮するとともに、景気対策、低所得者対策、中小企業等に対する価格転嫁対策などのきめ細かな措置が十分に講じられる必要があるものと考えております。

○鳥飼謙二議員 経済の好転がと言っているんですけども、余り当てにならないと私は思っているんですね。ぜひ中小企業対策をしっかりとやっていただきたいと思えます。

それから次に、九州広域行政機構についてで

すけれども、インフラ整備が極端におくれている宮崎県でこの機構に参加することは、おくれが放置されたままとなるおそれがあると思っております。ですから、この機構から抜けるに抜けられなくなるのではないかというふうに思うんですけれども——離脱すべきではないかと思いますが、知事の考えをお尋ねいたします。

○知事(河野俊嗣君) 機構から抜ける、抜けないという話がありますが、まずは整理させていただくと、国の出先機関を原則廃止するという国の方針に対して、九州としての案を示したのが九州広域行政機構でありまして、今は国において、それも一つの参考にしながら、制度設計がなされているというような状況でございます。これまでも、県議会を初め市町村などから、さまざまな御意見もちょうだいしながら、出先機関の廃止というこの案の検討に当たりましては、住民福祉の向上とインフラ面を初め既に生じている地域間格差の是正、また、九州の一体的な発展に資する制度設計が大前提であるということで、この議論に参画してきたところでございます。政府から、ことし6月に法律案の素案は示されたわけでございますが、財源ですとか移管される事務の範囲ですとか国の関与のあり方など、まだまだ全体像というものが詳細に示されていない、不明確なままということでございまして、今、法案もこういうような状況になっておるところでございます。法案の国会提出を含めて、今後の動向は不透明な状況にあるということでございます。引き続き、国における議論の動向を見きわめながら、参加ありきということではなしに、あくまでも県内における議会や市町村などとの十分な議論に努めまして、その議論を踏まえて、本県に軸足を置いた主張・判断というものをしてまいりたいと考

えております。

○鳥飼謙二議員 前回も本県に軸足を置いたというお答えでしたが、それでは間に合わなくなるおそれを私は感じているんですね。抜けようと思っても抜けられなくなる。じゃどうするかと。一体的に九州の発展を図るというふうに合意しておきながら、違うじゃないかと言われても、これはやむを得ないんですよとなるおそれが十分にあるというふうに思っておりますので、それらの懸念があることをしっかりと踏まえていただきたいと思います。例えば、県立病院とか県立高校をどうやって残すかというようなことをやっているわけですが、この機構が道州制につながっていく、維新の会が一定の発言権を持つ、ぐっと進むのではないかな、そのときに、国、県、市町村という3層制が、国、道州、市町村ということに進んでいくのではないかな、そのとき抜けられなくなるんじゃないかなというような懸念を持っているわけです。そこで、「九州広域行政機構は九州府の一里塚」というふうにもいろいろ言われているように、機構設置は道州制につながるというふうに思っております。九州経済連合会等は、先ほど申しあげました九州モデルを策定しているわけです。道州制についての知事の認識をもう一度お尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今、御指摘がありましたように、こういう九州広域行政機構なり出先機関の廃止の議論の一方で、道州制の議論が盛り上がっている。私も内閣府に参りまして、担当者と議論をしましたときに、今のいろんな議論の状況からすると、出先機関の廃止というものではないし、一気に道州制の議論になる可能性があるんじゃないかと。確かにそのようなことを言っておった担当者もおったところでござ

います。道州制は、いわゆる地方政府の確立を目指すということで、分権を確立するための選択肢の一つとして、議論を深めることは有意義ではないかというふうに考えておるところでございますが、大事なのは、地方制度を都道府県から道州にするということのみならず、国のあり方をどう考えるか、そこを絡めて議論——国と地方の役割分担を改めて整理する必要があるかというふうに考えております。今、そこではなしに、地方をどうするどうすると、そこだけが議論されているわけでありましたが、国であったり霞が関の機能をどうするか、それも絡めた議論というものが非常に大事になってこようというふうに思っております。いずれにしても、本県のように、インフラ整備などがおこなわれている地域と都市部との格差拡大への懸念、また、道州内の住民ニーズの反映のあり方など、さまざまな課題があるというふうに考えておりますので、道州制というものを議論する際には、そのような観点も踏まえて、さまざまな視点からの検討・議論が必要かというふうに認識しております。

○鳥飼謙二議員 知事、これは通告していないんですけれども、知事の頭の中で——地方分権の一つの選択肢だというふうに言われました。その場合の想定としては、国、道州、市町村なのか、国、道州、県、市町村なのか、どういうものが想定されますか。

○知事（河野俊嗣君） これは、道州制についてのこれまでの議論の中でもさまざま語られたところでございますが、今言われた、国、道州、県、市町村というふうになれば、今まで3層だったものが4層になってしまう、それは屋上屋を重ねることになるのではないかというのが——制度のシンプルなあり方をめぐる議論か

らしては、そのような意見がなされておるところでございます。基本的には、国、道州、市町村という形になるのではないかというふうに思っておりますが、ただ、今までの都道府県という単位が全くなくなるのか。国、道州、市町村となったとしても、県というものが道州におけるいわゆる出先機関的なものとして、その地域間の調整を図る機能として残すというような制度設計もあります。道州制、道州制といっても、このような制度設計というイメージを今だれも共有していない状況ではないかというふうに思っておりますので、大事なことは、どういうあり方が効率的な執行体制なのか、また国と地方の役割分担、それから今後の地方行政を考える上で望ましい仕組みなのか、そのような観点からの議論が必要だろうというふうに思います。

○鳥飼謙二議員 その際に、やはり宮崎県知事として判断していただきたい。国の事務のあり方とか、そういうことじゃないんですよね。宮崎県の実務をどうするのか。県病院を何とか残そうということで、知事も病院局長も必死で努力している。しかし、日南病院では4月に、内科医が2人仲よく退職されたというようなこともあったりして——一生懸命頑張っておるわけですね。そういうことがやれなくなりますよということですから、そこはしっかり押さえておいていただきたいというふうに思います。ですから、道州制が導入された場合、今いろいろ言われましたけれども、今、県が行っている小規模市町村へ広域自治体として補完している人的支援とか特例事務の受託ということをどこが担っていくのか。市町村合併をまたするのか、道州が支援するのかということが当然出てくるわけですが、その点について、どのよう

なことが想定されるかお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） これも大変難しい議論でございまして、先ほど言いましたような制度設計がどのようになされるかによりまして、今、小規模市町村という御指摘がありました、いろんなサポートの仕方というのは変わってくるのではないかとこのように考えております。考えられる選択肢としては、隣接する市町村間で補う、まさに水平補完というやり方、また、道州がその機能を一部サポートする、担うという垂直補完というようなものもあるわけですが、いずれにせよ、どのような制度というものを考えていくか、そこがポイントであろうかというふうに思います。

○鳥飼謙二議員 先見性を持ってということ先ほど言いましたけれども、そこがやっぱり求められているんじゃないか。宮崎県の知事として、国の形を考えるんじゃないかと、宮崎県の形をどうやってつくっていくのかということを考えていただきたいと思います。

平成の合併がありましたね。44市町村から26市町村ということになりました。この合併の検証をどうやってきたのか。委員会での委員長の報告とか、いろいろまた議会の中での要望とか出されました。これについてお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） この合併というもの、平成の合併、それぞれ取り組まれております。本格的な少子高齢化ですとか人口減少、こういう縮小する社会の中で、持続可能な地域づくりを進めるためにはどうしたらいいのか。そのような議論の中で、市町村合併は、時代の要請に応えるための手段の一つとして取り組まれてきたわけですが、これまでの状況の中で、さまざまな声がございまして。「合併してから便利になった」という声がある一方で、周辺部の

住民からは、「行政に声が届きにくくなった」というような声もございまして。また、今回の東日本大震災の被災地における状況におきましても、合併をしたからうまくいろんな形で復旧・復興が進みつつあるところと、かえってなかなか難しくなったというような、いろんなところがあるようであります。合併をしたからどうだこうだと一律に判断できるというより、合併という一つの仕組みというか取り組みを、いかにその地域でうまく活用できたかどうかということところが非常に大きいのではないかなというふうに考えておるところでございまして。県としましても、合併したところにしても合併しなかった小規模町村にしても、過疎化の進行により集落機能の低下が見られるなど、さまざまな課題があるというふうに認識しておりまして、現在、市町村や自治会、商工会などに対し、アンケート調査を行っておるところでございまして。この結果を踏まえ、今後、コミュニティーの再生でありますとか生活困難者へのきめ細かなサービスのあり方など、市町村合併後の新たな地域づくりにつきまして、市町村とも連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 「西の正倉院」ということで独特のまちづくりをしていたところがございまして、旧北方町は「干支の町」というまちづくりをしてきました。そういう地域独自の取り組みというのが今どうなっているのか、それをしっかり検証していただきたいと思います。綾は昔は「夜逃げの町」と言われました。今はエコパークといいますか、新しいまちづくりで生き生きとしている。これらの検証をする中で、広域機構についても、道州制についても取り組んでいくといいますか、その考え、反省の上に立って取り組んでいくべきだというふうに思ってお

りますので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。それから、アクションプランについては、また次回に回したいというふうに思います。

次に、停職6カ月の処分を受けた者の氏名公表、学校名の公表の基準を、抑止と県民への説明ということでお答えされましたけれども、抑止という考え方はそういうことで、こういうような事件が減るだろうということでしょうか。再度お尋ねいたします。

○教育長(飛田 洋君) おっしゃるとおりで、単に公表するから直接的に抑止につながるという単純なことだけではないと思っております。こういう形で取り組むことによって、総合的な取り組みをするということが一つの抑止になりますし、これから、それだけの危機感を持ち、使命感を持って、公表せざるを得ないということを周知すること、そういうことも抑止につながると思います。また、我々の世界が、我々教職員のところが襟を正すということが問われているということも抑止につながると思いますし、相乗的なことで抑止になると思います。これだけが抑止につながるとは考えておりません。以上です。

○鳥飼謙二議員 何かわかったような、わからんような答弁でしたけれども、先ほど申し上げたように、現場の忙しさというもの——あれは平成17年ということで資料をいただきましたけれども、その後、調査はやっていないんですね。やっぱりこういうことをやって、人の、個人の資質に問題があるのか、それともシステムに問題があるのか、そういう議論をやらなくちゃならないんじゃないかというふうに思っています。

それで、6カ月の処分を受けて、氏名を公表

された場合に、職場復帰する場合の対応についてお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 氏名を公表された教職員が勤務に復帰する場合には、児童生徒や保護者等に与える影響もあり、そのことに配慮する必要があると考えております。その際の個々の事情に応じて検討すべきものと認識しております。ところですが、場合によっては、人事上の配慮を検討する必要もあり得ると思っております。例えば、現勤務校へ返すのがいいのかというようなことを慎重に検討する必要があると思っております。そういう場合には、他校への異動なども含めて、いろんな選択肢を検討することもあり得ると思っております。以上です。

○鳥飼謙二議員 そうしますと、教職から外すということは想定しないという理解でよろしいですか。

○教育長(飛田 洋君) 教職から外すということは、免職ということの意味されるのではないと思ってここに立っておるんですが……。例えば、研修をすとかいうような意味でおっしゃるんだったら、研修をしていただくというようなことも、そういうケースが必要な場合もあり得ると思っておりますし、いろんな選択肢を含めて、異動とか研修とかいろんなことを——仮の話であります——総合的に検討する必要があると思っております。以上でございます。

○鳥飼謙二議員 私が考えたのは、職種変更もあり得るのかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○教育長(飛田 洋君) そのことについては、今の段階では検討いたしておりません。以上です。

○鳥飼謙二議員 わかりました。

次に、教職員の不祥事防止及び宮崎県コンプ

ライアンスの取り組みを図るとして、宮崎県公立学校コンプライアンス推進協議会を7月に立ち上げていますけれども、協議会設置の目的と、今後どのようなことに取り組むのかお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 本年7月に設置いたしました宮崎県公立学校コンプライアンス推進協議会は、県教育委員会、市町村教育委員会及び学校の3者が一体となって、教職員の不祥事防止及びコンプライアンスの取り組みを、全県的に推進していくということを目的とした組織であります。この推進協議会が中心となりまして、これまでに、各学校におけるコンプライアンス推進体制を整備するなど、さまざまな取り組みを実施してきております。今後は、それぞれの取り組みの情報交換や取り組み状況の検証等を行いながら、一層実効性のある不祥事防止対策を継続的に行っていきたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 次に、コンプライアンス推進協議会の構成メンバーを見てみますと、県教育委員会とか市町村教育長連絡協議会ということで構成されていまして、昔、県教委におった人たちがずらっと並んでいるという組織になっているような、いわば内部の関係者のみとなっているというふうに思っています。やはり外部の識者を入れるべきではないかというふうに思いますので、お尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 宮崎県公立学校コンプライアンス推進協議会につきましては、教職員の不祥事防止、コンプライアンスの取り組みの推進のための組織として設置したものであります。今後、取り組み状況を検証していきたいと考えておりますが、その検証等に当たっては、外部の意見も何うことを検討していきたい

と考えております。

○鳥飼謙二議員 この推進協議会の中には、外部の識者は入れないと、現在のところ。そういう理解でいいですか。

○教育長（飛田 洋君） 設置要綱の中では、外部の人の意見を聞くことができるという形でやっておりますので、外部の人の意見も聞くことを検討していきたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 わかりました。しかし、外部の人を入れないと、システム上の問題というのはわからないと思っているんですよ。だからこそ、こういう問題が起きてきているのではないかな。コンプライアンスと言えば聞こえはいいですけども、法令遵守と訳されますが、法令遵守の意味を果たして十分理解しておられるのかなというふうに思っています。元長崎地検の次席検事をしていた郷原信郎さん、彼は「日本では単純に法令遵守を徹底しても、世の中で起きているさまざまな問題を解決することにはつながりません。そのためには、社会の要請を的確に把握し、その要請に答えていくための組織としての方針を具体的に明らかにすることです」と、「「法令遵守」が日本を滅ぼす」という本の中で述べておられます。コンプライアンスをどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） コンプライアンスとは、第一義的には法令遵守と解されるものであるとと考えております。教職員においては、法令遵守はもとより、規範意識や倫理意識を高く持って行動し、児童生徒や保護者を初め、県民の皆様の期待や社会の要請に答えていくことが求められる存在であると考えております。

○鳥飼謙二議員 あっさりした答弁ですけども……。先ほど申し上げたように、平成17年の

調査で、8割の教職員が忙しいと感じている、子供と向き合う時間がないと感じている。これをどう捉えているのか、本末転倒ではないかということ指摘しましたが、法令遵守という言葉だけでは解決はしないと思っているんですね。何か答弁はありますか。私は、やはり教育——いっぱい頑張っている先生たちがいると思うんですけども、じゃ、なぜこんなに空回りしているのかということをお尋ねしているんです。

○教育長（飛田 洋君） おっしゃるとおりで、職員が子供たちと向き合う時間というのは確かに大切にしたいし、この職場に元気に行きたいというような職場づくり、あるいは管理職が自分のことを理解してくれている、あるいは保護者、生徒といい関係をつくって、時間的にはある程度多忙かもしれんけれども、やりがいがあるというような職場づくりを強く推進していくべきだと思っております。そのためにも、今、私たちも、例えば「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」というようなものを学校に示しまして、ワン・アクションを学校でやりましょうやと。例えば、ある日をノー残業デーにしましょうやとか、あるいは文書も極力減らせという指導も部下たちにしておりますが、まだ十分徹底できていないところもありますけれども、ベクトルはそういうベクトルでしっかり仕事をしていきたいと思っております。

○鳥飼謙二議員 子供に向き合う時間をどう確保していくのかということで頑張ってくださいと思います。

次に、講師の任用についてなんですけれども、今、1万859人、職員といいますか、先生たちがおられるようなんですけれども、小中高で。この中の12.8%、1,390人が臨時講師といいます

か、講師なんですね、臨時職員です。8.1%が非常勤、876人というふうになっているんですけども、これが現状では、その採用が不明確になっていると思っているんですね。やはり公募制にすべきではないかと思っておりますけれども、お尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 講師等の任用につきましては、おっしゃるとおり、開かれた形で募集することが大切だと考えております。現在、こういう形で募集しております。任用を希望される方につきましては、県教育委員会において登録制度というのを設けておまして、県のホームページにも募集要項、登録票を掲載してPRしているところですが、まず登録をしてもらう。だから、資格免許を持っていらっしゃる方だったら、どなたでも登録をしていただけないような形にしております。そういう形で開いておるところです。そして、例えば、これから育休の先生が入るといったら、その登録をされている方の情報を学校に提供いたしまして、校長は登録者に主として面接をすることになるんですが、例えば、どの教科の免許を持っている、この教科のこの学年を指導できるかとか、あるいはどういう任用期間で、勤務時間が何曜日と何曜日というような割り振りをする場合もあります。時間講師の場合なんかはですね。それから、本人の希望地域と合致するか。この地域だったら行きますよと、来てくれるかとかいうようなことも含めて、いろんな条件を、公募して登録した方の中から、個々の状況に応じて、適切な人材の選定を行っておりますが、そういう趣旨は大切であると思っておりますので、今後とも、開かれた形にできるだけしていきたいと考えております。以上でございます。

○鳥飼謙二議員 わかりました。せんだって、

ある学校では、別の学校の校長先生の奥さんをごくそうとか、そんな話を聞いたりしたものですから、ここはひとつ、そういうことがないように努力をしていただきたいと思います。

それから、毎年多数の教職員を採用するわけですが、採用試験は、どのような形で、どのような考え方のもとに実施されているのか。また、人物重視ということがとりわけ今言われるわけですが、どのような工夫がされているのかお尋ねします。

○教育長(飛田 洋君) 本県の教員採用におきましては、未来を切り拓く心豊かでたくましい子供たちを育むために、教員として必要な知識や技能は当然ですが、使命感や意欲にあふれ、人間性の豊かな人材を求めているところであります。そのような観点から、例えば、授業中に騒いでいる生徒にどう指導するか実際にやらせてみるという場面指導、そういう生徒指導上の場面指導とか、集団討論、個人面接、模擬授業等の試験を実施して、受験者1人を、県教委の職員だけじゃなくて、外部の方、民間の方、臨床心理士の方、そういう方にも見ていただいて、10人以上の面接官による評価を行っているところであります。さらに、今年度は、場面指導において、ちゃんとリアリティーがあるように、試験官に生徒役をやってもらう、それから、より人物重視の評価ができるように、面接試験の試問をかなり練るといようなことをして改善を行ってきたところであります。こういう改善を続けていきたいと考えております。以上であります。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。

毎年調査しているいじめの認知件数については、先ほどいろいろございましたけれども、ことしの先日発表された児童生徒の生徒指導上の

調査で、本県では、いじめは104件、不登校1,243件、自殺2件というようなことが報道されております。現実としてございますが、教育委員会としてどのようにこの現実を捉えているのか、お尋ねします。

○教育長(飛田 洋君) いじめの認知件数の報告数が少ないことが、必ずしもいいとだけは言えないと思っております。もちろん、いじめのない学校というのは理想であります。学校がいじめを十分認知できていないケースも、場合によってはあるんじゃないか、そういうことを懸念しながら見ております。むしろ、ある意味では、いじめを見抜いて、どう解消していくかということが、最も大切なことではないかと認識しているところであります。いじめは、どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る、そういう危機意識を持ちながら対応すること、それから心をきちっと育てる指導をすること、それが大事だと思っております。

○鳥飼謙二議員 宮崎市が先ごろ緊急調査を行いまして、23年度17校30件であったものが——これはいじめのようですが——7月の緊急調査で、昨年4月からことしの7月10日までで49件という数字が発表になっておりました。この実態をどう見るかということも一つございます。ただ、私は、いじめの件数とかそういうものの数字が多ければ、学校の評価、校長の評価が下がるという現実があるのではないかとこのように思うんです。ですから、そういう隠す傾向といいますか、できるだけ出さない学校のほうがいい学校なんだ、指導がいいところなんだというふうなことがあるのではないかなと思っております。ここはなかなかお答えしにくいでしょうから、そういうことをしっかりと公にするような取り組みをやっていただきたいというふう

に思っています。これは要望にしておきます。

それから、教育委員会での議論、これがどのようになっているのか。私も議事録を見せていただきましたけれども、何か余りそういうものが伝わってこないというふうに思っているんですが、教育長にお尋ねします。教育委員長も何かあれば、ぜひお答えいただきたいと思いません。

○教育長（飛田 洋君） 本県教育委員会の会議におきましては、本県教育に関する基本的な方針の策定、それから教育委員会規則の制定、職員の人事案件はもとより、コンプライアンスやいじめなど、本県の抱える教育課題等について、法律、経済、心理等、さまざまな職業や年齢の委員が、それぞれの専門分野での視点、県民としての視点、あるいは保護者としての視点、さまざまな見地から活発に意見を出していただいて、十分な議論をしていると考えております。

○鳥飼謙二議員 通り一遍の答えじゃなくて、大津市のいじめの問題では議論がなかったんでしょうか、県内のいろんな問題では議論がされていないんでしょうか、そういうことを聞きたいんですよ。構成とかそういうのは聞いていますのでわかりますから、じゃ実際、教育委員としてどういう議論をしているのか。教育委員会を否定する人たちも出てきているわけですね。ある県内の教育委員会で、「事務局の言うことばかり聞いておかないといかんから、私、教育委員をやめたいわ」というような意見さえも出てきているという現状があるわけです。ですから、お聞きするわけです。

○教育長（飛田 洋君） 一つの例で申し上げますが、コンプライアンスの推進の中で、公表基準の拡大について、この前も教育委員会で議

論をしたところなんですけど、そのときに、今までの指導がどうであったのかというようなことについて、かなり厳しい意見を賜りました。そういうような議論がなされております。

○鳥飼謙二議員 今お答えがありましたけれども、そういう内容をホームページでちゃんと公開していただきたいと思えます。

議事録を読みましたが、ここに毎月のやつがあるんですけども、非公開部分というのが結構あります、氏名が出てくるのでということ。いろいろ出ておりますが、公開できる部分というのはあると思うんですね。なぜこういう不祥事が起きるのかというところとか、当然こういう議論をしているというものがないと、教育委員という立派な人たちが選出されていても、それが議論もされていない、反映されていないんじゃないかというのがありますので、その議事録の考え方についてお尋ねします。

○教育長（飛田 洋君） 議事録等の公開についての考え方についてお答えさせていただきますが、まず、教育委員会の会議につきましては、会議そのものを原則として公開という形にしております。ただ、人事案件を初めとする個人情報などの不開示情報を含む案件等につきましては、公開しないこともございます。会議録につきましては、会議を非公開で行った案件のみ、個人情報などの不開示情報が含まれる等のために公開しておりませんが、会議を公開で行った案件の議事録については、ホームページをごらんいただいたとおり、公表させていただいているところであります。

○鳥飼謙二議員 その公開が少ないんじゃないかということなんです。どういう議論をして、どうやってきているのかというのを伝えない

と、これは教育委員会自身が要らんわということになりますよということですから、それは十分検討していただきたい。教育委員長は別にないんですね。ないようですので、次に行きたいと思います。

生活保護についてお尋ねします。先ほど一連のお答えをいただきましたけれども、必要な人が必要な保護を受ける、しかし、現実の生活保護制度というのは、身ぐるみ剥がれないと保護を受けられないというのが現実なんですね。これを変えていくということも、生活保護から自立する場合に極めて重要だと思っていますので、これは国の制度でありますけれども、そこをしっかりと押さえていく必要があるんじゃないかなと思います。そこで、不正受給対策ですけれども、23年度は200件の6,678万円、全体の1.5%、金額は0.25%となっているようですが、どのような不正受給対策をとっているのか。これは知事ですね。

○知事（河野俊嗣君） 今、御指摘にありましたように、制度の根幹にかかわる——受けるべき人が受ける、受けてはならない人は受けない、先ほど申しました基本的な考え方というのは制度の根幹でありまして、不正受給が発生しないよう、日ごろから被保護者に対して指導を行うとともに、発生した場合には、法的な手段も含めて、厳正に対処していく必要があるものと考えております。

○鳥飼謙二議員 不正受給の理由のところを見ると、不正内容は各種年金の無申告53件、26.5%と、最も多くなっているんですけれども、これは関係機関の調査で十分把握可能ではないかなと。当然、新規開始時に、職歴、生活歴とかいろんな個人のプライバシーを把握するわけですから、ここがちょっと理解できないんですけ

れども、しっかりと対応していただきたいということを、福祉保健部長にお願いしておきたいと思います。

それから次に、扶養義務の強化というのが今議論をされておりますけれども、私は貧困の連鎖につながるのではないかと考えています。貧困の連鎖というのは、親が生活保護を受けていた、その子供が生活保護をまた受けるということでございます。虐待の連鎖ということも言われていますよね。親が虐待を受けて、またその子供に虐待をするということが言われておりますけれども、そのようにつながっていくのではないかというふうに思っております。大阪府の堺市が調査をしたのでは、2007年なんですけれども、「市内の生活保護世帯のうち、過去に生活保護世帯で育った経験があるのは25.1%、母子世帯ではその割合が40.6%に上る。貧困の世代間連鎖が確実に起きていることが証明された」というふうに、ここでは分析がされておりますけれども、貧困の連鎖についてどのように考えるか、知事にお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） 全国的にも受給者が増加の一途をたどる中で、今、御指摘がありました不正受給対策など、制度のより適正な運用が求められている。そういう文脈の中で、国におきましても、生活保護制度の見直し、その議論の中での貧困連鎖の防止という視点も含まれているというふうに伺っております。この扶養義務の取り扱いについても、社会環境のさまざまな変化というのを踏まえながら、十分に議論していく必要があるというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 何かあんまりわからんような答弁でした。しかし、扶養義務の強化というのは、一見、的を射ているようでの的を射ていない

んですよね。ここをしっかりと——きょうは時間がありませんので、また時間があれば知事と議論したいというふうに思います。

それから、第二のセーフティーネットとして、ここに陥らないようにするために、総合支援資金というのが制度化され、訓練支援給付、これはやり切りなんですけれども、これも制度化されております。この利用状況と、もう返済が始まっていると思いますので、その返済状況について、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 生活福祉資金の総合支援資金でございます。平成21年10月から始まりました貸付制度であります。平成23年度までの貸付実績が、983件、5億8,500万円余となっております。平成23年度の貸付実績だけを見ますと、296件、1億5,700万円余となっており、前年度と比較しますと、貸付件数及び貸付金額ともに、それぞれ157件——これは65.3%減ということになります——金額で約1億1,300万円の減となっております。次に、償還の状況でございます。平成23年度までの全体の償還計画額は3,296万円で、償還済み額が1,352万円となっておりまして、償還率は41%でございます。県社会福祉協議会では、定められた償還時期に償還がなされないときには、民生委員、それから市町村社会福祉協議会の協力を得て、個別に償還指導を行っているところでございます。

○鳥飼謙二議員 社協がやることだから、もうこれは返さんでいいわなというようなことが起きないように、しっかりと償還指導をやっていただきたいと思います。

それから、そういう不正受給を防止する、いろんな自立を支援するというのでいえば、現業員、ケースワーカーの配置というのが本当に

大事だというふうに思っているんですけれども、県内の法定標準数は162名、正職員が152名、うち休業者5名、再任用3名、嘱託10名というふうになっていて、正職員との不足数10名というふうな内容になっておるようですが、現業員をしっかりと配置して、相談体制を強化すべきではないかと思っておりますので、お尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） ケースワーカーにつきましては、各福祉事務所において、必要な人員の確保に努めているところでございますけれども、生活保護世帯の増加に追いついていないという状況がございます。平成24年、ことし4月時点で、正職員のみで見ますと、県内14カ所の福祉事務所のうち、4福祉事務所が社会福祉法の標準配置数を下回っておりますが、人員が不足する福祉事務所では、嘱託員等も活用いたしまして、人員の確保に努めているところでございます。県といたしましては、福祉事務所に対して、指導監査などを通じまして、必要な人員の確保をお願いしているところでございます。

○鳥飼謙二議員 やはり正職員をしっかりと配置していただきたい。プライバシーにかかわることですから、嘱託職員ということは避けていただきたいと思っております。

次に、その他の世帯が急増したということで、稼働年齢層対策が急務になっております。この稼働年齢層対策についてお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 生活保護受給者に対しましては、個々の世帯員の生活状況や能力等に応じた自立支援に取り組むことが大変重要であると考えております。県におきましては、稼働年齢層で就労が可能な方に対しましては、ケースによっては月1回以上訪問するとと

もに、各福祉事務所に就労支援員を配置いたしまして、ハローワークと連携しながら支援に努めているところであり、平成23年度は163名が就労を開始しているところでございます。厳しい雇用経済情勢の影響もございまして、就労開始に至るには難しい状況もございまして、引き続き、ハローワークと連携して、自立支援に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 次に参ります。高齢者保健福祉計画についてであります。ことし3月、第5次宮崎県高齢者保健福祉計画が改定されまして、第6次宮崎県高齢者保健福祉計画が策定されました。第5次計画の進捗状況と総括についてお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 平成21年度から23年度までの第5次高齢者保健福祉計画につきましては、介護サービスの基盤整備や質的向上、介護予防の推進、認知症高齢者支援対策、さらに地域生活支援体制の整備や高齢者の積極的な社会参加、これらを施策の柱として推進してまいりました。この結果、施策展開の面では、おおむね計画に基づく事業が実施できたものと考えておまして、具体的には、いきいきはつらつ介護予防プログラムの普及・定着や、認知症疾患医療センターの整備、介護人材の育成、シニアパワーの活用促進など、一定の成果があったものと考えております。また、介護保険事業につきましては、居宅サービスの伸びにより、自己負担分を含めて、23年度計画値842億円に対し、868億円の実績となっております。介護需要の予想以上の伸びを改めて認識しているところでございます。なお、施設サービスにつきましては、23年度末までに全廃されることとなっております介護療養病床について、その廃止期限が6年間延長されたことにより、計

画とは異なった施設構成となっているところでございます。

○鳥飼謙二議員 それから、高齢者保健福祉計画では、今、市町村の見込み量の集計値ということになっておりますけれども、県独自の目標値を設定したり、県民にもわかりやすい表現の数値目標を設定すべきではないかと思えます。例えば、認知症対応型通所介護、24年度は864回/週というふうに表現されていて、これは何なんだというふうに私も思うんですけれども、その辺、どう考えられるのかお尋ねします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 高齢者保健福祉計画は、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画としても、一体のものとして策定することとされておまして、同法に基づいて、各サービス量の見込みを記載しているところでございます。このサービス量の見込みにつきましては、市町村の介護保険事業計画の数値——これは介護保険料を算定する基礎となるものでございますけれども——この集計値と一致するように調整することとされております。このため、県の計画において、市町村が見込む数値と異なる県独自の数値目標を設けることは困難ではございますが、数値を県民にわかりやすく説明することは必要でございますので、その表現方法等については、いろんな他県の状況等も調査いたしまして、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 なかなか難しいだろうと私も思うんですけれども、ぜひ努力をしていただきたいと思えます。

それから、施設サービスとしての特別養護老人ホームの建設が抑制された結果、県内では、有料老人ホームが急増して、新しくサービス付き高齢者住宅（サ高住）の建設も始まりまし

た。入居者の権利の保護のための条例もしくは規則での規制が必要ではないかなと思っております。善良な人ばかりになるといいんですけども、そうでない場合も出てきますので、それを懸念してお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 有料老人ホームにおいて、その入居者の安全・安心な生活を維持することは、大変重要であると認識しております。このため、施設の指導等につきましては、国の指針に基づき、県の設置運営指導指針を策定しております。サービス内容に応じた職員配置や衛生管理など、施設の管理運営等について、指導助言に努めているところでございます。また、22年度からは、県内全ての有料老人ホーム等を対象に合同研修会を開催しております。施設におけるコンプライアンス等について、啓発を図っているところでございます。なお、有料老人ホームは、認可施設である特別養護老人ホームとは異なり、届け出施設でありますことから、条例等による規制は難しいと考えておまして、今後とも、法令と指針に基づき、適正な指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鳥飼謙二議員 何か起きた後では遅いと思っているんです。今言われた運営指導指針のみでは、極めて不十分ではないかと思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思っています。

それから、地域医療体制の充実についてですけども、平成25年度から29年度の5年間を計画年度とする新医療計画の審議が医療審議会で始まっています。医療計画は、県民の命と健康を守るものでなくてはなりませんけれども、現行計画では、2次医療圏体制が実質的に破綻しているところもあるのではないかと。がんが4医

療圏、それから急性心筋梗塞が4医療圏、こども医療圏が3医療圏というようなことで、そういうふうに思っておりますけれども、2次医療圏についてはどうあるべきだと考えておられるのか、知事にお尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） 入院に係る医療を提供する一体の区域として、7つの2次医療圏が設定されております。また、それとは別に、がんとか急性心筋梗塞、小児医療、周産期医療について、医療資源の状況を考慮した圏域を設定しているわけではありますが、そういうがんなどの特定の疾病のみならず、通常の疾病に係る入院機能につきましても、2次医療圏だけでは十分な対応ができない地域もあり、大変厳しい状況があると認識しております。ただ、居住する地域の中で入院できる体制を整えるということは、患者やその家族の負担軽減にもつながりますので、県といたしましても、市町村と連携を図りながら、医師確保や救急医療の充実など、2次医療圏の医療提供体制の整備に努めているところであります。新たな医療計画における2次医療圏につきましては、入院患者の流出・流入の現状だけではなく——国の基準でそういう数値があるわけではありますが——地元市町村や関係団体の意見を伺いながら、あるべき姿や今後の体制整備の状況を踏まえた上で設定したいと考えております。

○鳥飼謙二議員 2次医療圏という考え方、これはぜひ追求して行っていただきたいというふうに思います。

それから、新計画では、数値目標をもっとしっかりと明確化して、5年後の本県医療の目指す姿を明らかにすべきではないかと思っております。例えば、救急医療では、2次救急医療機関の救急患者の受け入れ目標とか、医師の勤務

体制等も含めた診療体制とか、救急要請から医療機関収容までに要した目標平均時間等、こういうものを充実すべきではないかと思っておりますので、お尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 現在、県が持っている数値目標は、個数でいくと44ということでございます。国の作成指針などにおきましても、がんや脳卒中などの5疾病や、救急医療、災害医療などの5事業及び在宅医療につきまして、具体的なこういう目標を設定して、定期的な評価をするというようなことで設定しておるところでございますが、今後、市町村や関係団体の方々の御意見もしっかりお聞きするなど、地域の実情を踏まえながら、今の御指摘の趣旨も踏まえ、具体的な数値目標の検討を進めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、医師の開業の支援についてでございます。県央部に医師が集中している。県北とか県西とか県南では、医師が不足している地域がございます。ぜひ開業の支援を行うべきではないか、県として支援をすべきではないかと思ひますので、お尋ねします。

○知事（河野俊嗣君） 開業医の方々も、地域医療の重要な担い手であるということでもあります。その地域偏在、また高齢化が、大変大きな課題になっております。同時に、地域医療の最後のとりでとも言える公的病院における医師不足というの、極めて深刻な状況でございます。県としましては、市町村を初めとする関係機関と連携しながら、公的病院などに勤務する医師の確保というものを最優先課題として、医師の招聘や若手医師の養成・確保などに取り組んでいるところでございまして、そういう取り

組みを通じて、医師の地域偏在などの解消に努めながら、地域医療の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 わかりました。そういう実態がありますので、お金がかかりますから、なかなか難しいというのはわかりますが、ぜひそういう誘導策もとっていく必要があるのではないかと考えております。

それから、消防本部の設置についてです。西白杵郡3町が合同で、消防本部、消防署を2015年4月に設置することになりました。新規雇用する35人程度を救急のスペシャリストとして育てるわけですが、県として、これまで常備消防の設置を要請してきたことが実ったもので、大変よかったなというふうに私も思っています。立ち上げと運用には多額の費用を要すると思ひますけれども、どの程度なのか。また、県はどのような支援を行うのかお尋ねします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 西白杵3町における消防の常備化に関しましては、ことし5月に3町による合意がなされたところであり、今後、人員体制や施設の規模など、具体的な検討に入るといふ状況でございます。したがって、常備化に係る費用につきましても、これから具体的な試算がなされると聞いているところです。県の支援につきましても、現行といたしましては、常備化に向けた取り組みに要する経費について、1町村当たり80万円を限度に補助金を交付する制度がございまして、今後とも、常備化の実現に向けて、情報提供や助言を行うなど、積極的に支援を考えてまいりたいと思ひます。

○鳥飼謙二議員 この間、ある町長さんにお会いしたら、「そんなお金は要りませんので、ぜひよろしくお願ひします」と消防操法大会で

言っておられましたので、ぜひ十分な検討をお願いしたいと思います。

それでは、県立病院事業会計決算についてお尋ねします。減価償却前利益が21億5,800万円と、黒字が6年連続しているというふうにして、各病院、病院局の頑張りに敬意を表するわけですが、どのように評価しておられるのかお尋ねします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立病院では、病院局が設置されました平成18年度以降、職員の経営参画意識の醸成を図りながら、7対1入院基本料を初めとする施設基準の取得、あるいは疾病ごとの包括請求方式でありますDPCの導入などによる収益の確保、また医療器械や薬剤等の共同購入や後発医薬品の採用など、徹底した経費節減に病院一丸となって取り組んでまいりました。その結果、平成23年度決算見込みにおいては、約2億2,000万円の赤字となりましたが、平成18年度以降、最も収支が改善したところをごさいますして、職員のコスト意識の向上など、赤字体質の改善も着実に進んできたものと考えております。病院局といたしましては、しっかりとした経営基盤を確立し、将来にわたり高度で良質な医療が提供できるよう、今後とも、職員一丸となりまして、さまざまな改革に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひ頑張っていたいただきたいと思ひます。

それから、慢性的な医師・看護師不足の現状についてお尋ねしたいと思ひます。この間、太田議員と一緒に延岡病院に行って、いろいろ実情をお聞きしてまいりましたけれども、3病院合わせますと、定数に対して67名の看護師が不足していると。そのような数字も私どもとしては考えておりますが、慢性的な医師・看護師不

足の現状、それからどのような確保策をとっているのかについてお尋ねいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） まず、医師でございますが、本年9月1日現在の医師数は、前年度比3名増の178名となっております、特に本年4月からは、宮崎病院の救命救急科と延岡病院の精神科に、それぞれ専門医1名を確保したところでございます。また、来年4月には、宮崎大学から、延岡病院の消化器内科に医師2名を派遣いただく予定であるなど、少しずつではありますが、医師確保が進んできております。しかしながら、一部の診療科は休診となっているなど、引き続き厳しい状況でございます。今後とも、医師確保に向けまして、各大学への派遣要請はもとよりであります、大学と連携した新たな取り組み——例えば、来年4月からの日南病院での総合医の育成も、病院側から見ますと、育成指導に携わる医師が新たに配置される予定でございますので、病院の診療機能のアップにもつながるものでございまして、このような取り組みも今後進めてまいりたいと考えております。次に、看護師でございます。県立病院には、現在、約970名の正規看護師がおりますが、このうち、常時100名以上が育児休業等で休んでいる状況でございまして、臨時職員による補充には限界がございます。このため、経験を有する看護師の試験を実施するなどして正規職員を増員し、補充に努めているほか、今年度からは、宮崎病院に加え、延岡病院におきましても院内保育を実施しまして、育児休業等を取得している職員が、早期に職場に復帰しやすい環境づくりに努めているところでございます。また、今年度からは、さらに採用試験の実施時期の前倒し等により受験者数を確保し、有能な人材の確保に努めているところでございませ

て、今後とも、経営状況等も勘案しながら、必要な看護師を確保しまして、良質な医療の提供に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 病院の最後なんですけれども、病院収益を上げるために、さまざまな努力をしてきていただきました。そこで、PT、OT、ST（言語聴覚士）のセラピストを積極的に増員して、収益を上げていくべきではないか、体制を強化していくべきではないかというふうに思うわけです。例えば、脳血管リハ3では、医師が1人、PT1人で、1単位が100点、1,000円ですね、20分のようなのですが。脳血管リハ2では、医師が1人、PT4名以上で190点。脳血管リハ1では、医師が2名で、PT等10名以上で245点というふうなことが出ております。これをふやすたびにかなりの収益が上がってくるということがございますので、ぜひ強化を図っていくべきだと思いますが、考え方をお尋ねいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） 今、鳥飼議員がPTと言われましたが、PTは理学療法士、OTが作業療法士でございますが、この理学療法士を初めとする医療スタッフについては、患者動向を踏まえた各病院からの要望あるいは診療報酬改定の状況に対応しながら、必要な人員の配置を行っているところでございます。具体的には、この4月に、宮崎病院リハビリテーション科に作業療法士1名を正規職員として初めて配置しましたほか、延岡病院でも理学療法士1名を増員したところでございます。今後とも、良質で高度な医療の提供はもとよりでございますが、収益確保を図る観点から、適正な配置に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○鳥飼謙二議員 ぜひよろしくお願ひいたしま

す。

次に、農業問題についてであります。

現在、毎年7,000万人、人口が地球でふえているということで、現在70億人——松形知事のころに60億人だなという話をしておりましたので、10億人ふえたわけですが、21世紀は飢餓の世紀と言われて久しいわけです。そういうようなことで、農業というのは、食料問題としてかなり重視していくべきだというふうに思っております。本県の農業生産は、温暖な気候、豊かな大地を生かして、畜産、野菜を中心に順調に伸びてきましたけれども、平成2年をピークに減少傾向にございます。この宮崎県の農業の現状と課題を、知事はどのように認識しておられるのかお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県を取り巻く現状、特に口蹄疫のような大きな災害のときには、その課題というものがあぶり出されたわけですが、担い手の減少、高齢化の進展、そういう構造的な問題もありますし、燃油とか配合飼料、これは海外に依存しているもので、その価格がどんどん高騰しているという大変厳しい状況があります。また、農畜産物価格の長期の低迷、牛肉などの消費の低迷など、いろいろあるわけでございます。しかしながら、食料を供給する農業——今、御指摘がありましたような世界的な人口爆発、70億人を超え、80億人に到達するのも、もうすぐではないかというふうに言われておるような状況の中で、確実に食料不足ということに見舞われるリスクがあるわけでございます。そういう中で、食料供給基地としての本県の役割をしっかりと果たしていく、農業を守り一層育てていく、また強みを生かしていくという発想での取り組みが大変重要であろうかというふうに考えております。第七次農業・

農村振興長期計画でも掲げておりますように、生産性を一層向上していくこと、また高付加価値化、さらには、所得や雇用を呼び込む6次産業化などを柱としまして、農業の成長産業化というものを実現していかななくてはならない、また担い手の確保、新しい参入を促すための環境づくり、そういったものに総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひよろしく願いいたします。

そこで、絞ってお尋ねします。農業法人が、農業生産法人342、一般農業法人309、合計651法人と急増しておるわけですけれども、本県農業産出額、これは3,073億と思いますが、この比率と、法人で働く雇用者の現状についてお尋ねいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 平成21年度の数字でございますけれども、平成21年度の本県の農業法人は559法人で、農業経営体4万6,218の1.2%であります。農業産出額に占める割合では、3,073億円のうち839億円で、全体の27.3%を占めると試算しております。また、農業法人における雇用の状況は、市町村による平成24年1月の農業法人実態調査によりますと、651法人のうち536法人から雇用があるとの回答がありまして、常時雇用者数が4,850人、臨時雇用者数が2,395人の合計で7,245人の雇用となっております。

○鳥飼謙二議員 法人数が、いただいた資料とはちょっと数字が違いましたが、それは結構です。また後で確認をさせていただきます。

農業法人では、7,245人働いておられるということですが、長続きせず、転職者が多いというふうにお聞きもするわけですけれども、現状はどのようになっているのでしょうか。

○農政水産部長(岡村 巖君) 本県で平成21年度から3年間実施いたしました「みやざき農業経営力強化支援事業」では、94農業法人で延べ282名の雇用創出が図られましたが、そのうち約25%に当たる72名が離職しております。農業法人を短期で離職する理由につきましては、一概には申し上げられませんが、自然相手の田舎暮らしを希望して農業法人に就職したものの、実際の農業現場になじめなかったというケースも見られるところでございます。県といたしましては、就農相談会等において、本県での暮らしや農業現場の実態を丁寧に説明することで、農業法人に就農された方がしっかりと定着し、これからの本県農業を支える人材として育成できるように努めてまいりたいと思っております。

○鳥飼謙二議員 なかなか難しい状況といたしますか、農業に対する情熱といたしますか、そういうことがあるというふうな御説明でございました。

それで、新しく農業従事者を確保するとして、青年就農給付金準備型に年間150万円で2年間、経営開始型が同じく年間150万円で5年間支給されることになりました。青年就農給付金はどのような人材を対象としているのか。また、事業への応募状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 青年就農給付金は、45歳未満の青年を対象に、研修中の就農希望者を支援する準備型と、独立して自営就農した方を支援する経営開始型とがあります。準備型では、県が認める研修機関等で1年以上の研修を受けることなどが、また、経営開始型では、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置づけられ、農業で生計が成り立つ実現可能な計画を有し、前年の所得が250万円未満であるこ

となどが要件とされております。事業の応募等の状況につきましては、準備型には44人の応募があり、経営開始型には、市町村から209人の要望が上がっているところでございます。

○鳥飼謙二議員 準備型が44人、それから経営開始型が209人というお答えでございました。これを多いと見るのかどうかというのは一つございますが、それはさておきまして、本県の新規就農者というのが平成23年度261名と、2～3年前からすると減少しつつあります。生産法人の従業員、退職者を、青年就農給付金を活用して自営の新規就農者へ誘導するとか、農業への就業を希望する多様な人材が就農できるように、県としても取り組む必要があると思っておりますけれども、お考えをお聞きます。

○農政水産部長(岡村 巖君) 青年就農給付金事業は、就農定着を目指す青年の所得を確保する事業であり、研修中の生活費や就農直後の所得の確保に不安を抱える若い就農希望者にとって、大きな後押しになるものと考えております。これに加えて、県といたしましても、就農のための支援といたしまして、就農計画の作成支援や技術習得のための研修の実施、設備投資の負担軽減のための補助事業や無利子資金の貸し付けなどを行うとともに、定着のための支援として、農業改良普及センターによる技術・経営指導や、先進農家によるマンツーマン指導などに取り組み、給付金事業の活用とあわせて、就農相談から定着まで、より一貫した支援を強化してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ありがとうございます。新規就農者をどう確保していくのかというのは大事な課題ですので、よろしく願い申し上げます。

最後に、みやざき臨海公園の活用についてお

尋ねいたします。

私は毎朝5時から——臨海公園の近くなものですから——1時間ほど歩きまして、途中でストレッチをしまして、帰ってきてラジオ体操を10分する。1時間半やっている。そうしたら、財政課の人が走ってきたりして会ったりするんですけども、そういうことを健康の維持のためにやっているわけです。そうしたら、ことは、臨海公園にウミガメがかなり上がってきて、それに会ったんです。私は、今までウミガメになかなか遭遇しなかったんですけども、やっと1回だけ、帰るところですけども、会いました。野生動物研究会の方が、そのウミガメの卵がどこで生まれたかというのを、統計で何個とか書かれており、大体100個ぐらい産むそうなんです。そういうことをやってきていただいておりますけれども、ウミガメはレッドデータブックの準絶滅危惧種に分類されているようで、貝類とかエビ、カニを餌とするようです。県内各地で産卵が確認されているとの報道がありますけれども、本県での実態と保護の現状について、これは教育長にお願いします。

○教育長(飛田 洋君) アカウミガメ及びその産卵地につきましては、県で昭和55年から天然記念物に指定いたしております。これまで、県内3カ所の野生動物研究会に、上陸数、それから産卵数の調査、さらには、波による流出のおそれがある卵を安全な場所に移しかえるなどの保護活動を委託してきたところであります。また、保護意識を高めるためのポスターを作成し、啓発活動にも努めてまいりました。そういう効果があって、近年では地域の皆様方によって、海岸の清掃活動をしていただいたり、学習会をしていただいたりしているところであります。それらの取り組みの結果、年度によって増

減はあるんですけども、本年度は、議員がおっしゃったように、過去最高の上陸数、産卵数を記録いたしております。一層の保護をしていきたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 知事、亀は2カ月したら海に帰るんですよ。そのときに、タイヤの跡とかあったら行けないんですね。ずっと行ってみると、そういうところはかなりありまして、港湾事務所で「こういうことがあるんですけど」と言ったら、早速鉄筋といますか棒を刺し、ロープを張ってもらって、すぐ対応していただいたりとか、危険箇所の整備とか、そういうことをすぐやっていただきましたので、知事に報告をしておきたいと思っております。

それで、この臨海公園はすばらしい施設でありますけれども、ぜひ県民に活用していただきたいと思っておりますが、夏場の海水浴場のほか、レストランなどにも活用できないかと思うわけですけども、その活用状況についてお尋ねいたします。これは県土整備部長。

○県土整備部長（濱田良和君） みやざき臨海公園には、海水浴のほか、マリンスポーツにも利用できるビーチやマリナーなどの施設がございまして、海洋性レクリエーションが手軽に楽しめる公園として、広く県民の皆様にご利用いただいております。施設の利用状況でございますが、各種スポーツ大会やレクリエーションに加え、近年では、口蹄疫復興イベントも開催されておまして、利用者数は、平成19年度の約19万人から平成23年度には約24万人と、約5万人の増加となっております。

○鳥飼謙二議員 最後になります。多目的広場の利用料が、1平米当たり2円何十銭ということになっているんですけども、1.5ヘクタールありますので、大体3万ですか、その程度にな

るんです。大きなイベントが開催されて、入場料を7,000円ぐらい取って1億円以上の収入があるところもあるんです。そこも同じではいかかかなと思っておりますが、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 多目的広場については、県民の皆様幅広く利用していただくことを目的としておりますので、観客から料金を徴収するイベントについては、原則、使用を許可しないことにしております。平成13年の開設以来、これまで3回、そういったイベントが実施されておりますが、いずれも口蹄疫復興や東北地方の被災地を支援することを目的に開催されていることから、公益性が認められるということで許可したものでございまして、使用料についても、条例に基づき、通常の料金を徴収しているところでございます。

○鳥飼謙二議員 以上で終わりますが、やはり同じではおかしいと思うんですね。しっかり検討していただいて——一方は1億円の収入があつて、一方は3万円をお支払いするだけですから、これは十分検討をお願いしたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山三博議長 以上で代表質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時16分散会

9月14日（金）

平成 24 年 9 月 14 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 6 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 7 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 8 番 | 岩 下 斌 彦 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 15 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 16 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 17 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 18 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |
| 25 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 34 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 35 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 中 野 一 則 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 洋 |
| 教 育 長 | 飛 田 達 也 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 尊 秋 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 博 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 内 戸 保 博 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 稔 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 幸 徳 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 昭 藏 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 一 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 一般質問

○中野一則副議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、後藤哲朗議員。

○後藤哲朗議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。後藤哲朗でございます。傍聴席は相変わらず寂しい限りでございますが、東九州自動車道の開通、九州中央自動車道の整備が促進されれば、県北から若干お越しいただけるんじゃないかなと期待をしておるところでございます。

それでは、一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

ようやく暑い夏を終えようとしています。私の夏といえば、お盆、終戦記念日、そして高校野球、甲子園であります。さらにことはロンドンオリンピック及びパラリンピックで選手からたくさんの感動と元気を与えてもらいました。特に、本県延岡出身の松田丈志選手の活躍は皆様御承知のとおりであります。改めてスポーツの意義、スポーツの持つ魅力、そして大切さを痛感いたしました。

さて、御案内のように、本県は10数年後に2巡目の国体の開催という大きな課題を抱えています。そのような中にありまして、行財政改革の視点から知事は、原則として箱物凍結という言葉が事あるごとに述べられ、スポーツ施設の

新設には厳しい姿勢を示されています。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に欠かすことができないものと考えます。そこで、知事にスポーツ振興に対する基本姿勢について、まず2点お尋ねいたします。

1点目は、2巡目の国体開催を見据えて、スポーツ施設の整備を進めていく必要があると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

2点目は、スポーツ施設の整備に当たっては、県央集中ではなく分散して設置するべきと考えますが、県北地区に大規模な大会を開催できるプールを整備するお考えはないか、御所見をお伺いいたします。

次に、私の母校は、外山衛先輩の日南高校、その前の年の夏の甲子園に出場しました延岡高校であり、1年下のメンバーたちでした。1年上の先輩方、そして同級生が県大会、九州大会、強豪との遠征試合等々で徐々に強くなっていったのが鮮明に記憶として残っております。以来、大の甲子園ファンでありまして、あのアルプススタンドからの応援は、ふるさと宮崎への愛のエールと思っております。そこで、知事の肝いりでスタートしました「夢・実現 甲子園優勝プロジェクト」であります。甲子園優勝に向けてさらに支援を強化するべきだと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、地域福祉の推進による安全・安心なまちづくりについてお尋ねいたします。

地域福祉とは、誰もが住みなれた家庭や地域で安心して生き生きとした生活が送れるよう、困ったこと、悩み事を制度によるサービスを利用するだけでなく、地域においてお互いに助けられたり助けたり、持ちつ持たれつ、お互いさまという対等な相互の関係を築きながら、とも

に生き、支え合う地域社会を実現しようとする
ことです。昨年6月に策定されました宮崎県総
合計画「未来みやざき創造プラン」アクション
プランでは、安心して充実した「暮らし」構築プ
ログラムの重点項目1で、地域における福祉が
充実したくらしづくりの取り組みとして、福祉
・保健・介護・医療の連携による地域の支援体
制の整備をうたっております。また、重点項目
4では、地域ぐるみで取り組む安全・安心なま
ちづくりを掲げ、犯罪が起きにくいまちづくり、
交通事故のないまちづくりをうたっております。
これらの取り組みは、福祉のみならず、警察を
初め、教育委員会等との連携が必要になってく
るわけであり、そのほか、医師会、病院、保健
所等も考えられるところです。これら県レベル
での縦型組織での役割分担は、地域レベルでは
横同士の連携がとれていることが最も重要と思
います。そこで、地域レベルで連携をとるため
に、県レベルで連携をとった上で市町村や地域
と一体となって取り組むことが大変有益なもの
であると考えますが、総合計画の牽引役であり、
調整役でもある稲用総合政策部長に御所見をお
伺いいたします。

次に、県では、「共に支え合い、助け合う安
心な福祉社会づくり」を目指して、地域福祉支
援計画を昨年の3月に策定しています。そこで、
施策の展開の中で2点について土持福祉保健部
長にお尋ねいたします。

1点目は、地域福祉を支える人づくり、地域
活動のためのボランティアやリーダーの養成に
係る主な取り組みについて御所見をお伺いいた
します。

2点目は、みんなで支え合う仕組みづくり、
小地域における地域福祉を推進する拠点づくりに
係る支援策について御所見をお伺いいたしま

す。

次に、コンビニエンスストア各社との連携強
化についてお尋ねいたします。

コンビニ各社においては近年、地産地消や健
康増進、高齢者支援、環境問題等の取り組み等
による地域活性化を目的とした包括連携協定を
都道府県と締結する動きが広がる中、本県にお
いても企業との協働推進の観点から、平成19年
6月のローソンとの協定締結を初め、これまで
に3社と包括協定を締結し、相互の連携を強化
し、地域の活性化を図ることとしています。そ
こで、本県とコンビニエンスストアとの包括協
定の締結状況及び実際の連携状況について、稲
用総合政策部長にお伺いいたします。

次に、中山間地域対策について、3点お尋ね
いたします。

まずは、所要の改正と有効期限の10カ年延長
が提案され、去る6月に成立、公布され、来年
の4月1日から施行される予定の改正離島振興
法についてお尋ねいたします。主務大臣の追加
に見られますように、これまでの国土交通、総
務、農林水産に加え、厚生労働、文部科学、経
済産業、環境が追加され、事業計画が広範囲に
及ぶことが今回の改正の特徴の一つであります。
今後は、離島振興基本方針に基づき、振興計画
の作成、そして離島活性化交付金等事業計画の
作成となります。延岡市島浦町では、御案内の
とおり、離島振興の対象でいきいき集落にも設
定されているところであり、長年の課題であつ
た人の往来、物資の流通費用の低廉化、妊婦へ
の支援、子供の修学支援、地震・津波防災対策
等の交付金化、そして振興計画案の作成では、
住民の意見を反映させるための必要な措置を実
施することなどが今回の改正のポイントになつ
ているようです。そこで、このたび改正された

離島振興法についてどのように受けとめておられるのか、また次期離島振興計画策定に当たっては各市とどのように連携を図っていかれるのか、稲用総合政策部長に御所見をお伺いいたします。

2点目は、買い物弱者対策についてお尋ねいたします。過疎化、高齢化の進展や、小売店の廃業、路線バスの廃止などにより、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている、いわゆる買い物弱者は増加の傾向にあると言われております。さて、県商工会連合会では昨年度から「お年寄りに優しいSHOPPING（買い物）調査研究事業」、本年度は「お年寄りにやさしい買い物弱者対策社会実験事業」を行っています。その実施主体である委員会に県からは、商業支援課、長寿介護課、中山間・地域政策課が参画しているところであります。そこで、中山間地域における買い物弱者対策について、県の取り組みを米原商工観光労働部長にお伺いいたします。

次に、中山間地域における道路の整備についてお尋ねいたします。延岡市教育委員会におきましては、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するため、小中学校の再編計画を策定したところであり、北方地区におきましては4つの小学校と1つの中学校を再編し、平成26年4月に、北方小中一貫校（仮称）が現在の北方中学校に設置される予定です。これに伴い、県道上祝子綱の瀬線及び大保下曾木停車場線をスクールバスで通学する児童生徒の通学時間がこれまで以上に長くなります。これらの路線は深い溪谷や急峻な山稜の麓にあり、線形が悪くカーブが急で幅員も狭いため、バスの安全走行が不安視されております。そこで、平成26年4月の開校に向けて、児童生徒が安全で安心して

通学できるように、この2つの県道整備について濱田県土整備部長の御所見をお伺いいたします。

次に、産業の振興、企業立地の推進、クレアパーク延岡工業団地企業立地促進協議会についてお尋ねいたします。

東九州メディカルバレー構想において、地域活性化総合特区としての金融支援策が国の認定を受け、また県北の地場企業1社が医療機器製造業許可を取得するなど、徐々にではありますが、構想の実現に向けた取り組みが進展しております。そのような中、クレアパーク延岡工業団地第2工区への企業誘致につきましては、5月18日に、県、延岡市及び関係機関とクレアパーク延岡工業団地企業立地促進協議会を設立し、情報の共有化を図るとともに、機動性のある、より効率的な誘致活動に取り組んでいかれるとお聞きしております。そこで、今後のような活動を展開していかれるのか、米原商工観光労働部長に御所見をお伺いいたします。

次に、水産業の振興、表層型浮き魚礁「うみさち3号」の再設置についてお尋ねいたします。

水産業の振興につきましては、「儲かる水産業実現アクションプラン」「儲かる漁業実現プロジェクト推進事業」の確実な遂行を大いに期待しているところであります。さて、去る6月15日に魚礁「うみさち3号」に搭載した全地球測位システム（GPS）の情報で本来の設置場所から流されていることが判明、同23日に遠見半島沖まで曳航して、チェーンなどを取り外した後、陸揚げされています。この「うみさち3号」は、日向灘沖に設置されている表層型5基の1つで、県内漁業者の生活の糧となっている大変重要な魚礁であり、漁業を取り巻く情勢については引き続き大変厳しいものがあります。

そこで、この魚礁の早急な再設置が必要と思いますが、再設置に向けた取り組み状況について、岡村農政水産部長に御所見をお伺いいたします。

次に、家庭教育の支援について2点お尋ねいたします。

先月20日、県民総ぐるみきずなづくり、子供を守るきずなづくり、企業による教育支援のきずなづくり等のテーマで、教育委員会、教育庁生涯学習課の皆さんの御尽力のもと、県の武道館で「県民総ぐるみ教育フェスティバル」が開催されました。学校、家庭、地域のきずなを考えさせられるすばらしい内容だったと、参加者からお聞きしました。そこで、この開催の趣旨と期待される効果について、飛田教育長に御所見をお伺いいたします。

次に、親の学びの推進についてお尋ねいたします。教育基本法第10条第2項には、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と明記されています。親学は、もともと臨教審答申に「親となるための学習」という文言で盛り込まれ、政府の教育再生会議第1次報告にも、「教育委員会、自治体及び関係機関は、これから親になる全ての人たちや乳幼児期の子供を持つ保護者に、親として必要な「親学」を学ぶ機会を提供する」と明記されています。子供たち、児童生徒に対して、先生、教師の皆さん方が幾ら頑張っても、努力しても、家庭や親の教育力の低下の懸念が払拭されていないのが現状ではないでしょうか。そこで、家庭教育の充実を図るために子供の発達の段階に応じた親の学びが必要であると考えますが、飛田教育長の御所見をお伺いいたします。

最後に、生活道路の交通環境整備についてお尋ねいたします。

警察署と市町村道路管理者が提携して生活道路の交通事故防止対策を推進する「ゾーン30」は、生活道路の交通安全対策として有効な施策であると思います。九州で最初に導入しました福岡県博多区板付小学校周辺で実際、車を運転し、通学路を歩いてきました。その抑止効果等を検証してきたところであります。そこで、この生活道路対策「ゾーン30」の具体的な対策と今後の取り組みについて、加藤警察本部長にお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

質問者席からの再質問もさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、スポーツ施設の整備についてであります。県有のスポーツ施設は、昭和54年の宮崎国体前に宮崎市の県総合運動公園に整備したものがほとんどであります。多くの施設は30年以上を経過し、老朽化しておりますが、厳しい財政状況の中、新たな施設の整備は難しいことから、既存のスポーツ施設について定期的な改修や維持補修を行っているところであります。今後、2巡目となる国体——これまでのローテーションでいきますと10数年から20年後というところになるかというふうに考えておりますが——その開催の検討がなされる際には、2点ほど検討すべき点がございまして、まず前回の国体はほとんど県の県有施設で行われたということでございまして、今、市町村でもいろんな施設の整備が進む中で、どのような県と市の施設の役割分担をする中で開催するのかという検討も必要

になってまいりますし、さらに県総合運動公園等の施設の計画的な改修や整備について検討することが必要になってくると考えております。

次に、県北地区へのプール整備についてであります。県有のスポーツ施設につきましては、県レベルの各種大会や全国レベル、国際レベルの競技場としまして、利用者の利便性や施設が集中していることのメリットなどを考慮しまして、県総合運動公園を中心に整備をしてまいりました。こうした集中的な整備という方針について今後どのように考えるのかということを整理する必要があるかというふうに考えておるところでございます。昨今の厳しい財政状況の中、いわゆる箱物整備については原則、新規着工を凍結しているところでもありますので、県北地域に新たなプールを整備するということは現時点においては非常に難しいというふうに考えておるところでございます。

なお、先日、松田選手に県民栄誉特別賞を、久世由美子コーチに感謝状を贈呈したわけでございますが、そのときに久世コーチからも、ぜひプールの整備をという強い要望をいただいたところでございます。松田選手、また久世コーチが、自分たちが頑張ることによって水泳の振興、さらには延岡市の発展に何とか貢献できないかと。その熱い思いというものは我々としてもしっかり受けとめ、応えていくことが必要なのではないか、そのように思っておるところでございます。具体的にどうするという答えを今持っているわけではないわけでございますが、地元延岡市とも相談をしながら、どのような対応が可能なのかということは考えてまいりたいというふうに考えております。

最後に、甲子園優勝に向けての支援についてであります。本年度から新たに県高校野球連盟

と連携をしながら、競技力強化推進校の指定や全国の強豪校との招待試合などの取り組みを進めているところであります。今回、夏の甲子園大会の県予選では、この推進校による優勝は成らなかったところであります。また、ノーシードから本大会に勝ち進んだ宮崎工業は、よく頑張ったところでございますが、残念ながら、強豪相手に惜しい初戦敗退というところでございます。大会参加の選手や関係者の皆様からお聞きする言葉に、「甲子園で優勝したい」という積極的な発言が多く聞かれ、本県高校野球界が明確な目標に向かって確かな一歩を踏み出したのではないかとこのように捉えておるところでございます。これまでもやもやしていたものが、大きな目標を示して、それに向けて関係者が共有をして心を一つにして歩き出した、進み始めた、そこに大きな意義があるというふうに考えております。甲子園優勝への道のりは一朝一夕になし遂げられるものではない大変な難しいことだと思っておりますし、県の支援だけでどうにかなるという話ではないというふうに思っておりますが、今後とも、県高野連を初めとする関係団体と十分に連携を図り、対策をしっかり検証しながら、県としてもより効果的な支援を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（稲用博美君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、地域福祉の推進に係る県と地域の連携についてであります。福祉・保健・介護・医療の連携、あるいは犯罪や交通事故のないまちづくりといった地域課題を解決するに当たっては、さまざまな分野が関連してまいりますので、幅広く市町村や関係機関、関係者が連携協働していくことが重要であるというふうに考えてお

ります。そのためには、県レベル及び地域レベルのそれぞれの組織における横の連携、さらには県レベルと地域レベルにおける縦の連携を強化し、創意工夫を凝らしながら、的確に解決策を見出していく体制を構築していくことが大事となってまいります。総合政策部としましても、県民総力戦の旗印のもと、こうした県と地域におけるさまざまな連携が強化され、より効果的、効率的に課題解決が図られていくよう総合調整力を発揮してまいりたいというふうに考えております。

次に、コンビニエンスストアとの協定についてであります。コンビニエンスストアは、県内各地に店舗を有し、地域住民の利便性の向上を初め、新商品の開発・販売や情報発進力など多くの機能を有しております。このため県では、コンビニエンスストアとの連携を深め、地域の活性化と県民サービスの向上を図ることを目的に、株式会社ローソン、株式会社セブンイレブン・ジャパン及び株式会社南九州ファミリーマートの3社と包括協定を締結しております。これらの協定に基づきまして、県の特産品を活用した商品開発・販売を初め、県の広報・観光関連パンフレット等の設置によります情報発信への協力、また口蹄疫や新燃岳による被害への義援金やみどりの募金への協力、さらには子供等の安全・安心の確保などへのサポートや、災害時における物資の供給に関する協力など、多方面にわたる連携協働を進めているところであります。

次に、離島振興法の改正についてであります。今回の改正につきましても、国の領域等の保全など、離島の担っている役割の重要性に鑑み、国が離島の振興施策を実施する責務を有する規定を新たに設けるとともに、自然環境保全対策、

エネルギー対策の推進等の施策の充実や、ソフト事業を中心とした新たな交付金制度の創設等、近年の離島を取り巻く環境を踏まえた内容となっております。本県の対象地域であります島野浦島、大島、築島におきましても、いずれも人口の流出が顕著であり、その活性化を図ることは大変重要であると認識しておりますので、今回の法改正の趣旨も十分踏まえた離島振興計画の策定等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、離島振興計画策定に当たっての各市との連携についてであります。改正離島振興法に基づく離島振興計画は、今後、国が公表を予定しております離島振興方針に基づき、市が作成する離島振興計画案の内容を反映し、県が定めることとされております。また、今回の法改正では、市町村がその計画案を作成する際には、地域住民の意見を反映させるための措置を講じる旨の規定が新たに盛り込まれております。県といたしましては、離島振興方針策定等の動向など随時情報の提供を行い、各市の計画案が円滑に策定されるよう必要な支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○福祉保健部長（土持正弘君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、地域福祉を支えるボランティアやリーダーの養成に係る主な取り組みについてでございます。地域福祉を推進するためには、住民を初め、福祉・保健・医療の関係者やNPO、ボランティアなどの多様な主体が協働し、支え合うことが重要であり、その活動を推進するリーダーを育成する必要があります。このため、県におきましても、平成19年度から、地域の中で指導力や調整力を持ったキーパーソンとなる地

域福祉コーディネーターの養成研修を実施しており、これまでに289名を養成したところであります。今後とも、県民の地域福祉に関する理解を深めるとともに、地域福祉を支える人づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、小地域における地域福祉を推進する拠点づくりに係る支援策についてであります。近年、家族や地域での支え合い機能の低下や住民相互の社会的なつながりの希薄化など、地域のセーフティーネット機能が脆弱化してきております。このような中、誰もが身近な地域で安心して暮らせるようにするためには、いわゆる自助、共助、公助の連携を図る取り組みが必要であると認識しております。このため県では、市町村における地域福祉計画の策定を支援するとともに、地域住民が主体となって行う見守りネットワークの形成や、ふれあいいきいきサロン活動などに対しまして補助を行っているところであります。今後とも、市町村と連携いたしまして、地域福祉推進のための取り組みを支援してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（米原隆夫君）〔登壇〕

お答えいたします。

まず、中山間地域における買い物弱者対策についてであります。買い物弱者の問題につきましては、本県におきましても、高齢化の進展等により今後ますます大きな課題になるものと考えております。このような中、例えば美郷町では平成22年度から、県の「まちなか商業再生支援事業」等を活用して、町の商工会と社会福祉協議会が主体となり、ひとり暮らし高齢者世帯を対象とした見守りを兼ねた宅配事業や、店舗の少ない地域の公民館で食料品等を販売する「出前商店街」に取り組んでいるところであり

ます。この結果、買い物などの利便性が向上したほか、利用者の安否確認や高齢者同士の交流促進にも効果が上がっていると伺っております。しかしながら、事業費の大半を補助金で賄っていることから、事業の継続性や採算性をどう確保するかが大きな課題となっているところであります。この問題は、商業のみならず、地域住民の生活支援や地域福祉の視点にもかかわってくる問題でもありますので、今後とも引き続き、関係部局や市町村、関係団体と連携し、地域の実情に応じた多様なサービスについて検討してまいりたいと考えております。

次に、クレアパーク延岡工業団地企業立地促進協議会についてであります。県では、クレアパーク延岡工業団地への企業立地を促進するため、延岡市や宮崎県産業支援財団などの関係機関とともに、本年5月に企業立地促進協議会を設立したところであります。本協議会では、現在、団地のPRパンフレットの作成を進めておりまして、今後、東九州メディカルバレー構想の推進も踏まえながら、県と市が一体となって企業訪問活動や全国規模の工業見本市等でのPRブースの設置を行うなど、積極的な立地活動に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（岡村 巖君）〔登壇〕 お答えいたします。

浮き魚礁の再設置についてであります。御承知のとおり、浮き魚礁「うみさち3号」につきましては、6月15日に流出を確認し、その後、30日に、本体及び係留ケーブル等を延岡新港に陸揚げいたしました。浮き魚礁の存在により漁船は、漁場を探索するための余分な燃料を使わずに済み、効率的な操業が可能となることから、県としても漁業者の経営安定のため、可

能な限り早期に再設置できることが大変重要であると認識をしております。今後、外部有識者を交えた原因究明委員会を設置し、このような事故の再発防止を図りますとともに、再設置に向け、国と具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（濱田良和君）〔登壇〕 お答えいたします。

県道上祝子綱の瀬線及び大保下曾木停車場線の整備についてであります。まず、県道上祝子綱の瀬線につきましては、通行車両の安全確保を図るため、現在、瀧下地区におきまして、待避所の整備を進めているところでありまして、本年度は、さらに菅原地区におきましても整備を行うこととしております。また、県道大保下曾木停車場線につきましては、平成22年度から藤の木地区におきまして、部分的な改良や待避所などを設置することによりまして、見通しをよくしたり、離合場所を確保することを目的としまして、1.5車線の道路整備に取り組んでいるところであります。計画では18カ所の整備を予定しておりまして、これまでに2カ所を完了し、本年度は4カ所を整備することとしております。議員御指摘のように、今後、スクールバスの運行区間が延びることで両路線の整備はさらに重要になりますことから、現在取り組んでいる事業をできるだけ早く進め、安全な交通が確保されますよう努めてまいりたいと存じます。〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、県民総ぐるみ教育フェスティバルについてであります。近年、人間関係の希薄化などが指摘されておりますが、学校、家庭、地域や企業・団体などが一体となって宮崎の教育を前

進させたい、そういう強い思いから、ことし初めてこのフェスティバルを開催いたしました。

「絆」をメインテーマに、「あいさつこそ絆づくりの原点」という基調講演、さまざまな分科会、企業の教育支援活動の紹介などを行い、全県下から教職員、保護者の方々はもとより、企業の方、NPOの方など、750名を超える参加をいただき、「地域のきずなの大切さを再認識した」などの感想をいただきました。今後、参加者の方々が、子供たちのためにとという熱い思いで、挨拶見守り活動や、学校支援ボランティアに取り組んでいただくなど、まさに県民総ぐるみの教育が前進するきっかけになるものと期待いたしております。

次に、子供の発達の段階に応じた親の学びについてであります。親の行動や考えは、子供にとって最も身近なお手本であり、子供の未来を切り開く鍵にもなると私は考えております。現在、県教育委員会では、保護者を対象とした家庭教育学級の開催や、家庭教育支援ボランティアの養成、読書によって親子のきずなを深める家読運動など、家庭の教育力向上のためのさまざまな施策に取り組んでおります。このような中ではありますが、近年、核家族化などにより親のあるべき姿を学ぶ機会が少なくなってきたと感じておりますので、今後、青少年など、将来、親となる世代も含めて、親子のコミュニケーションづくりや子育てに必要な知識など、親として必要な学びの支援にこれまで以上に力を入れていく必要があると考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（加藤達也君）〔登壇〕 お答えします。

生活道路対策についてであります。「ゾーン30」とは、幹線道路に隣接する住宅地域等の

生活道路における交通事故防止を目的に、ゾーン内を一律に時速30キロメートルの速度規制を行うとともに、通過交通を抑制し、地域住民の安全を確保しようとするものであります。具体的には、スピード抑制のため、ドライバーが明確に認識できるよう、「ゾーン30」の標識・標示を行うとともに、歩行者の安全確保のために路側帯の拡幅やカラー舗装を行うこととしております。また、通過交通の抑制を図るため、一方通行や大型車の通行禁止等の規制を行うこととしております。この事業は、平成28年度までの継続事業であり、県内31カ所を整備する計画であります。今年度は県内で4カ所を整備することとしておりますが、この中には小学校が含まれるところもありますことから、通学路の安全対策の一環にもなると考えております。なお、この「ゾーン30」の整備に当たっては、地域住民の意見を聞きながら、道路管理者等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○後藤哲朗議員 それぞれに御答弁いただきましてありがとうございます。理解を深めるため、提言、要望を交えながら再度質問を行いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、地域福祉の推進、安全・安心なまちづくりについてお尋ねいたします。主質問でも述べましたが、県総合計画における安心で充実した「暮らし」構築プログラムの推進に当たっては、従来型の縦組織ではなく地域密着型の横断的な組織、地域住民による支え合いの仕組みによって地域福祉を進める地区社会福祉協議会等の活動を支援することが、一番安全・安心なまちづくりにつながっていく有効な方法じゃないかなと、そのように思っている次第です。地域では多くの課題を抱える中、関係課の

連携が必要となってまいりますが、これらの連絡調整が具体的にはどのような形でなされているのか、稲用総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） さまざまな課題を解決するためには、まず県庁内での横の連絡、そういうものをしっかりとっていくということが非常に重要であるというふうに思っております。そのためにこれまで、それぞれのテーマごとに推進会議等を設けまして、基本的には主管部局が関係する部局と連携協力をしながら、事業の推進、課題への対応というものをやっているところでありまして。私ども総合政策部ということで、総合調整というような役割を担っておるわけですが、各部局の課題等の把握に努めるということが一つ、それから部局間の調整、あるいは推進会議、これにも直接参加をいたしまして、対応しているということでありまして。今後、施策の効果を最大限発揮できるようにということでは、総合政策部としてはいろんなところに関与してまいりたいというふうに考えております。

○後藤哲朗議員 わかりました。今回の組織改正、機構改革——やはり総合政策部というのは、はっきり総合計画の牽引役であるとうたわれておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

次に、地域を支える人づくりについて要望させていただきます。答弁にありましたように、県民、地域の方々にまずは地域福祉に関する理解を深めてもらうことが一番大切だという御答弁でございました。地域福祉を支えていただいている中に、民生委員さんへの理解も大事なことではないかなと私は思っております。民生委員さんへ香淳皇后より贈られた有名な歌があります。「さちうすき人の杖とも柱ともなりてい

たわる人そとうとき」、このとうとい人たち、地域で福祉を支えていただいている方々が高齢となりつつあります。この歌も昭和30年代の歌であります。人材不足が顕著になってきておりまして、やはり人づくり、地域における福祉に携わる人づくりというのが喫緊の課題と思われまますので、福祉保健部長、どうかよろしく願いをしておきます。

続きまして、コンビニエンスストアとの連携強化についてお尋ねをいたします。実は先般、私は、産学官連携で先進県であると言われていた岡山県に行つてまいりました。と申しますのは、大学の学生さんたちとコンビニエンスストア各社と県の農政の部門で開発した地産地消弁当というのが数年前からヒット商品だと、そういうことで行つてまいりまして、実はちょうど私が行ったときにも、サークルKサンクス店で、「おかやま地産地消弁当コンクール」というのをやっております、この応募者が非常に多いと。宮崎県にも食と農を考える県民会議というすばらしい会議がございます。地産地消あるいは食育関連。ここも岡山県食料自給率向上対策会議、その中で音頭をとっているのがJA関係、畜産、そして岡山県栄養士会さんです。宮崎県の食と農を考える県民会議でも、やはり栄養士会さんが一生懸命頑張っていますが、コンビニとの連携、食と農を考える県民会議におきましては、1社しか入っておりません。出口——マーケット・インと言われますけれども、販路はありませんけれども、やはりそういった方々にもぜひ入会していただいて、地産地消を打っていく。特にコンビニさんというのは子供さんからお年寄りまで利用されているということで、非常に認知された、地域に貢献しているお店だということで、コンビニさんも行政との連携を

とろうとしているので、その辺をお願いしたいと思います。食の地産地消の推進に関して、県内のコンビニエンスストアと連携した取り組みをさらに推進する必要がありますが、岡村農政水産部長に御所見をお伺いします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 消費者にとって身近な存在となっているコンビニとの連携は、本県の農畜水産物のPRや消費拡大を図る上で大変有効であり、食の地産地消を推進するために大変有意義であると認識しております。これまで県としましては、商品ブランドであるめろめろメロンを使った菓子パンやスイーツ、また佐土原ナスなどの地域特産品を活用した地産地消弁当など、数多くの商品開発を支援してきたところでございます。今後は、本県の豊かな食材をもとにした新商品の開発支援にとどまらず、6次産業化などの新たな取り組みにより開発されました商品の提案など、マーケット・インを重視した新たな生産・販売戦略全般を強化していくという観点からも、コンビニとの連携をさらに一層進めてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 次に、やはりコンビニエンスストアとの協働なんですが、県外の消費者に向け効果的な情報発信が可能になるのではないかと考えます。これまでにそのような取り組みは行っていないのか、米原商工観光労働部長にお聞きします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 全国に数多くの店舗を展開し、毎日多くの方が利用するコンビニエンスストアとの連携は、県外で宮崎を発信する上で有効であると考えております。このため、平成19年度から大手コンビニエンスストアと連携し、首都圏の店舗を中心に県産品を使用した弁当やおにぎり、デザートなどを集中的に販売する「宮崎フェア」を実施してまい

りました。特に平成22年の9月と11月に口蹄疫復興支援と銘打って、大手2社とそれぞれ連携して取り組んだ「宮崎フェア」では、全国で合わせて9,250店舗において30品目以上が販売され、口蹄疫からの復興を目指す宮崎を強くアピールすることができたものと考えております。このほか、大手スーパーやファストフード店と協働して情報発信した事例もあり、今後も、コンビニエンスストアを初め、こうした情報発信力を有する企業とのコラボレーションを進め、本県の多彩な魅力を全国にアピールしてまいりたいと考えております。

○後藤哲朗議員 主質問、再質問と、コンビニエンスストア各社との連携、企業協働、地産地消を初めとした各種展開について提言をしながら質問させていただきましたが、実は最終の目的は、広範囲なフードビジネスの展開、宮崎ブランドの新展開にコンビニとの連携を模索しながら、ひいては生産、製造、加工、流通等の拠点整備であります。道路が整備されます。コンビニ各社ともそういった加工、拠点整備を狙っておりますので、その辺の連携をしながら、どうか宮崎県内にいかがですかという企業誘致を含め、そういった取り組みも大事じゃないかなということで提言をさせていただきました。

続きまして、買い物弱者対策事業についてお尋ねをさせていただきます。実は先ほど申しました岡山県は、鳥取県と県境ということで、中山間地域対策問題、特に買い物弱者対策に非常に頭を痛めているところでありまして、ここが移動販売車等々の補助に3分の2の200万の助成をしている。移動販売車等々は最初の初期経費がかかるということでそれに——ただ言っていましたのは、やはりどうしても品ぞろえの面に課題があるということで、今度はコンビニとの

模索をしているんです。品ぞろえはなかなか厳しいと。採算、事業継続性にならないと。実は私どもの会派の先輩方有志とJA芦北、熊本県の芦北に行ってみました。ここがコンビニさんとJAがタイアップして買い物弱者対策をしております。というのが、品ぞろえをコンビニに任せて、JAさんがデリバリー、御用聞きを担当するというので、これは画期的な取り組みじゃないかと。これは行政の持ち出しがないということなんですね。民間ができることは民間にが原則ですので、商業振興——地域にあるお店屋さんを大事にしながら、採算性がとれないところをどう補助していくか、その辺にポイントがあるんじゃないかなということです。

そこで、美郷町の取り組みにありましたように、県の事業を活用し、町の商工会と社会福祉協議会が主体となりまして、買い物支援や安否確認とを組み合わせた、これは新しい福祉商業のモデル構築に取り組まれております。まさに地域の実情に応じた多様なサービスについて検討していかないといけない次期課題かなと、そのように思っております。そこで、昨年度、県商工会連合会が実施しました「お年寄りに優しいSHOPPING(買い物)調査研究事業」の結果について米原商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 御質問のありました事業で取りまとめました報告書によりますと、まず県内約3,400名の高齢者の方々へのアンケートでは、買い物に不便を感じている方は全体の27%であり、快適な買い物をする上では、「歩いて行けるところに店が欲しい」「バスや電車の充実」「移動販売」といった要望が多いなどの結果が出ております。一方、県内39商工会の事業者への実態調査や先進地視察

の結果から、後継者不足や採算性の確保といった問題があることも指摘されているところであります。この事業全体を通じては、買い物弱者へのケアを商業者や商工会が単独で行うことに限界があり、行政や社会福祉協議会など関係機関と連携を図りながら事業を推進する必要があることや、引き続き、問題の解決につながる取り組みが必要なことなどが今後の課題とされたところであります。

○後藤哲朗議員 昨年度の調査研究事業を受けまして、今年度は「お年寄りにやさしい買い物弱者対策社会実験事業」を実施していると聞いておりますが、その取り組み内容についてお聞かせください。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 昨年度の調査研究事業の結果を受け、今年度、食料品店が少ない川南町通浜地区では店舗の開設、商店との距離がある諸塚村の七ツ山地区及び立岩地区では移動販売を実施することとし、これをモデル事業として8月から半年間の社会実験を行っているところであります。この中で、地域住民の商品ニーズ、運営形態、行政や福祉団体等との連携やコミュニティー機能のあり方などを検証することにより、継続的な事業展開が図られるような手法の構築を目指すこととしております。

○後藤哲朗議員 よろしく願いしておきます。

次に、離島振興法の改正について要望といたしますか、質問させていただきます。実は今回のポイントは、介護サービスや通学支援、自然環境保全対策・エネルギー対策の推進、防災対策推進等の施策の充実や、ソフト事業を中心とした新たな交付金制度の創設にあります。事業の選択と集中ではなく、あれもこれも取り合い的要素がはっきり言って強いと。ばらまきとは

さすがに言いませんけれども、この要素が非常に強い施策じゃないかなと思っております。そうなりますと、本気で離島振興に当たっていただき、県と、該当は日南市、串間市、そして延岡市なんですが、その連携、特に県の国からの情報収集力、そして指導力等にかかってまいります。実際いかにお金を持ってくるかが今回の改正のポイントですので、その辺は十分お含みをいただいて、頑張っていたきたいと思っておりますが、決意を含め、部長のほうにひとつ。

○総合政策部長（稲用博美君） 国のほうで方針がまた示されてくるということになります。そういうことの中で、しっかりとした計画をまずつくるということが大事になると思いますが、今、御質問ありましたような新しい制度としての交付金、必要な交付金というものを宮崎県に配分いただけるような努力をしっかりとしたいと思います。

○後藤哲朗議員 ありがとうございます。

先ほど言いました地域福祉の推進、どうしてもこれは今回は重点ということで取り上げさせていただいたんですが、アクションプランで地域創造システムの構築とか地域有縁システムというのがあります。この取り組みは、実は私が昨年9月議会で質問させていただきましたセーフコミュニティ、これと方向性を同じくするんじゃないかなと、そのように思います。セーフコミュニティは、子供や高齢者が被害となる事故や犯罪、虐待、災害等が起こる背景には人間関係の希薄化や人々の孤立化などの問題があることから、人と人のつながりや地域のきずなといった地域力の向上が何よりも重要であるとの考え方に基づいております。地域福祉の推進による安全・安心なまちづくり、そしてセーフコミュニティの取り組みは、行政、地域、県

民とが協働して築いていく必要があるんじゃないかなと、そのように思っております。そのような意味でも、地域有縁システムが構築されれば、地域のさまざまな問題を解決に導いていただく大きな処方箋だと、私はそのように思っております。総合計画、これは地域有縁システムというのをはつきりうたっておりますので、稲用総合政策部長に切に要望をしておきます。

最後に、要望で申しますが、知事と教育長は両翼でございますから——議長にもついでに要望しておきますが、スポーツが心身ともに健康な生活を営む上で不可欠なものとして認識され、今後、ますますその重要性が高まるものと考えております。そのような中で、限られた予算の中でスポーツ振興課の皆さんは、透明性、公平性等を考慮しながら、競技力の向上等に御尽力いただいておりますことにまずは敬意を表したい、そのように思っております。

さて、全国都道府県対抗駅伝競走大会、女子が毎年1月の第2日曜日に京都で、男子が翌週の第3日曜日に広島で開催されています。これは放映時間もかなり長く、すごい人気ということですが、過去3年の順位は、女子が33位、24位、43位であります。男子が、21位、33位、21位でありました。そのような中、創部目的を「選手を育成・支援することで県が掲げるスポーツランドみやざき構想を側面支援する」とはつきりうたっております宮崎銀行女子陸上部に、大いに期待がかかるところであります。また、この陸上部の目標に、都道府県対抗女子駅伝の代表選手を育成すると発表されています。地元企業と自治体、行政との協働連携は、住民の多様なニーズのもと、大変重要となりつつあります。来年の4月1日に活動開始予定の宮崎銀行女子陸上部にエールと感謝の気持ちを届け

たいのは、私だけではないと思います。スポーツの振興は、子供、児童、学生、高齢者に限らず、実業団の皆さんにも目配り、気配りをしないとイケません。県内では、柔道、陸上、ソフトボール等で優秀な成績を上げられる実業団選手が数多くいらっしゃいます。国体の上位成績を目指すには、これら実業団などの社会人選手の活躍が必要不可欠であります。どうか元気な宮崎づくりのためにも、スポーツ振興に御尽力賜りますようよろしくお願い申し上げまして、終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則副議長 次は、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党、右松隆央でございます。

知事が就任をされて1年7カ月経過したわけです。御自身としましても、一生懸命取り組んでおられるという意識で頑張っておられると思っております。しかし、今、宮崎が置かれている立場——一昨年の口蹄疫、そして鳥インフルエンザ、新燃岳と、大きなダメージを宮崎は受けております。そして、今の県民の生活状況を勘案しますと、トップリーダーが普通の取り組みでは到底、県の再生・再建ができないような状況である、そのように私は認識をいたしております。今、知事に問われておりますのは、腹をくくって、少々強引でも、宮崎の再生・再建につながることを断行していけるかどうか、そこが問われているのだと思っております。本県にとって肝心なところ、それはやはり危機管理であろうかというふうに思っております。危機管理の分野は、トップリーダーの政治的な資質が顕著にあらわれるところであります。私は、この危機管理の分野において知事の顔が余

り見えない、そのように言わざるを得ないと感じております。率直に申し上げて、肝心なところに知事の物足りなさを感じているわけであり、これから質疑をいたします地震・津波防災対策はもちろんでありますが、水資源保全対策、これも広義の危機管理であります。慎重過ぎたり、あるいは国の動向ばかり気になり、打つ手が遅くなれば、県民の生命・財産、そして県の資源を守る上において致命的な状況を生み出すことにもなってしまう、そのように考えております。

歴代首相の指南役と言われる安岡正篤さんがよく語られた言葉に、知識、見識、そして胆識というものがあります。知識は、理解と記憶力で得られる表面的な情報であります。そして、知識がその人の人格や体験、あるいは直感力を通じて見識になるわけであり、胆識とは、肝っ玉を伴った実践的判断力であり、困難な事態にぶつかったとき、あらゆる抵抗を排除して、断固として自分の所信を実践に移していく力、これが胆識だと言っておられます。もうおわかりだと思います。知事は知識と見識はしっかりと持っておられます。私は今、知事に必要なのは胆識、胆力だと感じております。宮崎のために腹をくくって、勇気を持って諸課題に当たり、再生・再建の礎を築いてもらいたい、そのように強く申し上げさせていただきたいと思っております。

知事に伺いたいと思います。就任して1年7カ月が経過しましたが、本県の再生・再建は順調に進んでいる、そのように考えておられるか、スピード感はどうか、伺いたいと思います。そして、あわせて、みずから先頭に立ち、宮崎の再生・再建を断固やり抜くためには、政治家としてどのような資質が必要だと考えるか、伺い

たいと思います。

後は質問者席にて質問を行わせていただきます。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、本県の再生・再建についてであります。私は昨年1月に、口蹄疫からの再生・復興を4年間で取り組むべき県政の第一の課題に掲げて知事に就任したところであります。もちろん、これは畜産の再生のみならず、ダメージを受けた経済、商工業の再生も含めてということでございます。その後、御指摘がありましたような鳥インフルエンザや新燃岳の噴火、東日本大震災と災害が相次ぎ、厳しい県政運営を余儀なくされたところであります。特に東日本大震災は、我が国におけるターニングポイントとも言うべき大変な大災害でありました。さまざまな影響が及んでおります。このような状況の中、県政運営の枠組みとなる総合計画を初めとする各種計画や経済活性化対策「みやざき元気プロジェクト」を取りまとめ、これらの推進に当たりましては、緊急的な対応とともに、中長期的な課題にも対応するため、アクションプランや工程表を策定し、スピード感を持って取り組みを進めてきたところであります。

先日、アクションプランにつきまして、外部評価委員から、おおむね順調との報告をいただいたところでございますが、県民にとっては県内経済の回復を実感できないのではないかと、さらには災害に強い県土づくりの前倒しが必要ではないかと、そのような御意見、御提言もいただいたところでございまして、解決すべき課題や検討すべき事項は、多岐にわたるものと考えております。就任して2年目となる本年は、本県の

確かな未来を築いていくための再生・再建の新しいステージとなる重要な年であります。岩戸開きの年としたい、そのように考えておりますので、引き続き、力強く前進してまいりたいと考えております。

次に、再生・再建をやり抜くための政治家としての資質についてであります。世界的な不況、また、たび重なる災害などもありまして、本県の経済や県民生活が大変厳しい状況にある中、先行きが不透明な状況にあるときだからこそ、政治家は将来を見据え、明確なビジョンと戦略を示すこと、そしてそれを県民にしっかりと伝え、その目標を共有しながら前進していくこと、そして緊急時の危機管理も十分に念頭に置きつつ、みずから先頭に立って断固実行していくための強い意志と能力が求められると考えております。私としましては、今後とも研さんを重ね、議員から御指摘もありました胆識というものもしっかりと磨きながら、宮崎を愛する政治家の一人として、何よりも知事として、山積する行政課題に的確に対応し、県政の目標に掲げる新しい「ゆたかさ」の創造に挑戦し続けてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○右松隆央議員 アクションプランの評価については、私は、これはしっかり精査しなければいけないというふうに思っております。実体がしっかりとある中身で精査されているのか、これから残り3年ありますが、しっかりと進捗を進めてもらいたい、そのように考えております。それから、やはり胆識を持ってしっかりと、今、大きなかじ取りが必要なときでありますので、全力を尽くして頑張ってもらいたい、そのように考えております。

それでは、まずは、「みやざき東アジア経済

交流戦略」について伺ってまいりたいと思います。

先月の8月16日から3泊4日の大変強行スケジュールでありましたが、商工建設常任委員会の山下委員長を初め、中野一則議員、押川議員、そして新みやざきの田口議員とともに、香港と上海に現地調査に行っていました。そこでは、現地でしか得られないような貴重な情報や見聞を得ることができたと考えております。そこで、幾つか伺っていききたいというふうに思っております。

まずは、ことしの3月に、以前の「みやざき県産品東アジア販路拡大戦略」を見直しまして、新たに「みやざき東アジア経済交流戦略」を策定したわけであります。この中で、輸出体制の強化について、構築について考えてまいりたいというふうに思っております。直近ですが、平成23年度の農畜産物の輸出量は218トン、そして額にして2億9,900万円になっています。この数字は、お隣の鹿児島県と比較をすると約5分の1程度であります。東アジアの経済成長に魅力を感じ、そして九州各県が販路の拡大にしのぎを削る中、本県もますます東アジアのマーケット開拓、開発に力を入れていかなければならない、そのように考えております。そこで、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。対中国及び主要輸出先である香港への輸出拡大に向け、今後どのように取り組んでいかれるか、戦略展開の具体策をお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 中国と香港に分けてお答えさせていただきたいと思いません。

まず、中国についてであります。中国は、富裕層、中間層が増加し、世界の消費市場として今後も有望な市場である一方、福島原発事故の

影響もあり、現在のところ、農産物や加工食品の輸出には厳しい制限があるなどの課題も見られるところでもあります。したがって、今後の取り組みとしましては、上海市及びその周辺を中心として、現在輸出可能な焼酎や菓子などの品目に絞り、現地小売店等におけるテスト販売や商談会の実施などにより、販路拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、香港についてであります。香港は、自由貿易で輸出に取り組みやすく、県産品の定番化の実績も上がっているところであり、またJ A宮崎経済連において現地事務所が開設されるなど、一層の輸出拡大が期待される重要な市場であると考えております。今後の取り組みとしましては、宮崎牛、カンショなどの高品質な農畜産品や、漬物、調味料、焼酎といった加工食品全般を対象といたしまして、物産フェアの開催や海外見本市への参加による取引機会の拡大、バイヤーや輸出仲介業者の新規開拓に取り組むなど、本県産品の認知度やブランド価値を高めながら、販路拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今、部長が詳しく御答弁されましたが、部長が言われたことをやはりしっかりと取り組んでいく、そのためには現地の県事務所の体制が大変大事だというふうに私は思っております。そこで、幾つか提案をさせていただきたいというふうに思っております。

まず1つ目に、上海事務所の体制についてあります。上海県人会の方々といろいろと意見交換をさせていただきました。その中で、大変耳が痛い御意見もございました。それを率直に申し上げますと、宮崎事務所が弱いから明確なアプローチや人脈拡充になかなかつなげない、そして県からの派遣職員をあと1人で

もふやしてほしい——今度の責任者は20代ということですので。大変すばらしい青年だと私は思っております。ただ、その人が言うには、年齢が若過ぎると企業人から見れば相手にされないケースもある、上海とはそういうところだということ——これは上海で初めて海外から名誉市民をいただいた方の重い言葉であります。他県の取り組みと比較をさせていただきました。鹿児島県が配置をしている上海マーケット開発プロデューサーというものがございます。これに匹敵するような経験豊富な人材が現状では配置をされていない、そのように考えております。新しい人が初めて赴任して、引き継ぎ、開拓をやられているわけでありまして。これではやはり大きな成果を得るといえるのは大変なことだというふうに思っている次第であります。派遣についての具体的な話をいただいたんですが、やはり県から派遣した職員がしっかり事務所を、体制を引っ張っていくという、それが大事だということ強く言われていた次第であります。

また、もう1つの現地調査先である香港について目を向けていきたいと思っております。本県の東アジアへの輸出状況であります。農産物では全体の数量で実に87%ものシェアを香港が占めております。他県、鹿児島県の牛肉輸出量のうち、これも70%が香港になっています。いかに香港が東アジア戦略において最重要の輸出先になっているか、これは本県のみならず、九州各県の輸出状況から見てもわかることでもあります。海外事務所の設置状況を見てみますと、鹿児島県は上海と香港に、おのおのジェトロの中に事務所を設置しております。それから、福岡県も同じように上海と香港に設置をいたしております。そこで、知事にお伺いしたいと思います。宮崎県の上海事務所の体制拡充、並びに先進他

県のように香港に県事務所を設置する、新設する考えはないか、伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 私も上海に参りましたときに県人会の皆様から、今、議員が御指摘のような要望なり御意見をいただいたところでございますし、昨年香港に参りましたときも、市場の魅力について実感をし、さらに力を入れていかななくてはならない、そう痛感したところでございます。伸びゆくアジアの活力を取り込むために「みやざき東アジア経済交流戦略」を定めたところでございますが、上海事務所は、平成14年3月に現地職員1名の体制でスタートしたわけでございますけれども、昨年度から宮崎銀行からの派遣を受けるなど、現在では現地職員を合わせて総員4名体制に拡充を図っておるところでございます。ますます重みの増す上海事務所——一層の施策展開を図ろうとする中で、今後のあり方をしっかり考えていく必要があるかと考えております。

また、香港につきましては、この経済交流戦略を推進する上で最も重要な市場の一つであるというふうに考えており、今後の効率的な事業展開、また県内企業の現地活動支援など、より一層集中的に進めていく必要があるかと考えておりますし、現に事業に取り組んでおられる県内の企業の方からも強い要望もいただいております。御提言のありました件につきましては、そのようなことを踏まえて、今後検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、新設を前向きに検討していただければありがたいなというふうに思っております。香港に新設する場合は、最初はジェットロ——これは日本貿易振興機構であります——の中に事務所を設けるとか、そういう形でもいいのかなと思っております。やはり県

人会の方が、もっとジェットロを活用してもらいたいということも、あわせて言われておりました。九州でジェットロの国内事務所がないのは宮崎県と佐賀県だけです。ですから、やはりジェットロの活用方法はしっかりと研究していく必要があるというふうに思っております。

続きまして、先進他県の取り組みを調べていく中で幾つかの参考例が見当たりました。その中で、マーケット戦略ロードマップというのがあります。おおむね10年をめぐりに、県産品輸出の物流ルートを確認していく。そして、安定した販売市場として確立を図るために、具体的な工程表を作成しております。前半の5年、そして後半の5年という2段階に分け、まず認知され、評価を受け、そしてブランドを定着させていくという、そこに到達するためにさまざまな戦略が書かれているわけでありまして。私は、本県の「みやざき東アジア経済交流戦略」も、大変中身が濃いものだと評価をさせていただいております。これに加えて、さらに進化をさせてはどうかというふうに思っているわけでありまして。そこで、商工観光労働部長に伺いたいと思います。上海初め、中国並びに香港のマーケット戦略における具体的なロードマップを作成してはいかがかと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 東アジア市場の開拓に向け、施策を具体的に推進していくに当たりましては、国、地域ごとに経済状況や消費動向等を踏まえた事業展開が必要となりますので、関係部局の意見も聞きながら、ロードマップの作成については検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、その取り組みによってさらなるマーケット開拓、開発に結びつけて

いってもらうことを期待しております。

この項目では最後の質問になります。今年度、24年度の当初予算『みやざきの元気・安心創出予算』では、海外交流駐在員設置事業で1,906万6,000円、みやざき県産品東アジア販路拡大総合推進事業として同じく1,937万1,000円など、約4,000万円の東アジア関連予算が組みられています。しかし、決してこれで十分だとは私は思っておりません。鹿児島県では今年度、最重点施策に位置づけられております上海マーケット開発推進事業、これだけで6,133万4,000円組みられています。そこで、知事にお伺いしたいと思います。上海初め、中国並びに香港のマーケット開発及びPR展開において、来年度以降、予算枠を拡充する考えがあるのか、伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 一連の御質問がございまして、本県の経済・産業の発展を図る上で東アジアの市場開拓——この経済交流戦略を進めていく大変重要な課題の御指摘を今いただいているものというふうに考えております。知事の役割を考えたときも、これまでは霞が関に行つて予算を獲得してくる、それは今後とも重要なわけですが、今後は、やはりアジアとのパイプをつくっていく、そこに経済の交流戦略を推進していく、これも大変重要な役割ではないかというようなことを認識しております。したがって、来年度以降の事業展開に当たっても、先ほど組織のあり方の御指摘もございましたが、費用対効果も見きわめながら、必要な予算についても措置をしまいたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、知事が言われる選択と集中という中で、予算の確保に向けて取り組んでいただきたい、そのように考えております。

そして、宮崎ブランドの確立に全力で取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、続きまして、3つ目の項目に移りたいと思います。取り組みによっては、宮崎が浮上する再生・再建の最大のチャンスになり得ると思っております、記紀編さん1300年記念事業について伺っていきたく思っております。

古事記の舞台の7割が本県であります。したがって、神話の、そして古事記の本家本元は宮崎県であるという強烈な自負を、県民の一人として抱いている次第であります。同じ古事記の舞台となっている島根県では、来年は出雲大社の60年ぶりの大遷宮ということでもあります。これに組み合わせて、「神話博しまね」を強力に推し進めているわけでもあります。本県は、ことしに入って記紀編さん事業の取り組みを始めたこともありますので、古事記編さん1300年に当たることしは、出おくれもいたし方ないというふうに思っております。しかし、8年後の日本書紀編さん1300年に照準をしっかりと合わせて、それまでの9年間の取り組みをしっかりと進め、日本のふるさと、神話の地、宮崎を大いに全国にPRし、観光誘客や経済効果を現実的に図っていかねばならないと考えています。そこで、総合政策部長にお伺いしたいと思います。9年間にわたる記紀編さん1300年記念事業の目標をどこに置いて、特に観光誘客や経済効果、県民への意識定着などに関して具体的にどのような成果を出そうとしているのか、お伺いしたいと思います。

○総合政策部長（稲用博美君） 記紀編さん1300年記念事業のねらい、これは3点ございます。1点目は、神話・伝説や史跡を初めとする宮崎の宝を再認識しまして、郷土に対する愛着や誇りを深めるということ。2点目は、県民の

知恵と力を結集して、新たな県づくりに向けた意識の高揚を図るということ。そして3点目は、本県の宝を県内外に情報発信して、観光交流の活発化、ひいては県内経済の活性化につなげていくということでもあります。このようなねらいを実現するために、さまざまな施策が相まって事業効果を高めていく必要があるというふうに考えております。関連施策や事業を記紀編さん1300年記念事業として総合的、一体的に推進することによりまして、広く県民意識の高揚を図りつつ、県内外からの観光誘客に弾みをつけるなどして、本県経済の浮揚が図られるように、全庁的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、確固たる成果を出していただきたいと強く願っております。島根県は、2年前の取り組みから来年の出雲大社大遷宮までの4年間で、観光入り込み客、延べ累計で500万人の増、そして観光消費額が200億円という数値目標を打ち出しております。やはり本県も、9年間における具体的な数値目標を設定して推進力を高めてもらいたい、そのように強く求めるものであります。

あわせて予算規模についてであります。島根県は、ことし24年度当初予算——本県より少し少ないですが——5,277億円のうち、地域の魅力づくりとにぎわい創出に30億円を組んでいます。その中で、「神話博しまね」プロジェクトに12億79万円の予算措置をされております。まさに選択と集中で、この機会を逃すまいと、徹底して力を入れているわけでもあります。これだけの選択と集中は、トップである知事にしかできないことでもあります。本県では、「神話のふるさと みやざき温故知新ものがたり」スタートアップ事業として、推進協議会の設置及び運営

に200万円、核イベントの実施と情報発信に4,800万円、合計で事業費が5,000万円であります。これでは初年度としては太刀打ちできないということになるわけでもあります。このことを踏まえて、知事にお伺いしたいと思います。島根県との取り組みの違いは、規模、予算とも申し上げたとおりであります。神話の本家本元である本県でも、この9年間で宮崎浮上の最大のチャンス、そして文字どおり、選択と集中によって予算を拡充してこの事業に取り組むべきと考えますが、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今、御指摘のありました「神話博しまね」については、私も先日、現地を視察する機会を得たわけではありますが、やはり出雲大社という圧倒的な存在感、そして人を集める力のある資源というものを核としまして、大きな集客効果を期待した観光イベントとして、非常に力を入れておられるなということを感じたところでございます。

一方で、出雲大社並びにヤマタノオロチというものが前面に出ているというような状況でございますが、本県の場合はこれとはまた一味違いまして、記紀ゆかりの神話や伝説、史跡などが県内各地に存在する、島根とはまた違った魅力や強みがあるのではないかと、これをうまく活用して、宮崎ならではの創意工夫を凝らしながら事業を展開していく必要があるのではないかと考えております。ただ、余りにもあまねく身近なものとしてあるものですから、改めて県民としてそれを認識し、十分説明ができるのだろうかというところがあるわけでもあります。先ほど部長の答弁がありましたように、まずは県民としてそれをしっかりと理解する、そして、それに親しむ、楽しむ、そうすること

によって外に対する発信力を増す、そのような取り組みが大事ではないかというふうに考えております。御指摘がありましたような日本書紀編さん1300年の8年後も見据えながら、中長期的な視点で、記紀編さん1300年の取り組みを宮崎の未来を切り開く一つの大きなきっかけにしてまいりたい、そのような形で積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、宮崎が大きく飛躍していくためにも、経済効果をしっかり生むような事業にしてもらいたいというふうに思っております。

さて、9年間の事業において、さまざまな仕掛けが必要だというふうに考えております。そして、将来にわたって観光資源として、誘客やおもてなしにつながるようなハード整備も必要になってこようかと思っております。その一つとして、ひむか神話街道に目を向けてみたいと思っております。率直に申し上げて、現状ではこの街道は名前倒れで、魅力がまだ足りないというふうに思っております。そこで、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。ひむか神話街道の魅力を高め、観光誘客に結びつけていくためにも、道筋道筋に観光の案内板を設置するなどして、おもてなしの面においても街道の魅力を高めてはいかかと思っておりますが、部長の考えをお聞きしたいと思います。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） ひむか神話街道につきましては、県や沿線市町村におきまして、街道の道筋に、周辺の観光地や見どころを案内する案内板などの設置を進めているところでございます。古事記編さん1300年を契機といたしまして、今後とも市町村と連携しながら、神話・伝説ゆかりの地への案内板の充実など、ひむか神話街道の魅力向上に努めてまいり

たいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、取り組んでいただきたいと思っております。

この項目、最後に、知事にまたお伺いしたいと思っております。記紀編さん記念事業の基本コンセプトの中に、「みやざきの未来を創造していく契機にしたい」と、大変大きく重みのある文言が入っております。本事業に対する知事の思い、本気度をぜひお伺いしたいというふうに思っております。

○知事（河野俊嗣君） 古事記編さん1300年という願ってもない機会、これを単なる一過性の打ち上げ花火のようにしてお祝い騒ぎをして終わりにしたらいかんと思っております。先ほど答弁しましたように、宮崎のあらゆるところに、いろいろ隅々までしみ渡っている古事記という要素というものを、改めて足元を見詰め直す、そして単に過去を振り返る、過去にこういう物語がありましたということではなしに、そこに込められたさまざまなメッセージ——なぜ我々が今ここにいるのか、こういう暮らしをしているのか、そういう今までの我々の来し方というもの、それからいろんな自然災害の経験、そういうものも含めてメッセージが込められているんだと思っております。我々が守るべき人としてのルールと申しますか、そういったところも神話という形で、ちょっと形を変えてメッセージが込められておりますので、それを読み取って将来の地域づくりにも生かしていきたい、そんな思いから「温故知新」というコンセプトを掲げております。古事記の序文にも「稽古照今（けいこしょうこん）」、古（いにしえ）を稽（かんが）えて今を照らすという言葉があるわけでありまして、それは古事記が編さんされた目的にもかなうものであろうかというふうに考えております。

県のみならず、市町村や民間団体で今、さまざまな動きが広がりつつあるところだと思いますが、今後とも、これをもっともっと広げていく、さらには、島根県や奈良県——今度11月には知事とシンポジウムを東京で行いますが——そういった関係県とも連携を図りながら、より広がりを持った、また腰を据えた取り組みというものを進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 知事の思いは大変よく伝わるものがあつたと思っています。事業として、それをしっかり形にしてもらいたいというふうに思っております。

今週火曜日に、新聞記事に大きく出ていましたが、宮崎市観光協会が、神武天皇のお船出にちなみ、「神武天皇ご東遷キャンペーン」を組み、協会職員、それから観光業関係者18人が7日間かけて橿原市を目指して、東征にゆかりの地を今めぐっております。あの構想は、実は、県議会の観光議連と宮崎県ホテル旅館業組合との意見交換の中で出てきた話であります。そのときの提案は、神武東遷キャラバンとして、古代船「おきよまる」を模した船を浮かべ、もしくはフェリーなどに積んで、知事みずからが観光大使となって乗り込み、そして県議も同行して、大々的に宮崎県を全国にアピールしたらどうか、そういう提案があつたわけなんです。まさしく本気度がしっかり伝わる取り組みの一つだというふうに感じた次第であります。体を張った、そして予算も大きくつけた本物の取り組みを強く望むところであります。

続きまして、4つ目の項目に入りたいと思います。防災都市づくりについてであります。

まず、都市防災総合推進事業について伺ってまいりたいと思います。この事業は国交省都市・地域整備局の所管になっております。東南海

・南海地震における防災対策推進地域に指定をされた地域、これは東南海・南海地震により著しい被害が生じるおそれがある、防災対策を推進する必要があるという地域でありまして、本県では、宮崎市、延岡市、日南市、日向市、児湯郡新富町、東臼杵郡門川町の4市2町が指定をされております。この指定をされた地域は都市防災総合推進事業の対象となり、具体的なメニューとして、災害危険度判定調査、地区公共施設等整備、都市防災不燃化促進などがございます。交付率は2分の1から3分の1になっております。ちなみに、この事業は全国でさまざまに活用されております。例えばハード対策でいえば、高知県四万十市では津波避難タワーの設置で活用されております。平成21年度の予算執行状況は、全国で123件、24億5,500万円になっております。そこで、県土整備部長にお伺いしたいと思います。この都市防災総合推進事業を過去5年間で実施した市町村と、その事業内容を伺いたいと思います。また、今年度以降実施を予定している市町村があればお伺いします。あわせて、県として今後、この事業をどのように活用していくのかお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（濱田良和君） 都市防災総合推進事業は、ただいま議員御指摘のとおり、地震や津波等による災害に対し、ソフト対策からハード対策まで多種多様なメニューにより防災対策を実施できる事業でございます。市町村での過去5年間の実績としましては、宮崎市におきまして、平成18年度から20年度にかけ、大規模地震の発生を想定した災害危険度判定調査や、地域住民が防災に関する認識を深めるためのイベント等を行っております。また、今年度以降につきましては、同じく宮崎市が津波ハザードマップの作成に取り組むと聞いております。県

といたしましては、対象の市や町に対し、この事業のさらなる周知に努めますとともに、事業の活用を促していきたいと考えております。また、県が実施できる事業もございますので、津波浸水想定を踏まえた上で、対象の市や町と連携を図りながら、防災対策への活用について研究してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 この事業は、やはり眼目はハード対策だというふうに考えています。避難タワーの話はしました。それ以外でも、避難停留所や高台に避難するための避難階段の整備にもこれが使われております。本県の防災対策、特にハード整備は、先進他県と比べて極めておこなわれていると言わざるを得ないわけであります。これは、さきの2月議会で、私への答弁で知事が率直に認めて答えられているところであります。ぜひ、活用できるものはしっかり活用していただいて、早急に地震対策を講じてもらいたいと、今定例会でも改めて強く要望する次第であります。いろいろ順序はあろうかと思いますが、既に取り組んでいるところがありますから、しっかりとそのあたりのことは頭に入れて、対策を講じてもらいたいというふうに思っています。

それから次に、土地の利用規制・誘導並びに集団移転についてであります。この問題も、南北に400キロに及ぶ本県の地震・津波対策として、将来的にはいずれ真剣に考えるときがやってくる問題だと認識しております。特に、目の前に太平洋が広がる沿岸部の住宅密集地や、標高が低く近くに逃げ場がない、高台がないなど、そういった地域は生命にかかわる問題として、今まさに東日本大震災を教訓にし、そして南海トラフ巨大地震の被害想定が発表されたことを受けまして、行政がどこまでかかわっていくかを

考えていかなければならない時期に来ているのだというふうに思っております。そこで、お伺いしたいと思います。津波による危険が著しいと考えられる区域に、法律では認められております災害危険区域の指定を考えている沿岸市町があるかどうか、また同区域にあわせて、昨年12月27日に施行された津波防災地域づくり法に基づき、県がこれから指定をされます津波災害警戒区域並びに特別警戒区域に対して、将来的に土地利用の規制・誘導、あるいは集団移転を考えている沿岸市町があるかどうか、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（濱田良和君） 建築基準法に基づく、津波による災害危険区域の指定につきましては、沿岸の5市5町に確認しましたところ、現時点で指定を検討しているところはございませんでした。また、津波災害警戒区域及び特別警戒区域に対する土地利用の規制・誘導や集団移転につきましては、今後、県による津波浸水想定等の内容を踏まえ、検討されていくと聞いております。

○右松隆央議員 この後、触れますが、今求められている地震・津波に強いまちづくりでは、土地の利用や施設整備による対策についても、具体的に最大クラスの津波による浸水リスクを住民に周知した上で、地域の合意形成を図りながら、できるだけ浸水リスクの低い地域を居住地にするなど、土地利用の計画も組み合わせた対策が必要である、そのようにされております。県としても、将来にわたり、あらゆることを想定して万全に取り組み、そして県民の生命と財産を守ることが、これからの地震・津波防災対策に求められている方向性だと認識しております。ぜひこれからも、沿岸市町と一緒にあって津波対策に全力で取り組んでもらいたい、

そのように考えております。

さて、地域防災計画並びに都市計画について質問をしてまいりたいと思います。東日本大震災の教訓を踏まえて、今、各県で地域防災計画の見直しが進められております。本県でも、ことしの2月に地域防災計画の見直しが図られたところであります。県の地域防災計画の見直し、これは大変重要な指標となるものであります。市町村の地域防災計画はもちろんであります。防災計画に基づき策定する市町の推進計画は、まさに都市計画あるいは区域マスタープランにも関連が出てまいります。ですから、計画の見直しの中身も極めて大事になってきます。そこで、お伺いしたいと思います。津波対策を進める上で、地域防災計画や都市計画などの関連する計画が有機的に連関する仕組みが必要だと考えているわけでありますが、それについて県の考えを伺いたいと思います。そして、あわせて、それぞれ今後の具体的な改定のスケジュールと改定のポイントについて、危機管理統括監並びに県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 津波対策を進める上では、中長期的には津波災害に強いまちづくりが大きな対策の一つでございます。先ほど来、議論がございました津波防災地域づくりに関する法律の中でも、その考えが示されているところでございます。同法によりますと、今後は、市町村が推進計画を策定し、それに基づいてソフト・ハードを含む総合的な対策を進めることとされております。この中で特に、さまざまな津波対策のための施設や避難体制の整備、特別警戒区域の設定による適切な土地利用への誘導などを、地域の状況に応じて組み合わせる形で計画を策定することが求められております。また、この推進計画は、都市計画上の市

町村マスタープランとの調和、または市町村地域防災計画との整合性を図ることが求められておりました。これらの点が改定のポイントになるかと思っております。スケジュールに関してですけれども、計画改定的前提となる地震・津波の想定見直しについて、現在、県において作業を進めているところでございますので、改定のスケジュールとしては、来年度以降になるものと考えております。

○県土整備部長（濱田良和君） 都市計画の整備等の方針につきましては、県において、都市計画区域マスタープランを定めております。このプランの改定のスケジュールにつきましては、現在国が進めている都市計画法の改正や県の地域防災計画の見直し等を踏まえる必要がございますので、これらの見直し後に対応してまいりたいと考えておりますが、改定に当たっては、新たに津波防災に関する視点を盛り込むことがポイントになると考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、改定作業を鋭意進めていただきたい、それを願っております。

さて、この項目、最後に、知事にお伺いしたいと思います。先日の南海トラフ巨大地震による本県の甚大な被害想定は、関係各所に大きな衝撃を与えたところであります。そこで、本県における今後の取り組みの中に、九州各県との連携強化として、「南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会」に、幹事県として主導的な立場で参加するというふうにあるわけですが、九州を先導する立場として、知事の強いメッセージをいただければと思います。

○知事（河野俊嗣君） 南海トラフ巨大地震については、本県が九州で最も大きな被害を受けるという想定が発表されたところでありまして、県民の皆さんの間にも大変な不安が広がって

るのではないかと、しっかり国、県、市町村、関係機関が連携をしながら、これに対処する、進めていく必要があるかというふうに考えております。先般設置をされました九州ブロックでの協議会——九州各県の協議会でございますが——においては、宮崎県が幹事県になりまして、積極的に参画するとしたところでございます。国難とも言うべき大規模、広範囲な地震・津波災害に対しましては、国や関係機関との連携強化、また九州各県が一体となって取り組むことが大変重要であるというふうに考えております。この問題につきましては、私自身が先頭に立って九州内の議論を取りまとめまして、必要な法律制度や支援スキームの整備なども国に要望してまいりたいと考えており、先日の会議に先立ちまして、中川防災担当大臣とも——南海トラフの被害想定が出たその翌日に来県をさせていただいたわけでございますが——直接、意見交換し、要望をしたところでございます。

今後、国におきましては、南海トラフに対応した特別措置法なり支援メニューの検討、九州ブロック単位でのこういう協議会での検討、さらには、県内において沿岸10市町と県が一緒になった協議会をつくっての対策など、今答弁しましたような被害想定を、県で改めてつくっていくというような作業が進むわけです。それを短期、中期、どのように進めていくのか、県民の皆様には避難路、避難経路、さらには建物耐震化などの取り組みを進めていただく、それをどのような形で進めていくのかということを知りやすく御説明しながら進めていく必要があるかというふうに考えておるところでございます。知事就任に際しまして、「常在危機」という言葉でお示しをされましたとおり、危機対応というものは最大の課題の一つというふうに認

識しておりますので、この南海トラフ地震への対応というものも全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 全体像としてもわかりやすく入ったところでございます。やはり幹事県として主導的な立場で、それにふさわしいような津波防災における模範的な対策をしっかり今後も検討していただきたい、そのように思っているところであります。

それでは、最後の項目に移りたいと思います。水資源保全対策について伺いたいと思います。

私は、今年度設置された水資源保全対策特別委員会に所属をしているわけでありまして。何回かの委員会を経て、もう既に設置期間の半分が経過をしているわけでありまして、率直に申し上げて、この問題において、執行部とのすれ違いや温度差を感じざるを得ないわけでありまして。本県の大事な地域資源である水源地保全、そして森林の土地取引における危機感の共有を図っていききたい、そういう観点で3つの質問をしてまいりたいと思っております。

まず、なぜこの問題に取り組むことになったのか。これは、御承知のとおり、外国資本による森林買収が平成24年、ことしの5月現在で北海道を初め6県で計786ヘクタールが確認されております。これによって、我が国の土地制度や売買規定、あるいは地籍の調査、土地に関するさまざまな重要問題が浮かび上がってきたことが、そもそものきっかけになっています。具体的には、土地所有に関する規制がないこと、あるいは地下水の取水制限がないこと、また水ビジネスとしての水源林の購入問題などが挙げられるわけでありまして。そして、国の対策が極めておこなわれているということが、この問題をさらに深めることになっています。水循環基本法案、

これも3年前から国会で研究会を立ち上げているにもかかわらず、なかなか成立できないでいることにしびれを切らした地方自治体が、北海道を初め、埼玉、群馬と、条例を制定し、地域資源を自分たちの手で守ろう、そういう取り組みをしているわけであります。本県としても、今現在は外国資本の森林買収はないということですが、ふるさとの大事な水資源を、問題が発生する前にいかに未然に守っていくか、このことを真剣に考える必要がある、そのように認識している次第であります。そこでまず、総合政策部長にお伺いしたいと思います。県内の山林売買で、過去5年間に県外者が購入した1ヘクタール以上の国土利用計画法に基づく届け出件数と面積、及び利用目的について伺いたいと思います。

○総合政策部長（稲用博美君） 国土利用計画法に基づきます平成19年度から平成23年度までの届け出件数は、全部で1,335件ございます。このうち県外者によります本県の山林を含む売買等で1ヘクタール以上の取引は42件ということで、全体の3.1%となっております。面積は4,238ヘクタールということで、利用目的としましては、林業・育林が33件、資産保有が8件、商業施設が1件でございます。

○右松隆央議員 県外者が購入をするということは、不在村森林所有者ということになります。私は、この不在村森林所有者に占める県外在住者の割合のデータも整理する必要があるというふうに思っております。林業関係者以外の県外の、例えば投資家などが購入をすれば、これはやはり外国資本に渡ることも含め、さまざまなリスクがより大きくなるというふうに考えております。今後、県外者が購入するケースが増加するというふうに想定されます。今のところは、

この数字で全体の3.1%、5年間ですから、さほど多くはないんですが、今後の、将来も含めて対策の必要性を強く感じる次第であります。

そこで、どういう対策が必要なのか、一つの提案をさせていただきたいというふうに思っております。先進県、具体的には福井県で条例とともに導入の検討が進められている、森林売買監視システムの構築であります。森林売買監視システムとは、民有林のうち、地価高騰抑止以外で水源エリアを守るために特に適正な土地利用の確保を図る必要のある区域を、関係市町村の意見を踏まえて監視区域として設定して、地下水の取水規制を検討したり、資産保有の中身をチェックしたり、あるいは土地売買の資料提出を所有者に求めたりすることのできるシステムのことです。そこで、環境森林部長にお伺いしたいと思います。宮崎の山林と水源を将来にわたって守るために、本県においても、この山林売買監視システムの構築について検討してみてもどうかと思いますが、お考えをお聞きしたいというふうに思います。

○環境森林部長（堀野 誠君） 御質問にありましたように、外国資本による森林の売買については、県内では確認されておりませんけれども、国の調査によると、北海道等で売買事例が確認されているところであります。今後、県内でこのような事例の発生も考えられますため、現在、国に対して、その監視や情報の共有化の強化を要望しているところであります。御質問にありました山林売買監視システムのうち、地価高騰抑止以外での監視区域の設定につきましては、水源地を保全するため監視区域を設定するものであり、また資産保有の中身のチェックにつきましては、森林の保有目的を確認できる手法ではないかと感じたところであります。今

後、関係部局と連携を図りながら、研究してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 最後に、知事にお伺いしたいというふうに思います。今までの質問、答弁を受けて、山林売買監視システムの構築、さらには土地取引の事前届け出——これはもう例がありますが——の条例制定も視野に入れた、知事の御認識あるいは御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○知事(河野俊嗣君) まずは、本県の森林が県土の76%を占めているということで、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止というものもあります。安らぎの提供というものもありますし、ユネスコエコパークに登録をされた綾のような照葉樹林など貴重なものもありますし、多面的な価値、多面的な機能を有しておる、県民のかけがえのない財産であろうというふうに考えております。これをしっかり守っていくために、適切な整備保全は大変重要な課題だというふうに考えております。今いろいろ御指摘がございました他県の取り組み——売買監視システムの状況、条例の制定など、取り組みがなされているようでありまして、国において議員立法で検討されております水循環基本法案、その動きなどもよくよく研究をしながら、我が県として何ができるのか、何をなすべきなのかというものをしっかり考えて対応してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 本県の水資源をいかに守っていくか、これは今後も特別委員会で委員の皆さんと一緒にしっかりと議論してまいりたい、協議してまいりたいというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則副議長 以上で午前の質問は終わり

ます。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団、河野でございます。一般質問させていただきます。

知事は、8月10日の定例記者会見で、社会保障と税の一体改革、消費税の増税法案成立について、「我が国の将来、社会保障のあり方、財源確保という意味で、大変重要な一步を踏み出すことになるのではないかとこのように思っております。これがまた御破算になると、一からの議論になってしまいますので、そういう一つ物事が進んだということ、もちろんその増税をめぐって、それから、増税の国民生活の影響に対する方策というものは、しっかりといろいろ考えていく必要がありますが、そういういろいろな課題はあるにしても、前へ進んだということは、高く評価したいというふうに考えております」と答えておられます。我が会派の代表質問においても、同じ趣旨の答弁をなされました。知事の答弁にありますように、増税は国民生活と直結していきます。ただ、住民の身近なところで生活を守る知事は、長く続く県財政の厳しさから、増税による地方財源の充実を強く感じていることであらうでしょう。今回の消費税収については、年金、医療、介護並びに子育てに対処するためとされています。そこで、知事に2点お伺いいたします。

今回の社会保障と税の一体改革において、子

育て支援に本格的に乗り出すことについて、知事の認識を伺います。

2つ目、消費税の増税法案の審議の中で、税率引き上げに際して、公共事業を含む景気対策が必要とされたが、そのことについて知事の見解をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終え、後は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

まず、社会保障と税の一体改革における子育て支援についてであります。社会保障と税の一体改革につきましては、近年の急速な少子高齢化の進展の中で、現役世代も含めた全ての方がより受益を実感できる社会保障制度の再構築としまして、消費税増収分を、現在の年金、医療、介護の社会保障費に加え、未来への投資を強化するため、子育て支援に拡充されたところがあります。我が国の将来の活力というものを考えた場合に、子育て支援は大変重要なことと考えておきまして、これも重要な取り組みではないか、重要な一歩ではないかと考えておるところでございます。

本県におきましては、子育て支援について、「未来みやざき創造プラン」や「次世代育成支援宮崎県行動計画」に基づきまして、「日本一の子育て・子育て立県」を目指し、総合的、計画的に取り組んでいるところでございます。子育て支援に対して、国の財源が確保されることに大変期待をしておるところでございます。今後、詳細な制度設計の検討が行われますが、地域の現場を抱える地方の意見が十分反映されるということが重要であると考えておりますので、国と地方の協議の場などを通じ、地方の実情に即した制度となるよう、国に対して強く要

望してまいりたいと考えております。

次に、消費税増税時の公共事業を含む景気対策についてであります。消費税の増税法案では、経済状況の好転が税率引き上げの条件とされております。今後、国におきまして、成長戦略や事前防災・減災等の分野への資金の重点配分などによりまして、経済成長や景気回復に向けた施策の検討が行われることとなっております。

御質問の公共事業を含めた景気対策であります。本県の社会資本整備のおくれや公共事業の県内経済への影響の大きさというもの、さらには、南海トラフの巨大地震を想定いたしました、道路、港湾等の防災インフラの整備の必要性などから、本県経済の活性化や県民生活の安全・安心の確保を図る点から、大変重要と考えております。本県といたしましても、積極的な景気対策を踏まえた財源の確保等に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

[降壇]

○河野哲也議員 先ほど知事も述べられましたが、社会保障と税の一体改革の中で、未来への投資を強化するため、子育て支援を拡充したこと、これは大変大きな意味があると思います。子育て関連3法案では、公明党が提案させていただいた考え方をもとに修正がなされ、現行の認定こども園の拡充、一定の基準を満たした施設であれば原則として認可し、財政支援する認可制度を前提とした仕組みの導入、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育に対して、財政支援を行う地域型保育給付の創設、子育て関連で懸案であった市町村の保育の実施義務については、引き続き義務を担うようになりました。そして、2年をめどとして、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政のあり方を検討するとしております。

そこで、子育て、家庭教育支援について福祉保健部長にお伺いいたします。まず、本県における子育てを取り巻く環境の変化をどう認識しているか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 核家族化等の進行によりまして、親族や地域とのかかわりが希薄化して、子育て家庭の孤立化が進んでおりますことなどから、子育て家庭の育児に対する不安感や負担感が拡大をしているところでございます。また、勤労者世帯の約半数が共働き世帯となるなど、ライフスタイルが多様化する中で、子育てを考える上では、職業生活と家庭生活の両立を可能とする働き方への見直しが重要となってきております。こうした状況は、おおむね全国と同様でございますけれども、本県は、保育所の待機児童がゼロであるなど、充実した保育環境や、元気な子供を育む豊かな自然、さらには地域のきずなが残されているなど、全国と比較いたしますと、恵まれた子育て環境にあるものと認識をしております。

○河野哲也議員 本県においては、恵まれた子育て環境にあるとの答弁でございました。これは、後ほどただしてまいりたいと思いますが、大事な視点になってくると思います。国においては、1990年に出生率が大きく落ち込んだ「1.57ショック」以来、さまざまな施策を打ち出してきました。2003年の「少子化社会対策基本法」を初め、「次世代育成支援対策推進法」、近年では、2010年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、少子化への対策を行ってきました。そして、このたびの一体改革でございます。いずれも、子供を安心して生み育てることができる環境、保育サービスの充実を掲げています。確かに、働く保育ママにとっては大事な視点であります。しかし、これだけで、少子

化に対処するための施策、子育てに伴う喜びを実感させる配慮という、それぞれの基本理念を実現できるかという、大きな懸念がございます。ここで、本県の子育て支援の基本的な考え方を伺っておきます。

○福祉保健部長（土持正弘君） 子育て支援につきましては、本県の恵まれた子育て環境を生かしながら、「次世代育成支援宮崎県行動計画」に基づきまして、ライフステージに応じた保育サービスの提供や、子育てに係る経済的負担の軽減、仕事と家庭の両立支援などを行っております。また、子育ては社会全体で支援していくことが重要でありますことから、昨年度から展開しております「未来みやざき子育て県民運動」により、子育てを応援する機運の醸成を図るなど、各種施策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 やはり、今の答弁のように、子育て・家庭教育支援の施策で、保育サービスの充実が、親の仕事と家庭の両立支援に重点が置かれていること、つまり、量的な充実になってしまっている感があります。何かすこんと抜けている感がありまして、実はこれを確信した出来事がありました。今回の質問に際して、実は、私、教職員のコンプライアンスのほうの調査をしようと思ひまして、元同僚の先生方が県下にいらっしゃいますので、時間のあるときに取材をするつもりでありました。しかし、それを超える先生方の苦悩をお聞きしたところでございました。

実は、私の元同僚の一人が、昨年、今まで見たことのない学級崩壊を御自分で経験したということでした。私は、その元同僚を力のある教師だと思ったんですけど、その教室で起こってしまったと。これ以上詳しく述べると支障がご

ございますので、8月に参加しました教育関係のサマーセミナーで似た報告があったので、少々長くなりますが、紹介します。

これまでの学級崩壊は、新卒教師や未熟な教師の教室で生じていた。ところが、最近は、評判のよかったベテラン教師、学校の中心になってきた教務主任などの教室でも起こる。教室の騒がしさが今までの比ではなく、離職する先生もいるほど。学級騒乱と言ったほうがぴったりする。原因は不明だ。ただ、1つや2つの原因ではない。多重的だ。学校が壊れていくこの現象を「新型学級崩壊」と名づける。わかっている限りの現象を紹介する。

東北地方の静かな農村。1学級35人。そのうち、シングルマザーは11人で、シングルファーザーが2人の学級だ。親は働くのに忙しく、子供に教えることを飛ばして、叱り、どなり、たたいて育てる。子供は学校で友達をたたき回る。

東京の高級住宅街。かつて親からたたかれていた子は、学級で2～3人だった。今はたたかれない子が2～3人だ。両親の間に子育ての押しつけ合いが目立つ。子供をどう育てるのかという知識、親学というものが欠如している。

子供の前で担任の悪口を言う親がいる。かつてそんなことはなかった。親から担任の悪口を聞いた子供は、教師の言うことを全く聞かなくなる。担任を「くそばばあ」とどなり散らすようになる。

などなど。

確かに、学級崩壊は、教師、学校に責任があることも多々あります。しかし、元同僚の話を聞くと、親が親になっていないことを強く感じました。私は、親としての学びが必要であると

考え、調査を進めました。すると、このことはもう全国的な動きになっていました。かつて日本にあった子育てがなくなると、伝統的な子育ての復活を提唱し、親学を確立している研究者もいます。例えば授乳のとき、目を見て言葉をかけながらする。今、「梅ちゃん先生」がありますけど、まさにあの子育てです。そして、笑いかけ、あやすということ。そして、「高い、高い」とリズム運動をするということ。私たちの年代はまだ当たり前とっていたんですけど、これが、ヤングマザーというんでしょうか、若いお母さんの間では、ベッドに赤ちゃんを乗せて、ミルクを授乳させながら携帯をいじっていると、そういう状況が見られるという報告がありました。

もう1つ、また、山口県在住の教育者が提唱した「子育て四訓——乳児はしっかり肌を離すな。幼児は肌を離せ、手を離すな。少年は手を離せ、目を離すな。青年は目を離せ、心を離すな——」を生かした親学の研究会。また、富山県には、親を学び伝える学習プログラムがあります。島根、栃木にも親学プログラムがありました。乳幼児期、学童期、思春期等、継続できる内容でございました。本県にもぜひ必要だと考えます。教育長にお伺いします。子育て、家庭教育においては、親になるための学習、親としての学習が必要であると考えますが、本県の取り組みについてお伺いをします。

○教育長(飛田 洋君) 今、議員がお話になりました事例、非常に重く受けとめさせていただきながら聞かせていただきました。近年は、核家族化あるいは近隣の地域の人とのつながりの希薄化というようなことから、これまでうまく受け継がれてきた子育ての知恵、そういうものが親から子あるいは次の世代へと伝わること

が、まさに親としての学習の機会が減少してきているのではないかと考えております。現在、県教育委員会では、学校やPTAと連携して、家庭教育学級、それから家庭教育支援ボランティアの養成、そういうような親としての学習の支援に取り組んでいるところであります。3月の文部科学省の家庭教育検討委員会の報告書にこんな記載がありました。「親の学びは、親となった後のみならず、親になる前の世代から必要である」と。この視点は、実に大切にすべき視点だと思っております。今後、本県でも、今の取り組みに加えて、こういう視点から、子供の発達の段階に応じた継続的なプログラムの開発を研究していきたいと考えております。

○河野哲也議員 確かに家庭教育学級はあるんです。あの設定はあります。しかし、系統的な教材とか、親になるために育つ、そういうものがないんです。熊本県では、平成16年に、家庭教育の指針となる「くまもと家庭教育10カ条」が作成されて、子供たちに、基本的な生活習慣、人に対する思いやり、善悪の判断など、基本的なマナーやルールを身につけさせることは、家庭の重要な役割であると示し、さらに、平成19年に「熊本県子ども輝き条例」が制定されて、子育てに関する保護者の第一義的役割というのを条例で明確にしていると。このことから、条例をもととしてさまざまなプログラムをつくっているという実践も報告されています。プログラムの件も言いましたが、例えば、熊本県の「子ども輝き条例」のように、家庭教育を支援する条例の制定は考えられないか、福祉保健部長、お伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県では、条例の制定はないわけですがけれども、平成22年3月に策定した「次世代育成支援宮崎県

行動計画」に基づきまして、家庭教育への支援を含め、子育て支援サービスの充実や仕事と子育ての両立支援など、各種施策の総合的な推進に県民総ぐるみで取り組んでいるところでございます。熊本県の条例につきましては、議員御指摘のとおり、保護者の役割など幅広い内容となっておりますので、熊本県やその他の県の状況等も調査しながら、条例制定の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 前向きな答弁と受けとめていきたいと思っております。実は、先ほど後藤議員も引用されましたが、平成18年度に教育基本法が改正されました。第10条において、保護者が子の教育について第一義的に責任を有すること、それから、国及び地方公共団体が、保護者に対し、家庭教育支援のための学習の機会及び情報提供、そのほか、家庭教育を支援するために必要な施策を講じるように定めています。そこで、先ほど部長のほうからありました次世代育成支援宮崎県行動計画、後期分の22年から26年の5年間の内容を確認しました。その後期の策定の資料としている子育てに関する不安感や負担感の内容で、1位はやっぱり経済的なことです。2位に——49%も占めているんですが——子供の接し方やしつけの方法が正しいかという不安が親にある。そういう結果が策定の資料にあるにもかかわらず、親として学ぶシステムというのが、この後期の本計画のどこにも見当たりません。教育基本法があり、そして推進法があって、先ほどの文科省の検討委員会など、さまざまな中で、親が育つ機会と情報を設けろと言っているにもかかわらず、ないわけです。これはどうなのかなというのを非常に思います。

その象徴というんでしょうか、まさに、親として学ぶ場として情報提供している放課後児童

クラブ——放課後の学童の教育とかそういうものを支援している児童クラブ——そこで親も学べているんです。延岡の児童クラブを私、調査しましたけど。私は、22年に、放課後児童クラブの全額補助について質問させていただきましたけど、その後、改善されているか、福祉保健部長に、ちょっと確認をしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 放課後児童クラブへの補助につきましては、国が示した補助基準額を上限といたしまして、市町村に対して交付する国庫補助制度となっておるところでございます。県の補助制度につきましては、平成23年度に、放課後児童クラブの運営内容の充実を図る観点から、補助基準額等の見直しを行いまして、国の補助基準額に近づける努力を行ったところでございます。厳しい財政状況の中ではありますけれども、子育て支援体制の充実を図る上で重要な役割を担っていることから、今後とも、県内クラブの運営実態を把握する調査を実施するなど、現状を十分把握いたしまして、総合的な視点から支援の充実について検討してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 熊本、それから鹿児島は、全額補助です。さっき言いました親が育つ場の提供をしている放課後児童クラブ等の現場で働く職員の処遇等の改善とかしていかないと、子供に結局影響していくと。どうか来年に向けての検討を前向きにお願いしたいと思います。

「しっかり抱いて、下におろして、歩かせよ」、日本の子育ての知恵でございます。断絶させてはいけないと強く思います。再度、教育長、早急に親学プログラム作成に入りませんか、答弁をお願いします。

○教育長（飛田 洋君） 親としての学習というのは実に大切だと思います。例えば、いろん

な視点があると思うんですが、どういう方を対象にするのか、就学前の親、それから、小学生・中学生の親、高校生の親、さらには親となる前の世代の方々、それから、どういう機会に学習するのか、あるいは既存のやっていることとどう整理するのか、そういうものをしっかり研究して考えていきたいと思っております。

○河野哲也議員 よろしく申し上げます。

防災・減災ニューディールについての質問に移らせていただきます。

社会保障と税の一体改革をめぐる3党修正合意で、経済対策の項目に、公明党が政府に対して提言を行いました「防災・減災ニューディール」への取り組みが盛り込まれました。その要旨は、消費税率の引き上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討するというところでございます。防災・減災ニューディールの柱は、大きく2つあります。1つは防災・減災。今後、補修・整備が必要な道路や橋などのインフラ整備を早目、早目に行い、災害に強い国づくりで防災力を高め、国民の命を守ることを。2つ目はニューディール。真に必要な公共投資を集中的に前倒しで行うことで、景気のニューディール（新規まき直し）をし、雇用を拡大し、経済成長を図る。コンクリートの耐用年数というのは50～60年と言われております。高度成長期に整備が進んだ道路、橋などの社会資本の多くが、経年劣化してきており、補修・再整備が必要となってきました。本県の2,000余りの橋も、2009年時では50年を経過したものが8%だったものが、2030年には54%に達します。集中的に前倒しで公共投資に予算を回すことで、早目に計画的な改修ができ、長期

的には大幅なコスト削減にもなります。また、将来的に必要な社会資本整備に公共投資を集中することで、防災力を向上し、雇用の確保、需要の拡大、デフレの改善、それによる税収増、ひいては財政再建につながるというふうに確信しております。

そこで、県土整備部長にお伺いします。本県では、橋梁の長寿命化計画について取り組んでいらっしゃるようですが、現状についてお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 県が管理している橋梁は約2,000橋ございますが、その多くが高度経済成長期に整備されておりまして、20年後には、架設後50年を経過する割合が半数を超えるなど、今後、高齢化が急激に進行してまいります。このまままいりますと、更新の時期が集中しますことから、多額の費用を負担できずに、安全な交通を確保できなくなるおそれがございます。このため、平成22年度に橋梁の長寿命化修繕計画を策定いたしまして、継続的な点検と適切な診断を行った上で、状態が悪くなる前に補修を行う予防保全型の維持管理へ転換することによりまして、コストの縮減や平準化を図ることとしております。今年度は、この計画に基づきまして404橋の点検を行い、53橋で塗装やコンクリートのひび割れ補修、高欄の取りかえなどを行うこととしております。

○河野哲也議員 計画を読ませていただきました。最後の資料のほうに、今後100年間において、仮に全ての橋梁に事後的な対策を行って全橋更新を想定した場合、総額7,520億。点検を継続し、重要度の違いによるメリハリをつけ、現時点で想定される更新のみを見込んだ提案シナリオというのができ上がっていますが、これが2,270億で済むと。つまり、5,000億の縮減が見込まれ

るという、本当にわかりやすい図を提供していただきましたが、単純計算で、年間23億の財源確保をしなきゃいけないということになりますけど、この予算の確保をどのように考えているか、お伺いします。

○県土整備部長（濱田良和君） 橋梁につきましては、道路施設の中でも特に重要な構造物でございますので、適切な維持管理を実施し、安全・安心な交通の確保に努めていく必要がございます。そのため、必要となる予算について、厳しい財政状況の中ではございますが、優先的に確保することとしておりまして、今年度は、当初予算ベースで、国の交付金事業として約8億7,000万円、県単独事業として約7億2,000万円の、合計約15億9,000万円の予算を措置しているところでございます。今後も引き続き、国に対し強く要望を行うなど、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今後の国の動きになりますけれども、先ほどの3党合意の中に、事前防災及び減災に資する分野に資金を重点的に配分するという項目がありますので、ぜひ、国に強く要望していただきたいと、そのように思います。

私が、防災・減災等に資すると確信している全天候フォレストベンチ工法研究会主催の報告会が東京で開催され、参加いたしました。来賓の政治評論家の森田実氏は、「さきの3党合意に、公明党が提案した防災・減災ニューディールが盛り込まれたことについて、テレビのコメンテーターは、無駄な公共事業だと大合唱しているが、とんでもないことだ。学校の耐震化を進め、津波防災のために海岸沿いの防潮堤を建設するなどの公共工事は、子供の命を守り、国民を守るためには、とても大事なことだと思う。

こういう公共工事は広義で福祉政策だと考えるべきだ。そういう中で、私もここ2～3年、フォレストベンチの普及のために動いてきたが、環境に優しいフォレストベンチについても、地方議員の方が熱心に地方議会で取り上げ、着実に広がりつつある。やがて日本中に普及され、国民の命が守られ、コンクリートではなく緑に囲まれる社会になることを祈りたい」と、述べられておりました。日南市出身の栗原先生が開発したのり面工法等、さまざまに応用できる全天候フォレストベンチ工法は御存じでしょうか。

フォレストベンチ工法というのは、全天候です。大雨、大雪、竜巻、津波であっても、それに対応できる、栗原先生のふるさと日南の棚田を着想として、斜面を階段状につくり変えて、森を再生する技術でございます。垂直面は倒れないようにアンカーで固定し、間伐材を使って水と空気の入りを自由にして、斜面の安定を高めています。コスト面、環境面に利点があるとされています。圧巻は、3・11の東日本大震災の大津波において、コンクリートで固めた防波堤、のり面は粉みじんに破壊された中で、見事に気仙沼の民家を津波から守り抜いたということでございます。我が党の宮崎市議団が気仙沼の現地に調査に行き、確認をしてまいりました。そこで、このフォレストベンチ工法を採用した県発注ののり面工事等の実績はあるのか、お伺いします。

○県土整備部長（濱田良和君） 本県におきましては、これまでに、平成15年度に西都市内の道路ののり面工事で1件、平成16年度に延岡市内の避難場所ののり面工事で1件の、合計2件の実績がございます。

○河野哲也議員 私は、延岡の現場、避難所となっている名水小学校の裏山にその工法で施さ

れたものを調査させていただきました。もう8年たっていますが、見事に自然と調和して、崩れていませんでした。不思議なことに、そのすぐ前ののり面はコンクリート壁でした。最近の施工でした。すごくアンバランスというか——見たときにですね。この工法は、結局、平成16年が最後ですから、8年間採用されていないということになります。言いかえると、これだけ災害に強い効果的な工法を、今の担当者は知らない可能性があるなというふうに——失礼でしょうか。実はそう思ったのは、先日の合同政策勉強会の折、木材を使った公共事業の事例説明の中に、この全天候フォレストベンチ工法が入っていなかったからです。効果的な工法なのに入っていない。さまざまな工法について職員が研さんしているとの報告がありましたけど、ちょっと疑問が残るところでございました。このような効果的な工法での事業、橋梁の長寿命化など、本県に拠点を置く地元業者で仕事ができ、木材を含めた地元の資材で進めていけるこの防災・減災ニューディール政策のお話を関係者とすると、必ずくっついてくるのが、一般競争入札、そして総合評価。「今の入札制度じゃねえ」というふうに、中小の企業さんはもうあきらめてしまいます。起死回生の絶好のチャンスと捉えていただければいいんですけども。県は、入札制度について試行を重ねながらやってきているわけですが、今回の議会においても議論されているように、まだまだ問題視されているようです。今後、多くの橋梁補修工事等が発注されることになるとは思いますが、地産地消の観点から、県内業者が受注しやすい入札制度になっているか、伺いたいと思います。

○県土整備部長（濱田良和君） 県発注の建設工事につきましては、地域における建設産業の

果たす役割等を考慮しまして、一部の特殊な技術を要する工事などを除き、原則として県内業者に発注しているところでございます。橋梁補修工事につきましても、原則、県内業者に発注することとしておりまして、昨年度は、全て県内業者が受注をしているところでございます。

○河野哲也議員 ありがたいことでございます。今後とも、自分たちの地域は自分たちで守る防災・減災の観点からも、真面目に取り組んでいく県内業者への優先的な発注をお願いしたいと思います。

農政水産部長にお伺いします。環境農林水産常任委員会で、山形県の米澤佐藤畜産を視察させていただきました。「宮崎県高鍋藩生まれ！山形県米澤藩育ち」をキャッチフレーズとした鷹山牛を、残念ながら堪能することはできませんでしたが、30カ月を過ぎた宮崎生まれの威風堂々の肥育牛に出会うことができました。福島原発事故の風評被害で一時期厳しい状況に陥りましたが、少しずつ、本当に少しずつですけど、回復しているとの報告を受けました。「なせば成る なさねば成らぬ何事も 成らぬは人のなさぬなりけり」との鷹山公の言葉どおり、今できることを全て手を打っているとの印象を受けました。本県においても、口蹄疫後、畜産経営再開の支援として、今後の畜産のあり方で、販売戦略を念頭に置いた県産牛の新たな食肉生産の検討に結論が出たのでしょうか。関係者の間では県の動向に注目していると聞きます。そこで、今後の宮崎牛の目指す方向について、ブランドの発展を基本としながら、多様なニーズへの対応を検討するというものでありましたが、その後の検討状況をお聞かせください。

○農政水産部長（岡村 巖君） 宮崎牛につきましては、これまで、いわゆる霜降りを重視し

た改良を行い、ブランドを確立してまいりました。社会構造や消費者の志向が変化する中で、宮崎牛の将来像としまして、まず、霜降りについては、高級食材としての希少性の観点や、海外戦略の素材として重要であるということは、共通認識だと考えております。一方、うま味を示す脂肪酸の含有量による違いや、飼養管理による差別化など、消費者の選択肢の幅を広げる工夫も必要であると考えております。さらに、赤身肉志向が高まるものの、このクラスは、輸入牛肉と競合する問題があるなどの意見もございます。現在、宮崎県畜産新生プロジェクトのワーキングチームにおいて、このような論点を踏まえ、食肉生産のあり方等を検討しているところであり、今年度末に向けて一定の取りまとめを行ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 昨年11月議会で確認したことを再確認します。儲かる農業の実現を目指す第七次宮崎県農業・農村振興長期計画を策定されました。この計画を県全域で推進していくためには、それぞれの地域が、その特色を生かしながら、地域独自の個性的な農業・農村づくりを進めていくことが重要だとされました。そのために、それぞれの地域の特性や課題に応じた農業・農村の振興を図るためのアクションプログラムを策定するとのことでした。そこで、地域が主体性を持って、地域特性を生かした農業生産の構造改革に取り組むことが重要であると考えますが、県の考え方をお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農業従事者の減少や農産物価格の低迷が続く中で、農業を核としてきた地域が今後も持続的に発展するためには、地域の中心となる経営体、基幹品目、土地利用のあり方などについて、地域としての明確なビジョンが必要でございます。水稻や畜産、

園芸が入りまじった多様な農業生産が展開している本県において、地域ごとにこのようなビジョンを策定し、実行に移していくには、何よりも、地域を取りまとめるリーダーが中心となって合意形成を図り、改革を進めていただきたいと考えております。県といたしましても、地域の中心となる農業者の育成に努めるとともに、具体的な地域からの要望、提案に対して、コーディネート機能を発揮し、国・県の事業などを活用しながら、積極的な支援をしてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ぜひ、地域の声を受けとめる場を設定していただいて、支援していただきたいと思います。

水産業振興について2点お伺いします。「みやざき瞬間グルメ」開発事業について。鮮度低下が早い等の理由で、地元中心に消費される水産食材を生かした料理を、「瞬間グルメ」と位置づけ、商工業者・団体と連携し、その情報発信や普及により、水産物の消費拡大と付加価値向上を図るとしてしています。ブランド化にもつながる積極的な事業と考えますが、モデル的なものとして集中させるのか、全県下で広く展開するのか、開発事業の取り組みについてお伺いいたします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 「みやざき瞬間グルメ」開発事業は、今お話にありましたとおり、鮮度落ちが早いために地元でしか味わうことができない食材について、漁業者と地元料理店とが連携して料理を開発し、地元に来て食べていただくということで、漁業者の所得向上と地域活性化につなげることを目的としております。

本事業の具体的な進め方といたしましては、県内全域を対象とした公募により、「瞬間グル

メ」になり得る食材の発掘と料理の開発に取り組むグループを選定し、その活動を支援していくこととしております。現在、ハモの卵を使った料理の開発など、2グループが取り組みを開始しておりますが、今後さらに、取り組むグループ数を拡大し、これまで意識されてこなかった新たな魅力としての「瞬間グルメ」を広く普及させてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 もう1つ、非常に関係した事業で、「儲かる水産業実現アクションプラン」を掲げて、儲かる漁業実現プロジェクトの推進を事業化されておりますけど、漁業者の声として、直接販売、それから産地加工を望む声が延岡関係は非常に高いです。県としてどのように流通・販売対策に取り組むか、お伺いします。

○農政水産部長(岡村 巖君) 儲かる水産業を実現するためには、魚価向上対策が非常に重要な課題であることから、県におきましては、ことし3月に策定いたしました「儲かる水産業実現アクションプラン」に基づき、商品形態の多様化、また、販売体制の多様化、県産水産物の知名度アップを柱とした取り組みを進めております。具体的には、県産水産物の消費拡大を図るため、宮崎カンパチを初めとしたブランドの育成や、「宮崎イセエビいただきマンス」などのPRを展開するとともに、水産物販売のモデルとなるような加工品の開発や輸出などの取り組みを推進しております。また、このような取り組みを一層効果的なものとするため、漁協、系統団体と連携を図りながら、全県域を対象とした加工・販売体制づくりについても、現在検討を進めております。

○河野哲也議員 具体的な検討をどうかよろしくをお願いします。

教育長にお伺いします。昨年9月の議会での

いじめに関する質問で、私は、いじめをなくせるのは教師だけだと述べました。もっと先生方に、いじめは、子供の命にかかわる犯罪であるという認識を持っていただきたいと述べました。学校では、いじめの発見をどのように行っているのでしょうか。いじめを発見したとき、学校ではどのように対応するか、方法を示すことができるのでしょうか。校長が、いじめを「わかりませんでした」。絶対にあってはならないことだと、昨年結びました。大津市の中学2年生の男子生徒が、昨年10月、いじめを苦しんで自殺したとされる問題も、やはり一緒でした。そこで確認です。学校において起きたいじめ問題の解消の最終的な確認は誰が行うのか、お伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 各学校におきまして、いじめが発生した場合には、その解消に向けて、保護者との連携のもと、関係職員が役割を分担しながら、いじめられた側、いじめた側、双方の児童生徒に対して、きめ細かな支援・指導を行っているところであります。その解消したかの確認につきましても、校長が中心となり、関係教職員や保護者と連携しながら、当該児童生徒がどう変わっていったかを観察するとともに、その気持ちを十分に把握した上で、最終的には校長が判断しており、解消後も児童生徒を見守り続けているところであります。

○河野哲也議員 そうです。繰り返すようですが、校長が「わかりませんでした」と。絶対言ってはいけない言葉だというふうに思います。本県は、いじめの認知件数が全国的に見て少ない状況ではありますが、その要因をどう分析しているか、お伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） いじめは非常に発見しにくく、わかりにくい面もありまして、単に

認知件数だけでそれを判断することはできないと思っておりますが、いじめが少ない要因につきましては、各学校におけるいじめ対策委員会等がしっかりと機能して、いじめ防止対策の効果が上がっていること、また、全教育活動を通して、児童生徒の人権意識、それから自尊感情の育成などがなされていること、さらには、家庭や地域の教育力が機能している環境や風土のよさが宮崎にあることなどが、相乗的に効果を上げていることがその要因ではないかと考えております。

○河野哲也議員 本県の各学校は、いじめの発見システムと対処システムがしっかり確立していると判断してよいのでしょうか。であるならば、ぜひ発信をしていただきたい。私は、やっぱり宮崎の教師集団を信頼したい。信頼することが、力を発揮できるというんでしょうか、そういう状況になるというふうに思います。

さきに述べましたが、宮崎は、人材を育てる環境が壊れることなく、まだまだ存在していると、私は思っています。民間の研究所が、「いい子どもが育つ」都道府県ランキングを発表しています。例えば、「自分によいところがあると思いますか」というのは、宮崎は80.7%の子どもが肯定的に回答しています。「将来の夢や目標を持っていますか」ということも、上位です。自分を否定せず肯定しているということは、育つ環境というのが本当に正常であるのではないかとこのように私は思います。

それで、実は、宮崎が2回連続トップなんです。全国1位なんです。この「いい子どもが育つ」都道府県ランキングで。そこで、知事にお伺いします。「いい子どもが育つ」都道府県ランキングなどのよい結果について、本県教育の構築のために生かすべきであると思っておりますが、

「日本一の子育て・子育て立県」を目指している知事の考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) ただいま御指摘がありました、民間のシンクタンクが発表しております「いい子どもが育つ」都道府県ランキング、これは、平成22年度、文部科学省が調査をしました全国学力・学習状況調査のアンケート調査を分析して、知・徳・体それぞれの観点を踏まえて、総合的に分析されたもので、今お話がございましたように、平成19年度に引き続き、2回連続全国トップであったということであり、2回続けてトップだったということで、子育てに対する質の高さというものが証明されたのではないかと、大変誇らしく思っておるところでございます。

この結果は、今も御紹介がありましたが、例えば、「将来の夢や目標を持っている」とか、「人が困っているときは進んで助けている」、こういった調査項目などにおきまして、宮崎の子供たちが全国的にも高い結果を示したことが評価されたということです。保護者を初めとする県民の皆様、そして、学校現場の先生方と一体となって、子供たちを育てていただいた成果のあらわれではないかと、大変心強く思っているところであります。また、長年にわたり、家庭や地域の中で受け継がれ、培われてまいりました子育てに関する宮崎のよき風土、こういったものも反映されているのではないかと、というふうに考えておるところでございます。

この調査結果に見られるような、本県教育のよさや強みというものを守り、それをしっかり伝えていくこと、引き継いでいくことは、我々世代の責務ではないかと考えておりますし、日本全国の中でもそういうよきものを残しているこの宮崎が果たすべき役割、責務ではないか、

そういうふうに考えておるところでございます。今後、「日本一の子育て・子育て立県」の大きな励みとして生かしてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 以上で終わります。(拍手)

○外山三博議長 次は、岩下斌彦議員。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) 私は、串間市選出、自由民主党の岩下斌彦でございます。

本日、傍聴席には、艱難辛苦、つらく苦しいときに御指導、御協力いただいた方、そしてまた、本日の質問内容に関係する方々、また、地元からもおいでいただいております。大変お忙しいところをありがとうございます。今回の質問も、串間の声、県民の声に沿って質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

串間市内が一望できる高畑山というところがあります。その高畑山に登り、周りを眺めてみますと、遠くには志布志湾、そして、眼下には緑豊かな、のどかな田園風景が広がっております。しかし、のどかで時間がゆったりと流れているようでありますが、串間市には課題が山積しております。

市制発足当時、人口は4万3,000人ほどありました。この4月には2万人を切り、今年1日には、人口は1万9,874人になってしまいました。雇用の場が少なく、少子高齢化、過疎化が進み、いまだに人口減少が続いております。かつてはにぎわいを見せていた中心市街地の商店街も、シャッターがおりたまま、人通りもまばらになってしまいました。それでも、商工会議所の会員の皆さん、そして若者たちは、地元を元気に取り戻そうと知恵を絞って、汗を流して頑張っております。串間市の再生は、農業基盤の強化と観光の振興にかかっていると思います。観光

客数を平成11年と平成22年で比較してみますと、この11年間でございますが、39万8,500人から17万3,200人と、約22万5,000人も観光客が減少しております。

そこで、知事にお聞きいたします。観光政策についてでございますが、今後、本県及び串間市の観光振興に県はどう取り組んでいくお考えなのか、お伺いをいたします。

以下の質問につきましては、質問者席からさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

本県には、美しい景観や日本発祥にまつわる神話や伝承、豊富な海の幸・山の幸、また、マリンスポーツからスキーまで、さまざまなスポーツを年間通して楽しめる環境など、多彩な観光資源を有しているところであります。これらの魅力を向上させ、県内外からの誘客につながるために、各地域においてさまざまな取り組みが進められているところであります。例えば都井岬では、案内サインや駐車場などのハード整備とともに、ガイド養成などソフト面での充実にも取り組まれているところでありますし、県もこれに対する支援を行ってきたところであります。また、御崎神社を宮崎観光遺産に指定し、勇壮な都井岬火まつりを一村一祭にそれぞれ選定しておるところでございますが、「恋旅」の取り組みにおきましても、青島から鶴戸神宮、都井岬などをめぐるルートを推奨コースに組み込むなど、さまざまな切り口で串間市の魅力の発信を行っているところであります。さらに、串間市の新たな観光スポットとして定着をしたイルカランドと鹿児島県の施設とが連携し、都井岬の御崎神社と佐多岬の御崎神社を結ぶカップル向けのドライブロードを「ラバーズロー

ド」としてPRするなど、県境を越えた取り組みも進んでいるところであります。

私も先日、イルカランドに参りましたときに、ショーの始めに、「イルカランドで楽しまれた方は、都井岬を訪れたり、また、日南を楽しんだり、どうぞ周遊をしてください」と、そのようなアナウンスをされておまして、非常にいい取り組みだなというふうに思ったところでございます。また、先日、南那珂地区の円卓トークが串間市、旧吉松家住宅において行われたところでございますが、林業によって財をなされた方の住宅ということで、すばらしい歴史的な資産、資源もあるんだなというふうに思ったところでございます。さらには、最近では、道の駅などで、シイラを使ったいろんな新しい御当地グルメの開発などもされているようでありますし、「ツールドにちなん・くしま」という、日南と連携をした自転車のツーリングなど、いろんな取り組みをされているということを実感しております。やはり大事なのは——もちろん串間もさまざまな魅力的な要素はあるわけですが——隣の日南、それから志布志というところと連携をしながら、広域的な連携で観光の魅力を高めていくこと、周遊のメニューをつくっていくこと、これは大事であろうかというふうに考えております。

今後とも、そうした市町村等との連携を図りながら、さらなる観光資源の開発や磨き上げを行うことによりまして、観光振興、さらには地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○岩下斌彦議員 イルカランドに知事が行かれて、そして、新聞だったでしょうか、イルカの背につかまって泳いでいらっしゃる姿が今、目に浮かびました。大変ほほ笑ましい状況でござ

いましたし、今の話を伺いまして、ある意味では、本当に串間に注目していただいているんだという気がいたしております。課題山積でございますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、地域政策につきまして、総合政策部長にお伺いをいたします。

串間市が23年度から、県内で3番目に地域創造計画に認定をしていただきました。串間市では、観光リーディングプロジェクト、まちなかクロスプロジェクト、海遊ロードプロジェクト、安心と生きがい創造プロジェクト、ローカルエネルギー推進プロジェクトなど、5つのコンセプトを掲げ、いろいろな取り組みを計画しているようではありますが、県としてはどのような支援を実施しておられるのか、その内容と予定額についてお伺いをいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 地域創造計画は、中山間地域の市町村の分野横断的で総合的な地域計画に対しまして、関係部局が所管する補助事業等を連携して投入し、支援を行うものであります。平成23年度に認定いたしました串間市の「南国みやざき最南端！くしま跳ね駒プロジェクト」は、農業、観光、商工業の各分野の連携によりまして、新たな串間市の魅力を創出する内容となっております。県といたしましては、市内の案内サインの整備、都井岬を中心とした各観光ポイントにおける体験メニューの開発やガイドの養成、福島港エリアでのクルージングツアー開催等、交流人口増加への取り組みを初めとしまして、岬の駅の運営事業、そして、くしま市民活動交流センターの開設準備事業、さらには、幸島ドライブインを拠点とした市木地区での地域住民の生活支援事業等に対して支援を行っております。現在の計画では、平

成23年度から25年度まで、これは総事業費で約5億7,000万円となっておりますが、県の補助金等の総額は約2億円となる予定でございます。

○岩下斌彦議員 ただいまのお話のように、23年度から25年度までの3カ年の事業でございますが、これからいろいろその姿が見えてこようかというふうに思います。ただ、気になりますのは、25年度の事業終了後でございますが、県はどのように対応していただくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 地域創造計画で予定されております事業は、今後の串間市全体の地域づくりの基盤を整備する内容となっております。串間市におかれましては、今後とも、この計画を核としまして、さまざまな地域づくりの取り組みが進められるというふうに考えております。県といたしましても、各部局とも連携を図りながら、串間市の地域づくりの取り組み、あるいは観光振興が図られるよう——25年度で地域創造計画は終わるわけですが——26年度以降もさまざまな形で引き続き協力してまいりたいというふうに考えております。

○岩下斌彦議員 各部局とも連携を図りながらということでございます。ここにおそろいの各部長様方、どうぞ、何かそういった支援関係がありましたら、アドバイスなりをお願いしたいというぐあいには思っております。引き続き御協力をお願いします。

次に、県内の修学旅行について教育長にお尋ねします。県内の小学校の修学旅行は、私の経験でもそうでございますが、50数年前から鹿児島県方面でございます。時代が大きく変化した今でも、県内の小学校230校のうち193校、84%の小学校が鹿児島県だそうであります。それ以外の西臼杵方面からですと、熊本が近いんで

しょうか、熊本方面に行っているそうであります。県内各地の小学校では、ふるさと教育とかふるさと学習に積極的に取り組んでおられると聞いております。しかし、なぜか修学旅行は鹿児島県であります。そこで、小学校における修学旅行を宮崎県内で実施してはどうかと思いますが、教育長のお考えをお願いします。

○教育長（飛田 洋君） 小学校の修学旅行につきましては、その狙いや教育的な意義を踏まえ、安全性や経済負担等、児童の実態等にも配慮し、各学校が保護者の理解を得ながら判断して実施しているところでもあります。宮崎の伝統、文化など、そのよさを子供たちに体験させ、実感させることは、郷土愛を育むとともに、宮崎への誇りを深めるなど、本県教育推進の上でも極めて意義深いことでもあります。したがって、遠足や宿泊を伴う学習など、さまざまな機会を通して、宮崎のよさに一層触れさせることが大切であることを、校長会などの際に伝えてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 今、議会でも話が出ておりますが、知事が県民総力戦で取り組もうとされております記紀編さん1300年記念事業、また、県民100万泊運動。今こそ、宮崎の歴史、伝統、文化に触れるときが来たのではないかというふうに思います。ぜひ、校長会で御協議いただければと思っております。よろしくをお願いします。

次に、私の地元串間市でも、立派な施設を備えた小学校2校が閉校したままになっております。そのまま放置されております。県内の市町村立小中学校において、廃校になった学校数と活用されている学校数について、旧教育事務所ごとに伺います。また、今後、県教育委員会として、廃校施設の活用について、市町村教育委員会にどのように働きかけをしていくのか、教

育長に伺います。

○教育長（飛田 洋君） 過去10年間に廃校となった市町村立小中学校は50校ございますが、平成24年5月1日現在で、建物が現存しているのは44校であり、そのうち活用されておりますのは、約6割に当たる26校であります。旧教育事務所区分ごとの内訳を申しますと、宮崎教育事務所管内では、廃校が4校で、うち活用されている学校が3校。南那珂管内では、廃校3校、うち活用1校。北諸県管内では、廃校2校、活用1校。西諸県管内では、廃校1校で、活用はございません。児湯管内では、廃校4校で、活用はございません。東臼杵管内では、廃校26校、うち活用17校。西臼杵管内では、廃校10校、うち活用4校となっております。県教育委員会といたしましては、引き続き、市町村教育委員会へ、廃校施設の活用事例や利用可能な補助制度の紹介に努めるとともに、活用に向けた事務手続に関する助言を行うなど、市町村教育委員会の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 今お話をいただきましたのは、過去10年間の廃校の数でございますが、それ以前に廃校された学校というののもかなりあるはずでございます。制度上、いろんな問題もあろうかと思っておりますけれども、もったいないというふうに思います。企業に貸し出すなり、あるいは売却して民間で活用したり、そういうようなこともできるのではないかなど。そういった点で、ひとつこれからもどうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、鳥飼議員も質問されましたが、同じ質問になろうかと思っておりますけれども、お許しをいただきたいと思っております。学校訪問でいろいろな現場を見せていただきました。そういった中で、

臨時の先生方が非常に多いんじゃないかなというふうに感じました。また、新学期になりました新しい年度を迎えると、「またうちは臨時の先生やった」という話も、保護者同士の会話の中で聞かれることもありまして。お聞きいたします。小中学校では臨時の先生が多いように思いますが、臨時的任用講師の任用はどのように行われているのか。また、子供たちの教育環境としては、臨時的任用講師よりも正職員の採用をふやすべきだと考えますが、教育長の考えをお願いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 臨時的任用講師の任用につきましては、県教育委員会において、任用希望者の登録制度を設けておりまして、その登録制度に基づき、校長がその学校の実情に応じて、適任となる人材の面接をした上で、適正な任用を行っているところであります。

臨時的任用講師は、公立学校教員数の約1割であります。児童生徒数の減少による今後の学級減への対応、さらには、育児休業等への代替職員などのために必要な人員を任用しているものであります。また、正規職員の採用につきましては、児童生徒の減少や退職予定者数の推移、教員の年齢構成等を総合的に判断すると、増員はなかなか厳しい状況でございますが、可能な限り増員を図り、来年度は、今年度の採用者118名に対し、27名増の145名の採用を予定しております。その中には、養護教諭の前年比9名増や、前年度採用のなかった中学校家庭科等の6教科の採用を行うなど、計画的な採用に取り組んでいるところであります。

○岩下斌彦議員 今議会でも話題になっておりますように、いじめ、不登校、あるいは学級崩壊、こういった問題がいろいろ出ております。臨時の先生で頑張っていらっしゃる方もいるん

ですが、なかなか採用に至らない先生もいるように感じます。しかし、これが40歳になりますと、もう受験資格もなくなる。いわば県教委だからこそ、こういった臨時的任用ができるのではないかなというふうに思いますし、618人の臨時の先生は、産休・育児休業の代替の職員はやむを得ないといたしましても、余りにも多いような気がいたします。宮崎県は教育に力を入れると。そういった方向性の中では、やはり自信を持って子供に対応できる正職員の採用が必要ではないかと思うんですが、保護者あるいは児童生徒のニーズも考慮すべきだと考えます。御検討をお願いいたしたいと思います。

続きまして、農政水産部長に農業政策について伺います。

食用カンショの産地である串間市の奈留地区では、20数年前に土地改良事業に取り組み、生産をしておりますが、土壌が痩せてきているようでございます。耕作農家の方々は、収量が減り、規格外品が出てくるようになり、できるだけ早く客土することを望んでおります。奈留地区から、畑に客土を行う土地改良事業の要望を受けていると思いますが、県はどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 串間市の奈留地区におきましては、昭和58年度から平成6年度にかけて県営農地開発事業に取り組み、現在、本県における食用カンショの主産地となっております。しかしながら、当地区では、土壌が降雨等により流され、生産量の減少や品質の低下が見られていることから、客土による表土確保の整備等について要望が上がっており、県では、現在、串間市や土地改良区と計画内容について協議を行っているところでございます。本件に

つきましては、地元とも連携を図り、必要な客土の確保といった事業を行うための課題などを速やかに整理した上で、円滑な事業化ができればと努めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 当の土地改良区の会長さんがいらっしゃいましたが、耕作農家の方々の印鑑ももうそろって、持っておられるようでございます。余り時がたってしまいますと、高齢化も進んでくるということでございますので、ちょうど20数年前にやったその支払いがそろそろ終わるのではないかと、この元気うちにぜひまた客土事業に取り組んでいただければありがたいというふうに思います。どうぞよろしく願いを申し上げます。

続きまして、きょうの傍聴席にも関係者の方がおいでになっているのではないかなというふうに思います。近年、農業分野では、農家の高齢化の進展による担い手不足も問題になっております。食用カンショの産地であるJA大東でも、ここ数年、農家の高齢化により労力不足が発生し、栽培面積の減少や出荷作業のおくれなど、産地の維持が困難になっております。そのため、JA大東では、新たに、カンショの洗浄、選果、箱詰めなどの出荷作業をJA大東が受託する取り組みを計画しております。このような作業受託は、新たな雇用の創出にも期待できるなど、重要な取り組みであり、今後の定着に向けた支援が必要と考えますが、農家の作業労力を軽減するJA大東の取り組みに対する県の支援について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農家の高齢化や担い手の減少が進む中で、一旦確立した産地を維持・発展させていくには、産地全体でのたゆまない努力が必要でございまして、農業団体が果たす役割もますます重要度を増してきてお

ります。ただいま御紹介がありましたJA串間市大東の取り組みにつきましても、多大な労力を要する食用カンショの出荷作業の一部をJAが一元的に受託することにより、作業能率の向上が期待できるほか、意欲ある担い手の経営規模の拡大や、需要に即した出荷の徹底による有利販売などにもつながる意欲的な取り組みではないかと考えております。県といたしましては、地域みずからが、変化する環境に的確に対応できる体制づくりを進めていくことが大変重要であると考えておまして、国や県の事業を活用した共同利用施設などの条件整備や、関係機関・団体と連携し、作業受託の拡大やシステム化を促進するなど、総合的な支援に努めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 これからもJA大東の皆さん、そして協力される方々、そういった方々から、振興局を通じてまた部長のほうにもお話があるかと思いますが、どうぞよろしく御指導のほど、お願い申し上げます。

続きまして、6次産業にも関係することを御質問させていただきたいと思っております。JA大東では、女性部が、カンショ、キンカン等を用いた加工品づくりに取り組んでおり、今後、6次産業として発展することを期待いたしております。先日、ジェイエイ食品開発研究所の方にお伺いをいたしました。それで、地域の特産品として売れる加工品を開発するためには、商品企画の段階から販売先をしっかりと見据えて、専門家の意見を聞きながら取り組む必要があるというふうに指摘をいただきました。県は、儲かる農業の実現に向け、6次産業化の推進に取り組んでおられますが、JA女性部等が取り組む6次産業化に対してどのような支援策があるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県農業の新たな成長産業化を図り、儲かる農業を実現するためには、6次産業化の取り組みを、さまざまなレベルで幅広く推進することが重要であると考えております。中でも、本県農業を支えているJA女性部などが、地域の資源を活用し、6次産業化に取り組むことは、所得の確保はもとより、地域の雇用の創出や活性化に大きくつながるものと考えております。県としましても、このようなJA女性部の取り組みを積極的に支援することとしておりまして、農業経営多角化チャレンジ塾等のスキルアップ対策や、マーケットインの商品開発に必要な加工や販売の専門知識を有するプランナーの派遣をするとともに、6次産業化に必要な機械施設等の支援を行い、儲かる農業につながる着実な6次産業化に向けた助言・指導やフォローアップ等に丁寧に取り組んでまいります。

○岩下斌彦議員 どうぞよろしくお願いを申し上げます。大きな企業とかそういったのが地域にあれば、6次産業化といった取り組みもあるんでしょうけれども、そんなに大きな企業もございません。また、生産者みずからが、そういった6次産業に取り組もうという気概を持っておりますので、ぜひ、また御指導をお願いしたいと思います。

次に、今、串間のほうで取り組んでいる農業者がいらっしゃいます。モデル的な立派な農業経営をされているというふうに思います。おじいちゃんが出て、そして、夫婦が出て、男の子3人が農業を一緒にやっていますし、長男、次男さんは奥さんも農業にかかわって、農業法人としてかなりの生産額を上げて、一生懸命取り組んでいる方がいらっしゃいますが、そういった話も含めて質問をしたいと思っております。

串間市管内には、農業後継者とともに農業生産法人を立ち上げ、積極的な雇用を行うことで、規模拡大を進める先進的な担い手ができております。このような担い手は、カンショに加え、水田ゴボウを経営品目に加えるなど、工夫を行い、周年雇用ができるよう工夫しておりますが、即戦力として雇用できる人材を地域で確保することに大変苦勞をしておられます。地域の雇用の場が少ない串間でございますが、今後、雇用の農業法人の育成が重要であると考えます。県は、農業による雇用創出に向け、どのような支援を行っていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農業従事者の減少や高齢化が一層進行する中で、農業生産を維持・拡大するとともに、雇用創出による農村地域の活性化を実現するためには、雇用の受け皿となるような農業法人の育成が大変重要であると認識しております。このため、県では、みやざき農業経営力強化支援事業などにより、農業法人の安定的な雇用を支援するとともに、社団法人宮崎県農業法人経営者協会や宮崎県農業会議と連携した経営多角化、労務管理等についての研修会の開催、あるいは、国の「農の雇用事業」の活用により、この4年間で約400人の新たな雇用が創出されたところであります。県といたしましては、引き続き、国の事業も効果的に活用しながら、農業法人の育成を進め、農業の新たな成長産業化と農村地域での雇用の創出に努めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さらに質問をさせていただきます。宮崎県は、今後、東アジアに向け、本県の農産物を輸出する事業展開を図っていくといたしておりますが、

本県農産物の輸出の状況及び将来性と今後の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県農産物の輸出につきましては、香港やシンガポール等の海外量販店でのフェアへの参加支援や、シンポジウムの開催などの取り組みの結果、カンショを中心に年々増加しております。カンショにつきましては、100グラム程度の小さいサイズのもので東アジアの食文化にマッチしており、さらなる取引拡大が期待されております。また、先月開催された香港ティーフェアにおいて、本県産の煎茶が好評を得たことや、贈答用としてのキンカンの人気が高いことなど、輸出に向けて有望な品目も数多くございます。今後とも、オールみやざきによる輸出のエンジンとして設立しました「みやざき『食と農』輸出促進協議会」を核に、産地と輸出商社等の連携による県内の港から直接輸出するモデル実証や、最適な鮮度保持対策を確立するための輸送試験などに取り組み、関係団体、民間企業と一体となって本県農産物の輸出促進に努めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 今、100グラム程度の小さなサイズの芋が人気があるということでございますが、大変ありがたいと思います。小さな芋というのは、以前は捨てておりました。畑に残して、後は耕運機でまぜてやっていたものが現金化されるということで、特に農業に携わっている高齢の方々は、その売上げがあるということで大変喜んでおります。また、東アジア方面について4,000万もの売上げがあり、昔捨てていた芋を売っていただいているというのは大変ありがたいと思いますが、今後、積極的な販売関係、輸出関係についてお力をいただきますようお願いいたします。

願いたします。

それでは、次に、農業関係についてまた御質問をさせていただきたいと思っております。農業を取り巻く情勢は大変厳しい状況にありますが、生産者が希望を持てるような農業振興について、どのような姿勢で取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農業を取り巻く情勢は、改めて申し上げるまでもなく、大変厳しい状況でございます。しかしながら、農業は、本県の基幹産業として確固たる地位を築いており、本県全体の発展を支えるために、今後ともあらゆる手だてを尽くして振興を図らねばならないと考えております。そのためにも、まずは、本県農業の足元を固めることが重要でございますので、もう一度、県内関係者が一丸となって、収量の向上やコストの削減などの土台の強化を進めていきたいと思っております。その上で、この激変する時代を生き抜くには、これまでの既成概念にとらわれず、新たなチャレンジを恐れない姿勢が大変重要であると考えております。例えば、先進的、革新的な生産技術の導入による産地・経営の改革の促進、他産業が持つ経営資源やノウハウを積極的に活用する農商工連携や6次産業化の取り組み、また、生産者が主体となった農水産物輸出などによる新たな販路の開拓等に、積極的に取り組む意欲あふれる農業者を、県としても全面的に支援し、生産者が夢と希望を持てる宮崎県農業を実現させてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 次に、都井漁港、立宇津港では、静穏度の工事に取りかかっていたいただいております。また、福島港の浮き桟橋は、9月後半には完成するというふうな状況を聞いておりますし、また、見にも行っ

ておりますが、漁業関係者は大変喜んでおるところでございます。ありがとうございます。そこで、同じく静穏度を図るため、都井漁港毛久保地区と市木漁港舳地区の整備状況について、お伺いをいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 都井漁港及び市木漁港におきましては、港内の静穏度を確保するため、防波堤の整備に取り組んでいるところでございます。都井漁港毛久保地区につきましては、調査・設計を終えたことから、本年度、防波堤工事に着手することとしており、市木漁港舳地区につきましては、昨年度着手した内防波堤の工事を引き続き進めることとしております。今後とも、予算確保を図りながら、事業の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 どうぞよろしくお願いを申し上げます。

そしてまた、以前、環境農林水産常任委員会のほうに籍を置かせていただきまして、マウンド魚礁のことについていろいろお聞きをいたしておりました。そのマウンド魚礁は将来、大変可能性のある、漁獲量に伴う成果が上がるのではないかというふうに、以前から聞かせていただいていたところでございますが、宮之浦沖合地区のマウンド魚礁の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 宮之浦沖合地区につきましては、本年度、都井岬沖約3キロメートル、水深80メートルの海底に、自然石を用い、長さ135メートル、幅75メートル、高さ15メートルのマウンド魚礁を築く本工事に着手することとしております。マウンド魚礁を設置しますと、海底付近の栄養豊富な海水が、植物プランクトンによる光合成ができる水深まで湧き

上げられ、食物連鎖の原理から、餌となるプランクトンを食べようと周辺の魚が増加します。また、マウンド魚礁は、それ自体が魚を集める魚礁としての機能も持っておりますので、この設置は、周辺海域の漁業に極めて有益と考えております。今後とも、予算確保を図りながら、計画的な事業の推進に努めてまいります。

○岩下斌彦議員 連続して質問をしておりますが、串間にとっては大変大事な第1次産業のことでございますので、質問をさせていただいております。かつて、都井地区ではウニ漁が盛んでございました。以前見ましたら、水産加工会社ではウニが山と積まれまして、黄金色をしたものでございました。それをまぜながら瓶詰めとかそういったのをされているのを見ていたのですが、今ではその水産会社も仕事をやめられております。なぜかといいますと、その海域ではもう藻がないわけです。ですから、ウニをとっても中身はほとんど入っていない。製品にもならないような状況でございます。藻場がいかにか大事かというのを、感じをつかんだところでございますけれども。そこで、藻場造成についてお伺いをいたします。藻場は、水産資源をふやし、安定的な漁獲量を確保する上で、大変重要な役割を果たしておりますが、本県における藻場造成について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県では、藻場が衰退し、これを餌とするウニやアワビの漁獲量も減少傾向にあります。近年の研究により、海藻の生産力と魚類やウニによる食害とのバランス崩壊が原因ではないかと推定されたところでございます。このため、平成22年度から、漁業者が、水産試験場の指導のもと、魚類進入防止の囲い網や、ウニの密度調整、海藻移植な

どの藻場保全活動を進めた結果、ホンダワラ等の大型海藻の藻場で一定程度の回復が認められるとともに、テングサ等の小型海藻の着生によりウニの実入りが改善するなど、成果が上げられております。県といたしましては、今後とも、このような漁業者活動を支援し、ウニなどの漁獲量増大につながるよう、大型海藻のみならず、小型海藻も含めた藻場の維持回復の取り組みを定着させるとともに、魚類やウニの生態、行動に着目した藻場造成場所の選定や造成方法の研究等により、藻場の一層の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 以前から質問をいたしておりましたが、今、回答をいただきました。小型海藻、下草を含めた藻場の維持・回復に取り組むということですが、来年度予算にもかかわることです。ぜひ、そういった意味では、来年度予算に向けて努力をしていただきたいと思うし、漁師の皆様が将来に希望が持てる取り組みでありますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

次に、県土整備部長に道路整備についてお伺いします。

ことし6月27日、最大24時間雨量272ミリが降りまして、山の中腹付近から斜面崩壊が発生し、多量の雨水と土砂崩れにより道路が崩壊して、交通どめになっている国道448号市木一名谷間の復旧の概要と復旧の見通しについて、お伺いをしたいと思います。きょうの新聞にも出ておりましたが、手短かをお願いします。

○県土整備部長（濱田良和君） 国道448号につきましては、長期間全面通行どめとなっておりまして、沿線住民の皆様を初め、関係者の皆様方には大変御迷惑をおかけしております。災害発生後、直ちに調査・設計を行いまして、復旧

工法について国とも協議を行いました結果、山手側斜面の不安定土砂を除去し、落石対策を実施するとともに、欠壊した道路の復旧を行うことといたしました。既に一部の工事に着手しているところでございます。今後は、現場の安全管理に十分留意しながら、先日、串間土木事務所が地元説明会でお示ししましたとおり、12月24日には通行再開できるよう全力を挙げてまいります。

○岩下斌彦議員 続きまして、串間市がかなり以前から要望、陳情を繰り返しております、国道448号の市木から名谷間のトンネル整備の取り組みについて、県土整備部長にお願いします。

○県土整備部長（濱田良和君） 市木地区から名谷地区間につきましては、海岸線沿いの急峻な地形に加え、地質が悪く、また、地すべりの危険箇所も多く存在する厳しい条件のため、整備となりますと、どうしてもトンネル主体となることから、膨大な事業費が必要となります。このため県におきましては、現在、地すべり調査や観測を実施するとともに、コスト削減のために、一部現道が活用できないかなどにつきましても、あわせて検討を進めているところでございます。当区間の整備の必要性は十分に認識しているところでございます。国道448号については、本年度から、夫婦浦トンネルに着手したところもございまして、これを含む県内の事業中区間の進捗状況や、道路予算の推移を見きわめながら、今後、この区間の整備につきましても検討してまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 たびたび通行どめになり、通行どめになりましたら、半年間以上、車の通行ができません。人の命、そしてまた、流通、交通を守る道路でございますので、何とぞ国への働きかけ——串間のほうからもすると思います

が、ぜひ、県のほうでもお力をいただければと思っております。

続きまして、同じ場所に近いのでございますが、串間市市木の舩地区の急傾斜地崩壊対策工事の進捗状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（濱田良和君） 舩地区につきましては、平成20年9月の台風13号に伴う豪雨により斜面が崩壊しましたことから、昨年度、事業に着手したところでございます。今年度は、詳細設計や用地測量を行う予定でございまして、用地取得等が順調に進めば、来年度にも工事に着手したいと考えております。今後とも、地元の皆様の御協力をいただきながら、事業の進捗を図ってまいりたいと存じます。

○岩下斌彦議員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、高速道路についてでございます。高速道路の運動を始めまして28年、私がかかわりまして28年が経過をいたしました。そこでやっといい話が来たところでございますが、高速道路の日南一志布志間について質問をさせていただきます。東九州自動車道の日南一志布志間につきまして、本年度の国の予算内示に合わせ、「計画段階評価を進めるための調査箇所」と示されたところであり、事業化に向けて一歩前進したものと期待をしているところであります。東九州自動車道の日南一志布志間の計画段階評価を進めるための調査の進捗状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（濱田良和君） 東九州自動車道の日南一志布志間につきましては、現在のところ、国が概略ルートや構造の検討を実施しております。この検討を踏まえまして、国においては、今年度内に計画段階評価に着手する予定

であり、この評価は、地域の課題や事業の進め方に関する地元の御意見も踏まえながら進められるというふうにお聞きしております。県といたしましては、一日も早い事業化へ向け、日南市、串間市とも連携しながら、国が行う調査や計画段階評価に協力してまいります。

○岩下斌彦議員 高速道路実現、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、こども政策につきまして、福祉保健部長にお伺いいたします。

以前、小宮山厚生労働大臣は、保育園でも教育をしており、幼稚園でも預かり保育が75%でなされているとして、現場は一緒になってきているとの認識を示した上で、大人の都合で行政上ばらばらになっている状況を解消するため、子供の視点で改革をしたいというふうに強調されておりました。そこでお尋ねいたしますが、国がこれまで推進してきました総合こども園構想は一体どうなったのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御指摘の総合こども園でございますけれども、国で昨年度決定された「子ども・子育て新システムに関する基本制度」において、小学校就学前の児童に対する学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設と位置づけられまして、本年3月に、子ども・子育て新システム関連3法案の一つとして、総合こども園を創設するための法案が国会へ提出をされたところでございます。

その後、本年6月の社会保障と税の一体改革に関する3党合意により、総合こども園法案を撤回いたしまして、現行の認定こども園制度の改善を図ることとされまして、8月10日に、認定こども園法の一部改正を含む子ども・子育て

関連3法が可決・成立したところでございます。

○岩下斌彦議員 次に、厚生労働大臣は、先ほど言いましたように、全国の幼稚園で75%が預かり保育を実施しているというふうに言っております。宮崎県内の私立幼稚園で実施されている預かり保育の実施園数、及び幼稚園型認定こども園で預かっているゼロ歳から2歳児の児童数について、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 私立幼稚園の預かり保育につきましては、平成23年度115園全園で実施をされております。また、幼稚園型認定こども園で預かっておりますゼロ歳児から2歳児の児童数につきましては、本年6月1日現在、認定を受けている27園合計で536人となっております。

○岩下斌彦議員 ただいま答弁をいただきましたけれども、県内に32の認定こども園があります。認定こども園では、教育と保育を行っております。つまり、幼保連携であります。幼稚園型の認定こども園では、保育園と格差のない幼保連携型を希望いたしております。今、この現状のままですと、幼稚園の存続は大変危ぶまれます。戦後、今まで幼児教育に携わってきた幼稚園、大変大きな効果が上がっているというふうに思いますけれども。そこで、今後、幼児教育の重要性を考慮して、幼保連携型の認定こども園の推進を積極的に図っていく必要があると思いますが、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 幼保連携型認定こども園でございますけれども、これは、認可されている幼稚園、そして保育園それぞれが連携をいたしまして、一体的に子供の教育及び保育などを行う施設であることから、多様な保

育ニーズに対応した有効なシステムであると認識をしております。先般成立いたしました認定こども園法の一部改正により、この幼保連携型認定こども園は、現行の認定制度から認可制度へ移行することとされ、その認可に当たりましては、市町村への協議や審議会など合議制の機関の意見の聴取を実施しなければならないとされたところでございます。県といたしましては、改正法の施行後は、これら地元市町村の意見などを十分参考にしながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○岩下斌彦議員 先ほど答弁をいただきましたけれども、ゼロ歳から2歳児の乳幼児は536人というふうに言われました。これは、以前からよく言われている、待機児童がいないということにはつながらないのではないかと。536人の子供たち——ゼロ歳から2歳児でございますが——は待機児童に値するんじゃないかというふうに思っております。需要調整に合致しているかどうかということでもよく言われておりますけれども、ぜひ、今後の子供たちの幼児教育と保育のために、認可に向けた御検討をお願いしていきたいと思っております。

今、認定こども園の話をしていただきましたけれども、認定こども園に対する支援については、さらに充実を図るべきと考えますが、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 認定こども園でございますけれども、先ほど申し上げましたように、小学校就学前の子供に、幼児教育、保育を提供する機能などを有している施設であることから、県といたしましても、重要な役割を担っているものと認識しております。このため県では、現在、認定こども園の運営費や施設整備への支援を行いますとともに、今回の補正予

算案において、認定こども園への移行を予定する私立幼稚園等の耐震化に対する助成事業を新たに加えるなど、支援の充実を図っていくことといたしております。また、子ども・子育て関連3法の本格施行後においては、認定こども園に対して、施設型給付の名称で財政支援が実施されることとなるところでございますけれども、詳細は今後検討されると伺っておりますので、支援の充実が図られるよう、国のほうへ要望してまいりたいというふうに考えております。

○岩下斌彦議員 昨年度は、認定こども園は20園ほどでございました。今お話のように、認定こども園、今32園に膨らんでおります。まだまだ希望があるようでございます。担当の方はよく御存じだと思いますが、ぜひ、幼児教育と保育の充実のために取り組みをお願いしたいと思います。幼稚園側は、認定こども園をしながら何とか幼児教育の充実に努めたいと努力をしておりますので、よろしかったら現場を見ていただくなり、知事もぜひ、いいところばかりじゃなくて、本当に頑張っている県内の幼稚園に少しでも足を踏み込んでいただいて、現場を見ていただくとありがたいというふうに思います。

最後になります。安心こども基金は、一部を除き、24年度で終了すると伺っております。子ども・子育て施策の充実を図るには、安心こども基金の延長が重要であると思いますが、県としてどのような対応を行っていかれるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 安心こども基金は、安心して子供を産み育てる社会づくりの推進を目的に造成いたしまして、認定こども園の運営費や施設整備への補助を初め、保育所整備などに活用をしているところでございます。しかしながら、一部を除き、御指摘のとおり本

年度までで終了する予定となっておりますことから、県といたしましては、基金の延長及びその事業メニューの充実について、引き続き、全国知事会などあらゆる機会を捉え、国へ要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

○岩下斌彦議員 これで私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山三博議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、18日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時48分散会

9月18日（火）

平成 24 年 9 月 18 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 3 番 凶 師 博 規 (日 日 新)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 6 番 松 村 悟 郎 (同)
- 7 番 内 村 仁 子 (同)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 太 田 清 海 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 西 村 賢 (同)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 横 田 照 夫 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 十 屋 幸 平 (同)
- 25 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 外 山 衛 (同)
- 34 番 中 野 廣 明 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 中 野 一 則 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 達 也 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 内 戸 保 博 秋 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 稔 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 幸 徳 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 昭 藏 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 一 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 一般質問

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名、全員です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。大変心配をしておりました大型台風第16号は、おかげさまで大きな被害もなく無事に通り過ぎていってくれました。ありがたく思っております。おかげさまでと言ったらどうかと思いますが、敬老会も16日、17日それぞれ行われまして、議員の皆さん方もそれぞれに各会場にお出向きになったことだと思っております。無事に終わったことを本当にうれしく思っております。

それでは、通告しております項目に従いまして順次質問をしてみたいと思います。明快な御答弁をよろしくお願い申し上げておきたいと思えます。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

県では昨年6月に、総合計画「未来みやざき創造プラン」のアクションプランを策定し、現在、これに基づきさまざまな施策を展開しているところであります。また、このアクションプランは平成26年度までの4年間の行動計画となっており、その内容は、重点施策である「新しい「ゆたかさ」創造プログラム」として10のプログラムにまとめられております。さらに、それぞれのプログラムにおいて、全体の成果や達成度を確認するものとして重点指標という形で数値目標が掲げられております。この数値目

標については、主要な統計データ等を選定し、その4年後の目標を設定したと伺っておりますが、これらの数値を見てもみますと、4年後に本当に達成されるのかどうか少々疑問に感じられる数値もたくさんございます。例えば、農業産出額は3,300億円を目標に掲げておりますが、口蹄疫や鳥インフルエンザの影響もあり、平成22年度の農業産出額は、農業法人の加工販売による付加価値額を加えたものでも3,037億円となっており、アクションプランの残りの期間で、あと300億円程度伸ばすというのはなかなか厳しいのではないかと考えております。また、製造品出荷額につきましても、現下の厳しい経済情勢の中で約2,500億円伸ばすということになっておりますし、新エネルギーの総出力電力も倍以上にふやすこととなっております。大きな目標を立てることは悪いことではありませんが、県の作成しましたさまざまな資料を見せてもらると、それぞれの数値目標を達成するために実施される個別の関連事業などが列記されておりますが、これらの関連事業が数値目標の達成にどのようなつながっていくのか、いまひとつ判然としない部分があります。本県は、県民所得、現金給与総額等の指標を見ましても、長年全国の下位に位置づけられておりまして、こういう結果を見せられますと、県民の中にもなかなか元気が沸き上がってこないというのが現状ではないかと思っております。

私は日ごろより、安定した県民生活を確保していくためには、しっかりとした産業基盤を構築し、雇用の確保を図りながら県民所得の向上につなげていくことが大変重要であると考えております。そのためには、県においてこれから重点的に伸ばしていく柱を示して、そのためにこういう取り組みを進めていくんだというメッ

セージを県民に向けて発していくことが大切ではないかと考えておるところであります。そのメッセージの一つがアクションプランになると思いますが、そこで質問でございます。アクションプランにおいてさまざまな重点目標を掲げておりますが、産業分野の重点目標は少し高目の数値目標を掲げているように私は思います。アクションプランの期間も今年度で折り返しとなりますが、あと2年で目標達成は可能と考えているのか、まず知事にお伺いをしておきたいと思っております。

後の質問は質問者席からさせていただきたいと存じます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

アクションプランの数値目標の達成見込みについてであります。御指摘のありました産業分野の重点指標の目標値につきましては、過去のそれぞれの数字の推移などを勘案しながら、最大限の努力と工夫を重ねることで達成可能となるレベルに設定をしておるところであります。このような数値目標の設定につきましてはいろいろな考え方があろうかと思いますが、目標達成を重視する余りにそのハードルを下げる、それは意味のないことであるかと思っております。可能な限り背伸びをして、頑張っ頑張っ何とか達成できるのではないかと、そのような、まさに御指摘のように高い目標を掲げて、今、頑張っ取り組んでおるところでございます。

この指標につきまして、国の施策の変更や全国的な景気変動など、また、さらには世界的な政治・経済情勢など、県の取り組み以外の要因に影響を受ける場合もありまして、現時点での達成の見通しを立てるのは難しいところではありますが、本県の産業・雇用の活性化を図るため

には、この高い目標の達成に向けて施策を総動員し、全力を挙げて取り組むことが重要になるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。知事から、高い目標を掲げて施策を実現していくんだ、総動員で全力を挙げて取り組むんだという姿勢が示されたところでございます。それでは、今後、重点指標における数値目標、今掲げられた数値目標を達成するために、各項目、どのような事案について重点を置いて取り組もうとされているのかを、再度お伺いしてみたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 各項目における重点的な取り組みということで、少し長くなるかもしれませんが、お答え申し上げます。

本県経済の活性化に当たりましては、早期の経済・雇用の回復を図る、中長期的には人口構造の変化や食料・資源不足といった将来の課題を見据えて、本県の強みとなるような、核となるような産業を構築していくことが重要であろうということで、このアクションプラン、さまざまな重点目標を設定して展開をしております。まず、フードビジネス展開プログラムにおきましては、6次産業化や産業間連携による高付加価値化、また、みやぎブランドの新たな展開などに力を入れております。農商工連携や6次産業化の事例数を平成21年度実績の約6倍の112件に伸ばすことなどを通して、農業産出額を約5%増加させることを目指しております。

次に、「地域発」産業創出・雇用確保プログラムにおきましては、太陽光発電や医療関連産業の集積促進、また、4年間で100件の企業立地に取り組むことなどを通して、製造品出荷

額を2割増加させることを目指しているところ
であります。

また、環境・新エネルギーの先進地づくりプログラムにおきましては、住宅用太陽光発電システムの世帯普及率を3.6%から6%に伸ばすこと、また、バイオマス発電の導入拡大を進めることなどを通しまして、新エネルギーの総出力電力を平成20年度の約2倍に増加させることを目指しております。

最後に、観光交流・海外展開プログラムにおきましては、記紀編さん1300年記念事業の展開でありますとか、スポーツキャンプ・合宿の受け入れ団体・参加者を1割程度増加させるなど、本県ならではの観光資源を生かした取り組みを進めることによりまして、観光消費額を約1割増加させたいと考えております。こういったそれぞれの課題につきまして、一定の目標を立てて取り組んでおるところでございます。

○徳重忠夫議員 具体的にお示しをいただきました。ぜひこれが達成できるように総力を挙げて頑張ってください、このように思います。

それでは次に、シーガイアの経済効果についてお尋ねをしてみたいと思います。

ことしの2月、運営会社でありますフェニックスリゾート社の全株式をセガサミーホールディングス社が取得をいたしました。子会社化するとの発表がなされておきまして、突然の出来事に驚くとともに、日本を代表するエンターテインメント企業の進出に、観光業界はもとより、県民一同大きな期待を寄せたところであります。思い起こせば、平成11年、県議会におきまして、会期を延長し深夜に及ぶ議論を経て、国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金が創設されました。この基金からシーガイア

の支援を行ったところでありますが、宮崎県議会は5日間にわたる慎重な審議を行いまして、本県観光・リゾート産業振興という大局的な見地から苦渋の決断を下したのであります。その結果、一度は更生の手続きをとりましたが、ホテルやゴルフ場、レストラン、コンベンションセンターなどから成るあの立派なリゾート施設が存在し続け、今回、さらなる飛躍に向け新たなスタートを切ったことを思うと、あのときの苦悩は無駄ではなかった、判断は正しかった。まことに感慨深いものがあります。

そこで、このシーガイア建設からこれまで、本県経済にどのような効果をもたらしたのか、商工観光労働部長にお伺いしておきたいと思えます。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) シーガイアは、国内外から数多くの観光客が訪れますとともに、国際会議を含む数々の大型コンベンションや、国内外のトッププロが集うダンロップフェニックストーナメントが開催されるなど、本県を代表する観光・コンベンション施設であり、国内だけでなく、海外で実施しておりますセールス活動におきましても、知名度や評価において極めて高いものがあります。また、このような観光面の効果だけではなく、雇用面や材料仕入れ等による関連産業への波及といった面など、幅広い分野で本県経済に大きな効果をもたらしてきているものと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。ただいま商工観光労働部長から答弁がありましたように、シーガイアは宮崎県に大きな経済効果をもたらしたということでもあります。

昭和63年、「宮崎・日南海岸リゾート構想」がリゾート法第1号の指定を受けまして、会社が設立され施設が整備されたところでありま

す。総事業費が2,000億円を超すと言われております。当時の県の一般会計の予算総額が5,500億円であったことから、その金額の大きさがおわかりいただけだと思います。それだけ大きな投資をされ、九州一、日本一のリゾートをつくられたわけであります。また、当時シーガイアグループ全体で雇用されていた従業員は約3,000人と言われております。こういうものが本県観光の土台となつて今日があるものだと思います。

シーガイアができる前と後でいろいろと比較をしてみました。宮崎県を訪れる観光客は、平成4年、シーガイアがオープンされる前の話であります。1,150万人でしたが、平成11年、この年がピークになろうかと思いますが、1,270万人まで増加し、外国人宿泊客については、平成4年が約2万人であるのに対し平成22年11万人と、約9万人も増加をいたしております。コンベンションの参加者数についても、平成6年度は16万人だったのが平成22年度には29万人と、13万人もの増加をしておるところであります。

シーガイアの開業以来、国際大会や全国規模の大会が数多く開催されておまして、平成9年には122カ国から延べ4,000人が訪れたトヨタ世界大会が開催されております。平成12年には九州・沖縄サミット宮崎外相会合が開催をされております。また、本年10月には第64回中小企業団体中央会全国大会が開催される予定になっております。全国から約2,500人もの多くの方が参加の予定と聞いておるところであります。また、男子ゴルフの代表的なトーナメントでありますダンロップフェニックストーナメントについては今回で39回目となりますが、国内外のトッププロのプレーを観戦しに多くのギャラリーが集まるとともに、全国にテレビ放映され

ております。この大会が続いているのもシーガイアのおかげだと、私はこう思っておるところであります。さらに、知事は東アジアからの誘客を推進するお考えであると認識しておりますが、そういった海外からの観光客を受け入れるにしても、国際コンベンションの誘致にしても、シーガイアの役割は大変大きいものがあると思います。

ところで、本県の観光の基礎を築き上げた、「宮崎観光の父」と言われる宮崎交通創始者の岩切章太郎さんの御功績は大変偉大なものがあり、市役所の一角には立派な銅像が建立されておりますが、このシーガイアの初代社長であり、全ての私財をシーガイアにつき込み国内外に誇れる施設をつくり上げ、本県観光の再生をなし遂げた佐藤棟良さんの御功績もまことにすばらしく、私は心から敬意と感謝を表す次第であります。そこで、シーガイアをつくり上げた佐藤棟良さんに対する評価について、知事のお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 今、議員のほうから、シーガイアのいろんな意義、またその効果、まさにお話がありました観光宮崎の核となる非常に重要な施設でありますし、一つ一つの施設の質も高く、またスケールの大きな、全体として開発整備がなされたものと考えておるところでございます。それに取組み、その中心的な存在として推進されてきました、今御指摘のありました佐藤棟良さん、郷土宮崎の発展のために、観光の進展のためにということで大変大きな仕事をされたのではないかと、そのように考えておるところでございます。

○徳重忠夫議員 評価については十分お認めをいただいております。では、佐藤さんの思いを聞くために、知事は直接お会いされるべ

きだと私はと思いますが、いかがでしょうか。宮崎に来られてもう既に8年になろうとされております。今までに佐藤さんに会われたことがあるのかどうかも含めてお答えをいただきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 佐藤棟良さんにこれまでお会いする機会はなかったところですが、大変な御高齢だと、90歳を超えておられるという話でございます。今御指摘がありましたような、宮崎に対する、また宮崎の観光に対するいろんな思いというのもお持ちでしょうし、いろんなお考えもおありかと伺っておりますので、もし機会がありましたらいろんなお話を伺ってみたいという思いも持っているところでございます。

○徳重忠夫議員 機会があったらお会いしたいということではありますが、8年間もいらっしやっただけでございます、知事もシーガイアに出向かれる機会が今までも何十回かあったんじゃないかならうかと思っております。ぜひともお会いしていただいて、これは機会をつくらなければ会うことはできないと思っておりますので、ぜひそのような機会をつくっていただきますように強く要望を申し上げておきたいと思っております。

次に、商工観光労働部長にお伺いをいたします。シーガイア周辺の松林は約500ヘクタール、全国有数の広さであります。これはサンマリンスタジアムの170倍という広さであるということでもあります。全国的に松くい虫の被害が出ている中で、これだけの広さにもかかわらずほとんど松くい虫にやられておりません。もちろん国、県の熱心な被害防除のおかげでもありますが、500ヘクタールのうち約300ヘクタールを管理しているシーガイアの努力があればこそではないかと私は考えます。このように管理の行き

届いた美しい松林に、遊歩道を散策するなど観光客も多く見受けられるところでもあります。そこで、これを観光資源として活用していく考えはないか、商工観光労働部長にお尋ねしておきたいと思っております。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) シーガイア付近の松林は、今、議員の御質問にございましたように、美しい緑の景観を形成するとともに、県民や観光客が散策やサイクリング、ノルディックウォーキングなどを楽しむことができる癒やしの場となっております。また、周辺には江田神社やみそぎ池など古事記ゆかりのスポットや、フローランテ宮崎、動物園などの観光施設があり、シーガイア及びその周辺は、松林も含めて本県の代表的な観光スポットでありますことから、県としましては宮崎市と連携しながら一層の情報発信に努め誘客につなげてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひそういう方向で努力をお願いしておきたいと思っております。

それでは、シーガイアについて2点ほど要望を申し上げておきたいと思っております。平成13年、会社更生法の適用を受けて存続し、今年3月、経営がセガサミー社に移りましたが、経営が存続していることは大変ありがたいことでもあります。雇用についても、現在もシーガイアだけで1,000人を超える雇用は維持されておられて、また、他の関連企業も継続されておられます。さらに、納税の面でも大変貢献をされているところでもあります。本県観光はもとより、本県経済に大きな影響を与え続けておられます。シーガイアは重要な企業として絶対に残さなければならぬ施設でありますので、今後とも県とセガサミー社が連携を密にして存続が図られることを強く要望しておきたいと思っております。

もう一つは、シーガイア・オーシャン45の麓、松泉宮と言うところがあります。この入り口に誠心の碑という石碑が建立されております。その石碑の裏側にシーガイア開発の歴史がつつられているのは御存じでしょうか。いかがでしょう、知事。

○知事(河野俊嗣君) 実際に拝見してはおりませんが、写真で見たことはございます。

○徳重忠夫議員 そこには佐藤棟良氏の思いが詰まっております。一部御紹介しますと、「この不世出のリゾート・シーガイアが幾多の難問を克服し、いかにして実現し得たかその根源は何か、私は真実を史実として後世に残すべくここに明記する」と示されております。まず、宮崎県、松形祐堯知事の県政への取り組み姿勢を高く評価し、人間性を信頼したこと。2つ目に、宮崎県議会、宮崎市議会、そして当時の長友貞蔵市長の深い御理解と積極的な御支援を得られたこと等々つつられており、当時、行政と一体となりシーガイアを完成させたことや、お世話になった方々への佐藤氏の感謝の意がつつられております。シーガイアをつくり上げた最大の功労者は、私は佐藤棟良氏だと考えておりますが、ここには自分の功績が一つもつつられておりません。このことから佐藤棟良氏のお人柄があらわれているものだと考えております。宮崎を愛し、シーガイアに命をかけ、21世紀に夢を託すお気持ちで、南北12キロにわたる大リゾート群を完成させた佐藤氏への感謝の気持ちを宮崎県民一人一人が忘れてはならないと私は考えております。ぜひ一度、誠心の碑をごらんいただき佐藤氏の思いに触れていただくよう、知事——副知事も一緒にございますが、要望しておきたいと思っております。

次に、就農給付金の後継者対策について、農

政水産部長にお尋ねをしていきます。

国は、現政権下の目玉施策として、青年新規農業者の倍増を目指した青年就農給付金事業を創設し、本年度からスタートしております。農村地域の担い手不足といたしまして大きな期待が寄せられている事業だと考えておりますが、7月の新聞では、全国的に予定人員の2倍近い申請が予想され、希望者の5割ないし6割しか給付できない可能性があるとの報道でございました。そこで、本県における青年就農給付金事業の現段階の要望に対する対応について、農政水産部長にお尋ねをしたいと思います。

○農政水産部長(岡村 巖君) 青年就農給付金のうち、既に就農を開始している方を対象とした経営開始型では、制度の詳細が明らかになった後の7月に、市町村を対象に実施した要望調査で209人の要望があり、現在、補助金の交付に向けて準備を進めております。また、就農に向けた研修中に県が給付する準備型では、7月の募集で44人の応募があり、面接などの結果を踏まえ、現在、38人に給付に向けた事務手続を進めているところであります。いずれのタイプにつきましても、今年度、本県におきましては給付希望に見合った予算の執行がおおむね可能な状況でございます。

○徳重忠夫議員 申請された方が全て受給できるような形になれば大変ありがたいことだと、このように思っております。

それでは次に参りますが、私は先般、中国の吉林省の農業情勢を視察する機会をいただきました。その視察では、数万ヘクタールものトウモロコシ畑の中を高速列車で移動いたしました。一方、農地の少ない日本で耕作放棄地が問題になることは、大変な矛盾を感じたような次第

であります。県では、集落営農など組織的な農地管理を推進されておりますが、その農地の受託作業を引き受ける農業者も高齢化してきているのが実態であります。そこで県は、将来の農家戸数を何人と見込み、何人の新規就農者を確保する必要があると考えているのか。また、その農家戸数で農地を荒廃させることなく維持できると考えているのか、農政水産部長にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県では、第七次農業・農村振興長期計画において、平成32年には840の農業法人と8,000戸の主業農家が農業生産の大宗を担う姿を展望しております。そのため、平成23年度からの5カ年間で1,900人の新規就農者を確保する目標を掲げ、多様な人材の農業への定着が進むよう就農支援体制を強化することとしております。将来の本県農業生産を担うこれらの経営体への農地集積を加速させるとともに、集落営農を支える若い担い手の育成を図りながら、適切な農地利用の確保と本県農業の持続的な発展に努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 今、精いっぱい努力をさせていただいておりますが、先ほど部長の答弁によりますと、新規就農希望者といひますか、就農給付金を受ける方は209名しか申し込んでいひらっしゃらない。そして今、部長は、第七次農業・農村振興長期計画の中ではそれぞれの数字を出されております。これによりますと1年間に380人程度の新規就農者が必要だといひことがうたわれておるわけでありひますので、これを考えまひすときに、209人は特別な形であろうかと思ひますが、とても足りない。これからも最大限の努力をしていただかないと農地は守れないといひことになるろうかと思ひますので、御努力をよろ

しくお願い申し上げておきたいと思ひます。

それでは続きまして、都城志布志道路についてお伺ひをいたしたいと存じます。

これまで何度となく質問をしてまいりました都城志布志道路は、都城・曾於圏域に大きな経済効果が期待されることから、県境を越えた市町、民間団体から一日も早い整備を求めて強い要望が上がっており、熱心な陳情活動が繰り返し行われておるところであります。しかし、都城志布志道路は鹿児島県との県境区間がいまだに整備に着手していないため、全線の開通をおくらせる原因となっているのじゃないかと考えております。そこで、都城志布志道路の鹿児島県境区間の整備について、知事はどのようにお考えになっていひらっしゃるのかお尋ねをしてみたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） この都城志布志道路、都城インターチェンジと志布志港を直結するというこひで、南九州圏の経済基盤の強化に欠かせない地域高規格道路でありまして、その効果を十分に発揮するためには、早期に全線の供用を図ることが大変重要であると考えております。5月の総合防災訓練のときに、第1会場である都城市から第2会場である日南市の油津港まで、外山議長と一緒にヘリコプターに乗りまして、一度志布志港のほうに南下をし、まさにこの道路のルートをたどって、それから北上するというルートで飛ばせていただいたわけですが、上空から拝見し、両经济圈を連結することの重要性といひものを実感したところでございます。現在、唯一の未着手区間となっております県境区間、諏訪山インターチェンジから県境間につきましては、これまで事業化に向けた調査を進めてきたところでありひますが、今回、平成25年度の新規事業として国へ要求す

ることとしたところでございます。今後とも、国や鹿児島県、関係団体と連携し早期整備に努力をしてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。実際見ていただいて、大変ありがたく思っております。私は鹿児島県庁に先々日行ってまいりました。鹿児島県もこの県境区間については非常に関心を持っていらっしゃる、一日も早くこれが宮崎、鹿児島一緒になってできるようにと強く願っておられますので、ぜひこれが実現できるように今年度の計画を進めていただきたい。新年度から着工できるようにお願いを申し上げておきたいと思っております。

先日、私は、都城志布志道路を担当する宮崎河川国道事務所に伺ったところであります。整備の予算は大変厳しい状況にある、見通しが立たないという話がありました。そこで、都城志布志道路の国の施行区間の状況について、県土整備部長はどのようにお感じになっていらっしゃるのかお伺いをしておきたいと思っております。

○県土整備部長（濱田良和君） 国が施行しております国道10号都城道路につきましては、本年3月に平塚インターチェンジから五十町インターチェンジまでの約1.9キロメートルが完成供用したところであります。残りの区間につきまして、本年度は、乙房インターチェンジから平塚インターチェンジ間におきまして用地買収や構造物の設計などが進められますとともに、都城インターチェンジから乙房インターチェンジ間におきましては用地幅ぐいの設置が行われる予定と聞いております。

○徳重忠夫議員 計画は進められているようでございますが、都城志布志道路の県内における国の施行区間というのが非常に大きいわけであり、延長の約6割を占めている、この事実

でございます。その整備は全線の進捗に大きく影響することとなっており、計画的な整備を進めるためには予算の確保が課題であります。しかし、今年度、24年度の予算は、今おっしゃいました直轄区間では6.8億円、県の施行区間では4.7億円の11.5億円しかついておりません。鹿児島県に至りましては、御案内のとおり、全区間、県の施行区間であります。それなのに約30億円が予算化されております。5年後の全線開通を目指しておるということであります。その差は、御案内のとおり明らかであります。特に国の施行区間であります残事業が、未供用区間の11.5キロメートル、総工費がまだ270億円残っておるということでありまして、このままでいくと全線開通までには10年を越すぐらいの年数がかかるということであります。知事、御案内のとおりであります。鹿児島県と同時期に供用されることは困難ではないかと、私は大変危惧しているところであります。

また、公共事業の妥当性を判断する指標であります費用対便益費、いわゆるBバイCを見ますと、東九州自動車道の工事を進めておられる清武ジャンクションから北郷まで19キロメートルは、実は費用対効果というのは1.6であります。都城志布志道路の梅北工区間は3.8であります。その他の区間も3.0前後となっております。道路の規格が違うため一概に比較することはできませんが、都城志布志道路は高速道路と同等の重要性があると私は考えておるところであります。東九州自動車道の整備の重要性は十分認識しており、清武ジャンクションから北郷間の現在工事を進めている予算の状況を見ますと、昨年度が60億円ついております。今年度が95億円の予算が計上されてありまして、県民、行政が一体となった熱心な取り組み、県の

姿勢というものがあらわれております。

都城志布志道路は、都城市、北諸県、南那珂を含め県の約3分の1の人口を占めておりまして、経済圏を縦断する地域経済を支える重要な幹線道路であります。災害時における救援・救助活動を支える緊急輸送道路としての役割も担う道路であることは、先ほど知事がおっしゃったとおりであります。このように地域にとって重要な都城志布志道路は、国、鹿児島県、宮崎県のそれぞれがおくれることなく整備を進めることが求められております。県の事業を着実に整備することは当然ですが、東九州自動車道と同様に県として力を入れて取り組むべきであり、予算確保が危惧される国の施工区間については、県においても積極的に働きかける必要があると考えます。そこで、都城志布志道路の国の施行区間の整備促進に対する取り組みについて、知事にお伺いをしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） この早期完成を図るためには、県も国も一体となって取り組んでいく、大変重要なことであろうと考えております。国の施工区間の事業の早期促進につきましては、7月に国に対する提案・要望活動に参りましたときも、道路局長に直接お会いして要望したところですが、さらに8月も、また改めて時間をいただいて、さらにポイントを絞って、具体的などころということで県境区間の促進などお願いをしてまいったところでございます。今後とも機会を捉えて、本県の重要課題ということで要望をお伝えし、予算の獲得、また事業の早期完成に向けて粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 知事は、国に行かれたときもそれなりの行動を起こされてお願いをされておられるというような御答弁でありましたが、私は、

まず一番初めに、予算の要望を行う国の出先機関に対して、知事みずから足を運んで、いつまで整備するのか、あるいは県としての道筋、こういう計画で進めてほしいというようなこと、そういった実情を——志布志道路の重要性についても東九州自動車道と同等の熱意を持って予算折衝に行く行動を起こす必要があるのではないかと考えておるところであります。やはり一番先に計画を立てるのは河川国道事務所だと思いますので、ここに行ってちゃんとお願ひすることが、私は予算獲得の第一歩ではなかろうかと考えるわけでありまして、知事は河川国道事務所のほうに出向いていく考えがあるかどうかをお伺いしておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 河川国道事務所長さんには機会あるごとにお会いして、そのたびごとにいろんな形でお願ひをしておるところでございます。我々の要望というものはお伝えしておるところでございます。事務所へ足を運んだことはないわけでございますが、議員の御指摘も踏まえながら、いかに我々の要望を伝えるか、また早期完成に向けての熱意を伝えるか、一つの提言として受けとめて、今後とも活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ぜひひとつ顔を出していただく。私がこの前行ったときも非常に喜ばれました。知事がおいでいただいたということで、何とかしなきゃいけないと河川国道事務所も思はずであります。どうぞよろしくお願ひしておきたいと思っております。

次に、県道都城霧島公園線の整備についてお尋ねをいたします。

都城市鷹尾・蓑原地区は、住宅と大型スーパーマーケットの商業施設が集積している、地域住民の生活の拠点となっているところであり

ます。周辺には小中学校、高校がありまして、歩行者や自転車の行き来も非常に多いところがあります。この地区の幹線道路としては県道都城霧島公園線が通っておりますが、中心市街地へつながる道路のため交通量が大変多い道路があります。買い物客や通学など日常的に利用する高齢者や小学生にとりましては、交通事故の危険が非常に高い地域でもあります。さらに、西側の区域は歩道が狭くて、6本の市道が一挙に県道を交差しております。歩行者の安全な通行の障害や交通混雑が発生している状況であります。ぜひとも早急な整備が必要であると考えますが、都城駐屯地から西側の区間について、今後の整備予定を県土整備部長にお尋ねしておきたいと思っております。

○県土整備部長（濱田良和君） 県道都城霧島公園線につきましては、市中心部へのアクセスの向上と安全な交通の確保を目的に、鷹尾町から陸上自衛隊都城駐屯地までの区間につきまして、平成4年度から順次整備を進めておりまして、現在は、駐屯地付近の約420メートルの区間におきまして来年度の完成を目指し事業に取り組んでいるところでございます。お尋ねの駐屯地から西側の区間につきましては、交通量が多い上に歩道も狭く、周辺の学校への通学者も多いことから、整備の必要性を認識しているところであります。このため現在、測量や設計を行っているところでありまして、今後、事業化に向け都市計画の変更など必要な手続を進めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。前向きなお取り組みをいただいております。感謝いたしております。非常に厳しいところがございますので、部長、現況を一遍ごらんいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○県土整備部長（濱田良和君） これまでも現地に行ったことはございますが、ただいま議員からいただきました御意見を踏まえまして、再度確認をいたします。

○徳重忠夫議員 よろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

最後になりますが、小中学校のいじめについてお尋ねをしてみたいと思っております。

いじめの問題につきましては、既にこれまでの代表質問、一般質問において質問がされておりますが、私は、自身の経験したことをもとに、私の思いを質問させていただきたいと思っております。2年前に北海道で、ずっと会えなかった同級生に53年ぶりに会う機会がありました。実は私、数年前から同窓会の幹事を務めさせていただいておりますが、彼から届く同窓会の返事には、毎回「欠席」と書いてありました。久しぶりの再開を果たしたので、話に花が咲く中、「一度でも同窓会に出たらどうか」と切り出したところ、彼は、「当時、中学校時代、いじめに遭った。あのことが今でも忘れられない。そのことが頭の中から離れないので同窓会に行く気がしない」と答えました。50数年前に受けたあのいじめを今もなお背負っていることに大変ショックを受けるとともに、いじめの深刻さを改めて感じたところであります。

現在、滋賀県大津市で起きたいじめの自殺事件、今もなお痛ましい事案が報道されております。人の見ていないところで行われることが多いため、結果的に見逃してしまうこともあると言われます。いじめによって、私の同級生のようにその後の人生につらい思いを引きずるようなこと、ましてや命を失うことがあっては決してならないと思っております。そのため、いじめは絶対に許されない行為であることを子供たちに

しっかりと示す必要があると思います。本県でも、中学生が修学旅行中にいじめを受けて、動画投稿サイトに掲示されて、報道されており、大変残念に思っております。そこで、学校におけるいじめ問題について、教育委員長はどのようにお考えになっていらっしゃるのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○教育委員長（近藤好子君） いじめは、子供たちの心身の健全育成に重大な影響を与え、ただいま議員のお話にもございましたように、心に負った傷が長い間癒えないこともあるため、不登校や自殺などの背景ともなり得る深刻な問題だと考えております。したがって、いじめはどの学校でも、どの子供にも起こり得るということを、ぜひ保護者の皆様にも認識していただくとともに、自分の悩みを1人で抱え込まず相談することの大切さを子供たちに伝えていくことが重要だと考えております。また、いじめ問題が発生したときには、保護者と連携を図りながら、先生方が一丸となって、いじめを受けた子供には寄り添い守り抜いていくこと、いじめをしてしまった子供には、なぜそのような行為をしたのか、自分自身に気づきを持てるような指導や思いやりの心を醸成していくこと、そしていじめに気づいている周囲の子供たちには、「いじめをやめよう」と言葉に出すことや、友達がいじめられていることを大人に伝える勇気を根づかせることなどに取り組んでいくことが大切だと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

最後に、教育長にお尋ねをします。いじめの問題が発生してからの対応だけではなく、いじめのない学校づくり、学級づくりの視点で取り組むことによって、より効果があるものと考えます。そこで、各学校ではいじめの未然防止の

ためにどのような具体的な取り組みをされているのか、最後にお尋ねをしておきたいと思いません。

○教育長（飛田 洋君） いじめは、発見しにくく、わかりにくい面もあるため、各学校におきましては、どの学校でも、どの学級あるいはどの児童生徒にも起こり得るという危機意識を持ち、いじめの芽を見逃さないよう、全職員が情報を共有しながらきめ細やかな対応に取り組んでいるところであります。また、子供たちに対しましては、よりよい人間関係を築くことができるように、自分の気持ちを上手に相手に伝える話し方、相手を思いやり話をじっくり聞くことができることなどの指導を行いながら、自分や友達のよさが実感できるような学校づくりに取り組んでいるところであります。さらに、児童会や生徒会が中心となって、異なる学年の交流を行ったり、いじめ撲滅のための集会を開催するなど、児童生徒の主体的な活動を通して規範意識の高揚や人権感覚の育成に努めている学校もございます。

○徳重忠夫議員 いじめについては、子供が一番長い時間生活をしている学校、学級でしっかりと議論して、いじめのない学校、学級づくりに全力で取り組んでいただきますよう強く要望申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○外山三博議長 次は、清山知憲議員。

○清山知憲議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の清山知憲でございます。

昨年11月の議会において、私は、「100年たっても変わらない宮崎県の価値」という言葉を用いました。これは、そうした本質的な価値を河野知事には見出し、発信していただきたいという思いで申し上げましたが、今をさかのぼるこ

とちょうど100年前、当時の第13代有吉県知事は、知事に着任するや否や、我が国の建国の歴史と深いかかわりがあるとされていた日向の史跡を解明したいという思いで、西都原古墳群の発掘調査に乗り出しました。当時、京都帝国大学の坂口教授らの協力を得て行いましたこの調査、史上初めての学術的調査だったと言われております。今や、この西都原古墳群が宮崎県において誇るその重要性は言うまでもありません。河野知事におかれましては、当時の有吉知事に倣い、100年たっても語り継がれるような事績を残していただきたいと切に願っております。

しかし、その前に重要なことは、河野知事が、我が県の歴史認識についてどのような考えを持っておられるかだと思います。古事記や日本書紀に記されている我が国の建国にかかわりのある神話、多くがこの宮崎県が舞台になっておりますけれども、残念ながら、この宮崎県内の中学校の歴史教科書においては、昭和天皇が神々の子孫であることを否定したという、現在の皇室と神話の世界を断絶させるような虚偽の内容が記されており、教え込まれております。昨年、私の質問に対して知事は、「教科書検定を通過している」と答えられるばかりで、その内容の矛盾点についてははっきりとおっしゃっていただけませんでした。改めて、現在の皇室と我が宮崎県との関係につき、知事の考えをお伺いいたします。

以下、質問者席よりお伺いいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

皇室にかかわる御質問、最近の出来事から申し上げますと、ことし2月に天皇陛下が入院さ

れた際には、県民の皆様からのお見舞いの記帳と私からの電報をお送りいたしましたところ、陛下からのお礼の言葉を、宮内庁長官を通じ、賜ったところでございます。また、8月には、西都原古墳群の男狭穂塚と女狭穂塚の整備などを直接、宮内庁長官にも要望し、一部、一定の整備が実現することとなったところでございます。

本県におきましては、現在、記紀編さん1300年を契機としたさまざまな取り組みを行っております。古事記や日本書紀において、神武天皇が生まれた地とされる本県を、数多くの神話や伝説、史跡とともに県内外に広く紹介をしているところであります。このように、本県にとりまして、皇室は、他県に比べましても、より身近な存在として考えているところであります。今後とも、天皇陛下を初め、皇室の皆様方に対しましては、常に心からの敬愛の念を持って接してまいりますとともに、御来県のお機会をいただければ、県民の皆様ともども温かくお迎えし、親しく交流を深めさせていただきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○清山知憲議員 身近な存在というのは、いまいちパンチに欠けるメッセージだと感じるんですね。その歴史的なかわりについて質問申し上げたんですけれども、現に高原町や日向市美々津町といったところは、はっきりと、堂々と、神武天皇がお生まれになったところ、お船出になったところとおっしゃっていますし、もっと県全体を挙げてメッセージ性を打ち出していきたいと思うんです。もちろん、考古学的な説を持ち出せば、学者の数ほどたくさんあるんですけれども、我が国が正統な歴史と認めたものを記したものを正史とって、その歴史書は日本書紀ということになっているんです

が、少なくとも、政府公認の歴史というのは日本書紀に記載されている内容なんです。そして、明治時代の前半においても、神武天皇より以前の神々、三代の神々——いわゆる日向三代ですね——の陵墓を、宮内省の指定におきましますけれども、もちろん、古代においては宮崎県も鹿児島県も区別がありませんでした。何が言いたいかというと、政府としても、今まで歴代として、この南九州に皇室、日本国の発祥のルーツがあると認めてきた歴史があります。はっきりと、初代天皇の出身地であり、日本国発祥の地であるというメッセージを打ち出されてはいかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） キャッチフレーズとしては、「神話のふるさと宮崎」という言い方をしておるところでございますが、その神話というものが、あまたある神話のうちの、御指摘がありますように、建国にまつわる神話というところが大変重要なところでございます。キャッチフレーズ的に長くなりますので、「発祥」「神話のふるさと宮崎」というふうなことで、言葉には使っておりませんが、そのような思いで、古事記、日本書紀に記された本県とのゆかり、縁というものをしっかりと発信してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 確認なんですけれども、宮崎県を代表する県知事として、はっきりと今後、初代天皇が出身なされた土地として、メッセージを打ち出していくということで間違いないでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 今、建国神話にまつわる、発祥にまつわるというところで申し上げたところですが、初代天皇、神武天皇のということですね。確かにそういう伝承はあり、古事

記、日本書紀に書かれておるところでございます。4月に講演をいただいた梅原猛先生は、本県のいろんな調査をされた上で、「天皇家の“ふるさと”日向をゆく」という本を出版されたわけでございます。このテーマなりタイトルにつきまして、さまざまな研究者、さまざまな見方から、場合によっては厳しい指摘があるかもしれないけれども、恐れずにあえて書いたというふうなことをおっしゃったところでございます。神武天皇、それから、それに続く9代までの8代というものは、研究者の間でもいろんな見方がある。特に、その8代については「欠史八代」というふうに言われておるところでございます。史実に基づく記録が残っているのは、10代の崇神天皇以降というところもあるところであります。

ただ、だからといってそれを否定しているということではなしに、従来ありましたのは、史実肯定史観、史実否定史観、史実反映史観、いろいろあるわけでございます。全てが史実だと考えておられた見方というものと、そうではない、全部作り物だという見方が、いろいろ議論があったわけですが、今は、一定の史実が反映されたものではないかというような物の見方がなされているところでありますし、私もそのように考えておるところでございます。

したがいまして、否定をするということではないんですが、神武天皇なり、その後の欠史八代に対していろんな研究者の見方があるものについて、今、御指摘がありましたような、すっぱりと、神武天皇のお生まれになった天皇家発祥の地というような言い方をするのは、なかなか難しいのではないかとこのように私は考えておるところでございます。

○清山知憲議員 史実に関する議論は研究者に

任せておけばいいんですよ。先ほど申し上げたように、政府の認めている正史としてそういう記載があって、宮崎県として独自の見解を研究を重ねることで発信することは、それは完全に自由なんです。高原町にしても日向市美々津町にしてもそうやってされているんですから。

知事は御存じかわかりませんが、ちょうど78年前の昭和9年には、神武天皇御東遷2600年記念ということで、秩父宮殿下が来県され、そして、昭和15年の皇紀2600年記念のときには高松宮殿下が来県されて、盛大に祝賀記念行事がとり行われております。また、その同時期に、宮崎県は、皇宮神社を初めとして、神武天皇の足跡という土地を聖蹟伝承地と指定して、文部省に調査を行わせたり、記念施設を建設したりしております。例えばこの皇宮神社、知事公舎のすぐ近くにあるんですけども、知事、行かれたことがありますか。

○知事(河野俊嗣君) 行ったことはあります。大変ひっそりとという感じの神社であります。

○清山知憲議員 当時の県知事の石碑もありますし、皇軍発祥の碑という立派な碑もあるんですけども、物すごく荒れ果てていて寂しいんです。こういう神武天皇ゆかりの地をどんどん整備して発信していくことこそ、本質的にこの記紀編さん1300年事業を盛り上げていくことにつながるんじゃないかと、そういう思いでおります。何とぞよろしく願いいたします。

続いて、関連して教育長にお伺いしますけれども、宮崎県の価値を決定づけるものにおいしい食べ物とか自然環境とかいろいろありますけれども、県にどういった文化財がどれほどの数存在しているのかというのも重要な要素だと思います。例えば県指定文化財について言う

と、鶴戸神宮近くの鶴戸千畳敷奇岩といった天然記念物や、諸塚神楽や、三ヶ所神社本殿といったところが含まれておりますけれども、県内にどれほどの数、県指定文化財があって、どういった指定手続になっているのか、また、全国との比較についてお伺いいたします。

○教育長(飛田 洋君) 県指定の文化財につきましては、建造物や美術工芸品などの有形文化財、神楽などの民俗文化財、古墳などの史跡等、歴史上または芸術上の価値が高いものとして認められた205件を指定いたしております。これは全国の中では2番目に少ない指定件数となっております。指定のための手続につきましては、宮崎県文化財保護条例に基づき、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者等の同意を得て、地元市町村教育委員会から申請のあったものを、県の文化財保護審議会で専門的な見地から審議を行い、その答申をもとに、県教育委員会において決定するものであります。

○清山知憲議員 我が国建国の歴史を有する宮崎県が、北海道に次いでワースト2位であるという点、なかなか納得できないんです。国指定文化財の数でいうと163点ということで、これは47都道府県堂々の最下位なんです。文化財というのは、いかに文化的にも芸術的にも歴史的にも価値の高いものを県が見出して、また、既にあるものに関しては、学術的研究を加えて価値を高めることで、積極的に指定に乗り出すといった県の強い意思が、文化財の数そのものにも大きく影響すると思います。県は、どのように今後この文化財行政に取り組まれていくのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 私も、今回、議員の質問でそういう数字の面で伺いまして、大変驚いているところでございます。国指定、県指定と

いうものもこんなに少ないんだろかというの
が実感であります。御指摘にありましたよう
に、県内には、長い歴史と豊かな風土に培われ
た文化財が数多く残されておるところござい
まして、これをしっかりと次世代へ継承してい
くこと、また、その評価というものを訴えてい
くことというものは、大変重要であろうかとい
うふうに考えております。今後とも、国あるい
は県の文化財指定を視野に入れまして、文化財
の積極的な掘り起こしを行い、専門家の意見を
聞きながら、あくまで学術上の価値や保存状況
等の調査は必要なわけでございますが、そうい
う取り組みを進めてまいりたいと考えておりま
す。

○清山知憲議員 国指定文化財については、当
然、国に対する働きかけ、情報提供というのも
必要です。先日、県内のある神社の方に伺った
ところ、一昔前の話なんです、神社の保有す
る彫刻について、国指定文化財の価値があるけ
れども、当時の県庁がなかなか協力をしてくれ
なかったと、そういうことで指定に結びつかな
かったというエピソードもあるようです。検証
は難しいんですけれども、今後、記紀編さん
1300年記念事業もありますし、古事記にちな
んだような文化財等も積極的に見出して、「文
化財の少ない県」汚名返上を果たしていただき
たいと思います。

引き続き、知事の政治姿勢ということで、震
災瓦れきの広域処理についてお伺いいたしま
す。受け入れに関して検討を重ねているうちに
時間切れを迎えるという、大変お粗末な結末を
迎えてしまったんですけれども、県の判断を鈍
らせた最大の原因の一つに、健康に対する影響
をどう評価するかというものがありません。最
最終的に県としてどのように評価、判断されたの

か、教えてください。

○知事(河野俊嗣君) 最終的にと申しま
すか、これまでもこの議会でも答弁しましたよ
うに、国による専門家の判断に基づく取り扱い
基準、安全の基準というふうなものでございま
すので、我々としては、それを安全というふう
に受けとめるしかないというふうに考えて議論
をスタートしたところでございます。ただ、申し
上げておりましたように、国が示したという
安全な基準と県民なり地域住民が受けとめる安
心に乖離が生じている。それをいかに埋めるか
というのを、市町村と一緒にやりながら作業し
てきた、そのように考えております。

○清山知憲議員 それ自体を判断するた
めにも、いろいろ専門家の意見をヒアリングさ
れたりしたんですよね。そして、確認なんです
けれども、最終的に受け入れをするに当たって
の科学的な安全基準というものは国の基準を認
めて、そして、県民の安心のために独自基準を
設けたという理解でよろしいでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) そのような形で議
論を進めようということで独自基準を設けたも
のがあります。

○清山知憲議員 私も執行部の担当課対
してしつこく聞いてきたんですけれども、やは
り、最終的に国の安全基準を県としても認め
たわけですね。科学的な安全基準として国の
ものを受け入れると。そこを今まではっきり
と明示されることはなかったですし、また、
それをはっきりとおっしゃらないことで、い
ろんな不安や誤ったメッセージを県民に対
しても与えてしまったんじゃないかなと思
うんです。ちょっと何かおっしゃりたそう
なので、知事のお考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 私の説明の仕
方がその

ような不安なり誤解を与えたのであれば、それは真摯に反省をする必要があるなというふうなことで、今、御指摘を受けとめたところでございますが、これまでも申し上げてきたように、安全と安心が乖離している状況の中で、でも何とか協力できないかという思いを市町村と確認して進んできたということですので、その安全の基準が、最初から問題にならない、それに対してもっと別な基準を国に示してもらいたいというようなことを申し上げておったわけでもありませんし、まずはそこを議論しながら、安全と安心をいかに結びつけるかと、その取り組みのためにいろんな調査をし、また、最終的には県独自の基準を設定して議論を進めようとしたわけでございます。

○清山知憲議員 その議論が非常に私にとってあいまいで見えにくかったと思います。県としては、国の基準を科学的な安全性を認めるレベルとして認めると、そういうメッセージが最初であれば、まだ市町村での議論もちょっと違った形になったんじゃないかなと考えておりますし、また、常に「慎重な検討を重ねる」ということを知事は大事にされておりますけれども、今回の案件については、そうした大局的な判断や決断のスピードそのものが問われたような案件だったんじゃないかなと思います。ぜひ次に生かしていただきたいと思いますが、何かありますか。

○知事（河野俊嗣君） 議論の進め方、スピード感、いろんな御指摘があるところでございます。安全な基準だということを表明すれば、もしくは県知事が受け入れるという表明をすれば、物事が進んだでしょうか。各県を見ても、受け入れると表明しても全く進まなかった県、もしくは、地元との話で、かえってトラ

ブルになってしまった県もたくさんありますし、今、受け入れが進んでいるところは、市町村なり民間団体が判断したところを県としてサポートするというのだというふうに考えております。ただ、本県におきましては、県議会の全会一致の決議を受けとめて、真摯に働きかけをする、何とか市町村と一緒に道を探るということで取り組んできたところでございます。

○清山知憲議員 知事、そうおっしゃいますけれども、市町村に国の基準が本当に妥当かどうか判断する能力を求めるのは、やっぱり僕は酷だと思えます。その面において、県は、しっかりと国の基準が妥当かどうかというところをリーダーシップを持って示していただきたいかなと思えました。もうこの件は終わります。

続きまして、福祉保健部長へお伺いしますけれども、先月8月15日、終戦記念の日に、私、護国神社に行って、終戦記念報告祭と戦没者追悼記念行事に参加してまいりました。改めて、国や県のために殉じた先人の皆様方の冥福をお祈り申し上げたところでございましたが、その記念行事を主催されていたのは、ことし、日本会議という団体だったんです。もちろん私も会員の一人ですし、この行事運営は全く問題なかったんですけれども、私は、これを県が行っていなかったことに強い違和感を感じました。宮崎県はどこかで戦没者追悼祈念行事を行っているのか、他県の状況もあわせてお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 戦没者の追悼行事でございます。毎年、市町村や団体等により県内各地で開催されておりまして、定着していることもあり、県としては主催をしていない状況でございます。しかしながら、戦没者を追

悼し、県民の皆様には平和について考えていただくことは、大変重要であると認識しておりますので、終戦50周年記念事業——これは平成7年でございますが——として、県主催の追悼式を行いましたほか、毎年、全国戦没者追悼式、それから、ひむかしの塔追悼式に参列する戦没者遺族の方々への支援を行いますとともに、8月には、県立図書館で、戦没者の遺品等を集めて「宮崎県平和祈念資料展」を開催するなどの取り組みを行っているところでございます。

他の都道府県の状況でございますが、8月15日に戦没者追悼行事を主催しております都道府県が、東京都、福岡県など1都6県、また、8月15日以外の日では、27の都道府県が主催をしておるところでございます。

○清山知憲議員 ありがとうございます。他県の34の都道府県では主催しておりますけれども、宮崎県は主催していないという話でございました。しかし、私は、戦没者の遺族や一部の団体といった一部の人たちが追悼を続けていくんじゃないかと、今を生きる県民全体が行っていくべきという意味では、県がやっていくべきじゃないかなと思います。知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 重要な御指摘をいただいたものというふうに受けとめております。犠牲になられた方を追悼し、これを語り継いでいくこと、平和への誓いを新たにすること、大変重要な取り組みであるというふうに考えております。この式典は、今、部長が答弁しましたように、大きな節目のときには行政がかかわってきた式典はあったようではありますが、これまでは、慣例として、日本会議等について御指摘がございましたように、民間団体による追悼式典が行われてきました。県として積極的にそれを

行わないというようなスタンスであったということではないわけではありますが、ことしのように参加者が少ないというような、残念なという声も聞かれたところでもあります。今後どのように戦没者を追悼し、語り継いでいくかという課題につきまして、これまで取り組んでいただいております関係団体の意見も聞きながら、望ましい姿、県がどのように関わっていくことができるのか、それを考えてまいりたいというふうに考えております。

○清山知憲議員 ぜひ、関係各者と協議の上で、県が追悼の責任を負っていくんだという思いも持って臨んでいただきたいと思います。

続いて、総合政策部長へお伺いいたしますけれども、先日、県内の物流関係者の方々との意見交換をさせていただいて、先般の高速ツアーバスの事故の後、トラックドライバーの方々の労務管理の監督が大変厳しくなっていて、それが現場の実情ともかけ離れており、トラック業も物すごく厳しい状況になっていると伺いました。また、一方で、東九州自動車道は、来年度中に延岡までの区間が開通するという事で、南九州全体の物の流れも変わっていくことが予想されます。今後、県としてどういった物流のあり方を目指していかれるのか、考えをお聞かせください。

○総合政策部長（稲用博美君） 物流、これに関しましては、貨物の種類、それから出荷先、また、納品時間等の輸送条件が種々でありますので、輸送手段につきましては、それぞれの条件に応じて、今現在、選択されているというふうに思っています。このような中で、県といたしましては、大量輸送が可能な海上輸送あるいは鉄道輸送の利用が、物流コストの削減、そして二酸化炭素排出量の抑制、さらには、今、御

質問ありましたような長距離トラック運転手の負担軽減などにもつながるといことで、海上輸送や鉄道輸送へのモーダルシフトを積極的に推進していく必要があるというふうに考えております。

○清山知憲議員 今おっしゃっていただいたように、トラック業の方々も、フェリーを利用することで、休息時間の確保、労働時間の短縮、また、定時運行の確保といったさまざまなメリットがございます。また、フェリーというのは、観光客を運ぶ唯一の海上交通機関としての公共性も帯びておりますけれども、近年、原油価格の高どまりにより、例えば宮崎カーフェリーさんの場合でいうと、この3年間、燃料費だけで16億円、18億円、22億円と、物すごい規模で経営を圧迫しております。トラック業やそのもとにある農産物の生産者等、そのすそ野の広さや、また、海上交通機関としての公共性、また、高速道路ネットワークが完成するにつけ、この南九州内での各港湾の競争性も激しくなってくるかもしれませんが、そうした意味において、今後、長距離フェリー業者等への支援も考えられないのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 本県発着の長距離フェリーは、農産物や工業製品を大消費地に効率的に輸送するために、極めて重要な輸送手段でありまして、企業誘致などに欠かせない産業インフラであるというふうに考えております。また、今お話にありましたように、スポーツ合宿など多人数の団体移動に重要な役割を担いますとともに、帰省あるいは旅行などで自家用車を使う場合の移動にも欠かせない交通手段であるというふうに考えております。現在、県では、陸上トラック輸送から、県内発着の海上・鉄道輸送にシフトした貨物に助成を行います

物流効率化支援事業などの活用によりまして、長距離フェリーを初めとします海上輸送、鉄道輸送の利用を促進しているところであります。今後、地元市町村や関係団体と連携しながら、さらなる長距離フェリーの利用促進に向けた支援のあり方等を検討してまいりたいというふうに考えております。

○清山知憲議員 例えば高知県なんかは、フェリーがなくなって大変困ったような状況もあるとお伺いしたこともあります。知事にもお伺いしますが、県の経済成長戦略といった視点に加えて、また、さきの東日本大震災においては、フェリーは緊急の物資輸送などでも大活躍して、実際に今月、国土交通省の海事局から提出された概算要求の中には、そうしたフェリーの救援機能を充実・整備していくといった予算も盛り込まれております。そうした防災といった視点もありますけれども、知事として、こうしたフェリー業、何か支援等考えられないのか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 大消費地から遠い本県にとって、物流のあり方は大変重要でございますし、その中でも、海上交通というものは、本県が海から享受するさまざまな恵みのうちの一つであり、強みでもあろうかというふうに考えております。また、御指摘がありましたような防災の観点での活用、いろいろ意義というものは非常に重要であろうかというふうに思います。燃油価格の高騰なり厳しい状況が続いておりますが、何とかそれも応援をしていきたいという思いも込めて、これまでなかったということですが、大阪から実際に宮崎まで、先日、私も乗船しましてそれを実感し、また、いろんな課題について担当者と議論をさせていただいたところでございます。今後、どうい支援のあ

り方があるのか、全体の物流のあり方を考える上で、一つの重要な課題として研究してまいりたいと考えております。

○**清山知憲議員** ぜひ、そういうことも含めて、海上物流の強化等も検討していただきたいと思っております。

続いて、福祉保健部長へお伺いいたします。

宮崎県青少年健全育成条例というものがあって、その第13条には、いわゆるわいせつな図書、県が「有害な図書」と指定するものに関しては、青少年への販売が禁止されておりますし、また、第16条によると、自動販売機に収納することそのものも禁止されておりますが、県内では、私が見るだけでも、明らかにわいせつな図書、明らかに有害な図書と見受けられるものを販売している自動販売機が、例えば江田神社の近くだったり、日向に向かう途中の国道10号線に非常に目立つような形で置かれております。実際に県内の自販機の数、そして、県による指導状況についてどうなっているのか、お伺いいたします。

○**福祉保健部長（土持正弘君）** 県内の図書類等の自動販売機の設置数でございますが、平成16年度の161台をピークに、年々減少してきておまして、平成23年度末現在、115台となっております。調査につきましては、お話のございました条例、「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」でございますが、これに基づきまして、収納状況を確認するための立入調査を、警察や市町村などと連携しながら実施しているところでございます。その結果、条例に違反する有害図書類等の収納が判明した自動販売機につきましては、設置者に対して、当該有害図書類等の撤去を指導しているところでございます。昨年度は、書店やコンビニ等への重点

的な調査・指導に取り組みましたこと等から、自動販売機に関する指導の実績はありませんが、平成18年度から22年度までの5年間では、延べ81件の改善指導を行ったところでございます。今後とも、条例違反の自販機の設置者に対しまして、改善指導を粘り強く実施してまいりたいというふうに考えております。

○**清山知憲議員** 警察本部長へお伺いいたします。この第16条に違反して検挙された事例はありますか。教えてください。

○**警察本部長（加藤達也君）** 検挙事例としては1件あります。これは、平成13年に日南市内において、県外の業者が、図書類自動販売機に有害図書類に該当するビデオテープを収納していたことから、宮崎県知事において、同ビデオテープを収納しないよう改善勧告を行い、さらに改善命令を行いましたが、これに従わなかったことから、同年8月、経営者など2名を検挙しております。

○**清山知憲議員** ありがとうございます。平成13年にたった1件の検挙ということですが、改善指導、そして改善命令に従わなければ、ようやく検挙に至るんです。そして、先ほどの部長のお話によると、平成23年度は結局調査を行っておらず、指導状況としてはゼロ件だと。現実に115台の自動販売機で今なお明らかなわいせつ図書が販売されていて、誰でも、子供でも簡単に購入可能な状況になっております。そして、実際に指導を受けたとしても、その該当する図書を撤去さえすれば、すぐ翌日にわいせつな図書を入れたところで、次に県が指導に入るのは数年後かもしれないんです。結局、県が指導に来るまでは何でも置きたい放題になっていて、この条例がざるになっているんです。例えば、違反を2回以上繰り返すような悪質な業者

に対しては、罰則規定を設けるような条例改正や、もしくは自動販売機による販売そのものを禁止するような規制強化は考えられないか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 自動販売機は、いつでも誰でも自由に利用できる利便性がある反面、対面販売ではないために心理的に購入が容易でありますことから、自動販売機に有害図書類等が収納されている状況、これは青少年の健全育成の面から憂慮すべき問題であるというふうに考えております。このため、他県の条例、取り組み状況等につきまして、御指摘の件につきましては調査をいたしまして、効果的な方策について検討を進めますとともに、その立入調査の強化など、指導の徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

○清山知憲議員 有害図書に関しては、おっしゃったように、いつでも誰でも自由に購入されちゃ、やっぱり困るんですよ。そして、こういう悪いことに関しては他県の条例等見習う必要はありませんので、ぜひ、他県に先駆けた先進的な取り組み、特に指導を強化するだけじゃなくて、本当に実効性のあるような条例改正等も含めて検討していただきたいと思います。さらに、こういった自動販売機は物すごく景観を乱しております。何とぞ前向きな検討をよろしくお願いいたします。

病院局長に続いて質問いたします。

最近、ドクターヘリとか、大学病院の救命救急センターといったところが注目されておりますけれども、その一方で、基本的な救急医療の充実に関しては取り組み続けなければいけない課題だと認識しております。県立3病院における、救急車による救急患者受け入れ状況と受け入れできなかった件数、やむを得ず断らざるを

得なかった件数について、直近3年間の状況を教えてください。

○病院局長（渡邊亮一君） まず、救急車による救急患者受け入れ件数でございますが、宮崎病院が平成21年度1,961件、22年度1,985件、23年度2,082件でございます。日南病院が21年度1,038件、22年度が1,172件、23年度が1,139件でございます。それから、延岡病院であります。21年度が2,078件、22年度が2,222件、23年度が2,184件となっております。

次に、受け入れできなかった件数であります。宮崎病院が平成21年度315件、22年度421件、23年度619件であります。それから、日南病院であります。21年度34件、22年度57件、23年度63件となっております。それから、延岡病院でございますが、統計はとっておりませんが、ほぼ全てを受け入れているところでございます。

○清山知憲議員 県立宮崎病院ですけれども、受け入れできなかった件数が、315件、421件、619件と物すごい数でふえておりますし、また、平成23年度はその数自体も、県立延岡病院のゼロ件、県立日南病院の63件と比べて物すごい数、619件となっております。この原因は何でしょうか。

○病院局長（渡邊亮一君） まず、全体的な傾向としまして、近年、本県の救急車搬送件数、これ自体が増加しておりますので、宮崎病院での受け入れ件数もふえております。また、受け入れできなかった件数も増加傾向にあるものと考えております。また、受け入れなかった主な理由でございますが、重症患者を対象とする宮崎病院以外の病院でも対応可能とした件数、23年度は約4割を占めております。21年度の約2.3倍と大きく増加していることが一因ではないか

と考えております。一方、既に重症患者を複数受け入れるなどして受け入れを断らざるを得なかったケースも約4割となっております。増加傾向にあります。今後とも、宮崎病院の救急機能の充実に努めますとともに、圏域内の救急医療機関や消防機関との連携を一層深めていく必要があると考えております。

○清山知憲議員 今のお話を伺いますと、必ずしも単純に救急搬送事例がふえているだけではないなさそうです。唯一、3つの県立病院の中で医師定数を満たしている県立宮崎病院が、600件以上断らざるを得ない状況になっていたと。そして、医師不足で大変な延岡病院がほぼ断っている件数はゼロと。宮崎市内の救命救急センターがこういう状況であることに、私としては非常に強い危機意識を持っているんですけれども、知事、率直にどう思われますか。

○知事(河野俊嗣君) 県民の期待の大変大きい県立宮崎病院でありますので、数字としては非常に大きいものがある。いろんな事情があるということではありますが、この数字というものを、何とかいろんな工夫なり連携なり、病院の中での働き方の見直しなりで解消していくことはできないだろうか、そのような思いで今受けとめたところであります。

○清山知憲議員 病院局長も、今後、救急機能の充実に努めるとおっしゃっていただきました。また、ことし4月には、ようやく救急専従医の先生も来てくれましたし、何とぞ、県、病院局挙げて、強い危機意識を持って取り組んでいただきたいと思います。

この件、引き続きまして、危機管理統括監へお伺いいたします。救急患者さんの搬送及び受け入れに関する判断基準というものが定められていて、私もこの基準を拝見したんですけれど

も、例えば、宮崎市消防局管内において、緊急に重篤な患者さんが発生した場合、その搬送依頼をかける医療機関のリストに県立宮崎病院と大学病院が含まれていないんです。これは含まれるべきじゃないかと思うんですけれども、お伺いいたします。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 議員御指摘の実施基準につきましては、救急搬送における病院選定や傷病者の受け入れが迅速かつ適切に実施されることを目的に、これは平成21年の消防法の改正によりまして定めることが義務づけられまして、本県では、平成22年12月に策定しているところでございます。この基準におきます医療機関リストは、関係機関から成る協議会において議論を経て作成したところであります。県立宮崎病院及び宮崎大学医学部附属病院につきましては、受け入れ医療機関を確保できない場合の最終受け入れ先としての位置づけもあることから、御指摘のありますように、いわゆる2号リストには掲載されなかったところでございます。なお、リストには、注意書きのところになりますけれども、「傷病者の状況等によっては、上記医療機関以外への搬送を否定するものではない」と明記されておまして、実際、両病院ともに、消防からの照会に応じ、緊急性の高い救急患者を受け入れていただいているという現状でございます。このような実情を踏まえまして、両病院の取り扱いにつきましては、定められた協議会において、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 再度お伺いいたしますけれども、今、説明していただいたように、最終的に受け入れ医療機関が見つからないときに、その2つの病院が受け入れるという取り決めはわかるんですよ。これはたらい回しを防ぐための

セーフティネットということで、全く別の話なんです。それとは全く別で、宮崎市内で緊急に重篤な患者さんが発生した場合に、要請をかけるべき医療機関のリストから、救命救急センターを有するこの2つの病院が外れる理由にはならないんです。本来、重症患者ほど一刻も早く救命救急センターに運ばなければいけないという事実からも矛盾しているように思われるんですけれども、改めてこの点につき、どう思われますか。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 議員御指摘のとおり、確かに6号リストのほうは、最後のセーフティネットとして定められてこの2病院が掲載されているところでございます。それが一方で、いわゆる2号リストということで、それぞれの消防管轄内ごとに搬送する先がない理由にはならないと、それはおっしゃるとおりの面があるかと思いますが、当時、たらい回しが大変な議論になっている中で、法に基づいてこういうリストをつくりましょうという中で、当時の議論、つまびらかには記録がないのでございますけれども、恐らく、当時の受け入れ能力との関係で、最後のほうを優先するというような議論があったやには推測しているんですが、議員から御指摘ありましたように、実際には、両病院とも1回目からの照会にも十分応じていただいておりますので、そういう実情をしっかりと分析した上で、リストの掲載の是非、これは2号リストに掲載するのか、6号リストの表現ぶりを変えるのか、いろいろ議論の余地はあろうかと思っておりますけれども、関係機関としっかり議論してまいりたいと思います。

○清山知憲議員 ありがとうございます。ぜひ関係各者と協議をしていただきたいと思います。

続きまして、病院局長にお伺いたします。将来的に、中山間地といった僻地に勤務する予定の自治医科大学卒業のドクターというのは、今まで、県立宮崎病院で全員初期研修を行っておりますけれども、そうした地域の命を守る責任を負ったドクターというのは、やはり救急医療の研修というのは非常に重要になってくると思います。県立宮崎病院でどういった救急医療の研修カリキュラムになっているのか、当直回数も含めて教えてください。

○病院局長（渡邊亮一君） 2年間の初期臨床研修において、救急研修は必修科目になっております。3カ月以上の研修を行わなければならないということになっております。県立宮崎病院の救急研修は、救急患者が搬送された場合は、救命救急センターにおいて、その診療、検査、処置に当たり、救急搬送がない時間帯には、救命救急科の入院患者や、救急対応後に各診療科に引き継いだ患者の診療を行うと。そして、他の診療科で治療中で意識障害など緊急を要する症状のある患者の診療も行っているところでございます。さらに、人形を使用した救命措置のシミュレーション学習、あるいは救急対応を行った患者カルテの検証を行うなど、救急専門医を初めとする指導医のもとで、救急疾患への適切な対応に必要な基本的な技術等を習得するための研修を行っているところでございます。また、今年度の研修医の救急当直回数でございますが、1年次の研修医が月平均1回から2回程度、2年次の研修医が月平均2回から3回程度となっております。

○清山知憲議員 確認なんですけれども、先ほどの説明によると、初期研修の2年間は、救急専従医の指導のもとで3カ月以上は救急医療の研修に専念されると、そういう理解で間違いな

いでしょうか。

○病院局長（渡邊亮一君） 国が定めました初期臨床研修の規定ではそうなっております。

○清山知憲議員 規定ではなくて、県立宮崎病院でそのようにされていますよねという確認ですけれども、お願いいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） そのようにやっております。

○清山知憲議員 今、伺った当直の回数等も、日南、延岡等の数字も教えていただいたんですけども、ちょっと少ないように感じます。当直の回数そのものが問題ではありませんけれども、どうか、十分な救急の研さんが積めるよう御配慮を引き続きお願い申し上げます。

引き続き、県立宮崎病院では腎臓移植等行っておりまして、緊急にドナーがあらわれた場合は、急いで緊急手術等も行われるわけですが、そうしたときに重要な役割を担われるのが、臓器移植コーディネーターの存在だと思います。宮崎県腎臓バンクに臓器移植コーディネーターがおられますけれども、この方の任用期間と待遇、そして職務内容につき、福祉保健部長へお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 臓器移植コーディネーターは、財団法人宮崎県腎臓バンクのほうで雇用しておりますが、1年ごとの更新で雇用をしているところでございます。それぞれの待遇につきましては、日額が1万2,800円で月16日の勤務、雇用保険、厚生年金、通勤費用などについては、県の非常勤に準じているところでございます。職務につきましては、臓器提供事例が発生した場合、提供あっせんを行うことが主な用務でございますけれども、通常は、移植医療の普及啓発や、関係医療機関の訪問を通じた体制づくりなどに従事していただい

るところでございます。

○清山知憲議員 歴代コーディネーターの任用期間について、実際どうなっているのかについてお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 過去5年間でございますが、19年度から21年度の3年間は3人の方を雇用しております。22年4月に採用した方につきましては、ことし8月まで2年5カ月勤務をしていただいたところでございます。

○清山知憲議員 結構短いローテーションでコーディネーターの方々がかわっておられるんですね。短くなっている理由についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 臓器移植コーディネーターは、臓器の提供あっせんに当たって、専門的立場で、臓器提供者の家族や関係医療機関との円滑な調整を行う役割を担っておりまして、知識や経験の蓄積も必要でありますので、私どもといたしましても、一定期間勤務していただくことが望ましいというふうに考えております。ただ、歴代の臓器移植コーディネーターは、それぞれの事情により退職をされておられるわけでございますけれども、移植情報の連絡に備えて、常時、専用電話の携帯が求められるなど、心理的負担が大きいこと、また、任用期間は1年ごとに更新をしていくという形でございますので、雇用として不安定な面があることなどが要因ではないかというふうに考えております。

○清山知憲議員 待遇も決していい仕事ではないんですね。確認なんですけれども、この8月にやめられたということなんですが、今現在は不在ということでしょうか。

○福祉保健部長（土持正弘君） 現在は不在でございます。その間の対応につきましては、本

部のほうといたしますか、日本臓器移植ネットワークのほうと話をいたしまして、そちらのほうでコーディネートを行うということで合意いたしているところでございます。

○清山知憲議員 部長がおっしゃっていただいたように、やはりある程度のノウハウの蓄積も必要ですし、コーディネーターがいなくなると、最終的にしわ寄せを受けるのは患者さんであります。ただでさえ移植医療のハードルが高い日本ですので、今後、どうか、このコーディネーターの方々が安定的に勤務していただけるような環境整備に努めていただきたいと思います。申し上げます。

引き続きまして、先ほど研修医のお話をいたしましたけれども、研修医の確保、そして医師確保も引き続き重要な課題でございます。例えば在京宮崎県人会のように、首都圏において宮崎県ゆかりのドクターのネットワークについて構築し、そうした場を情報提供の場として活用していくとか、そうしたお考えはないでしょうか。

○福祉保健部長（土持正弘君） 現在、医師確保対策の一つといたしまして、宮崎県地域医療支援機構のホームページや医療情報誌等による情報発信、みやざき地域医療応援団に登録いただいた66名の医師や本県出身の医学生550名に、本県で活躍する医師等を紹介した広報誌を送付するなどの取り組みを行っているところでございます。御指摘のありました首都圏での本県出身医師のネットワーク構築でございますが、医師確保を進める上では有効な方策でございますので、まずは、本県出身医師の情報収集に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○清山知憲議員 私の聞く限りにおいても、た

くさん本県ゆかりのドクターが首都圏にもおられますし、宮崎県のことを気にされている方もおられます。今、医師確保担当職員もいろんなことをやっていきたいと、非常に意欲を強く持っておられますので、ぜひ、その可能性から探っていただければと思います。

続きまして、がん対策につき、教育委員長にお伺いいたします。

昨年、私も委員の一人として、がん対策推進条例というものを議会から制定させていただいたところでございますが、その第11条には、「県は、学校におけるがんに関する健康教育の充実に努めるものとする」と書いてあります。この条例を県教育委員会としてどのように受けとめ、また、今後、どのような具体的な取り組みをされていくのか、お考えをお伺いいたします。

○教育委員長（近藤好子君） 近年、子宮頸がんワクチンの接種が始まりましたが、私は、女子児童生徒だけではなく、ワクチンを接種しない男子児童生徒も含め、全ての子どもたちに接種の意味を理解させることは、がんの予防に対する認識を深めるとともに、自分の健康や周りの大切な人の健康に対する関心につながり、それが家族や周りの人を思う心を育てることにもつながると考えております。県教育委員会といたしましては、条例の趣旨を踏まえまして、教職員の研修で指導力を高めることはもちろんですが、子どもたちが主体的に学ぶ機会を設けることも必要だと考えております。例えば児童会や生徒会活動などにおいて、子ども同士でがんについての知識を伝え合ったり、理解し合う取り組みができるようになれば、健康教育の充実、さらには、近い将来のがん検診を受診する姿勢にもつながると考えております。

○清山知憲議員 委員長らしい答弁かなと拝聴いたしました。その中でおっしゃっていただきましたが、子宮頸がんワクチンですね、ワクチンで予防できるがんもあるということでやっていかなければいけないんですけれども、私自身も保健の教科書を拝見したところ、どういった名前のワクチンを何歳に何回打たなければいけないといった、そうした具体的な記載が全く欠けていて、一般的に、予防接種大事ですよという話しか書いていないんです。やはりそこまで、具体的な内容まで踏み込んだ教育をお願いしたいと思います。

そして、ワクチンというのは、がんだけではなくて、本来、感染症を予防するためのものですが、残念ながら、今月、教職員の方で麻疹を発生した方がいらっしやいまして、その周辺から、現時点で6名の麻疹患者が発生しております。本来、子供たちから感染症を守るべき教職員の方々のそうした感染症に対する免疫について把握するようなシステムはあるのか、また、ワクチンは義務づけられているのかどうか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 今、議員がおっしゃったとおり、今回、子供たちにとって、安全・安心ということが一番大事にすべき学校において、教職員が感染力の非常に強い麻疹に罹患し、臨時休校する事態に至りましたことは、大変重く受けとめているところでありますが、現在、県教育委員会におきまして、教職員の感染症についての免疫状態の管理、それから、予防接種の義務づけは行っていないところであります。

○清山知憲議員 国立感染症研究所が作成した「学校における麻疹対策ガイドライン」というものがありますけれども、その中においても、

学校の教職員は、麻疹に対して免疫が不十分な者に関しては、ワクチンを受けるようにという記載がはっきりと書かれております。これは、本来、ワクチンの重要性を教えるべき教職員のほうでチェックが全く甘くて、一方で、生徒に関しては、麻疹ワクチンが接種されているかどうかという接種率はきちんと把握されているんです。学生のほうは把握されていて教職員のほうは全くノーチェックというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと考えているんですけれども、この免疫について把握するようなシステム、仕組みを考えるおつもりなのか、そして、ワクチンについても義務化するなり何か取り組みをされていくつもりか、お考えをお聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） 教職員には、感染症予防の高い意識が必要であり、予防接種は、感染症対策上、極めて重要な役割を果たしておりますが、全ての教職員の接種につきましては、経費負担をどうするのかとか、一人一人の教職員へどう理解を図っていくのかとか、市町村教育委員会との調整など、さまざまな課題がありますので、現状では、接種を義務づけることまでは難しいのかなと考えております。また、教職員の免疫状態の把握につきましては、正確さを期すための調査方法をどうするのか、その後の対応をどうしていくのか、整理すべき課題も多いことから、関係機関等と連携を図りながら研究してまいりたいと考えております。現在、すぐにできることをやろうということで、今、議員がおっしゃったような点も含めて、教職員の感染症予防の意識を高めるための資料の配付を準備して、それを進めているところであります。それから、保護者用にも、感染症予防について理解を深めるための資料を作成してい

るところであります。

○清山知憲議員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。これは、全国の学校において、教職員の感染症に対する問題、課題になっていると思うんです。例えば病院によっては、就職するときにそうしたワクチンの接種状況の提出が義務づけられていたり——それは就職するときです。もしくは欧米なんかの大学では、大学入学において、ワクチン接種されていないと入学を認めないとか、いろんなされ方があります。ぜひ、他県に先駆けて宮崎県はどう取り組まれていくのか、注目されている部分もあると思いますので、思い切った取り組み等をよろしくお願いいたします。

また、がん対策推進条例について、引き続き福祉保健部長へお伺いいたします。この第7条においては、公共性の高い施設における禁煙もしくは分煙の促進という条項が盛り込まれておりますが、県内における状況を教えてください。

○福祉保健部長（土持正弘君） 官公庁等における禁煙・分煙の状況についてでございますが、まず、市町村立の小学校・中学校及び県立学校でございます。条例制定から半年でございますが、その前後で申し上げますと、条例制定前の平成23年度の禁煙実施率99.3%に対しまして、24年度が99.5%、0.2ポイントの増となっております。換気扇等の排気設備を設けた喫煙場所を設置して行っております分煙につきましましては、両年度とも0.5%で変わりはありませんが、全ての施設で禁煙または分煙がなされているというところがございます。

次に、県及び市町村の公的な病院でございます。23年度の禁煙83.3%に対しまして、24年度が87.5%と4.2ポイントの増となっております。

分煙については、23年度が4.2%に対し、24年度は0%でございます。

次に、県の庁舎での禁煙でございますが、両年度とも84.8%、分煙は両年度とも12.4%と変わりはないところでございます。

最後に、市町村の庁舎での禁煙でございますが、両年度とも70.6%、分煙は両年度とも13.7%と変わりはございません。

以上のような状況でございますけれども、公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきという国の指導に基づきまして、今後とも、官公庁等に対しましては、全面禁煙を働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○清山知憲議員 条例においては、少なくとも分煙、禁煙または分煙を促進すると書かれているんですけども、ちょっと驚いたのは、県内の公的病院、禁煙・分煙合わせて87.5%、そして、市町村の庁舎は85.3%と、割と低い数字で推移していて、しかも、合わせた数字だと条例制定前後で全く変わっていないんですね。協力を呼びかけていく主体としては福祉保健部ということで間違いないでしょうか。確認です。

○福祉保健部長（土持正弘君） 福祉保健部のほうで働きかけを行っております。各市町村の担当課長さんを集めた会議等ございまして、そういう中で働きかけを行っているところでございます。

○清山知憲議員 条例ができたわけですから、ぜひ、今まで以上に積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。

続いて、警察本部長へお伺いいたします。がんの患者さんがふえていくに従い、訪問介護とか訪問看護といった訪問サービス事業の需要もどんどんふえてまいります。そうしたときに、

必ずしも、訪問するおうち1軒1軒が駐車場を備えていないという問題があって、常にそういう車両をどこにとめるかというのは問題になっております。こういう事業者が利用できる許可制度と許可状況について教えてください。

○警察本部長(加藤達也君) 訪問看護、訪問介護に使用される車両の駐車許可につきましては、警察署長の許可としております。本年8月末現在、宮崎市内で許可されている件数は、訪問看護128件、訪問介護34件であります。

駐車許可の具体的手続につきましては、訪問看護等の用務を証明する資料、自動車検査証、駐車場所の見取り図及び運転免許証の写し等を申請書に添えて、管轄する警察署に申請することになっております。警察署においては、駐車日時、場所及び用務のほか、その場所に駐車せざるを得ない特別な事情について、適切に審査を行った上で許可の判断をしております。なお、手数料は無料となっており、許可証の有効期間は最長6カ月で、継続する場合は更新の手続が必要となります。

○清山知憲議員 今教えていただいた手続ですね、どうしても一般県民の視点からすると、割と煩雑で大変だと思います。そして、患者さんによっては、末期、ターミナルの患者さんもいて、そうした方々が急変されたときは、そういう許可申請を行う余裕もないときがあるんですけども、そうした緊急時にどういった対応をすればいいのか。そして、この許可制度そのものが、さまざまな誤解や周知徹底されていない部分が今回あると感じたんですけども、今後どのように周知徹底されていくのか、お伺いいたします。

○警察本部長(加藤達也君) 緊急な訪問看護等が必要な場合には、訪問先を管轄する警察署

に、口頭または電話により許可申請することができます。申請を受けた警察署においては、訪問先や緊急性等確認して許可の判断をしております。また、これらの手続につきましては、県警ホームページへの掲載や関係機関との連携により、周知をしてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 ぜひ、警察としても協力して取り組みをよろしくお伺いいたします。

最後になりますが、知事に伺います。

社会の産業構造や就業構造がどんどんダイナミックに変化していくに伴い、必ずしも全ての学生が大学に進学してその後就職活動といったパターンではなく、中学、高校の間に職業意識を強く持って、その後、実践的な知識や技能の習得を得、その後の適切な社会的・職業的自立につながる場合がございます。現に、昨年、宮崎県内の県立高等学校を卒業して進学された学生5,158人のうち、最多の1,486人の学生が専修学校に進んでいて、大学に進んでいる数よりも多いです。そして、専修学校を卒業された学生も就職率が非常に高く、平成23年度でいうと、1,868人の学生が卒業しているのに対して、1,569人が就職するというように、約85%強の就職率を誇っていて、まさに地域社会を支える人材育成を担っていただいていると思います。大阪府においては、平成21年に「職業教育ナンバー1戦略」という戦略を打ち立てて、この分野における意気込みも非常に強いものを感じるんですけども、知事のこの実践的な職業教育にかける思い、お考えをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 時代が大きく変化する中で、若者がその能力を十分に生かして希望する職業につくためには、こういう職業教育、ま

ずは、その重要性というのはますます高まっているという状況がございます。御指摘ありました専修学校には、現在、県内で4,700人を超す生徒が学んでいると。平成元年には2,990人であったわけですから、かなりふえているという状況がございます。これは、時代の変化に対応した柔軟で実践的なプログラムを提供している、そして、御指摘があったような就職率の高さ、そういうものの、資格の取得、そういうところに魅力を感じての状況かというふうに考えております。

私が先日、学校訪問した高等学校、それは私学でありましたが、そこにおきましても、専修学校との連携を図って、資格の取得などの職業教育を実践しておられました。大変いい取り組みだなというふうに考えておったところでございます。こういった取り組みをほかの学校にもしっかりと紹介しますとともに、職業教育の推進に係るさまざまな取り組み事例なども紹介をしながら、積極的に推進をしてみたい、そのように考えております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。専修学校は、学校教育法第1条に定めるところの学校ではなくて、我が県議会も昨年、この1条に定めるところの学校と認めるよう、国に対して意見書を提出したところでありますけれども、専修学校で学ぶ学生さんたちが、堂々と勉強して社会に出ていけるよう、県としても力強い支援をよろしくお願い申し上げます。

また、そのためには、県教育委員会としての連携や協力も必要かと思いますが、教育委員長にお考えをお伺いいたします。

○教育委員長（近藤好子君） 自立した社会人、職業人を育むためには、全ての学校において、キャリア教育や職業教育を推進し、学校の

学習内容と将来の職業とのつながりを考えることが大切であります。私がこれまで訪問した高校におきましても、専修学校から専門講師を招いて、高度な資格取得講座やビジネスマナー講座を実施していました。このように、高校と専修学校が連携・協力することは、職業教育への理解や専修学校への理解につながるものと考えております。

○清山知憲議員 ぜひとも、今後とも協力、連携をよろしく願いいたします。

用意した質問は以上でございますが、最後に、改めて、知事、先ほど、欠史八代という言葉をお出しになられたましたが、ちなみに神武天皇は含まれておりませんから、欠史八代は。神武天皇の事績に関しては物すごく詳しく、その御東征の歴史まで日本書紀に記載されていて、政府が正統な歴史と認めているものは日本書紀の内容なんです。だから、先日も僕は担当の県の職員、記紀編さん1300年記念事業にかかわる職員に、「県と皇室との関係はどう考えているんですか」と聞いたら、「行政としてはそこは答えできません」とお答えになられて、非常にびっくりしたんですけども、ぜひ、例えば日向市美々津町とか高原町とか、堂々と神武天皇生誕の地であるとアピールしているように、県としても、記紀編さん1300年記念事業に合わせて力強いメッセージを打ち出していきたいと思っておりますし、そこは研究者の研究や議論とは切り離して、どこまで県として言えるのかどうか検討いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山三博議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時に再開いたします。休憩いたします

す。

午前11時53分休憩

午後1時0分開議

○中野一則副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、十屋幸平議員。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 久しぶりに登壇いたしまして、1年9カ月ぶりだと思います。それですので、知事以下、執行部の皆様には、明確な御答弁をよろしくお願い申し上げます。通告に従いまして一般質問を始めます。

まず、知事の政治姿勢から始めます。

知事は、行政マンから県知事という政治家になられて、早くも1年半以上が過ぎました。知事はこれまで、議会では慎重に発言や答弁をされて、失点はなかったと思います。しかしながら、県政のさまざまな課題において、例えば震災瓦れき処理の受け入れについて、河野知事の考えを多くの議員が質問いたしました。これまでの答弁では、「安全と安心の乖離をなくすために、何とか協力できないか」という思い、「賛否をめぐり県民間で分断の種がまかれなように」など発言がありました。結局、賛否の表明をされずに、国の要請があった広域処理について、本県の受け入れの検討は終了しました。また、消費税や大飯原発再稼働は、国レベルのテーマかもしれませんが、答弁では「動向を注視してまいりたい」、いわゆる見守る姿勢だけを答弁して、知事の考えを表明されません。そのような点では、私を初め県民の中には、物足りなさを感じている人もいないのでしょうか。知事は、昨年議会で、甲子園優勝を目指す決意を言霊で表現しました。「古代より、発した言葉どおりの結果をあらわす力

があるとされている言霊ですね。文字に落とすことにより、また、口に発することにより、何とか達成をしたいんだと、そういう気持ちを表に出して」云々と述べております。つまり、今話題の橋下大阪市長とはいかないまでも、強いリーダーシップを発揮する意味で、知事自身の考えを知事の言葉で積極的に表明すべきだと考えます。知事のお考えをお伺いいたします。

次に、「未来みやざき創造プラン」の重点施策の評価が発表され、外部評価委員会から多くの提言がありました。知事は、この評価結果をどのように受けとめ、提言等も含めて今後の施策にどのように生かしていくのか。また、その他の意見で、選択と集中に関し、事業実績が上がっている施策に投資して、結果が出ていない施策は中止すべきだという意見もありました。9月9日の朝日新聞「波聞風問」のコラムで、「足をすくわれた選択と集中」という記事がありました。この言葉は、90年代後半、アメリカのゼネラル・エレクトリック社は、シェア1位、2位の事業に集中投資して業績を上げて、選択と集中という言葉がはやったそうです。一方、シャープは、黒字の半導体を捨て、98年に赤字の液晶テレビに集中投資してシェアトップになり、08年は過去最高の利益を出し、選択と集中の成功例となりました。しかしながら、成功体験に固執し、高収益に育った液晶に集中する目先の判断に感性が働いてしまい、現在の経営状況となったということでもあります。つまり、集中さえすればいいものではなく、未来を見た多角化も必要であるというコラムでした。私は、選択の誤りが今の経営状況を招いたものと考えます。県勢の発展には、本県の強みを生かした集中投資も必要だと考えます。知事は、選択と集中という考えを今後の施策展開にどの

ように生かしていくのか、お伺いいたします。

次に、職員の意識改革について伺います。これまで何度となく議論されてきていますが、目に見えて成果が出るものでなく、なかなか難しいテーマであると考えます。そのために、あるべき職員像として、専門性、創造性、柔軟性、豊かな人間性や県民の信頼を得る職務能力、また、高い倫理観や責任感など、多岐にわたっています。このように羅列しますと、スーパーマンしか公務員にはなれないと思いがちですが、決してそうではないと思います。職員一人一人が前例踏襲や縦割り意識、成功体験などを捨てるように意識を変え、県民の皆様のさまざまなニーズに耳を傾けて、できない理由を探すのではなく、何とかできないかという前向きの姿勢で臨む必要があると考えます。そこで、マインドマップ研修などによる職員一人一人の意識改革を図る必要があると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

以下の質問につきましては、質問者席に着いて行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まずは、政治家として、自分自身の考えを明確に発信すべきではないかという御指摘であります。言霊ということについてのお話もございましたが、私がこれまで発してきた言葉についてのいろんな御指摘を真摯に受けとめながら、お話を伺ったところでございます。私は、政治家として、知事としての言葉には、ポイントが3つあると思います。1つは、何を語るかという中身の部分であります。2つ目は、その中身というものをいかに伝えるか、いかにわかりやすく的確に伝えるかということ。3つ目は、その中身が固まった的確に伝える技術があった上

で、政治家というのは、その考えたものを100%、それをそのとおり、いろんなタイミングもはからずに、ただ伝えていいわけではないんだというふうに思います。その中身の中で、どういう内容を、どういうタイミングで、どのように伝えていくか、そこも非常に重要なのではないかというふうに考えております。以前、埼玉県庁に勤務しておりましたときに、参議院議長も務められた土屋知事にお仕えをしたことがありますが、土屋知事のイエスには3つのイエスがあるというふうなことも言われたことがあります。思っておることをそのままストレートに言うのではなしに、いろんな思い、いろんな効果を考えながら発信していく、そのようなことが政治家としてあるのかなというふうに思ったところでございます。今後とも、今の3つのポイントを踏まえながら、議員の御指摘がありましたように、自分の考えをいかに県民に的確にお伝えし、そして共通意識を持ちながら、宮崎をよりよい方向に導いていくことができるのか、政治家として、その言葉の磨きというものに尽力していきたい、研さんを積んでいきたい、そのように考えておるところでございます。

次に、政策評価結果と選択と集中についてあります。「新しい「ゆたかさ」創造プログラム」の初年度の評価としましては、「おおむね順調」とのことではありますが、個別の内容につきましては、「県内経済の回復が実感できない」といった厳しい御意見のほか、「本県の強みを生かした産業振興」や「アジアの活力の取り込み」あるいは「災害に強い県土づくりの前倒しでの推進」といった提案など、貴重な御意見をいただいたところであります。改めて、客観的、多面的な評価の重要性を強く感じたとこ

ろであります。私としましては、「おおむね順調」という評価に一定の手応えを感じつつも、むしろ、このような具体的な御意見、御提案というものを真摯に受けとめて、いかに今後の施策展開に活かしていくかが、この評価制度の重要なポイントではないかと考えております。このようなことから、今、御指摘がありました選択と集中という理念のもとに、今般の政策評価での検証を初め、喫緊の課題や将来を見据えての政策課題等を総合的に勘案した上で、毎年度の重点施策を設定しまして、限られた財源の中でめり張りをつけることで、より効果的な施策展開につなげてまいりたいと考えております。

最後に、職員の意識改革についてであります。県職員は、常に県民の皆さんの声を真摯に受けとめることはもちろん、前例や組織の枠にとらわれない発想や判断、あるいは困難な課題に果敢に挑戦する姿勢を持つ必要があるものと考えております。そのため、さまざまな場面で、私から直接職員に対しさまざまな話をする中で意識喚起をしているほか、職員提案「かえるのたまご」のような制度も行っております。さらには、私も含めた所属長から直接メッセージを発信する、さらには職員研修などによる意識改革に努めているところであります。御提案のありましたマインドマップにつきましては、発想力や多面的な見方を身につける効果がありますことから、昨年度より自治学院研修の一部の講義で使われておりまして、本年度は70名程度の若手職員が受講する予定となっております。引き続き、今こういった手法など、さまざまな手法を活用しながら、職員の意識改革に努めますとともに、創造力豊かで柔軟な発想を持った職員の育成に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○十屋幸平議員 ありがとうございます。知事という言葉ということでは、先ほど、知事御自身で御答弁されていたと思います。ありがとうございます。しかし、我々は、いつもこの議会で行っているように、本当に知事に期待して——知事のメッセージの発信の仕方は3通りあるかもしれませんがけれども、そこにやはり感じるものがあるんですね、物足りなさというところ。ですから、それをしっかりと言葉で発信していただきたい。

次のテーマとして、知事が考えを求められています九州広域行政機構、これも我々議会とか各首長さんとか経済団体の方々とは、意見が完全に県の執行側と一致しているとは感じられないんです。そういうところを含めて、知事御自身の言葉で表明される考えはありますでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 九州広域行政機構については、これまでもいろいろ御説明しておりますとおおり、国が進めるという出先機関の廃止に対して、九州として提案した内容でありますので、今は、国におきまして、それも踏まえた出先機関改革をどうするか、そこの議論が大事であろうかというふうに思っております。その中で、今、御指摘がありましたような、これまでの九州知事会での議論というもの、考え方、方向性に対して、本県において、議会、市町村、さまざまな慎重意見があるということを確認しておるところでございます。これまでも答弁しておりますように、宮崎県知事としての軸足というものを確かめながら、県としての意見というものを伝えてまいりたい、そのように考えております。

○十屋幸平議員 次に、先ほどの創造プログラムの評価等の中で、丸山議員の代表質問で、知

事は、「県内の経済の活性化は喫緊の課題である」、そして「優先度の高いものに積極的に取り組む」というふうに答弁されております。その中でも、丸山議員のほうから、「経済の活性化のために、公共投資予算を増額すべきじゃないか」ということも質問がありました。そこで、ちょっとお聞きしたいんですけども、これだけの災害が想定される中で、県民の生命と財産を守る意味で、安心・安全を優先して、コンクリートが人を守るという公共投資を積極的に行うべきだと思います。そこで、知事は、公共投資に対して経済効果があるかどうか、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 公共投資につきまして、これもこれまで御説明しておりますとおり、地域における雇用、また産業、建設資材の需要の拡大はもちろんのこと、インフラ整備、防災の観点、さまざまな重要な役割を果たしている、地域経済に大きな波及効果をもたらすものというふうに考えておるところでございます。したがって、停滞している県内経済を何とかしたいという思いのもとに、今年度の当初予算におきましても、50億の特別枠を設けるなり、特に県単公共事業につきましては、厳しい財政状況の中でありまして、2年連続で伸ばしてきたところでございます。国の予算の削減、特に補助公共事業の削減によりまして、全体としては厳しい状況が続いておりますが、そういったところの財源確保にも、今後とも全力を注ぎながら、公共投資に重点を置いて取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。行革も大事なんですけれども、今、知事がおっしゃいましたように、県内の景気はかなり悪い状況

でありますので、ぜひ、また来年度予算についてもお願いしておきたいというふうに思います。

それともう一つ、職員の意識改革ですけれども、私たちが県の皆さんと仕事をする上で、どうしても縦割りという意識がなかなか抜け切れないところを随所に見ることがあります。ですから、いわゆるマトリックス組織のような横の連携——総合政策部長がおられますけれども——そういうところを図っていただいて、縦割り行政ではなくて、やはり総合的に横の連携をとっていただきたいということも、あわせて要望しておきたいと思います。環境森林部の名称ですけれども、これだけ議会でも森林に関する議論がたくさんあります。であるならば、名前を、環境を決して下に置くというわけじゃなくて、森林環境部でも私は県の姿勢としていいと思うんですよ。そのぐらいの意気込みを示していただきたい。この議論はまた別なときにやりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、災害対策についてお伺いいたします。

今回、南海トラフ巨大地震の被害想定が出されて、最悪のケースでマグニチュード9では、死者4万2,000人、津波や火災での建物全壊が8万3,000棟と、九州で最悪の規模の被害想定が発表されました。しかしながら、宮崎大学の原田教授は、「発表は最悪の想定ではない。さらに被害が大きくなるおそれがある」とも言われております。また、第1番目は、「強い揺れを感じたら逃げる」とも述べられております。このような点からも、一秒でも早く県民へ情報を伝えることが重要であり、防災行政無線の戸別受信機は、災害時等の情報伝達手段として有効であると考えます。そこで、県や市町村、個人がそれぞれ負担して戸別受信機を購入する補

助制度を創設してはどうかと考えますが、危機管理統括監、よろしく申し上げます。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 災害情報を迅速・的確に把握し、住民に伝えることが、県民の生命、財産を守るために大変重要なことであるというところは、議員御指摘のとおりでございます。このためには、地域の実情に即した複数の伝達手段の確保が重要であると考えておきまして、その中でも、戸別受信機も災害時の有効な情報伝達手段の一つと考えられます。現在、市町村が戸別受信機を整備するに当たっては、起債制度の活用による財政支援措置が行われているところでございます。県といたしましては、新総合防災情報ネットワーク整備の一環といたしまして、災害時の情報配信の自動化を行い、さまざまなメディアを通じて、直接地域住民に迅速かつ効率的に災害情報を提供できる仕組みの導入を検討しているところです。引き続き、市町村と一体となって、災害情報を迅速・的確に住民に伝達できるよう努めてまいります。

○十屋幸平議員 これは、よろしく願いしておきたいというふうに思います。

次に、津波避難タワーの設置についてお伺いたします。海岸線が400キロにも及ぶ本県では、南海トラフ巨大地震で浸水深が10メートルを超える市町もあり、甚大な被害が想定されております。神奈川県では、津波避難タワー検討会をつくり、迅速な情報伝達、日ごろの防災教育、津波避難ビルなどへ避難することを基本に検討した結果、おおむね5分程度で避難することを可能にするために、津波避難タワーを緊急避難施設として位置づけ、その整備に向けた計画が進んでおります。本県でも、津波避難タワーが必要だと考えますが、どのように取り組

むのか、危機管理統括監にお伺いたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 市町村におきまして、高台や既存のビルなど、避難場所となり得るところが確保できない地域におきましては、今後、津波避難タワーの設置につきましても、検討課題になるものと考えております。県といたしましては、まずは、このような課題がある地域を特定できるよう、国とも協議しながら、できるだけ早期に津波浸水想定区域の見直しを進めてまいりたいと考えております。その上で、市町村との協議会などの場を通じまして、津波避難タワーのあり方についても十分協議し、国への要望等を検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 市町村との協議ということですけれども、津波避難タワーは、第一義的には市町村という位置づけが明確にされておりますので、そのあたりで垂直的な補完で県のほうもしっかりとやっていただきたいというふうに思っています。先日の右松議員の質問の都市防災総合推進事業や、漁村などは漁港防災対策事業なども既にありますので、そういうものを含めて検討をお願いしておきたいというふうに思います。

次に、後方支援拠点についてお伺いたします。代表質問への答弁では、候補地を複数箇所リストアップして、市町村と年度内に協定を締結したいという答弁がありました。本県においては、南海トラフ巨大地震はもちろん、台風災害や新燃岳噴火災害など、大規模災害発生時の後方支援拠点として、どこを想定しておられるのか、危機管理統括監にお伺しておきます。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 後方支援拠点につきましましては、大規模・広域的な危機事象に対しまして、救急・救助や被災者の支援な

どを、迅速かつ円滑に進めることを目的として、整備を考えておるところでございます。先進地の事例を見ますと、新たに施設整備を行うのではなく、既存の公園等を有効活用しているという知見を得ているところでございます。そのような状況を踏まえまして、現在、交通アクセスがよく、災害の影響を受けにくい場所であること、また、自衛隊等の活動拠点として広い面積を確保できることなどを条件といたしまして、候補地の検討や調整を行わせていただいているところでございます。具体的には、県内を大きく県北・県央・県南・県西の4ブロックに分け、例えば県北でありますと、延岡市や高千穂町の総合運動公園などを候補地として想定しております。今後、該当する市町村等の御理解もいただきながら、年度内には協定を締結するなどして、県内にバランスよく複数箇所決定してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 この大きな課題、道路網の整備とかもありますので、その点は十分に配慮をお願いしておきたいと思えます。

次に、液状化についてお伺いいたします。東日本大震災では、岩手県南部から神奈川県までの震源地から遠い関東でも、広範囲に液状化現象が見られました。私ども自民党県議団が調査した浦安市では、マンホールがせり上がり、道路がゆがみ、ビルの入り口などは段差ができて、浦安市の面積の約17平方キロの約4分の3に当たります埋立地で液状化が確認されました。少なくとも約480戸が全半壊となったそうです。液状化は、震度6から7の強い地震で起きると言われております。南海トラフ巨大地震では、県内全域が立っておられないほどの震度6弱から最大の7が想定されております。そこで、県内の液状化調査は行っているのか。

行っておれば、その調査結果をどのように活用していくか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（橋本憲次郎君） 県内の液状化の危険度に関する調査につきましては、現在、県で行っている地震・津波の被害想定を検討の中で実施しているところでございます。具体的には、過去、行われました県内約1万2,000カ所のボーリングデータ等をもとに、50メートルメッシュで地震の揺れに伴う液状化の危険度分布図を作成することとしております。さらに、その結果をもとに、液状化の影響による建物被害の推計を行い、今後の対策を検討する上での基礎資料としたいと考えております。

○十屋幸平議員 液状化のいわゆるハザードマップをつくられるということで、その後の対策ですよね。つくっても、その後の対策をちゃんとやらなければ、何の意味もないと思っております。その一つの提案として、今、環境パイプ工法——建物を建てて、その地下に、杉材とかヒノキとか防腐・防蟻処理をした、そういうものを打ち込んでいくという工法もあります。ですから、これは提案としてですけれども、新しく建てられる、液状化が心配される建物の下には、何らかの形でそういうことをやっていく。大きな建物でしたら、コンクリートのくいを打ち込んだりとか、そういう工法が既にとられていると思えますけれども、そういうことも含めて検討していただければというふうに思います。これをそれぞれ個人負担でやったり企業の負担でやったり、かなりコストがかかるかもしれませんが、国のほうの防災の対応でできる事業もあれば、そういうものも含めて検討をお願いしておきたいと思えます。

次に、（仮称）合同防災庁舎についてお伺い

いたします。大規模災害発生時に復旧のための重要な輸送拠点となる重要港湾、細島港には、その港湾機能の中核となる県や国の出先機関は、北部港湾事務所を初め日向海上保安署、宮崎北部森林管理署など、6機関の施設があります。いずれも耐震性や耐波性などの機能が十分ではなくて、災害復旧の拠点としての役割が担えない状況が危惧されます。そこで、細島港などの港湾及び周辺地域の企業や工場の従業員の緊急避難場所確保の意味でも、県や国の出先機関を集約した防災拠点施設として、(仮称)合同防災庁舎の整備を図ることを国へ要望する考えはないか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監(橋本憲次郎君) 先日、国が示した南海トラフ巨大地震の想定では、長い海岸線を有します我が県では、最大約1万2,000ヘクタールが浸水するという大きな規模の見込みとなっております。特に海岸に面した港湾やその周辺地域などでは、その危険性が高くなっているところでございます。沿岸部における避難場所の確保は、一義的には市町村の責務ということになっておりますけれども、今後設置する予定の市町村との協議会においても、重要な議題になってくるのではないかと考えているところでございます。お尋ねの仮称の総合合同庁舎の設置につきましても、市町村との協議を踏まえ、国への要望等を検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 今までの一連の質問は、国絡みのことですので、検討とかまだ調査中とかいろいろありますが、緊急を要することもたくさんありますので、ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、九州中央自動車道の整備状況について

伺いたいと思います。本県議会、宮崎県議会も、昨年は全国議長会の国土交通委員会に所属しまして、東九州自動車道の供用開始年度の前倒しなどについて、現地調査や政府へ要望活動をしてまいりました。また、九州中央3県議会議員連盟——県北地域の議員が参加しておりますが——も同様に、九州中央自動車道の整備等を強力に政府やNEXCOへの要望活動に取り組んでまいりました。九州中央自動車道は、徐々にであります、着実な事業の進捗を見えております。しかし、本年4月に公表された「道路調査の見通し」では、国土開発幹線自動車道の中で九州中央自動車道だけが欠落しております。今後の事業の進捗が懸念されます。九州中央自動車道の整備状況と今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(濱田良和君) 九州中央自動車道につきましては、熊本県側の嘉島ジャンクションから矢部インターチェンジ間及び本県側の高千穂日之影道路と北方延岡道路で事業が進められているところでございます。残る未事業化区間につきましても、国が公表しました「本年度の道路調査の見通し」の主な調査箇所としては、議員御指摘のとおり、九州中央自動車道は例示されてございませんが、国において、他の箇所と同様に、事業化に向けた準備や調査を進めていると聞いております。県といたしましては、事業中区間の一日も早い完成と未事業化区間の早期事業化を、熊本県などとも連携しながら、今後とも国に対し強く訴えてまいります。

○十屋幸平議員 次に移りたいと思います。次は、いわゆる「くしの歯作戦」ということについて、ちょっとお伺いしたいと思います。東日本大震災では、東北地方整備局が緊急に道を開

く啓開作業、いわゆる瓦れきなどの障害物を取り除き、緊急車両が通れる道を開く作業にいち早く着手しました。それで、1週間で東北地方の国道などのうち97%が通行可能となりました。これが「くしの歯作戦」と言われ、人命救助や物資の輸送、情報通信システムの確保など、災害復旧に大いに役立ったと言われております。本県は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、「くしの歯作戦」が行えるような国県道路の改良率ではなく、非常に県民の生命が脅かされる状況であります。そこで、例えば、国道327号、219号、265号等の整備状況と今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 大規模な災害に対応するためには、東九州自動車道と連携しまして、広域的な救助・救援活動や復旧・復興を支える九州中央自動車道や国道等の整備による「くしの歯」としての道路ネットワークの強化が不可欠でございます。このため県では、国道327号や219号、265号におきまして、11工区、延べ延長約24キロメートルの改良工事を進めるなど、中山間地域と都市部をつなぐ「命の道」の重点整備に取り組んでいるところでございます。県といたしましては、引き続き、必要な予算の確保に努めますとともに、選択と集中を図りながら、計画的、効率的な道路整備を推進してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 この道路の中で、この前から新聞報道でありますように、深層崩壊というのが熊本県境と宮崎県境の境に本当にたくさんあるということで、改良する部分も非常に心配があります。それはまた別な議論をさせていただきたいと思いますが、今の答弁で、必要な予算を確保して選択と集中を図り、計画

的、効率的に道路整備を進めると。例えば、国道の未整備の距離とか大まかな事業費の全体像を示して、計画を立てて取り組む必要があると考えますけれども、今後、どのように整備するのか、再度、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 県が管理する国道の未改良区間の延長は、平成23年4月1日時点で約214キロメートルでございます。その整備には、莫大な事業費が必要となります。このため、県におきましては、平成22年度に見直しを行いました「宮崎県中長期道路整備計画」におきまして、中期5年間、長期10年間の整備目標を設定した上で、計画的、効率的な道路事業の推進に努めているところでございます。

○十屋幸平議員 あと214キロ、これは場所にもよるでしょうけれども、中山間地とか急峻な山の中では、平場でやるより相当のお金がかかるということで、単純にキロ当たりを計算して、10億から30億の幅の中の真ん中をとって20億としたときには、4,280億ぐらいかかるんですね。これを平均的に、県内の道路予算の今度のが155億ぐらいですから、その半分としたときに、78億で割ると、あと55年間かかる。非常に長いことでありまして、このあたりも、先ほど言われた選択と集中をもう一度見直すことも必要かと思えます。これは県道に直すと、とてもじゃない数字になりますので、申し上げませんが、ぜひそこらあたりを重点的にやっていただければと思います。

次に、国道327号の日向インターチェンジから東郷間のバイパス計画について伺います。この計画は、日向インターチェンジから日向市街地を通過せずに椎葉村から熊本県へ通じ、地域発展や観光、経済・人的交流など、大変重要と考

えられます。また、平成25年5月末で小倉ヶ浜有料道路も無料となり、日向市は、定住自立圏構想など、入郷町村と連携を図るためにも、早期の整備が望まれます。そこで、国道327号日向インターチェンジから東郷間のバイパス計画について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 国道327号バイパスにつきましては、椎葉、諸塚、入郷地域から東九州自動車道へのアクセス機能の向上はもとより、日向市内の交通混雑の緩和を図る上からも、整備が必要であると認識しております。お尋ねの日向インターチェンジから東郷間につきましては、現在、今後の事業化に向けまして、道路の構造や経済性などの観点から、最適なルートの検討を行っているところでございます。

○十屋幸平議員 次に移ります。沿岸部の急傾斜地崩壊防止施設がある集落の避難路確保について伺います。本県の沿岸部の近くで暮らす県民は、南海トラフ巨大地震の被害想定津波に対する危機感が増大していると思います。そこで、急傾斜地崩壊防止施設の避難路確保対策はどうなっているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 急傾斜地崩壊防止施設は、崖崩れ等から人命を守るために整備するものでございますが、沿岸部におきましては、津波が発生した際の避難路として有効に活用できる場合もあると考えております。今年度、日南市油津におきまして、試験的に既設の急傾斜地崩壊防止施設に階段を設置することとしておりまして、この避難路を地元の防災訓練等で活用していただくことによりまして、その効果を検証することとしております。今後、沿岸部のその他の地区におきましても、施設の点

検を行いますとともに、階段等の設置による避難路の確保策について検討してまいりたいと存じます。

○十屋幸平議員 調査と検討をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に、（仮称）予備警察官の制度創設はできないかということで、警察本部長にお伺いいたします。東日本大震災では、全国警察から多くの応援部隊が派遣され、全国警察一体となった体制を確保し、厳しい環境の中で、被災者の避難誘導や救出・救助、行方不明者の捜索、原子力災害への対応などといった幅広い活動が展開されました。その後遺症で、被災地3県の警察官が、惨事ストレス、PTSDに悩まされていることが、アンケートで判明もいたしました。現役の警察官や自衛隊員等は、大変な御苦労と心痛だったと思いますが、このような大災害時には、被災者は現役の警察官等が頼りであります。そのような現場とは別に、遺失物の手続の事務処理や被災者からの相談対応など、さまざまな対応もありますので、警察官OBの皆様にもぜひお力をかしていただきたいと考えます。そこで、自衛隊の予備自衛官制度と同じような制度が県警察でもできないか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（加藤達也君） 現在、昨年の東日本大震災の教訓をもとに、警察庁におきましては、国内の大規模災害発生時に、都道府県の枠を超えて、広域的に被災者の救出・救助活動等を行う広域緊急援助隊を増員し、さらに、被災地のパトロール部隊、交通整理部隊、各種の相談対応部隊等の一般部隊を新たに編成するなど、体制強化を図っているところであります。一方、本県警察におきましても、相当の警察職員が相談業務や遺失・拾得事務に従事したとい

う東日本大震災の教訓を受け、本年6月に、退職警察官等で組織する宮崎県警友会から警察業務への支援を得るために、「大規模災害発生時の支援に関する協定」を締結したところであります。大規模災害の発生において、警察業務に精通した警察OBから支援を得ることで、一人でも多くの警察官を現場に出し、救出・救助や捜索活動等の災害警備活動を円滑に推進してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 この制度は、あくまでも個人の意思ということですので、私が申し上げたいのは、公的な位置づけをして、それぞれ財政負担はあるかもしれませんが、年に1回の訓練をすとか、大災害時に即応体制がとれるような整備をする必要があるんじゃないかということです。これは県単独では制度化は難しいと思いますけれども、国のほうにも、本部長のほうからまた意見なりを言っていただければありがたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げておきたいと思います。

次に、福祉行政に移ります。

高齢者や障がい児者等の訪問歯科診療及び巡回歯科診療について伺います。昨年、県議会の提案で、宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例を策定しました。それに基づきまして、宮崎県歯科保健推進計画が今議会に上程されております。推進計画では、歯科口腔ケアの重要性は十分に理解されて、高齢期、障がい児者の現状と目標値が示されております。そこで、高齢者や障がい児者等への訪問歯科診療や口腔ケア対策が重要と考えますが、福祉保健部長の見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御指摘のとおり、歯・口腔の健康は、全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしております。特に、高齢

者は口腔機能が低下しやすく、障がい児者は治療が難しいことも多いことから、歯・口腔の健康を保つために、口腔清掃や飲み込む機能の維持向上を目的とした口腔ケアを行うことが非常に効果的であります。また、通院が困難な高齢者や障がい児者に対し、在宅や施設で行う訪問歯科診療も大変重要であるというふうに考えております。

○十屋幸平議員 今後、特に僻地とか中山間地域では、高齢者や障がい児者への訪問歯科診療等の対策を総合的に取り組んでいく必要があると考えますが、今後、県として、歯科保健対策をどのように推進していくのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県ではこれまで、僻地住民の歯科保健・医療の確保を図るため、県歯科医師会に委託しまして、巡回診療を実施いたしますとともに、高齢者や障がい児者への訪問歯科診療を推進するため、平成21年度から23年度まで、県内の歯科診療所に対して、訪問歯科診療用機器の整備支援を行ったところでございます。また、障がい児者歯科診療については、専門の歯科診療施設である宮崎歯科福祉センターへの運営支援を行っており、僻地や中山間地域からの方も含め、年間約6,700名の患者を診ていただいております。さらに、センターを有効に活用いたしますために、センターでの診療終了後、僻地や中山間地域を含めた県内各地域においてフォローを行います協力歯科医の養成にも取り組んでいるところでございます。県といたしましては、高齢者や障がい児者への歯科保健対策は大変重要と考えておりますので、これまでの取り組みを推進いたしますとともに、僻地や中山間地域の診療のあり方も含めまして、歯科保健対策を総合的に検討してま

いりたいと考えております。

○十屋幸平議員 しっかりとやっていただければ、全身の健康にも役立つと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、いじめの現状についてお伺いしたいと思います。これまでそれぞれの議員が質問しましたので、私は、いじめ等の問題行動に対する出席停止制度の内容と、その制度の活用について県教育委員会としての考えを、教育長にお伺いいたします。

○教育長（飛田 洋君） 出席停止制度は、学校教育法に規定されておりまして、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、ほかの児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するなどの観点から設けられた制度であります。例えば、学校が最大限の努力を行っても状況が解決しない、周りの児童生徒の教育が妨げられている場合は、市町村教育委員会が保護者の意見を聴取した上で、児童生徒の出席停止を命ずることができることになっております。いじめや非行等の問題行動が発生した際には、まずは学校が保護者や関係機関と連携して、その解決に努めることが大切だと考えております。その上で、なお状況が改善されない場合には、学校と市町村教育委員会が、その教育的効果などについて十分に検討した上で、出席停止の措置を講じていくこともあると考えております。

○十屋幸平議員 そういうことがないように願っておりますけれども、そういうことが出た場合は、ちゃんと規則にのっとってやっていただければと思います。それで、このいじめの問題なんですけれども、我々素直に考えると、学校と子供にいじめがあり得るということで、いろいろ答弁いただいているんですが、では、な

い学校はどのような学校なのか、いじめがない学校はどのような学校がない学校と言うのかという、そのあたりに、ちょっと私たちにはわからないところがあるんですね。先ほど、教育委員長のほうから、徳重議員の質問に対して、「学校や子供にはいじめはどこでも起こり得る。それを保護者に認識していただきたい」という御答弁がありました。であるならば、先ほど言ったように、何もなければ学校にはいじめがないんだというふうに保護者も思っていると思うんですよ。それを教育委員会としては、どこでも起こり得る、あるんだという、例えば、いじめを受ける児童生徒が、自分が思えばいじめだという判断でやっていらっしゃるので、そのあたりの行き違いといいますか、それはかなりあると思うんですね。ですから、そこを認識共有化するためには、保護者に対して、どうその認識を共有するか、そのあたりをちょっと教育長にお伺いしたいんです。

○教育長（飛田 洋君） 仮にいじめがない学校があるとすれば、子供たちの道徳性とか規範意識が高く、あるいは職員の細やかな行き届いた指導がなされている、あるいは地域・保護者の方々の支援をいただいて、本当に理想的な学校だと思いますが、現在よく話題になっていることを踏まえましても、いじめがないということじゃなくて、いじめがないというのは、報告がないという学校はありますが、いじめがない学校が果たしてあるのかという見方をすべきだと思います。どの学校でも、どの教室でも、どの児童生徒でも、あるいはどんなときでもあるんだということをきちっと踏まえて、危機感を持って対応することが大切であって、むしろそういう意味におきましては、いじめを早期に発見すること、そしてきちんと向き合うこと、そ

して子供たちが将来きちっと社会人として生き方を確立できるように、その機会を捉えて指導することが大切でありまして、いじめがないということにこだわって、むしろいじめの報告を逡巡するような状況はあってはならないと思っております。だから、子供たちが報告をしない、子供たちが言えない、声にできない場合もありましょうし、また、学校が見逃している、顕在化していない、潜在化しているいじめもある、そういう危機意識を持って臨むべきだと思います。以上でございます。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。しっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。日向工業高校の専攻科の設置等についてお尋ねいたします。高等学校で学んだ基礎的・基本的な知識や技術に加えて、さらに高い専門性を習得することで、地域の企業ニーズに応える即戦力の人材の育成ができると考えますが、日向工業高校に専攻科の設置と学校施設整備の充実について、教育長の見解をお伺ひいたします。

○教育長（飛田 洋君） 工業系の専攻科につきましては、現在のところ、全国で9校の全日制公立高等学校に設置されておりますが、多くの学校で専攻科卒業生としてのキャリアに見合う就職先の開拓に苦勞している状況にあり、生徒の確保が難しいことや、そのほかにも施設設備の充実や指導スタッフの確保などの課題があると伺っております。このようなことから、本県での専攻科設置につきましては、現時点では、慎重な見きわめが必要であると考えております。これまでも、日向工業高校を初めとする職業系高校では、通常の授業において、実験・実習を重視するなど、専門教科の指導の充実を図るとともに、関連する資格取得の指導にも力

を入れていただいております。また、施設設備につきましては、これまで国の補助制度等も活用しながら整備を進めてきたところではあります。今後も引き続き、整備・充実に努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 この件では、またいろいろと議論をさせていただきたいと思ひます。

次に移りたいと思ひます。マインドマップ教育の取り組みについてお伺ひいたします。この教育は、頭の中の右の脳と左の脳を効率的に使って、絵や線やイラストや、それから本当にいろいろなものを使ってあらわしていく。その中で、実際、教育現場の導入事例として、自己分析のための自己啓発のツールとして、埼玉県熊谷市中条中学校は、平成19年から全クラスに導入しております。また、東京都江東区香取小学校では、国語、道徳などの思考を広げる授業や理科や社会などの授業で情報を整理するのにも使っております。徳島県立阿南工業高校が3年生の進路指導とかにも使っております。本県も、先ほど知事から答弁がありましたように、職員研修に使っております。そこで、県教委としてマインドマップ教育に取り組む考えはないか、教育長にお伺ひいたします。

○教育長（飛田 洋君） マインドマップは、柔軟な発想によって新たなアイデアを生み出したり、思考を整理したりする上で、有効な一つの手法であると考えております。現在、各学校における授業では、教師の説明を聞くだけではなく、児童生徒が考えたことや調べたことなどを図式化しながら、個人やグループで整理し、表現し合う活動が積極的に行われております。このような活動を取り入れた学習手法は、教科書にも具体的に取り上げられており、みずからの発想力や創造力などを高めていく上で効果が

あるとされております。マインドマップも、そのような意味で、意義のある手法の一つであり、国の教員研修センターで作成された資料の中にも紹介されておりますので、これらも参考にしながら、教職員向けの研修の中で生かしてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。ぜひ活用していただきたいというふうに思います。

交通事故の現状についてお伺いいたします。全国的には、集団登校など通学時における交通事故、それから脱法ハーブの吸引による事故などが発生しております。痛ましい交通事故は今もって後を絶ちません。県内の交通事故の件数は減少傾向になっておりますが、逆に高齢者の交通事故は増加傾向にあると伺います。交通事故の現状と高齢者対策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（加藤達也君） 本年の県内における交通事故情勢ではありますが、昨日現在、発生件数は7,295件で、前年同期比マイナス223件、マイナス3.0%、死者数は32人で、同じくマイナス5人、マイナス13.5%、負傷者数は8,715人で、同じくマイナス237人、マイナス2.6%で、いずれもが減少しております。しかし、依然として予断を許さない厳しい状況にあります。本年の交通死亡事故の特徴としましては、全死者32人中、高齢者が20人と、高齢者が占める割合が全国平均の49.6%を13ポイント上回る62.5%と、高い割合で推移しております。このような情勢を踏まえまして、高齢者宅訪問による交通安全指導を強化するとともに、新たに、高齢者にかかわりの深い医師会、薬剤師会を初め、関係機関・団体に対し、交通安全情報をメール送信し、その業務を通して、高齢者へ

の一口アドバイスを直接行っていただく「高齢者交通安全情報ネットワークみやざき」を構築し、本年6月から運用を始めたところであります。警察といたしましては、今後も関係機関・団体との連携を強化し、高齢者の交通事故防止対策をさらに推進してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。予定しておりました質問は終わりましたけれども、ちょっと意見を述べさせてもらいたいと思います。私、随分若いとき、18歳ぐらいのときに、イザヤ・ベンダサンの「日本人とユダヤ人」という本を読ませていただきました。その中の第1章目が「安全と自由と水のコスト」でありまして、ユダヤ人は安全を求めて高級ホテルに泊まって質素な生活をする。概略するとそういう話でありました。そのときに、最後のほうの話ですけれども、「この世の中のあらゆることは、生命の安全があって初めて成り立つ—中略—この安全のためには、あらゆることを削れるだけ削ったとしても、当然のことではないでしょうか」ということが書かれてあります。これは昭和20年から30年のときのことを題材としておりますので、その当時、まだ日本は安全と自由と水はただで手に入るというふうに思っておりました。しかし、現代社会においては、なかなかそれもコストがかかる。災害の話もそうです。交通安全もそうです。さまざまなものが—安全とそれから水、この水も議会で議論がありますように、コストがかかるような時代になっております。ですから、こういうところで、県政の課題もたくさんあるかと思いますが、先ほど、知事は選択と集中という言葉が使われました。そこの選択と集中の視点をどこに置くかということで、政策のコストのかけ方

が変わってくるのではないかというふうに思っております。最初に申し上げましたように、県議会も県民も、河野知事の強いリーダーシップと、先ほどあった発言をしっかりと聞いて、県政の課題はあると思いますけれども、かじ取りをよろしく願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則副議長 次は、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕(拍手) それでは、先般、通告しておりました項目につきまして、順次質問をさせていただきます。

まず、精神障がい者に関する医療福祉の実態と展望についてであります。

厚生労働省が、精神疾患をがん、脳卒中、心臓病、糖尿病と並ぶ5大疾病に位置づけ、重点政策を展開していくことを決めたのは、既に周知のとおりであります。精神疾患者は、全国で323万人に上ります。これは237万人の糖尿病患者を大幅に上回っていますし、全国3万人を超える自殺者のうち、約9割は精神疾患患者か、またその疑いがあるという統計も出ております。今後、都道府県ごとに、患者を減らすための予防策や医療機関との連携強化などを盛り込んだ新たな医療計画が策定されていきますが、特に本県においては、他県にも増して積極的に政策展開をしなければならない現状があり、今回、医療現場から情報収集をしていく中で、新たな大きな課題も突きつけられたところであります。日本の精神科医療をひもといてまいりますと、今からさかのぼること約100年前、精神病者の処遇に関して大きな影響を与えた呉秀三さんという方がいらっしゃいました。この方が精神病者に関する全国調査をされ、まとめられた報告書の一節にこのような言葉があります。「わ

が国十何万の精神病者は、この病を受けたる不幸のほか、この国に生まれたる不幸を重ねるものというべし」、これは当時、劣悪な環境で療養を余儀なくされていた多くの精神病者を憂い、国へその処遇の改善を訴えたもので、この報告書により、日本の精神科医療は大きな転機を迎えることとなります。それでは、現代における精神障がい者を取り巻く本県の状況ですが、決して先進的な状況にあるとは言えず、選択肢のないまま、病棟の療養が続いている方々がたくさんいらっしゃいます。国は平成16年に、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、「入院医療から地域生活中心の環境整備へ」と、大きな看板を掲げました。10年をかけてこの大転換をなし遂げようとする計画ですが、既に8年余りが過ぎようとしています。その大きな課題はどこまで改善されているのか、達成されているのか。そこでまず、本県には約6,000床もの精神科病床があります。近年、その数がどのような推移となっているのか、福祉保健部長にお伺いします。

以下の質問は質問者席から行いますが、「宮崎何万もの精神病者は、その病を受けたる不幸のほか、この県に生まれたる不幸を重ねるものというべし」ではなく、「この宮崎に生まれたるがゆえに幸福に包まれるというべし」、そういう環境がある、そういう精神科医療が展開されるという答弁になりますよう期待をしております。(拍手)〔降壇〕

○福祉保健部長(土持正弘君)〔登壇〕 答えいたします。

精神病床の患者数についてでございます。厚生労働省の病院報告によりますと、本県の精神病床における人口10万人当たりの1日平均患者数は、平成12年に498.7人であったものが、17年

には491.8人となり、22年には490.8人と、やや減少しているところでございます。以上でございます。〔降壇〕

○図師博規議員 今の御答弁、万対ベッド数で答弁いただきましたが、入院から地域へという方針が既に打ち出されて8年にもかかわらず、全く横ばいであるという数字が示されました。単にその数字が横ばいであるということに落胆するわけではなく、宮崎県では3年前に、約300床規模の県立富養園という病院が閉院になっています。にもかかわらず、この万対ベッド数が横ばいということは、退院が促進されているどころか、入院がさらに促進されているという現状になっていると言わざるを得ない。10万人当たり490人の方が入院患者でいるということは、全国平均の数値と比較いたしましても、倍近く大きな数値であり、これは鹿児島、長崎に次いで全国ワースト3位なんですね。さらに、宮崎県の精神科病床利用率を見てみますと、全精神科病床の95.1%が利用されている。この利用率は全国1位です。本県と諸外国の精神科病床数を比較すると、本県の病床数は、フランスの5倍、アメリカの15倍、イタリアの何と50倍多いです。それだけ閉鎖的な環境の中で、精神病患者の方々は療養を送らざるを得ない状況になっています。さらに、この状況を深刻化させているのは、社会的入院の実態です。社会的入院とは、地域での受け入れが整えば退院が可能となるにもかかわらず、入院を余儀なくされている方々のことです。大阪府の精神保健福祉審議会においては、この社会的入院に関しまして、「長期間の社会的入院は人権侵害であり、精神病院の中にしか生活の場を確保してこなかったのは、行政施策のあり方に起因する」と、しっかり指摘をされております。大阪府

は、この指摘に即座に対応され、国よりも早く地域移行政策を展開され、成果を上げられています。この社会的入院なんですが、全国的には6万人とも7万人ともいう方が、今その状況下にあると言われております。それでは、本県にはどれほどの方がその入院状況にあるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 社会的入院につきましては、定義がさまざまでございますけれども、平成19年に策定いたしました第2期宮崎県障害福祉計画では、厚生労働省の示した推計方法に基づきまして、住居の確保等の条件を整えば退院可能な精神障がい者を1,005名と推計いたしましたところでございます。

○図師博規議員 1,005名の方が退院できるにもかかわらず入院を強いられているという状況です。しかも、その社会的入院の方々は、10年、20年、30年という長期入院の方々がたくさんいらっしゃいます。その1,000人の方々の退院の可能性が放置されたままになっているとは言いません。現場の専門職員の方々と意見交換をすると、精神障がい者の方々の生活に寄り添って、よりよい質の高い生活環境を提供しようとして、日夜頑張っていただいております。しかし、現場から聞こえてくるのは「患者さんの前に差し出せるカードがない」、つまり選んでいただく選択肢、援助のカードがないということなんです。事実、地域において、精神障がい者を受け入れてくれる社会的資源の中心は、行政サービスではありません。家族です。家族の方々が長期入院になっている患者さんを幾ら引き受けようとしても、やはり家族の方にも限界がある、高齢がゆえに受け入れられない、そういう状況も多々見受けられます。その家族の方を支え、また家族のよりどころとなる精神障

がい者家族会という組織が、県下に組織化されております。この組織、家族会に対して、県はどのような働きかけを行っていらっしゃるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県では、精神障がい者やその家族で構成される地域の家族会の連合体であります宮崎県精神福祉連合会、ここに対しまして、直接支援を行いますとともに、一部、地域の家族会に対しましては、市町村を通じて支援を行っているところでございます。具体的には、家族会が実施する研修会や映画上映会などの交流事業や電話相談事業に対して支援を行いまして、会員相互の交流等を促進しているところでございます。特に電話相談事業、これは家族会の皆様に大変御苦労いただいておりますけれども、月曜日から金曜日の午後1時から7時まで、家族の皆さんが交代で相談に当たり、平成23年度は、病気や家庭問題など年間401件の相談を受けていただいております。県では、今後とも、宮崎県精神福祉連合会と連携を図りながら、家族会の育成・支援に努めてまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 家族の方は、家族同士で支え合おうと必死で頑張っていると思います。さらなる家族会へのサポートをお願いしたいと思います。

続きまして、20年、30年、長期入院されている方が多いがゆえに、家族の方が高齢化している、そして家族会の会員数も間違いなく減少しています。私は、地元の家族会の賛助会員として、微力ながらサポートをさせていただいていますが、会員数も少なく、活動も非常にささやかです。地域で支えるという観点からも、より広く県民全体に精神障がい者の家族会を周知していただくということが大切だと考えます。ま

た、その家族の方々の心配事は、受け入れたくても、家族として一緒に暮らしたくても暮らし切れない身内に、せめて安全な病院で、安全な環境で療養してほしいということです。東日本大震災の後、特に鍵をかけられる病棟や保護室にいる災害弱者の方々、その避難に関する対策も、より重要視されるようになりました。本県における施錠される保護室や閉鎖的な病棟におられる方々の避難計画や避難訓練の実施はどのようになっているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 病院における防災対策につきましては、毎年度、保健所が医療法に基づく医療監視において指導を行いまして、定期的な避難訓練が行われているかなど、病院の防災体制について確認をしているところでございます。また、東日本大震災を踏まえまして、関係医療機関に対しまして、防災対策の点検、避難訓練の実施について指導する通知を行ったところであります。精神科病院における防災対策につきましては、今後とも、関係機関と連携を図りながら、御指摘の施錠された病棟からの避難誘導を含め、指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

○凶師博規議員 特に今、海岸線沿いにある医療施設も少なくはありませんので、さらなるその強化をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、入院生活の安全性の確保というのは大前提ではありますが、最初から言っておりますように、今後は、家族に頼り過ぎない地域での生活を実現することが、まず行政の課題であります。そして、その課題をクリアしていく一つの条件は、まず住む場所、そして働く場所の確保です。精神障がいの方々は、いきなり地域でひとり暮らしをするというの

は、大変大きな障壁があります。それがために、地域において、小規模で集団生活をする場の整備はかなり有効です。いわゆる精神障がい者も入所できるグループホームの整備というのを、本県においてもさらに拡充していく必要がありますが、現在、精神障がい者も入居できるグループホームの整備状況はどうなっていますでしょうか、福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県では、精神障がい者を初め、障がい者の皆さんの生活の場でありますグループホーム等の整備を推進するため、宮崎県障害福祉計画において、目標とする定員を定め、その充実に努めておるところでございます。平成19年3月に策定いたしました第2期計画では、平成18年度の定員390人を、23年度に925人とする目標に対しまして、23年度末には、目標の86%に当たります定員797人分の整備がなされたところでございます。また、本年3月に策定いたしました第3期計画においては、市町村による新たな需要調査に基づいて積み上げた結果、平成26年度の定員を895人とする数値目標を掲げております。このため県では、グループホーム等を新設、改修する事業者に対して支援を行いますとともに、賃貸物件の敷金・礼金に対する補助を行っているところでございます。県といたしましては、今後とも、障がい者の皆さんが地域において安心して暮らせるよう、グループホーム等の整備促進に努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 今の御答弁で、年次的に確実な数字が積み上げられているとは理解しておりますが、今回、障がい者のグループホーム経営者とも意見交換をさせていただきました。そのとき、医療法人が設置するグループホームは、日中院内のデイケアに通っていただき、症状が

悪くなると、そのまま入院に移行するという、いわゆる完結型のサービスを提供することで、グループホーム経営の安定化を図っていらっしゃるが多かったです。これが悪いとは言いませんが、医療法人以外の経営者に話を聞きますと、精神障がい者は、知的障がい者と比較して、障がい認定基準が低いがゆえに、障がい者の方々がグループホームを利用したときに入ってくる給付金が低額になってしまう、知的障がい者よりも精神障がい者が利用したときのほうが給付金が少ないというような現状があるということも聞きました。がゆえに、精神障がい者だけのグループホームでは、経営が成り立たないというような現状もあるようです。そこで、地域生活への移行をさらに進めるためにも、医療法人以外の民間のグループホーム経営の方々との連携強化を図っていただきたい。

続きまして、働く場についてであります。厚生労働省は、約16年ぶりに障がい者の雇用率の見直しを行いました。1.8%から2%ということは皆さん御存じだと思うんですが、これに合わせまして、精神障がい者の雇用も義務化という方向性を出していただきました。これにより、県内の雇用率の見直しももちろんされますし、精神障がい者の雇用促進につながることは明らかだと思われま。それでは、この精神障がい者の現在の就労状況はどうなっているのか。また、県として、障がい者の就労支援にはどのようなビジョンを持たれているのか、続けてですが、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県の精神障がい者の就労状況についてでございます。宮崎労働局の調査では、ハローワークを利用した就職者数は、平成21年度が142人、22年度が197人、23年度が281人と、大きく伸びております。

主な就職先といたしましては、平成23年度は、医療・福祉・サービス業が38%、卸売・小売業・飲食店が34%となっております。また、精神障がい者の方を含めた障がい者全般の就労支援につきましては、障がい者が身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる体制の整備や、企業の障がい者雇用に対する理解の促進が重要であるというふうと考えております。このため、障がい者の就業・生活に関する相談窓口であります障害者就業・生活支援センターを、県内の7つの障がい保健福祉圏域全てに設置いたしますとともに、9月の障がい者雇用支援月間を中心に、企業向けセミナーの開催や企業における職場実習の受け入れ促進などの取り組みを進めているところでございます。県といたしましては、大変厳しい雇用情勢の中ではありますが、今後とも、宮崎労働局等の関係機関と連携いたしまして、障がい者の就労支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 今の数字も着実な伸びを示されておりますし、精神障がい者に介護ヘルパーの免許も取らせていただくような支援もいただいていると聞いております。しかし、障がい者の就労は、就労することがゴールではなく、やはり継続していただくということが大切です。障がい者の就労に関しては、離職率もすごく高いですね。3割、4割という方が、1年以内に離職されているという数字も出ております。ですから、今後、企業との連携強化のためにも、ジョブコーチを増員するなどして、さらに支援体制の整備を進めていただきたいと思います。

続いて、一生懸命地域での自立生活をしながらも、経済的に困窮するなどして、やむなく法に触れてしまう障がい者もいらっしゃいます。いわゆる触法障がい者であったり、繰り返して

しまう累犯障がい者と言われる方々です。これはもちろん精神障がい者に限ったことではなく、知能指数が70未満の知的障がい者の方も含めると、年間の新規受刑者の約20%を超えるという統計が出ているときもあります。本県において、触法精神障がい者及びその疑いがある検挙者数を調べてみましたところ、全検挙者に占める割合はさほど大きくはありませんでしたが、再犯・累犯率を見てみますと、平成22年度が56.3%、平成23年度は70.8%と、かなり高い数字になっております。このように、地域において、行き場のない弱い立場にある障がい者の方々へ、社会復帰や自立生活を続けていただくために、県はどのようなサポートをしているのか。また、そのサポートがどのような実績を上げているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 県では、高齢または障がいのため、福祉サービス等を必要とする刑務所等出所予定者を支援するために、地域生活定着支援センターを設置いたしております。センターでは、保護観察所から依頼を受け、出所予定者で要件を満たす方に対して、必要な福祉サービスの確認等を行い、受け入れ施設のあっせん、または福祉サービスの申請支援等を行いますとともに、出所した後に、本人及び受け入れ施設に対して、必要な助言を行っているところでございます。本県では、宮崎県社会福祉事業団に運営を委託しておりまして、平成22年6月の開所以来、これまでに30人に対し支援を行ってきたところでございます。今後とも、保護観察所等関係機関と連携しながら、障がい者等の社会復帰の支援と再犯防止に努めてまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 再犯、累犯を防ぐためには、地域で見守っていただく保護司とか民生委員の

方々にも、精神障がい者を理解してもらう研修をしていただくなどして、きめ細やかな対応を期待したいと思います。

それでは、ここから、入院医療から地域生活中心への転換を推し進めていくための具体的な政策ですが、国は平成18年度から精神障がい者地域移行・地域定着支援事業を立ち上げて、本県でもその事業を展開されています。この事業は、各地域に地域体制整備コーディネーターなどを配置できることに加え、訪問活動や地域住民の方々への啓蒙のための支援事業なりが行えるものであります。この事業の実践内容と成果について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県では、本年3月に策定いたしました第3期宮崎県障害福祉計画において、1年未満の入院者の平均退院率を、平成20年度の68.7%から平成26年度までに73%に引き上げる数値目標を掲げまして、入院中の精神障がい者の地域生活への移行の推進に努めているところであります。このため、精神障がい者等の皆さんに対して、自立に向けた相談等の支援を行います地域移行支援事業所を県内6カ所に設置しておりまして、1年以上入院されている方を対象とした退院促進事業では、平成19年度から23年度までに111名の方を対象に支援を行いまして、47名の方が退院に至ったところでございます。

○凶師博規議員 非常に大きな数字ではありませんが、これも着実な実績を上げられております。

続きまして、地域での生活をサポートする精神障がい者のアウトリーチ推進事業について伺います。この事業は、治療を中断している精神障がい者や治療的かかわりが必要と思われる方に対して、医師、保健師、看護師、精神保健福

祉士、作業療法士などがチームとなって訪問支援を行うもので、再入院や新たな入院を防ぐ効果は大いに期待できます。本県では、児湯地域をモデル地域として、この事業を展開していただいておりますが、今年度からは、全県下的にこのアウトリーチ事業を展開しておられるようです。それでは、その効果はいかがでしょうか、福祉保健部長。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御指摘のとおりでございますが、県では、平成23年度から、精神障がい者に対するアウトリーチ事業をモデル的に実施いたしておりまして、初年度は、高鍋保健所管内の3町18名を対象に、自宅訪問を行いますとともに、個別相談やケース会議を開催するなどの支援を行ったところでございます。対象者の中には、これまで治療を受けてこられなかった方で、支援の結果、医療や福祉サービスにつながり、在宅で生活を続けている方もおられます。県では、この事業を今年度から、各保健所を窓口で全県下で実施いたしているところでございまして、地域の実情に合ったモデル的な精神保健医療体制を構築してまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 これは行政主導で動いている事業であります。ぜひ同様な事業が民間でも手を挙げていけるような体制整備というのにも必要かと思われま。

それでは、今回、質問を組み立てていく上で、幾つかの医療機関から情報提供をいただきましたが、その中で、患者動向に関する実態が浮き彫りになりました。それは、グループホーム整備や就労支援、地域移行や定着事業、アウトリーチ事業を駆使しても、なぜ宮崎県における入院患者が減らないのか。いや、今の部長の答弁にもありましたとおり、精神障がい者の退

院促進は、着実に成果を上げていらっしゃるにもかかわらず、精神科病院への入院患者数は減っていない。つまり、今、精神科病院には、精神障がい者のかわりに認知症の方々が続々と入院されている。だから、入院統計をとると、入院者数は減っていない、減らない。ということは、この状況を改善しない限り、本県の精神科病床数は、いつまでたっても世界トップレベルを維持し続けることになります。国は、ここに来て、ようやく認知症初期集中支援チームに関する事業を立ち上げて、認知症の早期発見・早期対応をするための体制整備と、身近型認知症疾患医療センターの設置計画を示しました。今ごろですね。地域での生活維持をサポートする体制を強化しようとするものであるとは評価できますが、本県においても、いち早くこれらの事業に手を挙げ、また、認知症の方々が精神科病院に入れられないような、できるだけ地域で生活が維持できるような、そのような行政サービス体制を構築していくことが不可欠かと考えます。県は、認知症対策について、どのようなビジョンを持っていらっしゃるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御指摘の認知症対策につきましては、先般、厚生労働省が早期診断・早期対応などを内容とする5か年計画を公表したところであります。この計画によりますと、家庭訪問などを行う「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター等に配置することを予定しておりまして、平成25年度から26年度にかけて、全国10から20カ所程度でモデル事業を実施いたしまして、27年度以降、全国普及のための制度化が検討されるということとなっております。また、早期診断などを行います身近型認知症疾患医療センターにつきまし

ても、25年度までに認知症サポート医の活動状況等を含めた調査を行いまして、この結果を踏まえて、身近型センターの機能の検証が行われることになっております。県といたしましては、認知症高齢者支援策の充実を重要な施策の一つとして取り組んでいるところでありますので、これらの制度化の動きを十分注視してまいりたいというふうに考えております。

○図師博規議員 これは注視するだけではなくて、ぜひ、ここに何とか食らいついていただきまして、事業を引っ張ってくる気概を示していただきたい。

精神障がい者に関する医療福祉の実態を掘り下げてきました。その中で、認知症の方々への環境改善も同時に取り組まなければならないという、その必要性にぶち当たったところなんです。病院経営者の意見としては、雇用を守るためにも著しい退院促進もしかねる。また、認知症対応のグループホームや小規模多機能施設の経営者も、問題行動がある認知症の方々は、どうしてもほかの入所者との兼ね合いもあって限界があるがゆえに、精神科病院に入院をお願いせざるを得ない、その連鎖になっているわけです。今回、この質問をつくり上げていく際、執行部の方々とも、けんけんごうごう話をさせていただきました。しかし、精神障がい者と高齢者という法的な縦割りの弊害があったり、グループホーム整備に関しては、県の予算ももちろん伴いますし、市町村にとっては、認知症対策につきましては、介護保険の運用にも影響が出てきます。それでも、今、部長答弁があった国はこれからなんですね。そういう認知症対策を県が追い越して、県で担当課を超えた横断的プロジェクトチームを編成し、また、さらに医療法人などがグループホーム事業やアウトリーチ事

業に積極的に参入できる財源的裏づけを持った環境整備をする、そのことで入院から地域に患者さんを帰す。勢いよくしゃべってしまいましたが、要は、そういう流れをつくるのは、部や課で単独で動いているんじゃだめなんですね。そこを横でつなぐ——先ほども質問でありましたが——そういう流れをつくっていかなきゃだめですし、それができるのは、知事の判断によるところが大きいんです。今、長い療養生活を強いられて、精神障がい者が非常に人権侵害のある環境で生活をされています。それをひたすら家族の方は支えようとしています。そして、その現場で矛盾を抱えながらも懸命に患者さんを援助する職員の方々がたくさんいらっしゃり、また、その職員の方も心が折れそうだと書いていらっしゃいます。どうか知事、ここはひとつ、現場に届く、今後の精神科医療、そして福祉の展望について見解をお示してください。

○知事（河野俊嗣君） これまで国の示した改革ビジョン、地域医療、地域生活中心へという方向で、県としましても、居住の場や就労支援などの基盤づくりに取り組んできたところでございますが、今、議員からも、現場の実態、いろんなデータも含めた御提言がありまして、具体的な御提案もいただいたところでございます。この精神障がい者や認知症の方々の地域生活への移行について、支援の充実に市町村や関係機関と連携しながらさらに努めていく、その方向ではしっかり考えてまいりたいというふうに考えております。また、組織横断的なチームという御提言もありましたが、県庁では、さまざまな組織横断的な課題について、いろんな対策会議なりチームができたりというようなことで、これまでも取り組んでおります。先日も、四役会議のような場で、それがそれぞれ本当に

機能しているのだろうかというような議論もしたところでございますが、今回御提言いただきました精神保健福祉の関係につきましても、精神障がい者や家族の皆さん、さらには関係機関の方々の御意見も伺いながら、今の御提言も踏まえて、地域生活移行の促進という観点に沿った対応というものをしっかりと考えてまいりたいと思います。

○函師博規議員 お言葉を返すようですが、質問の中でも申したとおり、ここに立たせていただくまでに、当事者の方、家族の方、それを取り巻く医療機関、専門職種、そして執行部の方々とも意見を交わしながら、どんな政策ならこの地域を、この現場を変えられるのだろうかという、その意見を積み上げてきて私は質問させていただいているわけです。また知事がここに来て、当事者や家族の方と意見を交わしながらと言うと、そこは同じところを通るだけなんですよ。ですから、ここは、10年、20年、30年、その病棟で生活されている方々がどんな状況なのか、これは想像を絶します。実際どうなると思いますか、人が30年もその病棟の中で生活されていくと。人はそんな環境の中で生活すると、表情が乏しくなります。心が動かなくなります。そして、その病棟の中で生活するだけの社会的スキル、いわばその病棟の中でしか生活ができない技術しか残されていかない。いわゆる無為のような状態になっていく。人権を守る、人権を大切に行政の役割は、全くそこに日が当たっていない。知事、もう一つ、今、部局横断的なプロジェクトチームも幾つかあるとおっしゃいましたし、ここは、精神保健福祉の領域、認知症の領域をドッキングさせて、そして財政当局も巻き込んだ形での、先ほど国の事業も引っ張ってくると、そういうような一歩

進んだ、もっと具体的な答弁を何かいただければと思いますが、お願いします。

○知事(河野俊嗣君) この問題に関するさまざまなこれまでの取り組みに敬意を表して、問題意識というものをしっかりと受けとめながら、今後、対応してまいりたい、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○図師博規議員 後を追います。この事業がどういうふうに具体化されていくかをしっかり見守っていきたいと思います。

続きまして、先日、ドクターヘリの現状につきまして、宮崎大学医学部附属病院の金丸先生と意見交換をさせていただきました。その際、ドクターヘリの事業が、死亡率や重度後遺症が残ることを軽減するのに大きな成果を上げているということの報告を受けました。しかし、依然として救急専門医が他県と比較して圧倒的に少ないことや、救急医療センターへの搬送時間が全国ワースト4位であるということなど、救急力の低さを指摘されたところです。また、ドクターヘリの成果を上げるために、消防職員の救急スキルアップの研修の必要性も強く訴えられました。そこで、救急力の裾野を広げるため、救急現場での適切な判断力を養うための病院前外傷診療教育プログラム、いわゆるJPTTECの継続的实施を求められました。このJPTTECとは、外傷患者がいる現場において、生命危機にかかわる処置を行い、直ちに現場を出発し、適切な処置が行える医療機関に、適切な搬送手段を用いて、早期に搬送する方法を学ぶための教育プログラムです。本県において、JPTTECの研修がどのように行われているか、実績はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 本県における

JPTTEC研修の開催状況でございます。昨年度は、県が支援しております宮崎大学が主催する研修や、救急隊員や医師、看護師が会員となっているJPTTEC九州支部協議会が主催する研修が、それぞれ1回開催されておりました。計37名の救急隊員が受講しております。なお、今年度は、宮崎大学主催により4回、JPTTEC九州支部協議会主催により1回の、計5回の開催が予定されているところでございます。

○図師博規議員 計5回、千葉県では、年23回行われております。先進地でありますから、宮崎県はそれを追っかけなくてはいけないんですが、今は他県からインストラクターを招かないと研修が行えなくて、少なくとも、あと2年続けてJPTTECの研修会を開催すれば、その受講者がインストラクターとなり、県内スタッフだけで研修会が行えるようになります。ですから、ぜひその継続をしていただきたいということと、また、JPTTECのみならず、やはり救急現場で大きな役割を担う看護スタッフのスキルアップも重要で、ドクターヘリの研修を含めた看護師に対する救命看護研修というものも実施していただきたいと考えます。しかし、ちょっと懸念されることがあります。それは、このドクターヘリの事業を含め、今の運用に関しては、地域医療再生基金を取り崩す形で運営されておりますが、この基金が来年度で打ち切りとなる方向性が出されております。ドクターヘリの運用並びに関連スタッフの育成やスキルアップの研修は、引き続き行われていくことは必然かと考えますが、今後どのような展望を持たれているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(土持正弘君) 御指摘のとおり

り、ドクターヘリの運航やJ P T E C研修に対する支援に活用しております地域医療再生基金、これが平成25年度までの時限的なものとなっております。ドクターヘリやその運航を支える医療スタッフ及び救急隊員のスキルアップは、本県の救急医療の充実を図る上で大変重要なものでありますので、その財源の一部を市町村に協力をお願いすることも含めて、宮崎大学等関係機関と十分連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

○**凶師博規議員** 早目の市町村への周知をよろしく願いいたします。

続きまして、地域の救急医療を守る観点から、国は、ことし行われる医療計画制度の見直しにおいて、新たな医療圏設定の考え方を示しております。これですと、国は、その医療圏域において、人口20万未満で、他の医療圏域へ20%以上患者が流出している地域においては、医療圏の設定の再検討を行うように促しています。この条件に当てはめると、県内では、西諸医療圏、日向入郷医療圏、そして西都児湯医療圏が見直しの対象となります。先日、西都市で行われた「西都・児湯救急医療を考える会」に参加させていただきました。押川議員もともに参加されましたが、その際、地域住民から医師も含めた意見の中で、「2次医療圏が見直されることになると、医師や医療機関の偏在に拍車をかけるばかりか、現在設定されている救急指定病院や災害拠点病院までも見直しにつながるのではないか」という、鬼気迫る意見が出ました。このまま医療計画の見直しが行われてしまいますと、住民生活をも脅かす事態となってしまいます。医療計画見直しに伴う医療圏設定に関する権限は県にあります。この2次医療圏についてどのような見識を持たれているのか、

福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長(土持正弘君)** 御指摘のありました2次医療圏につきましては、現在、特に患者流出の大きい西都児湯医療圏のみを見直し検討の対象にすることといたしまして、議論いただいているところでございます。一方、国の指針では、2次医療圏の見直し検討に際しては、地域の実情を考慮する必要があるとされており、あわせて、圏域の設定を変更しない場合には、当該圏域における医療の需給状況の改善に向けた検討を行うこととされております。このため、8月に地元市町村や関係団体、地元住民との意見交換を行い、その中で、現在の医療圏内で入院できる体制を整えるためには、県を初め地元市町村や医療関係団体等が一体となって、医師確保や救急医療体制の充実などに取り組む必要があるとお伝えしたところでございます。県といたしましては、今後とも、地元市町村や関係団体、地元住民の御意見を十分にお聞きした上で、慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○**凶師博規議員** 地元住民の方々は、既に連帯感が高揚してきております。行政、特に県との連携は、今後も強化していきたいと思っております。

それでは、続いて、救急医療や高度医療に関する知識醸成にもつながる若年者層への献血普及活動についてお伺いします。少子高齢化の影響もあって、献血協力者の確保は全国的な課題となっていますが、特に10代、20代の献血は、減少の一途をたどっています。そこで、県内の大学と高校の献血協力体制を調べましたところ、昨年度は、大学が9校中9校、私立高校は16校中6校が、献血協力していただいています。では、県立高校はと調べましたところ、40

校中わずか4校でした。以前は、全県下的に協力体制がとられておったようですが、ここ数年は非常に低調な協力にとどまっています。学校献血を受け入れるか否かは、学校側の判断によるようですが、どのような要請をされ、また、相互協力や助け合いの精神を醸成するための、10代、高校生への働きかけをどのように行っていらっしゃるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 本県の献血者全体に占める10代の方々の割合でございますが、平成4年度に25%を超えていたものが、平成23年度は4.7%に減少しております。このため、県では、新聞、テレビ等における各種広報やイベントでのボランティア学生による働きかけ、献血推進キャラクターの積極的な活用など、さまざまな啓発活動を行っております。特に、高校生の献血につきましても、10代での体験がその後の献血への協力に大きく影響することもあり、各高校への年2回の啓発ポスター掲示や、高校2年生を対象とする教材配付等による啓発を行っているところでございます。御質問の高校での献血につきましても、昨年度から男性の400ミリリットル献血の対象が18歳から17歳に引き下げられたことにより、これまで以上の効果が期待されますので、高校生が献血に触れ合う機会をふやす意味からも、その拡大に向けて、関係機関等に積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○函師博規議員 今の答弁を受けて、教育長、コメントをお願いします。

○教育長（飛田 洋君） 昭和61年だったと思うんですけども、それまで高校生はたくさん献血をやっておりました。400ccにそのとき移管して、23年からやっとなら400ccが18歳から下になっ

たと、そういうようなことがありまして、現在、少ない状況ですが、高等学校におきましては、保健の授業の中で献血の意義について触れるとともに、学校によっては、文化祭のときなどに機会を捉えて、先ほどの数字のような献血をやっているところであります。献血は、高校生にとって身近なボランティア活動であり、自分が健康であることで人の命を救うことができるという、生きることの喜びや価値、助け合いや人としてのきずなの大切さを強く実感できるものであると考えておりますので、今後とも、関係機関と連携しながら、啓発活動への協力を行っていきたく思います。社会貢献する活動を通して、高校生が社会の一員として責任を果たすための資質を磨いていくことは、大切なことだと考えております。

○函師博規議員 以上で質問を終わります。

（拍手）

○中野一則副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時41分散会

9月19日（水）

平成 24 年 9 月 19 日 (水曜日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 6 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 7 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 8 番 | 岩 下 斌 彦 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 15 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 16 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 17 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 18 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |
| 25 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 34 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 35 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 中 野 一 則 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-------------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 洋 |
| 教 育 長 | 飛 田 達 也 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 尊 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 博 秋 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 内 戸 保 博 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 稔 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 幸 徳 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 昭 藏 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 一 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 一般質問

○中野一則副議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、星原透議員。

○星原 透議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。今議会も代表質問から一般質問まで、知事初め執行部の皆さんにいろいろな県政課題についての質問がありました。特に県民は、知事の政治家としての先見性やリーダーシップ、言動や行動に強い関心と期待を持って見ております。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。なお、今回通告しておりました「企業誘致に向けての提案について」は、割愛をさせていただきます。

初めに、領土問題についてであります。

毎日のようにテレビや新聞等で報道されているのが領土問題であります。領土問題とは、ある地域がどの国家の領域に属するかをめぐって国家間での争いが起きることです。領土問題は当事国同士での外交で解決されるのが望ましいと言われておりますが、当事国間で解決することが困難な場合においては国際司法裁判所に付託することができますが、国際司法裁判所への付託は、紛争当事国の一方が拒否すれば審判を行うことができないことになっており、つまり強制管轄権はないということになります。現在、日本が抱えている領土問題は、ロシアとは北方領土、韓国とは竹島、中国とは尖閣諸島であります。特に中国では連日のように反

日デモがあり日系企業等に大きな被害が発生しており、深刻で憂慮すべき事態となっております。しかしながら、我が国は主権国家として主張すべきことは明確に主張すべきではありません。

ところで、本県議会では議会初日に、「島根県・竹島の我が国の領有権の確認と対韓国外交の早期正常化を求める意見書」と「香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書」の提出が決まったところであります。そこで、知事は政治家として、この領土問題に対してどのような認識と見解かお伺いいたします。

また、教育長には、我が国の領土に関する教育は学校現場においてどのように行われているのかお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席からいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

領土問題についてであります。最近、北方領土、竹島、尖閣諸島において、我が国の主権を脅かす事案が相次いで起こっておりますが、これらの島々は、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であると認識をしております。関係国との交流にも影響が出ており、中国では反日デモが起これり日系企業が被害を受けていることなどを大変憂慮しておるところであります。領土問題は国の主権にかかわる極めて重要な問題であり、国には、冷静に毅然とした態度で関係国と協議をし、平和的な外交交渉で解決を図っていただきたいと考えております。昨日も日向にクルーズ船が入り、観光客——中国を初めアジアから多くのお客さんに来ていただいております。

す。経済での結びつき、観光面での結びつき、さまざまあるわけでございます。関係国がお互いの信頼関係のもとに成熟した関係を構築していくことが、我が国、ひいてはアジア太平洋地域全体の安定と繁栄につながるものと認識をしております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えします。

我が国の領土に関する教育についてであります。領土について正しく認識することは、国民として必要なことであり、学習指導要領におきましても、我が国の領土に関する理解や、不法に占拠されている事実などについての的確に扱うよう明示されております。このことを受けて、小学校では、北方領土などの島の名称や我が国の位置と領土について、地図などで具体的に捉えさせる学習を行っております。また中学校では、北方領土や竹島、尖閣諸島など我が国固有の領土についてその位置や範囲を確認させるとともに、北方領土については、現在、ロシア連邦に不法に占拠されており、その返還を求めていること、竹島については、我が国と韓国の間には主張の違いがあることに触れるなどして、領土・領域について理解を深めさせる学習を行っております。さらに高等学校では、中学校までの学習を踏まえ、当面する領土問題について我が国が正当に主張している立場を十分に理解させながら、国境の持つ意義や領土問題が及ぼす影響などについて考察させる学習を行っているところであります。以上であります。〔降壇〕

○星原 透議員 それぞれ答弁いただきました。「領土問題は当事国同士での外交で解決されるのが望ましい」と先ほど申し上げましたが、これまで政府は、外交の場において国際法上も歴史的背景についても明確に主張してきた

のか。外交の弱さ、パイプのなさを露呈したと思っております。先ほど教育長より、学校では、「領土問題について我が国が正当に主張している立場を十分に理解させながら、国境の持つ意義や領土問題が及ぼす影響などについて考察させる学習を行っている」との答弁がありましたが、我が国の領土に対する子供たちの認識を深めていくためには、教育のさらなる充実が必要と考えますが、教育長の考えをお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 将来の我が国を担う子供たちに、自国の領土・領域に対する認識を深めていくことは、国際社会における国家主権のあり方という観点からも極めて重要なことであり、重要なことはしっかりと教える必要があることから、今回改訂された中学校社会科の学習指導要領では、竹島に関する記述が新たに盛り込まれたところであります。社会科では時事問題を扱って学習を深めることも大切なことですので、竹島や尖閣諸島などについても、時事問題を取り上げながら子供たちの関心を高める学習を行うなど、我が国の領土・領域に関する教育のさらなる充実が図られるよう、教科の研修会等を通して指導してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 我が国の領土・領域についての教育をしっかりとしていただきたいとお願しておきます。

次に、九州広域行政機構について伺います。

平成22年6月に、政府は地域主権戦略大綱を閣議決定し、その中で「国の出先機関の原則廃止」を明記しました。この政府の方針を受けて、九州地方知事会では廃止される国の出先機関の受け皿の検討を行ってきました。その結

果、平成22年10月、出先機関の事務、権限、組織、人員、財源等について丸ごと移譲を受けるための組織として九州広域行政機構（仮称）の設立を目指すことで合意されております。機構が設立されれば、知事等が県行政との関連の中で総合的な判断を行い行政事務を遂行することで、政策の連携、相乗効果の発揮も期待できると言われております。さらに、省庁縦割りの出先機関を機構が受け入れることにより住民が監視しやすくなるとともに、税金の効率的で無駄のない使い方ができると考えられております。そこで、九州広域行政機構と道州制、九州広域行政機構と広域連合との違いはどのようなことなのか。また、この3つのうちでいずれかを選択するとすれば、宮崎にとってどれが望ましいのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今の3つ、それぞれ地方のあり方にかかわる問題でございますが、まず、九州広域行政機構と道州制につきましては、道州制は、都道府県を廃止し、自治行政権、立法権、財政権をあわせ持った、いわゆる地方政府の確立を目指すものでありますが、九州広域行政機構は、現在の都道府県制度を前提とした、国の出先機関の廃止に向けた受け皿の提案ということになります。

次に、九州広域行政機構と広域連合につきましては、広域連合は、構成団体の事務を持ち寄り共同で処理することを目的とした制度、これは特別地方公共団体という制度として位置づけられております。権限移譲の対象は広域連合の事務に関するものに限定をされているところであります。このため、国の出先機関の移管に当たりますとすれば、その事務・権限などを丸ごと受け入れることができ、より地域・住民ニーズを反映した意思決定に資する制度設計を構築する

必要があるという考えから、新たな仕組みとして提案したものが九州広域行政機構ということになります。

このように、それぞれの制度や構想は、その前提や目的などが大きく異なる上に、その良否、それがいいか悪いか、宮崎にとってどうあるかというものは、制度設計や運営のあり方、どのような制度を設計するのかによって大きく左右されてまいりますので、本県にとってどの制度が望ましいかは一概には言えないものと考えております。今後、広域行政のあり方をめぐって、さらには国と地方のあり方をめぐってさまざまな議論が展開をされ、そのときにいろんな選択肢が出されると考えておりますが、議員御指摘のように、宮崎にとってどうなのかという視点を大事にしながら、軸足を宮崎に置いて議論してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、機構が設立された場合、各県の利害が絡む案件について適切な予算配分等の調整ができるのか。また、地域間格差は拡大するおそれはないのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） その点は非常に重要なポイントだというふうに考えております。政府が掲げております出先機関の原則廃止は、その権限、財源等を地方に移譲することにより、地方の自主性、自立性を発揮した行政サービスの実現を目指すものでありまして、九州知事会としましても広域行政機構の提案を行った際の議論におきましては、各県の利害調整を要する案件や予算案の決定などの重要事項につきましては、各県知事の合議により、社会資本整備のおくれなど各地域の実情を踏まえ、九州の一体的な発展の観点から政策決定を行う、そのような共通認識に立っているところでございます。こ

の構想の理念としましては、九州から遠く離れた霞が関で役人が意思決定をするよりは、地域住民の負託を受けた首長なりがしっかりと議論を行い地域に根差した判断を行う、それが地域にとって望ましい方向になるのではないかというものであったわけでございます。この関連法案の国会提出を含め、今後の動向は不透明な状況にあります。本県としましては、出先機関の廃止に当たっての組織や運営について具体的な検討を行う際には、住民福祉の向上、地域間格差の是正に資する意思決定が担保されますよう、議会や市町村などの意見も十分に踏まえた議論をしてみたいと考えております。

○星原 透議員 私の地元でも市町村合併が行われたんですが、合併の経緯や流れを見たときに、本当に合併してよかったのかどうかというものがあります。やはりこの問題もそういうことじゃないかと思えますし、特に、最後には移管に見合うだけの財源と権限がきちんと国から機構に措置されるのかどうか、これが一番心配であります。知事の考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） そこがまさに一番重要なポイントであろうというふうに考えております。出先機関の廃止・地方移管というものが、地方分権の名をかりた国の行財政改革の手段とされてはならないと強く考えております。地域の自主性、自立性を発揮した行政展開が可能となりますよう、移管に見合う事務・権限、そして財源というものが確実に国において担保されることが大前提であると考えております。九州知事会としましては、移管対象の出先機関を存続させることなく、原則として全ての事務・権限を移管するよう求めるとともに、ここがポイントなわけですが、国からの財源措置に不服がある場合には、内閣総理大臣に意見書等

を提出することによりその是正を求めることができる仕組みでありますとか、事業費と人件費を明確に区分し、それぞれの必要総額を国において全額確保することを明文化するよう、これは九州からの提案として求めているところでもあります。しかしながら、関係省庁との調整が難航しておりまして、いまだ移管される事務・権限の全体像が決定していない、また、国からの財源措置につきましても、「所要の措置」と書かただけで不明確なままとなっておりますことから、出先機関の全面的な移管、国からの財源保障の明確化を、引き続き強く主張してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 知事から答弁いただいたところではありますが、大規模災害が発生した場合や、各県の知事の選挙公約、あるいは改選時期が異なる中で適切な機構運営ができるのか。また、組織の形態や設置の手続等多くの課題があるのではないかと。また、国からの財源措置については不明確なままということでもありますから、これからしっかりと議論して判断いただきますよう要望しておきます。

次に、地域自主戦略交付金（一括交付金）についてお伺いいたします。

地域自主戦略交付金は、国から地方へのひもつき補助金を廃止して、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針のもとに、平成23年度に創設されたものであります。これは、内閣府が一括して予算を計上して、各府省の所管にとらわれず、地方自治体が自主的に選択した事業に対して交付金を交付するというものであります。地方自治体にとっては、みずからの裁量で事業を選択できるということで、地域の実情に即した使い勝手のいい交付金であります。ところで、この一括交付金についてであ

りますが、本県の平成23年度の配分額は72億3,600万円、隣の鹿児島県148億7,500万円、大分県105億円、佐賀県80億5,900万円となっております。また、平成24年度の配分額は、本県が84億1,700万円、鹿児島県155億4,600万円、大分県124億4,100万円、佐賀県91億2,600万円となっております。しかし、本県は道路などの社会資本整備がおくれ、県民所得も低く、やるべき事業も多い中で、九州において2年連続で最下位であり、また最低額であります。この配分額を見て、知事はどのように捉え判断されているのかお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） この地域自主戦略交付金の配分、厳しい御指摘をいただいております。2年連続最下位、大変不本意な思いもしておるところでございます。この交付金につきましては、社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金など既存の補助金や交付金の一部が切り分けられて一括交付金化をされたものであります。各都道府県への配分額は、切り分けられた補助金等に係る継続事業の見込み額と、道路延長や財政力などの客観的な指標を用いて算定される2つの柱があるわけでございます。1年目でありました昨年度につきましては、全体の9割が継続事業の見込み額を基礎に配分をされたところであります。

本県への配分につきましては、対象となりました継続事業が交通安全対策や道路の修繕など、これまで本県が国の補助金等を活用することが相対的に少なかった事業でありました。インフラ整備がおくれておりました本県は、道路の修繕とかよりも道路の改良のほうに補助金などを活用して取り組んでおったということもございます。相対的に本県が余り使っていなかった部分が切り分けられたという問題が一つと、

継続事業の見込み額の算出方法が明確化されなかったことによりまして、厳しい配分になったものと考えております。これを踏まえて、2年目となる今年度に向けましては、継続事業の見込み額の再算定を行うとともに、各地域における社会資本整備の水準等を踏まえた配分とするよう、国に強く要望してまいったところであります。私が強く求めておりました、客観的指標に道路の未改良状況を反映させることが認められたことによりまして、全国に占める本県の配分割合は幾らか増加をしたわけではありますが、継続事業分の配分が昨年度の交付実績をベースに算定されたことによりまして、大幅な改善には至っていない状況でございます。

○星原 透議員 いろいろ知事から説明あるいは理由が述べられたところでありますが、私は、九州で2年連続で最下位だった、その点が大変残念だと思っております。そこで、来年度の地域自主戦略交付金の確保に向けてどのように取り組んでいかれるのか、知事に再度お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） この地域自主戦略交付金は、極めて重要な財源であるというふうに考えておまして、来年度に向けて、本県が必要とする配分額の確保を図るためにということで、まずは国において、地方が必要とします交付金の総額、全体のパイをしっかりと確保していただきたいということ。さらに、本県にとって有利となります客観的指標による配分を——1年目は1割程度、今年度は2割程度に上がってきております。内閣府のほうも基本的にはそれを高める方向であるということもございますが——さらに高めていただきたいというようなこと。さらに、社会資本整備のおくれていない地方の実情や財政力の弱い団体に配慮した配分方法

とすることなどが非常に重要である。今のよう
なポイントにつきまして、7月に国の担当副大
臣にも要望し、さらには、内閣府に私みずから
参りまして事務方と意見交換をし、必要な見直
しを求めてきたところでもあります。私は全国知
事会の一括交付金部会の委員にもなっておりま
すので、引き続き、全国知事会を通じても必要
な意見を申し上げながら、社会資本整備総合交
付金等も含めた本県が必要とする交付金総額の
確保に向けて、さらに国に働きかけてまいりた
いと考えております。

○星原 透議員 知事をお願いなのですが、こ
のような新しい制度がスタートするときには
——やはり県民は、知事、副知事は中央から見
えているわけですから、中央とのパイプそうい
う政治的手腕に期待して知事を選んだ、そのよ
うに思っております。ぜひ来年度こそ1円でも
多くの交付金を確保する努力をしていただきま
すよう要望いたしておきます。

次に、商工会についてお伺いいたします。

商工会は、地域の事業者が業種に関係なく会
員となって、お互いの事業の発展や地域の発展
のために総合的な活動を行う団体であります。
また、国や道府県の中小企業施策はもちろんの
こと、小規模企業施策、経営改善普及事業の実
施機関でもあり、小規模事業者の皆さんを支援
するためにさまざまな事業をしております。と
ころで、県内の商工会会員は中小零細企業が多
い上、公共工事の減少等により、主要会員であ
る建設業者の倒産や廃業、さらに、市町村合併
にあわせて商工会の合併の話も出ております。
そこで、県内の商工会の現状と認識について、
商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 商工会
は、身近で利便性の高い支援機関として、経営

・金融相談や講習会の開催等に加え、経営革新
や新規創業など地域商工業者のニーズに対応し
た取り組みを行っており、本県商工業の振興に
大変重要な役割を果たしていると考えておりま
す。しかしながら、商工会を取り巻く環境は、
少子高齢化による人口減少や消費行動の広域
化、多様化などにより事業所数や会員数が減少
しているなど、その運営は厳しい状況にありま
す。このような状況を踏まえまして、県商工会
連合会では昨年度、今後の商工会組織のあり方
を検討するために、地域ブロックを代表する商
工会会長から成る運営基本問題委員会を設置
し、今年3月に同委員会から提言がなされたと
ころであります。この提言では、「各商工会が
主体となって、経済圏や生活圏、さらには会員
事業者の利便性等に配慮した上で、将来を見据
えた最良のあり方を検討し、26年度中の新体制
のスタートを目指す」とされております。現
在、この提言を受け、各商工会においてそれぞ
れ検討がなされていると伺っておりますので、
県といたしましては、その検討状況を踏まえな
がら必要に応じて助言等を行ってまいりたいと
考えております。

○星原 透議員 次に、小規模企業は、地域経
済、地域社会において地元の資源や技術の活
用、雇用の場の提供等、地元に着した活動を通
じて大きな役割を果たしてきております。一
方で小規模企業は、情報収集や資金調達、人材
確保など経営全般にわたってハンディキャッ
プを抱えております。そこで、県が実施してい
る小規模企業に対する育成支援対策としてどの
ような事業があるのか。また、商工会の経営指
導員等の確保と今後の見込み、そして補助金の
拡充等について、商工観光労働部長にお伺いを
いたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 小規模企業を含む中小企業対策につきましては、本県経済の活性化を図る上で大変重要な政策課題であることから、さまざまな施策を展開しております。この中で特に小規模企業対策といたしまして、その中核的な役割を担う商工会等に対し人件費や事業費を支援することにより、巡回指導等による身近な経営・金融相談、経営革新や新規創業等、専門的で多岐にわたる支援を行っているところであります。また、このような商工会等の取り組みを支えている経営指導員等につきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、引き続き必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、商工会と市町村は地域の発展とともに協力して取り組んできておりますが、双方が連携して実施している活性化イベント等の地域振興事業に対する県の支援と今後の取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 商工会は、地域振興事業として、市町村等と連携しながら商店街の大売り出し事業やプレミアムつき商品券発行事業等に取り組んでおります。また、県におきましても従来から、地域資源を生かした商品開発や販路拡大事業のほか、観光PR事業、スポーツによるまちづくり事業等、商工会が行う地域振興事業に対して支援をしてきております。これらの取り組みはいずれも、商工業の振興、ひいては地域活性化につながるものでありますので、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

○星原 透議員 地域の商工会は、本当に景気が悪い関係で、店を閉めたり倒産したりという状況の中で、会員の維持とこれからの地域の活

性化のために頑張っておるところでありますから、できる限りの支援をお願いしたいと思っております。

次に、新たな成長産業への取り組みについて伺います。

私は、本県の基幹産業である農畜産業を新たな成長産業に育成していくためには、これまでの素材供給型産地から抜け出して、素材を加工して高い付加価値をつけ製品にして販売する方法や、販売先の開拓まで取り組む必要があると幾度となく言ってきました。一方、農業経営を取り巻く情勢は、燃油や生産資材等の生産コストが高くなる中で、農産物価格は低迷し、回復する兆しが見通せない状況にあります。今後、本県農業者がもうかるためには、これまでのように生産に視点を置いた対策だけでは限界があります。さらに、右肩上がりの販売額も期待できないことから、今後は、素材をそのまま販売するのではなく、農商工連携や6次産業化のように、本県で生産から加工、販売まで一体的に行う取り組みが必要であると考えております。そこで、既に先進的な農業法人等では、6次産業化や農商工連携を積極的に進めながら自社で加工場を整備する法人も出てきております。このような取り組みは、関連する産業の裾野が広い分、地域経済にさまざまな効果が生まれるのではないかと期待をされております。そこで、本県の農業法人等が農畜産物を加工して高付加価値化に取り組んでいる現状と今後の方向性について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県が実施いたしました平成24年の農業法人実態調査によりますと、県内で92法人が加工等に取り組んでおり、例えば、米粉を活用したお菓子など新商品の開発と直売所・カフェの展開や、自社生産の

銘柄豚の直売やレストラン経営、また、加工業務用野菜を生産し大規模な冷凍加工施設で処理加工、販売を行う取り組みなどの事例がございます。農畜産物を加工、販売し付加価値を高める取り組みは、「儲かる農業」の実現や雇用の確保、また、地域経済の活性化を図る上でも大変重要でありますので、県としましては、農業振興公社が派遣するプランナーによるきめ細やかなサポートや、農業経営多角化チャレンジ塾の開催によるスキルアップ対策等により、今後とも積極的に支援してまいりたいと存じます。

○星原 透議員 次に、販路開拓や販売戦略の重要性と今後の取り組みについて伺います。消費者やスーパーなど量販店が何を求め望んでいるのか、そのニーズを的確に見きわめ、価格や加工、デザインなどの開発や情報を集めてマーケットニーズの把握をするなど、営業力が重要であります。これまで県は、販売や営業に対する取り組みが欠けており、今後は、素材生産から加工に至るまでの情報収集をしながら、また、マーケットに情報を発信し有利な販売や営業を進めていくために、県として、これまでの部局縦割りではなく横断的な取り組みを進め、販売戦略課や販路開拓課のような推進組織を設置することが今こそ必要ではないかと考えております。これらを具体的に進めるには、行政組織だけでは一定の限界がありますので、私は、海外にまで販路を広げるためには商社OBなどの経験者を登用するなど、行政と産業界が一体となれる組織の工夫も必要だと思っております。そこで、マーケットニーズに対応した販売戦略の重要性とその方向性について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（稲用博美君） 本県の強みであります豊富な農水産物を生かして総合的な食

品関連産業の振興を図るためには、よいものをつくれれば売れるという考えではなく、市場の顧客ニーズを酌み取った製品やサービスをつくっていくという、いわゆるマーケットインの考え方をもとに、生産、加工・製造、流通・販売の全ての段階において販路を見通した取り組みが重要でございます。これまでも農水産物や加工品の販路開拓に取り組んできたところではありますが、地域間、国際間の競争が激化する中、戦略的に販路拡大していくためには、マーケット情報を集約し共有し合うためのネットワークの構築や、産地情報、県内企業の加工技術情報の集約化、さらには、マーケットニーズにこたえられる出荷体制、納品体制づくりが鍵を握ると考えております。これまで関係部局と連携して県内外の現地調査や課題の抽出等を行ってまいりました。さらに現地調査や意見の交換等を重ねながら、産業間や異業種との有機的な連携によります総合的な食品関連産業の構築に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、食品加工の取り組みについて伺います。現在、ブロイラーについては県内での処理が進んでおりますが、牛、豚については屠畜処理を県外に多く依存している状況にあります。このため、その後の加工についても関連産業の多くを県外に頼っており、本県の豊富な畜産資源を十分に生かし切れていないことが、結果として農家の所得向上に結びつかない要因の一つになっております。一方、県内においては耕種部門において冷凍加工野菜工場の整備等も進みつつあり、加工部門における耕畜連携が重要になってきております。そこで、畜産と耕種との連携を含めた加工事業への取り組み事例、今後の方向性について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県では、口蹄疫での経験を生かし、本県農業の安定的な発展を図るため、畜産と耕種のバランスのとれた地域農業への構造転換の実現を目指すとともに、6次産業化や農商工連携の取り組みを進めているところでございます。このような中、ミヤチクにおいては昨年度、総菜製造ラインを整備し、県産の食肉や野菜を使った加工品の製造を始めるとともに、ピーマンの肉詰め等の開発も進めております。また、県内の畜産農家が加工した豚肉ハンバーグと耕種農家がつくった米粉パンを使ったハンバーガーの販売が開始されるなど、新たな取り組みも芽生えてきております。県といたしましては今後とも、生産における耕畜連携はもとよりですが、加工部門についても積極的に連携を推進してまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、本県は農業を基幹産業にしており、安心・安全で新鮮なおいしい農畜産物を有利に手に入れられる環境にあります。そこで、素材供給型から高付加価値型への転換を積極的に図ることにより、本県の加工を含めた食品産業は今後さらに成長が期待できると考えております。県や団体、農家を初め地元中小企業等が連携して、生産から加工・製造まで裾野の広い食品産業、フードサービスへの参入に取り組むとともに、県内外の食品企業の誘致を積極的に進めることで、県内一円において地域経済の活性化や雇用の場の拡大が図られると考えます。そこで知事に伺います。本県における農業や食料品製造業の振興を通じた地域活性化や雇用拡大に向けた取り組みの方向性について伺います。

○知事（河野俊嗣君） 国全体で見ましても、食品関連の農業、製造業、飲食業、流通業等の

国内生産額はトータルで約100兆円と、我が国産業の最大のセクターの一つとなっております。良質かつ安全な食料の供給を通して豊かな生活を支えておりますし、特に地域の産業や雇用を支える重要な役割を担っているわけでありませぬ。とりわけ本県について考えてみますと、我が国有数の農水産物の供給県でありますとともに、食品・飲料等の出荷額が製造品出荷額全体の約3分の1を占めるなど、食品関連産業はまさに本県の基幹産業であります。国内市場のみならず、成長著しい東アジアの大市場をにらみながら、雇用と付加価値を創出することができる新たな成長産業としてさらに発展させる必要があるという思いを強く持つておるところでございます。

このため、アクションプランにおきましては、フードビジネス展開プログラムを重点施策の一つに位置づけておりまして、農商工連携・6次産業化の推進やみやざきブランドの新たな展開、国内外への販路開拓・拡大の推進、食品関連企業の立地促進等を一層強化し、総合的な食品関連産業の構築に官民一体となって取り組むことによりまして、本県の地域活性化や雇用の拡大につなげてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 それぞれ答弁いただきました。知事にお願いであります。ぜひ販売戦略課、販路開拓課等の設置と専門分野の民間人の採用をしていただいて、販売等に積極的に取り組んでいただきますよう要望しておきます。

次に、道路橋の耐震対策について伺います。

東日本大震災のような地震や津波が発生した場合、道路や道路橋、トンネルなどの道路施設がしっかりと機能を果たしてくれるかが、県民にとって安心・安全な日常生活を送る上で最も

重要であります。ところで、南海トラフや日向灘地震が近い将来発生した場合、高度経済成長期に建設された多くの道路橋の老朽化が心配であります。道路橋を適切に保全するために、点検、維持、補修など実施されているとは思いますが、課題を的確に見つけて対応しなければ安全性を確保できなくなります。そこで、県が管理する道路橋の耐震対策の状況について、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 橋梁の耐震対策につきましては、現在、災害時における救急・救命活動を支える緊急輸送道路として指定しております路線を優先して整備を進めているところでございます。対象となります橋梁は149橋ございまして、今年度中には工事を終える予定であります。なお、県が管理しております橋梁は全体で2,000橋ございまして、今後、緊急輸送道路以外の路線につきましても、順次、耐震性の調査をした上で対策を実施することとしております。

○星原 透議員 次に、通学路の危険箇所について伺います。本年4月に京都府亀岡市で発生した、登校中の児童の列に車が突っ込み死傷者が出るという痛ましい事故を初め、児童等が巻き込まれる交通事故が相次いでおります。これらの事故を受けて、文部科学省、国土交通省、警察庁では相互に連携し通学路の交通安全の確保に関する取り組みを行うことになり、5月末の関係省庁副大臣会議において、国レベルの連携体制の強化、地域レベルの関係機関による連携体制の整備、緊急合同点検の実施が決定されたところであります。緊急合同点検については、公立小学校等を対象として、学校、道路管理者、警察が連携し、保護者、地域住民等の協力を得ながら8月末を目途に実施し、その後、

国に報告することになっているとのことであります。そこで、本県の通学路の危険箇所合同点検の実施状況について、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 通学路の点検につきましては、県内の小学校及び特別支援学校の257校を対象としまして、学校ごとに、教育委員会など学校関係者を中心に道路管理者、それに警察も加わりまして、幅が狭い道路や大型車が頻繁に通る道路など、交通安全上危険と思われる箇所の点検を合同で行ったところでございます。年内には関係者間で協議を行いまして対策を取りまとめることとしておりまして、県といたしましては、その結果を踏まえ必要な対策を実施し、通学路の安全確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○星原 透議員 次に、地元の皆さんが、河川に土砂が堆積して草木や竹等が茂っていることから、台風や豪雨等により堤防崩壊の危険や2次災害のおそれがある、そういうようなことを申されております。ぜひ、この堆積土砂の撤去に取り組んでいただきたいと思います。そこで、県管理河川の土砂の堆積状況と今後の取り組みについて、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（濱田良和君） 河川における土砂の堆積状況につきましては、議員御指摘のとおり、堆積傾向の河川もある一方で河床低下傾向の河川もございまして、地域ごと、河川ごとに状況は異なっております。堆積した土砂につきましては、日常的な河川巡視などによりましてその状況を把握し、家屋の浸水被害のおそれがあるなど治水上支障のある箇所において対策を実施しており、過去5年間におきましては、おおよそ20億円の予算を投入し約130万立方

メートルを除去したところがございます。県におきましては、昨年度までに、堆積土砂除去の実績など維持管理の履歴を蓄積していきます河川のカルテを作成したところでありまして、今後、これを有効に活用することで河川の状況をさらに的確に把握するとともに、地域の皆様からの情報もいただきながら適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 それぞれ財政的にも厳しい中ではありますが、ぜひ予算等も確保していただいて、本当に身近な——県民が生活に苦勞されているわけですから、その点についてぜひ、予算等を確保して進めていただきたいと思いますとお伺いをいたしたいと思います。

次に、最後になりますが、カジノ合法化についてお伺いをしてみたいと思います。

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」、この法案は、カジノを含む特定複合観光施設（IR）の整備を総合的・集中的に推進する体制の構築を規定しており、昨年8月に、民主党、自民党、公明党など超党派の国会議員で構成する国際観光産業振興議員連盟の総会で決定されております。さらに、法案は第1章から第3章で構成され、第1条から第23条までに取りまとめられており、その中の第3条の基本理念では、「地域の創意工夫及び民間の活力を活かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする」と規定されております。また、法案では、IRをカジノや会議場、ホテルが一体となった施設で、特別に認可された民間事業者が設置・運営するものと定義しており、IRを整備できるのは、地

方公共団体の申請に基づいて国土交通大臣が認定した特定複合観光施設区域のみとなっております。法案の中身について述べてまいりましたが、まずは商工観光労働部長に、国会での状況や他の都道府県の状況、法律に関する情報収集の状況等についてお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） まず、国の動きとしましては、議員の御質問にもありましたように、昨年8月に、超党派の国会議員で構成する議員連盟の総会において「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」が決定し、その後、これを受けて民主党、自由民主党両党の部門別会議等において検討が進められておりましたが、これまでのところ法案の提出にまでは至っていない状況であります。また、都道府県の動きといたしましては、本県を含め6都府県が参加しております地方自治体カジノ協議会では、国の動向等について情報収集を行っているほかは、近年、特に19年度以降大きな動きがありませんが、このような中、全国的には、例えば千葉県、大阪府、長崎県、沖縄県などにおいて独自の調査研究や講演会の開催等の取り組みがなされていると伺っております。県といたしましては、このような国などの動きについて、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 できれば、ほかの都道府県に先んじて、カジノの誘致を積極的に進めるために、庁内にカジノに関する情報収集や調査の研究、誘致に向けて取り組むためのプロジェクトチームをつくる考えはないか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） 現状では、先ほどお答え申し上げましたように、前提となります国における法整備の見通しが立って

いない状況にあります。当面、国の動向や関係都道府県の取り組みなどを注視し、より一層の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○星原 透議員 私は、本県の観光施策の観点から、カジノが地域振興や観光振興、経済や雇用、税収面など大きな役割と効果をもたらすと思っております。またあわせて、宮崎の魅力であるゴルフや温泉、観光地めぐりや農林水産物などおいしい食を堪能してもらい、本県のすばらしさをアピールする場が必要だと考えております。そのことによって経済効果と雇用の増大が大いに期待できるものと考えております。そこで、宮崎が生き残るためにはカジノ誘致が必要だと思いますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） カジノにつきまして、私も昨年、トップセールスでマカオを訪れた際に、そのにぎわいと活力を目の当たりにして、非常にインパクトを受けたところでございます。モナコのカジノにも行ったことはあるんですが、それとはまた違った、ごくごくふだん着の方が大勢テーブルに群がって、大変なお金が動いているというふうなことでございまして、アジアにおいて非常に大きな集客力、それによる地域経済や雇用面での効果も期待できるのではないかと考えておるところでございます。一方で、治安の問題だとか青少年に対する悪影響などの課題も懸念をされておるところでございます。私は、総務省におりましたときに、超党派でカジノを研究しておられる勉強会の総務省側の窓口の仕事をしておったこともあるわけですが、そのときにも、いろんな大きな効果は期待できるもののいろんな心配もある。国民の理解が得られるだろうか、そういうよう

な真剣な議論が展開されておったところでございます。

カジノ実現のためには、まずは国による法整備が必要でございますが、現状ではまだまだ見通しがつかない状況でありまして、関心を持ってその動向に注目しておるところでございます。大変今心配しておりますのは、「カジノ」という名前、そのイメージだけで賛成だ反対だという議論がふわふわ動いてしまうことでございます。問題は、例えば道州制なり出先機関の廃止と同じでありまして、いろんな問題が懸念されていることに対して、どのような制度をつくって、自治体としてどうかかわって、例えば収益がどういうふうに分けられてとか、そういう全体の仕組みを明らかにしていく作業が必要なのではないかと思っております。カジノの誘致という御指摘がありましたが、大事なことは、県民の皆様の御理解をいただくことが重要だと考えております。国におきまして制度化に向けた方針などが明らかにされる段階になりましたら、県民の皆様と幅広い意見交換をさせていただきながら、しかるべき対応を図ってまいりたいと考えております。

○星原 透議員 知事は今、国による法制度化に向けた方針等が明らかにされるような段階になりましたら、県民の皆様と幅広い意見交換をしながら検討してまいりたいという答弁でありましたが、昨年、法案はでき上がっておるわけでありまして、ですから、プロジェクトチームなどを設置して、宮崎に必要なかだめなのか、その検討をしていく必要があるのではないかと考えておりますので、前向きに取り組まれるよう要望いたしておきます。

ところで、今回の私の質問は、社会資本整備がおくれ、県民所得が低く、また自主財源比率

の低い本県にとって、何としても、財源を求めるためには税収をふやす政策が必要であると思っております。国や県の借金は年々ふえる状況の中で、交付税などの補助金は年々減額されてきております。そうなれば、今後は、少ない予算をいかにうまく活用していくかとなりますと、アイデアや知恵を出し、新しい発想や感覚で常に費用対効果を求めていくことが重要だと考えております。費用対効果は、事業の効果を上げる方法や、人がふえたり人材が育ったり、また、住み心地がよく生活環境が豊かになるなど、県民の福祉向上になれば効果が発揮されたこととなります。そのためには、何としても景気・雇用対策に力を入れていき経済を活性化させることであります。若い人の働く場所の確保や地域の小規模事業者が生き残っていくための政策、そして第1次産業が元気になり夜の町がにぎわいを取り戻す政策など、どうすれば宮崎が元気になるのかということ、常に政策を実行する場合には考えることが重要ではないかと思いつつ、今回の質問をさせていただいたところでございます。どうか知事にはリーダーシップを発揮していただきますようお願いをいたしまして、全ての質問を終わります。(拍手)

○中野一則副議長 次は、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。あと1時間おつき合いいただきたいと思っております。

ウナギの養殖量産技術が確立されつつあります。都城市から車で1時間、鹿児島県志布志市にある独立行政法人水産総合研究センターが完全養殖に成功いたしました。完全養殖とは、人の手で育てたウナギから卵を産ませ、その卵からシラスウナギへと育て、卵を産める次の世代

の親ウナギまで育てることでありまして、この研究には何と40年の歳月を要したそうであります。世界初の快挙であります。養殖量産技術確立となれば、もはやシラスウナギの採捕量に一喜一憂する必要はありません。先月、同研究センターの見学に参りましたが、ことしはシラスウナギ不漁に悩まされた年であっただけに、目からうろこの落ちる思いでありました。

以上、朗報を御報告申し上げ、知事には1件、知事に就任して間もなく2年が経過しようとしておりますが、御自身の政策提案「みやぎ新生」をどのように評価されているのかお聞かせください。

後は自席から行います。6番の理科離れは割愛をいたします。よろしく申し上げます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

私の政策提案の評価についてであります。私は、選挙の際に県民の皆様にお示しした政策提案を具体化するために、総合計画を初めとする各種の計画に、今後4年間重点的に取り組む施策を設定し、具体的な展開を図ってまいりました。その推進に当たりましては、工程表を策定の上、スピード感を持って取り組みを進めてきたところであります。知事に就任してのこの1年7カ月を振り返りますと、就任直後より、また当日から、鳥インフルエンザを初め新燃岳の噴火、東日本大震災と大規模な災害が相次ぎ、厳しい県政運営を余儀なくされたところであります。まだまだ取り組むべき課題は多々ありますものの、先日の外部評価委員の評価結果にもありますとおり、取り組みはおおむね順調に進んでいるものというふうに考えております。ただ、御指摘がありましたような経済の問題、防

災対策の問題さまざまな課題につきまして、今後とも残された任期、全力で取り組んでまいりたい、そのように考えております。以上であります。〔降壇〕

○蓬原正三議員 知事にあと1件伺います。多くの議員の質問にもありますように、知事に強いリーダーシップを求める声が強いようであります。来年度の大きな目玉となる目標をお示しいただきたいのであります。お願いします。

○知事(河野俊嗣君) 本県におきましては、相次ぐ災害による停滞した経済の問題、それから災害等への対応を強化していくという大きな課題が山積しております、こうしたことを最優先課題ということで今年度の当初予算の編成をし、また全力で取り組んできたところがございます。アクションプランも今年度で折り返しとなるわけでございます。来年度の目標ということでございました。さまざまな災害からの復興というものを掲げて取り組んでまいりましたが、今後は、「復興からさらなる新たな成長へ」ということを合い言葉にしていく、目標にしていく必要があるかと考えております。具体的な課題設定といたしましては、先ほども議論がございました、フードビジネスの展開でありますとか、環境・新エネルギーの先進地づくり、あるいはメディカルバレー構想やアジア市場の開拓など、こういったテーマにつきまして県民一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 大きなスローガンみたいな目標が欲しかったんですけど、今回はこの程度にしておきたいと思えます。

国民体育大会について、4点ほど伺います。甲子園については後藤議員から詳しく質問がありましたので、省略します。

知事のみやぎき新生の基本政策3「人財」づくり②の中に、国体での上位成績を目指すとあります。そこで、まずお聞きしておきたいのは、「上位」の定義であります。47位を3分割して、1～15位を上位、16～30位を中位、31～47位を下位、すなわち松・竹・梅としたときにどの位置を指して、つまり目標としておられるのかはっきりとお示しいただきたいのであります。お願いします。

○知事(河野俊嗣君) 昨年の国体の成績、久しぶりに天皇杯順位が28位と大躍進をし、県民の皆様に大きな感動、元気をいただいたものというふうに考えております。そういったことから、スポーツのもたらす元気、それから競技力スポーツの強化という観点から、今御指摘がありましたような国体の上位ということ掲げておるわけでございますが、今申しましたような各競技ごとの成績と全ての競技成績を合わせた総合成績である天皇杯順位——それぞれの成績と総合成績があるわけではありますが、私が国体上位入賞というものを掲げたのは、まずはそれぞれの競技で上位入賞、ベスト8を目指していただきたいというものがございます。それから全体の総合成績ということ申し上げますと、本県の過去の実績などを踏まえまして、県の総合計画で示しております天皇杯順位30位台を目標にしているということでございます。議員の整理に基づいて申し上げますと「梅の上」ということになろうかと考えておるところでございます。

それから、先ほどの答弁の中でスローガンのようなものという話がございました。少し分解してお話をしてしまったわけでございますが、合い言葉というかスローガンとしては、「復興から新たな成長へ」ということをイメージして

おるところでございます。以上であります。

○蓬原正三議員 「梅の上」ということでございますから、30～47位を上中下でいきますと30～35位、昨年はたまたま28位でしたが、これまでの過去9年はほとんど40位前後でありますから、これもかなり頑張らないと到達はできないと思っておりますが、そういう目標でひとつ一丸となって教育委員会も頑張っていたいただきたいと思っております。

そこで、昨年の山口大会では41位から28位に急上昇いたしました。ここ10年来、初めて中位、いわゆる竹グループに入ったわけですが、総合得点も729.5点から919点、189.5点の伸びを示しております。この分析と評価をお聞かせください。教育長お願いします。

○教育長(飛田 洋君) 議員おっしゃいましたように、昨年は総合成績である天皇杯順位が28位となり、24年ぶりの20位台を達成することができました。好成績をおさめた要因としては、ウエイトリフティング、カヌー競技が着実に得点を獲得したこと、ソフトボールの成年男子やバスケットボール少年男子の優勝を初めとする団体競技での上位入賞の増加、少年種別の活躍に加えて成年種別の健闘があったことなどが挙げられます。私も激励に行ったんですが、選手の皆さんとお会いしましたら、「口蹄疫等で大変な状況にある宮崎に絶対元気を持って帰りたい」というようなことを言ってくださいました。恐らくそういう思いが、競争すべきところで競り勝ってくれてベスト8入りを果たしてくれたと思います。一方で、男子に比べると女子の得点が少ない状況もあることから、女子の強化が課題であると捉えております。今後とも、関係団体としっかり連携してさらなる競技力の向上に努めてまいりたいと考えておりま

す。

○蓬原正三議員 オリンピックでは、なでしこジャパン、女性のパワーが相当なものでありましたが、本県の場合はまだまだ、ひむかなでしこ宮崎の力が足りないようでありますから、そのあたりも大いに力を入れていただくとありがたいと思っております。

次に移ります。過去10大会、40種目の全種目区分別得点状況一覧表を確認してみました。その年によってばらつきはありますが、スケート、スキー、アイスホッケーなどのウインタースポーツを初め、ラグビー、クレー射撃、相撲、アーチェリー、なぎなた、ボートの9種目が10年間無得点であります。ちなみにこの競技連盟の会長は、井本議員が相撲協会会長、横田議員がなぎなたの会長、私は自転車競技連盟の会長であります。ついでながらさらに申し上げますと、十屋議員がバスケットの副会長、中野廣明議員が馬術連盟の会長ということでございます。ほかにいらっしゃるかもしれませんが、あとは調べがついておりません。

一方、通算で得点が高いのは、トップ10、上から順に、先ほど出ましたウエイトリフティング、カヌー、陸上、ソフトボール、レスリング、柔道、弓道、サッカー、体操、バスケットとなっております。総じて未普及競技——我々はマイナースポーツと申しますが——の得点力が弱いのは間違いないようであります。また、昨年のように、トップ10のソフトボール、バスケット、サッカーに加えて軟式野球などの団体競技がまとまってよい成績をおさめたときは、団体競技の配点が大きいために総合順位が上がるという構図となっているように見えます。総合順位を上げるためには、まず未普及競技の競技力向上に力を注ぐことと、団体競技のさらな

る競技力向上を図ることが重要だということが見えてまいります。そこで教育長にお尋ねいたします。総合順位アップのためには、未普及競技の競技力向上を図ることと、各競技連盟のトップ役員から一人一人の選手に至るまで、競技力向上はもちろん、国体上位入賞という意識の徹底を図る必要があるのではないかと思います。御見解をお聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） 県では、競技力向上推進本部を設置し、総合的な競技力向上対策の検討や効果的な取り組みの推進に努めているところですが、競技人口や指導者の少ない未普及競技の振興も課題の一つとして捉え、指導者の確保や競技者発掘、さらにはスポーツ教室の開催等を通して育成と強化に取り組んでいるところでもあります。また、各競技団体の理事長や強化委員長などによる選手強化対策会議の年3回の開催や、選手が強い自覚を持つよう国体候補選手を指定するなど、国体に向けた意識の高揚を図っております。さらに、国体に向けての特集を組んでいただくなどマスコミとの連携やホームページ等による情報発信に努め、県民の皆さんの関心を高める取り組みを行っているところでもあります。今後ともこれらの取り組みの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に、施設について伺います。後藤議員からありましたからダブるかもしれませんが、改めて、重要なことだと思いますので聞きます。競技力を向上させるためには競技人口の裾野を広げることが重要だと言われます。そのためには施設の充実も大変重要なことでもあります。全県的に見て、市町村との役割分担を明確にしながら、この地域にはこの施設などなど施設をバランスよく配置すべきだと考え

ます。財政状況が悪い中であればこそ、中長期的なスパンでの計画を持つべきではないかと考えますが、教育長の御見解をお聞かせください。

○教育長（飛田 洋君） 国体を初めとする全国規模の大会等において活躍できる選手を育成するためには、人材発掘や指導者の養成、施設の充実が大切な要素であると考えております。その一つであります施設につきましては、県有のスポーツ施設だけではなく市町村のスポーツ施設等も活用させていただいているところでありますが、特に県有スポーツ施設の多くは整備後30年以上が経過し老朽化いたしておりますが、可能な限り定期的な改修や維持補修を行い、少しでもいい環境で活躍いただけるように努めているところであります。今後、国体開催の検討がなされる際に、県総合運動公園等の施設の計画的な改修や整備について検討することが必要になってくるものと考えております。

○蓬原正三議員 国体については以上です。

あと一点、維新八策について知事にお尋ねするつもりでしたが、鳥飼議員から質問がありましたので、省略します。ただ、都市だけに視点を置いた地方切り捨ての論理には、知事もはっきりと、対抗する意思をさらに強く持っていただきますようお願いして、次に移ります。

地域の要望について、数点お尋ねします。我田引水的な質問ではありますが、お許してください。

知事は、「知事とのふれあいフォーラム」を県内各地で開催されております。県民との意見交換を通じて、地域の抱える諸問題についての認識が新たになることも多々あるかと思えます。先般は三股町で開催されました。そこでお尋ねいたします。都城北諸圏域についての振興

策をどのように考えておられるのかお聞かせください。なぜかといいますと、各土木事務所別の県公共事業量の過去5年間の投資額を人口比で見た場合、当管内が最下位であること。また、各農林振興局単位別の公共事業でも、中部農林に次いで北諸農林が少ないとの指摘、声が大きいからであります。お願いします。

○知事（河野俊嗣君） 都城北諸圏域についてということでございます。この前、三股町でのふれあいフォーラムのときの議論におきましても、「盆地」というような言葉で広い意味での圏域を捉えた御意見、御提言があったのが非常に印象に残っておるところでございます。この圏域は全国有数の食料生産基地であろうかと考えておきまして、食品産業など製造業の集積する工業地域として本県を代表する産業地帯でありますとともに、関之尾の滝や長田峡など風光明媚な観光資源にも恵まれている豊かな地域であろうと考えております。加えて、南九州のリーディングシティを創造しようとするサブシティ構想の推進でありますとか、さらには県境を越えた長い地域連携の歴史を生かして、平成21年度には全国で初めて県境をまたいで定住自立圏を形成するなど、将来を見据えた先進的な広域連携の取り組みも意欲的に進められている地域だというふうに考えております。ジオパークに向けた取り組みも大変興味を持って見ておるところでございます。こうしたさらなる振興を図るためには、このポテンシャルをしっかり生かしていく必要があろうかと考えておきまして、県としましては、市町村間連携の取り組みを引き続き支援をしながら、フードビジネスなど地域の強みを生かした産業の育成、さらには、九州新幹線の開業効果を生かした観光資源のさらなる磨き上げや情報発信の強化に努め

るとともに、都城志布志道路の早期完成に向けた取り組みなど、この圏域の振興というものを積極的に図ってまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に、具体的な事項について5点ほどお尋ねいたします。毎年、都城北諸圏域では年度の初めに都城市・三股町行政懇談会が開催されます。市・町長並びに市・町議会からは地域の抱える政策課題が提起され、意見交換の場を経て後、知事への要望活動を行っております。また、自民党県議団においては、地域振興・産業振興調査会が都城地区において意見交換会を行いました。行政とは別な角度から各種団体のさまざまな意見や要望を賜りましたが、行政懇談会の政策課題とあわせ、主要な課題についての対応、考えをお聞きしたいと思います。

そのうちの一つであります目の大きな課題は、山之口のスマートインターと都城志布志道路の整備であります。今もお話にもありましたが、都城志布志道路については徳重議員から質問がありましたので省略しますが、とにかく早い整備をお願いしておきたいと思っております。

次に、道路の整備に関して2件、都城北郷線長田地区の歩道整備、並びに都城霧島公園線と財部庄内安久線との交差点右折レーンの設置についての取り組み状況をお聞かせください。県土整備部長にお願いします。要望が上がっているはずであります。

○県土整備部長（濱田良和君） まず、都城北郷線長田地区につきましても、歩道がなく、大型車の交通量が多いことから、歩行者の安全確保のため、これまでに長田小学校を中心に約1キロメートルの歩道を整備しております。今年度は、整備が完了している箇所から都城市側の延長約300メートルの区間におきまして歩道整備

を行うこととしております。

次に、都城霧島公園線と財部庄内安久線との交差点につきましては、交通事故も発生しており、安全対策の必要性は認識しておりますので、今後、公安委員会とも協議を行い、その対応につきまして検討してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に、県西の救急医療拠点に対する支援についてであります。都城市と都城市郡医師会では、市街地の南に位置している3施設、救急医療センター、健康サービスセンター、市郡医師会病院の位置的偏在の解消、施設・設備の老朽化・狭隘化問題への対応、及び県西までの広範囲な圏域を見据えた救急医療体制の構築などの観点から、3施設をアクセス性にすぐれた都城インターに近接したエリアに一体的に移転整備することとし、現在、三股町とも共同しながら、平成26年度開院を目指して事業推進が図られております。この県西の救急医療拠点に対する支援について、福祉保健部長の御見解をお聞かせください。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県西地域における救急医療につきましては、その拠点となる都城市郡医師会病院及び救急医療センター等の移転整備事業を、当該地域に係る地域医療再生計画の最重点事業に位置づけておりまして、約12億円の補助を行うことといたしております。このほか、周産期医療の中核施設であります国立病院機構都城病院の産科手術室の整備や、都城北諸県圏域11医療機関、西諸圏域2医療機関が参加いたします周産期医療のネットワーク化などに対しましても助成を行っているところでございます。今後とも、地元市町村や医師会等関係機関と十分連携を図りながら、救急医療を初めとする地域医療提供体制の充実強

化に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に、浄化槽設置整備事業の増額及び補助金の算定方法の見直しについてあります。三股町は、宮崎市と並び人口が日々増加しております。しかも上流域の責任として、町が浄化槽の設置を積極的に推進していることから、人口増加も相まって浄化槽設置の要望がとても多い地域でございます。ところが、ここ数年の県補助金の交付額の減少傾向に加えて、交付要綱の改正により交付基準が財政力指数のみとなったことも災いし、補助金が前年度3割以上の減少となってしまい、8月には住民からの交付申請に応じられない状況を呈しております。三股町は過去、財政健全化に努めてきたことから、他に比較し財政力指数の大変よい町であります。財政健全化に努めてきたばかりに、今度は県の補助金が削られるというのはおかしな話ではないでしょうか。例えば悪いかもしれませんが、「アリとキリギリス」の話でアリさんが損をするでは困ります。補助金算定の方法について見直しできないか。いや、すべきと考えますが、環境森林部長の御見解をお聞かせください。

○環境森林部長（堀野 誠君） 浄化槽整備事業につきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、平成26年度末の生活排水処理率の目標である78.1%の達成に向けて、できる限りの予算の確保に努めているところであります。また、補助金の算定方法につきましては、本年度から市町村の財政力をより重視した取り扱いにしたところであります。限られた財源の中で、浄化槽整備を県全体で効果的に推進していくために取り入れた方法でありますので、御理解をいただきたいと存じます。

○蓬原正三議員 御理解はいただけません。お

かしいと思います。財政健全化に一生懸命頑張ってきた。その結果、今、財政状況はいい、人口もふえている。それで、「あなたのところはお金があるからお金をやらない」というのはおかしいと思います。先ほど「アリとキリギリス」の話をしましたけど、アリさんが損する話はおかしいと思いますので、後はまた委員会のほうにお願いをして、深く掘り下げていただきたいと思います。

時間がありませんので、次に移ります。国道222号牛の峠道路の工事再開の見通しについてであります。この路線は、都城市から三股町を経由して日南市につながる道路であります。

「牛の峠」の名のとおり、全線くねくねとカーブの多い道路でありましたが、17年前、日南市側は整備が完了、一方、都城市側は三股町まで新たな路線が整備されております。ところが、三股町から先、日南市境のトンネルまで残すところ7キロが未着工なのであります。12年前、2市1町による協議会が組織、開催された後、国道工事事務所も交えた検討会では、「諸般の理由により当面は現道改良整備とし、新路線の整備は休止」との結論を得ていたところですが、あれからじっと待つこと12年、東九州の高速道路の完成も見通しがついた今、国においてはそろそろ南に目を転じていただいて整備再開のゴーサインを出してもらいたいと思うのであります。県土整備部長の御見解をお聞かせください。

○県土整備部長（濱田良和君） 国道222号牛の峠道路につきましては、国の権限代行事業によりまして昭和42年度から事業が進められておりましたが、このうち都城市尾平野から三股町寺柱間の約7キロメートルのバイパス工事につきましては、多額の事業費が必要となるため、事

業効果などの観点から平成10年度に休止とされたところであります。このため県といたしましては、国道222号の現道対策としまして、平成19年度までに尾平野地区約1キロメートルを整備し、現在、安久地区におきまして、大型車の離合困難な箇所など5工区、約1.5キロメートルの整備に取り組んでいるところでございます。現在、県南地区におきましては、東九州自動車道や国道10号都城道路及び国道220号の整備が国により進められておりまして、今後相当な事業費が必要となりますが、県といたしましてもこれらの早期整備が重要な課題であると考えております。したがって、このような状況を勘案しますと、国道222号バイパス事業の再開は当面困難であると考えております。

○蓬原正三議員 宮崎県の県議はたしか2名だったと思います。にべもない返事でしたけれども、また、我々は我々なりに働きかけをして頑張っていきたいと思います。

次に行きます。防災拠点について伺います。ある団体の方から出された意見であります。一つの大胆な発想としてお聞きください。都城盆地は津波の心配は要りません。また、高速道路が西九州や福岡につながる交通の要衝であります。陸上自衛隊もあり、お隣、鹿児島県鹿屋市には海上自衛隊も位置します。宮崎空港が津波で使用不能となったとしても、約1時間のところに鹿児島空港があります。津波被害の程度次第ですが、これまた1時間の距離に海上輸送を担う志布志港と錦江湾がございます。すなわち防災機能は十分、いざというときの救援機能を、地理的優位性からとても発揮しやすい地域なのであります。人口も県内で2番目、大震災時などにより県庁の機能の一部が損なわれた場合に備えて、都城盆地にその機能を代替・補完

するバックアップ拠点を検討してはどうかとの意見であります。知事の御所見、感想をお聞かせください。これは私見でございますが、そもそも戦国時代のその昔、いつ洪水に見舞われるかわからない河口などの平場にお城が築かれた例は珍しいのではないのでしょうか。古来、有名武将の城は高台などの戦略的要衝に築かれたものであります。知事お願いします。

○知事(河野俊嗣君) お話を伺いながら、この圏域はポテンシャルの高い、すばらしいところだということを改めて感じたところがございます。

県におきましては、大規模な地震や津波、またさまざまな危機事象が発生した場合に、県庁の行政機能を維持することは大変重要な課題だという認識のもとに、今年度、県の本庁版BCP(業務継続計画)を策定しまして、7月から運用を開始したところであります。この計画の中で本庁舎につきまして、大規模な災害、特に地震の揺れに対する備えとしまして、早急に新たな防災拠点施設を整備する必要があるということで、外部の有識者の意見も聞きながら、現在作業を進めておるところでございます。これに加えて、それでもなお本庁舎が使用できない場合も想定をしておく必要があるということで、このBCPの中では、代替施設として使用できるところを毎年度調査し、候補リストをつくって準備をすることとしております。この中で具体的には、本庁周辺から県内各地に至るまで5つの段階に分けて候補となる施設を例示しておりまして、県の都城総合庁舎もその中に含めているということでございます。また、津波被害で沿岸が被害を受けたときなどに、自衛隊等の防災関係機関が集結する後方支援拠点につきましても県内各地に複数箇所設置することと

してありまして、現在、具体的な候補地を選定し、都城市とも協議を行っているところでございます。以上であります。

○蓬原正三議員 次に移ります。タンデム自転車についてであります。タンデム自転車とは、複数のサドルとペダルを装備し、複数人が前後に並んで乗り同時に駆動することができる自転車のことであります。通常2人乗りであります。3人、4人、5人乗りのものもあります。道路標識などでは「タンデム車」と表記されております。タンデム自転車に関し4点ほど、県警本部長に伺います。

まず1点目は、自転車の乗車人員は、道路交通法では乗車装置の数だけと決まっており、初めから2人分の乗車装置の用意されたタンデム車に問題はありませんが、地方自治体ごとに条例、いわゆる道交法施行細則で細かいことが決められていると聞いております。本県の施行細則はどのような規制になっておりますかお聞かせください。確認しておきたいと思っております。県警本部長。

○警察本部長(加藤達也君) 本県の道路交通法施行細則でございますが、本県におきましては、タンデム自転車が通行できるのは自転車専用道路または自転車歩行者専用道路であります。なお、県内では、綾宮崎自転車道線及び宮崎佐土原西都自転車道線などがございます。

○蓬原正三議員 タンデム自転車を観光地等で見かけたことはあります。知人の話では、トライアスロン等で視覚障がい者にタンデム自転車が許可される例があると聞きましたが、本県でタンデム自転車を許可したレースがあるのかどうかお聞かせください。県警本部長。

○警察本部長(加藤達也君) 県内における自転車レースは、昨年が2回、本年が3回開催さ

れていますが、タンデム自転車は一般道路での走行ができないことから、参加はありません。

○蓬原正三議員 いよいよ本題に入ります。東日本大震災において自転車による移動や情報伝達が有効であったことや、エコ、健康熱の高まりにより自転車の価値が大きく見直されてきております。特にタンデム自転車は、高齢者や障がい者など交通弱者にとってこの上ない手軽で便利な乗り物であり、社会参加、いわゆるノーマライゼーション社会の実現を促す意味でも大変有効な手段であります。観光面においても、近郊散策や近場の観光地めぐりをする上でその利用価値は大変大きいと思われれます。2人前後に乗ることによって強い親近感が醸成されることも聞きました。恋旅の地宮崎にはもってこいの観光機材であります。これまでに5県が制限なく走行可能と聞いております。本県においても、ほか41県に先駆けて走行可能とすべきと思いますが、県警本部長の御見解をお聞かせください。

○警察本部長（加藤達也君） タンデム自転車の規制緩和につきましては、これまで自治体や自転車愛好者などから要望があり、また、既に規制緩和をしている県もありますことから、現在、タンデム自転車の安全性に関する調査や走行実験を行っているところであります。

○蓬原正三議員 検討でなくて実験ということでございますので、実現の見通しは大変近いんだなというふうに理解をいたしました。

次に、最後であります、自転車一般について伺います。ヨーロッパでは、目的地までの遠距離の自転車移動に、車両に自転車を持ち込めると聞いております。JR九州に対し行政の立場から要望してほしいと思うのでありますが、総合政策部長の御見解をお聞かせください。

○総合政策部長（稲用博美君） 自転車の列車内への持ち込みにつきましては、JR九州によりますと、解体し、または折り畳んで専用の袋に収納した場合以外は禁止されていると伺っております。ただ、一方で地方のローカル線など一部の鉄道事業者では、自転車を折り畳まない状態での持ち込みを容認して活性化につなげている事例もございます。県といたしましては、列車への自転車の持ち込みにつきましては、駅ホームの改良の問題、あるいは安全性の確保などの課題がありますので、その実現可能性につきましてはJR九州と相談してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に、農業についてであります。

稲穂が頭を垂れつつ黄色く色づく季節であります。害虫が発生していないかなど、ことしの作況に気をもんでいるところに、台風16号の襲来でありました。秋風にそよそよと吹かれていた稲も、一面地をほうかのようにすっかり倒伏してしまいました。刈り取りまであと1カ月、ことしの刈り取りには余分な汗をかかなくてはいけないようであります。

さて、平均以上に高齢化が進む農業・農村地域の風景、田を見張る人々は皆70前後の人ばかり、「あと10年じゃっど」という言葉がよく聞かれます。あと10年もすると、地域の農業を支える人はほとんどいないか、もしくはトラクターにも乗れなくなるという意味であります。誰が地域農業を支えるのか、耕作放棄地にならないよう、誰が先祖伝来の土地を耕し守っていくのか。今、農村地域が抱える、近未来の処方箋のない大きな課題であります。そこで、高齢化、過疎化する農業・農村地域をどうやって守るのか、果たして守れるのかとの観点から、以

下3点ほど農政水産部長に質問をするものであります。遅効性の漢方薬で結構ですから、処方箋らしきものをお示しいただきたいと思うのであります。

まず1番目、高齢化が進み、農村地域を支える人もいなくなる中、第七次農業・農村振興長期計画で進めようとしている活性化策についてお聞かせください。私も穴があくほど読みましたが、確認をしておきたいと思えます。

○農政水産部長（岡村 巖君） 農村地域においては、過疎化、高齢化等の進行により農業生産活動や地域活力の低下が危惧されており、この活性化を図っていくことは大きな課題となっております。第七次農業・農村振興長期計画では、地域の営農を支えるために意欲ある多様な担い手の育成を図るとともに、「連携と交流による農村地域の再生」を一つの柱として掲げ、農商工連携や6次産業化、都市と農村の交流など幅広い取り組みを進めているところでございます。また、将来にわたり農村地域が持続的に発展していくためには、まず、農業が魅力ある産業に成長し、他の産業や地域が有する人材、技術、資金等の外部の経営資源を積極的に取り込んでいけるようになることが何よりも重要と考えております。

○蓬原正三議員 集落の優良農地を守るために、集落営農組織の育成や法人化が進められてきました。これがこれまで有効な役割を果たしてきたことに間違いはありませんが、先ほど申し上げましたように、これまた組織の核になる人々の高齢化によって将来の組織存続が危ぶまれます。営農組織、法人化の現況と今後の見通しについてお聞かせください。

○農政水産部長（岡村 巖君） 集落単位で農地の利用調整や産地振興を担う集落営農組織に

つきましては、地域農業の重要な担い手と認識しており、農業改良普及センターを中心に市町村やJAと連携しながら、強い指導力を発揮するリーダーの育成や組織化などを支援してまいりました。この結果、平成23年度までに119の集落営農が組織され、22組織では自立経営を目指して法人化されておりますが、構成員の高齢化の進展等により経営改善を図りにくい状況もございまして。県といたしましては、今後の集落営農の組織化、法人化の推進に当たっては、集落の構成員である女性農業者や兼業農家などの多様な農業者の参画を促進することで、集落単位での6次産業化や契約生産による経営の多角化を推進し、経営基盤の強化を図りながら若い担い手の育つ魅力ある集落づくりに取り組んでまいります。

○蓬原正三議員 先ほど「外部の経営資源」という言葉もございましたが、これまで農村地域には企業の参入について一種のアレルギーがございました。企業による土地保有が、転売等により農村集落を破壊してしまうのではないかと危惧からであります。ところが、先般の農地法の所有はできないが借用はできるとの改正で、状況は少しずつ変化してきたように感じます。まだまだ農業者の間に企業参入について理解が深まったとは言えませんが、事ここに至っては他産業からの参入もやむなき方策の一つであり、その方向にそろそろかじを切るべきときではないかと感じます。本県の農業分野への企業参入の現状と推進方策についてお聞かせください。ちなみに、熊本県ではプロジェクトチームをつくって企業を誘致、大分県では、専従職員を置いて遊休農地など企業参入候補地を調査するとともに、農機具購入費助成制度まで用意していると聞いております。部長お願いしま

す。

○農政水産部長（岡村 巖君） 本県における他産業からの参入の状況につきましては、平成24年1月の農業法人実態調査によりますと、これまでに90法人が建設業や食品製造業等から参入をしております。県といたしましては、多様な経営資源を持つ他産業の力を呼び込み本県農業の振興を図るため、平成21年度から宮崎発・大地を活かす農商工連携ビジネスモデル創出事業により農業振興公社に参入相談窓口を設置しており、具体的には、県内外のIT企業や貿易商社等が本県農業者と連携して参入する取り組みを対象に、施設整備や新規雇用に係る費用の支援を行っております。さらに、フードビジネスという従来の農業の枠を超えた観点から全庁的な検討を進め、新たな農業ビジネスモデルの構築による農業・農村の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 前途は多難だと思いますが、一緒にまた頑張りたいと思います。

最後に、商工観光労働部長にお尋ねいたします。企業誘致と聞けば、製造業と情報産業何社との報告であります。今後は農政水産部とさらにさらに連携を図り、農業に参入する一般企業の誘致も視野に入れて推進してはと考えるのですが、御見解をお聞かせください。なぜなら、一般企業に関する情報は商工観光労働部がはるかに多く持つておられるはずだからであります。ついでながら、この際、一般企業からの農業法人も誘致企業数にカウントしてもよいように感じますが、これについては今回は質問外とします。お願いします。

○商工観光労働部長（米原隆夫君） これまでも、農商工連携等による取り組みを支援しますとともに、企業立地という観点からも本県の豊

富な農林水産資源を生かした食品関連産業を重点分野の一つとして定め、農業法人の食品加工施設などを立地企業として認定してきたところであります。議員の御質問にありました点につきましては、近年、商工業から農業分野に参入する企業もふえつつありますので、商工観光労働部といたしましても今後、このような方向性について農政水産部と十分連携をしてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 最後になりました。再生エネルギーについてであります。

原発事故を契機に電力買い取り制度が7月にスタートし、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス発電等再生エネルギー導入の機運が高まっていることは、先日来の代表質問、一般質問で御指摘のとおりであります。現在、日本の自然エネルギーの割合は、発電量で約10%、水力を除けば1%にすぎないと言われておりますが、将来的に原発比率を下げるとするならば、反比例して自然エネルギーの割合をふやしていくべきは当然のことです。本県の新エネルギービジョンは、平成15年に策定、平成25年度を最終年度としておりましたが、技術は日進月歩、5年一昔、もしかすると3年一昔と言われる昨今、それを1年前倒しで策定されることは、大いに評価に値するものと考えます。策定状況や骨子については、これまでの質問に答弁がありましたので、以下、小水力・洋上風力発電、バイオマス発電の導入実現の可能性について、4点ほど伺います。

まず、小水力発電についてであります。鹿児島県では、小水力利用発電推進協議会を立ち上げ民間資本で発電会社を設立されております。横田議員の情報収集と強力な提案によりまして、清山部会長以下、外山衛議員、そして私と

で鹿児島県議会に調査に参りました。関連する執行部職員にも同行いただいております。民間発電会社の名は株式会社九州発電、大変大きな名前です。年内に4カ所建設予定であり、訪問した8月16日も肝属町(旧内之浦町)と立地調印を済ませたばかりで、15億円かけて3,500世帯分、1,560キロワットの発電所を建設するとのことでありました。地元自治体には固定資産税1,200万円を見込み、加えて地域振興対策費を支払うのだそうであります。6年先には、300キロワットから2,000キロワットの発電所も40カ所、総事業費240億円、2万4,000キロワット、5万世帯分の発電を計画、年間20数億円の収益を見込んでいるとのことでありました。ダムは不要、自然の落差を利用します。同協議会には、理事に鹿児島大学教授を初め、全国小水力利用推進協議会役員や立地自治体の首長、そして出資民間会社役員が、顧問として国土交通省河川事務所所長や県庁内関連部門の環境林務部や土木部、農政部等の職員が名を連ねておられます。この小水力発電は、地元集落に水路の点検や維持管理の一部を委託し水路の使用料や委託費を支払うことで、水路保全や中山間地対策にも有効であり、あわせて雇用などの経済効果も期待が大きいところでもあります。現在、本県においても協議会の設立準備が進められております。県の予算は不要、純然たる民間活力、民間資本による自然エネルギーの地産地消、地産外商であります。県はどのようにして関与していかれるおつもりか、環境森林部長の御見解をお聞かせください。

○環境森林部長(堀野 誠君) 小水力発電につきましても、安定的に電力を供給できる発電であり、あわせて豊富な降水量や高低差のある地形など、本県の地域特性に適していることか

ら、有望な新エネルギーであると考えております。このため、現在、見直し作業を進めております新エネルギービジョンにおきましても、太陽光やバイオマスとあわせて小水力発電を、重点的に導入を進める新エネルギーの一つとして位置づけることとしており、積極的に導入促進を図ってまいりたいと考えております。また、鹿児島県と同様の協議会が設置された場合には、県としましては小水力発電を促進する立場から、県がどのような役割を果たしていくかなどについて検討していくことになると考えております。

○蓬原正三議員 次に、企業局長にお尋ねいたします。本県は水力発電先進地であることは当然のことです。小水力発電について、企業局の現在の取り組み状況並びに今後の方針についてお聞かせください。

○企業局長(瀧砂公一君) 企業局におきましては現在、ことし4月に運転を開始いたしました祝子第二発電所に引き続きまして、綾北ダムの維持放流水を活用した発電や、治水ダムとしては初めてでございますが、日南ダムにおける発電について、必要な調査あるいは関係機関との協議を進めているところでございます。また、市町村等が計画いたします農業用水を利用した小水力発電につきましても、関係部局と連携し、今年度、諸塚村を初めといたしまして複数の市町村において技術面での支援を行っているところでございます。今後とも、これまで培った技術やノウハウを活用して県内の小水力発電を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 小水力発電の開発の可能性について伺います。先ほど申し上げました協議会の成否にかかわる大変重要なことでもあります。

鹿児島県の場合、300キロワットから2,000キロワットまでの規模を開発すると聞いておりますが、同程度の規模の開発可能地点は、企業局が把握している範囲でどの程度あるのかお聞かせください。企業局長お願いします。

○企業局長（瀆砂公一君） 本県の水力発電につきましては御案内のとおりでございますが、古くからの長い歴史がございまして、主要な地点については、これまで企業局あるいは九州電力などが開発をしてきたところでございます。お尋ねの300キロワットから2,000キロワットの規模の開発可能地点といたしましては、企業局においてはこれまでに10カ所程度の適地調査を行いまして、このうち経済性の高い数カ所につきまして今後検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、企業局といたしましては、県内に小水力発電を普及させるためには、地域に身近に存在する、これらの規模よりさらに小規模なものについても開発を進めていくことが有効と考えますので、市町村等への技術的支援などに取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 10カ所のうちの数カ所が経済性が高いのではというような調査結果のようではありますが、これは、先ほど来申し上げますように、鹿児島と同じような協議会をつくるかつくらないかという大きな岐路に立つ判断の材料となることであるので、非常に慎重を要すると思っておりますが、私もまた同じ委員会でもありますので、あしたからの委員会の中で地図等々も含めて細かく議論をして、この協議会が成り立つものか成り立たないものかということについて方向性を示す大事な大事なことでありますので、後の委員会ですっかり企業局長と議論をいたしたいと思っております。

あともう少しです。洋上風力発電について、環境森林部長に伺います。国は、平成10年度3万キロワットの洋上風力を、30年に803万キロワットに拡大する目標を掲げました。8月には環境省が五島市沖で実証実験を開始、経済産業省も福島県沖で実験開始したとの報道がありました。民間や大学に委託してのことです。一方、日立造船や東芝、JFEスチールなど大手企業も順次参入を表明しているとの報道もあります。陸上は、景観や騒音、土地利用の制約などから適地が少なくなってきたため、風力発電は陸から海へと展開しつつあるそうです。風力発電は、部品点数が多く、自動車産業同様の裾野産業を形成するため、産業集積や雇用創出効果も見込めると期待をされます。特に浮体式はノルウェーに1基しかなく、世界をリードする可能性が高いというのであります。まだまだ現段階では不確定要素の多い洋上風力発電ではありますが、日立造船などなど大手企業の将来参入を見込み、適地調査など可能性調査をする気はないか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（堀野 誠君） 国は、平成21年度から22年度に、全国を対象に洋上風力発電を初め中小水力発電など4種類の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル調査を実施しております。この中で洋上風力発電につきましては、風速、陸地からの距離、水深の自然条件と国定公園などの社会条件の両面から可能性調査が行われており、その結果によりますと、本県では県南の一部の地域で洋上風力の導入ポテンシャルがあると報告されております。県といたしましては、現在策定作業をしております新エネルギービジョンの中で、洋上風力発電を含めさまざまな新エネルギーについて議論を進めるとと

もに、今後とも情報の収集や情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 国が調査していることは私も知りませんでした。県南の一部が導入のポテンシャルが高いということで、希望もあるようでございます。前には岩下議員がいらっしゃいますけど、串間あたりに大きな企業が来ていただくと非常にいいんじゃないかと思えます。

最後に、商工観光労働部長にお尋ねいたします。農業についての質問と同じく、企業誘致に発展させてのことであります。小水力発電は、企業局があり水力発電先進地ですから、外部の技術に頼る必要はありません。県内の企業を育成すればよいことだと考えます。洋上風力発電など県外、民間の活力、資本を活用すべき発電については、企業誘致による再生エネルギーの導入を図ることが非常にベターであると考えます。御見解をお聞かせください。

○商工観光労働部長(米原隆夫君) 発電そのものは立地企業の対象とはしておりませんが、これまでに太陽光発電パネルや木質ペレットの製造工場などを立地企業として認定してきております。最近、メガソーラーやバイオマス発電事業を目的に工業団地等の問い合わせも来ておりまして、このような場合には、関係部局や市町村に情報提供するとともに、企業に対しては雇用の確保などにつながるような事業展開をあわせてお願いしているところであります。

なお、太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの活用積極的に取り組む県内の中小企業を支援するため、融資制度の充実を現在検討しているところであります。

○蓬原正三議員 ありがとうございます。融資制度の充実まで御検討いただいていること、本当にありがとうございます。恐らくあしたか

らの委員会でいろいろ議論があるんじゃないかというふうに思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○中野一則副議長 以上で、午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時0分開議

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) それでは、質問をいたします。

5年前、私は、県武道場で行われた県警察の剣道大会に初めて招かれたことがあります。そのとき、剣道のルールの説明を受け、私はびっくりしました。その説明とは、剣道で一本とったとしても、その後、ガッツポーズなどした場合は、その一本は取り消しですと説明されたからです。私はびっくりするとともに、さすが剣道は日本の武道精神を守り続けているんだなと思いました。剣道は竹刀で相手を打つことですが、そのことは、つまり、刀で相手の命をとることでもあります。相手の命をとる剣道、そこには常に相手の命に対する尊厳や礼儀が必要であり、ガッツポーズなどは最もふさわしくない行為であるからだろうと思いました。

明治維新の前年に来日したイギリス人のフランス・ブリンクリーは、日本で遭遇した果たし合いについて書き残しています。彼が目撃したのは、果たし合いに勝利した武士が、たった今、自分が切り倒した相手の遺体に自分の羽織をかけ、ひざまずくと、恭しく合掌した姿で

あったそうです。このような日本武士道に感銘を受けた彼は、その後、生涯を日本のためにささげることになるのですが、このような果たし合いのとき、討ち取った相手に自分の羽織をかけ、手を合わせて立ち去ったという話、実は多少同じようなことを私は高校時代に経験したことがあります。

高校の部活動であるテニス部に入部したての高校1年生のときです。試合中に私の打ったボールがネットに当たって、難しい回転のボールが相手コートに入り、得点することがありました。私はそのとき、ガッツポーズをしたのかもかもしれません。その後、平然と試合を進めようとしたのですが、そばで見ていた先輩が試合をとめ、そんな得点をしたときには、一度帽子を脱いで、相手に「済みませんでした」と謝りなさいと、その先輩から指導されました。このようなスポーツ上の礼儀は中学生時代には教えられなかっただけに、高校に入ったばかりの私は、高校生は中学生と違って大人だなと感じたことがあります。そのとき以来、私もそのような大人として生きていきたいと思ったものでした。

ひきょうなことをしない、弱い者や敗者を思いやる、そしてそのようなまなざしは、いじめや自殺者の問題が云々されている今日、人づくりを目指す教育、そして国づくりを目指す政治の世界においても大変大事なテーマではないかと思います。いじめ、虐待、自殺の問題は、家庭教育のあり方など個人的な問題もあるかもしれませんが、今、日本が突き進んでいこうとしている社会の形、そして働くことが壊れようとしている社会の形が果たしてよいのかどうか、そのような社会学的な問題もはらんでいるのではないかと思います。いずれにしても、核心に

迫った解決策を早く見出していかなければならないと思います。そこで、教育長に質問をいたします。武道の授業や部活動を通して子供たちにどのようなことを期待するのか、教育長の思いを伺いたいと思います。

以下の質問は質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○教育長(飛田 洋君) [登壇] お答えいたします。

武道の授業や運動部活動についてであります。ロンドンオリンピックで2つのメダルを獲得された松田丈志選手が、「康介さんを手ぶらで帰すわけにはいかない」という御発言をなさいましたが、長年にわたって日本の水泳界をリードされてきた北島選手を強く尊敬される思いから発せられた言葉の重みに私は身震いをする思いがいたしました。武道の授業や運動部活動におきましても、技能や知識を習得することも大切ですが、礼儀や仲間との協力、相手の痛みの理解など、望ましい人間関係を形成するために必要な力を身につけてくれることを何より期待いたしております。さらには、目標に向かって困難を乗り越える力や、自分や仲間を信じてチャレンジし、前向きに行動できる力なども身につけてほしいと強く願っております。これらの力は、「第二次宮崎県教育振興基本計画」のスローガンである「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」を進めていく上でも大切な視点であるものと考えております。以上であります。 [降壇]

○太田清海議員 ありがとうございます。松田選手の発言も本当に国民に感銘を与えた言葉です。本当にありがとうございました。

確認の意味で質問いたしますが、武道が今年4月から中学校において必修化されましたけれ

ども、実施時期と実施時間数の状況についてお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 本年4月に全公立中学校を対象に行いました調査によりますと、武道の実施時期につきましては、各学校の指導計画に基づき、早い学校で5月開始、遅い学校で2月開始で計画されておりますが、中でも、9月から11月の時期に開始する学校が多く、全体の7割を占めております。実施時数につきましては、必修化されたことによって、第1学年、第2学年の2年間の両学年、またはいずれかの学年で取り扱うこととなっており、2年間を通して平均で約20時間が計画されているようです。以上でございます。

○太田清海議員 わかりました。4月から導入されたものですから、もうそういう授業を入れて、ある程度の成果なり、もしくは教訓なりでもあるのかなと思いましたが、大方が10月ごろだろうということであります。わかりました。

実は、今まで教育の問題、いじめの問題とか家庭教育の問題等では、後藤議員の親の学びの問題とか、河野議員のほうからは親学ということではいろいろ議論がありまして、大変興味を持って聞かせていただきました。また、十屋議員の質問等の中では、教育長自身が、いじめがあったことに対して学校側が発表を控えるとかいうことではいけない、逡巡してはいけないという言葉が発せられましたけれども、本当にそれはいいメッセージだろうと思うんです。恥と思っちゃいかん、問題があったときにはさっと言わにゃいかん、そういうメッセージとして受けました。それから、もう一つ鳥飼議員とのやりとりの中で、もっと学校の現場で文書を減らそうよと。余りレポートとか何かが多いじゃないかということ自体も教育長みずからが発せら

れて、そういったところをぜひ改善していただきたいと思うんです。

実は、私自身も感じる場所なんですけど、問題がある家庭と言ったら語弊がありますけれども、いろいろ問題を抱えている家庭に、学校として聞いてもらいたい、参観日に来てもらいたい、参観日にまた居残ってもらいたいと思っっているのに、来ないんです、実際は。学校側のメッセージがなかなか伝わらない。伝えたいところに伝わらないという現実があって、私たち自身もどうしていいのかなというふうに思うんですが、そのあたりを教育長はどういうふうにお考えになりますか。これは一つの悩みだろうと思うんですよ。

○教育長（飛田 洋君） 私は長い教師生活の中で、どの保護者であれ、どの保護者も自分の子供が伸びてほしいと願っていると強く確信しております。しかしながら、そう思いながらも、学校へ行きたくても行けない保護者の方、あるいは悩みがあって、子供のことが気になってしょうがないけれども、学校へ行こうとする足が重い方、いろいろな保護者の方々と出会ってまいりました。そのとき、学校教育が一番大事にすべきことは、そのような保護者の心に寄り添うことが、そのことこそが大切だと思っております。家庭訪問とか教育相談とか、いろんなところを工夫して、保護者の気持ちを受けとめるとともに、学校の思いや指導を届けていく、そういう努力をしていく必要があると考えております。今後とも、PTA等とも連携しながら、さまざまな思いをお持ちの保護者の方々と心を通わせるような取り組みに粘り強く取り組んでいくことが大切だと思っております。

○太田清海議員 わかりました。そこは本当に

解き得ない悩みといたしますか、私たちも感じる
ところでありまして、教育長の言葉で粘り強く
ということで考えていきたいとは思いますが、
もう一つ私、感じるのは、自分の子供を育てた
ときにも感じるんですが、自分の子供に、友達
を大事にせないかんぞ、いじめたらいかんぞと
か、正直にあらねばならんぞということをお教
えながらも、では、その子供を世の中に送り出す
ときに、この世の中でいいんだろうかと、この
子はうまく社会の中に入っていきだろうかとい
うような不安を感じるんです。学校の先生たち
は子供に理想を教える。理想を教えて、本当に
そのとおりに生きてくれ、正直に生きてほしいと
言うんだけど、世の中が、一つの現象でい
えばオレオレ詐欺とか、そういった何か人をだ
まし込んでいくような社会が蔓延している。そ
れでないと生き延びていけない人たちもいるよ
うな感じがする。そういう社会に送り出すとき
に、現実と理想の食い違いの中で先生方も悩ま
れるんじゃないかなという気がして、これもな
かなか解き得ぬ問題であります。教育長、ど
うお考えになりますか。

○教育長（飛田 洋君） 現在の教育において
は、安全等を重視することなどにより、いわゆ
る冒険とか、極めて厳しい取り組みをすること
はためらいがち傾向があると思っておりますが、
このような状況の中にあっても、社会に面
したとき、その厳しさに折れない子供たちをつ
くっていくためには、例えば私の経験ですが、
私が校長をしていたときに部下が、「20キロ以
上、校長、歩かせましょうや」ということを提
案しまして、保護者の理解を得て、20キロ以上
生徒たちを歩かせるという取り組みをいたしま
したが、心も体も、鍛えるべきときは、ちゅう
ちょせず、しっかり鍛えていくことが重要であ

ると思います。また、たとえどんな世の中であ
っても、自分に誇りを持って正義を貫き、高
潔な人格を失わないような正しい生き方ができ
る子供を育てていきたいものだと考えておりま
す。宮崎の教育はこのような教育にチャレンジ
していきたいと、そう願って、「第二次宮崎県教
育振興基本計画」のスローガンを「未来を切り
拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」と
させていただいたところでもあります。

○太田清海議員 わかりました。一つの現実的
な悩みとしては7・5・3という問題——一生
懸命就職をさせようとしても、社会にうまく
入っていかない子供たちもパーセントとしては
あるわけです。その辺あたりが本当に教育現場
で一生懸命やっている人たちの悩みだろうな
と。就職についても、受け入れる側がそれをう
まく受け入れてくれない、そういったところが
現実的な悩みなのかなという思いもしたところ
であります。

次に移らせていただきます。地方財政の問題
について知事にお伺いしたいと思います。

租税弾性値という言葉がありますが、非常に
これもまた初歩的な質問で申しわけありません
が、前はビルトインスタビライザー機能につ
いてということでしたが、これもどうしても気
になる言葉でありまして、租税弾性値のあるべ
き姿について知事の所見をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 租税弾性値、これは名
目経済成長率に対する税収の伸び率の割合とさ
れておりまして、例えばGDPが1%ふえたとき
に税収が2%ふえれば租税弾性値は2という
ことになるわけです。この数値は、国におきま
して、毎年度の予算につきまして、次年度以
降の歳入歳出への影響を試算するための数

値として活用されているものであります。

この数値であります。景気の影響を受けやすい国税の基幹税目である所得税、法人税、そういったようなところもありますし、税制改正の影響も受ける、さまざまないろんな特殊要因の影響も受けるということではあります。それで大きく変化する場合もあるわけですが、歳入の中長期的な動向を分析・検討する上で重要な指標であろうかと考えております。

○太田清海議員 弾性値というのは、私は高いほうがいいと思うんです。知事も消費税については避けて通れないということで、消費税はほぼ弾性値は1だろうと思うんです。経済にぶれないからですね。そういう意味では——景気のいいときに税金を余計いただいて、不況のときに備えておくという意味では、弾性値は高くしておいて備えておくべきだろうというような気もするわけです。

この項目の最後に質問いたしますが、内閣府の資料では1988年には弾性値が1.38です。2011年、0.97というふうに国税の弾性値が落ちてきている。私はそれを考えるときに、これはかつて一つの例としては、高額所得者の最高税率が、昔、75%であったのが、今、40%に落ちている。そこも弾性値が落ちているように感じられるんですが、知事、この辺はちょっと国税の話であります。そのあたりの知事の認識をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今の具体的に挙げられました1.38、0.97、その辺の数字は、今おっしゃったようないろんな制度改正、税制のあり方の変化の状況も反映しているものかというふうに考えております。それは、中長期的な税制のあり方を検討する上で一つの指標かと考えております。

ただ一方で、この15年間の単純平均をすると4だというような数字があるようでもあります。それは定率減税の廃止だとか、いろんな大きな制度改正の影響で数字がどんどん大きく出てくるものであります。そういった特殊要因をある程度除いた上でどうなるかというところを見た、その意味におきましては、非常に意義のある数字だろうかというふうに考えておりますし、それをなるべく大きくしておくことというのは一つの大事なポイントかというふうに考えます。

○太田清海議員 その辺の議論はもうとめておきますけれども、4という弾性値があると発表しているのは竹中平蔵さんだろうと思うんです。この方がどういう人かなという感じもするわけですが、私は、弾性値というのはやわらかくあるべきではないかなというふうに思っています。

次に、消費税のことについてお尋ねしたいと思いますが、総務部長、企業局長、それから病院局長に同じような質問になるかもしれませんが、県の一般会計及び特別会計における消費税等の負担額と、税率が10%に引き上げられたときの負担見込み額、企業局のほうには、消費税の納付額及び同じく10%に引き上げられた場合の影響、病院局においては、消費税の納付額及び消費税率が10%に引き上げられた場合の影響、それぞれ答弁をお願いいたします。

○総務部長（四本 孝君） 県の公営企業会計を除きます一般会計と特別会計が負担する消費税及び地方消費税につきましては、業務執行に際して行うさまざまな取引が課税対象であるかどうかなどによりまして、異なった取り扱いということになります。一般的に、消費税等を負担していると考えられます物品等の購入費、業務の委託料、建設工事の請負費などの総額は22

年度決算ベースで1,200億円程度であります。これは課税対象とならない取引を含む額であります。このため、正確な消費税等の負担額を算出することは困難でございますけれども、税率の引き上げに伴ってその額はふえるものと考えております。

なお、増加する負担額に対しては、適切な地方財政措置が講じられるものというふうに考えております。

○企業局長（瀨砂公一君） 企業局における平成22年度決算ベースでありますけれども、消費税及び地方消費税の納付額は約1億3,400万円余となっております。税率が5%から10%になりますと、当該納付額は約2倍になると考えられますけれども、企業局の場合は、消費税等は売電料金等に転嫁されますことから、経営に影響を与えることはないというふうに考えております。

○病院局長（渡邊亮一君） 病院事業でございますが、平成22年度の消費税及び地方消費税の納付額は、いわゆる差額ベッド代や診断書等の文書料、さらには検診料などにより徴収した額でございます。約1,000万円となっております。

次に、消費税が10%になった場合の影響についてでございますが、現行税率5%でありますので、納付額は2倍の約2,000万円になるものと考えております。

なお、診療に必要な医薬品などを購入する際、毎年度おおむね5億5,000万円ほど消費税を納入相手先に支払っております。現行制度においては、この支払った消費税のほとんどは控除することができない制度となっております。消費税が10%となった場合、控除できない消費税額は概算で2倍の約11億円になるものと考えて

おりますが、この控除対象外消費税につきましては、これまで行われてきた診療報酬の改定において診療報酬に上乘せされてきたところでございます。消費税率が引き上げられた場合におきましても、適切に診療報酬に手当てされるものと考えているところでございます。

○太田清海議員 わかりました。一般会計のほうは1,200億ということですが、これは課税されない部分もあるので、正確にこの数字だけということは見られないということですが、いつか精査していただきたいという気持ちもあります。

実は、静岡市であります。ここは2,786億円の予算規模を持っている一般会計のところ、5%で31億というふうな、議事録として6月議会で載っております。これが2倍になるだろうと。静岡市と県を比べることはできませんが、そういうかなりなものがかかっておる、出す側に、歳出の側にとということになるろうかと思っております。

それから、今、病院局のほうからお伺いしました支払い額が5億5,000万ほどふえるということですが、これは診療報酬の中に転嫁されることだろうということでもありますけれども、この辺が今、医療界の中では問題になっておる負担なんですね。診療報酬に転嫁されなければみずから負担せないかんわけです。これはなぜかという、もう言われたとおりで、俗には損税という言い方であらわされていますね。病院会計はそういうものを持っておると。どこに消費税を請求していいかわからない税が残って、みずから負担をしなきゃいかんということですから、病院局のほうもいろいろ計画を立てて黒字化を図ろう図ろうとしている中で、こういった5億程度の負担があるというのは本当に残念な

ことだろうと思うんです。そういう影響があるということもぜひ見ていただきたいなと思います。

次に、総務部長にお伺いしますが、これまでの質問でもある程度出たんですが、消費税等の引き上げに伴う本県の地方消費税の影響額等についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（四本 孝君） 今回の消費税率等の引き上げ分5%のうち、地方消費税分は1.2%とされております。この本県への影響額であります。地方消費税は現在、国におきまして、都道府県間の清算基準について見直しが検討されているところでありますので、あくまで現行制度をベースにして考えますと、120億円程度の増収になるというふうに見込まれます。

○太田清海議員 わかりました。120億円程度の増収ということですが、これはそのとおりになるように願っておりますが、将来の景気動向とか、そういうのが影響されるかなど。それから、何か国会のほうでも算定基準の見直しがされているというような話も聞いていますが、これも地方に有利なようにされていくのかどうか、どうだろうかという思いもあります。

そこで、知事にお伺いしたいと思います。これまでもたびたび訴えてきたことでありますが、地方財政というものを考えた場合、将来、このままいった場合、本当に今の形の中でやり切れるのかどうか。消費税が入れば——ちょうど2015年が10%になりますけれども、大体、今までの震災とかで復興予算が効き目を出してきたのは2年間しかないんです。関東大震災、神戸の震災でも2年後にはまた不況に陥るんです。ちょうど2015年というのがその年に当たる。そのときに消費税を10%に入れ込んでいった。そんないろいろ考えると、それから本当に

地方交付税というものが豊かなものとしてパイがあるかどうか、私、余り展望として描けないんです。地方分権と言われておりますから、T P Pの問題で知事が国に訴えたように、地方交付税をくれくれと言うだけじゃなくて、地方交付税をふやすような、そういう税制であるべきではないかということをもうそろそろ訴えられにゃいかんのではないか、そういう思いがするわけですが、そういう要望を国に行っていくべきだと思いますが、知事、どうお考えでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 地方税財源の充実というものは、本県にとりましては非常に重要な課題の一つということで、全国知事会などと一緒になりながら、強く訴えている項目の一つであります。そういう中で、今御指摘ありました地方交付税の原資は、これまでも答弁申し上げておりますように、国と地方がお互い貧乏同士が何とか綱引きをしながら折り合いをつけているというのが毎年の地方財政対策でありまして、御指摘のように、まずはそのパイを広げる、国民に理解をいただきながら、その財源を確保するということが、原資を確保するということが非常に重要かというふうに考えております。そういう中で、地方交付税の原資となる国税5税、いろいろあるわけではありますが、それをどのように考えていくのか。それから、税の体系は、所得、消費、資産という3つがあるわけがあります。簡素、公平、中立というような原則に沿って所得税のあり方についてもどう考えるか。税制全体の体系の中でこれも考えていく必要があるかと思っております。そのような観点もいろいろ踏まえながら、今後は、税財源の充実ということをしっかり議論してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 今、知事の言葉に、国と市町村、自治体、貧乏同士がというような表現がありましたけれども、私、国は本来は貧乏ではないと思います。確かに赤字ではあるけれども、取るべきものを取っていない。片や、個人金融資産が1,500兆でしたか、どんどんふえている。取るべきところを取っていないから、国が貧乏に見えるだけであって、そこをきちっと取っていただく。それをもう一回世の中に回すという、いわゆる宮崎県が発表した地域経済循環システムですか、あの思想にのっとなってやれば、景気もよくなるし、税収も上がるわということで、貧乏者同士というのは違うんじゃないかなと私は思うんです。というところにしておきます。

次に、地域医療について病院局長にお伺いしたいと思います。

県立病院の看護師採用試験について今年度見直しをしたそうですが、看護師不足、なり手がいないということですね。これまでの新卒者を対象とする人事委員会試験と経験者を対象とする病院局試験を本年度から病院局に一本化をして、試験実施時期の前倒し、受験資格の緩和、試験科目の削減などの見直しを行ったようであるけれども、その効果等について病院局長にお伺いしたいと思います。

○病院局長（渡邊亮一君） 看護師採用試験につきましても、全国的な看護師需給の逼迫の影響などもありまして、受験者数が年々減少しておりましたことから、先ほど議員が言われたように、本年度から、新卒者等を対象とする人事委員会試験と病院局が実施する経験者対象の試験を病院局に一本化して、必要な見直しを行って実施したところでございます。その結果、受験者数は昨年度から5名増加しまし

て、137名となりまして、近年の減少傾向に歯どめがかかったところでございます。また、今回の試験では、新規学卒者の県内就職の場を確保するという観点から、免許取得予定者の採用区分を設けましたが、来春卒業予定者の受験者数は昨年度の約1.5倍の67名に増加しまして、一定の成果があったものと考えております。今後とも、県立看護大学を初めとする県内の看護師養成機関の学生や、県外に就職している本県出身者に向けまして、県立病院の魅力と採用試験のPRに努めまして、受験者数の確保と優秀な人材の採用に努力してまいりたいと考えているところでございます。

○太田清海議員 わかりました。ある一定の効果が出ておるといふふうに解釈をしたいと思います。

もう1つ、いろいろ聞いてみますと、県立病院の看護師さんたちは県内の3つの県立病院を異動せないかん、異動があるということで、それが少し負担になっているような話を聞いたことがあります。ですから、採用試験を地元採用といいますか、異動のない人たちを採用する、そういう採用の仕方もあるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○病院局長（渡邊亮一君） 看護学生の中には、3つの県立病院を経験できることを魅力ととらえる声もありますが、御指摘のように、異動があることで県立病院を敬遠する声があることも承知しております。この背景としましては、看護師は業務の特殊性として夜勤があります。こういうことから異動に伴う転居や遠距離通勤に対する負担感があるのではないかと推測しております。この点につきましては、県の出先機関の職員とは異なっていると考えているところでございます。

お尋ねの各病院ごとの異動のない採用枠を設定することについては、そうした異動の負担感の解消のみならず、1つの病院に勤務することで自分たちが支える病院として愛着を持っていただく、そして結果として良質な医療の提供を図る上でも有益であると考えております。これはまた特に、県北、県南地域への看護師の定住にもつながるわけございまして、地域振興に資するという側面もございまして、しかしながら一方で、人事異動の目的である職員の資質向上、あるいは人事の刷新を図るという点で問題はないのか、さらには現職の看護師を含め、希望する勤務地が県央部に偏っている状況もございまして、地域偏在のない形で有用な人材が確保できるか、そういう危惧もございまして、今後、看護師確保のための方策の一つとしまして、また各県立病院の円滑な運営の観点からも、病院現場の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。ぜひ、採用の地域枠みたいなものの検討といいますか、調査をお願いしたいと思います。

それから、夜勤体制の話が今出ましたけれども、夜勤体制がまだ充実していないところがあるやに聞いております。看護師さんが少ないということもあろうかと思うんです。そういった夜勤体制の改善も、看護師の方々がふえることによって改善されるのではないかと思いますし、ぜひ夜勤体制についても改善を考えていただきたいと思っております。

それから次に、同じく病院局長に、診療報酬制度に的確に対応した取り組みというのが求められていると思います。これまでも、がん治療連携計画策定料とか、特定集中治療室管理料とか、そういった取り組みもされておるとい

ことについては評価をしたいと思います。また施設基準、いわゆる診療報酬の点数を上げるという意味で、施設基準の中には人的な配置を必要とするものや、資格を必要とするものなど、取得が容易ではない基準もあると聞いております。具体的にお尋ねしますと、リハビリテーションに関する施設基準の中には、専門の研修を修了した医師や理学療法士等を配置し、がん患者に対するリハビリテーションを実施したときに加算が得られる施設基準があると聞いております。この施設基準の取得のために県立病院としてはどのような対応をしているのか、お尋ねしたいと思います。

○病院局長（渡邊亮一君） 診療報酬上においてがん患者リハビリテーション料を徴収できる施設基準、これを取得するためには、医師、看護師、理学療法士等の専門研修が必要となりますが、がん診療連携拠点病院である県立宮崎病院において現在、10月からの取得に向けて準備を行っているところでございます。

なお、この施設基準の取得によりまして、がん患者に対する診療機能の充実強化が図られるとともに、1回のリハビリテーションの提供につき200点の診療報酬が得られるなど、収益確保につながるものと考えております。今後とも、高度で良質な医療の提供及び収益の確保を図る観点から、新たな施設基準を取得するなど、診療報酬の改定に的確に対応してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 宮崎病院で今、研修をしているといいますか、資格取得の対応をされているということですが、これは3つの県病院に将来配置していくことができるということを意味しているんですか。それとも宮崎病院だけということを考えておられるんでしょうか。

○病院局長（渡邊亮一君） 先ほど答弁しましたように、この施設基準を取得するためには、医師、看護師、理学療法士等の専門研修、あるいは専門スタッフが必要となります。したがって、その基準に沿うような形の人員体制が整っているところからやっているということでございまして、現在、宮崎病院をやっていると。当然、延岡病院、日南病院もそういう方向に向けて取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

○太田清海議員 わかりました。

次に、福祉保健行政についてお伺いしたいと思います。

今議会に議案として上程されています宮崎県歯科保健推進計画（案）では、「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」よりもフッ化物洗口を推進しているような表現となっておりますが、これはどういうふうに解釈されますか、福祉保健部長。

○福祉保健部長（土持正弘君） 虫歯予防のためのフッ化物応用につきましては、世界的にもその安全性、有効性が認められておりまして、厚生労働省、日本歯科医師会などにおいても推奨していますことから、県ではこれまでもフッ化物応用の推進に取り組んできたところでございます。また、「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」も制定をされましたので、その趣旨にのっとり、県歯科保健推進計画（案）を策定することにより、今後とも、フッ化物応用を推進してまいりたいというふうに考えております。

なお、学校におけるフッ化物洗口でございますけれども、これは実施主体である市町村等の判断で実施することとなりますけれども、実施に当たって、学校、保護者、学校歯科医などの

十分な理解を得た上で取り組むこととされております。

○太田清海議員 実は、条例第10条第2項に、市町村がフッ化物応用等により行う場合には県はそれを支援するといえますか、実施するということで、この第10条第1項から何項までありますか、10項目ぐらいあったと思いますが、「場合は」という言葉が入っているのはフッ化物応用のところだけなんです。「場合は」というのが入っているところが、市町村がやろうとしたときには県はそれを支援しますよということで、市町村の主体性というものを、やるやらんかも含め、重んじているわけです。私は、今度の計画の中でフッ化物洗口ということに対して、まだ疑義のあることに対して数値目標が示されていることについてはどうも違和感を感じるわけです。その辺のところは、フッ化物洗口とフッ化物塗布の違い、この定義の違いをきちっとさせてください。

○福祉保健部長（土持正弘君） フッ化物洗口は、フッ素濃度が225～900ppmの洗口液を用いてうがいをするものでございまして、週1回法や週5回法がございまして、4歳以上のうがいのできる子供が対象となり、効果は5年以上の継続、永久歯の虫歯を40～60%予防することができると言われております。

次に、フッ化物塗布でございましてけれども、フッ素濃度が9000ppm——0.9%ということになりますけれども——のフッ化物を歯面に直接塗る方法で、年3～4回程度行います。これは4歳未満の者やうがいのできない者など、フッ化物洗口を実施できない者に勧められておりまして、効果は乳歯の虫歯を20～40%予防すると言われております。

○太田清海議員 フッ化物洗口、口の中をうが

いするということと塗るというのは、これ、どこでやりますか。洗口はどこでやろうとしているのか、塗布というのはどこでやられてきたのか、その違いをお願いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） フッ化物塗布は医療行為になりますので、これは歯科医院、診療所のほうでやるものでございます。フッ化物の洗口につきましては、特に医療行為ではございませんので、家庭でもできるわけですが、今考えておりますのは、学校で実施するという事を考えております。

○太田清海議員 私は、フッ化物塗布、医者が塗る、歯科衛生士というんですか、あの方たちが塗ったりするのは医療行為として、それはいいと思うんです。親御さんが医療機関を訪ねていたり、もしくは検診のときに医者が直接塗ってあげるわけだから、それは私は問題ないと思います。私の娘も塗らせたので、それは親の責任でそうしたほうがいいよと言って塗らせたわけです。洗口の場合は、学校で集団的にやるということですから、部長が言われたように、保護者の同意をきちっととらないかんし、やれやれやれとってとるようなことではいけない。十分なインフォームド・コンセントというのがないといけないものだと思うんです。ですから、私、ここにちょっと頭をひねったのは、フッ化物洗口というところは数値目標を挙げるべきものではないのではないかなと。塗布はぜひ挙げて、目標値を定めるというのはいいと思うんです。その辺の違いをぜひ——学校で集団的にやらせるということについては、かつてのインフルエンザの注射事故で国家賠償をせざるを得なかった事件もあって、医療機関に全部インフルエンザの注射も移行させて、学校ではさせないという、そのあたりのと

ころの問題を慎重に考えるところもあったら尊重していただきたいというふうに思っております。これはまた常任委員会の中での議論にもなるかもしれませんので。

次に移らせていただきますが、ポリオワクチンが今回、取り扱いが変わってきたということを知っております。今までは生ワクチンで、いろいろ細菌が生きておったということでしょうか、事故も起きたということで、9月から不活化ワクチンに切りかえられたというふうに聞いております。その変更の経緯とその内容についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） 生ワクチンは免疫をつける力がすぐれている一方で、副反応としてごくまれに麻痺症状があらわれることがありましたので、ことし、平成24年7月に予防接種法実施規則が改正されまして、9月1日をもって生ワクチンから麻痺症状の心配のない不活化ワクチンに一斉に切りかえられたところでございます。変更の内容につきましては、生ワクチンは集団接種により口から飲むワクチンを2回投与してございましたけれども、不活化ワクチンは原則として医療機関での個別接種により注射を4回行うということとなったところでございます。

○太田清海議員 不活化ワクチンに変更されると市町村の財政負担はふえるというふうに聞いております。国による市町村への財政措置について現状はどうなっておるのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（土持正弘君） ポリオの予防接種は予防接種法の定期接種に位置づけられておりまして、実施主体は市町村で、その費用の一部について市町村へ交付税措置がなされているところでございます。不活化ワクチンの導入

で1人当たりの接種費用が約1,200円から約3万9,000円になります。市町村の財政負担は大幅にふえることとなりますが、国は、今年度の増額分については財政措置を行わず市町村の費用負担とし、来年度以降の財政措置については検討するというふうに聞いております。県といたしましては、定期予防接種の変更等に当たっては、市町村の財政負担がふえないよう国において必要な財源確保を行うことを要望してまいりたいというふうに考えております。

○太田清海議員 今、部長の発言の中に、不活化ワクチンに対しては交付税措置がされているというふうに聞いていいんですか。今度変わったことに対して交付税措置はされているんだよという意味でとらえていいんですか。

○福祉保健部長(土持正弘君) 現行は一定の交付税措置がされているということになります。不活化ワクチンに変わった後にどの程度の交付税措置がされるかということが問題になると思いますので、そこはしっかり要望していききたいというふうに考えております。

○太田清海議員 わかりました。これまでの生ワクチンのときの交付税措置が残ったままというふうに理解をしていきたいと思えます。という意味で交付税措置がされているのかなというふうに解釈をしたいと思えます。

次に、急速充電施設の確保について、これは、ある県民の方から相談がありました。電気自動車を買いたいと思っておるのだが、CO₂の問題もあるので協力したいと。ところが、遠出をしたときに、熊本方面に行ったり、大分方面に行ったりするときに、ところどころに急速充電器がないものだから不安であるという声なんです。県内に満遍なくあるべきだろうと思うんですが、電気自動車の急速充電施設について、

これまでの県の取り組みと県内の設置状況についてお伺いしたいと思います。

○総合政策部長(稲用博美君) 急速充電施設、この整備に当たりましては、充電器本体に対する国の補助制度がありますが、その制度では周辺工事にかかる経費が補助対象となっておりませんでした。また、平成22年度末の時点ではその施設が県内に3カ所ということでしたので、この点を踏まえまして、県におきましては、国の制度を補完する補助事業を創設しまして、公募をしました上で、五ヶ瀬町と川南町において設置の助成をしたところでありました。その後、電気自動車の普及と相まって販売店において順次整備が進んでおりまして、本年7月末現在、県内10カ所に設置をされております。設置がされてきておりますので、今後は、その設置箇所に係る情報、これを集約してホームページ等によっての情報提供、こういうことに努めてまいりたいというふうに思います。

○太田清海議員 わかりました。実は、きのう、おとといでしたか、その方からまた情報がありまして、大分の三重町で、あるディーラーさんが設置をしたそうです。大分方面は多少わかりましたという報告がありましたけれども、熊本方面とかいうときにまだ手薄かなという感じがいたします。県もそういう取り組みをされた結果だろうとは思いますが、ディーラーさんが取り組むのが本来なのかなとは思いますが、ぜひ促進する形で訴えていただきたいと思っております。

それから次に、獣医師の確保についてですが、口蹄疫の発生、その対応の反省から、獣医師体制の充実というのが求められていると思うんですけれども、これまでの県職員の獣医師の現状と、獣医師確保対策として取り組んで

いる修学資金の給付状況とその効果について、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 県におきましては、現在、157名の獣医師職員が家畜衛生業務や公衆衛生業務等に従事しておりますが、今後5年間で33名の退職者が見込まれ、獣医師確保が喫緊の課題となっております。一方、獣医系新規卒業者の就業が都市部の小動物分野に集中する傾向が続いていることもあり、公務員獣医師の確保は依然として困難な状況でございます。このため、平成21年度から、国の制度を活用した「獣医師養成確保修学資金貸与事業」に取り組み、これまでに修学資金を給付し、大学を卒業した4名のうち、獣医師免許を取得した3名は皆、本県に入庁しております。さらに、獣医師を安定的に確保するため、給付期間の拡大や給付対象者を増員すること等の修学資金制度の拡充を本議会にお願いしているところでございます。

○太田清海議員 今度の議会で改善ということで、産業獣医師確保就業資金給付事業というのを提案されておられますが、今までの取り組みの給付については評価しますが、獣医師の確保対策についてほかにどのような取り組みがあるのかということをお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 獣医師確保対策につきましては、これまで、大学の獣医学部などで就職の説明会や特別講義に参加し、公務員獣医師の業務について理解醸成を図りますとともに、平成21年度からはインターンシップ学生に対する研修費の一部助成等を行ってまいりました。また、県採用試験の受験年齢の引き上げや初任給調整手当の支給などの対策も講じているところでございます。さらに、今年度からは、確保対策の強化を目的とした「宮崎県獣医

師確保対策チーム」を庁内に設置し、地元大学との連携や学生への勧誘活動などの取り組みを推進しております。高校生に対しても早い段階から獣医師への意識づけを行うため、県内の高校を訪問し、生徒や進路指導の先生と意見交換会を行うなど、さまざまな対策を講じてまいります。

○太田清海議員 これは医師確保等も同じようなテーマで言ったことがあるんですが、恐らく給付というのは口座振り込みとか、そういうことだろうと思いますが、その本人と宮崎県との接触がなくてもいかなかなと思って、そういう人たちを集めて年に1回オリエンテーションをすとか、何か和むような、宮崎県になじんでもらうような、そういう形をとってもらいたいなど。そういう取り組みもされているのでしょうか、そのあたりはどんな感じがありますか。

○農政水産部長（岡村 巖君） 給付をしている方たちとのいろんなやりとりというのがございますが、今後は、今御提案にありましたようなことを検討してまいりたいと思っております。

○太田清海議員 わかりました。

次に、教育長にお伺いしたいと思います。教育機関におけるバスの利用についてであります。

実は、新聞報道で知ったわけですが、九州運輸局宮崎運輸支局の方々が教育長をお訪ねになって、優良バス——優良事業者認定・認証制度をとったところが、宮崎県にもそういう事業所があるので、ぜひそういうバスを使ってもらいたいという申し入れをされましたね。そのときに教育長も、何らかの機会にそれぞれのところに使うように周知していきたい、そういうことを言われておるようですけれども、どのよう

な要請をしたのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 先日、県教育委員会に九州運輸局宮崎運輸支局長が来所され、運輸事業について最も優先すべきは安全・安心であることの説明や、日本バス協会が実施している優良運輸事業者の認定・認証制度についての概要説明、さらには県立学校が学校行事等でバスを利用する際は当該制度を参考にしてもらうため、周知を図ってほしい旨の要請がありました。学校行事は保護者から児童生徒の命を預かって実施するものであり、安全に十分配慮する必要がありますことから、その趣旨が伝わりますよう、今回の要請を受けまして、各県立学校に対し、文書で通知を行ったところであります。なお、要請をいただいたときに、宮崎運輸支局長に対しまして私のほうから、どのバスの業者でもきちっと安全を確保してほしいというお願いをしたところであります。

○太田清海議員 これは、運輸局——国土交通省ですが、そこがみずからこういった運輸業行政の中に規制緩和をして、その行き過ぎが関越道の事故とか、さまざまな事故が今どんどん起っていますけれども、その反省の上に立って、公の機関が公の機関である宮崎県教育委員会に申し入れをしたというのは、みずからのこれまでの行政がいかなかったのかなという思いで、私は、異例のことだろうなという気がいたします。それほど子供さんたちのいろんな移送に関しては、十分安全を確保してほしいという危機感からもあつたらうと思うんですけれども、貸し切りバスを利用する場合の学校行事についてどんなものがあるのか、その選定の方法についても教育長にお尋ねしたいと思います。

○教育長（飛田 洋君） 貸し切りバスを利用

いたします学校行事には、修学旅行、遠足、宿泊研修などがあります。これらの学校行事等で使用するバスの料金は原則、保護者負担となります。バス業者の選定につきましては、児童生徒の安全面はもちろんのこと、保護者の負担も考慮し、入札等により各学校が選定いたしております。

○太田清海議員 その選定方法、多少安ければいいということでは問題があるという一つのアクションだろうと思うんです。ぜひ、子供さんたちの命を預かるいろんな事業ですから、ひとつ警鐘を鳴らしておきたい、そうであってほしいと思っております。

それから、学校行事において県外の事業者のバスの利用というのがふえておるようだけれども、そういった実態を把握しておられますか。

○教育長（飛田 洋君） 県教育委員会では各学校にバス業者の報告を求めておりませんが、いずれの貸し切りバス業者を利用しているかについては把握いたしておりません。ただ、例えばセンター試験や高校総体など全県下の高校生が動く行事などでは、なかなかバスの確保が難しいというよう声は聞いております。

○太田清海議員 わかりました。地域経済循環システムといいますか、地場産業、地場の事業者を使っていくということも大変大事なことでありますので、教育長が今言われましたが、全ての事業者が安全を保ってほしいというのは本当にそうだろうと思います。ぜひ、貸し切りバス事業者安全性評価認定制度というそうですが、そういったところがふえてくるように期待をしたいと思います。ぜひ、子供の安全という立場を考えて、果たして安ければいいという風潮は少しずつとめていただきたいと思いま

す。事故があったらこれは大変ですよ。

次に、障がい児教育についてお伺いします。

障がいのある児童生徒の小中学校から特別支援学校への転学については、小中学校、それから市町村教育委員会、就学指導委員会とも言うようですが、それから特別支援学校でそれぞれの役割、意見が違った場合なんかはどうするのか、その調整をどう図られるのかということについて教育長にお尋ねいたします。

○教育長（飛田 洋君） 小中学校に在籍する児童生徒の特別支援学校への転学につきましては、本人や保護者の希望を踏まえ、まず小中学校の校内就学指導委員会において、障がいの状態、学習や日常生活における支援の状況等をもとに、転学についての検討が行われます。また、転学先となる特別支援学校におきましては、きめ細かな対応が図られるよう、小中学校や市町村教育委員会と綿密な情報交換を行い、学校見学会や保護者との面談等を実施し、障がい状況の把握や、本人と保護者の意向を確認するとともに、特別支援学校の教育内容について理解を深めていただくように努めております。このような事前の調整を行いながら、市町村教育委員会が設置した教育、医学、心理等の専門家で構成される就学指導委員会等に意見聴取を行い、総合的、客観的な判断のもとに市町村教育委員会が最も適した就学先を決定することとなっております。

○太田清海議員 わかりました。三者対等であろうかなという思いで、今言われたのは市町村教育委員会のほうが最終的に決定するということですので、わかりました。

それでは次に、最後になりますが、防災マニュアルについてであります。

保育所、幼稚園を運営されている方から、今

度の震災を受けて、どうしたらいいんだろうか、どういうふう子供を避難させようかということではいろいろ問い合わせがあります。宮崎県はあるのかなと思ったんですが、どうも、保育所、幼稚園の防災マニュアルの手引書、そういったものがないようでありましたが、高知県ではそれを作成しているというところもあります。本県の状況はどうなっているのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 東日本大震災の被害を踏まえ、地震や津波などの災害から次世代を担う子供たちの命を守るための防災対策の充実、これを図ってまいりますことは大変重要でございます。このため、幼稚園につきましては、本年3月に国のほうから、学校防災マニュアル作成の手引が幼稚園を含む各学校へ配付され、地震・津波災害を想定した防災マニュアルの見直し作業が要請されておりますので、学校法人検査などの機会を通じ、マニュアルの見直しや避難訓練の実施等を指導しているところでございます。また、保育所につきましては、年1回、現地で実施しております指導監査の際、各園の防災マニュアルの内容や避難訓練の実施状況などの確認、それから指導を行っているところでございます。先般、南海トラフ地震による被害想定が公表され、新たに大規模な津波対策に係る視点を強化していく必要がありますことから、今後、県といたしましては、市町村や幼稚園、それから保育所関係者などと意見交換を行うなど、連携を図りながら、大規模津波を想定した手引の作成について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○太田清海議員 わかりました。いろいろ議論させていただきましたが、教育基本法の第10条第1項、子供の教育については、父母、その他

保護者に第一義的な責任があるということで、本当にそうだろうと思います。家庭教育については、きちっと家庭でやろうとする。そういった子供さんが育っていく。そして、その子供さんたちが社会の中に入るときに、社会の受け入れの形が、非常に優しい社会であったり、いい社会であればいいかなという思いを持って、その辺は政治家の責任かなというふうに思います。そういうことを述べながら、以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 新みやざきの田口雄二です。

いよいよ最後の質問になりました。私は延岡で遠いものですから、傍聴者が少ないと御心配していただいたのか、井上紀代子議員のお姉さんたちが傍聴に来てくれました。遠慮されて端っこのほうに座っておりますけれども、どうもありがとうございます。

市議会議員時代を通じましても、最初と最後の質問はまだ経験したことがありませんでしたが、とうとう一番最後のくじを引き当ててしまいました。今回は既に代表質問があり、広範囲に質問がなされており、また延岡市選出議員の5人のうち既に3人が質問をしております。重複をできるだけ避けながら質問をしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、先週はロンドンオリンピックで活躍した松田丈志選手に県民栄誉特別賞、そして指導する久世由美子コーチに知事感謝状を贈呈していただきました。知事、まことにありがとうございます。松田選手は私の東海中学校の後輩でもあり、次男、長女ともに東海スイミングクラブと一緒に練習をしていた関係もあり、実に感

慨深いものがありました。延岡市選出の議員は、昨年の大相撲の最高行司を務めた第35代木村庄之助さんの県民栄誉賞に続き、2年連続で厳粛でかつ最高の名誉ある式典に参加することができました。オリンピックではもう1人、延岡学園高校出身の新鍋理沙選手も女子バレーボールの銅メダル獲得に大きく活躍してくれました。県民を熱くしてくれた2人の手形が延岡駅前のオリンピック出場選手の手形・足形モニュメントに新たに追加されます。お二人の今後ますますの御活躍をお祈りいたします。丈志君の言葉ではありませんが、私も手ぶらで延岡に帰るわけにはいきませんので、元気が湧いてくるような答弁をよろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、知事の政治姿勢からお伺いします。

太陽光を初めとする再生可能エネルギーで発電された電気を一定の期間、固定価格で買い取ることを義務づける「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、固定価格買い取り制度が7月1日からスタートしました。全国3位の日照時間と恵まれた条件の本県は、大きな可能性を秘めています。県内にも既にメガソーラーの建設や計画が進められていますが、知事のこの制度に関する感想をお聞きます。

以上で壇上からの質問は終了し、残りの質問は質問者席からとり行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

県内へのメガソーラー建設に関する考えについてであります。本県では平成21年3月にソーラーフロンティア構想を策定しまして、メガソーラーの立地や住宅用太陽光発電の普及、太

陽電池関連産業の振興によります太陽光発電の拠点づくりを進めてきたところでもあります。本年7月から、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が開始されたことが起爆剤となりまして、県内においても民間企業による新たなメガソーラーの建設が相次いで進められているところでもあります。また、具体的な計画も発表されているところでもあります。県としましては、今後とも、低炭素社会の実現や本県の恵まれた自然環境を生かしたエネルギーの地産地消への貢献という観点から、事業者への情報提供や相談への対応などを通じまして、メガソーラーを含む太陽光発電の導入を積極的に促進してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○田口雄二議員 ありがとうございます。メガソーラーの建設はありがたいのですが、雇用創出という面では非常に厳しいものがあります。安易に工業団地には誘致せずに、地域経済が潤う企業の立地に努めていただきたいと思っております。ただ、知事も当然御存じのように、固定価格買い取り制度は、1991年に導入したドイツでは巨額の助成金を投入してきましたが、既にさまざまな問題が出てきており、買い取り価格の大幅な値下げなど、制度の見直しを進めています。国民全体に大きな費用負担を強いた割には、それに見合う発電量が得られていません。太陽光パネルの国内メーカー製造の使用限定などの規制がなく、安い中国や韓国製品が大量に流れ込み、ドイツの太陽光発電のトップメーカー、Qセルズ社は倒産しています。しかし、今回の日本の制度はドイツの苦い経験を生かしたものはなっておらず、新エネルギー政策の柱になるのか疑問です。

将来のエネルギー選択の議論の中で、原子力

発電のあり方にさまざまな意見が出ています。14日に政府は、「革新的エネルギー・環境戦略」をまとめ、2030年代に原発稼働ゼロを目指すことを決定しました。私は民主党に所属する議員ですが、この決定には全く同感できません。原発停止により現在の発電の主役は火力発電になっています。その分、原油や液化天然ガス等の化石燃料の輸入が数兆円単位で急増し、欧州債務危機に伴う世界経済の減速とあわせて、日本の貿易収支は大幅な赤字に転落しています。現在の火力発電の中東依存は25%を超えており、政情不安な地域に頼り過ぎです。円高が日本の景気の伸びを阻害しているようにも言われますが、円高でなかったら化石燃料の購入費が大きいかさみ、貿易赤字はもっと大変なことになっていたことでしょう。もう少し日本全体が冷静になって日本の置かれている現状をしっかりと認識し、原発の再稼働を含む多様なエネルギー政策を進めるべきと私は考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今のメガソーラーのあり方についての問題、それから原発ゼロを含む今後のエネルギーのあり方についての御指摘、大変重要な御指摘をいただいたものというふうに受けとめております。国のエネルギー・環境会議で決定をされました「革新的エネルギー・環境戦略」におきましては、2030年代に原子力発電所の稼働ゼロを目指す方針が示されておることであると思いますが、これまでの議論の中では、今、議員も御指摘がございましたが、原発をゼロとする場合の課題といたしまして、電力需給の逼迫でありますとか、電気料金の大幅な上昇、さらには化石燃料調達リスクの増大、産業空洞化への懸念、また地球温暖化対策への影響というさまざまな懸念が指摘されていると

ころであります。このような課題は、国民生活や産業の維持発展など、我が国の将来にかかわる重要な案件であるというふうに考えておりますので、国においては十分な説明責任を果たしていただくとともに、その対策をしっかりと示していただきたいというふうに思っております。

実は午前中、閣議決定がなされたということですが、このエネルギー・環境戦略につきましては、参考資料という扱いで決定から外されているということがございます。方針を決めながらも、それを閣議決定まで至らなかった。いろんな事情があるとは思いますが、非常に何か腰の定まらない対応に国民からも、それから国外からも見えてしまうのではないかと、大変今、不安に思っておるところでございます。今、議員の御指摘がありましたように、エネルギー政策は大変重要な問題であり、原発依存度を減らしていくとか、その方向性については国民の多くが望んでいることかもしれませんが、それに伴うさまざまな負担なり影響というものをしっかりと踏まえた上で、国民的な、腰を定めた決断というものが必要ではないかということ強く感じるところであります。

県といたしましては、そういう議論にも参画をする、県としての思いを伝えるということと、県ならではの再生可能エネルギーの普及促進へ、太陽光発電を初め、しっかりと取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○田口雄二議員 ありがとうございます。この方が好きか嫌いかは別にしまして、石原東京都知事は、「ただ観念的に原発の是非のみを問い、その結果が錦の御旗がごとく力を持つならば、国を滅ぼす危険なことになりかねない」と都議会で述べています。私もそのとおりで思っています。

次に、既にこの議会で何度も質問が出ていますが、瓦れきの受け入れについてお伺いします。私は2月議会の代表質問で知事に受け入れ要請をしたこともあり、再度、確認をさせていただきます。知事の申し入れに対して市町村から拒否された最大の要因は何であったのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国が示した基準について昨日来もいろいろ議論がございましたが、まずは受け入れ判断の主体、いわゆる市町村というものが、その国の示した基準というのを市町村がどう判断するかというのが一つのポイントとしてあります。その先に、処理に当たる施設の周辺の住民の皆さんはそれをどういうふうに理解するか、さらにはその周辺住民の皆さんの理解が得られた上で、外側からの、例えば観光客でありますとか、そこの物産を買うお客さんに対する風評被害への懸念、さまざまな課題があるわけがございますが、市町村において今回の判断というものは、施設がない、施設の余力がないといったような個別の事情もあるわけでありまして、今言ったような国の基準をどう受けとめて、それをさらには地域の住民へ説明していくのかということにおいて、健康への影響や風評被害に対する懸念がある中で、施設を設置するに当たっての市町村における地域の住民の皆さんとのこれまでのいろんな経緯でありますとか、地域住民との関係を考慮されて、将来にわたって責任ある判断をしなければならない——なかなか前に踏み切ることができなかったのではないかというふうに考えております。県としては、国の基準より厳しい独自の基準を示して、それを一歩進めるための議論に取り組んでまいりたいというふうに考えておったところがございますが、国において最終

的な新しい団体への要請はしないということになりましたので、最終的に検討を終えることとしたところであります。

○田口雄二議員 要するに、自治体の皆さんは、放射能に関係するものはやはり御免だということだと思んですが、私はそのことは全く問題ないと思っているんですけども、仮に放射能が心配という瓦れきが山積している被災地に、職員を送り出している県内の自治体が幾つもあり、また県庁職員や警察官、教職員等の多くの皆さんも現地に入り、長期に及ぶ職員もいます。瓦れきの放射能が心配だと言っておきながら、その渦中の場所に送り出していますが、職員の健康問題等は全く気にしていないのか、私は矛盾を感じますが、知事はこの件に関してどうお考えですか。

○知事(河野俊嗣君) 今、答弁では、市町村がどのような理由でということまで申し上げまして、市町村自身がどう判断するか、それから地域の住民の皆さんにどう理解していただくか、それから風評被害というようないろんな段階を追って説明をしたところでございますが、今御指摘がありました東日本大震災被災地に対する職員派遣というものは、未曾有の国難と言うべき状況に対し、一刻も早い被災地の安全の確保と被災地復興のために、国や全国知事会などからの要請に応じて全国の自治体が対応しているものでありまして、本県としましても、市町村としても、可能な限りの人的な対応、支援を行ってきたものであります。全国知事会なり市長会等を通じての派遣要請におきましても、健康被害等問題のないところへの派遣ということでの要請をいただいておりますし、また改めて個別の派遣が決まった場合には、その自治体に対して、勤務地における業務の内容や当該地域

の放射線量の状況等を確認して、重ねて確認をして、健康に影響のない範囲であるとの回答をいただいた上で派遣をしているところでございます。

なお、派遣職員につきましては、県の場合、派遣終了後、必要に応じて健康相談を実施しておりますが、放射線の影響による健康上の問題は生じていないところであります。

○田口雄二議員 私も宮城県にも入りましたし、被災地の人はそこに住んでもいますので、私も問題ないと思っておりますので、ぜひ人の応援はやっていただきたいと思っております。

ただ、こんなことがございました。先日、県当局からの要請もありまして、私ども民主党県連は、口蹄疫による家畜の埋却地の土壌改良に係る経費を来年度予算に盛り込んでいただくよう郡司農水大臣に直接申し入れに行き、色よい返事をいただいたと、あるところで報告いたしました。すると、出席者の中から、口蹄疫で国にお世話になりながら、国の要請には全く応えず、勝手のいいことばかりよくお願いできたなど、県は何を考えているんだと痛烈に批判されました。私たちもそのことが気にかかり、一抹の引け目を感じながらの要望でもありましたので、この言葉にはかなり私は参りました。瓦れきの受け入れ要請は既に終了いたしました。今後、できる限りの支援で東北地方の再生・復興に手を差し伸べていただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、医療福祉についてお伺いをいたします。

危機的な県北の医療状況は少しずつ改善されつつあり、感謝申し上げます。県立延岡病院にことし4月から、心療内科・精神科が4年9カ月ぶりに再開され、さらに来年4月には、平

成20年9月から休診されていた消化器内科が再開の運びとなり、宮崎大学から2名の専門医を派遣していただくことになりました。ドクターヘリの4月就航に続き、現在、県立延岡病院には、新救命救急センターが平成25年度の供用開始を目指して建設中です。これまでの7倍の面積で医療機器も充実したものになり、3階の屋上にはドクターヘリが離発着できるヘリポートも整備されます。先日の宮原議員の質問で、浸水対策においても必要最低限の医療機能が維持できるとの答弁もいただきました。県北地域の2次、3次救急医療体制の中心を担う救命救急センターの充実、機能アップに大きな期待が寄せられています。そこで、新救命救急センターの医療スタッフの配置はどうなるのか、病院局長にお伺いをいたします。

○病院局長（渡邊亮一君） 県立延岡病院の救命救急センターの体制でございますが、現在、平日の昼間は、救命救急科の専門医師1名及び救急研修中の研修医と、救急病棟の日勤看護師で対応しております。また、平日夜間と土日等休日につきましては、医師が、内科系の医師1名、外科系の医師1名、研修医1名の計3名、看護師は、病棟の看護師長1名と外来担当の看護師2名の計3名が交代で対応しております。県立延岡病院の救急機能につきましては、今年度の救命救急センターの改築によりまして、ハード面の充実が図られますので、これとあわせて体制面の充実を図るために専門医の確保に現在取り組んでいるところでございますが、全国的な医師不足の中、なかなか確保できない状況でございます。延岡病院は、県北地域で唯一の第3次救急医療を担う中核病院として地域住民の方々の期待は大変大きいものと認識しているところでございます。今後とも引き続き、専

門医の確保や看護師等の体制充実等に努めまして、新しい救命救急センターの機能が十分発揮できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 施設も7倍になり、医療機器もいいものになり、ドクターヘリも離発着できるようになるのに、医療スタッフは変わらないということですね。昨日の清山議員の質問でも、県立3病院の中で救急患者の受け入れも一番多く、全ての患者に対応しているということもわかり、大変頑張っているということにはわかりました。医師確保が大変厳しい中ではありますが、肝心の医療スタッフが当然、増員になるものと思っておりましたので、ちょっと残念ではあります。とはいっても、急に、施設が7倍になったからといって、救急患者が7倍ふえるわけではありません。高度な医療機器が入り、レベルの高い治療が行われるようになり、また広いスペースになり、医療スタッフの仕事がしやすくなったと理解しなければならないのかとも思います。引き続き、今、病院局長が御答弁いただいたように、救急医療のさらなる充実のため、マンパワーの確保に努めていただきたいと思います。そして、延岡病院には休診している神経内科、眼科がありますので、その医師確保にも御尽力賜りますようによろしくお願いいたします。

次に、4月から就航したドクターヘリの出動についてお伺いします。これまで何度も出動回数が報じられ、順調に利用が進んでおり、期待した効果が発揮されていると思っております。道路事情が悪く、医療環境も厳しい県北地区がやはり予想したとおりに出動も多いようです。ただ、これまで報告された出動状況は、なぜか延岡地区はランデブーポイントからの現場搬送で

はなく、全て病院間の転院搬送ばかりです。私は勝手に、延岡病院には脳梗塞等に対応する専門の神経内科医が不在のため重篤な患者が運ばれているのかなと思ったりしておるんですが、なぜこのような状況なのか、延岡地区には特別な要因でもあるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（土持正弘君） ドクターヘリの出動件数につきましては、運航開始しました4月18日から9月17日までの153日間で、現場出動が86件、転院搬送が61件の計147件となっております。そのうち延岡地区は16件で、今御指摘のとおり、全て転院搬送となっておりますところでございます。この転院搬送された案件の中には、一たん救急車で市内の医療機関に運ばれたものの、処置が困難で、他の高度医療機関への転院搬送の要請がなされたものもあるようでございます。なお、現場出動のほうも、5件の要請が行われておりますけれども、いずれも運航時間外や重複要請のため、出動できなかったとのことでございます。

○田口雄二議員 延岡は出動要請から到着までに30分ぐらいかかりますので、ドクターヘリを要請したが、その間、病院で応急治療をしておこうということもあるのかもしれないね。状況がわかりました。ありがとうございます。

次に、臨床研修医の件でお伺いします。これまで本県の医師確保は、いかに本県出身者を宮崎大学医学部に入学させて、本県で臨床研修も済ませてもらい、そのまま宮崎県内で医師として働いてもらうことが大きな施策の一つでした。そのために宮崎大学医学部に、地域枠や地域特別枠、そして学生向けに奨学金等を導入してまいりました。ようやくその成果が上がり、宮崎大学医学部の約4割を本県出身者が占める

ようになり、今年度の研修医は58名と、過去最高になりました。非常に喜ばしいことではありますが、研修医確保ばかりが話題になっていましたが、臨床研修の2年を経過した医師がそのまま本県にどれぐらい残っているのかは聞いたことがありません。今年度、県内で臨床研修を終えた医師数と、そのうちどれほどが県内に残ったのか、また県外に行った医師の原因等はつかんでいるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） ことし3月に本県で臨床研修を修了した医師が35名でございます。そのうち27名の医師が県内に残っておられます。臨床研修修了後の進路等につきましては、各研修病院で個別面談を行っていただいておりますが、その中では県外に出ていかれた理由として、「地元に戻る」「県外でキャリアアップを図りたい」などの声があるというふうに聞いております。県といたしましては、研修医の定着を図りますため、若手医師等に対する学会出席や専門医資格取得に要する経費の助成等を行っており、今後とも、各研修病院と連携を図りながら、宮崎で勤務いただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 平成16年に研修医制度がスタートし、18年に最初の研修期間を終えておりますので、18年度以降のデータをいただきました。おおむね7～8割の医師が残ってくれているようですが、県立宮崎病院で研修した医師の残留率が余りよくありません。平成23年は8人の研修医のうち5人が県外へ、24年が6人のうち4人が県外に出ていっております。研修内容がお気に召さなかったのか、あるいは県外でさらに高度な技術をつけて、いずれ本県に戻ってくるならいいのですが、原因をしっかりと調査

して今後につないでほしいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

次に、政権交代後、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンの接種が平成22年から国と市町村の補助で無料化されました。特に、中学1年生から高校1年生の女子を対象にした子宮頸がん予防ワクチンは、がんを予防できる数少ないワクチンです。しかし、補助がなければ5～6万円の費用がかかり、以前から助成を求める要望の強いワクチンでした。若い女性に急増しているがんでもあり、お母さん方には非常に喜ばれているワクチンです。県内の対象となる小児や女子のヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン接種状況について福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 御指摘のとおり、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、平成22年度から国の特例交付金を活用して無料での接種が開始されたところでございます。これらのワクチンの接種状況でございますが、平成23年度末現在でございますが、ヒブワクチンにつきましては、対象者のおよそ5割程度であります3万1,240人、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、対象者のおよそ6割程度である3万6,045人、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、対象者のおよそ8割以上である2万5,464人がそれぞれ接種を開始いたしております。

○田口雄二議員 せっかく無料で接種できるようになったのですから、一人でも多くの対象者に接種してほしいと思っております。さすがに子宮頸がんは、関心が高かっただけに非常に接種率も高くなっておりますが、先ほど申しまし

たが、一人でも多くの命が助かるように普及啓発をしていただきたいんですが、ワクチン接種についての普及啓発はどのようにしているのか、再度お伺いします。

○福祉保健部長（土持正弘君） 県では、ホームページや県の広報紙、テレビ・ラジオを活用いたしまして、ワクチン接種についての周知を図りますとともに、予防接種の円滑な実施のため、市町村、医療及び教育関係者を対象としたワクチンに関する最新の動向等についての研修会を開催しているところでございます。また、医師会の協力のもと、居住市町村以外の県内どこでもワクチン接種が受けられる体制を整備しております。ワクチン接種は疾病の予防に大変効果的でありますので、今後とも、市町村、医師会等との連携を図り、接種の推進に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 市町村や医師会、関係団体と連携をしながら、しっかりと普及啓発に努めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

延岡医師会は、限られた医療資源にもかかわらず、延岡市夜間急病センターの深夜帯の診療を6月からさらに木曜日も追加していただき、週4日体制になりました。高齢化が進む延岡医師会の御尽力には心から感謝を申し上げます。来年度には延岡と宮崎間の高速道路が全線開通する予定です。また、宮崎大学近くの清武南までつながるのは大変ありがたい、夜間の医師の派遣を宮崎大学がふやしていただけるのではないかと期待しているところで、延岡医師会の負担が少しでも軽くなってほしいと思っております。また、聖心ウルスラ学園高校が来年4月に、5年一貫の定員40名の看護科を県北で初めて開設していただくことになりました。県

北地域で慢性的に不足している看護師を養成する学科がつくられることは大変ありがたく、心から感謝申し上げまして、医療福祉に関する質問は以上にいたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

2009年10月に延岡市岡富中学校でスタートした学校支援地域本部事業「はげまし隊」についてお伺いします。現役時代に化学や電気等の分野で働いていた旭化成OB会の皆さん22名が、ボランティアで中学生の数学や理科の授業の補助をするものです。5年目の今年度からは新たに2校が加わり、4校で実施されています。地元企業と連携による授業支援は、全国でも例のない延岡独自の取り組みとして大きく注目されています。私は7月に、今年度から始まった母校の東海中学校の「はげまし隊」の授業を参観してまいりました。60～70代の旭化成のOB会の皆さんは1クラスに3名入っており、教室内を回りながら、生徒からの質問に答えたり、問題にてこずっている生徒の手助けをしたり、居眠りをしている生徒に声をかけ、授業に参加させようとしていました。先生は30代半ばで、まさにOB会の皆さんから見たら自分の子供の世代、そして生徒は中学1年生で13歳、まさに孫の世代で、3世代が同じ教室で数学の問題と一緒に取り組むおもしろい光景を目の当たりにし、実にほほ笑ましいものを感じました。また、先生も、いつも参観日のようで気の抜けない指導になり、いい刺激を受けているようです。「はげまし隊」は約70名の会員となり、週4時間ほどを受け持ち、1クラス3～4名が入り、授業支援をしています。成績アップにもつながっているようで、各学校から支援を求める声が大きくなり、全市的な実施を目指して、5月にNPO法人「学校支援のべおかはげまし

隊」が設立されました。役員には、市役所OB、校長会のOB、企業の幹部等が入り、今後、幅広い人材確保を目指し、実施校を徐々にふやしていくようです。教育長はこの延岡市での取り組みをどのように評価しているのか、また学校支援地域本部事業の概要と事業費についてお伺いをいたします。

○教育長（飛田 洋君） 学校支援地域本部事業は、学校と地域が連携協力を図り、地域住民がボランティアとして学校を支援する事業で、本年度は県内15市町村35地域で実施され、全体の事業費は2,816万6,000円となっており、うち延岡市の「学校はげまし隊」の事業費は教材や資料代など120万円であります。この延岡市の「学校はげまし隊」は、企業を退職された方々が中学校の数学や理科の学習支援等に取り組まれているもので、学校からは、「理科実験での企業レベルの安全指導は助かる」「企業目線で校内の危険箇所を指摘していただき、ありがたい」、さらに生徒からは、「授業の理解が一層深まった」「励ましていただき、成績が伸びた」などの感謝の声があり、まさに延岡ならではの、しかも今までのさまざまな経験や高度な知識を生かしていただいた実にすばらしい取り組みであると評価いたしているところであります。

○田口雄二議員 OB会のボランティアの皆さんは、もちろん教員免許は持っていない方がほとんどです。熱心に事前準備、つまり予習をしっかりとっており、丁寧に御指導いただいております。ある方に声をかけましたら、気持ちに張りが出てきて、ぼけ防止にちょうどいいと、にこやかにおっしゃっていました。この取り組みは延岡以外でも十分可能です。特に、高学歴集団の県庁のOBの皆さんなどを活用する

ことも十分考えられます。まず、教育長、週4回、5つの中学校で実施されていますので、延岡に足を運んだ際はぜひ一度視察していただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

次に、延岡しろやま支援学校についてお伺いします。4月13日に飛田教育長が声高らかに開校宣言をし、「この学校が全国の先駆けモデルとしてよき学校になることを期待してやまない。本校の子供たちの可能性が延岡のシンボル城山の鐘のように大きく広がることを祈ります」と、晴れやかに御挨拶されました。残念ながら、その後の教育長は頭を下げるシーンばかりでちょっと気の毒だなと思っておりますが、それはさておきまして、聴覚、知的、肢体不自由の3つの特別支援学校を統合するのは、全国で初めてです。そのほかにも、これまでにない取り組みが幾つも入っており、大きな注目を浴びながらスタートして、既に半年が経過いたしました。期待と不安の中でのスタートであったと思っておりますが、この半年を振り返って現在までの状況をどのように評価し、また開校に間に合わず24年度にずれ込んだ駐車場整備やグラウンド整備の進捗状況を教育長にお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 延岡しろやま支援学校は、「地域とともに子どもたちの自立する心と力を育み、可能性を高め、未来を拓く総合的な専門教育の実現」を理念として設置いたしました。私も、準備段階での視察に加え、ことしに入りまして、2度ほど本校を訪問いたしました。校内においては、異なる障がいの子供たちが一緒に行動したり、コミュニケーションを図るなど、3校統合による効果が見られてきたと感じたところであります。

半年を経過した学校の状況は、九州保健福祉

大学との連携により、理学療法士等の配置をするとともに、就労支援の充実を図るために、就職先の開拓や企業への学校見学会を実施するなどいたしております。また、地域教育支援センターが中心となって、地域の障がいのある子供に関する相談活動を月平均100件以上行うなど、地域支援の充実も進んでおり、開校後半年を経過したスタートの段階としましては、おおむね順調に進んでいるものと考えております。

それから、今年度計画しておりました整備のうちについてですが、既に安全対策用の囲い等の設置は終え、現在、排水工事を行っているところでありまして、運動場のトラック・フィールドの整備や駐車場の舗装等につきましても、全て年度内に終了する予定としております。工事期間中の体育等の授業につきましても、延岡西高等学校が使用しておりました広い体育館を整備して使用していただいているところであります。

○田口雄二議員 御父兄等からの要望もありまして、8月6日、新みやぎきの会派で学校に視察に行つてまいりました。昼食に関する御要望が多かったので、給食が始まる前に現場に入りました。学校そのものは宮崎杉をふんだんに使っており、落ちついた感じのいい施設です。肢体不自由のわかあゆ棟には給食を食べる専用のランチルームがなく、4時間目に4つの教室のランチルームへの模様がえを教職員が行っていました。そして、ちょっと遠いなと感じる調理室からワゴン車で給食を運んできて、配膳して行っていました。授業時間中に教職員が給食のためにかかり切りになるというのはいかがなものかと、視察した会派の一同が感じたものです。その後、調理室を拝見させていただきましたが、調理室手前には給食を運ぶワゴン車が所狭しと

置かれており、調理員が窮屈そうにワゴン車の間を移動していました。視察した会派の意見は、わかあゆ棟の隣のスペースが大きくあいており、ここに厨房やランチルームを設置したら問題は解決するのではないかと考えますが、教育長に御見解を伺います。

○教育長（飛田 洋君） 厨房につきまして、狭いのではないかと御指摘をいただいたところでありますが、新しい衛生管理基準に対応した余裕のある仕様となっており、県内の特別支援学校の中でも最大の広さとなっております。また、給食場所まで遠いというところとか、配膳についてのことがお話にありましたが、教室や多目的室など給食をとる場所への運搬につきましては、教職員が児童生徒への指導に専念できるよう、調理委託業者が行う契約となっております。給食の配膳につきましては、通常、生活指導の一環として子供たちと教職員が一緒に行くこととなっており、肢体不自由棟におきましても、児童生徒の障がいの状態に応じた指導を行っております。このようなことから、現在の実施体制で対応できているものと考えております。また、ランチルームにつきましては、現状においては今の給食をとる場所で支障はないと考えておりますが、今後、児童生徒数の推移など、そういう状況を見守りながら、必要性について判断してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 現時点では厨房もランチルームも新たに作る必要はないということですが、御父兄や教職員の皆さんの御意見を今後もしっかりと聞いていただきまして、ぜひ御検討いただきますようによろしくお願いいたします。

次に、肢体不自由のわかあゆ棟の廊下に関し

てですが、新しくつくられていますので、幅も十分にあります。しかし、せっかく広くつくられた廊下は、車椅子や補助用具がずらりと並んだ状況で、スペースが死んでしまっています。廊下の両サイドに手すりがついているのに、片方の途切れ途切れになっている教室側の手すりしか使えない状況です。車椅子や給食を運ぶワゴン等が来たときは、視察している私どもは用具と用具の間に体を移動して通り過ぎるのを待つ状況です。災害時の緊急避難にも大きな支障が出るのではないかと心配です。どうしてこんなことになっているのかと関係者に聞くと、教室が狭くて置くスペースがなく、廊下に置かざるを得ないとのことでした。せっかくのスペースを有効に使うためにも、防災面からも対策が必要と考えますが、教育長に御見解を伺います。

○教育長（飛田 洋君） 肢体不自由棟を初め、延岡しろやま支援学校の全ての廊下につきましては、バリアフリー基準を超える通路幅を確保しており、車椅子を使用する児童生徒が十分行き交うことのできる広さとなっております。ただし、肢体不自由のある児童生徒は、訓練等において運動機能を高めるための補助用具などを多く用いるため、一時的にそれらを廊下に置くことがあり、車椅子同士の離合を妨げる可能性があると考えておりまして、そのような状況だったんだろうと想像しております。防災上の問題もありますので、余裕スペース、例えば余裕教室だとか昇降口の車椅子置き場、そんなものもあるんですが、そういう余裕スペースを活用するなど、よりよい教育環境となるよう改善を図っているところであります。

○田口雄二議員 少しでもスペースを有効に使えるようによろしくお願いいたします。

今回の延岡しろやま支援学校の特徴の一つは、副校長に民間企業に勤めていた方を本県では初めて任用し、就労支援をすることです。早瀬副校長は、これまで宮崎銀行に勤められ、転勤で県内各地に赴任されたようで、広い人脈を持ち、今後の活躍が期待されます。そこで、統合前の旧3校の卒業生の進路状況について教育長にお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 平成23年度の卒業生の進路状況につきましては、延岡わかあゆ支援学校及び延岡たいよう支援学校の高等部卒業生、合わせて36名のうち、就職が5名、就職を目指して職業訓練を行う就労移行支援事業所の利用が9名、生活介護や自立訓練等を行う福祉施設の利用が20名、その他が2名となっております。また、延岡ととろ聴覚支援学校は中学部までの設置でありましたので、卒業生の多くは、都城さくら聴覚支援学校高等部に進学いたしております。なお、都城さくら聴覚支援学校に進学し、平成23年度に卒業した生徒は2名でありまして、地元企業への就職と福祉施設利用となっております。

○田口雄二議員 なかなか就労が難しいことはよくわかりましたが、大変厳しい内容だと思っております。ただ、副校長先生は、しろやま支援学校の前身の延岡西高校の出身で、母校で仕事ができることを意気を感じているようでした。一人でも多くの就職がかなうようにこれまでの経験を生かしてほしいものだと思っております。

次に、昨年引き続き、ことしも宮崎大宮高校で開催された普通科高校サマーセミナーを会派で視察しました。私学を含む各普通科高校3年生を対象に、約700名が参加し、指導力向上支援教員を講師として、成績アップを図ります。

目指す大学や学部ごとに分かれて3日間の集中講座で、制服の違う生徒たちが同じ教室でいつもと違う先生の指導を受け、切磋琢磨していました。参観をする先生も多く、先生方もいい刺激を受けています。私は昨年、視察をした後、北部教育事務所を含めた県の出先機関の幹部と延岡市選出県議会議員との意見交換会の際に、サマーセミナーは非常にいい取り組みで、この県北地域か延岡市内での取り組みはできないかと提言をさせていただきました。すると、既に県南地区ではこの春から同様の取り組みをしているようです。日南高校、福島高校、そして日南学園の各1年生30名から40名の計100名を超える生徒が集まって、3校の教師が講師を務め、進学を意識しながら、学力向上に励んでいるようです。県内地区の3つの高校が合同学習会を開始したが、これはどこがどのように企画したのか、またこの学習会をどう評価しているのか、教育長にお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 南那珂地区合同学習会は、南那珂地区の高校生の学力向上に寄与することを目的として、今お話にありましたように、日南高校、福島高校、日南学園高校の3校で組織する協議会が実施いたしております。ことしの3月に1年生を対象とした合同学習会、8月には2年生を対象として合同宿泊学習会を開催しており、宿泊費等の経費は生徒の自己負担であります。この学習会は、県立、私立、その垣根を越えて、それぞれの学校が独自に協力し合う、これまでにない意欲的なものであり、同じ地域に学ぶ高校生の学力向上を目指すいい取り組みであると高く評価をいたしているところであります。期待もいたしております。

○田口雄二議員 大分県も同様の取り組みを積極的にやっているようです。しかし、県南のこ

の取り組みは、聞くところによると普通科高校通学区域撤廃による優秀な生徒が宮崎市に多く流れるようになり、地元の高校を選択してもらうその対策も兼ねているようです。教育長の評価は非常に高いようですが、このような地域における取り組みを拡大することは考えていないか、見解をお伺いします。

○教育長(飛田 洋君) 合同学習会につきましては、県教委では、確かな学力強化推進事業におきまして、県下の高校生を対象として合同学習会として例年8月に、先ほど御視察いただいたというお話がありましたが、高校3年生向けの普通科高校サマーセミナーと、高校2年生向けのパワーアップセミナーを開催しております。今後、南那珂の取り組みはすばらしい取り組みでありますので、その取り組みにつきまして、校長会や副校長・教頭会等の場において紹介する予定といたしております。また、南那珂地区以外で地域の状況に応じて近隣の学校が協議を行い、このような学習会の取り組みを始めるといようなケースの場合には、積極的に情報提供や指導助言に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 サマーセミナーもすばらしいのですが、参加者がかなり絞られます。地域での合同学習会であればもっと対象が広がりますので、全体の底上げにもなると思いますので、今後の取り組みをよろしく願いいたします。

次に、「朝課外等への従事に係る兼職・兼業等の取り扱いの変更について」という文書が教育長から各県立学校長に通知された件でお伺いをします。内容は、勤務時間外に実施する朝課外等について兼職・兼業の手続を受けずに報酬を得て事業に従事することは、その職務の信頼性や公正性を損ないかねない。よって、今後

は、朝課外等はP T Aの依頼を受けた学校が実施からP T A主催に、これまで不要であった兼職・兼業の承認が必要となり、謝礼金を報酬として取り扱うよう9月1日からの実施を求めるものです。この通知に基づき、各P T Aが朝課外等の主催者になることで、戸惑いが生じています。まず初めに、朝課外費やP T A会費等の学校徴収金は年間でいかほどか、また使途目的についてお伺いをいたします。

○教育長(飛田 洋君) P T A会費等の徴収金額についてでございますが、県立高校におきまして、1年間に納めるP T A会費等の学校徴収金の額は、修学旅行費など実費負担となる経費等を除いたおおよその平均額で申しますと、普通科高校で約6万3,000円、専門高校で約4万7,000円となっております。

学校徴収金の使途目的であります。P T A活動、生徒会活動、部活動など、学校のさまざまな教育活動の支援を目的としております。

○田口雄二議員 県立高校では、P T A負担でよく話題になるのがエアコン等の空調設備ですが、本県の県立高校の設置状況と運用に係る経費の負担はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○教育長(飛田 洋君) 普通教室の空調設備につきましては、県立高校40校のうち25校に設置されております。この25校のうち6校につきましては、宮崎空港や新田原基地の周辺において騒音対策が必要な学校に設置されたものであり、設置費用と運用経費は国の補助を受けて県で負担しております。残りの19校につきましては、夏季休業期間中に実施される課外授業において生徒の学習能率向上のために、教育財産の目的外使用許可による設置を保護者が希望されたものであり、設置費用と運用経費は保護者に

負担をお願いしております。なお、九州各県におきましても、本県と同様の取り扱いとなっております。

○田口雄二議員 以前、私は、息子が県立高校在学中にPTAの監査役をしていたことがあります。会計監査のときに、なぜこれがPTA会費の中から支出されるのかと疑問に思ったものがありました。校長先生等の名刺代です。そのときは校長先生から、他校でも、またこれまでも同様の対応をしてきたと押し切られてしまい、もう一人の監査役と納得のいかないまま印鑑をついたのを思い出します。今、マスコミ等で、徴収金が県によって大きな格差があることや不適切な支出が指摘されていますが、本県の場合、取り扱いのマニュアルがあるのか、またそのチェック体制についてお伺いをします。

○教育長（飛田 洋君） 学校徴収金につきましては、事務処理の適正化や保護者の経済的負担の軽減等を図るため、県教育委員会では平成19年4月に、学校徴収金等取扱マニュアルを作成し、それに基づいた指導を各学校に対して定期的に行っております。また、チェック体制につきましては、今お話にあったように、保護者から選出された監査員による内部監査の実施はもとより、準公金として公費に準じた取り扱いをしており、県監査事務局による監査も実施されているところであります。

○田口雄二議員 県監査事務局による監査が行われておりますので、今は名刺代などは当然マニュアルで除外されて適正な支出になっていると思います。

次に、先ほど申しましたように、朝課外等がPTA主催になったことでPTA役員が困惑しているのは、朝課外等に教職員が従事した場合に公務災害や通勤災害が適用されるのかされな

いかによって対応が変わってくるからです。この適用はどうなるのか、また朝課外等の謝礼金が報酬に変わりましたが、謝礼金と報酬の違いは何なのかをお伺いします。

○教育長（飛田 洋君） 本県県立高校の朝課外や、土曜日、日曜日の課外等につきましては、PTAとの協議の中で各学校で実施されてきた歴史があり、生徒の進路実現に多大な貢献をしてきたものと考えております。お尋ねの公立学校教職員の公務災害及び通勤災害につきましては、認定機関である「地方公務員災害補償基金」において、法令に基づき、これらに該当するかどうかの認定が行われております。同基金に確認いたしましたところ、PTAが主催する朝課外等につきましては、その業務がPTA用務であり、公務でないため、これに起因して教職員がけがなどをした場合には公務災害として認められないとのことであります。また、出勤・退勤時における災害については、認められる場合と認められない場合があります。例えば朝課外等に引き続いて授業等の公務がある場合には、通勤災害として認められることがあるとのことであります。

朝課外等の謝礼金と報酬の違いについてありますが、一般に、謝礼金とは相手に感謝の気持ちをあらわすためのものであり、報酬とは労働の対価として支給されるものであります。なお、本県県立学校の朝課外等につきましては、PTAからの要望に応じて各学校で実施されてきたものであり、PTAからの謝礼金が支払われておりましたが、本年5月の文部科学省の通知等により、朝課外等の謝礼金も報酬とみなさざるを得ないという考え方が国から示されたことを踏まえ、今回、報酬として整理したところであります。

○田口雄二議員 朝課外の場合は通勤災害が認められる可能性が高いということがわかりましたが、公務災害が適用されない場合もあるということです。万が一のためにPTA等には対応はどう指導していくのか、お伺いをいたします。

○教育長(飛田 洋君) PTAが主催する朝課外等に従事する教職員がけがなどをした場合、公務災害または通勤災害として認められないことがありますので、万が一のことを考慮しまして、保険加入の対応を行うことが望ましいと考えております。このことを踏まえ、既に多くの普通科高校では相応の保険に加入している様子であります。今後、全ての県立高校の対応状況を改めて把握し、必要な情報を提供したり、各学校からの相談に応じたりするなど、PTA主催による朝課外等が円滑に実施されるよう助言をしてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 これでPTAに関する質問は終わりますが、また改めて教育には金がかかるなというふう実感いたしました。高校授業料無償化は、ばらまきと批判されましたが、経済的な理由での退学者が減り、逆に復学する生徒が増加しています。先進国の中で高校の授業料が今どき有料の国のほうが珍しく、今まで無償にできなかったことが問題だと思います。9月11日、OECDが教育施策に関する調査を公表しました。日本の全教育支出に占める私費負担の比率は31.9%で、チリ、韓国に次いで3番目に高いことがわかりました。OECDの平均は16%で、いかに日本は親が教育費にお金をつぎ込んでいるかがわかります。先ほどの普通科高校の徴収金は約6万3,000円です。これに修学旅行費も入れると大きな支出になります。これまでの国の予算編成が余りに教育費が少な過ぎた影

響もあるかと思えますし、日本の人材育成は親の財布にかかるところが大き過ぎます。次代を担う子供たちに予算をふやさなければと今回は改めて思いました。

以上で教育行政の質問は終了し、交通網の整備についてお伺いをいたします。

我が会派の西村代表、そして私もこの議場で何度も訴えてきた小倉ヶ浜有料道路が来年5月に無料化することが決まりました。細島港へのアクセスはもちろん、観光スポット馬ヶ背や大御神社への利便性も向上し、観光にも大きな効果が出るものと思います。ありがとうございます。

一方、国道10号土々呂地区の渋滞解消について、これまで延岡市選出の議員が何度も何度も質問してきましたが、これらは一方向に解消しません。渋滞する国道10号はこの間だけ2車線で、並行する県道土々呂日向線は全く拡幅工事が行われず、特に延岡市と門川町の境界あたりは離合するのも大変です。先日、黒木正一議員が、「ここを走っていたら車のドアミラーが落ちていました。離合するときに衝突して落下したんだろう」と言われました。それほど危険で狭隘な道路です。県北地区の長年の課題である国道10号の土々呂地区の渋滞対策を県当局はどう考えているのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長(濱田良和君) 土々呂地区の渋滞対策につきましては、まず国におきまして、これまでに国道10号の土々呂漁港入り口交差点など2カ所に右折レーンを設置されたところでありまして、本年度は引き続き、詳細な渋滞原因の調査や対策の検討を行う予定と聞いております。また、県としましても、県道土々呂日向線におきまして、今年度より、船越地区の

延長約240メートルの区間におきまして、道路拡幅に取り組んでいるところであります。なお、現在事業中の東九州自動車道及び国道10号延岡道路が全線開通いたしますと、この土々呂地区の渋滞解消にも寄与すると考えておりまして、県といたしましては、今後の交通の状況を注視しながら、国とも連携しまして、渋滞緩和に取り組んでまいりたいと考えております。

○**田口雄二議員** ありがとうございます。船越地区の240メートル区間において道路拡幅に今後努められるということで、今までこの件に関して質問した中では初めていい回答を得ました。ありがとうございます。拡幅工事までにはもう少し時間を要するようではございますけれども、ようやく少し前進をしたような気がします。ありがとうございます。

同じく延岡市内の渋滞緩和の期待がかかっている延岡西環状線は、この春に五ヶ瀬川に橋梁もかかり、整備が進んできています。車の流れも変わりますし、延岡消防署、そして延岡警察署ともつながっているので、緊急出動にも大きな効果が出る道路となります。延岡西環状線の進捗状況について、また未整備区間の今後の予定について県土整備部長にお伺いをいたします。

○**県土整備部長（濱田良和君）** 延岡西環状線の整備につきましては、延岡市と連携しまして、重点的に取り組んでおりまして、本年3月には五ヶ瀬大橋が開通いたしまして、平成23年度末で延長約8.7キロメートルのうち約5.1キロメートルが整備済みとなっております。県におきましては、未整備区間のうち、富美山団地北側から祝子橋までの延長約1.3キロメートルの区間について整備を進めておりまして、このうち団地北側から約360メートルにつきましては、平

成25年完成を目指しております。また、残る祝子橋までの区間につきましては、昨年度事業に着手しまして、今年度は用地調査等を行うこととしております。なお、延岡市が取り組んでおります約2.3キロメートルの区間につきましては、岡富地区など約1.2キロメートルが本年度末に完成予定と聞いております。県といたしましては、今後とも、市と連携しまして、早期整備に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○**田口雄二議員** ありがとうございます。

次に、商工観光行政についてお伺いします。

先日、香港で開催されました国際食品見本市「フードエキスポ2012」を視察してまいりました。アジア有数の見本市は、世界26カ国と地域、1,000以上の企業や団体が参加する巨大なイベントで、その規模の大きさを見るだけでも東アジアの勢いを実感することができます。質の高さと安全性で日本の食材への関心は高く、宮崎ブースもにぎわっていました。本県からは9つの企業が参加していましたが、どのような手応えを感じていたのか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○**商工観光労働部長（米原隆夫君）** 今回の香港フードエキスポには、本県からは、乳製品、調味料、漬物、焼酎など、初出展6社を含む9社が参加し、期間中の商談によりまして、成約が4件、成約見込みが38件あったところであります。また、出展企業からは、「さまざまな情報を得ることができた」「中国などへの足がかりをつかむことができた」などの手応えや、「試しに飲んでもらうためのサンプルをもっと充実させて成約に結びつけたい」「言葉の違いで取引に時間がかかる」などの今後に向けた御意見があったところであります。今後とも、こ

のような成果を踏まえまして、県内企業の販路拡大に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 今のお話、うまくまとまればいいんですが、ちょっと今心配なのは、せっかくの話が今回の日中関係が悪化していることで足踏み状態にならないことを祈るばかりです。

時間がなくなりましたので、もう質問をやめますが、上海に行きましたとき、上海の県人会の方とお話をいたしました。ことし10周年を迎えるそうでございます、秋に式典を行うようです。ぜひ、知事に来てほしいという要望もございましたし、スケジュール調整をして何とか足を運んでいただきたいと思います。ただ、それも日中関係が良好なものになっていないとなかなか難しくなるかもしれませんが、やはり日本との関係は非常に大きな国でありますので、このままうまくおさまってくれればと思っております。

ちょっと質問が残りましたがけれども、以上で終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山三博議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

○外山三博議長 ここで、今回提案されております議案に対する質疑の通告がありますので、これを許します。

質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問に続いてですが、よろしく願いいたします。提出をされま

した議案について質疑を行います。

議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」について伺いたいと思います。今回の補正は、一般会計で57億3,285万3,000円が計上されております。今回の補正予算が地域経済の活性化に、県民の暮らしや福祉の向上につながるよう期待をするものです。そこでまず、地域経済活性化や雇用対策の新規事業として、再生可能エネルギー等導入推進基金積立金9億円が計上されております。どのような事業に活用されるのか、具体的な事業内容をお聞かせください。

また、同事業において今年度の活用として、市町村が実施する事業を助成する経費に1億3,060万8,000円が計上されております。支援予定の自治体数及び自治体名、金額などについてお聞かせください。また、支援の上限についてもいかほどか、伺いたいと思います。

次に、木材価格対策事業として森林環境保全直接支援事業1億円、また原木出荷調整資金2億円が計上されています。具体的な事業内容とその効果について伺いたいと思います。

次に、公共土地改良事業の県営畑地帯総合整備事業において今回9地区の事業に2億9,756万円の補正が計上されておりますが、その地区名、及び特に尾鈴北部第1地区の事業の進捗状況、事業効果についてお聞かせいただきたいと思っております。

次に、公共港湾建設事業で長寿命化計画策定事業1億6,256万7,000円が計上されておりますが、その事業内容について伺います。

最後に、特別支援教育に関して新規事業で複数障がい種に対応した教育課程実践研究事業に100万円が国の委託事業で計上されておりますが、その事業内容について伺いたいと思いま

す。

以上で壇上からの質疑を終わります。〔降壇〕

○環境森林部長（堀野 誠君）〔登壇〕 お答えします。

まず、再生可能エネルギー等導入推進基金積立金についてであります。この積立金は、国から再生可能エネルギー等導入推進基金事業の9億円の内示を受けたことから、既設の環境保全基金に積み立てるものであります。この積立金は、平成24年度から28年度までの5年間で活用することとしておりますが、災害時における必要な電源を確保するため、地域の防災拠点や避難施設等となる市町村の庁舎や学校などの公共施設、医療機関などの民間施設への太陽光発電設備や蓄電池などの導入を支援するものであります。

次に、基金を活用した事業内容についてであります。平成24年度は4町村の公共施設の整備を支援する予定でございます。補助額は、予定ではありますが、国富町が2,600万円余、門川町が4,400万円余、椎葉村が3,200万円、五ヶ瀬町が2,600万円余の合計1億3,000万円余でございます。また、補助の上限額につきましては、国の交付要綱等におきましても設けられておりませんので、本県におきましても設ける予定はありません。

次に、木材価格対策の事業内容と効果についてであります。森林環境保全直接支援事業は、国の補助事業を活用して森林整備に対して補助するもので、今回の補正は、森林組合等における自主的な生産調整を支援するため、下刈りの2回刈りを補助対象として拡大するものであります。この事業により、素材生産に携わる作業員の雇用の場が確保できるものと考えておりま

す。また、原木出荷調整資金は、出荷調整に必要な短期資金を2億円を限度に低利で融資するもので、今回の補正は融資枠を3億3,000万円から6億3,000万円に拡大するものであります。この制度資金により林業事業体の経営安定化が図られるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（岡村 巖君）〔登壇〕 お答えいたします。

県営畑地帯総合整備事業についてでございます。今回の補正予算では県営畑地帯総合整備事業について、川南町から都農町にまたがる尾鈴北第1地区、都城市の弘川第1地区、横尾原地区、大井手地区、万ヶ塚地区、牧之原1期地区、小林市の小林北部第1地区、南ヶ丘第1-1期地区、八所地区の9地区を対象としております。このうち尾鈴北第1地区につきましては、受益面積590ヘクタールを対象に平成13年度に事業着手し、平成26年度完了を目指しているところでありまして、今回補正を含めて事業費ベースで約59%の進捗率となります。畑地かんがい施設の整備等により、収量の増加や品質の向上、新規作物の導入、干ばつや霜による被害の防止、市場ニーズに応える計画的な作物生産などが可能となり、需要に即した加工業務用野菜等の土地利用型農業の確立や防霜によるお茶の生産振興など、高収益・高生産性農業の展開が可能になるものと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（濱田良和君）〔登壇〕 お答えいたします。

港湾の長寿命化計画策定事業についてであります。県が管理しております岸壁や防波堤など主要な港湾施設は、細島港を初め、15港湾で約310施設ございまして、20年後には建設後50年

を経過する割合が半数を超え、施設の急速な老朽化が懸念されているところでございます。このため、状態が悪くなる前に補修を行います予防保全的な維持管理へ転換することとしまして、必要な施設の機能を維持しつつ、将来のコスト縮減や平準化を図るため、長寿命化に資する計画を策定するものでございます。具体的に申し上げますと、岸壁や防波堤など港湾施設の変状や劣化度を調査し、施設の点検計画や維持管理方針を示した長期的な維持管理計画を策定するものでございまして、平成20年度からこの事業に取り組んでおり、本年度が最終年度となっております。これまでに約70の施設で策定済みでございまして、本年度は残りの約240施設で実施する予定としております。〔降壇〕

○教育長（飛田 洋君）〔登壇〕 お答えいたします。

複数障がい種に対応した教育課程実践研究事業についてであります。本事業は、文部科学省の委託を受け、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由の3つの教育部門を持つ延岡しろやま支援学校におきまして、部門別や部門間の連携による専門性の高い教育システムの構築を図るために実践研究を行うものであります。内容といたしましては、一般就労に向けて、企業等から講師を招聘しての職業教育に関する技術指導のあり方や、理学療法士等と連携した機能訓練における専門性向上のあり方などについて研究を行うものであります。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 時間がありますので、再質を少しさせてもらいたいと思います。

2点ほどお伺いをしたいんですが、再生可能エネルギー導入の9億円の積立基金の運用についてなんですけれども、5年間でこの9億円を

取り崩して活用するという事です。目的が地域経済の活性化や雇用の創出ということもあるので、積極的な活用も必要かというふうに思うんですけれども、毎年決まった額で活用していくのか、申請に応じて年度年度でその金額の使い方は違うのか、早目に終わってしまえば5年待たず取り崩すのか、そういう運用のあり方、その辺をお聞かせください。

○環境森林部長（堀野 誠君） この支援の考え方なんですけれども、それぞれの市町村から要望をとって、その要望の中身というのは、年度ごと、何年度にどういった施設を整備するか、また太陽光発電の機能なり蓄電池の機能なり、それぞれ異なっております。したがって、年度によって多い少ない、不規則といえますか、一定額じゃない状態が出てくると思っています。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

もう1点、畑地かんがい事業についてですが、特に尾鈴北部第1地区については26年度が完成予定ということで、13年間、事業がかかるわけですね。農業を取り巻く情勢というのも刻々と年々変わってきている状況もあって、果たしてこの事業が効果的に生かされるのかというところもあるんですけれども、現段階ではどうでしょうか。約6割が進捗状況、進んでいるということで、あと数年で終わるのかなという気もするんですけれども、その辺の状況だけお聞かせいただきたいと思います。

○農政水産部長（岡村 巖君） 13年度から始まって、26年度完了を目指して、まだあと何年かございますけれども、やっているところでございます。私どもとしては、先ほど申しあげましたように、収量の増加、生産性の向上とか、非常に効果が大きいものですから、少しで

も早くできるようにということで、最大限の努力をしてまいりたいと思います。

○前屋敷恵美議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。以上で終わります。

○外山三博議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終了いたしました。

◎ 議案第12号から第23号まで採決

○外山三博議長 次に、さきに提案のありました公安委員会委員、教育委員会委員及び公害審査会委員の任命の同意についての議案第12号から第23号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第12号から第23号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第11号まで及び請願委員会付託

○外山三博議長 次に、今回提案されました議

案第1号から第11号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託をいたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす20日から26日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時15分散会

9月27日（木）

平成 24 年 9 月 27 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- 1 番 有 岡 浩 一 (郷中の会)
- 2 番 重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
- 3 番 凶 師 博 規 (日 日 新)
- 4 番 渡 辺 創 (新みやざき)
- 5 番 黒 木 正 一 (自由民主党)
- 6 番 松 村 悟 郎 (同)
- 7 番 内 村 仁 子 (同)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (同)
- 9 番 後 藤 哲 朗 (同)
- 10 番 右 松 隆 央 (同)
- 11 番 二 見 康 之 (同)
- 12 番 清 山 知 憲 (同)
- 13 番 外 山 三 博 (同)
- 14 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 太 田 清 海 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 西 村 賢 (同)
- 19 番 星 原 透 (自由民主党)
- 20 番 蓬 原 正 三 (同)
- 21 番 井 本 英 雄 (同)
- 22 番 横 田 照 夫 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 十 屋 幸 平 (同)
- 25 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 26 番 山 下 博 三 (同)
- 27 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 28 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 29 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 31 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 32 番 緒 嶋 雅 晃 (自由民主党)
- 33 番 外 山 衛 (同)
- 34 番 中 野 廣 明 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 福 田 作 弥 (同)
- 37 番 坂 口 博 美 (同)
- 38 番 中 村 幸 一 (同)
- 39 番 中 野 一 則 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 | 野 元 幸 司 |
| 副 知 事 | 牧 元 博 美 | 牧 元 博 美 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 孝 | 稲 用 博 孝 |
| 総 務 部 長 | 四 本 憲 次 郎 | 四 本 憲 次 郎 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 正 弘 | 橋 本 正 弘 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 誠 | 土 持 正 誠 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 隆 夫 | 堀 野 隆 夫 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 村 巖 | 米 原 村 巖 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 良 和 | 岡 村 良 和 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 美 敏 | 濱 田 美 敏 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 砂 一 | 豊 島 砂 一 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 亮 一 | 濱 砂 亮 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 好 子 | 渡 邊 好 子 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 洋 章 | 近 藤 洋 章 |
| 教 育 長 | 飛 田 殖 達 也 | 飛 田 殖 達 也 |
| 公 安 委 員 長 | 山 崎 社 秀 | 山 崎 社 秀 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 本 尊 | 加 藤 本 尊 |
| 人 事 委 員 長 | 村 宮 本 尊 | 村 宮 本 尊 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 | 宮 本 尊 |

事務局職員出席者

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 稔 | 小 八 重 英 稔 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 幸 徳 | 山 之 内 幸 徳 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 幸 詔 藏 | 福 嶋 幸 詔 藏 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 浩 太 郎 | 佐 野 浩 太 郎 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 雅 広 | 谷 口 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 幸 二 | 伊 豆 幸 二 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 一 | 関 谷 幸 一 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 | 川 崎 一 臣 |

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

まず、議案第1号から第11号まで、請願第22号及び第23号並びに継続審査中の請願第20号及び第21号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び新規請願1件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第20号については賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、木材価格対策、地域経済活性化・雇用対策及び子育て支援対策等並びにその他必要とする経費について措置するものであり、57億3,200万円余の増額補正となっております。

補正予算に要する一般会計の歳入財源の主なものは、繰越金23億800万円余、国庫支出金16

億4,400万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は、5,785億6,200万円余となります。

このうち、総合政策部所管の予算は、4,200万円余の増額補正であり、補正後の予算額は、131億1,100万円余であります。また、総務部所管の予算は、22億3,600万円余の増額補正であり、補正後の予算額は、2,639億4,200万円余であります。

次に、「宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策について」であります。

本計画は、中山間地域における重要かつ特徴的な課題に対応した重点施策として、「産業の振興」、「集落の活性化」及び「日常生活の維持・充実」の3つを掲げ、それぞれの施策について、各部局が連携して取り組んでおり、当局より、平成23年度の各部各課の取り組み状況と、目標指標の達成状況などについて報告がありました。

このことについて委員より、「中山間地域の活性化に向けて、地域の実態を把握するために、どのような取り組みを行っているのか」との質疑があり、当局より、「今年度から、地域の実情に応じた対策を推進するため、県内7地域に中山間地域振興協議会を設置することとしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、中山間地域では、人口減少や高齢化などの進行により、集落機能の低下や地域活力の喪失が急速に進みつつあるので、地域の課題や実情を把握するための取り組みを一層推進し、それを今後の施策に確実に反映させ、中山間地域対策に万全を期すよう強く要望いたします。

また、これに関連して委員より、「今回報告された「中山間地域振興計画に基づいて行った

主な施策について」及び「平成24年度政策評価の結果について」は、いずれも複数の部局に係る事項であるので、専門的かつ綿密な調査を行うため、各関係委員会にも説明することを検討していただきたい」との要望がありました。

次に、「ディスカバーみやぎき古事記をゆく浪漫紀行」キャンペーンについてであります。

これは、古事記編さん1300年をテーマに、祭りやシンポジウム等を一体的・集中的にPRするとともに、100万泊県民運動を初めとする3つの県民運動との相乗効果を図り、幅広い分野のイベント等と連携しながら、全県的な盛り上げを図るものであります。

このことに関連して、委員より、「本県観光の目玉となり得る西都原古墳群の世界遺産登録を目指して、積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、社会保障・税一体改革に伴う消費税及び地方消費税等の取り扱いについてであります。

このことについて当局より、「平成24年8月10日に関連法案が成立したことを受け、消費税及び地方消費税の税率が段階的に引き上げられ、また、消費税に係る地方交付税の法定率が変更される」との説明がありました。

これに対して委員より、「消費税率の引き上げ等は、本県の財政や県内企業にも大きく影響するものであるため、今後の状況や、国において講じられる総合的な施策等を見きわめながら、必要な対策を検討していただきたい」との要望がありました。

次に、南海トラフ巨大地震等に対する今後の対応についてであります。

このことについて当局より、「内閣府が公表

した津波高及び浸水域等の推計結果を踏まえ、県においてさらに詳細な検討・シミュレーションを進めることとしている。また、後方支援拠点として活用する候補施設を調査中であり、年度内には選定したいと考えている。さらに、市町村との情報交換や連携強化を図るため、年内に協議会を設置する予定である」との報告がありました。

このことについて委員より、「市町村において、高台への避難経路となる階段や避難タワーの検討が進められているが、これらは市町村の役割であるのか」との質疑があり、当局より、「現在の法律では、市町村が担うこととされており、そのような対策に国の支援が受けられるよう、新たな法整備や支援スキームの創設を要望しているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、巨大地震に係る対策のうち、特にハード面の整備には、多大な予算及び時間を要しますが、いつ起こるかわからない災害に備えて、今できることは何かを確実に見きわめ、できることから早急に着手していただくよう強く要望いたします。

次に、請願第20号「「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願」についてであります。

同法は、外部からの武力攻撃やテロ、大規模自然災害を想定した非常事態条項を明記するものであり、当請願は、その早期制定を国へ要望する意見書の提出を、当議会に対して求めるものであります。

このことについて一部の委員より、「国が判断すべき問題である」との意見や、「領土問題を含む歴史的事実を十分に論議した上で採決すべきではないか」との意見がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、厚生常任委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、厚生常任委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願1件の計4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び第6号については全会一致により、また議案第11号については賛成多数により、請願については賛成少数により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で6億5,100万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の福祉保健部の予算額は、991億8,500万円余となります。

このうち、障がい者工賃向上情報発信強化事業についてであります。

これは、障害福祉サービス事業所で働く障がい者の工賃を向上させるため、各事業所の商品、技術力などの情報を収集し、企業や消費者に向けてPRすることにより、事業所の認知度を高め、企業との取引拡大や消費者への販売促

進を図るものであります。

このことについて複数の委員より、「収集した情報はインターネットサイトに掲載してPRするとのことだが、受注につながり、販路拡大となるよう積極的に情報発信に努めてもらいたい」との要望がありました。

次に、議案第11号「宮崎県歯科保健推進計画の策定について」であります。

このことについて委員より、「フッ化物洗口については、賛否両論、幅広い意見があるので、フッ化物洗口を望まない方々の立場も尊重した計画にすべきではないか」との意見があり、当局より、「学校等におけるフッ化物洗口の実施に当たっては、現在も実施主体である市町村が学校、学校歯科医、保護者などの十分な理解を得た上で実施しており、今後とも、国のマニュアル等を県から示しながら、希望者に対して実施するよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、障がい者の虐待防止・権利擁護に係る取り組みについてであります。

このことについて委員より、「虐待を発見した者が市町村に通報する前に、作業所など施設内に設置している第三者委員等の活用を推進すべきではないか」との意見があり、当局から、「障がい者は弱い立場にあり、たとえ外部の委員であっても、不利益をこうむることを恐れて申し出ることができない場合もあるので、市町村への通報の義務が課せられたものである」との答弁がありました。

また、委員より、「特別支援学校など教育現場は、虐待を発見しやすい立場にあるので、教育機関等に対しても周知を徹底してもらいたい」との要望がありました。

次に、宮崎県子ども・若者総合相談センター

の開設についてであります。

このことについて委員より、「センターを活用してもらうためには、広報・啓発に努めるとともに、積極的に関係機関等に働きかけていくべきではないか」との意見があり、また別の委員より、「センターの運営に当たっては、目的に沿った成果を上げるために、柔軟に対応しながら取り組んでもらいたい」との要望がありました。

次に、県立病院における南海トラフ巨大地震等大災害への防災対応状況についてであります。

このことについて委員より、「県立病院の中でも宮崎病院は基幹災害拠点病院として県民の期待も大きいので、財政的に厳しい状況であるが、しっかりしたコンセプトを持って病院のあり方を検討してもらいたい」との意見があり、これに対し当局から、「宮崎病院は築29年が経過しており、施設の老朽化や救命救急センターが手狭になっていることなどから、建てかえも含めて検討を行っており、今年度中には考えられる案を整理したい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、地震はきょう起きるかもしれないものであるもので、大規模災害の発生時における継続した機能の確保に万全を期し、迅速かつ的確に災害対策に取り組むことを要望するものであります。

次に、消費税増税に係る地方消費税の配分についてであります。

このことについて委員より、増税される5%のうち地方消費税分の1.2%の配分について質疑があり、当局から、「増税分については、全国知事会等において人口比での配分を軸に議論がなされていると聞いている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「増税分の地方消費税は、社会保障関係経費のための財源とされているので、社会保障を多く必要とする高齢者の人口割合等を考慮して配分すべきではないか」との意見がありました。

当委員会といたしましては、増税される地方消費税の配分に当たっては、真に社会保障関係経費の財源を必要とする地方に適正に配分がなされるように、国及び全国知事会に提案いただくよう要望するものであります。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、商工建設常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第2号については賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第2号「平成24年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

これは、県営えびの高原スポーツレクリエー

ション施設のスケートリンクのフェンスが一部損傷したため、修繕する費用を増額補正するものであります。

審査に当たっては、当局から説明を受けるとともに、現地調査も行ったところでありますが、複数の委員より、「当該施設の破損については事前に報告がなく、対応策についても事前に説明がなかったが、十分な審査を行うには、議案として上程する前に報告するべきではないか」との意見があり、当局より、「今後は今回の件を踏まえて、早い段階での説明を行うよう努めてまいります」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「当施設の安全確保については、万全な対策を講じていただきたい」との強い要望がありました。

なお、当議案の予算の執行に係る附帯決議の提出につきまして、全会一致とならず、議員発議により提出することとなりました。

次に、公益財団法人みやざき観光コンベンション協会についてであります。

このことについて複数の委員より、「本県の観光振興にとって大変重要な団体であり、機動力を備えた実務的な組織となるため、常勤の会長及び副会長を選任してはどうか」との意見があり、当局より、「当協会の会長及び副会長は理事会での決議によって選任されるので、御意見の趣旨を踏まえ、次回の選任においては、十分議論されるよう伝えてまいります」との答弁がありました。

商工観光労働部をめぐる最近の動きについてであります。

初めに、宮崎県中小企業振興条例（仮称）についてであります。

このことについて委員より、「中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるので、真

に実効性のあるものとしていただきたい」との意見があり、当局より、「条例は制定することが目的ではなく、条例制定後、どのような施策を実施し、いかに中小企業の振興を図っていくかが重要であるので、そのような考えのもと取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、「みやざき経営アシスト」の設立についてであります。

このことについて委員より、「中小企業においては、原材料価格の高騰、個人消費の低迷など需要の停滞や業種間格差の拡大、さらには本県が経験した口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び新燃岳の噴火などにより、ホテル・旅館業を含む県内中小企業は大きな影響を受けている。また、2008年秋のリーマン・ショックをきっかけに、中小企業への貸し渋りや貸し剥がしを防ぐために導入された中小企業金融円滑化法が来年3月末で終了することを受け、返済の繰り延べや追加融資に応じてもらえない可能性が高まり、中小企業の経営が行き詰まるおそれがある。そうした状況を踏まえ、他県において中小企業再生ファンドの設立に向けた動きがあるが、本県でもそのような設立への研究・検討をしていただきたい」との意見があり、当局より「中小企業再生ファンドを設立し、企業の支援をしていくことは有効な施策の一つと考える。しかし、設立には多額の資金を必要とし、その運用には高度で専門的な知識を持った人材を必要とするなどさまざまな課題がある。今後、全国の状況や金融機関の意見、関係団体の意見を勘案しながら、研究・検討していきたい」との答弁がありました。

次に、香港・上海市における宮崎プロモーション展開についてであります。

このことについて委員より、「東アジア市場

の開拓や経済・人的交流を拡大し、その活力を取り込んでいくことは、本県経済・産業の浮揚を図る上で大変重要な課題であるが、今日の領土問題を発端とした日中間の不安定な状況に鑑み、11月に予定されている香港・上海市への訪問については、延期を含め慎重に検討していただきたい」との意見がありました。

次に、100万泊県民運動についてであります。

このことについて委員より、「当運動については、漠然とした単なる呼びかけの運動で評価ができない。目標を達成するための具体的な対策・方針を打ち出していきたい」との意見があり、当局より、「当運動は、県民の方々に県内の魅力を再発見していただく、泊まっただくというものであり、県外からの誘客を促進する手法とは違った新しい切り口で少しずつ取り組みを始めているところである。今後も地域の魅力ある観光資源を見出し、当運動が達成されるよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、社会資本整備についてであります。

このことについて委員より、「当初予算額に対する国の内示額はどのような状況か」との質疑があり、当局より「補助公共・交付金事業について、今年度当初予算額は約351億円を計上している。それに対して国から300億円を内示されており、差は約51億円となっている」との答弁がありました。

このことについて委員より、「本県の社会資本整備は、他県に比較しておくれており、補助公共・交付金をより多く獲得するためのあらゆる方策を検討していただきたい」との意見があり、当局より、「知事を先頭に繰り返し国に向くなど、要望活動を行っているところであり、今後も継続して財源確保に努めてまいりた

い」との答弁がありました。

最後に、当委員会において、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、環境農林水産常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で14億4,500万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の環境森林部の予算額は、266億4,300万円余となります。

このうち、再生可能エネルギー等導入推進基金事業についてであります。

これは、公共施設等に再生可能エネルギー等を導入する際の経費を補助することにより、低炭素社会の実現を推進するとともに、大規模災害に備えた災害に強い地域づくりの構築を図るものであります。

このことについて委員より、「補助対象となる施設が一つの市町村に偏ることはないのか」

との質疑があり、当局より、「地域の自立した電源を確保することが重要であるため、地域のバランスを考えて、要望のあった市町村に整備していきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「地産地消の観点から、県内企業で製造している太陽光パネル等を使用するよう指導していただきたい」との要望がありました。

次に、木材価格対策事業についてであります。

これは、県産材を活用した木造住宅づくりの支援や地産地消を促進する情報発信等を行うことにより、県産材の需要を拡大し、木材価格の回復を図るものであります。

このことについて委員より、「乾燥柱材80本を抽選で100戸に提供する事業については、県民にどのように広報するのか」との質疑があり、当局より、「新聞広告を予定しているが、県民に広く周知するため、その他の方法についても、今後検討していきたい」との答弁がありました。

また委員より、「普及啓発事業の1つである県外事務所の内装木質化事業の実施に当たっては、事業効果が発揮されるよう工夫していただきたい」との要望があり、また別の委員より、「県内の学校にある机やいすをすべて木質化すれば、教育的にも県産材の活用の面でも効果が見込まれるため、導入を検討していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、県産材について県内外に広く情報発信するとともに、一人でも多くの方に県産材の魅力を理解してもらえよう、事業内容等を工夫し、今後とも積極的に施策を展開していただくよう要望いたします。

次に、農政水産部所管の補正予算についてで

あります。

今回の補正は、一般会計で4億7,000万円余、特別会計で6,800万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の農政水産部の予算額は、359億4,000万円余となります。

このうち、新技術導入広域推進事業についてであります。

これは、試験研究機関で開発された成果や地域で生み出された特色ある技術等について、関係機関・団体等と連携した技術実証と普及を行い、生産性の向上や生産物の高付加価値化を図るものであります。

このことについて委員より、「ユズや麦焼酎の麦等のいまだ利用していない食品残渣の飼料化技術等が新技術として挙げられているが、ビールかすなどは対象とならないのか。また、事業実施地域となっていない地域を今後含めることはできないのか」との質疑があり、当局より、「平成26年度までの3年間で取り組む事業であり、今後、現地の要望等があれば検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、産地の収益力の向上を図るため、確立した新技術を速やかに農家に技術移転するとともに、新たに各地域から上がってくる課題に対して、積極的に解決法を検討していただくよう要望いたします。

次に、家畜防疫体制の強化についてであります。

このことについて委員より、「一層の防疫の強化を図るためには、迅速な情報伝達が必要であるが、国外の家畜伝染病の発生状況など、災害情報は農家の方々に伝わっているのか」との質疑があり、当局より、「個人への電子メール配信や市町村等へのファクスなど、複数の手段

を用いて情報の伝達を行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、常に緊張感を持って防疫意識を維持することは難しいことではあるが、口蹄疫被害の記憶を風化させず、力強く発展するためにも、農業巡回指導や関係者相互の啓発等を引き続き行うことによって、高い防疫意識の維持に努めていただくよう要望いたします。

次に、県が出資している法人等の経営状況についてであります。

このことについて委員より、「各法人等の経営状況について報告を受けたが、重要な役割を担っているところもあれば、所期の目的を達成したのではないかと考えられるものもある。組織のスリム化など法人等のあり方については、県がリーダーシップをとって検討を進めていただきたい」との意見があり、また別の委員より、「特に財団法人宮崎県環境整備公社については、社会環境の変化により産業廃棄物処理収入が激減していることから、財務内容の改善に向けて抜本的な改革を検討していただきたい」との意見がありました。

また、このことに関連して委員より、「法人等に派遣した県職員の人件費を県が直接負担することは理解できるが、その点が反映された報告がなければ、実態を把握することができず、適切な審査を行うことができない」との意見があり、当局より、「今後、全庁的に検討して対応していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県が出資している法人等については、適切に審査できるよう報告内容を工夫するとともに、法人等を取り巻く環境の変化を考慮し、組織の効率化や財務内容の健全化に向けて、不断の見直しを行っていた

だくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 次は、文教警察企業常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の補正予算であります。

今回の補正は、一般会計で141万円余の増額補正となっており、この結果、補正後の一般会計予算額は286億9,252万円余となります。

次に、議案第5号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

今回の改正は、現行の銃器犯罪捜査従事作業手当の支給対象業務を拡大し、暴力団犯罪の被害者等に対する保護対策業務従事者への支給を可能にすること及び人事院規則の一部改正に準じて、現行の災害警備作業手当額等の所要の見直しを行うものであります。

このことについて委員より、「銃器犯罪捜査作業の手当の額は600円とあるが、国の基準があ

るのか」との質疑があり、当局より、「国の基準は820円であるが、過去の保護対策事案の実績や、厳しい財政事情等を勘案して、現行の他の同等の作業手当と同額としている」との答弁がありました。

次に、企業局における小水力発電事業についてであります。

このことについて委員より、「本県においても他県と同様に民間事業者が小水力利用推進協議会を立ち上げる動きも出てくると思われるが、企業局としては小水力発電の推進にどう取り組むのか」との質疑があり、当局より、「本県は水資源が豊富であること、水力発電は長期的に電力の安定供給が可能であること、また、これまで培ってきた技術力やノウハウを生かせることなどから、企業局では小水力発電に積極的に取り組んでいるところである。また、民間等が取り組むことにより、全県的に小水力発電が普及すれば、地域活性化にもつながるので、企業局として、助言等できる部分があれば協力していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「民間との意見交換や技術的助言を行うなどして、本県における小水力発電のさらなる推進に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で208万円余の増額補正となっており、この結果、補正後の一般会計予算額は1,074億6,650万円余となります。

このうち、未来を拓く高校生就職支援事業についてであります。

これは、今年度実施している同事業を次年度も引き続き円滑に実施するため、今年度末に進路対策専門員を就職希望の多い高校に25名配置

し、事業や業務概要等の説明、協議を行うための連絡会議を開催するものであり、その事業内容の説明がありました。

次に、懲戒処分等の公表基準についてであります。

これは、教職員による不祥事が依然として後を絶たず、教育への信頼が揺るぎかねない状況にある中で、現在、全県的かつ組織的に進めている教職員の不祥事防止及びコンプライアンスの推進に係る取り組みの一つとして、県議会からの意見や県教育委員・市町村教育長の意見、他県の状況を踏まえ、不祥事の抑止及び県民への説明責任を一層進めることを目的に、懲戒処分等の公表基準の見直しを行うもので、その検討状況についての報告がありました。

見直しの検討内容は、「免職」に加え「停職6月」の場合についても、氏名・学校名を原則公表すること、及びその他の処分については、学校所在地の「地域」による公表を「市郡」による公表に変更すること、このほか、小中学校教職員の重大な事案の懲戒処分に係る記者会見には、市町村教育委員会も原則同席することあります。

このことについて委員より、「児童生徒のことを第一に考え、この見直しが教職員による不祥事の抑止力につながることはもとより、失墜した信頼を取り戻す機会となることを期待したい」との発言があり、当局より、「見直しの決断をして踏み出すだけではなく、その他の取り組みも含めて、総合的に不祥事の抑止に努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、コンプライアンス推進の徹底について再度周知徹底を図るとともに、市町村教育委員会と一体となって、その他の取り組みも積極的に推進していただきます

よう要望いたします。

次に、いじめ問題についてであります。

このことについて委員より、「報道では、全国的にいじめ・自殺の問題が多くあるが、教職員が現場で責任を持って指導できる状況にないのではないか」との質疑があり、当局より、「学校が毅然とした態度で指導するのが大事であり、学校にはそのように指導しているところである。特にいじめが発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り抜く強い態度で臨むだけではなく、いじめたほうの児童生徒に対しても、保護者・子供との信頼関係を築いて、家庭・学校で育てていくよう、これからも取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審議といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今

議会に提案をされました議案及び請願に対する討論を行います。

まず、議案第10号、第11号について、反対の立場から討論いたします。

議案第10号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」は、海岸保全施設整備事業において市町村負担を徴収するというものです。

本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村財政を圧迫させないためにも、負担金の徴収はすべきでないと考えます。

次に、議案第11号「宮崎県歯科保健推進計画の策定について」です。

歯の健康を推進することは、健康な体を維持する上でも重要なことであり、そのための推進計画の策定に異論はありません。ただ問題は、計画の中に「フッ化物」の使用を位置づけ、その推進目標値を定めている点です。フッ素・フッ化物の使用については、その効果や安全性について、医療の専門家の中でも意見が二分しているのが現状です。

今回、県の推進計画策定に関して募集したパブリックコメントにおいても、26件中25件がフッ素の使用に懸念や反対する意見であったと報告されています。私は、「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」策定するときにも申し述べましたが、WHO（世界保健機関）は、6歳未満の子供へのフッ化物洗口を推奨しない見解を出しています。

フッ化物は希釈して使用するとはいえ、自分で判断できない年齢の子供たちの万が一の影響を懸念する保護者の思いは十分考慮すべきです。また、慎重な対応が必要です。少なくともフッ化物洗口を希望するかしないかの選択肢は

設けるべきではないでしょうか。フッ化物対応については、さまざまな意見がある中ですから、保育所や幼稚園、学校などで目標値を定めて推進するやり方は、厳に改めるべきであることを申し上げ、反対の討論といたします。

次に、請願についてです。

請願第20号「「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願」について、継続審査中であった同請願が、賛成多数で採択されたことが報告されましたが、私は不採択を求めるものです。

同請願は、極めて予測かつ対応しがたい大震災などの大規模自然災害と、外部からの武力攻撃やテロ等への対応を同列視し、ごちゃまぜにして全体を「緊急事態」として「緊急事態基本法」の制定を求めるという、全く筋違いの論拠を展開しています。

請願者の求める自民、公明、民主が合意をしたという「緊急事態基本法」は、国民の基本的人権を制約するものであり、仮に外国からの侵略やテロ、騒乱などの事態が起きれば、武力でもって強権的に対応することを可能にします。

しかし、国際間の紛争は、本来、外交力で解決することが基本でなければならず、何より憲法を踏みつけにし、国民の基本的人権を制約するという点でも認められないものです。

こうした点を指摘し、「緊急事態基本法」制定を求めることに何ら道理はなく、同請願の採択に反対をするものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第2号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第2号「平成24年度宮崎県えびの

高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）」についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成24年9月27日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 宮崎県議会議員 山下 博三
重松幸次郎
田口 雄二
函師 博規

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算の執行に係る附帯決議

◎ 議員発議案第3号追加上程

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第3号を日程に追加し、議題とするこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 議員発議案第3号提案理由説明

○外山三博議長 ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕 それでは、発議者を代表して、「宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算の執行に係る附帯決議」の提案理由を説明させていただきます。

御存じのとおり、えびの高原スポーツレクリエーション施設は、日本最南端の屋外アイススケート場として、年間2万3,000人が訪れる本県観光の重要な施設の一つであります。

当該施設では、昨シーズンは平成23年12月1日から営業を行っておりましたが、その営業中の1月29日、北側のフェンスに氷の膨張の圧力に押されたと見られる傾きが確認されておりますが、その後、県当局及び指定管理者等が対応方針について検討を開始したのが平成24年3月28日でありました。また、フェンスの傾きが確認されてから、9月定例会に当該フェンスの修繕費の補正予算案の議案が提出されるまで、県議会に対して当施設の状況についての説明がなく、また9月21日に実施した商工建設常任委員会の現地調査の結果、施設利用者の安全確保について不十分と思われる状況も確認されたところであります。

当施設については、平成22年度に1,470万円余をかけて大規模改修をしたわけですが、わずか2年目で今回のようなふぐあいが生じたのは、当初の県の改修計画がえびの高原の厳し

い気象条件に対する想定を見誤った初歩的なミスではなかったかとの疑念を持たざるを得ません。

さらに、県内外から子供や家族連れなど多くの観光客が訪れる施設については、事故や危険回避は行政として最大の責務であるにもかかわらず、今回の修繕工事費の240万5,000円は決して十分な予算ではなく、このことは、県当局の安全に対する意識が欠如していると言わざるを得ません。

また、当常任委員会における審議において、県当局から本年3月17日付で東京のスポーツ施設の専門のコンサルタント業者による改修計画案の提示があったとの報告を受けたところですが、いち早く業者の提案する対策をもとに検討を実施しておれば、今回のような不手際は防げた可能性があります。

今回の県当局の対応は、万全の安全確保に関して余りにもずさんで、知事においては、県職員の安全に対する注意を喚起し、観光県宮崎としての意識づけを高くさせなければなりません。当委員会において、当該補正予算を審議する中で、県当局から一部事業費の組み替えで対応したいとの提案がありましたが、予算の執行に当たっては、万全な安全確保対策及び抜本的な対策を講ずるとともに、議会に対し、早い段階で十分な説明を行うよう求めるものであります。何とぞ議員各位の御理解と御賛同をいただきますようお願い申し上げます。〔降壇〕

○外山三博議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 議員発議案第3号採決

○外山三博議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これから採決に入ります。

議員発議案第3号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 知事発言

○外山三博議長 ここで、知事より発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 一言お礼とおわびを申し上げます。

ただいま、議案第2号「平成24年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算」について議決いただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

あわせて議決のありました附帯決議につきまして、えびの高原屋外アイススケート場は、利用者の安全を第一に考え、管理運営しなければならないところであります。

このたび、その修繕に関する議案についての説明が十分ではなかったため、審議に混乱を招きましたことにつきまして、県議会並びに県民の皆様に対し、深くおわびを申し上げます。

えびの高原屋外アイススケート場は、本県の恵まれた自然環境を生かした貴重なレクリエー

ション施設であります。これからも多くの皆様に安心して御利用いただけるよう、今後さらに徹底した安全管理を行うとともに、問題の発生原因につきまして、速やかに綿密な調査等を行い、万全で抜本的な対策につきまして十分に検討してまいりたいと考えております。また、施設運営等に問題が発生した場合は、議会に対し早い段階で十分に説明を行うことといたします。

今後とも、宮崎県の発展のため、車の両輪である県議会の皆様とともに、誠心誠意全力で取り組んでまいる所存でありますので、御指導、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

◎ 議案第10号採決

○外山三博議長 次に、議案第10号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第11号採決

○外山三博議長 次に、議案第11号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号及び第3号から

第9号まで採決

○外山三博議長 次に、議案第1号及び第3号から第9号までの各号議案について一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第20号採決

○外山三博議長 次に、請願第20号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 請願第23号採決

○外山三博議長 次に、請願第23号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第21号及び第22号採決

○外山三博議長 次に、請願第21号及び第22号について一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、両請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続調査案件採決

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成24年9月27日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

平成24年9月27日(木)

記

議員発議案第4号

「森林・林業再生プラン」に係る具体的施策の推進を求める意見書

議員発議案第5号

不活化ポリオワクチン導入に伴う費用の助成を求める意見書

議員発議案第6号

「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書

議員発議案第7号

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書

議員発議案第8号

オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致に向けた決議

議員発議案第9号

第12回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣

平成24年9月27日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 商工建設常任委員長 山下 博三
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第10号

宮崎県最低賃金改正についての意見書

平成24年9月27日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 宮崎県議会議員 黒木 正一
横田 照夫
松村 悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第11号

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

平成24年9月27日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 宮崎県議会議員 中野 一則
黒木 正一
田口 雄二
横田 照夫
山下 博三
西村 賢

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第12号

自衛隊定員の増員を求める意見書

◎ 議員発議案第4号から第12号まで
追加上程

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第4号から第12号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

まず、議員発議案第4号から第10号までの各号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 提出されました議員発議案に対し、第8号「オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致に向けた決議(案)」について、反対の立場から討論いたします。

先般、東京都が2020年のオリンピック及びパラリンピック大会開催の正式立候補都市の一つとして選出されました。

我が党は、オリンピックの開催そのものに反対するものではありませんが、2020年の東京招致に賛同する立場にありません。それは、東日本大震災の被災地の復興はまさにこれからであり、原発事故や放射能除去も収束にはほど遠く、被災された方々や自治体が納得できる復興対策に国が総力を挙げて取り組むことが求められているからです。

東京都では、4,000億円のオリンピック開催準備基金で過大な都市インフラ建設を進める計画がある一方、都民のオリンピック招致の声は広がっていないやに聞き及んでいます。それは、東京でも近い将来、大地震が襲う可能性が高いことが指摘されており、4,000億円の基金などを活用して、都民の安全・安心を確保するための

防災・福祉のまちづくりが優先されるべきであるということ、こうした安全・安心の国土・都市づくりが進んだ中で、都民・国民の声が広がれば検討に値するものと分析をされています。ましてや、宮崎県議会が現段階で県民の世論とも言えないものを決議するなど到底考えられるものではありません。

したがって、宮崎県議会がオリンピックの東京招致に向けた決議を行うことに賛同することはできないことを表明し、討論といたします。以上です。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第8号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第8号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第4号から第7号まで、第9号及び第10号採決

○外山三博議長 次に、議員発議案第4号から第7号まで、第9号及び第10号の各号議案について一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第11号提案理由説明

○外山三博議長 次に、議員発議案第11号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕 それでは、発議者を代表して、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提案理由を説明させていただきます。

昨年3月の東日本大震災における我が国の対応は、当初、「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となりました。

世界中の多くの国々では、今回のような大規模自然災害時において、政府が「非常事態宣言」を発令し、政府主導で救済と復興に対応しております。

我が国においては、明治憲法には戒厳令の規定があり、関東大震災時にはこれで対処していましたが、現行の憲法にはこうした緊急事態に対応する規定が全くなく、大規模自然災害等に迅速かつ適切に対処することができません。憲法に緊急事態に対する規定を明記すべきといった憲法改正の議論は、今後時間をかけて十分に審議すべき大きな問題であると考えます。

しかしながら、南海トラフの巨大地震の可能性が指摘されるなど、震災は決して我々の備えが整うのを待ってくれません。

そこで、憲法改正の議論とは別に、我が国でも国家主権と国民の生命、財産を守れるよう、緊急事態の定義を決め、重大な事態には必要な統制ができる法律の整備が急務であると考えます。

平成16年5月には、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意しており、既

に十分な審議は尽くされております。あとは決断だけであります。

昨年来、中国漁船による領海侵犯事件、北朝鮮核ミサイルの脅威に加え、今回の東日本大震災など、国民の生命、財産、安全を脅かす事態が頻発しております。

何とぞ、議員各位の御理解と御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○外山三博議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 質 疑

○外山三博議長 これより質疑に入ります。

質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり、1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。高橋透議員。

○高橋透議員 ただいま提案理由の説明がありました意見書に対する質疑を行いますが、まず1点目、今回の東日本大震災、「想定外」ということで説明がありましたが、今回の東日本大震災が想定外だったのでしょうか。

○外山三博議長 今の質疑に対して、提出者、どなたか答弁をお願いします。松村議員。

○松村悟郎議員 今、高橋議員からの質問でございませけれども、想定外であったかなかったかというのは、今の私の説明の中では、想定外という意見がたくさんあるということを示したことでありまして、想定外というのは、例えば今回、日向灘沖地震等に関しましても、新たな震度あるいはマグニチュードの変更等がございましたけれども、それ以前は新たな南海トラフのことは想定されてなかったわけでありまして、あくまでも想定ということは、これからも想定

外がないように考えていく必要はありますけれども、予断を許さないことは十分可能性はあると思います。

○高橋 透議員 私は、東日本大震災について想定外だったかどうか聞いたわけで、南海トラフについては、いろいろとデータも新たに出てきたこともあって、私は、東日本大震災は、震災によって非常事態になった、ああいう被害が出たことは予想された、いや、予想されたというのは、日本列島が活断層でこういう危険があることは専門家が随分以前から指摘してきたこと、そのことに対する備えができてなかった、そのことだというふうに私は思うんですよね。そういう緊急事態に対する対策をむしろ怠ってきた、そのことに対する反省というものはないのでしょうか。

○松村悟郎議員 今の質問には非常に答えにくいんですけども、現政権として、備えがあったかどうかということは私もわかりませんが、ただ備えはあればあるほどいいということは事実であります。その補てんする意味でもこのような緊急事態基本法というの、備えとして準備していく必要があるのではないかとということで提案をさせていただいたわけでありませう。

○高橋 透議員 いま一度申し上げますけれども、この意見書にある最初の2行、「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめたということの結果、いわゆる想定外に対する備えが私は問われたんではないかと思っているんです、今回の大震災についてはですね。だから、むしろ私は、この緊急事態に対する対策、こういった大災害、このことへの備えを怠ってきたことへの意見書をむしろ出されたら

よかったのではないのかと、これは意見ですけども、申し上げます。

次の質疑に移りますけれども、この意見書の本文の4行目、「世界の多くの国では、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し」というふうにあります。これまでこういった非常事態宣言を発令した国、あるいは発令ができる国というのはいかほどあるんでしょうか。

○松村悟郎議員 大型ハリケーン、あるいは山林火災、あるいは巨大地震、さらには伝染病・感染症、暴動、いろんな形で緊急時に実際に世界各地で発令されています。ちなみに、2005年のスマトラ島沖地震、これも津波の被害が大きかったことで、報道等でもありましたけれども、スリランカ、モルジブで発令されております。さらに2005年です。ハリケーン、カトリーナ、これはアメリカでございます。そして2009年、アメリカで新型インフルエンザの感染が拡大したということがありましたが、これもオバマ大統領が発令しております。昨年のことですけども、ニュージーランドでのカンタベリー地震の発生、これも発令されております。ただ、全国的な発令でございますので、緊急事態ということがそれほど毎日のように起こっているわけではないわけでございます。そして、実際に発令していなくても、緊急時の対応として制度化、緊急事態基本法なるものの制度化をされている国というのは非常に多うございます。1990年から2011年、20年でございまして、この間に新しく制定された98カ国の憲法に、緊急事態対処規定を設けていない国は皆無だということも言われております。以上です。

○高橋 透議員 ウィキペディアでよく調べたようでございますが、次に移ります。この本文

に3段落目、「我が国のように」というところに、平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、いろいろさまざま初動体制に手間取り、いろいろな救援活動に支障を来し、被害を拡大するということであるわけですが、今回、東日本大震災を例に取り上げていらっしゃいますから、そのことについて申し上げるわけですが、福島原発事故は、これは初動体制に多大な問題があって、被害を拡大したことは皆さん御存じだと思いますが、東日本大震災についての初動体制には問題があったんでしょうか、お尋ねします。

○松村悟郎議員 今の基本法というのは、災害対策基本法ということでしょうか。

○高橋 透議員 東日本大震災が起きたときの初動体制を問うているのであります。

○松村悟郎議員 東日本大震災、今原発の対応というのは別として、特に初動体制ということの問題もあると思います。その後の対策について問題があると思いますけれども、東日本大震災の初動体制、特にですけれども、これは警察あるいは消防、自衛隊、その他いろいろな組織の方、これは個別のそれぞれの努力で本当によく対応していただいた努力の結果だと思います。ただ、実際には必要な人員あるいは物資が本当に必要とされる場所に行ったのかというのは、そのときの大きな課題になりました。また、雪の降る非常に寒い時期であったこと、灯油がない、ガソリンがない、届かない、このことも報道もされておりました。例えば、警察などの緊急車両は、信号が赤でも緊急に進めます。緊急物資を積んだ自衛隊の車は、信号ごとにとまっていかなければならないわけです。

さらに今、ガソリン、エネルギー、灯油等の配送に対しても、これも西日本から東日本に運

ぶためのタンクローリー等の借り上げも緊急に行うこともできたんじゃないかと思います。具体的なほかの事例に関しては、まだまだ調べが足りませんが、東日本を超える巨大南海トラフ大地震の可能性が指摘されている宮崎県でありますので、東日本大震災の教訓として、非常事態に備えた対策をとることが急務だと思います。

○高橋 透議員 東日本大震災初動体制、むしろ細部については、いろいろ課題も多く残されたというふうには私思うのですが、ただ、全般的に初動体制を見たときに、自衛隊、警察、消防、私は、スムーズに初動体制はとられたというふうに思っていて、そういう評価をする方も結構いらっしゃると思うのでね。以前、阪神・淡路大震災がありました。あのときの教訓があって、自衛隊の出動——都道府県知事の要請しかあの時点でまだなかったわけですが、そういった自衛隊法を改正しましたよね。いわゆる市町村長が知事に要請することによって自衛隊の出動ができる。そういった付随するような法律を改正することによって、こういう初動体制というのは整っていくわけですから、そういったところを私はしっかりと理解すべきではないかなというふうに思います。

質疑、後申し上げますけれども、三党合意、いわゆる民主、自民、公明で合意したということでありましたが、あとは決断だけだということとで説明があったわけですが、国会で3分の2を占める議席になるわけですが、なぜ合意したのに制定に至らなかったのか、教えてください。

○黒木正一議員 平成16年に三党合意がありましたが、憲法の保障する国民の自由と権利に制限を加える点では非常に重要な法案であります

から、十分な審議が必要であるというふうに考えます。しかし、これは既に合意に至っておりますから、三党合意の後に東日本大震災という経験をしたわけでありまして、南海トラフ大地震などの大災害が想定されておると、今その制定が急務であるというふうに思います。

○高橋 透議員 この緊急事態基本法、一番の問題となるのは、財産権とか居住権とかそういった基本的人権を縛る、そういったすごい問題が潜んでいるわけですよ。だから、私はわかりませんが、それぞれ党の実情は。ただ、同意したのに制定に至らなかった。結局それぞれの党の中で賛否あつてるんじゃないかと思っているんです。それと世論、そういうところが慎重になっているから、三党で合意したにしても、国会で成立できなかった。そういうところを私は大事にしたいなと思っているんです。先ほどもちらっと自衛隊法の改正とか言いましたけれども、大規模災害を想定しているのであれば、結局自衛隊法の改正もあるだろうし、災害対策基本法、こういったところを拡充していく、こういったところで私は緊急事態の対応は可能になるということを申し上げて質疑を終わります。

○外山三博議長 以上で質疑は終わりました。

◎ 討 論

○外山三博議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書に反対する立場で討論いたします。

意見書では、東日本大震災に見られるような「大規模自然災害」と「武力攻撃」など、「安全保障・外交上の有事」を一くくりにして、「非常事態」「緊急事態」と表現しています。これら「大規模自然災害」と「安全保障・外交上の有事」の2つの事態を同列に論じることについては無理があり、国民に混乱をもたらすものです。ですから、この2つを分けて論じます。

まず、「大規模自然災害」であります。意見書の表現によると、「初動体制に手間取り、救護活動にさまざまな支障を来し、その結果、さらに被害の拡大」とありますが、これらの問題は「災害対策基本法」の範疇の問題ではありません。

「災害対策基本法」では、市町村が一義的に防災対策の責任を負い、市町村長に権限を集中させており、確かに東日本大震災のように、市町村の庁舎が破壊された事例では行政機能が喪失し、初動の混乱を招きました。しかし、これは、指揮命令権を国に一時的に移譲し、一元的な管理ができるように「災害対策基本法」等を見直せば事足りることです。例えば、阪神・淡路大震災では、その教訓から、自衛隊への災害派遣の要請について、これまでの都道府県知事に加え、市町村長から知事に対して災害派遣要請を要求できる権限が付与されました。このように、「災害対策基本法」等の充実により、「大規模自然災害」への対応も十分に可能となるのではないのでしょうか。

8年前の2004年に、先ほどもありましたように、自民党、民主党、公明党の三党、すなわち国会議員の3分の2を占める会派の合意がなされたにもかかわらず、なぜ「緊急事態基本法」がこれまで国会で慎重に論じられ、制定されなかったのでしょうか。それは財産権や居住権を初めとした基本的人権を踏みにじる内容だからであります。「東日本大震災」を口実として、いたずらに「緊急事態基本法」の制定を求めることは、一日も早い復興を願う震災被災者の心から遊離しているのではないのでしょうか。また、「東日本大震災」を「想定外」という表現をされていることにも違和感を覚えます。

日本は活断層の多い地震列島であり、そのことを想定し、警鐘を鳴らし続け、原発は人間が制御不可能な技術として指摘されてきたのにもかかわらず、まだ「想定外」と表現されるのでしょうか。

次に、「武力攻撃」などの有事の問題ですが、これをもって「緊急事態基本法」を論じることは、先ほども申しましたように、財産権を初め、基本的人権を制約するいわば究極の「人権停止法」であるがゆえに、国会でも慎重に取り扱われている問題です。

安全保障上の有事に対しては、これまで「周辺事態法」、「武力攻撃事態法」、「国民保護法」等により対処できるとして、これらの法律を制定されたのではなかったのでしょうか。

今回の「緊急事態基本法」は、思想・信条の自由、表現の自由を侵害する国家統制ともなり、反対するものです。

意見書に反対することに対して、議員各位の賛同をお願いして終わりとしたいと思います。

〔降壇〕

○外山三博議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕 今回、総務政策常任委員会で採択されました継続請願第20号「「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願」の紹介議員の一人として、議員発議案第11号に賛成の立場から、自由民主党を代表して討論いたします。

御承知のように、緊急事態基本法の骨子は、平成16年に民主、公明、自民の三党で合意されています。我が国に対する外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃、大規模な自然災害等の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生したとき、迅速かつ適切に対応できるよう法整備を行うものです。

平成16年に合意されたにもかかわらず、今まで制定に至らなかった理由は、国民の自由と権利に制限を加えることへの慎重論があったからだと考えますが、当時と東日本大震災を経験した今とでは状況が全く違ってきております。

私たちは、千年に一度と言われる大震災を経験し、大規模津波や原発事故という複合災害にも見舞われました。また、近い将来、南海トラフの巨大地震が発生する可能性も指摘され、最悪の場合、32万3,000人が死亡するという予想も出されております。一方で、昨年来、近隣諸国との摩擦も激化し、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生しております。そういう状況にある今だからこそ、緊急事態基本法の早期制定の必要性を強く感じます。

国民の自由と権利に制限を加えることに関して、慎重な意見があることは承知しておりますが、三党合意の骨子案には、緊急事態においても、日本国憲法の保障する基本的人権は、最大限保障されなければならない、これを制限することが余儀なくされるに至った場合にあっては、その対処しようとする事態に応じた必要最小限

のものであり、公正かつ適切な手続のもとに行われなければならないとうたっています。

緊急事態時に国が万全の措置を講じる責務を持ち、経済秩序の維持や公共の福祉の確保のために、国民の自由と権利を一時的に制約することになるかもしれませんが、それは多くの生命と財産を危機から救い出すために、法律に従って行われなければなりません。また、法律があれば、国民の自由と権利がその場限りの超法規的な措置によって侵害されることを防止することもできるのです。例えば、救急医療では、救命の可能性が小さい先着の重症患者より、救命の可能性が高い後から来た患者を優先して処置することが原則となります。これをトリアージと言いますが、平時の場合ではしてはならないことでも、緊急時にはしなければならないことがある、そういう現実に対処するためのルールであります。何人も国民の自由と権利を侵害することは許されませんが、緊急時には平時と同じ考え方で対処すると多くの人命を失う可能性があります。そうならないためにも、平時にこそ緊急時のルールづくりをしっかりとやっておかなければならないのです。緊急事態の規定を憲法に明記するかどうかという問題は、震災以前から憲法論議の大きなテーマでしたが、御承知のとおり、憲法改正には多大なエネルギーと時間を要します。しかしながら、松村議員の提案理由説明にもありましたとおり、震災は、私たちの備えが整うのを待ってくれません。

そこで繰り返しになりますが、憲法改正の議論とは別に、国家主権と国民の生命・財産を守るよう、緊急事態の定義を定め、重大な事態には必要な統制ができる「緊急事態基本法」の早期制定が必要であるという結論に至り、議案を上程させていただきました。

議員各位におかれましては、以上申し上げてまいりました趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、賛成討論を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] 議員発議案第11号「「緊急事態法」の早期制定を求める意見書(案)」について、反対の立場から討論いたします。

東日本大震災は、未曾有の被害をもたらし、その復興に消防、警察、自衛隊、そして多くの国内外からのボランティアや支援の活動が大きな力を発揮しました。

そのことは、被災された方々に勇気と希望を与え、助け合うことの大切さ、そこから生まれるきずなの大切さを多くの国民が改めて認識するものともなりました。

しかし、今提出された意見書案は、大震災などの大規模自然災害と、テロや武力攻撃への対応を同列視し、ごちゃ混ぜにして全体を「緊急事態」として、「緊急事態基本法」の制定を求めることは全く無理のある筋違いの論拠であると言わなければなりませんし、原発事故への対応についてもしかりです。

自民、公明、民主が制定することで合意したという「緊急事態基本法」は、政府が「緊急事態」と認定したら、憲法が保障する国民の基本的人権をも制限できるようにするとんでもないものです。しかも、「緊急事態基本法」をよりどころに、仮に外国からの侵略やテロ、騒乱などの事態が起きれば、武力でもって強権的に対応することを可能にします。

しかし、日本は、多くの命が奪われた過去の侵略戦争の苦い教訓の上に、「武力による威嚇、または武力の行使は、国際紛争を解決する

手段としては、永久にこれを放棄する。陸海空軍その他の戦力は持たない。交戦権は認めない」と憲法9条にうたいました。

この世界に誇る「憲法9条」を持つ国として、今、求められているのは、言うまでもなく、平和的外交政策を粘り強く進めていくことであり、決して武力などで対応することではありません。

また、意見書案は、尖閣諸島や北方領土問題、北朝鮮ミサイル問題などをも列挙し、「非常事態宣言」を発令し、「緊急事態基本法」で対応することを求めています。いずれの国際的な紛争問題も、冷静かつ理性的に、平和的に話し合いで解決すること、その外交力を発揮することこそ政府に求められているものです。また、大規模自然災害に対する対応は、日常的に抜本的な対策が講じられなければならない課題です。

こうした点を指摘し、大規模自然災害とテロや国際的な紛争問題の解決策を同列に扱い、「緊急事態基本法」の制定を求めることに何ら道理はなく、何より憲法を踏みつけにして、国民の基本的な人権を制約することになるという点でも認められないものであり、同意見書案に強く反対を表明して討論を終わります。以上です。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第11号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

議員発議案第11号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第12号提案理由説明

○外山三博議長 次に、議員発議案第12号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕 「自衛隊定員の増員を求める意見書」の提出者を代表して、提案理由を申し述べさせていただきます。

先日以来、近隣諸国との領土や海洋をめぐる問題が顕著化しているところではありますが、言うまでもなく、国民が安心して生活し、我が国が発展と繁栄を続けていくためには、平和と安全、そして独立を守ることが不可欠であります。これらの平和、安全及び独立は、願っただけで確保できるものではありません。同盟国との協力や国際貢献といった外交分野における努力はもちろんありますが、みずからの防衛力についてのさまざまな施策を講じることによって、初めて確保できるものであります。国家間の相互依存関係の拡大・進化が進み、国際社会の結びつきが深まっていく一方で、現実を見れば、我が国は安全保障分野において、多様で複雑な課題を抱えております。

そのような中、皆様御承知のとおり、自衛隊は我が国の平和と安全を守るという崇高な使命に燃え、有事に備えて日々厳しい訓練を実施しております。また、国際平和維持活動や人道支援はもとより、大規模災害への対応能力の強化など、自衛隊に求められる役割と期待はますます大きくなってきています。

昨年3月11日に発生した大規模かつ激甚な被害をもたらした東日本大震災においては、地震

発生日から被災者の人命救助のため、可能な限りの自衛隊員、装備が投入され、迅速な初動対応がとられました。また、震災後においても、通常任務を行いながら、行方不明者の捜索を初めとした被災者支援のため、全国の各部隊から隊員が動員されました。この自衛隊の活動に、被災者のみならず、多くの国民が深く感謝し、また激励をしたところでもあります。平成24年1月に内閣府が行った世論調査では、自衛隊に対してよい印象を持つ方が9割を超えるなど、国民からの信頼と期待の大きさをうかがうことができます。

しかし、一方で、近年の防衛予算は10年連続のマイナスとなっており、特に人件費の削減がその大きな要因となっております。有事の発生や大規模災害に備えて、常に訓練を重ねている自衛隊員の存在は、我々にとって非常に心強いものであります。

また、自衛隊員はそれぞれ配置された地域において、県民として地域に溶け込んでおり、学校や地域の活動、ボランティアにも積極的に取り組むなど、自治体や県民との連携を強化している頼もしい存在と言えます。さらに、本県のように人口が減少し、高齢化が全国平均に比べて速いスピードで進む自治体にとって、比較的若い世代が多い自衛隊員が、それぞれの地域にもたらす活力や経済効果は大変大きいものがあります。このような状況を見ますと、自衛隊員の削減は豊かで安心できる県民生活を求める我々県議会議員にとって、大変憂慮すべき事態であると考えます。

よって、防衛、大規模・特殊災害対策など、多種多様な任務が増加し続ける自衛隊の確実な定員の増員を、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出し、国に対して強く要望する

ものであります。国民が安心して生活し、また豊かに生活できる環境を築くためにも、ぜひとも各議員の皆様の御賛同をお願いいたしまして提案理由とさせていただきます。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 討 論

○外山三博議長 お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第12号「自衛隊員の増員を求める意見書(案)」について反対の立場から討論いたします。

同意見書案では、自衛隊の果たす役割について述べられ、多種多様な任務を持つ自衛隊の確実な定員の増員を図ることを求めています。

特に、東アジア地域における各国の軍事力の増強問題や、我が国周辺における領土や海洋をめぐる諸問題を含む自衛隊が有事に備える軍隊的な役割を果たすことが強調されています。

しかし、こうしたことに対応するとして自衛隊員の増員が、果たして国民の安全・安心を担保するものになるのでしょうか。

まず、有事に備えるとする自衛隊のあり方です。日本がみずから自衛隊を増強しながら、他

国の軍事力増強を批判することはできませんし、本来、外交努力なしに戦争や紛争などといった問題の解決が図られないことは明らかです。

ましてや、国際平和維持を理由に自衛隊が外国に出かけて任に当たることなど、憲法にも抵触するものと言わなければなりません。

何より問題なのは、政府の外交力の欠如であり、求められるべきは国際社会で通用する確かな外交力です。

また、災害時の復旧活動に自衛隊員が協力し活躍されますが、最後に力を発揮するのは消防隊員です。それは、自衛隊は日常的に軍事訓練は行っても、基本的に災害復旧のための訓練などは行っていないからです。災害などから国民・県民の安全を守るためには、常備の消防力を強化して任務に当たれるようにすることこそ重要です。

また、同意見書案では、自衛隊の削減、また不足などが地域経済の発展を阻害するとの言及もありますが、基地や軍事力に依存した経済発展は本来のあり方ではありません。

さらに今、自衛隊の情報保全隊による国民への監視活動の実態が明らかにされていますが、まさに人権侵害そのものであり、国民の平穏な暮らしを脅かすものになっていることは重大だと言わなければなりません。

今、政治がなさねばならないことは、この経済・財政危機においても毎年5兆円もの税金を軍事費に費やし続けていることなどを見直し、国民の暮らしや福祉、医療、教育に予算を振り向け、国民の暮らしを豊かにして、深刻な不況を解決し、経済を立て直すことです。

そして、何より今、東日本大震災や原発事故の復旧・復興に全力を注ぐことこそ重要である

というふうに思います。

以上、幾つかの問題点を述べて、「自衛隊の増員を求める意見書(案)」に反対を表明するものです。以上です。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第12号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

議員発議案第12号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号から第28号まで上程

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第24号から第28号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○外山三博議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 ただいま提案いたしました特別議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第24号「平成23年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは平成23年度の一般会計と13の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入6,056億2,729万7,000円、歳出5,971億4,014万9,000円となっており、翌年度への繰り越し事業に充当する財源を差し引きますと、実質収支は23億837万6,000円となっております。

平成23年度の財政運営につきましては、本県の厳しい社会経済情勢や財政状況を踏まえながら、人や地域のきずな、安全・安心な暮らし、時代のニーズにこたえる産業の展開など、新しい豊かさの創造に向けて、口蹄疫からの再生復興を初めとする本県の新生に取り組むとともに、人件費の削減や投資的経費の縮減重点化、一般行政経費の徹底した見直しによる収支不足の縮減に努め、財政調整のための基金の取り崩し額の圧縮を図るとともに、県債の発行抑制に努めたところであります。

一方で、社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる中、停滞している県内経済の活性化や、県民の安全・安心を確保するための取り組み等に多額の経費が必要となるなど、本県財政は今後も厳しい状況が続く見通しとなっております。

このため、平成23年度に策定した第三期財政改革推進計画に基づき、これまで以上に歳入歳出の両面から徹底した見直しを行い、将来にわたって持続可能な財政構造に転換できるよう、引き続き財政改革の取り組みを進めていくこととしております。

議案第25号から議案第28号までは、平成23年度の4つの公営企業会計につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、決算について議会の認定に付するものなどであります。

このほか、報告が1件ございますが、説明は省略させていただきます。

以上、追加提案いたしました議案の概要につ

いて御説明をいたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山三博議長 知事の説明は終わりました。

次の本会議は、10月2日午前10時開会、決算特別委員会の設置から決算議案の委員会付託までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時52分散会

10月2日（火）

平成 24 年 10 月 2 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	凶 師 博 規	(日 日 新)
4 番	渡 辺 創	(新みやざき)
5 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
6 番	松 村 悟 郎	(同)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	外 山 三 博	(同)
14 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
15 番	高 橋 透	(社会民主党宮崎県議団)
16 番	太 田 清 海	(同)
18 番	西 村 賢	(新みやざき)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	横 田 照 夫	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	十 屋 幸 平	(同)
25 番	押 川 修 一 郎	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	井 上 紀 代 子	(新みやざき)
31 番	徳 重 忠 夫	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	外 山 衛	(同)
34 番	中 野 廣 明	(同)
35 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
36 番	福 田 作 弥	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	中 野 一 則	(同)

欠席議員 (1 名)

17 番	田 口 雄 二	(新みやざき)
------	---------	---------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	牧 元 幸 司
総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	土 持 正 弘
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	米 原 隆 夫
農 政 水 産 部 長	岡 村 巖
県 土 整 備 部 長	濱 田 良 和
会 計 管 理 者	豊 島 美 敏
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	飛 田 洋
警 察 本 部 長	加 藤 達 也
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊 秋
人 事 委 員 会 事 務 局 長	内 戸 保 博

事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事 務 局 次 長	小 八 重 英
総 務 課 長	山 之 内 稔
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	谷 口 浩 太 郎
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 議案第24号から第28号までに対する質疑

○外山三博議長 ただいまの出席議員38名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、議案第24号から第28号までに対する質疑及び決算特別委員会の設置から決算議案の委員会付託までであります。

まず、議案第24号から第28号までに対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

提出をされました議案第24号から第28号の平成23年度宮崎県歳入歳出決算の認定について、議案第24号の一般会計決算について質疑を行います。

まず、財政運営について、歳入における23年度の臨時財政対策債の発行額及びどう交付税措置されるのか。

また、23年度の県債発行額と県債残高について伺います。

また、県税収入の減収及び多額の個人県民税の収入未済額について、どのように分析し、認識しているのかを伺います。

次に、歳出について、不用額が総額で53億2,680万円余と多額に及んでいます。主に、民生費・衛生費、農林水産業費、教育費について、その額と要因についてお聞かせください。

また、23年度から一括交付金を実施されておりますが、どのような視点でどう活用したのか伺います。

次に、監査意見書での指摘事項について伺い

ます。

随意契約、補助事業の執行についての留意点や、財務会計事務について事務処理の誤り等が指摘されておりますが、どのような内容か伺います。

次に、各種施策・事業について伺います。

まず、職員数の削減について、昨年度の実数を伺います。

また、市町村合併支援事業費の内容と事業効果についてお聞かせください。

次に、宮崎県地震防災戦略策定事業及び新総合防災情報ネットワーク整備事業の推進などで、防災・減災計画、防災機能強化がどこまでどう図られたか伺います。

また、木造住宅耐震化普及促進事業の実績についてお聞かせください。

次に、雇用関連で、「若年者人材育成就職支援事業」の実績について伺います。

また、平成23年度誘致企業による雇用実績をお聞かせください。

次に、緊急雇用創出事業臨時特例基金及び23年度で終了のふるさと雇用再生特別基金による雇用の実績について伺います。

また、23年度の企業倒産と従業員の実態についてお聞かせください。

次に、農業関連で、農業就業状況について、農家戸数や就業人口について伺います。

「みやざき担い手経営資源継承総合対策事業」について、その事業内容及び効果についても伺います。

また、23年度における宮崎県就農支援資金特別会計について、事業の活用状況について伺います。

次に、自然エネルギーに関して、住宅用太陽光発電への助成の実績についてお聞かせくださ

い。

また、23年度の自然エネルギー政策に対して、特に環境森林部での取り組みについてお聞かせください。

次に、教育に関して、育英資金貸与事業について、高校、大学など、それぞれの貸与人数や金額など実績を伺います。

また、「ネットいじめ対策推進事業」について、その事業内容と実績をお伺いしたいと思います。

以上で壇上からの質疑を終わり、後は自席から行います。〔降壇〕

○総務部長（四本 孝君）〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

まず、臨時財政対策債についてであります。平成23年度の臨時財政対策債の発行額は約419億7,700万円であります。臨時財政対策債につきましては、地方交付税の代替財源でありますので、その元利償還金の全額が交付税措置されることとなっております。

次に、県債についてであります。一般会計における平成23年度の県債発行額は約756億4,100万円ですが、臨時財政対策債を除いた場合の発行額は約336億6,400万円となっております。また、23年度末の県債残高は約1兆546億9,700万円ですが、臨時財政対策債等を除く実質的な県債残高につきましては約6,312億8,700万円となっております。

次に、県税収入の減収及び個人県民税の収入未済額についてであります。平成23年度の県税収入額は、前年度と比べ2億7,800万円余の減となっております。この主な要因は、給与所得の低下等による個人県民税の減収や県内の消費等の減少による地方消費税の減収によるものと考えております。次に、個人県民税の収入未済額

につきましては、平成19年度の税源移譲以降、増加傾向にありましたが、平成23年度の収入未済額は、前年度と比較し1億3,300万円余の圧縮が図られ、19億8,100万円余となっております。

次に、地域自主戦略交付金についてであります。地域自主戦略交付金につきましては、いわゆるひもつき補助金の一部が切り分けられて一括交付金化されたものであり、23年度は、本県に対して約72億3,600万円が配分されております。具体的な活用に当たっては、対象となる事業の中から自由に選択できる仕組みとなっており、本県におきましては、切り分けられる前の交付金等で予定していた事業を円滑に実施することを念頭に、自主的な判断として、公共事業や交通安全施設の整備などに活用したところであります。

次に、職員数についてであります。知事部局等における職員数は、平成24年4月1日現在で3,795人となっており、前年同期比で61人の減となっております。

最後に、市町村合併支援事業費についてであります。まず、合併市町村を支援する交付金として、宮崎、延岡、日南の3市に、合計で2億円余を交付し、電算システム統合や運動公園整備などに活用されたところです。また、財政健全化のために行った無利子貸し付けの23年度分の償還金約3億円を、「宮崎県市町村21世紀基金」に積み立てております。この事業により、合併後の一体的なまちづくりが図られるとともに、財政健全化が進んだと考えております。以上であります。〔降壇〕

○危機管理統括監（橋本憲次郎君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、宮崎県地震防災戦略策定事業についてありますが、平成23年度からの2カ年事業

で、日向灘地震及び南海トラフ巨大地震の予測と被害想定の方策等を目的としております。23年度は、日向灘地震の地震・津波シミュレーションの中間報告を行ったところであります。次に、新総合防災情報ネットワーク整備事業についてであります。災害や危機事象が発生した場合に、安定した通信手段を確保するためのシステム再構築を目的としたもので、平成23年度からの2カ年で実施設計を行うものであります。以上です。〔降壇〕

○福祉保健部長（土持正弘君）〔登壇〕 お答えします。

民生費及び衛生費の不用額についてであります。主な不用額であります。民生費は、重度障がい児・者の医療費助成のほか、制度の見直しが行われた子ども手当の県負担金などであり、また、衛生費は、子宮頸がんのワクチン接種や肝炎等の医療費助成であるなど、その多くが市町村を対象とした事業であります。不用となった理由であります。医療費助成など、どうしても予算に不足が生じないよう対応せざるを得ないところがあり、結果として、必要額が見込みを下回ったこと等によるものであります。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（堀野 誠君）〔登壇〕 お答えします。

住宅用太陽光発電システムの導入促進についてであります。平成23年度の補助実績は、2,289件、1億8,830万2,000円であります。

次に、自然エネルギーの取り組み状況についてであります。まず、太陽光発電につきましては、住宅への設置への支援に加え、「地域グリーンニューディール基金事業」により、高鍋町など2町の庁舎への設置補助を行うなど、その導入促進に取り組んだところであります。ま

た、木質バイオマスにつきましては、「森林整備加速化・林業再生事業」により、温泉施設の木質ボイラーの整備に対し補助するなど、その利用促進に取り組んだところでございます。さらに、県民等を対象にしたセミナーの開催やホームページによる情報提供を行うなど、新エネルギーの普及啓発に努めたところであります。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（米原隆夫君）〔登壇〕

お答えいたします。

まず、「若年者人材育成就職支援事業」の実績等についてであります。本事業により、委託先である人材派遣会社で、196人の若年者に対する研修や短期職場実習を行いました。そのうち115人が実習先の企業等で直接雇用されております。

次に、立地企業の雇用についてであります。平成23年度に認定した立地企業は29件ですが、工場建設等の設備投資に時間を要することから、年度内に操業を開始した企業は17件で、企業の事業計画書によりますと、操業当初の雇用者数は224人となっております。

次に、基金事業による雇用実績についてであります。平成23年度は、延べ人数で申し上げますと、緊急雇用創出基金事業で3,436人、ふるさと雇用基金事業で783人、計4,219人となっております。

最後に、県内企業の倒産状況等についてであります。民間調査会社によりますと、平成23年度の負債額1,000万円以上の倒産企業の件数は66件となっており、その従業員数は479人となっております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（岡村 巖君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、農林水産業費の不用額についてであ

ります。主なものは、高病原性鳥インフルエンザの対策事業に関し、移動制限の特例措置により農家等の影響額が減少したこと、及び肉用子牛市場口蹄疫影響緩和対策事業に関し、県平均価格が発動の基準価格を上回ったこと等による執行残でございます。

次に、本県の農業就業の状況についてであります。2010年農林業センサスによりますと、本県の総農家数は4万5,804戸、農業就業人口は5万7,076人です。農家戸数及び就業者数の減少が進んでおります。

次に、「みやざき担い手経営資源継承総合対策事業」についてであります。本事業では、農地や園芸用ハウスなどの経営資源を、産地ごとに新規就農者等へ円滑に継承する仕組みづくりなどを進めたところであります。平成23年度は、5つの産地で経営資源継承計画が策定されるとともに、261名の新規就農者が確保されたところでございます。

最後に、就農支援資金特別会計についてであります。本資金は、就農計画の認定を受けた新規就農者等に対し、就農に必要な経費の無利子貸し付けを行うものであります。平成23年度は、28件、1億6,900万円余の貸し付けを行い、農業機械の導入や園芸用ハウスなどの整備が図られたところであります。以上であります。

〔降壇〕

○**県土整備部長（濱田良和君）**〔登壇〕 お答えいたします。

木造住宅耐震化普及促進事業の実績についてであります。まず、耐震診断費補助につきましては、その費用の10分の9を補助する制度であり、宮崎市ほか6市5町におきまして60戸となっております。次に、アドバイザー派遣につきましては、専門家である木造住宅耐震診断士

からアドバイスを行っていただく制度でありまして、延岡市ほか3市2町において69件となっております。このほか、診断士養成講習を4回開催しまして、151名の方が受講されております。〔降壇〕

○**教育長（飛田 洋君）**〔登壇〕 お答えします。

教育費の不用額についてであります。主なものは、高等学校等生徒修学支援基金への積立金、これは全額、国の交付によるものですが、その国からの交付額が見込み額を下回ったことによる執行残であります。また、職員の人件費において、共済費や職員手当等の実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、育英資金の貸与実績についてであります。貸与者数4,231人、貸与額13億8,510万8,000円であり、内訳といたしましては、高校生及び高等専門学校生3,787人に対しまして1億2,633万4,000円、大学生240人に対しまして1億5,163万8,000円、専修学校生204人に対しまして1億713万6,000円となっております。

次に、「ネットいじめ対策推進事業」についてであります。主な内容は、より複雑化、多様化するネット上のいじめに対応するために、情報収集・相談窓口としての「目安箱サイト」の設置や「親と子のインターネット講座」の実施などです。これらの取り組みを通して、ネット上に書き込まれている誹謗中傷などの削除等に対応するとともに、子供のインターネット利用における保護者の役割の重要性についての啓発につながったと考えております。以上であります。〔降壇〕

○**代表監査委員（宮本 尊君）**〔登壇〕 お答えします。

決算審査意見についてであります。まず、随

意契約等につきましては、物品の購入において、複数業者による見積り合わせとすべきものを一者随意契約としていたものや、補助事業の交付決定等の事務がおこなわれていたものが見受けられました。また、財務会計事務については、収入事務において納入期限を誤っていたもの、賃金や通勤費について支給額を誤っていたものなどが見受けられました。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございます。特に今お答えいただきました監査意見書での指摘事項など、毎年行われている内容でもありますので、ぜひしっかり受けとめていただいて、改善に努めていただきたいというふうに思っています。

最後になりますけれども、平成23年度は、河野県政において、宮崎県総合計画（アクションプラン）のスタートの年でありました。知事は、この23年度の決算をどのように総括しておられるかお伺いして、質疑を終わりたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 平成23年度は、私が策定しました「未来みやざき創造プラン」アクションプランのスタートの年でありました。重点施策であります10のプログラムから成る「新しい「ゆたかさ」創造プログラム」を積極的に展開するとともに、口蹄疫の発生や新燃岳の噴火などによりまして疲弊した県内経済の活性化や東日本大震災等を踏まえた緊急的な防災対策などに、スピード感を持って取り組んできたところでもあります。一方で、本県の財政、県税等の自主財源が少なく、地方交付税や国庫支出金などに大きく依存する構造的な問題を抱えております。また、長引く景気の低迷などによりまして、県税や地方交付税の増加というものが期

待できない中、ふえ続ける社会保障関係費への対応など、極めて厳しい状況にあるものと認識しております。このため、新たに第3期財政改革推進計画を策定いたしまして、人件費の削減や投資的経費の縮減・重点化、ゼロベースからの事務事業の見直しなど、徹底した財政改革に取り組んできたところでもあります。このような取り組みの結果、財政調整のための基金の取り崩し額の圧縮でありますとか、臨時財政対策債などを除く実質的な県債の発行抑制を図るなど、全体としましては、厳しい財政状況に対応した堅実かつ着実な財政運営を行うことができたのではないかと考えているところでもあります。

○前屋敷恵美議員 以上で終わります。ありがとうございました。

○外山三博議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、議会運営委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成24年10月2日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第13号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第13号上程、採決

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第13号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、議員発議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号から第28号まで

決算特別委員会付託

○外山三博議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第24号から第28号までの各号議案については、ただいま設置が決定しました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

執行部は、ここで退席となります。

午前10時25分休憩

午前10時36分開議

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○外山三博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会	委員長	中野 一則
	副委員長	黒木 正一

○外山三博議長 以上で報告は終わりました。

これからの日程をお知らせいたします。

本日午後から11日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、12日午前10時開会、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時37分散会

10月12日（金）

平成 24 年 10 月 12 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (郷中の会) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 凶 師 博 規 | (日 日 新) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (新みやざき) |
| 5 番 | 黒 木 正 一 | (自由民主党) |
| 6 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 7 番 | 内 村 仁 子 | (同) |
| 8 番 | 岩 下 斌 彦 | (同) |
| 9 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 10 番 | 右 松 隆 央 | (同) |
| 11 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 12 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 13 番 | 外 山 三 博 | (同) |
| 14 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 15 番 | 高 橋 透 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 16 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 17 番 | 田 口 雄 二 | (新みやざき) |
| 18 番 | 西 村 賢 | (同) |
| 19 番 | 星 原 透 | (自由民主党) |
| 20 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 21 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 22 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 23 番 | 宮 原 義 久 | (同) |
| 24 番 | 十 屋 幸 平 | (同) |
| 25 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 前 屋 敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 28 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 29 番 | 鳥 飼 謙 二 | (社会民主党宮崎県議団) |
| 30 番 | 井 上 紀 代 子 | (新みやざき) |
| 31 番 | 徳 重 忠 夫 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (自由民主党) |
| 33 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 34 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 35 番 | 丸 山 裕 次 郎 | (同) |
| 36 番 | 福 田 作 弥 | (同) |
| 37 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 38 番 | 中 村 幸 一 | (同) |
| 39 番 | 中 野 一 則 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-----------------|-----------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 牧 元 幸 司 |
| 総 合 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 |
| 総 務 部 長 | 四 本 孝 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 橋 本 憲 次 郎 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 土 持 正 弘 |
| 環 境 森 林 部 長 | 堀 野 誠 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 米 原 隆 夫 |
| 農 政 水 産 部 長 | 岡 村 巖 |
| 県 土 整 備 部 長 | 濱 田 良 和 |
| 会 計 管 理 者 | 豊 島 美 敏 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 |
| 病 院 局 長 | 渡 邊 亮 一 |
| 財 政 課 長 | 福 田 直 子 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 |
| 教 育 長 | 飛 田 洋 章 |
| 公 安 委 員 長 | 山 崎 殖 |
| 警 察 本 部 長 | 加 藤 達 也 |
| 人 事 委 員 長 | 村 社 秀 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 本 尊 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 田 原 新 一 |
| 事 務 局 次 長 | 小 八 重 英 |
| 総 務 課 長 | 山 之 内 稔 |
| 議 事 課 長 | 福 嶋 幸 徳 |
| 政 策 調 査 課 長 | 佐 野 詔 藏 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 川 崎 一 臣 |

◎ 議会運営委員会委員の辞任許可

○外山三博議長 ただいまの出席議員39名、全員でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

ここで、議員より議会運営委員会委員の辞任願が提出されておりますので、事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

辞 任 願

議会運営委員会委員 外山 衛

このたび、都合により頭書の委員を辞任したので、委員会条例第13条第1項の規定により許可されるようお願い出ます。

平成24年10月12日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました外山衛議員の議会運営委員会委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、この件を議題といたします。

この場合、外山衛議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席願います。

[外山 衛議員退席]

○外山三博議長 お諮りいたします。

外山衛議員の議会運営委員会委員辞任を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、辞任は許可されました。

外山衛議員の着席を求めます。

[外山 衛議員着席]

◎ 議会運営委員会委員の選任

○外山三博議長 これより、ただいま辞任されました議会運営委員会委員の後任を選任いたします。

選任の方法は、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から指名いたします。

十屋幸平議員を委員に指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山三博議長 御異議ありませんので、指名のとおり選任することに決定いたしました。

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○外山三博議長 次に、議案第24号から第28号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、中野一則委員長。

○中野一則議員〔登壇〕 おはようございます。当決算特別委員会に付託されました議案第24号から第28号に係る「平成23年度決算の認定等」について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第24号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

平成23年度の一般会計決算額は、歳入6,056億2,729万7,000円、歳出5,971億4,014万9,000円で、口蹄疫対策により増加した平成22年度決算と比較して、歳入が21.5%の減、歳出が21.4%の減であります。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は84億8,714万8,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は、23億837万6,000円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など13の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が67億2,364万5,000円、歳出が47億8,154万8,000円で、差し引き残額は19億4,209万7,000円となっております。

次に、議案第25号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

平成23年度の事業収益は47億9,972万3,000円、事業費用は42億138万2,000円で、当年度純利益は5億9,834万1,000円となっております。その全額を減債積立金等に積み立てるものであります。供給電力量の目標達成率は、ダム地点の年間降水量が平年を上回ったことや、効率的な発電に努めたことにより、108.5%となっております。

次に、議案第26号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

平成23年度の事業収益は3億6,235万2,000円、事業費用は2億7,889万1,000円で、当年度純利益は8,346万1,000円となっております。なお、給水量の目標達成率は124.9%となっております。

次に、議案第27号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

平成23年度の事業収益は2,811万9,000円、事業費用は2,031万5,000円で、当年度純利益は780万4,000円となっております。前年度繰越欠損金に充当した残額の87万2,000円を利益積立金に積み立てるものであります。なお、施設利用者数の目標達成率は、天候不順等の影響により、89.4%

となっております。

最後に、議案第28号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

平成23年度の事業収益は268億430万7,000円、事業費用は270億2,929万2,000円で、当年度純損失は2億2,498万5,000円となり、前年度と比較すると、純損失は1億4,941万4,000円減少しております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第24号については賛成多数、議案第25号から第28号については全会一致で認定または可決及び認定すべきものと決しました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項についてであります。

本県財政について、県税等の自主財源が乏しい脆弱な財政基盤である上に、景気の低迷や社会保障関係費の増大などにより、極めて厳しい状況にありますので、持続可能な財政運営を目指し、引き続き、財政改革の着実な実行に取り組むことを求めます。

また、審査過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受けとめ、次年度の予算編成に当たっては、事業を見直すとともに、効果的な予算の配分及び執行に努め、実効性のある施策の推進を図ることを求めます。

次に、県有車両に係る賠償責任保険の補償額について、不足が生じないよう検討を行うとともに、旅費のあり方も含めて検討し、職員が現

場や関係機関に積極的に出向き、情報収集できる環境を整えることで、県民の声が十分に反映された施策の展開に努めることを求めます。

さらに、各種事業の執行について、市町村等の要望を待つのではなく、県がリーダーシップをとって効率的な予算の執行に努めるとともに、執行残が生じないシステムの構築を検討することを求めます。

また、「主要施策の成果に関する報告書」について、事業の成果や課題をより具体的に明示し、さらに今年度の状況も明らかにするなど、効果的な決算審査を行うため、資料や説明の方法を工夫することを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後一層の取り組みや検討、改善を求めるものであります。

1つ、中山間地域振興について、平成23年度に策定した中山間地域振興計画に基づき実施した施策を十分に精査した上で、真に成果を上げた事業に重点的に取り組むとともに、最重要課題である中山間地域の所得の安定向上を目指した、より積極的な対策にも取り組むこと。

1つ、ケースワーカーの適切な配置等に努めるとともに、被保護者が置かれている実情やニーズに応じた支援に努めること。

1つ、地域の実情に即した自殺対策を実施し、また、検証することにより、効果的な自殺対策に努めること。

1つ、医療等の専門スタッフの充実や、相談・支援体制の拡充を図るなど、こども療育センターの一層の機能強化を図ること。

1つ、病院事業全体では、中期経営計画の目標値を上回っているものの、県立日南病院においては、前年度と比べ収支が悪化していることから、地域の実情に応じた診療体制や医療機器

の充実を図るなど、さまざまな方策を検討し、さらなる経営改善に取り組むこと。

1つ、小規模企業者等設備導入資金貸付金について、滞納整理のあり方を検討すること。

1つ、教育旅行受け入れ体制整備について、新たな視点で受け入れ増加に向けた施策を講じること。

1つ、九州新幹線誘客対策について、長期的なビジョンをもって、県全体の浮揚を念頭に観光振興を図ること。

1つ、県営国民宿舎の納付金は、指定管理者の過大な負担とならないよう適正な設定を検討すること。

1つ、東アジアにおける経済交流戦略について、日中関係が不安定な状況ではあるものの、消極的にならず、あらゆる情報を収集しながら、今後とも市場拡大に向けて積極的に取り組むこと。

1つ、県民にとって将来展望が見出せるよう、長期的なビジョンに基づいた施策を展開するなど、リーダーシップを発揮し、本県商工業の振興に努めること。

1つ、社会資本整備について、津波対策における将来の構想を掲げて、国に対し、予算の確保に向けた働きかけを行うこと。

1つ、地産地消の観点から、県産材の需要拡大を図るとともに、県内企業の製品の利用に努めること。

1つ、儲かる農業の実現を図るとともに、現場の実態を把握し、十分な新規就農者を確保する効果的な対策をとること。

1つ、口蹄疫等に係る防疫体制について、口蹄疫を発生させないことはもとより、もし発生した場合は、見直した防疫マニュアルを速やかに実行に移せるよう演習を繰り返すとともに、

引き続き、関係者の防疫意識の向上に努めること。

1つ、スクールサポーターの活動は、いじめ問題の解決にもつながることが期待できるので、今後とも、学校、教育委員会との情報交換を行うなど、さらなる連携強化を図ること。

1つ、奨学資金貸付金の収入未済額が膨大となってきたので、他県の徴収方法等も参考にしながら、収入未済額縮減を図ること。

1つ、地域振興事業によるゴルフ場の運営に当たっては、PRの方法を改善するなど、利用促進を図ることにより、ゴルフ場設置の趣旨が生かされるよう努めること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

なお、各分科会の報告の取り扱いについては、会議録への掲載を議長にお願いし、当委員会の審査の経過及び結果についての報告を終わります。(拍手) [降壇]

○外山三博議長 決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山三博議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第24号「平成23年度宮崎県歳入歳出決算

の認定について」、反対の立場から討論いたします。

2011年(平成23年度)は、本県にとっても、口蹄疫や鳥インフルエンザ、新燃岳の降灰被害からの復興とあわせ、東日本大震災の復興支援とともに、安全・安心の防災対策、福島原発事故を教訓に、原発に頼らない、安全な自然エネルギーへの追求など、切実な課題が山積する年でありました。さらに、経済は、停滞が続く深刻な事態の中で、県民の暮らしや地域経済の活性化に責任を負う県の果たす役割が大きく問われました。

決算の状況は、まず、県の財政運営で、地方交付税は1,885億6,000万円余と、前年度を50億2,000万円余下回り、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債の発行も419億7,000万円余と、前年度を140億3,000万円余下回り、23年度の地方交付税は、合計で190億5,000万円余の減額となりました。この臨時財政対策債を含め県債発行額は756億4,000万円余、県債残高は1兆546億9,000万円余と、膨大な額に達しました。一方、公債費は965億3,000万円余と、さらに前年度を33億9,000万円余上回っています。こうした状況では、決して健全な財政運営は図られず、国にも大きな責任があることはもちろん、何より地方財政の安定のために、臨財債を減らし、地方交付税をもとに戻すことが必要です。そのためにも、無駄を削り、軍事費や大企業優遇税制を見直し、国民の負担によらない財源確保を図るよう、国に要求すべきです。

また、自主財源の柱である県税収入は、景気低迷による個人所得の減少で個人県民税が減少するなど、多くの税目で減収、特に個人県民税は多額の収入未済がありますが、長引く景気低迷を反映し、県民の暮らしの厳しさが読み取れ

ます。さらに、今、政府が強行する税と社会保障の一体改革による消費税増税は、県民の暮らしや地域経済にますます打撃を与え、ひいては税収にも影響を及ぼすことは必至です。こうした県民の暮らしの状況をしっかり把握し、県民の苦勞に心を寄せ、地方自治の本旨を全うする県行政が求められています。

そこで、次に、行政運営、各種施策について述べます。

まず、福祉や医療については、介護保険の高い保険料負担や、必要な介護が受けられない程度区分の問題、また、特に後期高齢者医療制度の実施が、高齢者を年齢で区別し、高い保険料や医療費負担、医療差別をもたらしており、早急な解決が必要です。県としても廃止を求めるべきだと思います。

また、療養病床、介護病床の削減が進む中で、その受け皿は極めて不十分であり、特に、3,000人を超す特養ホームへの入所待機者の解消を急ぐべきです。

また、23年度決算における不用額が53億2,000万円余と多額に及ぶ中で、特に民生費や衛生費での扶助費等の執行残が見られました。とりわけ、現下の厳しい経済状況のもとで県民の暮らしや健康を支える点でも、医療費の公費負担、生活保護扶助など、必要な助成を十分に行うことが必要です。

国保税の問題では、国保税を納めたくても納められない、いわゆる滞納世帯は、3万4,989世帯に及び、短期保険証や窓口全額自己負担しなければならない資格証明書の世帯は、2万308世帯、いずれの保険証も交付されていない未交付世帯は、21市町村で7,085世帯に及んでいます。保険証がないために受診ができず、手おくれで死亡に至った事例が多数起きています。県民の

命と健康が守られているとは言いがたい状況にあります。国保は、憲法25条に基づく社会保障の制度です。お金のない人を制度から排除することは許されません。県がこの立場にしっかりと立って、高い保険税の要因となっている国庫負担率の引き下げをもとに戻すよう国に求めるとともに、市町村への県の支援と指導は不可欠です。

商工施策については、特に、長引く景気低迷の中で、宮崎の経済の中心を担う中小企業を支え、どれほど地域経済の活性化が図られたか、また、県民の切実な雇用の確保にどれほど役割を果たしたかが問われました。

雇用確保の点では、緊急雇用の基金事業や若年者の就職支援事業、企業立地促進補助金等の直接助成による企業誘致での雇用の確保も進められました。しかし、基金事業はあくまでも一時的なもので、安定した再就職に道を開くまでには至らず、企業倒産による新たな失業や、派遣切り、雇いどめなどが広がる中で、失業者を出さないための行政としての役割が強く求められました。

新規雇用を企業誘致に頼ることも一つの方策ではありますが、過度な条件競争に走ることをないようにすることが重要です。同時に、地元中小企業が取り組む雇用の拡大に直接助成を行うなどの積極的な支援が必要であったというふうに思います。

農業関連では、農家戸数及び就業者数は減少が進んでおり、真剣に受けとめていかなければなりません。県も担い手対策に取り組み、みやざき担い手経営資源継承総合対策事業で261名の新規就農者が確保されたとのことですが、こうした就農者が農業をしっかりと続けていくためにも、農家を直接支えて再生産につながるよう、

価格補償や所得補償を充実させ、安心して農業が継げる後継者、担い手を育てる体制を整えることが重要であり、そのためにも、不要不急の農業土木工事等の見直しが求められたと思いません。

また、市町村合併については、23年度も合併した市町村への支援事業が継続をされました。合併市の電算システム化や運動公園など公共施設の整備等に充てられ、合併後の一体的なまちづくりが図られたとの評価ですが、合併して地域や住民の暮らしの状況がどのように変わったのか、真に住民のための合併だったのか、十分な検証が必要であり、行政の責任が問われるものだというふうに思います。

最後に、平成23年度は、宮崎県総合計画アクションプランのスタートの年でしたが、みやざき行財政改革プランは、従来の行革大綱が踏襲され、行財政改革の名で県職員の削減が行われ、また、これまで削減してきた実員数に職員定数条例を合わせるとする宮崎県職員定数条例の一部改正も行われました。また、県人事委員会の勧告を受けて職員給与の引き下げも行われました。しかし、宮崎県は口蹄疫被害を経験し、さらに東日本大震災を教訓として、改めて住民の命と暮らしを守る自治体職員の果たす役割が見直されることとなっております。県内経済への影響も含め、職員の削減や給与の引き下げは問題であり、改めて再考を求めたいというふうに思います。

以上、平成23年度決算について幾つかの問題点を指摘し、決算の認定について反対の討論いたします。〔降壇〕

○外山三博議長 次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕 郷中の会の有岡です。

議案第24号「平成23年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。

まず、決算審査方針の重点審査事項として、1番目に、歳入確保の努力があります。また、委員長報告にあるように、持続可能な財政運営を目指すとき、財政改革の着実な実行に取り組むとともに、県民の皆様に対し、税の公平性や、偏在など不公平感が生じないことが基本です。その上で相互扶助の精神が必要となってまいります。

そこで、監査委員会の9月の監査報告書をもとに、歳入における収入未済額を検証しました。諸収入の雑入において1,187万6,000円が収入未済となっております。主なものは返還金であり、総務部、福祉保健部において、注意・指摘事項として、「収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる」とあります。しかし、内容をさらに精査してみると、例えば生活保護返還金、現年度分は前年度よりも収納率が上がっています。これは、債権管理事務嘱託員など関係者の努力によるものです。では、なぜ、前年度より未納額がふえてしまったのかというと、分母に当たる調定額が大幅にふえたためです。このように、未納額が大幅にふえたとすれば、債権管理体制の充実だけでは対策が困難だと言えます。

次に、平成23年度決算審査意見書にある県税の収入未済額は、24億7,617万余であり、前年度より1億9,413万余の減となっております。諸収入の収入未済額は7億8,075万余で、1億6,810万円の増となっております。前年度とは、収入未済額に大きな変化はありません。

このような中で、税務課では、収入未済額の80%を占める個人県民税対策として、今後、

市町村と協力し、事業者に対し特別徴収による収納率向上に取り組むとのこと。この事例は和歌山県でも市町村とともに成果を上げているようです。また、ブログの「みやざき県庁職員日記」でも、税務課の取り組みがわかりやすく紹介されています。各担当者の思いや努力がうかがえるものです。

しかし、私は、このような努力にもかかわらず、現状のままでは、厳しい収納状況に陥り、収入未済額が急激にふえると懸念しています。なぜならば、2016年までに消費税など本格増税が行われるからであります。今月からは環境税、今後は、復興増税、消費税、厚生年金保険料や電気料金値上げなど、ある試算では、40代4人家族で年収300万の家庭では、2016年に、現在よりも24万9,600円の負担が増加すると試算されています。

そのような社会情勢の中で、給与は上がらず、結果として未納額がふえてしまう。先ほどの分母に当たる調定額が大幅にふえるということです。監査委員会の意見をもとに債権管理条例を制定することも事務的には必要かもしれませんが、私は、23年度の決算認定を見て見えてきたことは、まず、知事がアクションプランで示された県民の役割として、県民の負担についても明確にすることや、対話と協働の推進による県民の意識改革が必要だと思うのであります。対話と協働でいう「協働」の定義としては、私は、それぞれが役割と責任を担い、お互いを尊重し、協力することだと解します。我々も執行部も県民の皆さんと一緒に汗をかき、一緒に豊かな宮崎づくりに知恵を絞り、負担すべきものはお互いに努力し、責任を果たすことだと考えます。県民の皆さんに県民としての役割を果たしていただき、我々は、行政としての役

割を責任を持って果たすことが求められます。

ここで例を挙げますならば、平成23年度奨学資金貸付金の収入未済額約1億2,000万円のように、返すべき貸付金が返納できないために、将来的に資金不足に陥る可能性が指摘されています。また、昨日、中小企業の関係者から伺った話では、来年の中小企業金融円滑化法の期限切れを前に、現場の中小企業は大変厳しい状態に陥っている。実際に、経営相談を「みやざき経営アシスト」にしても、形だけで機能していないと指摘されました。中小企業支援と雇用対策の必要性から、設立した組織が機能していないということでしたら、行政の役割を果たしていないということになります。

そこで、知事のおっしゃる対話とは、本音で語り合うことであり、現場の声が届くことが必要です。詳しくは11月の議会において、県民の役割や対話と協働についてまたさらに知事にお尋ねしたいと思いますが、このような現状を検証した結果、早急に、知事を先頭に、県民負担、歳入について抜本的な対策を講じる必要があると思います。

よって、今回の歳入においては、県民目線、県民の代弁者として、まだまだ不公平感を是正できる内容となっていないことを指摘したいと思います。

次に、平成23年度美術品等取得基金の運用状況調書を見てみますと、昨年同様、3億円の基金が譲渡性預金として保管されたまま、平成15年から8年間眠っています。運用収益45万円が財産運用収入とはなっていますが、監査委員の宮崎県基金運用状況審査意見書にあるように、「基金活用について検討を行うよう要望する」とあり、基金本来の目的達成のために有効に活用しようとする前向きな姿勢が感じられず、大

変残念に思います。若い、感性豊かな青少年に、ぜひ、本物を、いいものを見て感じてもらいたい、大きく飛躍していただきたいという願いで、この指摘をしたいと思います。

以上、平成23年度決算認定について、県民の目線で精査し、県民総力戦の推進のためにも、今後の課題を提起した上で、平成23年度決算の認定に対して、反対をさせていただきます。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○外山三博議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第24号採決

○外山三博議長 これより採決に入ります。

まず、議案第24号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山三博議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第25号から第28号まで採決

○外山三博議長 次に、議案第25号から第28号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決及び認定、または認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり、可決及び認定、または認定されました。

◎ 議員発議案送付の通知

○外山三博議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成24年10月12日

宮崎県議会議長 外山 三博 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第14号

九州各県議会議長会 九州・沖縄未来創造
会議広域行政懇話会幹事会への議員の派遣

◎ 議員発議案第14号追加上程、採決

○外山三博議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第14号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第14号についてお諮りいたしま

す。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山三博議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○外山三博議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成24年9月定例県議会を閉会いたします。

午前10時39分閉会

資

料

平成24年9月定例県議会日程

36日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 7	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
8	土		(閉 庁 日)	
9	日			
10	月	休 会	(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
11	火			一般質問通告締切 12:00
12	水	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
13	木			請願締切 12:00
14	金			一 般 質 問
15	土		(閉 庁 日)	
16	日			
17	月		(閉 庁 日) 敬老の日	
18	火	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
19	水			議会運営委員会 9:30
20	木	休 会	常 任 委 員 会	
21	金			
22	土		(閉 庁 日) 秋分の日	
23	日		(閉 庁 日)	
24	月	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 25	火	休 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会
26	水		(議 事 整 理)	
27	木	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 決算議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
28	金	休 会	(議 案 調 査)	
29	土		(閉 庁 日)	
30	日			
10. 1	月	休 会	(議 案 調 査)	
2	火	本会議	質疑 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託(決算認定)	議会運営委員会 9:30
			決 算 特 別 委 員 会	
3	水	休 会	決 算 特 別 委 員 会	
4	木			
5	金			
6	土		(閉 庁 日)	
7	日			
8	月			
9	火	休 会	(議 事 整 理)	
10	水		決 算 特 別 委 員 会	
11	木		(議 事 整 理)	
12	金	本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1167
平成24年9月7日

宮崎県議会議長 外山三博 殿

宮崎県知事 河野俊



議案の送付について

平成24年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成24年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)
- 議案第2号 平成24年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)
- 議案第3号 平成24年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
- 議案第4号 平成24年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第5号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 工事請負契約の締結について
- 議案第9号 損害賠償の額の決定について
- 議案第10号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第11号 宮崎県歯科保健推進計画の策定について

(文書取扱 財政課)

215-1171
平成24年9月12日

宮崎県議会議長 外山三博 殿

宮崎県知事 河野俊



議案の送付について

平成24年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第12号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第13号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第14号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第15号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第16号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第17号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第18号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第19号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第20号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第21号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第22号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第23号 公害審査会委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

215-1180
平成24年9月27日

宮崎県議会議長 外山三博 殿

宮崎県知事 河野俊 殿



議案の送付について

平成24年9月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第 24 号 平成23年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第 25 号 平成23年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 26 号 平成23年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 27 号 平成23年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 28 号 平成23年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

平成24年9月定例会

代表質問時間割

9月12日(水)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	丸山裕次郎	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	宮原 義久	13:00~15:00	

9月13日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
3	新みやざき	西村 賢	10:00~11:50	休憩
4	公明党	新見 昌安	13:00~14:30	休憩
5	社会民主党	鳥飼 謙二	14:40~16:10	

* 会派別の質問時間

自由民主党 120分以内
新みやざき 55分以内
公明党 45分以内
社会民主党 45分以内

一般質問時間割

9月14日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	後藤 哲朗	10:00～11:00	
2	自由民主党	右松 隆央	11:00～12:00	休憩
3	公 明 党	河野 哲也	13:00～14:00	
4	自由民主党	岩下 斌彦	14:00～15:00	

9月18日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	新みやざき	徳重 忠夫	10:00～11:00	
6	自由民主党	清山 知憲	11:00～12:00	休憩
7	自由民主党	十屋 幸平	13:00～14:00	
8	日 日 新	函師 博規	14:00～15:00	

9月19日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	星原 透	10:00～11:00	
10	自由民主党	蓬原 正三	11:00～12:00	休憩
11	社会民主党	太田 清海	13:00～14:00	
12	新みやざき	田口 雄二	14:00～15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成24年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）			可決		
第3号	平成24年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）			可決		
第4号	平成24年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第1号）				可決	
第5号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例					可決
第6号	宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例		可決			
第7号	宮崎県災害対策本部条例の一部を改正する条例	可決				
第8号	工事請負契約の締結について			可決		
第9号	損害賠償の額の決定について				可決	
第10号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第11号	宮崎県歯科保健推進計画の策定について		可決			

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 2 0 号	「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を 求める請願	採択				
第 2 1 号	平成 2 4 年度宮崎地方最低賃金改正等についての請 願			採択		
第 2 2 号	県の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口 業務の適正化と行政手続法・行政手続条例の遵守に ついての請願	採択				
第 2 3 号	動物取扱業者の飼育する犬の「狂犬病の予防注射」 に対する補助金措置を求める要請についての請願		不採択			

閉会中の継続調査申出一覧

平成24年9月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

決算議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	決算特別委員会
第24号	平成23年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認定
第25号	平成23年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
第26号	平成23年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第27号	平成23年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第28号	平成23年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	認定

決算特別委員会各分科会主査報告

その1 総務政策分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成23年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査いたしました結果、賛成多数でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、決算の概要についてであります。

平成23年度の一般会計の決算規模は、歳入が6,056億2,729万7,000円、歳出が5,971億4,014万9,000円で、口蹄疫対策により増加した平成22年度と比較して、歳入が21.5%、歳出が21.4%の減であります。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、84億8,714万8,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は23億837万6,000円の黒字となっております。

本県の財政は、県税等の自主財源に乏しい脆弱な財政基盤である上に、景気の低迷や社会保障関係費の増大などにより、極めて厳しい状況にあります。

当局におかれては、持続可能な財政運営を目指して、引き続き、財政改革の着実な実行に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、県有車両による交通事故等の損害賠償金についてであります。

このことについて当局より、「賠償責任保険に加入しているため、基本的にはその保険金を充当して賠償するが、なお不足が生じるものについて、その不足分を県の予備費を充用して支払ったものである」との説明がありました。

当局におかれては、県有車両に係る賠償責任保険の補償額について不足が生じないように再検討を行うとともに、職員が積極的に現地に出向くことができるよう、旅費の執行のあり方も含め、その環境づくりに努めていただくことを要望いたします。

次に、中山間地域振興についてであります。

このことについて委員より、「中山間地域の課題を抱える市町村と、どのような形で連携しているのか」との質疑があり、「中山間地域振興協議会等において意見交換を行うとともに、現状の点検を通じて、集落のあり方について、住民との話し合いを進める市町村に対して支援を行う「中山間地域集落点検モデル事業」の活用等により、市町村と連携した対策に取り組んでいる」との答弁がありました。

当局におかれては、平成23年度に策定した中山間地域振興計画に基づき実施した施策について、十分に精査した上で、真に成果を上げた事業に重点的に取り組むとともに、最重要課題である中山間地域の所得の安定・向上を目指した、より積極的な対策にも取り組まれることを要望いたします。

なお、「主要施策の成果に関する報告書」については、決算審査を効果的に実施し、また、今後の予算審議にも生かすため、事業の成果や課題をより具体的に明示し、さらに今年度の状況も明らかにするなど、よりわかりやすい報告書としていただくよう要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

その2 厚生分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成23年度宮崎県歳入歳出決算及び宮崎県立病院事業会計決算の認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、宮崎県歳入歳出決算の認定については賛成多数により、宮崎県立病院事業会計決算の認定につきましては、全会一致により、これを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点につきまして申し上げます。

まず、生活保護事務についてであります。

このことについて、複数の委員より、「被保護世帯へ訪問するケースワーカーには、非常勤職員も配置されているが、正規職員の配置とすべきではないか」との意見や、「民生委員などから幅広く意見を聞くなど、町村との連携を更に図って行ってもらいたい」との要望がありました。

当局におかれましては、ケースワーカーの適切な配置等に努めるとともに、被保護者が置かれている実情やニーズに応じた支援に努めるよう要望いたします。

次に、自殺対策についてであります。

本県における平成23年の自殺者数は312人であり、自殺死亡率は全国で4番目に高い数字となっております。

このことについて委員より、「現代社会では、核家族化が進み、地域でのつながりが弱くなっている。自殺を防ぐ方策として、みんなが集まれる場をつくっていくことが大事ではないか」との意見があり、当局より、「今年度から、地域での声かけや集まりなどの活動を行う団体を支援し、地域のきずなづくりを図っていくこととした」との答弁がありました。

当局におかれては、地域の実態に即した自殺対策を実施し、また検証することにより、効果的な自殺対策に取り組まれるよう要望いたします。

次に、こども療育センターの運営についてであります。

当センターは、児童福祉法に基づく障害児療育の拠点施設として、入所、通所の支援に取り組むとともに、医療法による小児整形外科病院としての機能を備えた、県内唯一の施設であります。

このことについて、複数の委員より、「近年、重度・重複障がい児がふえており、こども療育センターのさらなる充実を図るべきではないか」との意見や、「障がい児を持つ保護者が安心して頼れる施設となるよう、こども療育センターのあり方について検討を行ってもらいたい」との要望がありました。

当局におかれては、医療等の専門スタッフの充実や、相談・支援体制の拡充を図るなど、こども療育センターの一層の機能強化を図るよう要望いたします。

次に、予算の編成及び執行についてであります。

このことについて委員より、「決算状況を十分に分析して、来年度の予算については効果的な事業を重点的に展開してもらいたい」との意見がありました。

当局におかれては、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受けとめ、次年度の予算編成に当たっては事業を見直すとともに、効果的な予算の配分及び執行に努め、実効性のある施策の推

進を図るよう要望いたします。

次に、宮崎県立病院事業会計の決算の概要についてであります。

平成23年度の収支状況は、事業収益が268億430万7,000円、事業費用が270億2,929万2,000円で、当年度純損失は2億2,498万5,000円となっており、前年度と比較すると、純損失は1億4941万4,000円減少しております。

これは、新たな施設基準の取得や、疾病ごとの包括請求方式であるDPCへの取り組みの強化など収益の確保に努めたことによるものであります。

当分科会といたしましては、病院事業全体では中期経営計画の目標値を上回っているものの、県立日南病院においては、前年度と比べ収支が悪化していることから、地域の実情に応じた診療体制や医療機器の充実を図るなど、さまざまな方策を検討し、さらなる経営改善に取り組んでいただくよう要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

その3 商工建設分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成23年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、小規模企業者等設備導入資金特別会計についてであります。

このことについて複数の委員より、「小規模企業者等設備導入資金貸付金において、長期間、収入未済となっている債権については、不納欠損処理を含めた滞納整理のあり方について検討してもらいたい」との要望がありました。

次に、教育旅行受け入れ体制整備についてであります。

このことについて委員より、「現在の教育旅行の受け入れ人数、及び過去最も受け入れが多かったときの人数は何人か」との質疑があり、当局より、「現在の受け入れは2,000人弱。平成2年度以降、最も多かったときは5万人強」との答弁がありました。

これに対して委員より、「積極的、効果的なPR活動に努めるとともに、教育委員会と連携し、例えば旅行の地産地消的な発想で、県内の修学旅行前の小学3年生または4年生を対象とした1泊の県内旅行を働きかけるなど、新たな視点で受け入れ増加に向けた施策を講じていただきたい」との要望がありました。

次に、九州新幹線誘客対策についてであります。

このことについて委員より、「当事業は、南九州三県が連携して誘客のためのPRを実施しているということだが、効果はどのようなものか」との質疑があり、当局より、「誘客のためのさまざまなキャンペーンを実施しているところであり、広域観光ということで、南阿蘇に来た人が高千穂に、霧島に来

た人がえびのに足を伸ばしていることは確かである。しかし、他県に比べるとさらなる努力が必要であると考えている」との答弁がありました。

このことに対して委員より、「九州新幹線誘客対策については、現在の事業にとどまることなく、将来的には日豊本線の整備を進め、利便性の向上を図るなど長期的なビジョンを持って、県全体の浮揚を念頭に観光振興を図っていただきたい」との要望がありました。

次に、指定管理者制度のあり方についてであります。

このことについて委員より、「県営国民宿舎特別会計について、えびの高原荘、高千穂荘とも、前年度に比べ宿泊客数が減少し損失を計上しているが、高千穂荘については、平成23年度から県への納付金が引き上げられている。厳しい経営環境における納付金についてどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「22年度までの状況を踏まえ、納付金を設定したところであるが、今後の状況を見ながら、指定管理者との協議を行っていききたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県営国民宿舎の納付金は、指定管理者の過大な負担とならないよう、適正な設定について検討していただきたい」との要望がありました。

次に、東アジアにおける経済交流戦略についてであります。

このことについて委員より、「国内消費が伸び悩む中、東アジアは大変魅力的な市場である。例えば、県内の良質な食肉を富裕層の多い東アジアへ売り込みたいという考えを持つ肥育農家も多いと聞く。現在、日中関係が不安定な状況ではあるものの、消極的にならず、あらゆる情報を収集しながら、今後とも市場拡大に向けて積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、長期的なビジョンに基づいた施策の展開についてであります。

このことについて委員より、「例えば古事記編さん1300年について、島根県は大々的にイベントを展開しており、宮崎県は準備の段階からおくれをとっていると感じる。このように、事業において長期的なビジョンを示さなければ、その後の展開もおくれるということになり、また、そういう将来の長期的なビジョンを何も示さなければ、県民は夢や希望を持てなくなるのではないかと危惧している」との意見がありました。

当局におかれては、県民にとって将来展望が見出せるよう、長期的なビジョンに基づいた施策を展開するなど、リーダーシップを発揮していただき、本県商工業の振興に努めていただくことを要望いたします。

次に、社会資本整備についてであります。

このことについて委員より、「本県社会資本整備は、他県に比較しておこなわれている状況にある。国への要望活動を行うに当たっては、ただ整備がおこなわれているということだけでなく、本県は日向灘に面しており、地震対策を含めた社会資本の整備を行わなければ、県民の生活や命を守れないという視点も踏まえ、活動を行うべきではないか」との質疑があり、当局より、「道路予算の確保が厳しい状況の中、津波対策として、避難路となる道路の整備や中山間地域を結ぶ「命の道」の整備について、知事を先頭に国への要望活動を繰り返し行っている。今後も継続していきたい」との回答がありました。

当局におかれては、津波対策における将来の構想を掲げて、国に対し、社会資本整備予算の確保に

向けた働きかけを行っていただくよう要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

その4 環境農林水産分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成23年度宮崎県歳入歳出決算の認定につきましては、慎重に審査をいたしました結果、全会一致でこれを認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、旅費のあり方についてであります。

このことについて委員より、「全体的に旅費の執行残が見られ、職員が現場等に出ていかない姿を想像してしまう。旅費の執行のあり方を含めて検討し、職員が現場や関係機関に積極的に出向き情報収集できる環境を整えることで、現場等の声が十分に反映された施策の展開に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、各種事業の執行残についてであります。

このことについて委員より、「浄化槽整備事業など執行残の生じたものがあるが、事業が中止になるなど、執行残が見込まれる段階で、速やかに追加要望がないか市町村等に確認していただきたい」との要望があり、また別の委員より、「事業予算の執行状況を逐次公表するなど、情報発信を工夫することで、執行残が生じないシステムを構築していただきたい」との要望がありました。

当局におかれては、市町村等の要望を待つのではなく、県がリーダーシップをとって効率的な予算の執行に努めるとともに、執行残が生じないシステムの構築を検討していただくよう要望いたします。

次に、県産材の需要拡大についてであります。

このことについて委員より、「県産材を活用し、県内業者が作製した机や椅子を導入することは、地産地消の観点から非常に重要であり、継続的に取り組んでいただきたい」との要望があり、当局より、「教育委員会など関係機関と協議しているところである」との答弁がありました。

このことに関連して委員より、「県内においては、鉄骨などを利用した畜舎等が見受けられるが、畜舎等の建設においても、県産材の活用を推進していただきたい」との要望がありました。

当局におかれては、地産地消の観点から、県産材の需要拡大を図るとともに、県内企業の製品の利用に努めていただくよう要望いたします。

次に、新規就農者の確保についてであります。

このことについて委員より、「新規就農者数を伸ばすためには、儲かる農業の実現が不可欠であるが、農家所得の現況は厳しい。各種事業を活用し就農を支援するとともに、農畜産物のブランド力向上や研究人材の育成等を図ることで、一日でも早く儲かる農業を実現していただきたい」との要望があり、当局より、「青年就農給付金事業や農の雇用事業等を活用するとともに、新規参入者の確保や、農家の後継者対策を展開するなど、さまざまな施策を駆使し、目標数を達成したい。また、新規就農者が

定着できるよう関係機関等と連携して支援していきたい」との答弁がありました。

当局におかれては、儲かる農業の実現に努めるとともに、現場の実態を把握し、十分な新規就農者を確保する効果的な対策をとっていただくよう要望いたします。

次に、口蹄疫等に係る防疫体制についてであります。

このことについて委員より、「口蹄疫からの再生・復興に係る事業により、牛や豚の飼養頭数がふえるなど、成果が見えてきている。今後、発生させないことはもとより、もし発生した場合は、見直した防疫マニュアルを速やかに実行に移せるよう演習を繰り返すとともに、引き続き関係者の防疫意識の向上に努めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「主要施策の成果に関する報告書」についてであります。

このことについて委員より、「決算に至るまでの取り組みが具体的にわかるよう、当初予算の金額を記載するなど資料を工夫し、その説明方法等について検討していただきたい」との要望があり、また別の委員より、「各種貸付金の説明においては、金額や件数だけではなく、前年度との比較や貸付先の状況等を説明するなど、全体像が把握できるよう工夫していただきたい」との要望がありました。

当局におかれては、効果的な決算審査を行うため、資料や説明の方法を工夫していただくことを要望いたします。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

その5 文教警察企業分科会関係

御報告いたします。

当分科会所管の平成23年度宮崎県歳入歳出決算並びに宮崎県電気事業会計、宮崎県工業用水道事業会計及び宮崎県地域振興事業会計の利益の処分及び決算につきましては、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致で、これを認定または可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程で指摘または要望のありました主な点について申し上げます。

まず、地域の安全を守る街頭活動強化事業におけるスクールサポーターの配置についてであります。

この事業は、県警本部等に配置されているスクールサポーターが、少年等の非行防止、健全育成のため、学校や各地区の教育事務所・教育委員会と連携して、相談や助言等の活動を行っているものであります。

このことについて委員より、「スクールサポーターの活動は、いじめ問題の解決にもつながることが期待できるので、今後とも学校、教育委員会との情報交換を行うなど、さらなる連携強化を図ってほしい」との要望がありました。

次に、奨学資金貸付金の収入未済額についてであります。

近年の経済状況の悪化に伴う未就労、収入減等による滞納が増加している状況から、奨学資金貸付金の収入未済額は年々増加しており、平成23年度の収入未済額は2億8,038万円余となっております。

委員より、「本県においては、本年度から徴収事務の専任職員を増員しているとのことであるが、他

県においてはどのように対応しているのか」との質疑があり、当局より、「他県では、外部の債権管理会社等の利用を始めているところもある」との答弁がありました。

このことについて委員より、「奨学資金貸付金の収入未済額が膨大となってきたので、他県の徴収方法等も参考にしながら、収入未済額縮減を図ってもらいたい」との要望がありました。

次に、宮崎県電気事業会計決算の概要についてであります。

平成23年度の事業収益は47億9,972万3,000円、事業費用は42億138万2,000円で、当年度純利益は5億9,834万1,000円となっており、その全額を減債積立金、建設改良積立金及び緑のダム造成事業積立金に積み立てるものであります。なお、供給電力量の目標達成率は、ダム地点の年間降水量が平年を上回ったことや効率的な発電に努めたことにより、108.5%となっております。

次に、宮崎県工業用水道事業会計決算の概要についてであります。

平成23年度の事業収益は3億6,235万2,000円、事業費用は2億7,889万1,000円で、当年度純利益は8,346万1,000円となっており、その全額を減債積立金及び借入金償還積立金に積み立てるものであります。なお、給水量の目標達成率は、旭化成等の一部ユーザーへの給水量が計画を上回ったこと等により、124.9%となっております。

最後に、宮崎県地域振興事業会計決算の概要についてであります。

平成23年度の事業収益は2,811万9,000円、事業費用は2,031万5,000円で、当年度純利益は780万4,000円となっており、前年度繰越欠損金に充当した残額の87万2,000円を利益積立金に積み立てるものであります。なお、施設利用者数の目標達成率は、天候不順等の影響により、89.4%となっております。

このことについて委員より、「本事業によるゴルフ場の運営に当たっては、PRの方法を改善するなど、利用促進を図ることにより、ゴルフ場設置の趣旨が生かされるよう努めてもらいたい」との要望がありました。

当分科会といたしましては、以上の点について要望するものであります。

以上で、当分科会の報告を終わります。

議案議決件名一覽表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第1号	平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	9月27日・可決
〃 第2号	平成24年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	平成24年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第4号	平成24年度宮崎県就農支援資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第5号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県災害対策本部条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第9号	損害賠償の額の決定について	〃
〃 第10号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第11号	宮崎県歯科保健推進計画の策定について	〃
〃 第12号	公安委員会委員の任命の同意について	9月19日・同意
〃 第13号	教育委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第14号	教育委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第15号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第16号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第17号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第18号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第19号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第20号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第21号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第22号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第23号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第24号	平成23年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月12日・認定
〃 第25号	平成23年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月12日・可決及び認定

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第26号	平成23年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月12日・可決及び認定
〃 第27号	平成23年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃 第28号	平成23年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	10月12日・認定
議員発議案第1号	島根県・竹島の我が国の領有権の確認と対韓国外交の早期正常化を求める意見書	9月7日・可決
〃 第2号	香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書	〃
〃 第3号	宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算の執行に係る附帯決議	9月27日・可決
〃 第4号	「森林・林業再生プラン」に係る具体的施策の推進を求める意見書	〃
〃 第5号	不活化ポリオワクチン導入に伴う費用の助成を求める意見書	〃
〃 第6号	「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書	〃
〃 第7号	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	〃
〃 第8号	オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致に向けた決議	〃
〃 第9号	第12回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣	〃
〃 第10号	宮崎県最低賃金改正についての意見書	〃
〃 第11号	「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書	〃
〃 第12号	自衛隊定員の増員を求める意見書	〃
〃 第13号	決算特別委員会の設置について	10月2日・可決
〃 第14号	九州各県議会議長会 九州・沖縄未来創造会議広域行政懇話会幹事会への議員の派遣	10月12日・可決

意見書、決議文、その他

島根県・竹島の我が国の領有権の確認と対韓国外交の早期正常化を
求める意見書

島根県・竹島は、歴史的にも国際法上の観点からも我が国の領土であることは疑いはない。しかしながら韓国は、竹島を不法占拠し、施設構築等を強行してきており、こうした不法占拠に基づいた竹島に対するいかなる措置も法的な正当性を有するものではなく、決して容認できない。

そして、韓国の李明博大統領が8月10日に竹島に上陸した。我が国はこのことを強く非難するとともに、韓国が竹島の不法占拠を一刻も早く停止することを求める。

また、今回のこのような行為は、これまで連綿と築きあげられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであると言わざるを得ない。日本政府はこの事態を深刻に受けとめ、韓国に対し、我が国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとらねばならない。

韓国は、我が国にとって安全保障上、経済上も重要な隣国であり、本県においても経済、文化交流など親密な関係のある国のひとつである。

よって、宮崎県議会は、李明博韓国大統領をはじめ韓国政府、韓国国民が賢明かつ冷静な対応をすることを強く希望するとともに、政府に対し、竹島問題の重要性に鑑み、韓国に対し我が国の領有権に基づく然るべき対応をとるとともに、対韓国外交の早期正常化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
国土交通大臣	羽田雄一郎	殿
防衛大臣	森本敏	殿
法務大臣	滝実	殿
財務大臣	安住淳	殿
外務大臣	玄葉光一郎	殿
内閣官房長官	藤村修	殿

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書

尖閣諸島は歴史的にも国際法的にも我が国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しない。

こうした中、8月15日、香港の民間団体である「保釣行動委員会」の船が、海上保安庁巡視船による警告・制止を振り切って尖閣諸島沖の我が国領海に侵入した。また、海上保安庁艦船に対してレンガ等を投げつけるなどした上、乗組員の一部が、尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。さらに、去る27日、北京において、駐中国大使の公用車が強制的に停車させられ、公用車に掲げられていた日本国旗が奪われる事案が発生した。

これらの違法行為は、我が国の尊厳を傷つけるとともに、日本国民の安全に懸念を抱かせる極めて遺憾な行為である。

よって宮崎県議会は、政府に対し、日本の国家主権を断固として守るために、尖閣諸島は我が国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示し、こうした事態が再発しないよう中国、香港当局に対し厳重な申し入れを行うとともに、冷静かつ平和的な外交交渉での解決を図るよう求める。さらに尖閣諸島及びその海域を守るための必要な措置を急ぐよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
国土交通大臣	羽田雄一郎	殿
防衛大臣	森本敏	殿
法務大臣	滝実	殿
財務大臣	安住淳	殿
外務大臣	玄葉光一郎	殿
内閣官房長官	藤村修	殿

宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算の執行に係る附帯決議

県営えびの高原スポーツレクリエーション施設（屋外アイススケート場）は、年間約2万3千人が訪れる本県の主要な観光施設のひとつである。

当施設については、一昨年スケート場屋外リンクを含む大規模な修繕工事を実施したにも関わらず、早くも平成24年1月29日に、当施設を管理する指定管理者において、雨水の凍結による屋外リンクの北側フェンスの傾きが確認され、3月2日に営業休止を余儀なくされた。

その間、県当局による現地確認や指定管理者の依頼による専門業者の調査が行われ、3月28日には、県当局、指定管理者等により対応方策の具体的な検討が行われた。

県当局においては、その後も修繕方法等の検討を行ってきたが、この間、県議会に対して9月定例会で議案が提出されるまで、当施設の状況について何ら説明がなく、また、平成24年9月21日に実施した商工建設常任委員会の現地調査の結果、施設利用者の安全確保について不十分と思われる状況も確認されたところである。

よって、ここに宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算の執行に当たって、次の事項を付するものとする。

記

- 1 当該施設の安全確保については、運営時における徹底した安全管理を行うとともに、問題の発生原因について、速やかに綿密な調査を行い、万全で抜本的な対策を講ずること。
- 2 施設運営等に問題が発生した場合は、議会に対し、早い段階で十分な説明を行うこと。

以上のとおり決議する。

平成24年9月27日

宮 崎 県 議 会

提出先

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

「森林・林業再生プラン」に係る具体的施策の推進を求める意見書

平成21年12月に政府が策定した「森林・林業再生プラン」は、「10年後の木材自給率50%以上」を目指すべき姿として掲げ、森林の多面的機能の確保を図りつつ、先人たちが築き上げた人工林資源を積極的に活用して、木材の安定供給体制の確立、雇用の増大を通じた山村の活性化、木材利用を通じた低炭素社会の構築を図ることとしており、現在、国・地方あげて、森林・林業の再生と地域活性化に向けた取組を進めている。

一方、今年7月の九州北部豪雨被害、8月の近畿豪雨被害をはじめ、近年、梅雨前線や台風などによる豪雨災害が相次ぎ、大きな被害をもたらしている。山腹崩壊や流水発生の原因としては、第一義的には局地的な集中豪雨が挙げられるが、被害が多い山林のほとんどが杉人工林の針葉樹林であり、なかでも間伐未実施の杉人工林が多いのが特徴的である。したがって、豪雨被害対策としても、「森林・林業再生プラン」に基づく森林の多面的機能の持続的発揮と有効活用が重要であるといえる。

そこで、現下の厳しい森林・林業・木材産業の実態を踏まえ、森林・林業の再生と地域活性化に向け、「森林・林業再生プラン」に基づく具体的な施策を強力に推進することが求められている。下記の事項の実施を強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能の持続的発揮と森林資源の有効活用に向け、先行投資すべき予算額の確保を図り、「森林・林業再生プラン」の具体的施策の着実な推進を図ること。
- 2 「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保を図ること。
- 3 再生可能エネルギーとして、「固定価格買取制度」を活用した木質バイオマス利用の拡大を図ること。
- 4 10年後の木材自給率50%以上の達成に向け、間伐材を含む地域材の需要拡大対策、住宅や公共建築物等への木材利用の推進対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路	孝弘	殿
参議院議長	平田	健二	殿
内閣総理大臣	野田	佳彦	殿
総務大臣	川端	達夫	殿
財務大臣	安住	淳	殿
農林水産大臣	郡司	彰	殿

不活化ポリオワクチン導入に伴う費用の助成を求める意見書

厚生労働省は平成24年9月1日よりポリオワクチン定期予防接種について、これまでの生ワクチンから不活化ポリオワクチンへの一斉切替えを実施した。

接種方法は、全国のほとんどの自治体で、これまでの生ワクチンを口から接種する集団接種から、皮下注射による個別接種に切り替わり、乳幼児の接種費用の徴収を行っていないため、不活化ポリオワクチンを無料で接種できるようになる。

乳幼児の保護者にとっては、副反応の心配のない不活化ポリオワクチンを無料で接種できるのは良いことであるが、その費用は全額自治体が負担することになる。不活化ポリオワクチンの問診料などを含めた4回分の接種費用は、これまでのポリオワクチン接種費用の数十倍近くになるとみられ、定期の一類疾病の接種について、対象者からの実費徴収を求めている市町村にとって大きな財政負担が生じることになる。

平成24年度分については、現状では補正予算で対応せざるを得ないが、このまま国からの助成がなければ、自治体財政を圧迫することは必至であり、今後財政難の自治体が財源を負担するのは困難である。

よって、国においては、地方自治体と十分な協議を行い、自治体の財政負担が生じないように、国の責任で必要な財源を確保・負担するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路 孝弘 殿
参議院議長	平田 健二 殿
内閣総理大臣	野田 佳彦 殿
総務大臣	川端 達夫 殿
財務大臣	安住 淳 殿
厚生労働大臣	小宮山 洋子 殿

「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な 規制強化等を求める意見書

違法ドラッグによる健康被害が頻発していることから、2007年4月1日より、いわゆる脱法ドラッグを「指定薬物」として規制するための改正薬事法が施行された。指定薬物に指定されると、製造や輸入、販売が禁止となる。今年7月1日に9物質が追加指定され、現在、77物質が「指定薬物」に指定されている。

しかしながら近年、いわゆる「脱法ハーブ」が出回ってきた。脱法ハーブは、指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜたもので、「お香」、「アロマ」などと称して販売されている。脱法ハーブを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせる事件も起きている。

脱法ハーブをめぐるのは、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物になればまた化学構造を少し変化させるという“いたちごっこ”を繰り返し、法規制が追いつかないのが実態である。厚生労働省が調査したところ、「違法ドラッグ販売業者数」は本年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在することが明らかとなった。

脱法ハーブは、覚醒剤や麻薬等の乱用への「入り口」になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できない。今後、青少年をはじめとした薬物乱用の拡大を防ぐためにも、早急な規制強化が急務の課題である。

よって、国においては、速やかに下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる「包括指定」を早急に導入すること。
- 2 指定薬物が麻薬取締官による取締りの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去ができるようにするなど法整備の強化を図ること。
- 3 特に、青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
文部科学大臣	平野博文殿
厚生労働大臣	小宮山洋子殿
内閣官房長官	藤村修殿

自治体における防災・減災のための事業に対する
国の財政支援を求める意見書

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路橋梁、上下水道等）の整備は、高度経済成長期の発展と共に、昭和40年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期（建設後30から50年）を迎えている。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もあるが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はおろか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にある。

国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化のための補修が必要な全国およそ6万の橋のうち89%が、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることが分かったとの報告があった。

よって、国においては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災・減災のための事業について、重点的な予算配分を行い、地方負担額の軽減措置を講じるよう要望する。具体的には、橋梁等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修及び架け替え、上下水道等の社会資本の老朽化の更新や維持補修及び防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引上げなど国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 殿
参 議 院 議 長	平 田 健 二 殿
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 殿
総 務 大 臣	川 端 達 夫 殿
財 務 大 臣	安 住 淳 殿
文 部 科 学 大 臣	平 野 博 文 殿
農 林 水 産 大 臣	郡 司 彰 殿
国 土 交 通 大 臣	羽 田 雄 一 郎 殿
内 閣 官 房 長 官	藤 村 修 殿

オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致に向けた決議

我が国は、これまで、1964年の夏季東京大会をはじめ、1972年の冬季札幌大会、1998年の冬季長野大会と、3回のオリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会を開催し、世界中の人々に多くの感動と喜びを与え、我が国の存在感を力強く示してきたところである。

今般、東京都が2020年のオリンピック及びパラリンピック競技大会の開催地正式立候補都市に選ばれたが、オリンピック競技大会の開催は日本社会の活性化や経済の再建に寄与するとともに、国民に夢と希望をもたらし、スポーツへの関心をより一層高め、我が国のスポーツ振興の原動力となる。

本県においても、スポーツの振興や国際交流の推進、青少年の健全育成はもとより、宮崎の伝統や豊かな食文化、観光資源などを世界にアピールする絶好の機会となるなど、その波及効果も大いに期待できるところである。

よって、本県議会は、2020年オリンピック及びパラリンピック競技大会の東京開催実現に向けて、出来る限り支援・協力をしていくことを、本日、ここに決議する。

平成24年9月27日

宮崎県議会

第12回都道府県議会議員研究交流大会への議員の派遣

- 1 目的 議会の政策立案機能及び監視機能の強化、住民との連携・協働及び議会運営の改革などについての意見交換
- 2 派遣場所 東京都
- 3 期間 平成24年11月13日（火）から
平成24年11月14日（水）まで
- 4 派遣議員 議会運営委員会において決定する10名以内

宮崎県最低賃金改正についての意見書

我が国の最低賃金制は、昭和34年に最低賃金法が制定されて以来、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、その労働条件の改善を図ってきたところである。

このような中、非正規労働者の増大やそれにとまなう低賃金層の増大に対し、賃金の最低限を保障するセーフティーネットを強化するという最低賃金制度の役割はますます大きくなる一方で、最低賃金の影響を直接的に受ける多くの未組織労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない状態にある。

宮崎県最低賃金は、平成22年度からこの3年間で24円が引き上げられたが、平成24年度の宮崎県最低賃金額は653円であり、全国でも低い水準にある。

地域別最低賃金を有効に機能させるためには、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引上げが極めて重要な課題となっている。

よって、宮崎県最低賃金に関し、下記事項について特段の措置がなされるよう強く要望する。

記

- 1 宮崎県最低賃金の改正にあたっては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準の適切な反映、経済諸指標との整合性の確立、さらには中央水準との格差是正などを踏まえた上積みの改正を図ること。
- 2 宮崎県内で最低賃金未満の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。
- 3 最低賃金の履行確保のための監督にあたる労働基準監督官の増員などにより監督行政の抜本的強化を図り、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。
- 4 最低賃金引上げと同時に、中小企業に対する支援の充実を図ること。また、安定した経営を可能とする対策を早急に行うよう本省に対し要請すること。
- 5 宮崎地方最低賃金審議会の活発な議論と審議の透明性を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

宮 崎 県 議 会

宮崎労働局長 小林 泰 樹 殿

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

今回の東日本大震災における我が国の対応は、「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取組の甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。

世界の多くの国では、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに災害救援と復興に対処している。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛となる自衛隊、警察及び消防などが、部隊の移動、私有物の撤去及び土地の収用等初動態勢に手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、さらに被害が拡大することとなる。

また、我が国の憲法は、その前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるような外部からの武力攻撃、テロ及び大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成16年5月には、こうした不備を補足すべく、自民、民主、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで制定に至っていない。

一方で、昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。

よって、国においては、「緊急事態基本法」を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	平 田 健 二 殿
内閣総理大臣	野 田 佳 彦 殿
総務大臣	川 端 達 夫 殿
法務大臣	滝 実 殿
外務大臣	玄 葉 光一郎 殿
文部科学大臣	平 野 博 文 殿
経済産業大臣	枝 野 幸 男 殿
国土交通大臣	羽 田 雄 一 郎 殿
防衛大臣	森 本 敏 殿
内閣官房長官	藤 村 修 殿
警察庁長官	片 桐 裕 殿

自衛隊定員の増員を求める意見書

我が国を含む東アジア地域においては、国家間の協力関係の充実・強化が図られ、相互依存関係の拡大・深化が進んでいる。その一方で、安全保障分野においては、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中し、多数の国が軍事力の近代化を進めるなど、深刻な課題を抱えている。また、近年、我が国周辺地域では、他国の艦艇、航空機の活発な活動が見られるなど、領土や海洋をめぐる問題を含め、安全保障環境が一層厳しさを増してきている。

このような中、自衛隊は、我が国の平和と安全を守る崇高な使命感に燃えて、平素から有事に即応できる厳しい訓練を実施している。加えて、大規模災害や人道支援など、国内外において増加する多様な任務にも対応しており、特に、昨年不幸にして発災した未曾有の東日本大震災による巨大津波と、原発事故への対応における自衛隊の活躍は記憶に新しく、被災者はもちろん多くの国民から深い感謝と高い信頼を受け、国際社会からも高い評価を受けている。また、本年の「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」では、自衛隊に対してよい印象を持つ方の割合が91%を超え、自衛隊に対する信頼と期待はますます高まっている。

しかしながら、特に陸上自衛隊における近年の防衛予算は減少が続き、かつ自衛官定員についても削減されており、我が国の安全保障環境を守る重要な役割を有する同自衛隊にとっては、大変厳しい実状にある。特に、多様な事態が生じている九州南西方面において、陸・海・空の自衛隊部隊の連携を強化しなければならないときに、必要な人員の確保は重要な課題である。

また、緊急患者空輸や不発弾処理は言うに及ばず、大規模災害に伴う災害派遣活動はマンパワーが基礎になっており、自衛隊の高度な専門能力と組織力は、他の組織では代替が不可能なものである。さらに、地域社会との連携にも努めている自衛隊の定員を削減することは、地域の経済社会の発展を阻害するとともに、県、県民との連帯性を低下させることにもなり、豊かで安心できる県民生活を希求する我々としては、大きな危惧を抱かざるを得ない。

よって、国におかれては、さらなる国の防衛、大規模・特殊災害対策及び国際平和維持活動等、多種多様な任務が増加し続けている自衛隊の、確実な定員の増員を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
総務大臣	川端達夫	殿
財務大臣	安住淳	殿
防衛大臣	森本敏	殿

決算特別委員会の設置について

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会 |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査
・ 議案第 2 4 号「平成 2 3 年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
・ 議案第 2 5 号「平成 2 3 年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第 2 6 号「平成 2 3 年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第 2 7 号「平成 2 3 年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第 2 8 号「平成 2 3 年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第 9 8 条の議会の権限を委任する。 |
| 4 | 定 数 | 議長及び監査委員の任にある 3 名を除く議員全員 |

九州各県議会議長会 九州・沖縄未来創造会議広域行政懇話会
幹事会への議員の派遣

- 1 目 的 九州・沖縄未来創造会議広域行政懇話会での協議事項等について事前協議を行うため
- 2 派遣場所 福岡市
- 3 期 間 平成24年11月19日（月）
- 4 派遣議員 丸山裕次郎

請 願 一 覽 表

委員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	1	1	2	
厚 生	1	—	1	
商 工 建 設	—	1	1	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	2	2	4	

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第22号	受理年月日	平成24年9月13日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市旭2丁目2番32号岡崎ビル2階 宮崎県行政書士会 会長 蓑原 行満		
請願の件名	<p>県の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化と行政手続法・行政手続条例の遵守についての請願</p> <p>1 請願の趣旨</p> <p>行政書士は行政書士法の目的である「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資する」ため、高度な法的知識及び専門知識を身に付けるべく日々研鑽を重ね業務を行っております。しかしながら、各種許認可・免許・登録申請及び届出等に際し、資格を有しない非行政書士が手続を行っているケースが頻発しております。</p> <p>県においては、「行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することが出来ない」とする行政書士法第19条1項及び行政書士制度の趣旨をご理解いただき、不当な書類作成・提出行為がなされないよう行政書士法の趣旨の周知徹底と窓口指導及び具体的な規制を実行されるよう求めると共に、県民の権利を擁護するため各種申請・届出等に関し、公正で透明性のある行政サービスが行われるよう行政手続法及び行政手続条例の遵守の徹底を関係機関に指導されることを請願いたします。</p> <p>請願事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政書士法の遵守 2 行政手続法・行政手続条例の遵守 <p>を関係機関に指導して下さい。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>私達行政書士は、行政書士法により、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に</p>		

関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成し、提出する手続について代理し、書類の作成について相談に応ずることを業務としております。行政書士は県民と行政のパイプ役として、行政機関の窓口において、複雑多様化する行政事務が適正かつ迅速に進められるよう協力するとともに、県民の良きアドバイザーとして県内各地で無料相談を行うなど、行政事務の円滑な推進と県民の利便性の向上に努めております。

行政書士でない者は業として官公署に提出する書類作成の業務を行うことができないものとされ（他の法律に別段の定めのある場合を除く）、これに違反したものは1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとされております。しかるに、未だこのことの認識が十分でなく、県内において非行政書士の活動が後を絶ちません。宮崎県行政書士会では、行政書士制度広報月間など年間をとおり違反防止に努めているところではありますが、これらの行為の根絶は至難の業であります。

個人のプライバシーや個人情報の保護が強く求められている社会にあって、無資格者による手続はそれらの漏洩が危惧され、受理した役所の責任や、書類に関する信頼も損なわれ、県民にもご迷惑をかける恐れがあります。

一方、行政書士には法律により守秘義務が課され、誠実にその業務を行うとともに、信用又は品位を害するような行為をしてはならないとされており、それらに違反した場合は厳しい処分が定められております。

又、行政書士は作成した書類の欄外に記名し職印を押さなければならないとされており、会員は依頼者に対する責務を常に自覚し業務遂行にあたっております。

については、国民の利便と行政手続の円滑な実施に寄与するとして定められた行政書士制度の社会性と公共性に照らして、法の適正な運用により行政に関する手続と窓口業務が適正に行われ、非行政書士による不当な書類作成と提出行為がなされないよう、関係機関に対する指導及び行政書士法の趣旨の周知徹底を図る必要があると思われま。

又、各種申請・届出に対し市町村による書式の違いや過度な行政指導、担当者により異なる指導が見受けられ、書類作成の専門家である行政書士でさえ混乱をきたすことがあります。県内同一の行政手続を望むと共に、公正で透明性のある行政サー

	<p>ビスが行われるよう行政手続法及び行政手続条例の遵守の徹底を各関係機関に指導していただきたく請願するものであります。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により、請願いたします。</p>
紹介議員	<p>坂口 博美 二見 康之 井上紀代子 鳥飼 謙二 重松幸次郎 函師 博規 有岡 浩一 前屋敷恵美</p>
摘要	

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第23号	受理年月日	平成24年9月13日
請願者 住所・氏名	東諸県郡国富町木脇1539-1 動物愛護法に基づく宮崎県登録業者の会 代表 高野 泰彦		
請願の件名	<p>動物取扱業者の飼育する犬の「狂犬病の予防注射」に対する補助金措置を求める要請についての請願</p> <p>(請願の理由)</p> <p>我々は、動物愛護法の精神を尊重する動物取扱業者として、その重要な社会的役割を果たすべく日々努力と研鑽に努めているところであります。(動物＝哺乳類・鳥類・又は爬虫類に属するもの)</p> <p>我々の取り扱う動物は時代の変化とともに単なるペットという位置づけから、人間と共に生きるコンパニオンアニマル(ドッグ)として、それぞれの生活の背景に応じて様々な役割を担うようになってきています。</p> <p>特に犬は、 高齢者施設・福祉施設のセラピードッグとして、 身体の不自由な方々を介助する介助犬として、 1人住まいの高齢者の方の癒し犬として、 子どもたちの遊び相手として、 家族の絆を取り持つ家庭犬として、 その他多種多様にわたり社会的に重要な役目を果たしている現状が認知されてきています。</p> <p>動物取扱業者としては、動物を社会的に供給する担い手としての責任を自覚し、業界的に我々が取り組むべき課題も積極的に明らかにし、解決するべきと考えています。</p> <p>もとより我々は日常的に人と動物が快適な暮らしを進めることを目的として、動物(犬、猫)の飼育者に対し適切な飼育法のアドバイスや、モラルの啓発など、さまざまな角度からのアプローチも行ってきています。</p>		

しかしながら、何よりも我々がその社会的使命を果たす上で欠かすことが出来ないのは、「狂犬病予防法」に基づく予防注射を受け、健康で健全で安心な動物（犬、猫）を供給し、さらに継続的供給のためには、それなりの数の動物を飼育する必要がある中、飼育中のすべての頭数における予防注射を受けることは、絶対に必要なことです。

予防注射代金は、ご存じの通り家庭犬として飼養される1頭～数頭に接種される時負担される1頭あたりの代金と登録業者が数十～数百頭接種するときの代金は全く同じであり、そのことは動物取扱業者にとって経営に対する大きな負担となっています。

宮崎県における予防注射代金は、市町村取扱い手数料(550円)、ワクチン代+獣医師の技術料(2,450円)ですが、自由経済における競争も無く、決定された金額を払わざるを得ない現状です。

予防注射は移行免疫後の幼いころから、繁殖を終了して生を全うするまでずっと必要な事であり、動物取扱業者として必ず出費し続ける必要があります。過去、マスコミ報道で、他県における経営難から飼育を放棄し多数の放置犬で問題となった件がありましたが決してあってはならないことだと認識しています。

宮崎県民の心の癒しと宮崎県経済の発展の一助を積極的に担う一つの産業として発展し、動物取扱業者の健全育成と経営安定を図るため「予防注射」に一部補助の措置を講じていただくよう要請いたします。

紹介議員	中野 廣明 有岡 浩一 井上紀代子 田口 雄二 河野 哲也 凶師 博規
摘要	

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第20号	受理年月日	平成24年6月13日
請願者住所・氏名	宮崎県宮崎市霧島2-17 川野 周平		
請願の件名	<p>「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願</p> <p>[請願趣旨]</p> <p>地方自治法第99条の規定により、本議会から、国会及び政府において、「緊急事態基本法」を早急に制定するよう要望する「意見書」を提出していただきたい。</p> <p>[理由]</p> <p>今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しているのである。</p> <p>我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大するのである。</p> <p>また原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第一次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。さらに言えば、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。</p> <p>平成16年5月にはその不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。</p> <p>よって、国会及び政府において、「緊急事態基本法」を早急に制定するよう要望する「意見書」を本議会から、提出していただきたい。</p>		

紹介議員	横田 照夫 松村 悟郎
摘 要	

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 21 号	受理年月日	平成24年6月14日
請 願 者 住所・氏名	宮崎県宮崎市別府町3番9号 宮崎県労働福祉会館4階 日本労働組合総連合会宮崎県連合会（連合宮崎） 会 長 横 山 節 夫		
請願の件名	<p>平成24年度宮崎地方最低賃金改正等についての請願</p> <p>[請願要旨] 平成24年度の宮崎地方最低賃金の改正に関して、宮崎労働局ならびに宮崎地方最低賃金審議会会長に対して意見書を提出されますよう請願いたします。</p> <p>[理由] わが国の最低賃金制は、昭和34年に最低賃金法が制定されて以来、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、その労働者の改善を図ってきました。最低賃金は、賃金、物価の動向等に応じてそのほとんどが毎年改正されており、労働者の労働条件に重要な役割を果たしています。こうした中、政府は雇用戦略対話における最低賃金引き上げについては、（第4回会合2010年6月3日）2020年までの目標案として、新成長戦略で掲げている2020年までの平均で名目3%、実質2%を上回る成長を前提とし、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」との数値目標が初めて示され、2008年7月1日には40年ぶりに最低賃金法が改正施行されました。</p> <p>更には、非正規労働者の増大やそれにとまなう低賃金層の増大に対し、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化するという最低賃金制度の役割はますます大きくなる一方で、最低賃金の影響を直接的に受ける多くの未組織労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない状態にあります。</p>		

宮崎県地域別最低賃金はこの3年間で、19円が引き上げられましたが、平成23年度の宮崎県最低賃金額は646円であり、全国でも低い水準です。

地域別最低賃金を有効に機能させるためには、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっています。

以上の観点から、貴議会におかれましては、本請願の要旨をご理解の上、宮崎労働局ならびに宮崎地方最低賃金審議会会長に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

記

1. 平成24年度宮崎地方最低賃金の改正にあたっては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準の適切な反映、経済諸指標との整合性の確立、さらには中央水準との格差是正などを踏まえた上積みでの改正を図ること。
2. 宮崎県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保をはかること。
3. 最低賃金の履行確保のための監督にあたる労働基準監督官の増員などにより監督行政の抜本的強化を図り、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。
4. 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実をはかること。また、安定した経営を可能とする対策を早急に行うよう国に対し要請すること。

紹介議員	田口 雄二 西村 賢 徳重 忠夫 渡辺 創 井上紀代子 函師 博規 有岡 浩一 高橋 透 鳥飼 謙二 太田 清海 前屋敷恵美
摘要	

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月7日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（山下博三議員、高橋 透議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第11号上程 知事提案理由説明 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号、第2号追加上程 討論（議員発議案第1号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議員発議案第1号）（可決） 採決（議員発議案第2号）（可決）
9月8日	土		
9月9日	日		
9月10日	月	休 会	(議案調査)
9月11日	火		
9月12日	水	本 会 議	議案第12号～第23号追加上程 知事提案理由説明 代表質問（自由民主党・丸山裕次郎議員、 自由民主党・宮原義久議員）
9月13日	木		代表質問（新みやざき・西村 賢議員、 公明党宮崎県議団・新見昌安議員、 社会民主党宮崎県議団・鳥飼謙二議員）
9月14日	金		一般質問（後藤哲朗議員、右松隆央議員、河野哲也議員、 岩下斌彦議員）
9月15日	土		
9月16日	日		
9月17日	月		
9月18日	火	本 会 議	一般質問（徳重忠夫議員、清山知憲議員、十屋幸平議員、 凶師博規議員）
9月19日	水		一般質問（星原 透議員、蓬原正三議員、太田清海議員、 田口雄二議員） 議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 採決（議案第12号～第23号）（同意） 議案・請願委員会付託

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月20日	木	休 会	常任委員会
9月21日	金		
9月22日	土		
9月23日	日		
9月24日	月	休 会	常任委員会
9月25日	火		特別委員会
9月26日	水		(議事整理)
9月27日	木	本 会 議	<p>常任委員長審査結果報告</p> <p>討論 (議案第10号、第11号に反対、請願第20号採択に反対) (前屋敷恵美議員)</p> <p>採決 (議案第2号) (可決)</p> <p>議員発議案送付の通知</p> <p>議員発議案第3号追加上程</p> <p>議員発議案第3号提案理由説明(山下博三議員)</p> <p>採決 (議員発議案第3号) (可決)</p> <p>知事発言</p> <p>採決(議案第10号) (可決)</p> <p>採決(議案第11号) (可決)</p> <p>採決(議案第1号、第3～第9号) (可決)</p> <p>採決 (請願第20号) (採択)</p> <p>採決 (請願第23号) (不採択)</p> <p>採決 (請願第21号、第22号) (採択)</p> <p>採決 (継続調査案件) (委員長の申し出のとおり決定)</p> <p>議員発議案送付の通知</p> <p>議員発議案第4号～第12号追加上程</p> <p>討論 (議員発議案第8号に反対) (前屋敷恵美議員)</p> <p>採決 (議員発議案第8号) (可決)</p> <p>採決 (議員発議案第4号～第7号、第9号、第10号) (可決)</p> <p>議員発議案第11号提案理由説明(松村悟郎議員)</p> <p>質疑 (高橋 透議員)</p> <p>討論 (議員発議案第11号に反対) (太田清海議員)</p> <p>討論 (議員発議案第11号に賛成) (横田照夫議員)</p> <p>討論 (議員発議案第11号に反対) (前屋敷恵美議員)</p> <p>採決 (議員発議案第11号) (可決)</p>

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月27日	木	本 会 議	議員発議案第12号提案理由説明（中野一則議員） 討論（議員発議案第12号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議員発議案第12号）（可決） 議案第24号～第28号上程 知事提案理由説明
9月28日	金	休 会	（議案調査）
9月29日	土		
9月30日	日		
10月1日	月	休 会	（議案調査）
10月2日	火	本 会 議	議案第24号～第28号（決算認定）に対する質疑（前屋敷恵美議員） 議員発議案送付の通知 議員発議案第13号上程、採決（可決） 議案第24号～第28号決算特別委員会付託 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果） 決算特別委員会
10月3日	水		決算特別委員会
10月4日	木	休 会	
10月5日	金		（議事整理）
10月6日	土		
10月7日	日		
10月8日	月		
10月9日	火		（議事整理）
10月10日	水	休 会	決算特別委員会
10月11日	木		（議事整理）
10月12日	金	本 会 議	議会運営委員会委員の辞職許可 議会運営委員会委員の選任 決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第24号に反対）（前屋敷恵美議員） 討論（議案第24号に反対）（有岡浩一議員） 採決（議案第24号）（認定） 採決（議案第25号～第28号）（可決及び認定、または認定） 議員発議案送付の通知

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
10月12日	金	本 会 議	議員発議案第14号追加上程、採決 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 外 山 三 博

宮 崎 県 議 会 副 議 長 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 議 員 山 下 博 三

宮 崎 県 議 会 議 員 高 橋 透